

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目															
/	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費															
	3--4--6:振替 *4,037 SMBC(カケイカ)	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2">産経新聞</td> </tr> <tr> <td colspan="2">R3.3月分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">¥4,037-</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		産経新聞		R3.3月分		¥4,037-	
共通案分率	50%															
	25%															
それ以外の案分	100%															
案分の説明																
産経新聞																
R3.3月分																
¥4,037-																

2021年03月分

産経新聞 領収証

No. 1-213-0007-000

下山手通5-17
兵庫県庁3号館
兵庫県議会

公明党県民会議議員団 様

品 名	部	金 額
産経新聞セット※	1	4,037
合 計		¥ 4,037
※は軽減税率対象品目		(内消費税等¥299)

お知らせ 領収日2021年4月6日

新聞配達アルバイト募集中。
朝刊のみ、夕刊のみでも可。

毎度ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,037
(消費税 ¥299)

産経新聞三宮専売所
〒650-0011
神戸市中央区下山手通4-14-10
TEL: 078-392-1017

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

(令和3年4月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目									
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費									
2	3--4-23 振替	*4,037 SMBC(シブ)								
		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>毎日新聞 R3.4月分 ¥4,037-</td> </tr> <tr> <td>案分率</td> <td></td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	毎日新聞 R3.4月分 ¥4,037-
共通案分率	50%									
	25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明	毎日新聞 R3.4月分 ¥4,037-									
案分率										

4/23

読者	70-001-0141-000	No	01-004	領 収 証	2021 年 4 月 度
公明党・県民会議議員団 様					
銘 柄	部数	金 額	領 収 金 額		
毎日新聞 ※	1	4,037	4,037 円		
			上記金額正に領収いたしました。		
			内消費税	¥299	

8%対象 4,037 (内消費税 ¥ 299) ※は軽減税率の対象
10%対象 0 (内消費税 ¥ 0) であることを示します。

毎日新聞 神戸販売
神戸市中央区元町通5丁目3-1
TEL: 078-341-5553

毎度ご愛読ありがとうございます。各種金融機関での自動引落クレジットもご利用になれます。

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
3	3--4-26 振替	*8,937 777 79 1(SMFS)
		*8,937 -
	共通案分率	50%
		25%
	それ以外の案分	100%
	案分の説明	
	朝日新聞・ 日本経済新聞 R3.4月分	
	案分率	¥8,937 -

4/26

080 -0302 050	2021 年 4 月分	領収証
------------------	-------------	-----

下山手通5-10-1県庁3号館(2-5)

兵庫県議会 公明党・県民会議議員団 様

銘 柄	部数	金 額	合 計
朝 日 新 聞	※ 1	4037	8,937 円 (内消費税 662円)
日 本 経 済 新 聞	※ 1	4900	

金額には消費税を含みます。上記金額正に領収しました。

No.1022397

8%対象 8,937円 (内消費税 662円)※
10%対象 0円 (内消費税 0円)※
※は軽減税率の対象であることを示します。

朝日新聞兵庫販売株式会社
中央区中山手通4-18-27

神戸三宮店
TEL: 078-251-0223
FAX: 078-241-4586

毎度ご愛読ありがとうございます。お支払には便利な金融機関での自動引落もご利用になれます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目									
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費									
4	3--4-26 振替	*4,400 読売新聞(SMFS)								
		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>読売新聞 R3.4月分</td> </tr> <tr> <td>案分率</td> <td>¥4,400-</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	読売新聞 R3.4月分
共通案分率	50%									
	25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明	読売新聞 R3.4月分									
案分率	¥4,400-									

領 収 書

区域011 金戸0059 お問合せNo01599

お名前 議会公明党 県民会議議員団 様

下山手通4-17-3 TEL078-362-3727

兵庫県庁3号館3F

3年 4月分 振替

銘 柄	部 数	金 額	◇左記の通り領収しました
1 読売新聞セット	1	4,400	
2			
3			
合 計		4,400 円	領収日 年 月 日

読売センター東神戸 TEL078-341-4169

神戸市中央区花隈町2-2-3

領収印

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使途項目	共通案分率	50%
5	3--4-27 振替 *4,400 SMBC(コウバンリア)		25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		神戸新聞	
		R3.4月分	
		案分率	¥4,400 -

領収証

2021年04月分 No. 5-13-0184-000

県庁3号館 3F
兵庫県議会公明党・県民会議議員団 様

お知らせ	領収日 3年4月27日
4月より購読料を改定させて頂き ますので宜しくお願い致します。 毎度ご購読有難うございます。 左記の通り領収致しました。	
8%対象 ¥4,400(消費税 ¥325)	

銘柄	部	金額
神戸新聞ネット※	1	4,400
合計		¥4,400
※は軽減税率対象品目		

株式会社神戸新聞神戸中央販売
 〒660-0011
 神戸市中央区下山手通4丁目15-1
 TEL: 078-331-0218 FAX: 078-331-7114

領
神戸新聞
収

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使途項目									
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費	事務所費・事務費・人件費								
6	3--4--9 振込 3--4--9 振替	*33,000 W21 カニホフヨウイク *440 振込手数料								
		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>日本教育新聞 購読料 (2021/4 ~ 2022/3)</td> </tr> <tr> <td>案分率</td> <td>¥33,440-</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	日本教育新聞 購読料 (2021/4 ~ 2022/3)
共通案分率	50%									
	25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明	日本教育新聞 購読料 (2021/4 ~ 2022/3)									
案分率	¥33,440-									

4/9

請求書

年 月 日

様

「日本教育新聞」をご購読賜りまして厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げます。
※お支払い方法についてはこの請求書の裏面をお読みください。



株式会社 日本教育新聞社

代表取締役社長 林 幹 長

東京都港区白子 1-10-1
電話 03 (3) 889-7008

- 《お支払い先》
- ・振替払込
 - ・銀行振込

口座名義 株式会社日本教育新聞社

合計請求額	33,000 円	読者コード	70-141621	請求書番号	0004410071
-------	----------	-------	-----------	-------	------------

【お願い】 銀行からのご送金の際は、ご依頼人の前に上記の読者コードを入力してください。

(内税)		品名	部数	期間	金額	備考
前回請求額					33,000 円	2020/04-2021/03
今回入金額					33,000 円	
差引繰越額					円	
今回請求額	日本教育新聞	1部	12ヶ月分		33,000 円	2021/04-2022/03
合計請求額	日本教育新聞	1部	12ヶ月分		33,000 円	2021/04-2022/03

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	7		4/19		使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・ <u>広報広聴費</u> ・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				共通案分率	50%
						25%
					それ以外の案分	100%
					案分の説明	
					ひょう=公明	
					県議会2021年	
					春季号	
					案分率	¥3,361,600-
3--4-19		現金	パピス*3,	360,720		
3--4-19		現金		*880		

払戻請求書・預金口座振替による
振込受付書(兼振込手数料受取書)

お振込指定日 令和 年 月 日

▼郵便振替口座をご指定の場合は必ずご記入ください

お振込先	銀行名	預金種目	金額	支店名	支店
	漢字でご記入ください	漢字でご記入ください	漢字でご記入ください	漢字でご記入ください	漢字でご記入ください
お受取人	お名前	ご住所	消費税込手数料額		
	カタカナ名(姓と名の間は1マス空けてご記入ください。濁点()、半濁点()は一字としてご記入ください)	カタカナ名(姓と名の間は1マス空けてご記入ください。濁点()、半濁点()は一字としてご記入ください)	株式会社 三井住友銀行		

ご依頼人	お名前	ご住所
	カタカナ名(姓と名の間は1マス空けてご記入ください。濁点()、半濁点()は一字としてご記入ください)	カタカナ名(姓と名の間は1マス空けてご記入ください。濁点()、半濁点()は一字としてご記入ください)

株式会社 アドバンス 様

公明党 県民会議 議員 熱田 孝 様

日中のご連絡先 (78-362-3727)

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

1.全額他店券	他店券金額
2.全額本支	
3.一部他店券	
4.一部本支	

当行本支店への振り込みのために受け入れた上記の小切手等が不渡りとなったときは、その金額の振り込みを取り消し、その小切手等は権利保全の手続きをしないで本店において返却します。また、振込規定を店頭に掲示しておりますので、ご必要の方はお申し出ください。なお裏面に振替を掲載しております。

- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振り込みが遅延することがあります。
- 通信機器、回線の障害または郵便物の遅延等やむを得ない事由によって振り込みが遅延することもありますのでご了承ください。

消費税込手数料額 株式会社 三井住友銀行



このたびは三井住友銀行をご利用いただきまして、誠にありがとうございました。今後とも引き続きお引き立て賜りますよう、お願い申し上げます。お振り込みは速くて便利な自動サービス機をご利用ください。現金でのお振り込みは、平日 午後6時までお取り扱いいたします。キャッシュカードでのお振り込みは、平日 午後6時以降、土・日曜日、祝日もお取り扱いいたします。(一部店舗を除く)

2021年4月19日

納 品 書

公明党・県民会議 御中

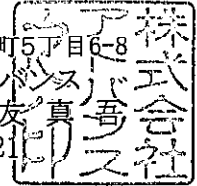
〒653-0813

神戸市長田区宮川町5丁目6-8

株式会社 アドバンス

代表取締役 長 友 真

TEL 078-597-7221



下記の通り納品致します。

請求合計金額 ¥3,360,720-				
納品日	品 名	数 量	単 価	金 額
2021/4/18	◆ひょうご公明 県議会2021年春季号 ※4月18日(日)朝刊折込			
	寸法/ BX3サイズ			
	用紙/ コート紙 68Kg			
	印刷/ カラー印刷 4/4			
	加工/ 2折			
	○デザイン版下制作費	1		200,000
	○印刷折加工費	268,000	5.90	1,581,200
	○新聞折込料	260,000	4.90	1,274,000
小 計 ①				3,055,200
消 費 税 (10%)				305,520
合 計				3,360,720

<振込先>

株式会社 アドバンス


御見積書

公明党・県民会議 御中

下記の通りお見積申し上げます。
 何卒御下命賜りますようお願い申し上げます。

件名/ 県議会ニュース 2021年春季号
 受渡期日/ 令和3年4月18日
 受渡場所/ 指定場所
 お引取条件/ お打ち合わせ
 有効期限/ 1ヶ月

株式会社 アドバンス
 神戸市長田区宮川町5丁目6-8
 TEL 078-597-7221
 FAX 078-597-7225



合計金額 下記の通りです。

摘要	数量	単位	単価	金額	備考
◆ひょうご公明 県議会ニュース 2021年春季号					
寸法/ BX3サイズ					
用紙/ コート紙 68Kg					
印刷/ カラー印刷 4/4					
加工/ 2折					
○デザイン版下制作費	1	式		200,000	
○印刷折加工費	268,000	部	5.90	1,581,200	
○新聞折込料	260,000	部	4.90	1,274,000	※4月18日朝刊折込

※消費税は含まれておりません。
 ※送料は含まれておりません。

小 計	3,055,200
消費税	305,520
合計金額	3,360,720



活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	公明党・県民会議 議員団
-----	-----------------

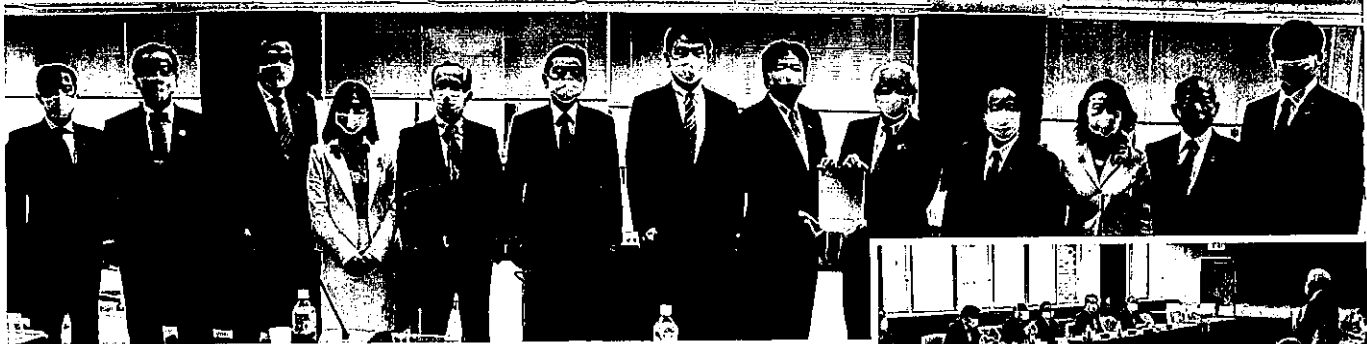
活動名	「ひょうご公明」県議会ニュース 2021年春季号			
活動概要	<p>○発行日 令和3年4月18日</p> <p>○発行部数 268,000枚</p> <p>○別添 「ひょうご公明 県議会ニュース 2021年春季号」参照</p> <p>○配布方法 4/18朝刊折込260,000部 残り 議員手持ち分 8,000部</p> <p>★案分率 100%</p>			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	デザイン版下制作費	200,000	4-7	
	印刷折加工費	1,581,200	ゝ	@5.90×268,000枚
	新聞折込料	1,274,000	ゝ	@4.90×260,000枚
	消費税	305,520	ゝ	
	振込手数料	880		
	合計	3,361,600		
備考	*添付書類 請求書 ひょうご公明 県議会ニュース 2021年春季号			

※この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」等を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。
 ※「活動概要」欄には、例えば①活動実施年月日、②場所、③行程、④目的、⑤相手方、⑥参加者、⑦結果・成果⑧広報誌発行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

小さな声を
カタチに!

令和3年度 兵庫県予算が成立!

公明党・県民会議議員団の実績紹介



令和3年度予算に対する知事への申入れ

議会や常任委員会での質問や提言、知事への申入れ、県の各担当部局への要望等の活動を通じ、県民の皆様からの声をカタチにするため全力で取り組んで参りました。その結果実現した数多くの実績からピックアップしてご紹介します。



知事ほか県幹部に要望を説明

不妊治療ペア検査助成事業 **新規**

少子化対策として、国において不妊治療への保険適用が令和4年度から実施される予定です。県議会公明党として、不妊治療の入り口として重要な不妊検査を夫婦で受診する場合に、費用を助成するように要望し、この度新たな助成制度ができました。不妊原因を早期発見し、効果的な治療に進むことが期待されます。

- 対象者** 県内在住者で初診日における妻の年齢が43歳未満。夫婦が揃って受診すること。
- 所得制限** 夫婦合算の前年の所得額が400万円未満
- 助成額** 検査費用の7割(自己負担3割)
- 助成回数** 1組1回限り
- 実施主体** 市町 ※県市協調事業として実施



重度障害者等の訪問看護療養費の助成制度を拡充

ある医療関係者の方から、重度障害者の訪問看護の利用に対する助成が他県はあるのに兵庫県はないので必要な訪問看護を受けられない方がいるとの声をお聞きしました。調べてみると全国でこの助成制度がないのは兵庫県だけということがわかり、知事に強く要望し、今年度から新しい助成制度が実現しました。

- 対象者** 福祉医療制度の重度障害者(身体障害者1・2級、重度の知的障害者、精神障害者保健福祉手帳1級)等
- 所得制限** 市町村民税所得割税額が23.5万円未満(世帯合算)等
- 自己負担額** 600円/日(月2回まで)等
- 実施時期** 令和3年7月
- 実施主体** 市町 ※県市協調事業として実施



がん患者アピランスサポート事業 **新規**

県議会公明党として推進した兵庫県の「がん対策推進条例」は令和元年に制定されました。総合的ながん対策を推進するための条例制定にあわせ、がん患者が社会との接点を増やすことを後押しする上で、治療による脱毛や乳房切除など外見変貌を補完する補正具の購入費用を補助すること訴えてきましたが、この度新規にアピランス(外見・容姿)サポート事業が実施されることになりました。

- 補助対象者** がん治療を受けて補正具を必要とする者
- 所得制限** 前年の所得額が400万円未満(※夫婦合算)
- 補助上限額** ●医療用ウィッグ(装着用ネット、医療用帽子含む) ……5万円(定額)
●乳房補正具(乳房保護補正下着) ……1万円(定額)
●乳房補正具(人工乳房) ……5万円(定額)
- 実施主体** 市町 ※県市協調事業として実施

骨髄等移植ドナー支援事業 **新規**

骨髄を提供するドナーは、事前の検診や骨髄提供時の入院等で仕事を何日も休む必要があるにも関わらず、ドナー個人への支援がないので先進他府県の事例に習って支援策を実施してほしいとの要望がありました。安心してドナー登録してもらうためにも重要な視点であることを本会議や予算要望で訴えた結果、新しい支援事業が実現しました。

- 補助対象** 骨髄等を提供した県内在住ドナー
- 対象経費** 2万円×骨髄提供に要した日(10日上限)
- 実施主体** 市町 ※県市協調事業として実施



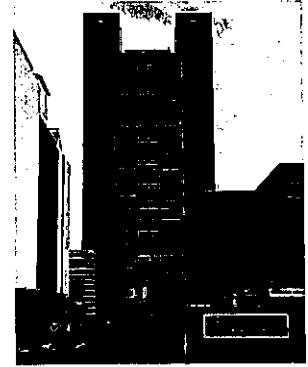
高齢者に対する特殊詐欺対策として 防犯機器を配布 拡充

兵庫県における特殊詐欺の被害件数が、昨年大幅に増加しました。被害者の約9割が60歳以上の高齢者になりますが、特殊詐欺対策として通話録音装置の設置が非常に効果の高いことがわかっています。昨年の予算編成で通話録音装置の設置補助を行うよう公明党・県民会議として強く要望していたところ、犯人グループの名簿に記載されている方を対象に、警察官が訪問して「簡易型警告・通話録音装置」を1万個無償で配布する事業が実現しました。コロナ禍に便乗した特殊詐欺等を防止するために、6000個を無償配布する事業が実施されることになりました。



こども家庭センター(児童相談所)が 2ヶ所開設しました!

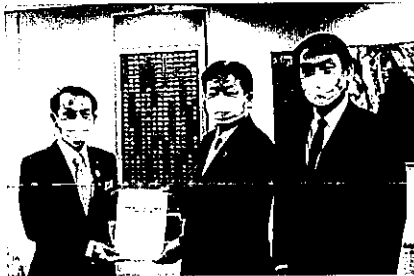
急増する児童虐待相談に迅速に対応するために、県下のこども家庭センターを増やして対応力を強化する必要があることを訴えてきました。昨年10月に加東市、本年4月に尼崎市の2ヶ所にこども家庭センターが開設され、迅速できめ細かな対応が強化されることになりました。



尼崎こども家庭センター(ひと咲きタワー内)

阪神南特別支援学校の整備へ

阪神南地域の、特別支援学校に通学する児童生徒数が学校定員を大幅に上回っており、今後も増加が見込まれる状況にあることから、求められる教育が実現できるよう、抜本的な対策として、新たな特別支援学校を早期に整備することを教育長に強く要望しました。早急に検討を進めて対応していく旨の回答がありました。



西上教育長に申入れ

夜間中学の受入れ地域拡大

夜間中学は最近では、外国籍の生徒の割合が多いほか、不登校などで十分な教育を受けられないまま卒業した人など多様な人の学びの機会を保障する場になっています。文科省も夜間中学の設置・充実を推進していく方針を打ち出しています。兵庫県には神戸市に2校、尼崎市に1校夜間中学がありますが、入学するには市内在住が条件でした。学ぶ意欲のある人に幅広く門戸を開くことを何度も県議会で訴え、本年4月から市外からの生徒を受け入れることになりました。



尼崎市立成良中学校琴城分校

兵庫県下の
夜間中学

- 神戸市立兵庫中学校北分校
- 神戸市立丸山中学校西野分校
- 尼崎市立成良中学校琴城分校

トピックス 「生理の貧困」問題 県立学校における生理用品の無償提供等を要望

本年3月4日、参議院予算委員会で「5人に1人の若者が金銭的理由で生理用品を買うのに苦労した」との結果が紹介され、日本でも生理の貧困の問題について実態を把握し、学校での無償配布など必要な対策を検討すべきであるとの議論をきっかけに、3月23日政府は予備費を活用しNPO法人などを通じて生理用品の無償配布を行うことを決定しました。これに先立ち、県議会公明党としても3月19日に教育長に対し、県立学校における無償配布と、市町教育委員会と課題を共有しコロナ禍で困窮する児童・生徒に対する負担軽減に取り組むよう要望した結果、教育委員会から各県立学校校長と各市町教育長あてに健康相談等の一層の徹底とともに、適切な配慮を行うよう事務連絡で通達されました。



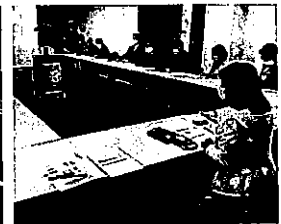
西田教育次長に申入れ

コロナ対応の最前線・医療現場を調査

全国初で整備された神戸市医療センター中央市民病院の新型コロナ専用病床について、現地での重症患者の受入れ状況等を視察。また県立西宮病院では、議員報酬と政務活動費の削減分を財源として購入された「パルス式キセノン紫外線照射ロボット」が消毒作業の負荷軽減に役立っているとお話を伺うとともに、病院関係者とコロナ患者の対応に関して意見交換を行いました。重症化させない手法や重症化患者への適切な対処法がある程度確立されつつある状況とのことでしたが、現場の生のお苦勞をお聞きしサポートを強化していく必要を感じました。



神戸市医療センター中央市民病院 新型コロナ専用病床



県立西宮病院にて意見交換

新型コロナウイルス対策に全力! 地元の声をもとに要望実現

公明党・県民会議として様々な対策を県に要望し、実現して参りました。

2020/3/27

生活や経済活動等への支援を要望

中小企業等への支援、医療体制・衛生環境の整備、教育・福祉面での支援の強化、情報提供・相談体制の強化等について申入れ。



2020/4/6

県立学校再開の延期を要望

(公明・自民・ひょうご県民連合3会派で要望)

感染拡大の不安が残る中、新学期からの学校再開方針に対して、休校延期を要望し実現。



2020/4/24

100㎡以下の学習塾や商業施設等への支援追加要望

(公明・自民・ひょうご県民連合3会派で要望)

休業要請事業者経営継続支援事業の支援対象外であった面積100㎡以下の事業者に対し、GW期間に休業要請を行い、支援金の支払いを実現。



2020/4/30

水道料金の免除を要望

県の企業庁が供給している市町の県営水道料金の免除が実現。



2020/6/15

議員報酬カット分を感染対策活用

(県議会として要望)

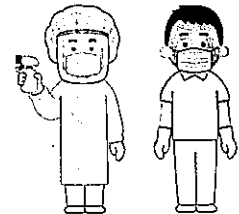
議会として議員の期末手当および政務活動費をそれぞれ15%削減。これを財源に感染対策への活用を知事に申入れ、県立病院の9病院に病室を消毒するロボットの導入が実現。



2020/7/10

第一線の方に慰労金支給を

医療、介護、障害福祉等の従事者への慰労金について、県独自の基準を検討していたことに対し、国の基準に沿って幅広く対象を拡充するよう要望し、支給が実現。



2021/1/8・2021/1/20

感染急拡大・緊急事態宣言再発出に対し更なる感染防止対策等を要望

- 病床確保、宿泊療養施設の活用
- 軽症者の容態変化に対応できる体制構築
- 飲食店のデリバリー・テイクアウト利用促進キャンペーン実施
- ワクチン接種体制の構築
- 中小企業等への支援策

国の2021年度予算編成に対する要望活動

国の予算編成に対する要望活動として、西村経済再生担当大臣、赤羽国土交通大臣、山本厚生労働副大臣、鰐淵文部科学大臣政務官、黒田総務省事務次官に直接面会して要望書を手渡しました。コロナ禍の影響による景気低迷を受け、県税収入の大幅な減少見込みへの対応としてリーマンショック時以上の財政的な支援を要請するとともに、県内の基幹道路ネットワーク整備や防災・減災対策の推進、情報通信基盤整備などのハード事業整備に関する交付金創設や、コロナ対策のための特措法の見直し等を要望しました。



西村経済再生担当大臣に要望書を提出



赤羽国土交通大臣に要望書を提出

新型コロナウイルス対策に関する実績

①がんばるお店・お宿応援事業

昨年度実施し好評であった本事業を、今年度も更に支援を強化すべきと主張し実現。飲食店等の事業継続と感染症の蔓延防止対策として、店内の感染防止対策費やテイクアウト・デリバリー等の取組みを支援します。予算額は昨年度の倍以上の13億7千万円と大幅増になっていますので、積極的にご利用ください。



- 対象者** 飲食店・宿泊業者を含む中小事業者
- 対象事業** テイクアウト・デリバリーの実施、地元食品を使用した新商品開発、感染防止対策
- 補助対象期間** 令和3年4月1日～6月末 **補助額** 定額(上限10万円/1店舗あたり)

※詳細は、兵庫県中小企業団体中央会のホームページをご覧ください。【お問い合わせ先】078-595-9008

②商店街の支援事業

消費の落ち込みからの回復に向けた商店街の活性化策の取組みが必要であることを訴え、既存事業の拡充や新規事業の実施が実現。

商店街お買い物券・ポイントシール事業 拡充

昨年度約10億の予算で実施していた本事業予算を、2月補正予算で更に約10億円追加。

- 事業内容** 商店街等のプレミアム付商品券発行及びポイントシール事業による地域商業支援
- 対象者** 商店街等
- 対象経費** 商品券プレミアム分、ポイントシールプレミアム分、イベント実施費、商品券・参加店マップ作成費等
- 件数** 300団体



商店街買い物アシスト事業 新規

買い物弱者対策や新規顧客獲得による商店街の活性化策として、ECサイトを活用した共同宅配、移動販売、御用聞き・共同宅配、買い物送迎車の運行、高齢者等の買い物サポートについて支援を行う。

- 対象者** 商店街・小売市場、商工会・商工会議所、商業者グループ
- 対象事業** 移動販売、御用聞き・共同宅配事業、ECサイトを活用した共同宅配事業、買い物送迎の運行、来街された高齢者のサポート支援
- 補助期間** 5年
- 補助率** 1～3年目 1/2 4・5年目 1/3
- 補助限度額** 1～3年目 300万円(単独実施)加算要件あり限度額600万円
4・5年目 200万円(単独実施)加算要件あり限度額400万円
- 件数** 6件

③社会福祉施設や県立病院のオンライン面会用のタブレット等購入支援を実現

コロナ禍で施設や病院にいる方と面会ができない状況が続いていましたが、利用者のご家族や民間病院の医師等からせめてオンラインでの面会ができるように環境整備してほしいとの要望を受け、議会質問や申入れを行い、タブレット等の購入費支援(約50万円)や、導入におけるノウハウ提供等を行い、迅速かつ円滑な導入が実現しました。昨年末時点で、約8割の施設がオンライン面会を実施しています。



兵庫県議会 公明党・県民会議 HYOGO KOMEI MEMBER 大衆とともに!

- | | | | | | | |
|---------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|------------------------|
| 団長
松田 一成
神戸市兵庫区・5期 | 副団長
岸本 かずな
加古川市・4期 | 幹事長
谷井 いさお
尼崎市・4期 | 副幹事長
あした 賀津美
神戸市北区・3期 | 政調会長
越田 浩矢
神戸市長田区・8期 | 副政調会長
坪井 謙治
伊丹市・2期 | |
| しのぎ 和良
川西市及び川辺部・4期 | 伊藤 勝正
明石市・3期 | 島山 清史
神戸市須磨区・4期 | 天野 文夫
姫路市・2期 | 竹尾 ともえ
西宮市・1期 | 柴田 佳伸
姫路市・1期 | 小泉 弘喜
尼崎市・1期 |

WEBサイトで情報発信しています。
兵庫県議会 公明党・県民会議 議員個人ホームページ

ご紹介した各事業の詳細は、県のホームページをご覧ください。
兵庫県ホームページ

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費	事務費 人件費
8	3--4--2 振込 3--4--2 振替	共通案分率 50% 25%
		それ以外の案分 100% 案分の説明 来客用コーヒー 案分率 ¥5,836 × 25% = ¥1,459 - * 共通案分率を適用 * 請求書参照
4/2	*5,616 W21 カ)2122 122 *220 振込手数料	

請 求 書

〒 650-0011
神戸市中央区下山手通
5-10-1

株式会社 春秋珈琲



兵庫県議会公明党県民会議議員団 御中

〒652-0815 神戸市兵庫区三川口町2-3-5

TEL 078-578-8886

FAX 078-578-8886

振込銀行

カ) シュンジュウコウボウ

縮	日	御得意先コード	御請求先コード	担当者	請求書 No	頁
	2021年03月25日	003024	003024	000003	00038236	1

前回御請求額	今回御入金額	御繰越額	今回御買上額	今回消費税	税込御買上額	今回御請求額
2,808	2,808	0	5,200	416	5,616	5,616

月日	伝票 No	商 品 名	単 位	数 量	単 価	金 額
03/02	00141098	HOTｺｰﾋｰ(DX) ※	Kg	1.00	2,600	2600
03/10	00060626	入金 振込				△2808
03/24	00141397	HOTｺｰﾋｰ(DX) ※	Kg	1.00	2,600	2600
		8.00 % 対象 ※ ※は軽減税率対象品目		(税抜) 5,200	消費税	416

上記の通り御請求申し上げます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

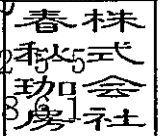
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費 人件費		
9	3--4-27 振込 3--4-27 振替	*2,808 W21 カ)カ)カ)カ)カ) *220 振込手数料	共通案分率 50%
			それ以外の案分 100%
4/27			案分率 来客用コーヒー $¥3,028 \times 25\%$ $= ¥757$ * 共通案分率を適用 * 請求書参照

請 求 書

〒 650-0011
 神戸市中央区下山手通
 5-10-1

株式会社 春秋珈房



兵庫県議会公明党県民会議議員団 御中

〒652-0815 神戸市兵庫区三川口町2-5-8
 TEL 078-578-8886
 FAX 078-578-8886

振込銀行 XXXXXXXXXX カ) シュンジュウコウボウ

縮 日	御得意先コード	御請求先コード	担 当 者	請 求 書 No	頁
2021年04月25日	003024	003024	000003	00038416	1

前回御請求額	今回御入金額	御 繰 越 額	今回御買上額	今回消費税	税込御買上額	今回御請求額
5,616	5,616	0	2,600	208	2,808	2,808

月 日	伝 票 No	商 品 名	単 位	数 量	単 価	金 額
04/07	00060860	入金 振込				△5616
04/22	00141793	HOTコーヒ-(DX)	※ Kg	1.00	2,600	2600
		8.00 % 対象 ※は軽減税率対象品目	※ (税抜)	2,600	消費税	208

上記の通り御請求申し上げます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使途項目													
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費	人件費												
10	3--4-27 振替 *22,614 SMBC(アスクル)	<table border="1"><tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td></td><td>25%</td></tr><tr><td>それ以外の案分</td><td>100%</td></tr><tr><td>案分の説明</td><td>アスクル 来客用お茶代 3月分 ¥16,292 × 25% = ¥4,073</td></tr><tr><td>※</td><td>共通案分率を適用</td></tr><tr><td>※</td><td>請求書参照</td></tr></table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	アスクル 来客用お茶代 3月分 ¥16,292 × 25% = ¥4,073	※	共通案分率を適用	※	請求書参照
共通案分率	50%													
	25%													
それ以外の案分	100%													
案分の説明	アスクル 来客用お茶代 3月分 ¥16,292 × 25% = ¥4,073													
※	共通案分率を適用													
※	請求書参照													
4/27														

アスクルご請求書

2021年03月31日締切分

650-0011 郵便区内特別
 兵庫県神戸市中央区
 下山手通5-10-1
 県庁3号館3階



お問い合わせ番号 20706592

兵庫県議会公明党

様

B1 143996# 00001/00001 20706592 U AB



00227109 C11-U1

アスクル担当販売店

株式会社明光堂
 アスクル事業部
 兵庫県神戸市兵庫区
 塚本通5-2-3



645915 002

TEL: 078-576-6288

担当: アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

当月ご請求額 **22,614円**

うち消費税等 (1,780円)

対象期間	2021/03/01 ~ 2021/03/31
当月お買い上げ金額	22,782円
当月返品金額	0円
当月値引金額	-168円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

TEL: 078-362-3727

FAX: 078-371-1883

お買い上げいただきましてありがとうございます。
 記載の通り、ご請求申し上げます。

お支払い日 ▶ 2021年 04月 27日
 お支払い方法 ▶ 自動引落

金融機関	
支店	
お引落口座	

ヒヨコ*ケンキ*カイゴ*メイトリ*ケンミン*カイキ*カンソ

上記ご指定の口座よりお引落しさせていただきます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/グリーン
03/02 17505077 P23-2174 コーヒーフレッシュ (セレニータ) 脂肪分1/2 4.5ml 1 645-201 おーいお茶 緑茶 350ml 1セット (48本) 985-464 いろはす 285ml 1セット (48本: 24本入×2箱)	2 1 1	253 4,344 3,357	○ 506 ○ 4,344 ○ 3,357 *小計* 8,207	控室・受付様ご発注分	軽 8.0 * 軽 8.0 軽 8.0
03/10 19232590 847-6105 プロフェッショナルユース モカブレンド 1袋 (1kg) 272-109 クリアーホルダー 1セット (30枚入)	1 2	1,053 286	○ 1,053 △ 572 *小計* 1,625	控室・受付様ご発注分	軽 8.0 10.0
03/22 21506770 985-464 いろはす 285ml 1セット (48本: 24本入×2箱) 881-076 おーいお茶 さらさら緑茶 1袋 (40g) 542-680 VI スーパーホワイト+ A4 1箱 (500枚入×10冊)	1 1 1	3,357 486 3,165	○ 3,357 ○ 486 △ 3,165 *小計* 7,008	控室・受付様ご発注分	軽 8.0 軽 8.0 10.0 *
03/26 22507109 130-650 修正テープ モノYX 交換カートリッジ 5ミリ幅 10個入 161-8138 ティッシュ MOCHA 5カラー 200W 1パック	1 1	1,798 357	△ 1,798 357 *小計* 2,155	→ 団費 控室・受付様ご発注分	10.0 * 10.0
03/29 22994788 432-955 祝儀袋 大阪折赤白7本 1105-5 1パック (5枚入) 985-464 いろはす 285ml 1セット (48本: 24本入×2箱) 917-6636 4月おすすめ商品5%OFFクーポン!	2 1 1	215 3,357 -168	○ 430 ○ 3,357 ○ -168 *小計* 3,619	→ 団費 控室・受付様ご発注分	10.0 軽 8.0 軽 8.0
○ 飲み物代 16,292		△ 事務用品 5,535			

税率の前に「軽」を表示している明細は、軽減税率対象です。

裏面もご覧ください。▶

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
11	3--4-27 振替	*22,614 SMBC(アスクル)
4/27		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		アスクル 事務用品 3月分 #5,535 × 50% = ¥2,767
		* 共通案分率を適用
		* 請求書参照
		請求書の原本は No. 4-10 に 添付しております

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費	
12	3--4-20 振替	*29,700 (RL) のツウケヨウカイ
4/20		

案 分 率	共通案分率	50%
		25%
	それ以外の案分	100%
	案分の説明	複合機パフォーマンス チャージ料 ¥29,700×50% =¥14,850
	*	共通案分率を適用
	*	請求書参照

請求書

〒 650-0011
 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

御中

16800000

株式会社



神戸支店

〒651-0086 神戸市東灘区西宮ふじのくに1番23号
 Phone: 078-265-2300 Fax: 078-265-2302
 取引銀行

担当者	検収

毎度格別のお引立て預かりありがとうございます。

下記の明細の通り御請求申し上げます。

(自動引落)

■請求締切日 2021/ 3/31 ■お支払予定日 2021/ 4/20 ■当月お買上高合計 29,700

前回請求額	ご入金額	繰越金額	当月お買上高		合計請求額	当月ご請求額
			税抜御買上額	消費税		
30,166	30,166	0	27,000	2,700	29,700	¥ 29,700

【*】は税込/【軽】は軽減税率

年月日 問合番号	商品・規格	数量	単価	お買上高 消費税	お支払高	摘要
2021/ 3/ 8 0000302878	パフォーマンスチャージ料 MPC4001か好ヨ 619839 伝票単位消費税	1	27,000 (10%)	27,000 2,700		
	【伝票計】			29,700		
2021/ 3/22 0000100606	自動引落-リコーリース20日				30,166	
	【伝票計】					
	《総合計》	税抜合計	消費税	合計		
		27,000	2,700	29,700		
	税率内訳(10.00%)	27,000	2,700	29,700		
	以下余白					

累計		¥29,700	¥30,166
----	--	---------	---------

パフォーマンス契約書

締結日 2017年10月17日



は、この契約に記載される乙製造にかかる電子写真複写機（以下、「機械」といいます）の「パフォーマンス」に関して次の通り契約を締結し、この契約成立の証として本書2通を作成の上、甲乙各1通を保持します。

乙 住所 東京都中央区銀座八丁目13番1号
氏名 株式会社リコー

甲 兵庫県議会 公明党 県議会議員
〒650-8567
住所 神戸市中央区下山手通5-10-1
氏名 松公田 一成

(乙の代理人)
住所 神戸市中央区銀座八丁目1-23
氏名 株式会社リコー

別表(1) 「パフォーマンスチャージ」およびその計算方法

- 「パフォーマンスチャージ」(1ヵ月当りの料金)
 - 下記(1)と(2)のうち高価な金額を「パフォーマンスチャージ」とします。

①モノカラーモード	②フルカラーモード	③フルカラープリントモード
イ) 1~500カウント迄	イ) 1~1,000カウント迄	イ) 1~1,000カウント迄
ロ) 501~2,000カウント迄	ロ) 1,001~3,000カウント迄	ロ) 1,001~3,000カウント迄
ハ) 2,001カウント以上	ハ) 3,001カウント以上	ハ) 3,001カウント以上

 ※フルカラープリントモードは、プリンタースキャナーユニットが装着された「機械」で使用されます。
 - テスト・不良出力の控除
 - モノカラーモードは、不良出力分として使用カウント数の2%を控除したカウント数をもって上記に従い「パフォーマンス」の計算を行います。
 - フルカラーモードは、不良出力分として下記3. (3)により計算される使用カウント数の3%を控除したカウント数をもって上記に従い「パフォーマンス」の計算を行います。
 - モノカラーモードは、不良出力分として使用カウント数の3%を控除したカウント数をもって上記に従い「パフォーマンスチャージ」の計算を行います。
 - 「パフォーマンスチャージ」の計算方法
 - 「パフォーマンスチャージ」の計算に使用するカウンターは、「機械」に装着されたカウンターのうち、別表(2)の開始時カウンター値より数値が記入されているカウンターとします。なお、最初の「パフォーマンスチャージ」の計算は、別表(2)記載の開始時カウンター数値より計算されます。
 - モノカラーモードおよびフルカラープリントモードの「パフォーマンスチャージ」の計算は、「機械」1台毎、1ヵ月当りの使用カウント数に依り行われます。
 - モノカラーモードの「パフォーマンスチャージ」の計算は、「機械」1台毎、1ヵ月当りのフルカラーカウンターの使用カウント数からフルカラーモードの使用カウント数を控除したカウント数に依り行われます。フルカラーカウンターのカウンタースキャナーユニットが装着された「機械」については、フルカラーモードの使用カウント数を0とみなして計算します。
 - 計測の精度向上のため、本契約締結日より毎月締結日に被検機にカウンター数値を確認し、確認されたカウンター数値に基づき「パフォーマンス」の計算を行います。
 - 本契約締結日より1ヵ月経過した日から、所定の締結日の期間が1ヵ月に満たない場合は、この期間の「パフォーマンスチャージ」は、乙の定める方法により計算されるものとします。
- ※カウンターは、出力(コピー・ファックス・プリンター等の出力含む)1両毎に使用されたカウンターが1カウント進みます。両面出力の場合は、1両面出カウンスに使用されたカウンターが2カウント進みます。

別表(3) リモートサービスに関する特約

- 本特約は、「機械」に、次に定める「リモートサービス」が提供される場合に適用されるものとします。
- 「リモートサービス」の範囲
 - 「リモートサービス」とは、「機械」に内蔵された機能、または別途乙の定める装置を用いてパフォーマンスの一部を提供するサービスをいい、以下の各号に定める内容の全部または一部により構成されます。
 - カウンター自動診断サービス
 - 故障診断サービス
 - 「機械」の自己診断機能により故障が判別された場合、どの箇所でのどのような故障が発生したかを乙の管理センターに自動通知するサービス
 - 「機械」からのボタン操作で直接乙の管理センターへ修理依頼連絡ができるサービス
 - 「機械」の運用履歴および定期的な情報取得結果をもとに、「機械」の状態を診断するサービス
 - リモートファーム更新
 - 「機械」の運用履歴を乙から「機械」のファームウェアを取得し、実行するサービス
 - インターネットを介して乙から「機械」のファームウェアを取得し、実行するサービス
- 「リモートサービス」の実施にあたり、甲乙別添付の上、甲の使用している会社ネットワークのいずれかを利用してこれを乙の管理センターと接続するものとします。
 - 甲は、「リモートサービス」の実施に必要となる事項について、乙の指示に従い協力するものとします。また、「リモートサービス」に必要な設定等を行う場合、甲は、当該設定等に必要となる情報を無断にて乙に提供するものとし、乙は、当該情報に基づきこれを行うものとします。
- 本特約の終了
 - 「リモートサービス」の提供にあたり特約が必要場合は、乙は甲に対して、別途保証書(以下、貸与された装置を「装置」といいます)するものとします。この保証書は、甲の同意を得た上で「装置」の設置を行うことと同意するものとします。
 - 「装置」の設置および回収にかかる費用は、原則として乙の負担とします。ただし、「装置」の運用に必要な電気代については、甲の負担とします。

別表(4)

「リモートサービスに関する特約」に同意しないことを確認します。	ご担当者印又はサイン
---------------------------------	------------

※上記に印又はサインがある場合は、別表(3)「リモートサービスに関する特約」の条項は適用されません

別表(2) 機械/設置場所

機種名	Image MP C1001 SP4	機番	3018 819839
-----	--------------------	----	-------------

企業名	カナ	事業所	カナ
設置部課	カナ	担当者名	カナ
住所	〒610-0001 京都府京都市中京区		
設置部課直通電話番号	代表電話番号		

カウント開始日	西暦) 年 月 日
フルタイムカウンター	
モニターカウンター	
フルカラーPカウンター	
カウンター確認日	1:10日 2:15日 3:20日 4:末日

【パフォーマンス契約条項】

1. 条(目的)

2. 条(パフォーマンス)

3. 条(パフォーマンスの対象機種)

4. 条(設置場所)

5. 条(パフォーマンスの提供)

6. 条(パフォーマンスの保証)

7. 条(適用除外)

8. 条(その他)

9. 条(その他)

10. 条(その他)

11. 条(その他)

12. 条(その他)

13. 条(その他)

14. 条(その他)

15. 条(その他)

16. 条(その他)

17. 条(その他)

18. 条(その他)

19. 条(その他)

20. 条(その他)

21. 条(その他)

22. 条(その他)

23. 条(その他)

24. 条(その他)

25. 条(その他)

26. 条(その他)

27. 条(その他)

28. 条(その他)

29. 条(その他)

30. 条(その他)

31. 条(その他)

32. 条(その他)

33. 条(その他)

34. 条(その他)

35. 条(その他)

36. 条(その他)

37. 条(その他)

38. 条(その他)

39. 条(その他)

40. 条(その他)

41. 条(その他)

42. 条(その他)

43. 条(その他)

44. 条(その他)

45. 条(その他)

46. 条(その他)

47. 条(その他)

48. 条(その他)

49. 条(その他)

50. 条(その他)

51. 条(その他)

52. 条(その他)

53. 条(その他)

54. 条(その他)

55. 条(その他)

56. 条(その他)

57. 条(その他)

58. 条(その他)

59. 条(その他)

60. 条(その他)

61. 条(その他)

62. 条(その他)

63. 条(その他)

64. 条(その他)

65. 条(その他)

66. 条(その他)

67. 条(その他)

68. 条(その他)

69. 条(その他)

70. 条(その他)

71. 条(その他)

72. 条(その他)

73. 条(その他)

74. 条(その他)

75. 条(その他)

76. 条(その他)

77. 条(その他)

78. 条(その他)

79. 条(その他)

80. 条(その他)

81. 条(その他)

82. 条(その他)

83. 条(その他)

84. 条(その他)

85. 条(その他)

86. 条(その他)

87. 条(その他)

88. 条(その他)

89. 条(その他)

90. 条(その他)

91. 条(その他)

92. 条(その他)

93. 条(その他)

94. 条(その他)

95. 条(その他)

96. 条(その他)

97. 条(その他)

98. 条(その他)

99. 条(その他)

100. 条(その他)



料金変更に関する覚書

締結日 2015 年 7 月 14 日

〒650-8567
 住所 兵庫県神戸市中央区
 下山手通五丁目1番1号
 甲 名称 兵庫県議会
 署(記)名者 幹事長 (印)

住所 東京都中央区銀座八丁目13番1号
 乙 名称 株式会社リコー

住所 神戸市中央区珠玉通6丁目1-23
 乙の代理人 名称 株式会社リコー 神戸支店
 取締役 支店長 (印)
 署(記)名者

申および乙は、甲乙間で締結されたMPC4001(機番: 619839 / 2011年10月14日納入)の「パフォーマンス契約書」(以下、原契約という)の条件について以下の通り合意したため本覚書を締結します。尚、別段の定めのない限り、本契約で用いる用語は、原契約と同一の意味で用いるものとします。

1. 原契約別表(1)に定める(「パフォーマンスチャージ」およびその計算方法)の1. 「パフォーマンスチャージ」に係る単価を、以下の通りとします。

「パフォーマンスチャージ」(1ヵ月当たりの料金)
 下記、(1)と(2)のどちらか高い金額を、月額料金とします。

(1) 基本料金 6,600円

(2) カウント料金

<1カウントの料金>

1) フルカラーコピー

イ)	1 ~	1,500カウント迄	16.6円
ロ)	1,501 ~	5,000カウント迄	13.8円
ハ)	5,001カウント以上		11.5円

2) モノカラー総出力

イ)	1 ~	2,000カウント迄	2.9円
ロ)	2,001 ~	5,000カウント迄	2.3円
ハ)	5,001カウント以上		2.1円

3) フルカラープリント

イ)	1 ~	1,500カウント迄	13.8円
ロ)	1,501 ~	5,000カウント迄	11.5円
ハ)	5,001カウント以上		10.1円

2. 甲が本覚書の解約を希望する場合は、乙はこれを承諾するものとします。尚、この場合、乙が甲の解約通知を受領してから60日以降に訪れる最初の締結日に行なわれる「パフォーマンスチャージ」の計算より、原契約に規定されている「パフォーマンスチャージ」が適用されるものとします。

3. 本覚書の有効期限は、本覚書締結日より1年間とし、期間満了の2ヵ月前までに甲または乙より終了の意思表示なき限り、本覚書は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。ただし、本覚書有効期限内といえども次の各号のいずれかに該当する場合は、本覚書は終了するものとし、
- (1) 前項に基づき本覚書が解約された場合
 - (2) 原契約が終了した場合
4. 本覚書締結以前に、原契約に関して「パフォーマンスチャージ」の変更に関する覚書が甲乙間にて締結されている場合には、甲および乙は当該締結済覚書が本覚書締結日をもって効力を失うことを確認します。
5. 本覚書に定めるほかは、原契約の通りとします。 以上

■《参考》接続機器／サービス情報

機種
機番

MPC4001
619839

接続機器／サービス

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
13	3--4--9:振込: *22,000:W21カ)セツツコ	共通案分率 50% 25%
		それ以外の案分 100% 案分の説明 ZENRIN GISセレクション 利用料 3月分 ¥22,000×50% ¥11,000 ※共通案分率を適用 ※請求書参照
4/a		

請求書

No. J2010001015-6

2021年3月31日

様

兵庫県議会公明党・県民会議

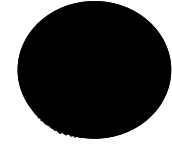
お客様コードNO. 78362372700

〒650-8567
兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1
県庁3号館

TEL : 0783623727

株式会社ゼンリン

神戸営業所
〒651-0087
兵庫県神戸市中央区御幸通4-2-20
三宮中央ビル1F
TEL 078-252-3223
FAX 078-252-1633
所長 三好 信治



下記のとおりご請求申し上げます。

お支払い方法	集 金 ・ 振 込
お支払い予定日	2021年 4月 30日

振込先銀行

口座名義 株式会社ゼンリン 神戸営業所

お振込みの際の手数料はご負担願います。

注文書番号	
納品書番号	J2010001015-6
納品日付	検収日付

合計金額 **¥22,000-** (消費税等込み)

商 品 名	種 別	単 価	数 量	金 額
GIS Application Data Online		10,000	1	10,000
ペーjマップ TOWNII (配信) 兵庫県		10,000	1	10,000
小 計				20,000

御買上金額	消費税等	御買上合計金額	御入金額	御請求額
20,000	2,000	22,000	0	22,000

【備考】

3月分

本伝票に記載されましたお客様の個人情報は、アフターサービス、各種キャンペーンのご案内のために利用させていただきます。

【新規用】

ZENRIN GISセレクション 利用確認書

兵庫県議会 公明党・県民会議 御中

確認日: 2019年10月29日
 契約No: ZNET416028000-1909-5003

019年9月27日付「ZENRIN GISセレクション 利用申込書」
 に対して、裏面記載の【ZENRIN GISセレクション】利用約款
 第4条第2項に基づき、貴社と当社間に、下記の通りサービス契約が
 成立したことを確認します。

住所: 兵庫県神戸市中央区御幸通4丁目2-20三宮中央ビル1F
 名称: 株式会社ゼンリン神戸営業所
 役職: 所長
 氏名: 三好 信治

<記>

利用態様

貴社の下記部署において、利用されます。

	利用部署名	利用目的	台数
1	兵庫県議会 公明党・県民会議	政務活動の業務用途に利用	1
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
計			1台

利用期間

2019年10月1日から1年間とします。但し、期間満了の3ヶ月前までに貴社又は当社から
 別段の意思表示がない限り、同一条件にて更に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

利用料金

月額利用料 20,000 円 (消費税及び地方消費税別途)

支払方法

月末締翌月末振込

主任担当者

部署/氏名: 越田 浩矢

TEL: [REDACTED]

Email: [REDACTED]

(主任担当者様へゼンリンから各種商品のご案内を送付する場合があります。)

その他特記事項

当社から貴社に対しID等を交付した日から本サービス利用期間開始日の前日までは検証期間とします。

ZENRIN GISセレクション 利用確認書(詳細①)

利用部署名	兵庫県議会 公明党・県民会議
-------	----------------

台数	1
----	---

利用地区	兵庫県				

<記>

1. 利用態様詳細

- ・ベースマップ
ベースマップ TOWNII
- ・コンテンツ
- ・アプリケーション
GIS Application:Data Online

2. 利用料金

金額
月額利用料 20,000 円(消費税及び地方消費税別途)

【GISセレクトション】利用約款

第1条 (総則)

1. 本約款の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いられるものとする。

- (1) 「ID等」 本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。
- (2) 「アクセス権者」 対象機器を使用するお客様の従業員であり、かつ、ID等を使ってアプリケーションから本システムにアクセスする者をいいます。
- (3) 「お客様」 本約款の内容を承諾の上、本約款に基づきゼンリンに対して本サービスの利用を申込み、ゼンリンが承諾した者を含みます。
- (4) 「サービス契約」 本サービスに関してお客様及びゼンリン間で締結する契約をいいます。本約款、並びにお客様からゼンリンに提出される「GISセレクトション」利用申込書(以下「申込書」といいます)に対してゼンリンがお客様に発行する「GISセレクトション」利用承諾書(以下「承諾書」といいます)に定める内容をいいます。
- (5) 「ゼンリン」 株式会社ゼンリンをいいます。
- (6) 「対象機器」 お客様の社内LANに接続された端末機器及び使用目的の利用に限った端末機器をいいます。
- (7) 「本サービス」 ゼンリンがサービス契約に基づき提供するアプリケーション、ベースマップ及びコンテンツの総称をいいます。
- (8) 「本サービス等」 次のサービス及び製品の総称をいいます。
 - ① サービス
 - ② サービスに付随する説明書、情報、資料その他
 - ③ サービスの利用上の疑問点、不具合等に関し、次のサイト及び電話番号にて、お客様からの問い合わせに対して回答するサービス(以下「サポートサービス」といいます。但し、電話による対応はゼンリンの営業時間(月曜日から金曜日の9時30分から17時までの時間内)であり、かつ、年末年始・祭日及びゼンリンの定める休日は除く。)内に限るものとし、
(URL) <https://www.nus.zenrin.co.jp/iv/pub/for/zasupport>
(TEL) 03-5259-5151
- (9) 「本システム」 本サービスを提供するためにゼンリンが管理・運用する WWW サーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。
- (10) 「ベースマップ」 サービス契約に基づきゼンリンからお客様に提供される、確認書記載のベースマップをいいます。
- (11) 「コンテンツ」 サービス契約に基づきゼンリンからお客様に提供される、確認書記載のコンテンツをいいます。
- (12) 「アプリケーション」 サービス契約に基づきゼンリンからお客様に提供される、確認書記載のアプリケーションをいいます。なお、確認書に記載されていない場合は、お客様がベースマップ及びコンテンツ利用のために別途用意するその他のアプリケーションをいいます。当該アプリケーションについては本約款が適用されないものとし、当該アプリケーションについてお客様が、アプリケーションに予め備えられた機能を利用して、対象機器上に保存する情報をいいます。

第2条 (約款の適用)

本約款は、第4条に従い、確認書の記載内容とともに、お客様とゼンリン間の本サービスに関するサービス契約の内容を構成するものとし、本サービスをお客様が利用することに一切に適用されるものとする。

第3条 (本サービスの内容)

ゼンリンは、本サービス等の内容及び利用料を変更することができるものとし、変更にあたっては、ゼンリンは、緊急に変更を行う必要がある場合を除き、変更内容をお客様に事前通知するものとする。

お客様に対する具体的なサービス内容及び当該サービスの利用料金はサービス契約に定める通りとする。

第4条 (サービス契約の成立)

お客様は、申込書に必要事項を記載の上、ゼンリンに提出して、本サービスのサービス契約の申込みを行うものとする。なお、お客様は本約款の上記の申込みを行うものとし、お客様が申込みを行った時点で、ゼンリンは、お客様が本約款の内容を承諾しているものとみなす。

サービス契約は、ゼンリンが前項の申込書を受領した後お客様に承諾書を発行した時点で成立するものとする。

サービス契約の内容は、本約款及び承諾書によって定められるものとする。なお、本約款と承諾書の規定が異なる場合、特に承諾書に「本約款の適用をしない旨」を記載し、本約款の規定が優先するものとする。

第5条 (サービス契約の有効期間)

サービス契約の有効期間は、サービス契約の成立日から、承諾書に定める利用期間が満了する日までとし、お客様は当該有効期間中、本サービスを使用するものとする。

第6条 (契約の解除)

お客様が次の各号のいずれかに該当する場合、ゼンリンは、サービス契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) サービス契約に違反し、ゼンリンが承諾した違反の是正を催告した後10日以内に是正されない場合。
- (2) 申込書その他各種書類の記載内容が事実と異なる場合。
- (3) 手形、小切手を不渡りとし、又は支払停止になった場合。
- (4) 監督官庁から営業許可、停止等の処分を受けた場合。
- (5) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは親族の申立又は公租公課の滞り処分を受けた場合。
- (6) 破産手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立を受け、又は自らこれらを申立てた場合、あるいは信用状態に重大な不安が生じた場合。
- (7) 合併、解散又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をした場合。
- (8) 前各号のいずれかが発生するおそれがある場合。

お客様は、自己が前項各号の一に該当した場合、直ちに、ゼンリンに対する金銭債務全額につき、ゼンリンからの通知を要することなく期限内の利息を喪失し、その全額を支払うものとする。

第7条 (主任担当者)

お客様は、本サービスの利用に関する主任担当者を、申込書により定めるものとし、本サービスの利用に関するゼンリンとの連絡・確認等は主任担当者を通じて行うものとする。

お客様は、申込書に記載した主任担当者に変更が生じた場合、ゼンリンに対して、速やかにゼンリン所定の「主任担当者変更届」により通知するものとする。

第8条 (ID等の交付、アプリケーションの提供)

ゼンリンは、お客様に対して、本サービス利用期間開始日までに、ゼンリン所定の方法に準じ、ID等を交付し、アプリケーションを提供するものとする。

第9条 (サポートサービスの対象外)

サポートサービスには、以下各号のサービスは含まれないものとする。

- (1) お客様の事業所への出張サービス。
- (2) 本サービスに関連しないサービス・ソフトウェア等についての問い合わせ対応。

第10条 (本サービスの中断・中止・制限等)

1. ゼンリンは、本サービスの改善などの理由により、お客様に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことが出来るものとする。

2. ゼンリンは、次の各号のいずれかに該当する場合は、お客様に事前の通知を要することなく一時的に本サービスを中断することができるものとする。

- (1) 本システムのサーバ保守・点検を行う場合。
- (2) 火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、戦争・暴動、労働争議等により、本サービスの提供が不可能となった場合。
- (3) ゼンリンが、運用上又は技術上やむを得ず本サービスの一時中断が必要であると判断した場合。
- (4) 本システムその他のシステム障害により、本サービスの提供がでなくなった場合。
- (5) 第12条に定める利用料の支払いが遅延し、ゼンリンの催告後10日以内に支払わない場合。
- (6) お客様が第6条第1項のいずれかに該当した場合。
- (7) お客様が第14条記載の遵守事項を遵守しなかった場合。

3. ゼンリンは、ゼンリンの事情により本サービスを中止する場合は、お客様に事前に通知するものとする。

4. ゼンリンは、お客様が本サービスにおける各種検索を過度に行った場合などにおいて、他のお客様の本サービスの利用に影響を与える若しくは与えるおそれがあると認められた場合、又は本サービスの提供に支障をきたす若しくは支障をきたすおそれがあると認められた場合、お客様に対する事前の通知を要することなく、本サービスを中断又は制限することができるものとする。

第11条 (使用許諾)

お客様は、確認書記載の使用目的の範囲内に限り、本サービスについて、以下の通り使用できるものとする。

- (1) 対象機器に、アプリケーションをインストールし、利用すること。
- (2) アプリケーションのバックアップコピーを一部に限り作成・保存すること。
- (3) アクセス権者に限り、アプリケーションを通じてベースマップ及びコンテンツを閲覧すること。
- (4) ベースマップ及びコンテンツを、アプリケーションにおいて予め備えられた機能を用いて、PDF形式で出力及び対象機器に保存し、使用すること。
- (5) 前号の機能に保存されたベースマップ及びコンテンツを、アプリケーションにおいて予め備えられた機能を用いて、紙媒体に印刷出力すること。(印刷出力された紙媒体について、以下「印刷地図」というものとする。)なお、印刷地図サイズはA3以下とする。

第12条 (利用料及び支払)

お客様は、本サービス等提供の対価(以下「利用料」といいます)に消費税及び地方消費税を付加した金額をゼンリンに支払うものとし、利用料の額及びその支払方法はサービス契約に定めるものとする。

第13条 (延滞金)

お客様は、利用料の支払が支払期日から1ヶ月以上遅延したときは、ゼンリンに対して支払期日の翌日から起算した遅延日数に応じて、利用料に年6%の遅延金を付加して支払うものとする。

第14条 (遵守事項)

お客様は、以下の事項を遵守するものとする。

- (1) アクセス権者に限り、ゼンリンにベースマップ、コンテンツ等の送信を求めさせること。
- (2) ID等、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) ゼンリンの指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) ゼンリンの指定する方法以外の方法で、本システムにアクセスしないこと。
- (5) 前項(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (6) 第11条で明示的に許諾される場合を除き、本サービスの一部又は一部を複製、加工、改変、出力、抽出、送信その他の使用及び印刷(第三者に対してダイレクトメールを送信することを含む。)をしないこと。
- (7) 第11条で明示的に許諾される場合を除き、有償・無償を問わず、また、複製、使用許諾送信その他の方法及び形態の複製、抽出物その他の利用物を、第三者に使用及び利用させないこと。
- (8) ベースマップ及びコンテンツを印刷出力するに当たり以下の事項を遵守すること。但し、事前にゼンリンの許諾を得た場合はこの限りではないものとする。
 - ① 印刷地図を承諾書に定める使用目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ② ゼンリンの指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ③ 印刷地図のサイズはA3以下とすること。
- (9) お客様は、本サービスについて、第11条(使用許諾)で許諾された事項以外の使用を行う場合、事前にゼンリンに申し出た上、ゼンリンと別途利用許諾契約を締結すること。
 - (10) 本サービスと同様のサービスを、自ら又は第三者を通じて提供しないこと。
 - (11) 本サービスにおけるゼンリン又は第三者の商標その他の識別標を、許可なく、削除又は不可視の状態にしないこと、及び複製その他の方法で使用しないこと。
 - (12) 本システムと競合する行為を行わないこと。

第15条 (監査)

1. ゼンリンは、お客様に対し、本サービスの利用状況及び利用方法について確認を求められることができるものとし、お客様はこれに対し速やかに書面にて回答するものとする。

2. ゼンリン(ゼンリンが指定する税理士又は公認会計士を含む。)は、必要に応じてお客様が事業所に立ち入り、お客様における本サービスの利用状況及び利用方法を監査することができるものとする。但し、ゼンリンは監査を行う5日前までに、お客様に対し監査の日時を通知しなければならないものとする。

3. ゼンリンは、第1項及び第2項により知り得た情報を第18条(秘密保持)の秘密情報として取扱うものとする。

第16条 (責任)

1. お客様は、本サービス等の利用に基づく、行動とその結果について自ら責任を負うものとする。

2. ゼンリンは、本サービス等について、以下の事項を何ら保証するものではなく、また、保証する責任を負いません。

- (1) 本サービス等が完全性及び正確性を有すること。
- (2) 本サービス等がお客様の特定の利用目的及び要求を満たすこと。
- (3) 本サービス等が第三者の知的財産権を侵害しないこと。

3. ゼンリンは、次の各号に定める事項に起因してお客様又は第三者が被った損害について免責されるものとする。

- (1) 本条で現状と同一に起因する損害
- (2) 第10条(本サービスの中断・中止・制限等)に定める本サービスの内容の変更、追加又は削除並びに本サービスの提供の中断、中止又は制限に起因する損害
- (3) ゼンリンが合理的に管理し得ない事由に起因する損害
- (4) 本サービス等に基づきお客様が行動した結果に起因する損害
- (5) 本サービス等に関するデータの消失
- (6) その他ゼンリンの責に帰し得ない事由によるもの。

4. 本サービス等に関して、ゼンリンがお客様に対して損害賠償責任を負う場合、当該損害賠償額は、本サービス等に関するゼンリンがお客様から受領した利用料(但し、前項12ヶ月の間に受領した額を上限とする。)の額を限度とし、お客様が直接被った現実かつ損害の損害の額に限られるものとする。

第17条 (権利帰属)

本サービス等の知的財産権は、ゼンリン又はゼンリンに権利の許諾をした第三者に帰属するものとする。

第18条 (秘密保持)

1. お客様及びゼンリンは、サービス契約の履行上知り得た相手方の技術上又は業務上の秘密情報は、サービス契約の履行のためだけに使用し、相手方の事前同意なく、第三者に開示・漏洩しないものとする。但し、次の各号のいずれかに該当する情報を除くものとする。

- (1) 公知となつた情報、又は、その後、自己の故意又は過失によらず公知となつた情報
- (2) 相手方の秘密情報によらず、独自に開発、作成した情報
- (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報

2. お客様及びゼンリンは、相手方から、秘密情報を、書面その他の有体物を提供することにより開示する場合には、当該有体物の上に秘密情報であることを表示するものとし、口頭、その他有体物の提供以外の形態で開示する場合には、開示前又は開示の際に適切な方法で当該情報が秘密情報であることを相手方に明示するものとする。

3. お客様及びゼンリンは、相手方から開示を受けた秘密情報の使用目的を達成した場合は、秘密情報の使用の必要性が失われた場合、理由の如何を問わずサービス契約が終了した場合、又は相手方からの要求があった場合には、速やかに当該秘密情報を含む資料、物品等、及びそれらの複製物を返還するものとする。

4. 第1項の義務は、別段の合意をした場合を除き、各秘密情報を知った時から8年間継続するものとし、かかる期間の途中でサービス契約が終了したとしても同様とする。

第19条 (解除の効果)

サービス契約が第6条(契約の解除)第1項及び第20条(反社会的勢力の排除等)第9項により終了した場合は、将来に向かっての効力を失うものとする。但し、サービス契約が有効期間の満了又は解除により終了した場合においても、第6条第2項、第15条から第18条まで、第20条第4項、第21条及び第23条並びにお客様が本サービス等利用料を支払った場合は存続するものとする。

第20条 (反社会的勢力の排除等)

1. お客様は、自ら又は自らの役員若しくは従業員が、現在及び将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し確約するものとする。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又はその関係者、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)であること。
- (2) 反社会的勢力と何らかの関わりをしていること。
- (3) 反社会的勢力と親密若しくは不適切な関係又は社会的に非難される関係を有していること。

2. お客様は、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれの行為も行わないことを確約するものとする。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威嚇を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
- (5) 反社会的勢力に名義を利用させる行為
- (6) その他前各号に準ずる行為

3. ゼンリンは、お客様が第1項又は第2項に違反した場合、何ら催告を要することなく、直ちにサービス契約を解除できるものとする。

4. ゼンリンは、前項によりサービス契約を解除した場合、これによりお客様に生じた損害について何らの責任も負わないものとする。

第21条 (利用履歴の取扱い)

お客様は、ゼンリン(ゼンリンのグループ会社を含む。以下、本条において同じ)が、ユーザデータを除く本サービスの利用履歴(以下「利用履歴」といいます。を、次に定める場合に利用することについて、同意するものとする。

- (1) サービスのために、新規サービスの開発、マーケティング等の目的のために利用すること
- (2) 本サービスに関する業務処理を遂行する目的で、第三者に提供すること
- (3) お客様の利用履歴であると特定できない形で、第三者に提供すること
- (4) その他お客様に個別の同意を得たうえで利用履歴を利用し、又は提供すること

第22条 (約款の改訂)

1. 本約款は、ゼンリンからお客様に事前に通知のうえ、改定できるものとする。

2. ゼンリンは、改定後の本約款をサービス契約に適用する場合には、適用開始日の30日前までに、改定後の約款をお客様に提示するものとする。

3. 前項によりゼンリンが改定後の本約款を提示した後80日以内に、お客様より書面による解除の申出があった場合は、前項の適用開始日をもってサービス契約が解除されるものとする。なお、かかる解除までの間、本約款が適用されるものとする。

4. 前項の場合を除き、第2項に定める適用開始日以前は、本約款に代わり改定後の約款が適用されるものとする。

5. 第3項によりサービス契約が解除された場合においても、利用料の支払義務は有効に存続するものとする。

第23条 (一般条項)

1. お客様及びゼンリンは、相手方の書面による事前の承諾なくして、サービス契約に基づく権利又は義務を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとする。

2. サービス契約は、サービス契約で規定する事項に関するお客様及びゼンリン間の合意の全てを規定したものとし、両者の書面による合意のない限り、他のいかなる契約条件にも優先するものとする。

3. 本契約期間中に消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、ゼンリンはお客様に対し、変更後の税率に基づき消費税及び地方消費税を請求するものとし、お客様はゼンリンに対し、これを支払うものとする。

4. お客様とゼンリン間にサービス契約の解釈その他につき疑義又は争論が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

5. サービス契約に関するお客様とゼンリン間の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

ZENRIN GISセレクション ID/PASS 受領書

株式会社ゼンリン 行

受領日: _____

下記の通りID及びパスワードを受領いたしました。
期間を遵守の上、利用いたします。

社名: 兵庫県議会 公明党・県民会議

住所: 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1 県庁3号館

部署 役職 氏名: 幹事長 谷井 勲

電話番号: 078-362-3727



担当: 神戸営業所

契約No: ZNET416028000-1909-5003

【発行内容】

- ・ サービス名 : ZENRIN GISセレクション
- ・ ダウンロードサイトURL : <https://zapl.znet-town.net/dataonline/dl/index.htm>
※アプリケーションは、上記サイトにて下記ID/PASSを入力し、ダウンロードしてください。
- ・ サポートデスクTEL : 03-5259-5151
- URL : <https://www.m-nws.zenrin.co.jp/fm/pub/form/zapsupport>

保守ID : SE00291

※サービス利用上の不明点、不具合など上記サイトよりお問い合わせください。

項番	ID	PASS	利用部署名、利用地区
No. 1			兵庫県議会 公明党・県民会議 兵庫県

2019/10/1

ZENRIN GISセレクション ID/PASS発行通知書

兵庫県議会 公明党・県民会議 御中

下記の通り、ID及びパスワードを
発行いたしましたので通知いたします。
取扱いには十分ご注意ください。

株式会社ゼンリン神戸営業所		
神戸市中央区御幸通4丁目2-20 三宮中央ビル1F		
所長 三好信治		

担当: 神戸営業所

契約No: ZNET416028000-1909-5003

【発行内容】

- ・ サービス名 : ZENRIN GISセレクション
- ・ ダウンロードサイトURL : <https://zapl.znet-town.net/dataonline/dl/index.htm>
※アプリケーションは、上記サイトにて下記ID/PASSを入力し、ダウンロードしてください。
- ・ サポートデスクTEL : 03-5259-5151
URL : <https://www.m-nws.zenrin.co.jp/fm/pub/form/zapsupport>
保守ID : SE00291
※サービス利用上の不明点、不具合など上記サイトよりお問い合わせください。
- ・ ID/PASS : 以下参照

項番	ID	PASS	利用部署名、利用地区
No. 1			兵庫県議会 公明党・県民会議 兵庫県

〒650-0011
兵庫県神戸市中央区
下山手通 5-10-1
兵庫県庁3号館3階
兵庫県議会公明党・県民会議議員団
谷井 勲 様



GMOとくとくBB

PHONE 0570-045-109 FAX 03-5456-2556
URL <http://gmobb.jp/support/>
E-Mail info@gmobb.jp



01/01-0009817-0800BA1009817#

1/1

請求書発行日 2021年04月01日
請求年月 2021年04月

ご利用料金請求書

平素は、格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記請求明細をご確認ください。

【お客様番号】 9465353
【請求書番号】 052104012604098

今回請求額 1,166円

お支払期日 2021年04月26日

調整額 *****
繰越金額 *****
ご利用金額 1,060円
消費税額 106円

振込先銀行
振込先支店
口座番号
口座名義

ご利用内容の内訳

請求明細	数量	単価	金額
とくとくセット2021年04月利用分	1	0	0
フレッツ光ファミリー・準 接続サービス2021年04月利用分	1	836	836
請求書発行手数料	1	330	330

※銀行振込みの際の手数料につきましては、お客様でご負担をお願いいたします。
※お振込みの控え（受領証）をもって領収書に替えさせていただきます。
※お支払期限を過ぎたご入金の場合、サービスを停止いたします。また再開まで7営業日ほどかかる場合がございます。
※過去ご利用月のご請求につきましては、前月末日までにお支払い確認が取れていない状況となっております。お支払期日をご確認のうえお支払をお願いいたします。本請求書と行き違いで、すでにお支払いいただいておりますらお詫び申し上げます。

会員登録証



GMOインターネット株式会社
GMOとくとくBB お客さまセンター

〒150-8512 東京都渋谷区桜丘町26-1 セルリアンタワー
Mail : info@gmobb.jp
TEL : 0570-045-109 (平日10:00~19:00) ※技術窓口は年中無休

発行日 2019年6月26日

〒 650-0011

兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1
兵庫県庁3号館3階

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

様

伊藤 朝 亭 長 氏
変更済



お客さまサポートページの「BBnavi」をご用意しております。
BBnaviに会員ID・パスワードでログインいただくと、下記操作が可能です。
●ご契約内容の確認 ●ご請求明細の確認 ●サービス追加 ●会員情報編集
●Wi-Fiルーターレンタルお手続き ●お支払い方法の変更
○「BBnavi」へは、左記QRコード、または「BBnavi」とご検索しお進みください。

会員情報

会員ID	
会員パスワード	
パスワード(カナ)	

インターネット 接続サービス情報

接続サービス名 1	フレッツ光ファミリー・準 接続サービス
接続ID 1	
接続パスワード 1	
パスワード(カナ)	
接続サービス名 2	
接続ID 2	
接続パスワード 2	
パスワード(カナ)	

ドコモ光をご契約のお客さまへ

「Wi-Fiルーターレンタルサービス」ご希望の場合はBBnaviにてお手続きをお願いします。「ドコモ光タイプA接続サービス」のご契約で当社の「Wi-Fiルーターレンタルサービス」をご利用されるお客さまはWi-Fiルーターを設置していただくことで、上記のインターネット接続情報の設定は不要になります。

基本メール アドレス情報

基本メールアドレス	hyogokoumei@j2.gmobb.jp
メールアカウント	
メールパスワード	
パスワード(カナ)	

○基本メールアドレスは、弊社サービス「WEBメール」より外出先、出張先などからオンライン上でメールをチェックすることが可能です。
「WEBメール」をご利用の方はBBnavi活用ガイドのQRコードよりお進みください。

ご契約内容のご案内

契約内容に関する重要なお知らせです。十分にお読みください。

■契約者情報

会員ID	9465353 (お申込日: 2019年6月25日)	登録電話番号	078-362-3727
ご契約者名		お支払い方法	請求書 (毎月25日が支払い期限)

■サービス内容

サービス名	フレッツ光ファミリー・準 接続サービス	種 別	FTTHアクセスサービス
品 質	<p>本サービスは通信速度最大1Gbpsのベストエフォート型のサービスです。記載の速度は、理論上の最大接続速度でありインターネットご利用時の通信速度を保証するものではありません。また、インターネットご利用時の速度は、お客さまのご利用環境や回線の混雑状況等により、低下する場合があります。また、無線LAN機器をご利用する事により通信速度が遅くなる場合があります。</p> <p>※下り最大1Gbpsはフレッツ 光ネクスト ギガファミリー/ギガマンション・スマートタイプ/フレッツ 光ネクスト スーパーハイスピードタイプ 準のみ対応しております。その他のフレッツ光回線の場合は、下り最大100Mbps~200Mbpsとなります。</p>		
提供エリア	<p>本サービスはNTTフレッツ光回線が開通している場所で利用することができます。詳しい提供エリアについてはNTT東日本/西日本にご確認ください。</p>		
利用制限	<p>GMOとくとくBBでは、利用者のうち、平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い、当社もしくは第三者のネットワークに過大な負荷を与え、本サービスの提供に支障があるとみとめるときは、利用者の通信を制御又は帯域を制限する場合があります。</p> <p>また、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社又は児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像及び映像について、契約者に事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像及び映像を閲覧できない状況に置くことがあります。なお、GMOとくとくBBでは、インターネットを通じたトラブルから青少年を保護するため、フィルタリングサービスの利用をお勧めしております。デジタルアーツ株式会社が提供する専用ソフト「i-フィルター」をインストールすることによって、有害Webサイトの閲覧を制限することができます。詳しくはこちら (http://www.daj.jp/cs/aff/if6/gmob/) をご覧ください。「i-フィルター」を利用される場合、青少年にふさわしくない情報等、一部情報の閲覧が制限されます。</p>		
提供開始予定	<p>登録証記載の接続IDと接続パスワードにてご利用を開始できます。詳しくは (http://gmobb.jp/support/manual/#internet)</p>		
緊急通報に関して	なし		

■料金・費用について ※実際のご請求金額はキャンペーン適用後の料金をご確認ください。特記がない限り、消費税抜きの金額となります。

項目	金額	備考
通信料金	760円	初期費用
		事務手数料 3,000円
その他費用	なし	
ご解約について	<p>毎月20日までに会員サポートページ (https://ssl.gmob.jp/navi/login.cgi/) にてご解約手続きがおこなえます。</p> <p>※ウェブページにて契約変更・解除をおこなう場合には、会員IDと会員パスワードが必要です。</p> <p>当該IDおよびパスワードをお忘れの際にはサポートセンターまでお問い合わせください。</p> <p>※ご契約期間内のご解約をご希望の場合は、電話またはメールにて手続きを承ります。</p> <p>また、ご解約にあたって書面の提出をお願いする可能性があります。</p>	

■オプションサービスについて

オプション名	なし	料 金	なし
サービス内容			
割引について			
削除について			

■初期契約解除に関するご案内

- このたびご契約いただいたサービスは、初期契約解除制度の対象です。初期契約解除をされた場合、お客様に違約金や損害賠償などを請求することはありません。また、本契約に関して当社がすでに金銭等を受領している場合は、その金銭をお客様に返還いたします。ただし、本契約において発生した事務手数料に関しては、契約が解除された翌月に3,000円（税抜）を請求させていただきますのでご了承ください。
- 本書面をお客様が受領した日から8日を経過するまでの間に、初期契約解除を希望する旨を書面に記載の上、GMOとくとくBBお客様センターまでご郵送をいただくことで、本契約の解除をおこなうことができます。なお、効力は書面を発したときに生じます。
- 当社が初期契約解除制度について不実のことを告げたことにより、お客様が8日間を経過するまでに契約解除しなかった場合、本契約の解除を行うことができる旨を記載して再交付した書面を受領した日を含む8日間が経過するまでの間であれば、契約を解除することができます。
- 初期契約解除をされる際、本サービスの他にインターネット接続サービスのご利用がない場合は、オプションサービスも同時に削除されます。

【本件に関するお問い合わせ先 / 書面の宛て先】

電話窓口：0570-045-109（平日 10:00~19:00）

メール窓口：info@gmob.jp

〒150-8512 東京都渋谷区桜丘町26-1セルリアンタワー

GMOインターネット株式会社 GMOとくとくBBお客さまセンター 宛

＜書面による解除の記載例＞

- ①お申込日(本書面参照)
- ②販売店名 GMOインターネット株式会社
- ③販売店住所 〒150-8512 東京都渋谷区桜丘町26-1
セルリアンタワー
- ④販売店電話番号 0570-045-109
- ⑤サービス名(本書面参照)
- ⑥通信料金(本書面参照)
- ⑦上記サービスの契約解除を希望する旨の文言
- ⑧契約解除を希望する理由
- ⑨GMOとくとくBB 会員ID(本書面参照)
- ⑩ご契約者名
- ⑪ご契約住所
- ⑫ご契約電話番号

※上記項目を記載いただければ、紙の種類や形式は問いません。



名前 伊藤勝正（イトウカツマサ）様
法人名 兵庫県議会公明党・県民会議議員団（ヒョウゴケンギカイコウメイトウ）様
部署名 幹事長
性別 男性
生年月日 XXXXXXXXXX
住所 兵庫県神戸市中央区下山手通 5 - 1 0 - 1 兵庫県庁3号館3階
電話番号 078-362-3727

[編集する](#)


請求書送付先情報

種別 法人
名前 伊藤 勝正（イトウカツマサ）様
法人名 兵庫県議会公明党・県民会議議員団（ヒョウゴケンギカイコウメイトウ）
部署名
住所 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番地1号兵庫県庁3号館3階
電話番号 078-362-3727

[編集する](#)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目																			
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																			
15	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>通常払込料金 振替払込請求書兼 受領証(金融機関控) </p> <p>加入者負担</p> <p>加入者名 NTTファイナンス株式会社</p> <p>金額 4,895 円</p> <p>お客様番号</p> <p>2021年 4月ご請求分 4月30日</p> <p>(住所等非表示払込書)</p> <p>兵庫県議会公明党・県民会議議員 団 谷井 勲 様</p> <p>金融機関用取付連絡先 TEL 0120 874-569 03-04-23</p> <p>郵便局 N94190005</p> <p><small>この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)</small></p> </div>	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2">インターネット代^{3月分}</td> </tr> <tr> <td colspan="2">¥4,895 × 50%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">= ¥2,447</td> </tr> <tr> <td colspan="2">* 共通案分率を適用</td> </tr> <tr> <td colspan="2">* 請求書参照</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		インターネット代 ^{3月分}		¥4,895 × 50%		= ¥2,447		* 共通案分率を適用		* 請求書参照	
		共通案分率	50%																	
	25%																			
それ以外の案分	100%																			
案分の説明																				
インターネット代 ^{3月分}																				
¥4,895 × 50%																				
= ¥2,447																				
* 共通案分率を適用																				
* 請求書参照																				
4/23																				



お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5988-0061	請求年月 MONTH OF ISSUE	2021年 4月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5988-0061 ◇NTT西日本ご利用分 4,895	5,400 -1,100	フレッツ 光ネクスト F 単利用料 光はじめ割	3月 1日～ 3月31日 6月 1日～ 7月31日に解約の場合、解約金対象外。契約期間満了後自動延伸。
	100	発行手数料	本請求書等の発行にかかわる各種費用になります。
	50	収納手数料	本請求をコンビニエンスストア・各種金融機関でお支払いいただく場合の手数料です。
	445	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計 4,895	4,895	合計	

<p>***NTT西日本からのお知らせ***</p> <p>※電話のご注文・お問合せは「116」へ(無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ(無料)</p> <p>※電話の故障は「113」へ(無料) / 携帯電話からは0120-444113へ(無料)</p> <p>※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ(無料) / 故障: 0120-248995へ(無料)</p> <p>※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。</p>	<p>***ユニバーサルサービス料について***</p> <p>ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。</p>
--	--

請求書 (西日本ご利用分)

650-0011
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

兵庫県庁3号館 3階
兵庫県議会公明党・県民会議議員
団 谷井勲 様

郵便区内特別



14863

Webでのお問い合わせ先



http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/lw/?page-1



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2021年 4月17日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【送付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル7F
社用コード M20021111006 14863 14758 00 J
61 000000 1 0 21040301J



021042101045381435

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5988-0061	2021年 4月ご請求分	4,895円	2021年 4月30日(金)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTT西日本分ご請求額 4,895円
(合計) 4,895円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ***

フレッツ光の割引サービス(光もともと割、Web光もともと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費) 人件費
16	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">通常払込料金 振替払込請求書兼 加入者負担 受領証(金融機関控) </p> <p>〒XXXXXXXXXX</p> <p>加入者名 NTTファイナンス株式会社</p> <p>金額 6,853 円</p> <p>お客様番号 XXXXXXXXXX</p> <p>2021年 4月ご請求分 <small>請求日</small> 4月20日</p> <p>(住所等非表示払込書)</p> <p>兵庫県議会公明党議員団 様</p> <hr/> <p>金融機関用取納連絡先</p> <p>TEL 0120-XXXXXXXXXX 874-569</p> <p>〒XXXXXXXXXX</p> <p>兵庫県庁内 郵便局</p> <p>〒XXXXXXXXXX</p> <p>番号 N94130001</p> <p style="font-size: small;">この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)</p> </div>	<p>共通案分率 50% 25%</p> <p>それ以外の案分 100%</p> <p>案分の説明</p> <p>Fax利用料 3・4月分 ¥6,853×50% = ¥3,426-</p> <p>※ 共通案分率を適用 ※ 請求書参照</p>
		4/15



お客様電話番号等 BILLING NUMBER	078-371-1883	請求年月 MONTH OF ISSUE	2021年 4月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆078-371-1883		3月分	
◇NTT西日本ご利用分	2,500	回線使用料(基本料)(事務用)	1月21日~ 2月20日 合算
3,089	306	ダイヤル通話料	1月21日~ 2月20日。なお前月分は156円でした。 合算
	3	ユニバーサルサービス料	1番号分のご請求となります。 合算
	280	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×10%
◇NTT西日本分(小計)	3,089	(小計)	
		4月分	
◇NTT西日本ご利用分	2,500	回線使用料(基本料)(事務用)	2月21日~ 3月20日 合算
3,104	319	ダイヤル通話料	2月21日~ 3月20日。なお前月分は306円でした。 合算
	3	ユニバーサルサービス料	1番号分のご請求となります。 合算
	282	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×10%
◇NTTコミュニケーションズご利用分	600	ダイヤル通話料	ホーム・オフィス割引適用 合算
660	60	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×10%
◇NTT西日本分(小計)	3,764	(小計)	
◇合計	6,853	合計	2か月分のご請求額です。

NTT西日本からのお知らせ

※電話のご注文・お問合せは「116」へ(無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ(無料)
 ※電話の故障は「113」へ(無料) / 携帯電話からは0120-444113へ(無料)
 ※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ(無料) / 故障: 0120-248995へ(無料)
 ※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

請求書 (西日本ご利用分)

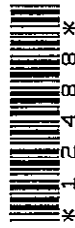
650-0011
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

兵庫県第3号館公明党議員控室
兵庫県議会公明党議員団様



021042101004583156

郵便区内特別



12605

Webでのお問い合わせ先



<http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/lw/?page-1>



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2021年 4月 7日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【還付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル7F
社用コード M30021211001 12605 12488 00 J
61 000000 1 0 21040101J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
078-371-1883 [REDACTED]	2021年 4月ご請求分	6,853円	2021年 4月20日(火)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 6,853円
(合計) 6,853円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もともと割、Web光もともと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [<http://flets-w.com/wari/>] でご確認ください。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
17	3--4--5 振替	*5,400 リコーリース (カ)
4/5		

共通案分率	50%
	25%
それ以外の案分	100%
案分の説明	
リース料	
シレックス	
¥5400×50%	
= ¥2,700-	
* 共通案分率の適用	
* 請求書参照	

口座振替請求明細書

発行日 2021年 3月 22日



拝啓、毎々格別のお引き立てにあずかり厚くお礼申し上げます。
 今月分のご請求金額は下記の通りとなっております。
 ご査収の上、宜しくご手配いただきますようお願い申し上げます。

リコーリース株式会社

引き落とし日	2021年 4月 5日
ご請求金額	5,400円
請求書番号	202103-4-010498

【自動引落とし口座】

口座番号の下の桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。

〈お願い〉

- 上記ご請求金額を指定口座より引き落しさせていただきます。
- 引き落とし日の前日(金融機関営業日)までにご入金いただきますようお願い申し上げます。
- 既にお支払済みまたはお取引内容に変更のある場合はご了承ください。

請求明細書

契約番号	設置先	数量	区分	種類	請求金額 請求消費税額	消費税率	請求期間	当回数 総回数
A071400200 -000	兵庫県議会 公明党・県民会議員団 明光商会 シュレッダー MSV-F31C	1		L01	5000 400	8	21. 4. 1 21. 4. 30	21 60

区分 L：リース C：クレジット R：レンタル P：パーソナルクレジット K：密賦 X：その他S
 種類 01：リース料金等 03：保守料金 04：合意解約金 05：物件代金 06：弁済金 07：その他

続きは裏面をご確認下さい。

8 裏面「契約約款」及び別添「個人情報取扱に関する同意条項」の内容につきの上、この契約を申込みます。

新規 電話 G/U 他社再L 満了 G/U 入替 入替 契約成立後に送付する「リース契約確認書」にておしらせします
 契約番号 A071400200

申込年月日 20190728

お客様が申込まれる会社(貸主) リコーリース株式会社 〒135-8518 東京都江東区東雲1-7-12

会社所在地 〒650-8567 兵庫県神戸市東灘区下山手通3-1-12

フリガナ 兵庫県議会 公明党・県民会議議員団

フリガナ 代表者(自営) 谷井 勲 氏名 谷井 勲 氏名 印を2・3枚目にご捺印下さい。

個人事業者の方は必ずご本人様が自署・捺印をお願いします。

フリガナ 代表者(自営) 谷井 勲 氏名 印を2・3枚目にご捺印下さい。

個人事業者の方は必ずご本人様が自署・捺印をお願いします。

1. 自己所有 2. 家族所有 3. 賃貸 居住年数 年 性別 男・女

連帯保証人(自営) 〒 都道府県 自宅TEL 携帯TEL

1. 自己所有 2. 家族所有 3. 賃貸 居住年数 年

フリガナ 実印を2・3枚目にご捺印下さい。

必ずご本人様が自署・捺印をお願いします。

勤務先 名称 住所

連帯保証人(自営) 〒 都道府県 自宅TEL 携帯TEL

1. 自己所有 2. 家族所有 3. 賃貸 居住年数 年

フリガナ 実印を2・3枚目にご捺印下さい。

必ずご本人様が自署・捺印をお願いします。

勤務先 名称 住所

お支払 銀行・信用金庫 協栄・信用組合 労働金庫 本店 支店 出張所

口座種別 1. 普通 2. 当座

フリガナ

預金者

お支払口座の届出印を4枚目にご捺印下さい。

メーカー: 明光商会 品目: シェルダ

1 物件名: MSV-F31C

製造No. T06638 月額(税抜) 5000円

2 物件名:

製造No. 月額(税抜) 円

3 物件名:

製造No. 月額(税抜) 円

4 物件名:

製造No. 月額(税抜) 円

合計 00/台

①特約条項

① 月額リース料(税抜)	5000円
② 消費税等	400円
③ 月額リース料(税込)	5400円
④ リース月数	60ヵ月 期間中は中途解約できません。
⑤ リース料総額(税抜)	300000円
⑥ 総額消費税等	24000円
⑦ 総額リース料(税込)	324000円
⑧ リース開始日(予定日)	2019年8月1日
⑨ 支払日	口座振替日は、ご指定の金融機関により4日又は27日となります。詳しくは4枚目をご覧ください。 ※お支払日につきましては、後日リコーリースよりご連絡をさせていただきます。
⑩ 支払方法	月払い・年払い・() 口座振替・()
⑪ 前払リース料	ヶ月分 ※最終回より充当されます。
⑫ 再リース料(年額)	年間リース料/10 (再リース開始時一括支払い)
⑬ リース物件価格	280000円
⑭ RLグレードアップ解約金	0円
⑮ その他上乗解約金	0円
⑯ リース対象金額(税抜)	280000円

お申込み上のご注意

- 営業のために利用される場合以外は、お申込みできません。
- お申込み後、リコーリースからお客様、連帯保証人于定者様へ内容の確認のお電話をさせていただきます。
- この「リース契約申込書」は契約成立後、「契約の内容を明らかにした書面」となります。
- 後日「リース契約確認書」「お支払い予定表」を送付させていただきますので「リース契約申込書」と一緒に大切に保管してください。
- ソフトウェア及び再リース期間中につきましては、動産総合法の適用外となります。

リース契約の内容・お支払いに関しては、「リース契約確認書」にお問合せ先までご連絡ください。

物件の保守・点検・整備につきましては、売主又は保守会社までご連絡ください。

住所名称 株式会社 六甲商会 神戸支店

TEL

このページは、お客様の「お申込み控え」ですので、ご記入後は

販売会社 総務課

契約番号

物件通番

リース契約確認書

お客様が契約された会社【貸主】

リコーリース株式会社

〒135-8518 東京都江東区東横1丁目7番12号

ト-08

契約年月日	2019年 7月 31日
借受年月日	2019年 7月 31日
契約番号	A071400200-000

- ・お客様からお申込みをいただいたリース契約は、左記「契約年月日」欄記載の日付で成立しましたので、ご通知申し上げます。
- ・成立したリース契約の概要は本書面記載のとおりとなりますので、ご確認ください。
- ・万一、お申込み内容と本書面の内容に相違がある場合は、本書面受領後、直ちに当社までご連絡ください。
- ・本書面は「リース契約申込書(◆お客様控え◆)」と一緒に大切に保管してください。

リースは中途解約できません。

(敬称略)

ご契約者(借主)	〒650-8557
所在地	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1
契約者TEL	078-362-3737
契約者名	兵庫県議会 公明党・県民会議議員団
代表者名	谷井 勲

リース条件欄	
月額リース料(税抜)	5,000円
消費税等	400円
リース月数	60ヶ月
総額リース料(税抜)	300,000円
消費税等	24,000円
前払回数	回(最終支払分より遡って充当)
リース開始日	2019年 8月 1日
リース終了日	2024年 7月 31日
支払方法	自動振替
支払日	4日
振替日が金融機関休業日の場合は、その翌日営業日となります	
消費税等 (円未満切捨) 消費税法等所定の税率により算出された消費税等額となります	
再リース料(年額)	6,000円(税抜)

再リースをご希望された場合、上記金額に別途消費税等が加算された額を再リース開始時に一括にてお支払いいただきます。

リース物件の表示			
1	物件名	明光商会 シュレッダー MSV-F31C	
	製造番号等	T06638	
	月額(税抜)	5,000円	台数 1台
	設置場所	兵庫県議会 公明党・県民会議議員団	
2	物件名		
	製造番号等		
	月額(税抜)	円	台数 台
3	物件名		
	製造番号等		
	月額(税抜)	円	台数 台
合計		1物件	1台
(特約条項)			

当社 本契約担当の支社・営業所	
〒530-0004	
大阪市北区堂島浜2-2-28	
堂島アクセスビル 12F	
リコーリース株式会社	
推進第二部 関西契約FFセンター	
TEL 06-4799-4400	

万一機械の故障・事故発生の場合は、売主又は保守会社までご連絡下さい	
〒651-0086	
兵庫県神戸市中央区磯上通6丁目1番23号	
(株)六甲商会	
TEL 078-265-2501	

<個人情報情報の照会・利用および登録について>

当社が加盟する個人情報情報機関：株式会社シー・アイ・シー
登録する情報、登録期間、株式会社シー・アイ・シーの問い合わせ先等につきましては、別にお渡しする「個人情報取扱に関する同意条項」をご参照ください。

作成日 2019年 8月 6日

6500011

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目
10-1

兵庫県議会
公明党・県民会議議員団 御中



438 A071400200-000
0018768 R020030171-000
103 0000526#0000857 0000003
0000861 A IBA016

(お問合わせ先)
リコーリース株式会社
〒530-0004
大阪市北区堂島浜2-2-28
堂島アクシビル 12F
推進第二部 関西契約FFセンター
TEL 06-4799-4400

お支払予定表

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。この度はリコーリースをご利用いただき厚くお礼申し上げます。
さて、今回のご契約内容とお支払予定につきましてご案内の通りとなっております。
つきましては、ご契約内容をご照会の上、万一ご不審の点、行き違い等ありましたら担当課所に大変急ご一報願います。
今後とも一層のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。 敬具

(1/2頁)

契約番号	A071400200-000
契約者名	兵庫県議会 公明党・県民会議議員団
契約種類	リース
物件名	明光商会 シュレッダー MSV-F31C
契約日	2019年 7月 31日
借受日	2019年 7月 31日
リース期間	2019年 8月 1日 ~ 2024年 7月 31日

お支払日	4日	
お支払方法	自動振替	
支払口座	金融機関名	[REDACTED]
	支店名	
	口座種類	
	口座番号	

口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。

【総額リース料 (税込)】 324,000 円 (内消費税 24,000円)

振替日が金融機関休業日の場合は、その翌日営業日となります。 お客様の通帳には、郵便局は「リコーリース」、それ以外の金融機関では「リコーリース (カ)」と記載されます。尚、一部の金融機関では「DF. リコーリース」と記載される場合もあります。
尚、貴社からの弁済については、当社が適当と認める順序及び方法により充当出来るものとします。

コメント欄:

(金額単位: 円)

回数	お支払年月日	お支払金額	消費税等	合計 (税込)	お支払金額合計 (税込)	お支払後残高 (税込)
1	2019 9 4	5000	400	5400	5400	318600
2	2019 9 4	5000	400	5400	5400	313200
3	2019 10 4	5000	400	5400	5400	307800
4	2019 11 4	5000	400	5400	5400	302400
5	2019 12 4	5000	400	5400	5400	297000
6	2020 1 4	5000	400	5400	5400	291600
7	2020 2 4	5000	400	5400	5400	286200
8	2020 3 4	5000	400	5400	5400	280800
9	2020 4 4	5000	400	5400	5400	275400
10	2020 5 4	5000	400	5400	5400	270000
11	2020 6 4	5000	400	5400	5400	264600
12	2020 7 4	5000	400	5400	5400	259200
13	2020 8 4	5000	400	5400	5400	253800
14	2020 9 4	5000	400	5400	5400	248400
15	2020 10 4	5000	400	5400	5400	243000
16	2020 11 4	5000	400	5400	5400	237600
17	2020 12 4	5000	400	5400	5400	232200
18	2021 1 4	5000	400	5400	5400	226800
19	2021 2 4	5000	400	5400	5400	221400
20	2021 3 4	5000	400	5400	5400	216000
21	2021 4 4	5000	400	5400	5400	210600
22	2021 5 4	5000	400	5400	5400	205200
23	2021 6 4	5000	400	5400	5400	199800
24	2021 7 4	5000	400	5400	5400	194400

作成日 2019年 8月 6日

(2/2頁)

契約番号	A071400200-000
契約者名	兵庫県議会 公明党・県民会議議員団
契約種類	リース

〈お問い合わせ先〉
リコーリース株式会社
推進第二部 関西契約FFセンター

TEL 06-4799-4400

(金額単位：円)

回数	お支払年月日	お支払金額	消費税等	合計(税込)	お支払金額合計(税込)	お支払後残高(税込)
25	2021 8 4	5000	400	5400	5400	189000
26	2021 9 4	5000	400	5400	5400	183600
27	2021 10 4	5000	400	5400	5400	178200
28	2021 11 4	5000	400	5400	5400	172800
29	2021 12 4	5000	400	5400	5400	167400
30	2022 1 4	5000	400	5400	5400	162000
31	2022 2 4	5000	400	5400	5400	156600
32	2022 3 4	5000	400	5400	5400	151200
33	2022 4 4	5000	400	5400	5400	145800
34	2022 5 4	5000	400	5400	5400	140400
35	2022 6 4	5000	400	5400	5400	135000
36	2022 7 4	5000	400	5400	5400	129600
37	2022 8 4	5000	400	5400	5400	124200
38	2022 9 4	5000	400	5400	5400	118800
39	2022 10 4	5000	400	5400	5400	113400
40	2022 11 4	5000	400	5400	5400	108000
41	2022 12 4	5000	400	5400	5400	102600
42	2023 1 4	5000	400	5400	5400	97200
43	2023 2 4	5000	400	5400	5400	91800
44	2023 3 4	5000	400	5400	5400	86400
45	2023 4 4	5000	400	5400	5400	81000
46	2023 5 4	5000	400	5400	5400	75600
47	2023 6 4	5000	400	5400	5400	70200
48	2023 7 4	5000	400	5400	5400	64800
49	2023 8 4	5000	400	5400	5400	59400
50	2023 9 4	5000	400	5400	5400	54000
51	2023 10 4	5000	400	5400	5400	48600
52	2023 11 4	5000	400	5400	5400	43200
53	2023 12 4	5000	400	5400	5400	37800
54	2024 1 4	5000	400	5400	5400	32400
55	2024 2 4	5000	400	5400	5400	27000
56	2024 3 4	5000	400	5400	5400	21600
57	2024 4 4	5000	400	5400	5400	16200
58	2024 5 4	5000	400	5400	5400	10800
59	2024 6 4	5000	400	5400	5400	5400
60	2024 7 4	5000	400	5400	5400	0

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目							
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費							
18	3--4-19 振込	*231,000 W21 カ) シ"シ"ツワ						
		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td> iJAMP利用料 R3.5月~ R3.10月 ￥231,000 - </td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%
共通案分率	50%							
	25%							
それ以外の案分	100%							
案分の説明	iJAMP利用料 R3.5月~ R3.10月 ￥231,000 -							

4/19

払込取扱票 (振込通知書)

02	通常払込料金 加入者負担
口座記号番号	金額
	2 3 1 0 0 0
加金名 株式会社 時事通信社	料金額
振込先 銀行 普通	備考
電話 1526524ヒヨコケンギカイコノミトケツミンカイギインダン	
ご依頼人・通信欄 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1 1526524 兵庫県議会 公明党・県民会議 議員団	
56-032861 (電話番号)	

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号東第32200号)
これより下部には何も記入しないでください。

台票の※印欄は、ご依頼人において記載してください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。切り取らないでください。

払込票

口座記号番号	5 8 0 0 0
加金名 株式会社 時事通信社	
金額	2 3 1 0 0 0
振込先 銀行 普通	
ご依頼人 おなまえ 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県議会 公明党・県民会議 議員団	
料金額	
備考	

様

〒 650-8567
兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1

兵庫県議会 公明党・県民会議 議員団 様

お客様番号 56 -032861

請求書

兵庫県議会 公明党・県民会議 議員団 様

請求日	
請求番号	1526524

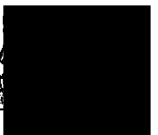
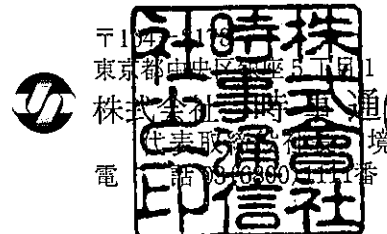
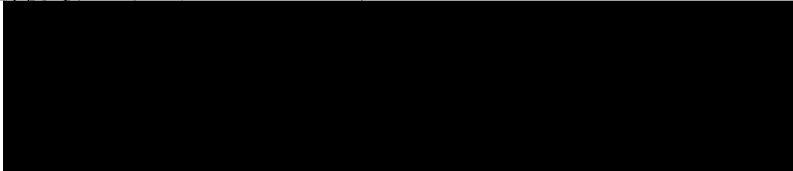
請求金額 **231,000 円**
(消費税等 21,000 円を含む)

請求期間 令和 3 年 5 月 1 日～令和 3 年 10 月 31 日

種類	[配信先]	数量	月 額	月数	請求金額
JAMP(時事行財政情報 モノ)		6	35,000	6	210,000
		(消費税		21,000)
合計					231,000

この件についてのお問合せは、神戸総局 までお願い致します。(TEL 078-362-5606)

郵便局又は、下記の金融機関へお振り込み下さい。



iJAMP 利用契約申込書

株式会社時事通信社 御中

裏面記載の利用契約約款の各条項に合意のうえ、下記の通り申し込みます。

申込期日	2015 年 月 日		
利用者	フリガナ	フリガナ	申込責任者
	兵庫県議会公明党 県民会議議員団	岸本 かつお	
住所	フリガナ		
	〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1		
電話番号	078-362-3727	FAX番号	078-371-1883
利用場所	〒650-8567 兵庫県議会 住所・部署名: 神戸市中央区下山手通 5-10-1 公明党 県民会議議員団控室		

料金(税別)	月額利用料 ¥35,000.00 利用ライセンス数 6 ライセンス
--------	--------------------------------------

契約期間	自 2015 年 11 月 1 日 ~ 至 2016 年 10 月 31 日
------	--

支払い条件	(6) 12) カ月前納
-------	--------------

初回支払い	年 月 日
-------	-------

備考	※契約期間満了の3カ月前までにお申し出がないかぎり、本契約は同一の条件で1年ずつ自動延長されます。
----	---

時事通信社記入欄	業態コード	通信補助コード	本支社 総支局	扱者
----------	-------	---------	------------	----

「JAMP」利用契約約款

利用者は、株式会社時事通信社（以下「時事」という）が利用者に対しニュースおよび情報などを提供する情報サービス「JAMP」（以下「本サービス」という）に関して、以下の各条項に合意し別紙の利用契約申込書の通り申し込みます。

第1条 【知的所有権】

1. 本サービスのニュースないし情報、それらのデータベースおよび分類方法や見出しなど、画像、レイアウト、デザイン、ソフトウェア、マニュアル等（以下「本情報」という）に関する著作権を含む一切の権利は、時事もしくは時事への本情報の提供者（以下「情報提供者」という）に帰属する。
2. 本情報は時事もしくは情報提供者の財産であり、利用者は日本国の内外を問わず時事もしくは情報提供者の本情報についての著作権等知的所有権について侵害しないことを約する。

第2条 【本サービスおよび本情報の利用の制限】

1. 利用者はインターネットを通じて本サービスを利用する。
2. 本情報はインターネットを経由して得られるが、利用者はインターネットの危険性を充分に承知の上で、本サービスを利用する。
3. 利用者は利用者自らが管理するクライアント端末でのみ本サービスを利用する。
4. 時事は利用者が本サービスを利用するために必要なID・パスワードおよびそのID・パスワードを使用して本サービスを利用できるクライアント端末を特定するためのライセンスを利用者に付与する。時事が、利用者に付与するID・パスワードおよびライセンスの数、ならびに本サービス利用可能なクライアント端末の設置場所等は、申込書記載のとおりとする。
5. 利用者は、時事から付与されたID・パスワードおよびライセンスが利用場所以外あるいは第三者に漏洩しないように管理する義務を負うものとする。利用者は、時事が許諾したライセンス数の範囲内で、利用できるクライアント端末を変更することができる。
6. 利用者は、本サービスにより提供された情報を申込書記載の利用場所以外で使用したり、利用者以外の第三者に使用させてはならない。
7. 利用者は、時事の事前の書面による同意を得ることなく、本情報を複製、改変、頒布、販売、出版、放送、送信などを行うことはできない。ニュースグループ、メールリスト、電子掲示板等いかなる形態においても、また利用者の会社、組織の内外を問わず、放送、送信等の行為は禁止され、その他情報を利用したクライアント端末以外の機器から当該情報を閲覧可能な状態に置くことなど、利用者が本条3項に反する形態で本情報を利用することはできない。

第3条 【クライアント端末および通信回線等】

1. 利用者は、本サービスを利用するに適したクライアント端末、基本ソフト、ブラウザソフト等を利用者の責任と費用で用意する。
2. 利用者は、本サービスを利用するに適した通信回線等インターネットに接続するために必要な環境を利用者の責任と費用で用意する。加入料あるいは利用料等インターネット接続にかかる一切の費用（通信費用を含む）は利用者の負担とする。

第4条 【料金】

本サービスの利用料金および支払条件是、申込書記載のとおりとし、消費税等は法律の定めに従い、利用料金に加算して利用者が支払うものとする。

第5条 【利用料金等の改定】

時事は、本情報の内容の変更、経済情勢の変動等により、利用料金を改定する必要があると認めた場合は、改定日の1ヵ月前までに利用者へ通知し、改定日から改定することができる。消費税等については法律の定めに従う。

第6条 【契約期間】

1. 本契約の期間は、申込書記載のとおりとする。
2. 利用者または時事のいずれかが、期間満了の3ヵ月前までに文書により更新拒絶の意思表示をしない限り、本契約は同一の条件で1年間延長され、以後も同様とする。
3. 利用者は、契約期間満了日以前に利用者の責に帰すべき事由により本契約が解除される場合、時事に対して本契約残存期間の本サービスの利用料金に相当する金額を支払うものとする。この支払いは利用者の本契約違反により本契約が解除された場合の時事もしくは情報提供者が行う損害賠償請求を妨げない。

第7条 【契約の解除】

1. 時事は、次の場合、利用者に対する何らの催告をしないで、本契約を解除することができる。
 - (1) 利用者が、情報料等の支払いを怠ったとき
 - (2) 利用者が、第5条による利用料金の改定に応じないとき
 - (3) 利用者に対し、差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分、競売、破産、特別清算、会社整理または会社更生手続き等の申し立てがなされたとき、もしくは、利用者が、破産、特別清算、会社整理、民事再生手続き、または会社更生の申し立てをしたとき
 - (4) 利用者が、時事または第三者に対し債務の支払い猶予を要請したとき、その他、利用者の信用状態が著しく悪化したとき時事が認めるとき
 - (5) 利用者によって、時事もしくは情報提供者の知的所有権等を侵害する行為が意図的になされたとき
2. いずれの当事者も相手方が前項の場合を除いて本契約の条項に違反したときは、相当の期間催告したうえで、本契約を解除することができる。

第8条 【免責・不可抗力等】

1. 時事は、利用者が本サービスもしくは本情報を利用した結果もしくは利用できなかった結果について、一切責任を負わない。利用者は、本サービスもしくは本情報を利用した結果もしくは利用できなかった結果、業務上損害を被ったとしても、時事に対して一切補償を求めることができない。
2. 時事は本サービスの正確性、完全性等について、その内容を保証するものではない。
3. 本情報の編集、入力、伝達、処理、保守等における遅延、中断、誤謬、脱漏、省略、もしくは侵入、侵害、コンピューターウイルスの感染について、時事は一切責任を負わない。
4. 利用者はインターネットの危険性を充分に承知しており、本サービスの利用に関するあらゆるリスクは利用者の負担となることを了承する。

第9条 【権利譲渡の禁止】

利用者は、時事の書面による事前の同意なしには、この契約上のいかなる権利または権限も第三者に移転または譲渡できない。


第10条 【解釈の解釈】

本契約に定めのない事項、本契約条項の解釈または契約履行について疑義を生じたときは、利用者と時事は誠意をもって協議し、円満解決を図るよう努力するものとする。

第11条 【準拠法・合意管轄】

本契約は、日本国の法律に基づいて解釈され、契約に関する一切の訴訟は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

契 約 書



兵庫県議会公明党・県民会議議員団（以下「甲」という。）と株式会社時事通信社（以下「乙」という。）は、乙がインターネットを通じて甲に提供する行財政情報サービス「iJ AMP」（以下「本サービス」という）に関して、以下の各条項に合意し契約する。

第1条 【目的】

乙は、甲に対し、本契約を順守することを条件に、インターネットを通じて本サービスを提供し、甲が甲自ら管理し、本サービスを利用するためのライセンスを付与されたクライアント端末（以下「端末」という）でのみ本サービスを利用することを許諾する。なお、本契約は、乙が甲に対して独占的に本情報を提供またはその利用を許諾することを定めるものではない。

第2条 【知的財産権】

本サービスのニュースおよび情報（これらを以下「本情報」という）、それらのデータベースおよび分類方法や見出しなど、画像、レイアウト、デザイン、ソフトウェア、マニュアル等に関する著作権および編集著作権を含む一切の権利は、乙または乙への情報等の提供者（以下「外部情報提供者」という）に帰属する。

第3条 【本サービスおよび本情報の利用の制限】

1. 乙は、本サービスを利用するために必要なID・パスワードおよびそのID・パスワードを使用して本サービスを利用できる端末を特定するためのライセンスを甲に付与する。乙が、甲に付与するID・パスワードおよびライセンスの数ならびに本サービス利用可能な部署等（以下「利用部署等」という）は、別表第1に記載する。
2. 甲は、ID・パスワードおよびライセンスが利用部署等以外または第三者に漏洩しないよう管理する義務を負うものとする。甲は、乙が許諾したライセンス数の範囲内で、利用できる端末を変更することができる。
3. 甲は、本サービスにより提供された本情報を別表第1記載の利用部署等以外で使用したり、甲以外の第三者に使用させてはならない。
4. 甲は、乙の事前の書面による同意を得ることなく、本契約により許諾された利用方法、目的を超えて、本情報を複製、蓄積、翻訳、翻案、引用、転載、頒布、販売、出版、公衆送信（送信可能化を含む）、伝達、放送、口述、展示等を行うことはできない。ホームページ、ニュースグループ、メールリスト、電子掲示板等い

かなる形態においても、また甲の会社、組織の内外を問わず、放送、送信等の行為は禁止され、その他本情報を利用した端末以外の機器から当該情報を閲覧可能な状態に置くことなど、甲が第1条に反する形態で情報を利用することはできない。

第4条 【端末および通信回線等】

1. 甲は、本サービスを利用するのに適した端末、基本ソフト、ブラウザソフト等を甲の責任と費用で用意する。
2. 甲は、本サービスを利用するのに適した通信回線等インターネットに接続するために必要な環境を甲の責任と費用で用意する。加入料および利用料等インターネット接続にかかる一切の費用（通信費用を含む）は甲の負担とする。
3. 甲または乙の保守責任範囲は、それぞれの受信装置または送信装置からインターネット接続口までとし、甲または乙は、自らの保守責任範囲において障害が発生した場合には、その原因が甲または乙の合理的な支配を超える事由による場合を除き、自己の責任と負担において原因の除去および復旧に努め、相手方はそれに協力するものとする。

第5条 【情報料】

1. 本契約に基づき甲が乙に支払う本サービスの情報料は別表第2に記載する。
2. 甲は、別表第2記載の情報料とこれにかかる消費税および地方消費税（以下合わせて「情報料等」という）の3カ月分を、その期間が始まる前月の末日までに乙に支払うものとする。振込手数料は甲の負担とする。

第6条 【情報料等の改定】

乙は、情報内容の変更、経済情勢の変動等により、情報料等を改定する必要があると認めた場合は、改定日の1カ月前までに甲に通知し、改定日から改定することができる。消費税等については法律の定めに従う。

第7条 【契約期間】

1. 本契約の期間は、2014年11月1日から1カ年間とする。
2. 甲または乙のいずれかが、期間満了の3カ月前までに文書により更新拒絶の意思表示をしない限り、本契約は同一の条件で1年間延長され、以後も同様とする。
3. 本契約の期間満了日以前に甲の責に帰すべき事由により本契約の全部または一部が解除された場合は、甲は、乙に対して、違約金として期間満了日までの情報料等（乙を通じて外部情報提供料を支払っている場合はこれも加える）に相当する金額を支払うものとする。なお、情報料等（および乙を通じて支払っている外部情報提

供料)に相当する金額の支払いは、別途損害賠償を請求することを妨げない。

4. 乙は、第1項に定める契約期間中であっても、本サービスを大幅に改定または廃止する場合には、6カ月前までに書面により甲に通知することにより、本契約を解約することができる。この場合に、乙が、解約日以降の期間に相当する情報料等を受領済みのときは、乙は、解約日後、甲に対し、解約日以降の期間に相当する情報料等(当該期間が1カ月に満たないときは日割計算)を返金する。

第8条 【契約の解除】

1. 乙は、次の場合は、甲に対する何らの催告をしないで、本契約を解除することができる。
 - (1) 甲が第5条による情報料等の支払いを怠ったとき
 - (2) 甲が第6条による情報料等の改定協議に応じないとき
 - (3) 甲が乙または第三者に振り出し、もしくは裏書した手形または小切手が不渡りになったとき
 - (4) 甲に対し、差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分もしくは競売の申し立てがなされたとき、または甲が租税滞納処分を受けたとき
 - (5) 甲が破産手続き開始、特別清算開始、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始の申し立てを受け、もしくは申し立てたとき、または特定調停手続きを申し立てたとき
 - (6) 甲が支払い停止、支払い不能に陥ったとき、または乙もしくは第三者に対し債務の支払い猶予を要請したとき、その他甲の信用状態が著しく悪化したとき乙が認めたとき
 - (7) 甲が監督官庁から業務停止命令を受けたとき、または事業に必要な許認可の取り消しもしくは停止処分を受けたとき
 - (8) 甲が解散、合併、事業の全部もしくは重要な部分を第三者に譲渡しようとしたとき、または事業を廃止したとき
 - (9) 甲の株主構成、役員の変動等により、会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性が失われたとき
 - (10) 甲により、本契約の条項に違反する本情報の複製、蓄積、翻訳、翻案、引用、転載、頒布、販売、出版、公衆送信(送信可能化を含む)、伝達、放送、口述、展示等、乙もしくは外部情報提供者の権利を侵害する行為がなされたとき、または侵害する恐れが生じたとき
2. 甲または乙は、相手方が前項の場合を除いて本契約の条項に違反したときは、相当の期間是正を催告した上で、当該期間内に違反が是正されない場合は、本契約を解除することができる。
3. 甲および乙は、第1項各号、第2項のいずれかに該当した場合、自己が相手方に

対して負担するすべての金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、その全額を現金で直ちに相手方に支払わなければならないものとする。

第9条 【損害賠償】

1. 甲および乙は、前条第1項各号、第2項のいずれかに該当することにより、相手方に損害が生じた場合には、相手方に対し、これを賠償しなければならない。
2. 前項にかかわらず、本契約に関連して、甲が乙に対して損害賠償義務を負担する場合には、その範囲は甲の予見の有無を問わず、乙が現実には被った直接かつ通常の損害に限るものとする。ただし、前条第1項(10)による損害賠償の場合は、この限りではない。
3. 本条第1項にかかわらず、本契約に関連して、乙が甲に対して損害賠償義務を負担する場合には、その範囲は乙の予見の有無を問わず、甲が現実には被った直接かつ通常の損害に限り、かつ甲が乙に支払う月額情報料を超えないものとする。

第10条 【免責・不可抗力等】

1. 乙は、本情報の提供について信頼性の維持に最大限努力するが、本情報の正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性、有用性等、内容を保証するものではない。甲は、本情報を自らの判断と責任において利用するものとし、本情報を利用した結果、損失・損害を被ったとしても、乙または外部情報提供者に対し、その補償または賠償を求めることはできない。
2. 前条第1項にかかわらず、乙は、本情報の入手、編集、入力、伝達、送信、処理、保存等における遅延、中断、停止、誤り、脱漏、省略または第三者による不正なアクセス、侵入、権利侵害もしくはコンピューターウィルスの感染等について、甲に対して責任を負わず、甲が本サービスもしくは本情報の利用により、またはそれらを利用できなかったことにより、損失・損害を被ったとしても、甲は、乙に対し、その補償または賠償を求めることはできない。ただし、乙が用意する機器（通信回線が乙の用意する専用回線の場合は、専用回線も含む）の保守、修理、点検について、乙に故意または重大な過失がある場合はこの限りではない。
3. 前条第1項および前項ただし書きにかかわらず、乙は、本情報のうち外部情報に関しては、甲に対し一切責任を負わない。外部情報提供者も、外部情報に関連して、甲に損失・損害が生じたとしても、一切責任を負わない。
4. 前条第1項にかかわらず、地震、噴火、津波、戦争、内乱、停電、法令の変更、その他甲または乙の合理的な支配を超える事由により、本契約に基づく義務の不履行が生じた場合には、甲または乙はその責任を免れる。

第 11 条 【権利譲渡の禁止】

甲は、乙の書面による事前の同意なしには、本契約上のいかなる権利または権限も第三者に移転、譲渡または担保に供しないものとする。

第 12 条 【守秘義務】

甲または乙は、次の場合を除き、本契約の内容および本契約に関して相手方から知り得た相手方の業務に関する情報（本契約の内容および本契約締結の事実を含む。以下「秘密情報」という）を相手方の同意なしには、いかなる第三者にも漏らしてはならない。

- (1) 相手方から開示を受けた時点で、既に公知であった事柄
- (2) 相手方から開示を受けた時点で、既に保有していた事柄
- (3) 相手方から開示を受けた後、自己の責に帰することなく公知となった事柄
- (4) 秘密情報を開示する権限を持っている第三者から、守秘義務を課せられることなく、適法に入手した事柄
- (5) 相手方の秘密情報に関与することなく独自に開発したものであることを明らかにできる事柄
- (6) 法令、政府機関、裁判所の命令等または取引所等の外部情報提供者により開示を要請された事柄

第 13 条 【契約終了後の措置】

1. 甲および乙は、本契約が終了した場合、相手方から提供を受けた資料等を相手方の指示に従い速やかに廃棄または返却しなければならない。
2. 甲は、本契約が終了した場合、速やかに本情報（その媒体の如何を問わず全ての複製物を含む）を乙の指示に従って廃棄し、または本情報を削除するものとする。
3. 本契約終了後も、第 2 条、第 7 条第 3 項、第 8 条第 3 項、第 9 条、第 10 条、第 12 条、本条、第 14 条、第 15 条は有効に存続する。

第 14 条 【疑義の解釈】

本契約に定めのない事項、本契約条項の解釈または契約履行について疑義を生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議し、円満解決を図るよう努力するものとする。

第 15 条 【準拠法・合意管轄】

本契約は、日本国の法律に基づいて解釈され、契約に関する一切の訴訟は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上を証するため本契約書2通を作成し、甲、乙双方記名捺印のうえ各自1通を所持する。

平成26年12月18日

(甲)

T650-8
兵庫県神戸市中央区
下山手通5-10-1
兵庫県議会公明党県民会議議員団
幹事長 合田博一

(乙)

東京都中央区銀座5丁目5番8号

株式会社 時事通信社
代表取締役社長 西澤



別表

第1 ID・パスワード、ライセンス数、利用部署等

[第3条第1項、同第3項]

1. ID・パスワード数

1

2. ライセンス数

11

3. 利用部署等および台数

・ 甲の控室および甲の事務所

・ 11台 (甲が管理するモバイル情報機器での利用分を含む)

注1. 台数

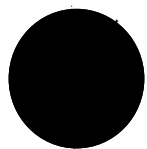
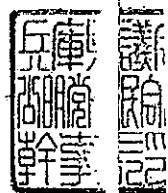
注2. 台数

第2 情報料: [第5条第1項、同第2項]

月額 60,000円

消費税等については法律の定めに従い、これに加算して甲が負担する。

以上



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
19	3--4--2 振込 *121,000 W21 カ) トウワ	共通案分率 50%
		25%
4/2		それ以外の案分 100%
		案分の説明 東弘 ホームページ 保守管理料 ¥121,000- 3月分


請求書

〒650-0011
 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
 兵庫県庁 公明党控室

兵庫県議会 公明党・県民会議議員団 御中

TOKO株式会社 東弘 関西支社
 〒543-0001 大阪市天王寺区上本町6-6-26
 上六光陽ビル8F
 Tel 06-6776-5201 Fax 06-6776-5205



検印		締日	日付	請求番号
		末日	2021/03/31	SK000015185

下記の通りご請求申し上げます。

◎お振込みは右記銀行口座へお願い致します。
 口座名義：株式会社 東弘
 カナ名義：カ)トウコウ



今回売上額	消費税額	今回ご請求額
¥110,000	¥11,000	¥121,000

年月日	品名 / 詳細	数量	単価	売上金額	消費税額	税込金額
2021/03/01~2021/03/31	更新・管理・保守費	1	110000	110,000	(10%) 11,000	121,000

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使途項目									
	調査研究費・研修費・会議費・ <u>広報広聴費</u> ・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費									
20	3--4-23 振込 *121,000 (W21カ) トウワ	<table border="1"><tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td></td><td>25%</td></tr><tr><td>それ以外の案分</td><td>100%</td></tr><tr><td>案分の説明</td><td>東弘 ホームページ 保守管理料 4月分 ¥121,000-</td></tr></table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	東弘 ホームページ 保守管理料 4月分 ¥121,000-
共通案分率	50%									
	25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明	東弘 ホームページ 保守管理料 4月分 ¥121,000-									
4/23										


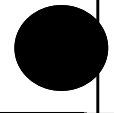
請求書

〒650-0011
 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
 兵庫県庁 公明党控室

兵庫県議会 公明党・県民会議議員団 御中

TOKO株式会社 東弘 関西支社
 〒543-0001 大阪市天王寺区上本町6-6-26
 上六光陽ビル8F
 Tel 06-6776-5201 Fax 06-6776-5205



検印			締日	日付	請求番号
			末日	2021/04/30	SK000016873

下記の通りご請求申し上げます。

今回売上額	消費税額	今回ご請求額
¥110,000	¥11,000	¥121,000

◎お振込みは右記銀行口座へお願い致します。
 口座名義：株式会社 東弘
 カナ名義：カ)トウコウ



年月日	品名 / 詳細	数量	単価	売上金額	消費税額	税込金額
2021/04/01~2021/04/30	更新・管理・保守費	1	110000	110,000	(10%) 11,000	121,000

御見積書・注文書

発行日	担当
2020年4月7日	小林 隆明

公明党 兵庫県議会 御中



株式会社 東弘 関西支社
〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区九条町3-6-26-8F
TEL 06-6776-5201 / FAX 06-6776-5205

下記の通りお見積もり申し上げます。

見積内容	ホームページ維持管理費
実施年月	
支払条件	貴社支払条件
有効期限	発行から30日間

合計金額	御見積金額
¥110,000	¥121,000

内容	数量	単価	金額
■パッケージ保守管理費	1式		110,000
・ドメイン費用			
・サーバレンタル・保守・運営費用			
・トピックス、議会報告、広報誌等コンテンツ更新費用			
・月間アクセスログ集計費用			
小計			110,000
消費税 10%			11,000
合計金額 (円)			121,000

備考
※ホームページサイト維持管理費の月額費用は税込み121,000円になります。

株式会社 東弘 注文日 2020年 5月 27日

上記内容で注文いたします。

貴社名 兵庫県議会 公明党・県民会議議員団 印

ご担当者名 谷井 勉

お支払い予定日 2020年 月 日

ご注文の際は、表題の「注文書」を○で囲み、貴社名をご記入、ご捺印ください。ご記入後の注文書はFAXにてご提出をお願いいたします。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

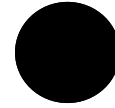
整理 番号	使 途 項 目																								
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																								
2/	<p>ご利用明細</p> <p>本日はご来店いただきありがとうございます。 ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。 裏面のご案内もあわせてごらんください。</p> <p>☆☆お振込☆☆</p> <table border="1"> <tr> <td>お振込金額</td> <td>¥447,480</td> </tr> <tr> <td>振込手数料</td> <td>¥550</td> </tr> </table> <p>SMBC</p> <p>お受取人は</p> <p>ナカタ ツゲキ 様</p> <p>お振込人は</p> <p>ヒヨウコ ケンキ カイコウメイトウ ケンミンカイ キ 様</p> <p>お取扱日 3. 4. 12 電信振込</p>	お振込金額	¥447,480	振込手数料	¥550	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2">会派政務活動費</td> </tr> <tr> <td colspan="2">補助員業務委託料</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(12月・1月・2月)</td> </tr> <tr> <td>案分率</td> <td>¥448,030-</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		会派政務活動費		補助員業務委託料		(12月・1月・2月)		案分率	¥448,030-			
		お振込金額	¥447,480																						
振込手数料	¥550																								
共通案分率	50%																								
	25%																								
それ以外の案分	100%																								
案分の説明																									
会派政務活動費																									
補助員業務委託料																									
(12月・1月・2月)																									
案分率	¥448,030-																								
4/12	<table border="1"> <tr> <td>取扱店</td> <td>機番</td> <td>年 月 日</td> <td>時 刻</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3. 4. 12</td> <td>10:48</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">1414</td> </tr> <tr> <td>銀行番号</td> <td>店番号</td> <td colspan="2">口座番号</td> </tr> <tr> <td colspan="4">三井住友銀行</td> </tr> </table>	取扱店	機番	年 月 日	時 刻			3. 4. 12	10:48			1414		銀行番号	店番号	口座番号		三井住友銀行				<table border="1"> <tr> <td>印紙税申告納</td> </tr> <tr> <td>付につき廻町</td> </tr> <tr> <td>税務署承認済</td> </tr> </table>	印紙税申告納	付につき廻町	税務署承認済
取扱店	機番	年 月 日	時 刻																						
		3. 4. 12	10:48																						
		1414																							
銀行番号	店番号	口座番号																							
三井住友銀行																									
印紙税申告納																									
付につき廻町																									
税務署承認済																									

作業完了報告書

2021/1/31

兵庫県議会公明党・県民会議 御中

R-evolution



〒675-0031
加古川市加古川町北在家2268

TEL: 079-453-6035
FAX: 079-453-6035

下記の業務内容を作業致しました。

件名	政務活動費補助員業務 12月分
納品日	2021/1/31
作業内容	<p>■政務活動費補助員業務 <月次業務></p> <ul style="list-style-type: none">・議員への提出期限連絡・内容チェック・議員の会計帳簿、月別支出報告書の作成・会派の会計帳簿、月別支出報告書の作成・修正作業・事務局との連絡

御請求書

令和 3年 1月 31日

【 兵庫県議会公明党・県民会議 】 御中

R-evolution 代表:中田 成紀
〒675-0031 兵庫県加古川市加古川町北在家2268
TEL/FAX:079-453-6035

下記のとおりご請求申し上げます
件名:『 政務活動費補助員業務 12月分 』

記

御請求金額 ￥149,160

品名	数量	単価	金額
政務活動費補助員業務			
■ 月次業務	1	135,600	¥135,600
小計			¥135,600
消費税(10%)			¥13,560
合計金額			¥149,160

【振込銀行】

ナカタ シゲキ

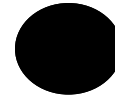
備考:

作業完了報告書

2021/2/28

兵庫県議会公明党・県民会議 御中

R-evolution



〒675-0031
加古川市加古川町北在家2268

TEL:079-453-6035
FAX:079-453-6035

下記の業務内容を作業致しました。

件名	政務活動費補助員業務 1月分
納品日	2021/2/28
作業内容	■政務活動費補助員業務 <月次業務> <ul style="list-style-type: none">・議員への提出期限連絡・内容チェック・議員の会計帳簿、月別支出報告書の作成・会派の会計帳簿、月別支出報告書の作成・修正作業・事務局との連絡

作業完了報告書

2021/3/31

兵庫県議会公明党・県民会議 御中

R-evolution

〒675-0031
加古川市加古川町北在家2268

TEL:079-453-6035
FAX:079-453-6035

下記の業務内容を作業致しました。

件名	政務活動費補助員業務 2月分
納品日	2021/3/31
作業内容	■政務活動費補助員業務 <月次業務> <ul style="list-style-type: none">・議員への提出期限連絡・内容チェック・議員の会計帳簿、月別支出報告書の作成・会派の会計帳簿、月別支出報告書の作成・修正作業・事務局との連絡

御請求書

令和 3年 3月 31日

【 兵庫県議会公明党・県民会議 】 御中

R-evolution 代表:中田 成紀

〒675-0031 兵庫県加古川市加古川町北在家2268

TEL/FAX:079-453-6035

下記のとおりご請求申し上げます

件名:『 政務活動費補助員業務 2月分 』

記

御請求金額

¥149,160

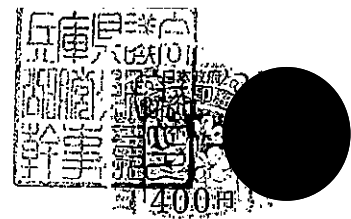
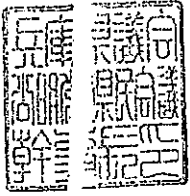
品名	数量	単価	金額
政務活動費補助員業務			
■ 月次業務	1	135,600	¥135,600
小計			¥135,600
消費税(10%)			¥13,560
合計金額			¥149,160

【振込銀行】

口座名義:ナカタ シゲキ

備考:

(Empty box for notes)



契約内容変更に関する覚書

兵庫県議会公明党・県民会議（以下「甲」という。）と R-evolution（以下「乙」という。）は、平成27年5月1日付で締結した業務委託契約について、平成27年12月1日に締結した覚書の定めを破棄し、下記の内容で覚書を締結する。

記

- 1 業務委託契約第1条に定める業務明細を、別紙のとおり改訂する。
- 2 前項の業務明細の変更に伴い、業務委託契約第3条1項に定める業務委託料について、令和元年6月分より以下の通り改訂する。

月額委託料	金	135,600	円	(消費税別途)、
決算時業務委託料	金	84,000	円	(消費税別途)
議員改選時任期終了月委託料	金	237,600	円	(消費税別途)

以上

令和元年6月1日

甲 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県議会 公明党・県民会議 議員団

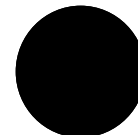
幹事長 谷井 いさお



乙 加古川市加古川町寺家町27-2

R-evolution

代表 中田 成紀



別紙

政務活動費補助員業務明細

【月次業務】

NO	業務	内容	想定時分	備考
1	議員への提出期限連絡	メールで全議員・会派事務員に提出期限を連絡	30	
2	議員への提出催促	期限超過で未提出議員に対して、電話で提出催促	30	
3	会派分の政務活動費支出処理	会派の政務活動にかかる経費の支払い(控室事務費・視察旅費等)	90	
4	会派支出にかかる書類作成	会派分の領収書添付様式・活動報告書類の作成	360	
5	領収書添付様式の確認・スキャン	領収書添付様式の内容確認・スキャン作業	300	
6	会計帳簿の作成	全議員、会派の領収書添付様式をもとに会計帳簿、月別支出報告書を作成	700	1人分50分×14
7	会派チェック後の修正対応	修正が発生した場合の対応	240	
8	議会事務局への書類提出準備	会計帳簿、月別支出報告書を印刷し、領収書添付様式とセットし提出準備	180	
9	議会事務局チェックの対応	修正が発生した場合の対応	240	
10	議員の政務活動費の支払い	決裁後、議員の支出済み政務活動費を各口座に振込み	90	
合 計			2,260	分
時間換算			37.7	時間
委託費用			¥135,600	時給3000円、諸経費20%

【決算月業務】

NO	業務	内容	想定時分	備考
1	収支報告書等の作成	全議員・会派の収支報告書等を作成・印刷	980	1人分70分×14
2	議会事務局チェックの対応	修正が発生した場合の対応	300	
3	精算処理	通帳内容の確認と返金処理	120	
合 計			1,400	
時間換算			23.3	
委託費用			¥84,000	時給3000円、諸経費20%

政務活動費補助員業務明細

議員改選時の任期終了月における月次業務(任期の端数日分の締め)と年度途中の決算業務

【①議員改選時任期終了月の月次業務】

NO	業務	内容	想定時分	備考
1	議員への提出期限連絡	メールで全議員・会派事務員に提出期限を連絡	30	
2	議員への提出催促	期限超過で未提出議員に対して、電話で提出催促	30	
3	会派分の政務活動費支出処理	会派の政務活動にかかる経費の支払い(控室事務費・視察旅費等)	90	
4	会派支出にかかる書類作成	会派分の領収書添付様式・活動報告書類の作成	180	
5	領収書添付様式の確認・スキャン	領収書添付様式の内容確認・スキャン作業	100	
6	会計帳簿の作成	全議員、会派の領収書添付様式をもとに会計帳簿、月別支出報告書を作成	280	1人分20分×14
7	会派チェック後の修正対応	修正が発生した場合の対応	100	
8	議会事務局への書類提出準備	会計帳簿、月別支出報告書を印刷し、領収書添付様式とセットし提出準備	60	
9	議会事務局チェックの対応	修正が発生した場合の対応	100	
10	議員の政務活動費の支払い	決裁後、議員の支出済み政務活動費を各口座に振込み	90	
合 計			1,060	分
時間換算			17.7	時間
委託費用			¥63,600	時給3000円、諸経費20%

【②議員改選時年度途中決算業務】

NO	業務	内容	想定時分	備考
1	収支報告書等の作成	全議員・会派の収支報告書等を作成・印刷	420	1人分30分×14
2	議会事務局チェックの対応	修正が発生した場合の対応	100	
3	精算処理	通帳内容の確認と返金処理	120	
合 計			640	
時間換算			10.7	
委託費用			¥38,400	時給3000円、諸経費20%

① + ② 合計(=議員改選時の任期終了月の追加業務委託料)	¥102,000
通常の月次業務委託料	¥135,600
議員改選時任期終了月委託料合計	¥237,600

領収書等添付様式【共通】

(令和3年5月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目																												
5/18	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費・人件費)																												
	<p style="text-align: center;">GMOインターネット株式会社 払込受領証 (お客様控え)</p> <table border="1"><tr><td>請求書発行日</td><td>2021年05月01日</td></tr><tr><td>請求書番号</td><td>052105042604098</td></tr><tr><td>お客様番号</td><td>8465353</td></tr><tr><td>請求年月</td><td>2021年05月</td></tr><tr><td>ご利用金額</td><td>¥1,060</td></tr><tr><td>消費税額</td><td>¥106</td></tr><tr><td>今回請求額</td><td>¥1,166</td></tr></table> <p style="text-align: center;">受領印</p> <p style="text-align: center;">収入印紙貼付欄</p> <p style="text-align: center;">受領日捺印</p> <p style="text-align: center;">株式会社ワールネット(株)</p>	請求書発行日	2021年05月01日	請求書番号	052105042604098	お客様番号	8465353	請求年月	2021年05月	ご利用金額	¥1,060	消費税額	¥106	今回請求額	¥1,166	<table border="1"><tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td></td><td>25%</td></tr><tr><td>それ以外の案分</td><td>100%</td></tr><tr><td colspan="2">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="2">GMOインターネット 利用料 5月分 ¥1,166×50% =¥583</td></tr><tr><td colspan="2">※共通案分率を適用</td></tr><tr><td colspan="2">※請求書参照</td></tr></table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		GMOインターネット 利用料 5月分 ¥1,166×50% =¥583		※共通案分率を適用		※請求書参照
請求書発行日		2021年05月01日																											
請求書番号	052105042604098																												
お客様番号	8465353																												
請求年月	2021年05月																												
ご利用金額	¥1,060																												
消費税額	¥106																												
今回請求額	¥1,166																												
共通案分率	50%																												
	25%																												
それ以外の案分	100%																												
案分の説明																													
GMOインターネット 利用料 5月分 ¥1,166×50% =¥583																													
※共通案分率を適用																													
※請求書参照																													

〒650-0011
兵庫県神戸市中央区
下山手通 5-10-1
兵庫県庁3号館3階
兵庫県議会公明党・県民会議議員団
伊藤 勝正 様



GMOとくとくBB

PHONE 0570-045-109 FAX 03-5456-2556
URL <http://gmobb.jp/support/>
E-Mail info@gmobb.jp



01/01-0010091-0800BA1010091#

1 / 1

請求書発行日 2021年05月01日
請求年月 2021年05月

ご利用料金請求書

平素は、格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記請求明細をご確認ください。

【お客様番号】 9465353
【請求書番号】 052105042604098

今回請求額 1,166円

お支払期日 2021年05月25日

調整額 *****
繰越金額 *****
ご利用金額 1,060円
消費税額 106円

振込先銀行 0310
振込先支店 508
 口座番号普通
 口座名義 ジーエムオーインターネット (カ)

ご利用内容の内訳

請求明細	数量	単価	金額
とくとくセット2021年05月利用分	1	0	0
フレッツ光ファミリー・単 接続サービス2021年05月利用分	1	836	836
請求書発行手数料	1	330	330



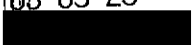

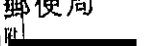
※銀行振込みの際の手数料につきましては、お客様でご負担をお願いいたします。
※お振込みの控え(受領証)をもって領収書に替えさせていただきます。
※お支払期限を過ぎたご入金の場合、サービスを停止いたします。また再開まで7営業日ほどかかる場合がございます。
※過去ご利用月のご請求につきましては、前月末日までにお支払い確認が取れていない状況となっております。お支払期日をご確認のうえお支払をお願いいたします。本請求書と行き違いで、すでにお支払いいただいておりますらお詫び申し上げます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年 5月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使 途 項 目															
2	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費															
5/25	<div data-bbox="549 898 938 981"> <p>通常払込料金 振替払込請求書兼 加入者負担 受領証(金融機関控) </p> </div> <div data-bbox="549 981 938 1061"> <p>加入者番号 </p> </div> <div data-bbox="549 1061 938 1144"> <p>加入者名 NTTファイナンス株式会社</p> </div> <div data-bbox="549 1144 938 1227"> <p>金額 ¥ 4,895 円</p> </div> <div data-bbox="549 1227 938 1285"> <p>お客様番号 4610-1744-77617</p> </div> <div data-bbox="549 1285 938 1346"> <p>2021年 5月ご請求分 <small>請求期</small> 5月31日</p> </div> <div data-bbox="549 1346 938 1464"> <p>(住所等非表示払込書) 兵庫県議会公明党・県民会議議員 団 谷井 勲 様</p> </div> <div data-bbox="549 1464 938 1585"> <p>金融機関用取納連絡先 TEL 0120-874-569 <small>受付</small> 03-05-25 </p> </div> <div data-bbox="549 1585 938 1720"> <p>〒  郵便局  N94290032</p> </div> <p data-bbox="587 1720 970 1742">この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVSで読取可能)</p>	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2">インターネット代 4月分 ¥4,895 × 50% = ¥2,447</td> </tr> <tr> <td colspan="2">* 共通案分率を適用</td> </tr> <tr> <td colspan="2">* 請求書参照</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		インターネット代 4月分 ¥4,895 × 50% = ¥2,447		* 共通案分率を適用		* 請求書参照	
共通案分率		50%														
	25%															
それ以外の案分	100%															
案分の説明																
インターネット代 4月分 ¥4,895 × 50% = ¥2,447																
* 共通案分率を適用																
* 請求書参照																

請求書 (西日本ご利用分)

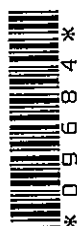
650-0011
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

兵庫県庁3号館 3階
兵庫県議会公明党・県民会議議員
団 谷井勲 様



021052101041684982

郵便区内特別



09795

Webでのお問い合わせ先



<http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/lw/?page-1>

NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2021年 5月19日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【逕付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル7F
社用コード M20021111004 09795 09684 00 J
61 00000 1 0 21050301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5988-0061 4610-1744-77617	2021年 5月ご請求分	4,895円	2021年 5月31日(月)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額
(合計)

4,895円

4,895円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もつともつと割、Web光もつともつと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [<http://flets-w.com/wari/>] でご確認ください。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.



お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5988-0061	請求年月 MONTH OF ISSUE	2021年 5月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4610-1744-77617)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5988-0061			
◇NTT西日本ご利用分			
4,895	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料	合 算
	-1,100	光はじめ割	合 算
	100	発行手数料	合 算
	50	収納手数料	合 算
	445	消費税等相当額 (合計)	合 算
◇合計	4,895	合計	

NTT西日本からのお知らせ

※電話のご注文・お問合せは「116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ (無料)
 ※電話の故障は「113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)
 ※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ (無料) / 故障: 0120-248995へ (無料)
 ※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年5月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
3	3--5-13 振込 *22,000 W21カ)ゼンリンコ	共通案分率 50% 25%
		それ以外の案分 100% 案分の説明 ZENRIN GISセレクトジョン 利用料(4月分) 22,000×50% =¥11,000 - ※共通案分率を適用 ※請求書参照
5/13		

請求書

No. J2010001015-7

2021年4月30日

様

兵庫県議会公明党・県民会議

お客様コードNO. 78362372700

〒650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1

県庁3号館

TEL : 0783623727

株式会社 ゼンリン

神戸営業所

〒651-0087

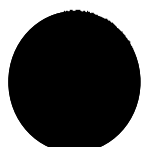
兵庫県神戸市中央区御幸通4-2-20

三宮中央ビル1F

TEL 078-252-3223

FAX 078-252-1633

所長 三好 信治



下記のとおりご請求申し上げます。

お支払い方法	集 金 ・ 振 込
お支払い予定日	2021年 5月 31日

振込先銀行

口座名義 株式会社ゼンリン 神戸営業所

お振込みの際の手数料はご負担願います。

注文書番号	
納品書番号	J2010001015-7
納品日付	検収日付

合計金額 **¥22,000-** (消費税等込み)

商 品 名	種 別	単 価	数 量	金 額
GIS Application Data Online		10,000	1	10,000
ペースマップ TOWN II (配信) 兵庫県		10,000	1	10,000
* * 小 計 * *				20,000

御買上金額	消費税等	御買上合計金額	御入金額	御請求額
20,000	2,000	22,000	0	22,000

【備考】

4月分

本伝票に記載されましたお客様の個人情報は、アフターサービス、各種キャンペーンのご案内のために利用させていただきます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年5月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目													
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費													
4	3--5-27 振替	*1,363 SMBC(アスク)												
			<table border="1"><tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td></td><td>25%</td></tr><tr><td>それ以外の案分</td><td>100%</td></tr><tr><td>案分の説明</td><td>アスク4月分 来客用お茶代 ¥1,363 × 25% = ¥340-</td></tr><tr><td>案分率</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">* 共通案分率に適用</td></tr><tr><td colspan="2">* 請求書参照</td></tr></table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	アスク4月分 来客用お茶代 ¥1,363 × 25% = ¥340-	案分率		* 共通案分率に適用
共通案分率	50%													
	25%													
それ以外の案分	100%													
案分の説明	アスク4月分 来客用お茶代 ¥1,363 × 25% = ¥340-													
案分率														
* 共通案分率に適用														
* 請求書参照														
5/27														

アスクルご請求書

2021年04月30日締切分

650-0011 郵便区内特別
 兵庫県神戸市中央区
 下山手通5-10-1
 県庁3号館3階

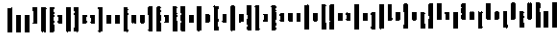


お問い合わせ番号 20706592

兵庫県議会公明党

様

B1 143090# 00001/00001 20706592 UA



00222561 C11-U1

アスクル担当販売店

株式会社明光堂
 アスクル事業部
 兵庫県神戸市兵庫区
 塚本通5-2-3



645915 002

TEL: 078-576-6288

担当: アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

TEL: 078-362-3727

FAX: 078-371-1883

お買い上げいただきましてありがとうございます。

記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額

1,363円

うち消費税等 (

106円)

お支払い日 ▶ 2021年 05月 27日

お支払い方法 ▶ 自動引落

金融機関	
支店	
口座	

ヒヨウコ ケンキ カイコウメイトウ ケンミンカイ カシ

対象期間 2021/04/01 ~ 2021/04/30

当月お買い上げ金額 1,363円

当月返品金額 0円

当月値引金額 0円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

上記ご指定の口座よりお引落しさせていただきます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/グリー
04/14 26383180					
820-2110 TSコーヒーフILTER102N 100P	2	155	310		10.0
847-6105 プロフェッショナルコース モカブレンド 1袋(1kg)	1	1,053	1,053		軽 8.0
		小計	1,363	控室・受付様ご発注分	

飲み物代
 ¥1,363-

お知らせ

お支払いに関するお問い合わせにつきましては、表面右上のお客様の担当販売店までお願い申し上げます。
アスクルサービス、商品等に関するお問い合わせにつきましては、アスクルお客様サービスデスク
(0120-345-861) または <http://www.askul.co.jp/support>
までお願い申し上げます。

税率別明細

税区分(税率)	お買い上げ金額	返品金額	値引金額	小計	うち消費税等
課税:軽減税率(8.0%)	1,053	0	0	1,053	78
課税(10.0%)	310	0	0	310	28
合計	1,363	0	0	1,363	106

グリーン商品お買い上げ実績

	全体	グリーン商品
購入額(税込)	1,363	0

アスクルスイートポイント明細

お客様のステージは ▶ **ブルー** ステージです。 (2021年03月01日~2021年08月末日)
 前回までのポイント 獲得ポイント 賞品交換ポイント | 期限切れポイント | ご利用可能ポイント | 月別期限切れポイント

お知らせ

<お買い上げ累計金額(税抜き)>: 22,250円 (累計金額の対象期間:2021年03月01日~2021年08月末日)
 累計金額 200,000円(税抜き)以上で、翌半年間「基本ポイント×1.2のゴールドステージ」です。
 累計金額 400,000円(税抜き)以上で、翌半年間「基本ポイント×1.5のプラチナステージ」です。
 当月獲得ポイントは、18ヶ月間有効です。
 賞品ラインナップなど、詳しくは<http://www.askul.co.jp/sweet/>をご覧ください。

本書面の記載内容について

- お客様の担当販売店(表面右上記載の「アスクル担当販売店」)は、ご請求・お支払いに関する窓口です。
- 「うち消費税等」の金額は、「当月ご請求額(当月ご利用額)」から非課税金額を差し引いた金額に消費税率を乗じた金額(円未満切捨)を表示しております。
- ご返品につきましては、アスクル返品センターへ到着した日時が、お客様の当月ご請求締切日を超える場合には、翌月のご請求締切日に計上される場合がございます。

抗菌仕様の文具・事務用品やファイルが続々登場!

Webサイトには他にもたくさん抗菌アイテムを揃えています

Webサイト: www.askul.co.jp/
アスクルWebサイトへ

抗菌文具 🔍 検索

大切な書類や軽量物の配送にも!

通常タイプより厚手で破れにくく丈夫! 中身が通けやすく安心して使えます。

厚手で丈夫な封筒だから厚みのある内容物も入れやすい。

破れにくく丈夫! 3サイズをご用意!

¥4.28 (税込¥4.7)

Webサイト: www.askul.co.jp/
アスクルWebサイトで

クラフト封筒 厚口 🔍 検索

お困りごとがありましたら
チャットボットのアオイくんにお気軽にご質問ください

アスクルWebサイトヘルプページより <https://www.askul.co.jp/f/help/>

アスクルWebサイトヘルプページへ <http://www.askul.co.jp/>

アオイくん 🔍 検索

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和3年 5月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目													
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費													
5	3--5-20 振替 *15,528 RL) のツウヨウカ	<table border="1"><tr><td>共通案分率</td><td>50% 25%</td></tr><tr><td>それ以外の案分</td><td>100%</td></tr><tr><td>案分の説明</td><td>複合機パフォーマンス チャージ料</td></tr><tr><td>案分率</td><td>¥15,528 × 50% = ¥7,764</td></tr><tr><td>*</td><td>共通案分率を適用</td></tr><tr><td>*</td><td>請求書参照</td></tr></table>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	複合機パフォーマンス チャージ料	案分率	¥15,528 × 50% = ¥7,764	*	共通案分率を適用	*	請求書参照
共通案分率	50% 25%													
それ以外の案分	100%													
案分の説明	複合機パフォーマンス チャージ料													
案分率	¥15,528 × 50% = ¥7,764													
*	共通案分率を適用													
*	請求書参照													
5/20														

請 求 書

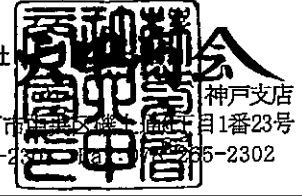
〒 650-0011
 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

御中

16800000

株式会社



〒651-0086 神戸市東灘区東山手1番23号
 Phone: 078-265-2302 / 078-265-2302
 取引銀行

毎度格別のお引立て預かりありがとうございます。
 下記の明細の通り御請求申し上げます。

(自動引落)

担当者	検収

■請求締切日 2021/ 4/30 ■お支払予定日 2021/ 5/20 ■当月お買上高合計 15,528

前回請求額	ご入金額	繰越金額	当月お買上高		合計請求額	当月ご請求額
			税抜御買上額	消費税		
29,700	29,700	0	14,117	1,411	15,528	¥ 15,528

【*】は税込/【軽】は軽減税率

年月日 問合せ番号	商品・規格	数量	単価	お買上高 消費税	お支払高	摘 要
2021/ 4/ 6 0000316854	パフォーマンスチャージ料 MPC4001カ好ヨ 619839 伝票単位消費税	1	14,117 (10%)	14,117 1,411		
	【伝票計】			15,528		
2021/ 4/20 0000104871	自動引落-リコーリース20日				29,700	
	【伝票計】					
	《総合計》	税抜合計	消費税	合計		
		14,117	1,411	15,528		
	税率内訳(10.00%)	14,117	1,411	15,528		
	以下余白					

累計		¥15,528	¥29,700
----	--	---------	---------

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年5月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使途項目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
6	3--5--6 振替	*5,400 リコーリース(カ)
5/6		

口座振替請求明細書

発行日 2021年 4月 20日

拝啓、毎々格別のお引き立てにあずかり厚くお礼申し上げます。
 今月分のご請求金額は下記の通りとなっております。
 ご査収の上、宜しくご手配いただきますようお願い申し上げます。

リコーリース株式会社

引き落日	2021年 5月 6日
ご請求金額	5,400円
請求書番号	202104-4-010872

【自動引落し口座】 普通

口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。

- (お願い)
- 上記ご請求金額を指定口座より引き落しさせていただきます。
 - 引き落日の前日(金融機関営業日)までにご入金いただきますようお願い申し上げます。
 - 既にお支払済みまたはお取引内容に変更のある場合はご了承ください。

請求明細書

契約番号	設置先	数量	区分	種類	請求金額	消費税額	請求期間	当回数	総回数
A071400200	兵庫県議会 公明党・県民会議議員団	1		L01	5000	400	21. 5. 1	22	22
-000	明光商会 シェレッダー MSV-F3IC						21. 5. 31	60	60

続きは裏面をご確認下さい。



区分 L:リース C:クレジット R:レンタル P:パーソナルクレジット K:割賦 X:その他S
 種類 01:リース料金等 03:保守料金 04:合意解約金 05:物件代金 06:弁済金 07:その他

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年 5月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使 途 項 目													
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費													
7	3--5--6 振替	*4,037 SMBC(ウケイ材料)												
		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2">産経新聞</td> </tr> <tr> <td colspan="2">R3.4月分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">¥4,037</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		産経新聞		R3.4月分	
共通案分率	50%													
	25%													
それ以外の案分	100%													
案分の説明														
産経新聞														
R3.4月分														
¥4,037														
 領 収 証														
2021年04月分		No. 1-213-0007-000												
下山手通5-17 兵庫県庁3号館 兵庫県議会		公明党県民会議議員団 様 お知らせ 領収日 2021年 5月 6日												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品 名</th> <th>部</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産経新聞セット※</td> <td>1</td> <td>4,037</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>¥ 4,037</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※は軽減税率対象品目</td> <td>(内消費税等¥299)</td> </tr> </tbody> </table>		品 名	部	金 額	産経新聞セット※	1	4,037	合 計		¥ 4,037	※は軽減税率対象品目		(内消費税等¥299)	新聞配達アルバイト募集中。 朝刊のみ、夕刊のみでも可。 毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。 8%対象 ¥4,037 (消費税 ¥299)
品 名	部	金 額												
産経新聞セット※	1	4,037												
合 計		¥ 4,037												
※は軽減税率対象品目		(内消費税等¥299)												
産経新聞三宮専売所 〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-14-10 TEL: 078-392-1017														

5/6

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和3年 5月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
8	3--5-24 振替	*4,037 SMBC(3)777	共通案分率
			50%
			25%
			それ以外の案分 100%
			案分の説明
			案分率
			毎日新聞 R3.5月分 ¥4,037

読者	70-001-0141-000	No.01-004	領 収 証 2021年 5月 度
公明党・県民会議議員団 様			
銘 柄	部 数	金 額	領 収 金 額
毎日新聞 ※	1	4,037	4,037 円
			上記金額正に領収いたしました。
		内消費税	¥299

8%対象 4,037 (内消費税 ¥ 299) ※は軽減税率の対象
10%対象 0 (内消費税 ¥ 0) であることを示します。

毎日新聞 神戸販売
神戸市中央区元町通5丁目3-1
TEL: 078-341-5553

毎度ご愛読ありがとうございます。各種金融機関での自動引落クレジットもご利用になれます。

5/24

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年5月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目												
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費												
9	3--5-26 振替	*8,937 コマコマイ(SMFS)											
	<table border="1" style="float: right; margin-left: 20px;"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td> 朝日新聞 日本経済新聞 R3.5月分 ¥8,937- </td> </tr> </table>		共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	朝日新聞 日本経済新聞 R3.5月分 ¥8,937-			
共通案分率	50%												
	25%												
それ以外の案分	100%												
案分の説明	朝日新聞 日本経済新聞 R3.5月分 ¥8,937-												
<table border="1" style="width: 100%; margin: 10px auto;"> <tr> <td style="width: 20%;">080-0302 050</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">2021 年 5 月分</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">領収証</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">下山手通5-10-1県庁3号館(2-5)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">兵庫県議会 公明党・県民会議議員団様</td> </tr> </table>			080-0302 050	2021 年 5 月分	領収証	下山手通5-10-1県庁3号館(2-5)			兵庫県議会 公明党・県民会議議員団様				
080-0302 050	2021 年 5 月分	領収証											
下山手通5-10-1県庁3号館(2-5)													
兵庫県議会 公明党・県民会議議員団様													
5/26	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">銘 柄</th> <th style="width: 10%;">部数</th> <th style="width: 15%;">金 額</th> <th style="width: 45%;">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝 日 新 聞</td> <td style="text-align: center;">※ 1</td> <td style="text-align: right;">4037</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 8,937 円 (内消費税 662円) </td> </tr> <tr> <td>日 本 経 済 新 聞</td> <td style="text-align: center;">※ 1</td> <td style="text-align: right;">4900</td> </tr> </tbody> </table>		銘 柄	部数	金 額	合 計	朝 日 新 聞	※ 1	4037	8,937 円 (内消費税 662円)	日 本 経 済 新 聞	※ 1	4900
銘 柄	部数	金 額	合 計										
朝 日 新 聞	※ 1	4037	8,937 円 (内消費税 662円)										
日 本 経 済 新 聞	※ 1	4900											
		<p>金額には消費税を含みます。 上記金額正に領収いたしました。 No.1022397 領収印</p> <p>8,937円 (内消費税 *662円) 同 0円 (内消費税 (0円) 同)</p> <p>※は軽減税率の対象であることを示します。</p>											
		朝日新聞兵庫販売株式会社 神戸三宮店 中央区中山手通4-18-27 TEL: 078-251-0223 FAX: 078-241-4586											
毎度ご愛読ありがとうございます。お支払には便利な金融機関での自動引落もご利用になれます。													

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年5月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目																
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																
10	3--5-26 振替	*4,400 シブアツタイ(SMFS)															
		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>読売新聞 R3.5月分 ¥4,400-</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	読売新聞 R3.5月分 ¥4,400-							
共通案分率	50%																
	25%																
それ以外の案分	100%																
案分の説明	読売新聞 R3.5月分 ¥4,400-																
<p>領 収 書</p> <p>区域011 金戸0060 お問合せNo01599</p> <p>お名前 議会公明党 県民会議議員団 様</p> <p>下山路通4-17-3 TEL078-362-3727</p> <p>兵庫県庁3号館3F</p> <p>3年 5月分 振替</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>銘 柄</th> <th>部 数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 読売新聞セット</td> <td>1</td> <td>4,400</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>4,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>領収日 年 月 日</p>			銘 柄	部 数	金 額	1 読売新聞セット	1	4,400	2			3			合 計		4,400円
銘 柄	部 数	金 額															
1 読売新聞セット	1	4,400															
2																	
3																	
合 計		4,400円															
5/26	<p>読売センター東神戸 TEL078-341-4169</p> <p>神戸市中央区花隈町22-3</p>																

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年5月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使 途 項 目										
11	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費										
	事務所費・事務費・人件費										
		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>(100%)</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>神戸新聞 R3.5月分 ¥4,400-</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	(100%)	案分の説明	神戸新聞 R3.5月分 ¥4,400-	
共通案分率	50%										
	25%										
それ以外の案分	(100%)										
案分の説明	神戸新聞 R3.5月分 ¥4,400-										
	3--5-27; 振替; *4,400; SMBC(コウア)シブアツ	案分率									
領 収 証											
2021年05月分		No. 5- 13-0184-000									
県庁3号館 3F 兵庫県議会公明党・県民会議議員団 様											
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>銘 柄</th> <th>部</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸新聞々々※</td> <td>1</td> <td>4,400</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>¥ 4,400</td> </tr> </tbody> </table>		銘 柄	部	金 額	神戸新聞々々※	1	4,400	合 計		¥ 4,400	お知らせ 領収日 3.5.27 日 自動払込を推奨しておりクレジット 払い・銀行・郵便局などございます 毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。 8%対象 ¥4,400(消費税 ¥326)
銘 柄	部	金 額									
神戸新聞々々※	1	4,400									
合 計		¥ 4,400									
※は軽減税率対象品目 株式会社神戸新聞神戸中央販売 〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目15-1 TEL: 078-331-0218 FAX: 078-331-7114		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">領</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸新聞</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収</td> </tr> </table>	領	神戸新聞	収						
領											
神戸新聞											
収											

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年5月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
12	共通案分率	50%
		25%
	それ以外の案分	100%
	案分の説明	会派研修会 (5/25) 講師謝金 ¥50,000-
	案分率	

領 収 証 兵庫県議会 公明党・県民会議議員団 様

No. _____

5/25

★ ¥50,000-

但 会派研修会 講師謝金として

令和3年5月25日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-56

姫路市夢舞台 2 (株)パソナグループ

大出 彰

(添付様式7)

活動報告書

議員名	公明党・県民会議 議員団
-----	-----------------

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

活動名	会派研修会			
活動概要	○実施日：令和3年5月25日（火）10：00～11：30 ○場所：公明党県民会議議員団控室 ○参加者：県会議員13名 ○テーマ：「パソナグループの地方創生」 ○講師：株式会社 パソナグループ 執行役員 大出 亮氏 ○案分率：すべて、政務活動にかかるものである。			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	講師謝金	50,000		
	交通費	3,320		淡路夢舞台 高速・連絡バス⇄元町 兵庫県議会 講師と付き添いの方 ¥1,660×2人分
		53,320		
備考				

*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」等を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。
*「活動概要」欄には、例えば①活動実施年月日、②場所、③行程、④目的、⑤相手方、⑥参加者、⑦結果・成果⑧広報誌発行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

令和3年4月15日

株式会社パソナグループ
執行役員 大出 亮 様

兵庫県議会公明党・県民会議議員団
幹事長 伊藤 勝正

兵庫県議会公明党・県民会議議員団研修会における講演について(依頼)

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
さて、本県議会公明党・県民会議議員団では見出しの研修会を予定しておりますので、
下記の内容にてご講演いただきたく、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時： 令和3年5月25日(火) 10:00～(1時間30分程度)
(1時間程度ご講演、その後30分程度、質疑・意見交換
の時間を設けさせていただきたいと存じます。)
- 2 研修会名： 兵庫県議会公明党・県民会議議員団 研修会
- 3 場 所： 兵庫県議会公明党・県民会議議員団 会議室
(神戸市中央区下山手通5-10-1 TEL 078-362-3727)
- 4 テー マ： 「パソナグループにおける地方創生の取組(案)」
など、人材誘致での地域活性事業の取組状況や産業・雇用の創出
コロナ禍における本社機能移転での新たな働き方などについて
ご講演ください。
- 5 参 加 者： 兵庫県議会公明党・県民会議議員13名
(陪席)
公明新聞記者1名、兵庫ジャーナル記者1名、
議会事務局調査課職員(公明党担当)2名 以上17名(予定)
- 6 謝金・旅費： 謝金 50,000円(源泉徴収前)
交通費は兵庫県の旅費規程に準じてお支払いします。
(いずれも研修会当日にお渡しいたします。)

連絡先

兵庫県議会事務局調査課 松崎

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL: 078-362-4137(直通)

FAX: 078-362-9031

E-mail: XXXXXXXXXX

兵庫県議会公明党・県民会議議員団 研修会

令和3年5月25日(火)

10:00～11:30

兵庫県議会第6委員会室

1 開 会

2 講 演

「パソナグループの地方創生」

講師 株式会社 パソナグループ 執行役員

大出 亮(おおいで りょう) 氏

3 質疑応答、意見交換

大出 亮 執行役員 及び XXXXXXXXXX 役員

4 閉 会

【講師略歴】

1976年 : 福島県生まれ

2000年 : 大学卒業 1年 商社勤務。

2001年 : 人材派遣会社にて営業担当として勤務

2011年～ : 株式会社パソナにて支店長として東北にて勤務

青森県や、青森市、また周辺自治体より、人材育成事業及び、雇用創出事業、業界連携事業等のプロダクトマネージャー、事業推進責任者としてかかわる。東北新幹線の延伸、函館への延伸時に伴う地域活性化事業に従事。周辺市町村5市町村連携事業として、I.Tを使った、農商工連携構築、担い手育成などの事業や、地元観光業同士での相互人材、サービス連携組織の構築等に係る。

2017年～ : 淡路島にて、地域創生事業推進者として従事する。

パソナグループの地方創生 (淡路編)



PASONA

2021年5月25日

パソナグループ 大出 亮

1

パソナグループの 地方 創生 (淡路編)

PASONA

1. パソナグループの事業概要
2. 淡路での地方創生について
3. 雇用創造
様々な働き方 Middles Be Ambitious等
4. 淡路での地域活性関連 プログラム等
5. 地方創生へのチャレンジの歴史
6. 地元自治体等へのご提案

1. パソナグループの事業概要

3

パソナの創業と企業理念



株式会社パソナグループ
グループ代表CEO
南部 靖之

1976年

女性の社会復帰を支援する
新たな働き方を創造するため
学生ベンチャーとして創業

企業理念

社会の問題点を解決する
▼
ソーシャルソリューションカンパニー

パソナグループの仕事は

「人を活かす」こと
▼
ライフプロデュース


- 一、誰もが自由に好きな仕事を選択し、一人ひとりの人生設計にあわせた働き方ができる社会を築く。
- 一、会社と個人がお互いに対等な関係で結ばれ、自由に才能を活かせる社会を目指す。
- 一、年齢・性別を問わず、一人ひとりが夢と誇りを持って活躍できる機会を創造し続ける。

4

事業一覽

HR solution	  <ul style="list-style-type: none"> ■再就職・セカンドキャリア支援 ■ビジネスプロセスアウトソーシング(BPO) ■官公庁・自治体向けサービス(政策実現のための事業受託) ■HRコンサルティング <p>   <ul style="list-style-type: none"> ■最高のキャリア選択を応援する転職支援 ■プロフェッショナル人材の派遣 </p>
Life solution	    <ul style="list-style-type: none"> ■子育て支援(パソナフォスター) ■介護支援、家事代行支援 <p>   <ul style="list-style-type: none"> ■日本最大・会員数700万人の福利厚生サービス ■入ル스ケアサービス </p> <p>   <ul style="list-style-type: none"> ■障害者雇用支援 </p>
Regional solution	   <ul style="list-style-type: none"> ■廃校活用の観光施設 ■HELLO KITTY SMILE ■芸術家によるエンタメ事業 <p>   <ul style="list-style-type: none"> ■淡路島の巨大県立公園アニメパーク ■星降る丘の絶景ホテル </p> <p>   <ul style="list-style-type: none"> ■再就職・セカンドキャリア支援 ■ビジネスプロセスアウトソーシング(BPO) ■官公庁・自治体向けサービス(政策実現のための事業受託) ■HRコンサルティング </p> <p>   <ul style="list-style-type: none"> ■西日本最大 道の駅 ■京丹後市の地域商社 ■自然栽培農業 </p>
Global sourcing	 <ul style="list-style-type: none"> ■JOB博 ■グローバル人材紹介 ■海外勤務者管理・支援 <p>   <ul style="list-style-type: none"> ■世界15地域58拠点のネットワーク ■海外進出コンサルティング ■来日留学生の就職支援 </p> <p>   <ul style="list-style-type: none"> ■海外グループ会社 </p>
Training program	 <ul style="list-style-type: none"> ■おもてなし・マナー研修 ■語学・グローバル人材育成 ■タレントマネジメント <p>  <ul style="list-style-type: none"> ■キャプラン </p> <p> managing section </p> <p>   <ul style="list-style-type: none"> ■人事/財務経理/IT統括/経営企画/新規事業企画・支援 </p>

5

 PASONA

2. 淡路での地方創生について

■地方創生 七〇の「要」

わくわく (遊び)
どきどき (文化)
のびのび (自然)
ぱくぱく (美食)
いきいき (健康)
すくすく (教育)
きらきら (仕事)

2017年 ニシゲンノリ クレヨンしんちゃん、ナイトウォーク 火の鳥
 2019年 ニシゲンノリ NARUTO × BORUTO 忍里
 2020年 ニシゲンノリ ゴジラ迎撃作戦

2011年 ONE STEP
 2015年 Awaji Art Circus
 2019年 ワールドシェフ王サミット
 2019年 全国くにうみマンガワールドカップ

2018年 GRAND CHARIOT-北斗七星135°

2012年 のじまスコーラ

2014年 Miele

2017年 CRAFT CIRCUS

2017年 オーシャンテラス

2018年 HELLO KITTY SMILE

2019年 HELLO KITTY SHOWBOX

2019年 ワールドシェフ王サミット

2020年 青海波

2016年 UNDOKAI World Cup

2011年 人材創造大学校

2011年 ここから村

2017年 Awaji Youth Federation

Smart Life Initiativeの実現



淡路島で目指すこと

1. 雇用創造

「ハイブリッドキャリア」を実現する

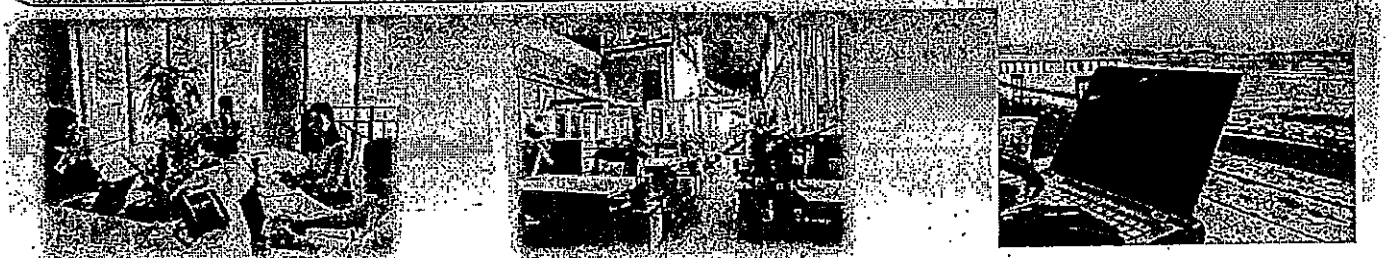
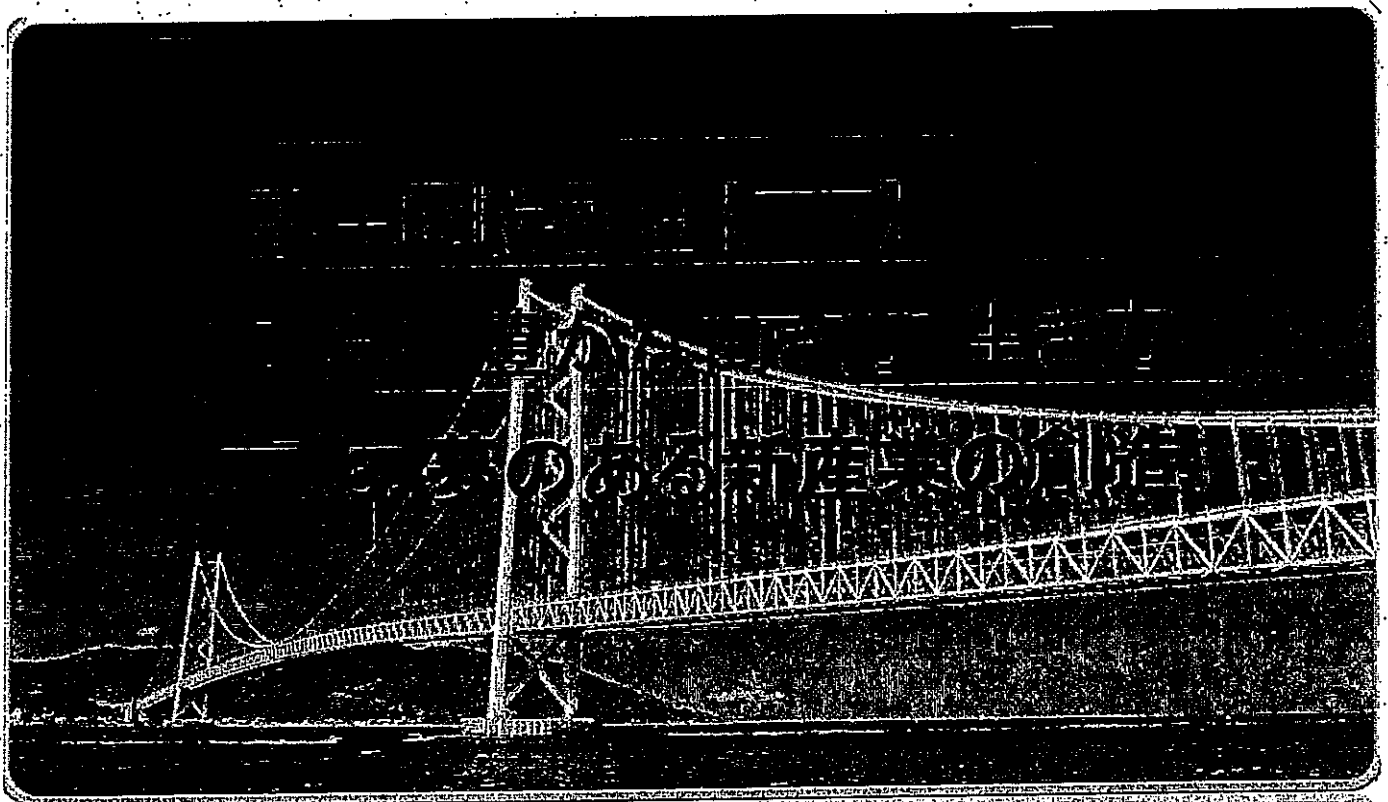
2. 人材育成

「国生みの島から学びの島へ」

3. 文化創造

「豊かな社会のあり方」を創る

9



淡路島未来ビジョン

◆教育

次世代リーダーと
グローバル人材の育成

◆文化(音楽・芸術・伝統芸能・アニメ)

多彩な才能を誘致し、
淡路島発の文化を創造する

◆健康(食・農業・スポーツ)

安全な食や運動・スポーツを通じた
健康的な暮らし

◆イノベーション

AI/IoT、グリーンベンチャーなど
起業家を誘致し、持続可能な
新産業を創出

◆グリーンエネルギー

再生可能エネルギーの普及促進

11

▶ PASONA

3. 雇用創造

12

地域活性化を推進するなかで、ふるさと雇用再生事業、重点分野雇用創造事業の活用を推進し、地方の活性化を図る。また、ふるさと雇用再生事業、重点分野雇用創造事業の活用を推進し、地方の活性化を図る。また、ふるさと雇用再生事業、重点分野雇用創造事業の活用を推進し、地方の活性化を図る。

<雇用実績>

3年間
(平成23年～平成25年) → 約300名

※ 地域別内訳

平成23年度 259名(入社時)

地域別内訳: 関西57%、関東35%、東北10%、東海9%、九州4%、その他5%

若手社員の日

紹介動画

Middles Be Ambitious

～夢は地方にあり～

○シングルマザー支援

○エルダー社員制度(シニア層)

15



『ひとり親働く支援プロジェクト』HP掲載



目的:兵庫県淡路島で仕事と子育て両立を望まれる方を対象に管理部門や営業部門、アウトソーシング事業、地方創生事業等を始めとする幅広い分野でお仕事を用意しております。

対象:淡路島での就業・暮らしを希望される方、ひとりて子育てをされている方等(年齢・経験不問)

雇用形態:正社員、他(パソナグループ各社での雇用を想定)

部門/職種:管理部門/アウトソーシング部門/営業部門/地方創生部門

*今後は専用のSNSを作成し、働く様子や生活やコミュニティ風景など発信予定 16

子供は「ひとり」ではなく「みんな」で育てる。

仕事と生活の両方を重視することができる
 “ライフ・ワーク・ファースト”



For Parent

入社後 約1カ月間のキャリア形成研修を実施



- ◎ハイブリッドキャリア形成 (例)
 みんなの子どもを育成カリキュラム
- レゴ教育インストラクター 2h/月2回
 - 学習塾チューター制度 50m/週1回

- ◎WAPで予定している下記講座を受講予定
- ★ライフキャリアデザイン講座
 - ★モチベーションUP講座
 - ★ウェルネス&エクササイズ講座

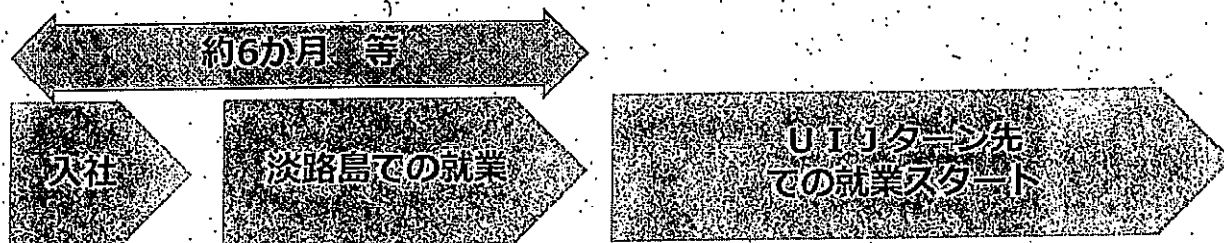
UIターンコース 入社後の勤務について



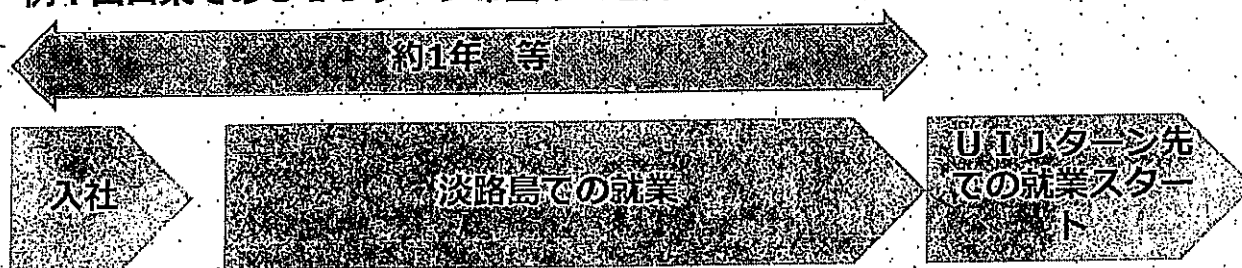
UIターン地方創生コースをご希望の方は、就業を希望されるエリアでの仕事が決まり次第の異動となります。それまでは淡路島でご勤務いただきます。

※就業先の決定時期に関しては、道府県や受け入れ先の状況によって変わります。

例：福島県でのUIターン希望のAさん



例：山口県でのUIターン希望のAさん



生涯現役！エルダーシャイン

'ELDER SHINE' by ELDER SHINES, for ELDER SHINES

参考：エルダーシャイン1期生募集（チラシ）

人生は定年無しの生涯現役を目指すシニアを募集

40名採用

パソナグループ
エルダーシャイン募集

COURSE 1 総合チャレンジ
自分自身の得意なスキル・経験を活かして、新しい分野での挑戦を目指す。未経験でも、興味のある分野があれば、積極的に挑戦できる。未経験でも、興味のある分野があれば、積極的に挑戦できる。

COURSE 2 専門エキスパート
得意なスキル・経験を活かして、専門分野でのエキスパートとして活躍する。得意なスキル・経験を活かして、専門分野でのエキスパートとして活躍する。

COURSE 3 地方創生サービス
地方創生を支援するサービスを提供する。地方創生を支援するサービスを提供する。

COURSE 4 ベンチャー起業支援
ベンチャー企業への起業支援を行う。ベンチャー企業への起業支援を行う。

コース	COURSE2 専門エキスパート
募集職種	財務経理業務
勤務地	東京・大阪
雇用会社	株式会社パソナグループ
雇用形態	契約社員・減ftime以外の勤務（週3日〜）相談可能
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> グループ子会社を含め、財務経理業務の効率化を推進するために業務調査、業務改善を実施する。 子会社経理ジェアラド業務として、グループ子会社の決算業務や経費精算業務、親会社への報告業務等を実施する。 連結納税対応及び海外税務業務、国内税務業務（申告や納税、各種届出書提出等）等の税務業務を実施する。
求める人物像	<ul style="list-style-type: none"> 本業会社での経理経験をお持ちの方 細かい部分まで注意深く、正確に業務を行える方 顧客対応に対応できる方 社内外の方と円滑なコミュニケーションが取れる方 基本的なExcelスキルをお持ちの方。（表作成、四則演算、SUM関数等）
給与	給与：月250,000円/週5日（9:00-17:30）勤務の場合
応募方法	<p>履歴書・職務経歴書をPDFにて作成していただき、パソナグループHP採用ページ、または、【QRコード】を読み取り頂きご応募下さい。</p> <p>※エルダーシャイン採用HP URL： https://www.pasonagroup.co.jp/recruit/eldershine/</p> <p>※QRコード（右記記載）</p> <p>※今回より各種履歴書のシステム管理している為、履歴書・職務経歴書を当社へご郵送やメールにて直接送付頂くことはご遠慮頂いております。ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。</p>
応募内容に関するお問い合わせ先	株式会社パソナグループ 財務経理部 担当：●●●●●● メール：●●●@pasonagroup.co.jp TEL:03-●●●●-●●●●
記入日	2019.07.30



Awaji Music Island -音楽島-

音楽家のコミュニティによる
音楽で地方創生を目指すプロジェクト

23

PASONA

4. 淡路での地域活性関連 プログラム等

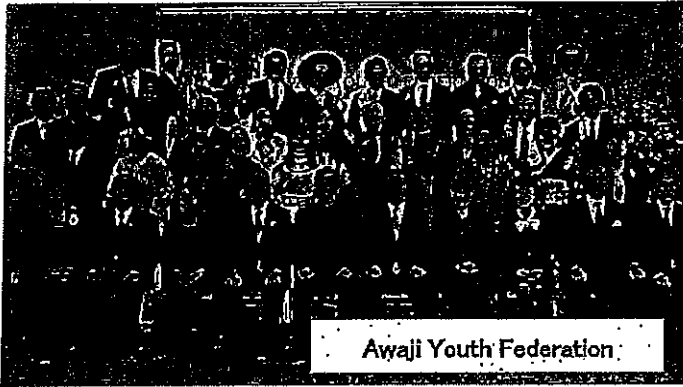
24



UNDOKAI World Cup



Awaji Art Circus



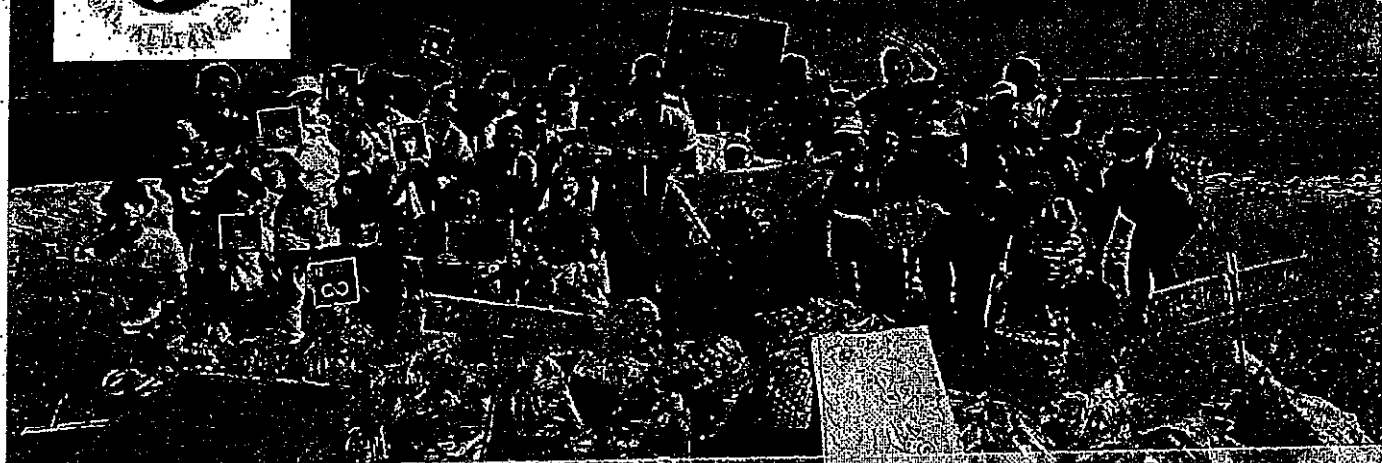
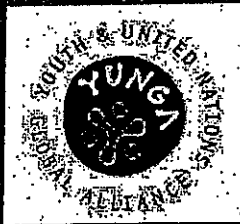
Awaji Youth Federation



ワールドシェフ王サミット



Awaji 健康プログラム



YUNGAアンバサダープログラム

27

YUNGAアンバサダープログラム

◆ 目的: SDGs達成に向けて、社会課題の解決のために行動する次世代リーダーを育成する

◆ 参加: 14大学28名の大学(院)生

※東京大学、神戸大学、千葉大学、岡山大学、山口大学、早稲田大学、上智大学、立命館アジア太平洋大学、神戸市外国語大学、創価大学、東洋大学、成蹊大学、武庫川女子大学、環太平洋大学

◆ 内容: <前期> YUNGAコーディネーターによるSDGs理解のワークショップや、国連機関などSDGs関連組織トップリーダーによる講義

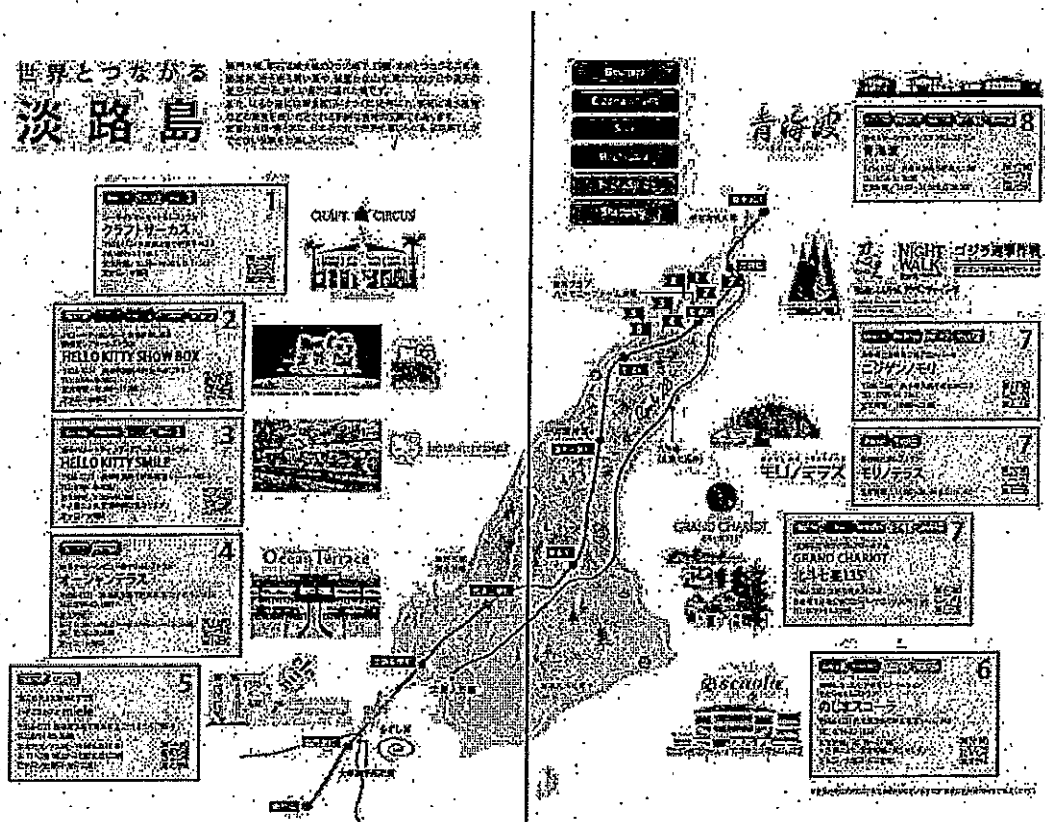
<後期> 前期の内容を元に、各自でアクションプランを立案し、調査・企画・実践に分けて実行

28

5. 地方創生へのチャレンジの歴史

29

10年以上前から、淡路島で地方創生事業を展開



30

■ 淡路島での地方創生事業にチャレンジした背景

日本が抱える大きな課題のひとつが少子高齢化による社会構造の変化であり、既に日本の総人口は、2008年の1億2,808万人をピークに減少に転じ、2060年には8,674万人まで減少すると予測されている。特に地方では、東京一極集中により、首都圏への若者の流出によって高齢化・過疎化が進み、地域経済や自治体機能、コミュニティの維持発展が社会の問題点となっている。

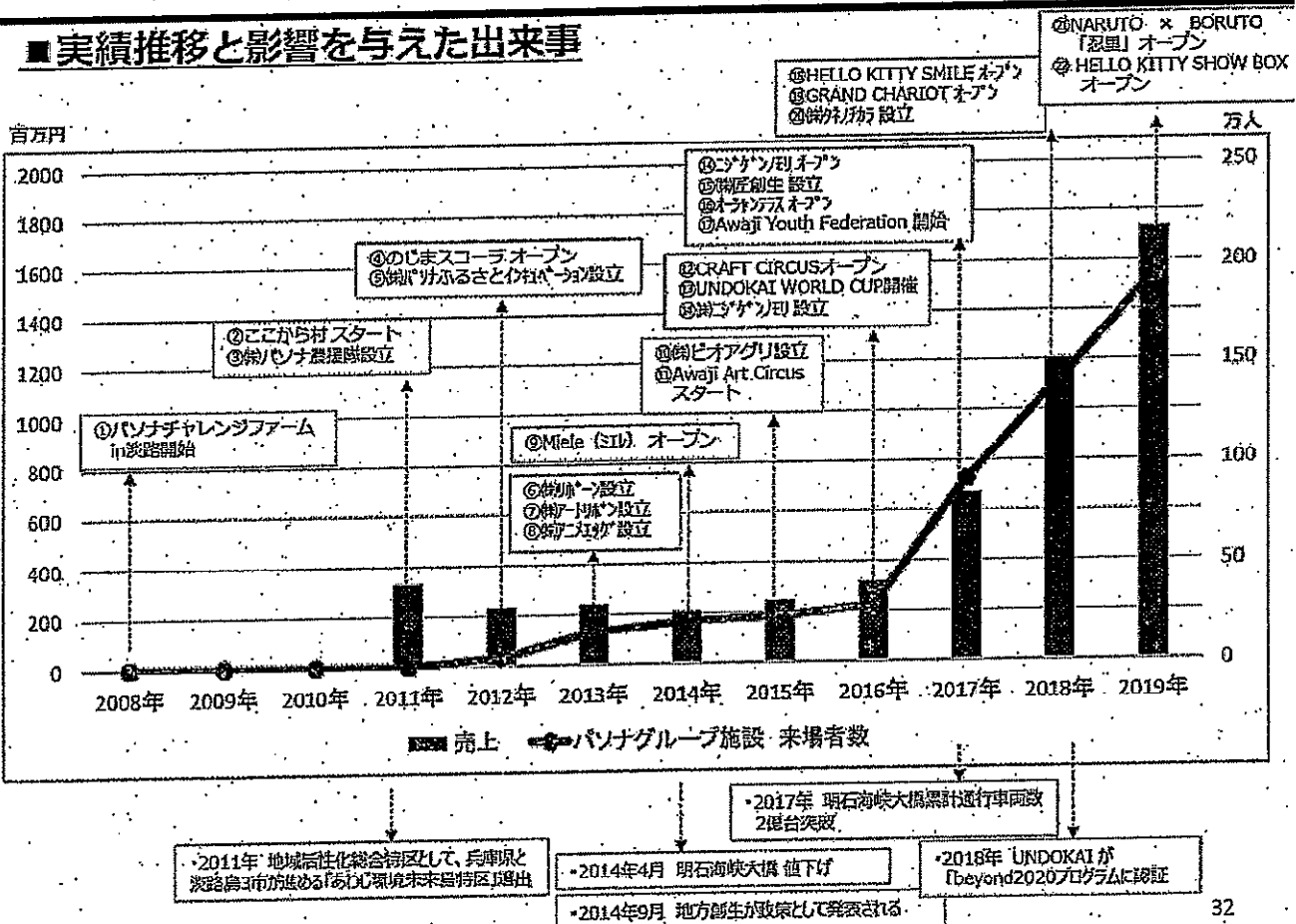


パナソニックグループは、地方自治体や行政、地域住民や地域企業と協力しながら、地方に新たな産業と雇用を創出する独自の「地方創生」事業の一つとしての活動を兵庫県淡路島でスタート。2008年に農業の活性化を目指し、独立就農を支援する「パナソニックチャレンジファーム」を開設。農業に挑戦したい若者のほか、音楽家や芸術家など多様な人材を島に誘致している。パナソニックグループが取り組む地方創生事業は、年齢や性別を問わず様々な才能を持った人材が集まることで地域を活性化させる人材誘致。淡路島では地域の新鮮な食材を活かしたレストランやカフェ等を運営し、新たな食文化を提案。遊休資産を活用した観光施設の運営、伝統工芸家の支援、さらに世界各国から様々なジャンルの人材が集まる仕組みづくりなどにも挑戦している。

31

淡路島 ～地方創生チャレンジの歴史～

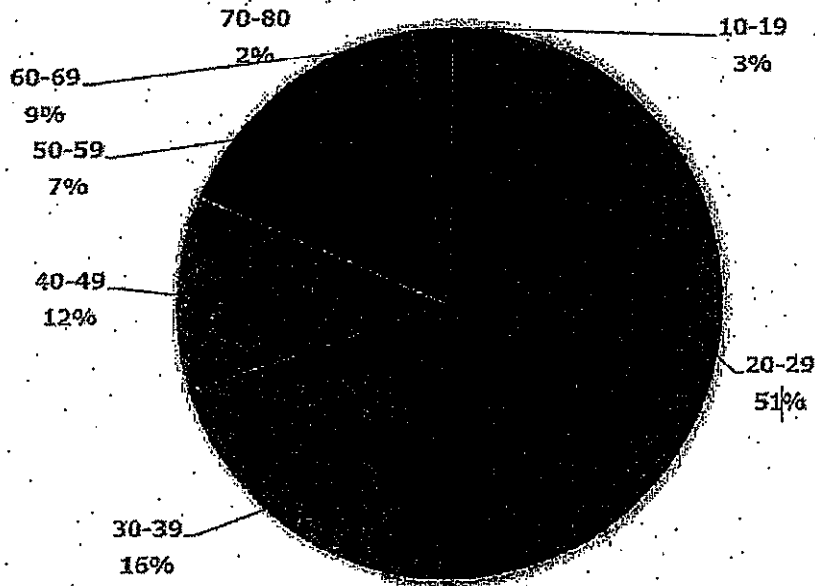
■ 実績推移と影響を与えた出来事



32

■参考 - パソナグループ 島内雇用者年齢別円グラフ -

島内雇用者年齢としては、一番多い年齢層は、20歳から29歳の51%となっている。また、2番目に30歳から39歳の16%となっている。また、60歳以上も1.1%雇用されている。



社会の問題点を
解決する

6. 地元自治体等への提案 例

35

新世代に向けて 街づくり どのような街が

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



淡路市



洲本市
Sumoto City



南あわじ市
Minami Awaji City Web Site

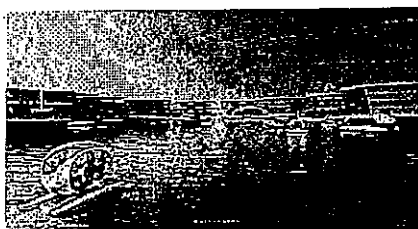
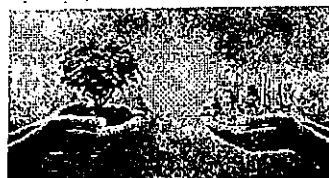
☆先進的ビジョン 作成

☆課題へのアプローチ



住民幸福度 向上

サステイナブルな街づくり



どのような街に

5本の柱

- ・「安全・安心対策」
- ・「企業誘致の積極的な推進と人口減少への対策」
- ・「総合的観光施策の充実」
- ・「特色ある教育の充実」
- ・「少子対策」

(淡路市役所HP抜粋)



2030年 を先取りする目標

全国、全世界に発信、国生みの島から始める

市民生活のモデルの提示実現のための

「チーム〇〇」 による 「地域創生」

37

推進にあたり検討必要なキーワード

多様な価値を実現する課題確認、解決にむけて
まちのしかけ → デジタルの活用 ← ひとのしかけ

『まち』のしかけ 一例

健康な居住環境

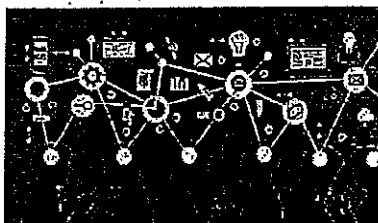
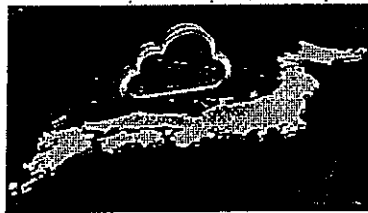
特色ある生涯教育

移動の構築(陸海空)

デジタル化

住民サービスの向上

安心、安全の確保
感染症対策、地域医療
防災、減災対策 等



『ひと』のしかけ

地域の仕事紹介機能づくり

地域の核となる人材の発掘・育成

多様な教育プログラムの造成

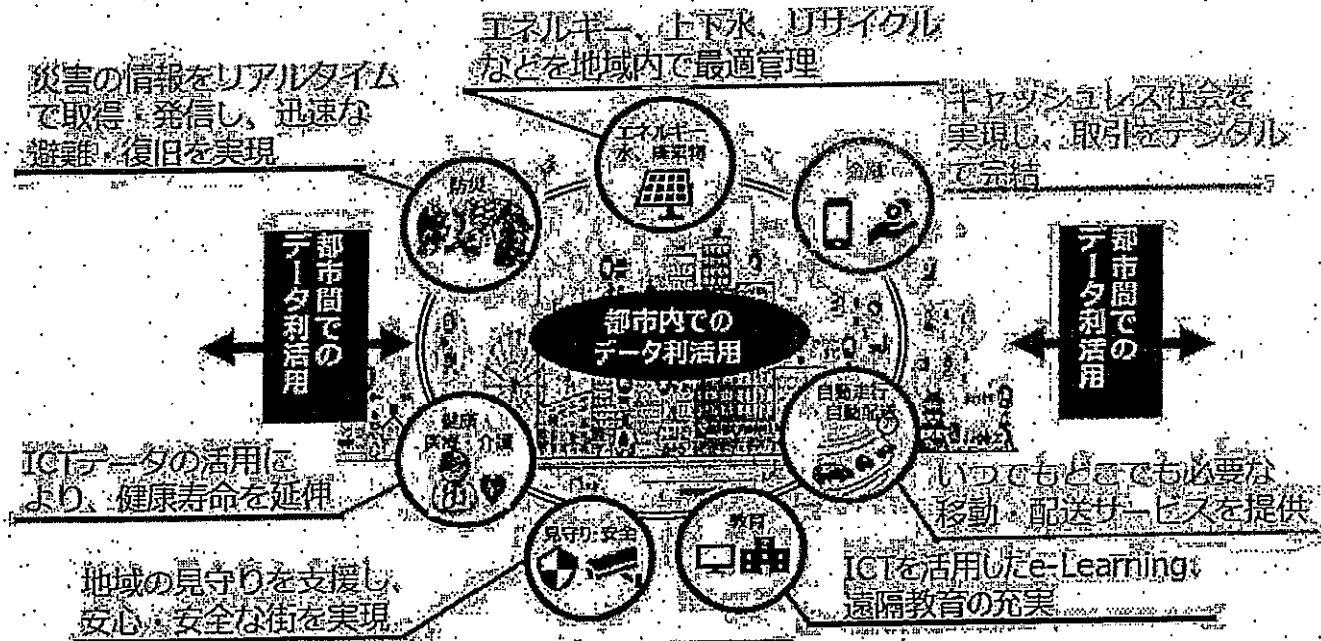
文化、歴史等を生かした地域プログラムの造成
地域の魅力を更に高める為のプログラム

転機を支えるつながりづくり

新しい生活様式 多様な働き方、複数拠点での生活形成を支える
各種仕掛け が必要となります。また一元的な情報提供を可能とする、データ基盤の構築
とともに、充実したサポート、一定の住民サービスの提供が必要となります。

38

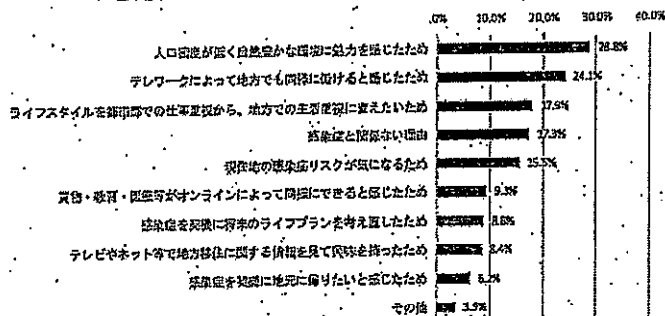
新たな基盤 スーパーシティ



【社会状況】 新たな働き方、生活に向けての状況

新型コロナウイルス感染症に伴い、地域も個人も多くの行動制約が求められ、「新しい生活様式」を模索し、その中の多くの人々が「地方移住」という選択肢について、自己実現の場として、新たな生活を探される方が増えてきております。「テレワーク」や「ワーケーション」に代表される、仕事と住の場所の考え方の変容、「住環境・暮らしを優先した居住環境の選択」のように、これまで少しずつ生活拠点の考えが広がり、選択幅の広がりを見せてきており、それに対応できる街づくりが課題になります。

◆ 地方移住への関心の理由（東京圏在住で地方移住に関心がある人）



出典：内閣府「第2回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(2020) (令和2年12月24日)

自民党「地方創生推進本部」の提言ポイント

- 希望に応じて週休3日を選べる「選択的週休3日制」普及を目指す
- 育児・介護との両立や、副業や大学院での学び直しなど多様な勤務形態を後押し
- 安定した雇用と組み合わせることによって、幸福感や所得向上が可能となり社会の安定につながる
- 政府に推進予算の確保を要求
- 地方創生に有益と位置付ける吉里での副業を広げるため、副業・兼業を促進する政府ガイドラインの周知を要請

今の生活+新たな生活 ≡ハイブリッドライフ(副業支援)

都市部と地方 半◎半◎ 副業を可能とするスタイル
 ライフステージ、生活に合わせたハイブリッドライフスタイル



道路、通信、住民票の紐付け、住民サービス等、マイナンバー活用の新スタイルが実現

淡路
 (多自然地域)
 ・豊かな自然
 安心・安全な地域
 子育て可能な場
 挑戦の場

教育
 子育て
 介護
 挑戦

都市
 (基幹機能)
 ・シンボル
 ・高い利便性
 ・高度、専門の場



新たな生活様式に向けて

SMART EDUCATION

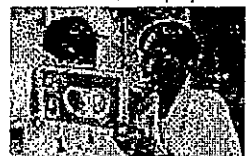
未来型オンライン教育

淡路島に住みながら世界の教育が5Gのリアリティで受けられる一歩未来の教育システム。
 5G環境下での国際交流、地域交流はバーチャルLEDウォールで教室とともに、場所を跨いだ授業を受けられ、転校なく居住地移動の提案も可能となります。
 世界の教育プログラムの中から様々なカリキュラムが選べる、全く新しい未来型教育を検討



最新テクノロジーによる健康管理

「新しい」形の健康管理の在り方を習得することができます。最新型のイーカルデはここでのヘルスケアプログラムの終わった後も長くあなたの生活のサポートをするとともに、変化に対応した医療サポート、また災害時等緊急時においても遠隔地からのサポートの基、健康維持を継続できるものを作り上げます。
 また専門医不足においても、医師と医師の連携をサポートを検討。



未来型 交通

新しい暮らしき方の提案の中で、5Gテクノロジーを活用したモビリティを作りたいと思います。
 交通のあたらしい在り方を提案するとともに、安心安全な地方交通の在り方の検討。



新設される施設では、世界のTOPアーティストのコンサート等の実現
 コンサートは5G回線下で世界に配信でき5G体感のコンテンツとして新たなムーブメントを作り出します。
 同時に併設されるアートレジッドでは、若いアーティストたちが住みながら表現してiKスタイルで世界に発信していきます。

SMART OFFICE

未来型リモートワーク

新しい働き方「旅するようにはたらく」をはじめとした働き方の提案の中で、5Gテクノロジーの未来型リモートワークオフィスをつくります。
 リモートワークのあたらしい在り方を提案するとともに、世界中のオフィスワークの在り方の提案したいと思っております。

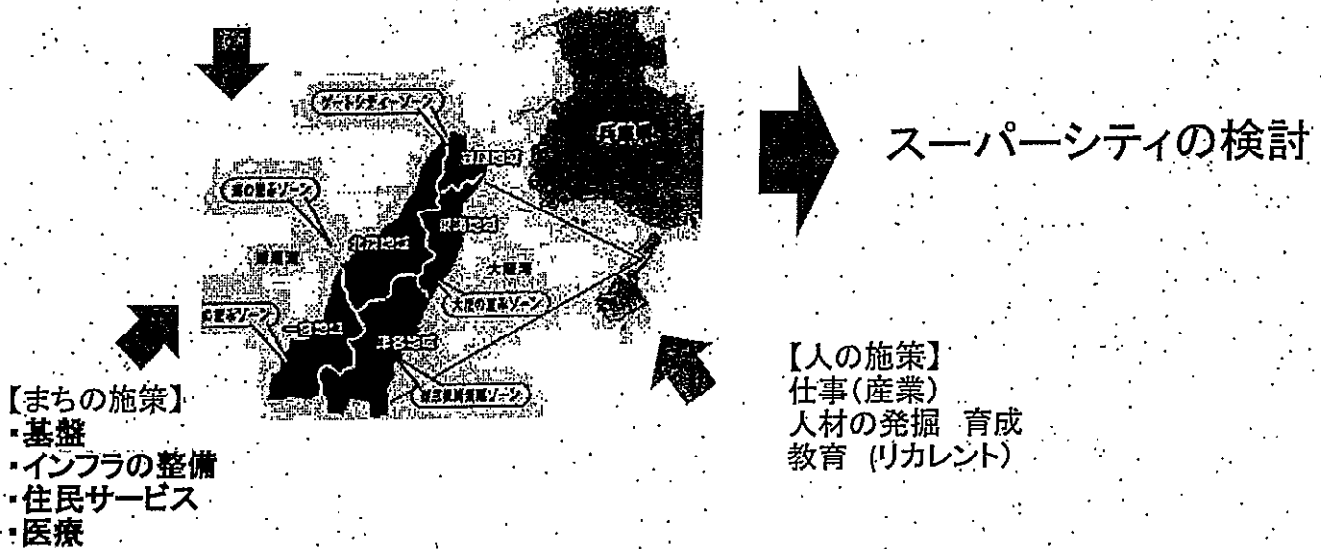
5G スマートコンサート



推進に必要な基盤 ≡ 新たな基盤 スーパーシティ

ハイブリッドライフ

多様な価値を実現できる雇用、生活づくり



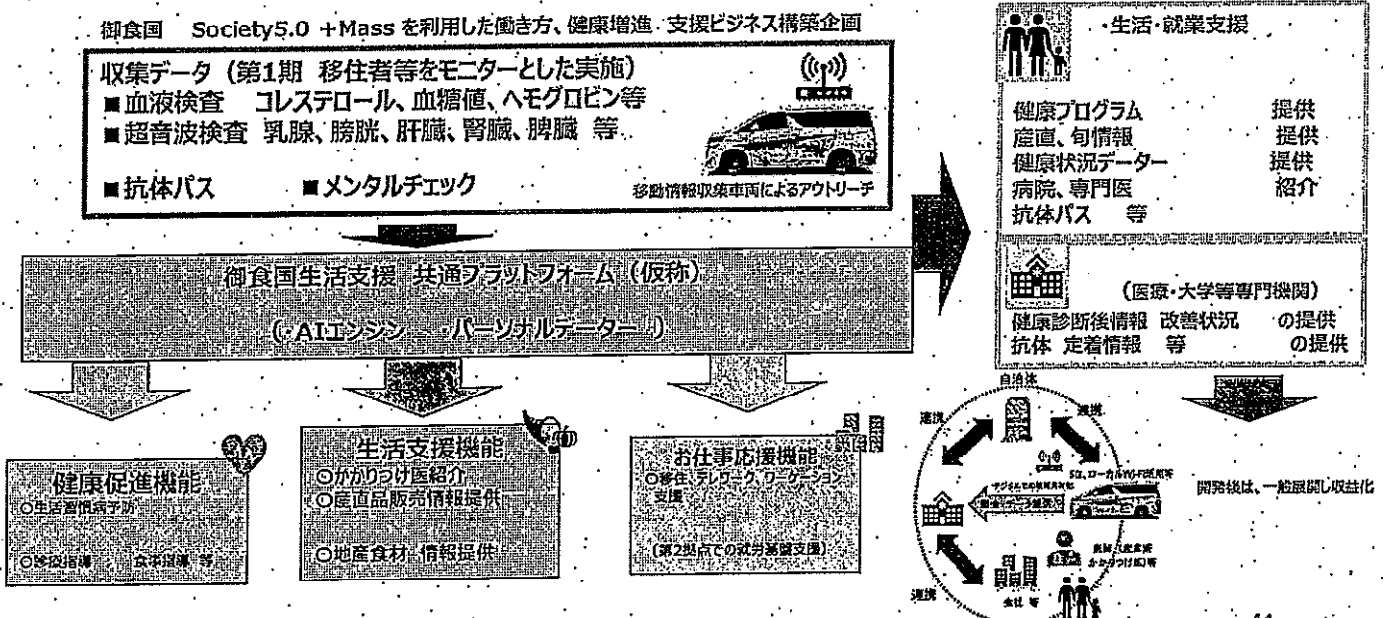
社会状況の変化が著しい中、一元的なサポート、多様性に合わせた情報提供を可能にするためには、ICT、IOT、Society5.0の有効活用をはじめ、先端技術を駆使が必要となります。新たな生活様式構築 2030年の働き方 生活の作り方には、新たな働き方とし、例えば副業兼業時のサポートサービス、新たなスタート(住)を考える際のリスクの低減が必要となると考えられます。その為にも、一部において規制緩和を含めた街づくり等も検討が必要と考えております。

(行政サービスのデジタル化等)

43

(健康 例)Society5.0 を活用した働き方・健康増進 支援機能構築企画

実施地域	淡路島内 初期 (地域、対象を限定した実証より)
事業概要	当該事業においては、市民の健康情報をICTの活用によりクラウドか、住民の健康維持をよりこまめにでき、またその変化等を医療機関と行政が連動、将来的にはビックデータ等との連携により、より円滑な政策施策策定、実施を目指す。 また今回は、コロナ抗体ワクチンの受信後の抗体パス、定着状況の確認を行うことも検討



44



P A S O N A

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年 5 月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
13 5/25		共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		会派研修会
		(5/25)
		講師交通費
		¥3,320-
		講師に付き添いの方
		2人分(¥1660×2)
領 収 証 兵庫県議会 公明党・県民会議議員団 様 No. _____		
★ ¥3,320-		
但 会派研修会 講師交通費として		
令和 3 年 5 月 25 日 上記正に領収いたしました		
内 訳		
収 入 印 紙	税抜金額	
	消費税額等(%)	淡路市 養舞台 2
	コクヨ ウケ-56	大出 亮

(添付様式7)

活動報告書

議員名	公明党・県民会議 議員団
-----	-----------------

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

活動名	会派研修会			
活動概要	○実施日：令和3年5月25日（火）10：00～11：30 ○場所：公明党県民会議議員団控室 ○参加者：県会議員13名 ○テーマ：「パソナグループの地方創生」 ○講師：株式会社 パソナグループ 執行役員 大出 亮氏 ○案分率：すべて、政務活動にかかるものである。			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	講師謝金	50,000		
	交通費	3,320		淡路夢舞台 高速・連絡バス⇄元町 兵庫県議会 講師と付き添いの方 ¥1,660×2人分
		53,320		
備考				

*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」等を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。
*「活動概要」欄には、例えば①活動実施年月日、②場所、③行程、④目的、⑤相手方、⑥参加者、⑦結果・成果⑧広報誌発行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年6月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・ <u>広報広聴費</u> ・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
/	3--6--1 振込 *121,000 W21 カ) トウコウ	共通案分率 50%
		25%
6/1		それ以外の案分 100%
		案分の説明 東弘 ホームページ 保守管理料 5月分 ¥121,000-

請求書

〒650-0011
 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
 兵庫県庁 公明党控室

兵庫県議会 公明党・県民会議議員団 御中

TOKO株式会社 東弘 関西支社
 〒543-0001 大阪市天王寺区上本町6-6-26
 上六光陽ビル8F
 Tel 06-6776-5201 Fax 06-6776-5205



検印	[Redacted]	締日	日付	請求番号
		末日	2021/05/30	SK000018827

下記の通りご請求申し上げます。

今回売上額	消費税額	今回ご請求額
¥110,000	¥11,000	¥121,000

◎お振込みは右記銀行口座へお願い致します。
 口座名義：株式会社 東弘
 カナ名義：カ)トウコウ



年月日	品名 / 詳細	数量	単価	売上金額	消費税額	税込金額
2021/05/01~2021/05/31	更新・管理・保守費 ホームページ管理費	1	110000	110,000	(10%) 11,000	121,000

領収書等添付様式【共通】

(令和3年6月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
2	3--6--1 振込 *22,000 W21 カ) ゼンリン	共通案分率 <u>50%</u> 25%
		それ以外の案分 100% 案分の説明 ZENRIN GISセッション 利用料5月分 ¥22,000×50% ¥11,000- * 共通案分率を適用 * 請求書参照
6/1		

請求書

No. J2010001015-8
2021年5月31日

兵庫県議会公明党・県民会議

様

お客様コードNO. 78362372700

〒650-8567
兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1
県庁3号館

TEL : 0783623727

株式会社ゼンリン

神戸営業所
〒651-0087
兵庫県神戸市中央区御幸通4-2-20
三宮中央ビル1F
TEL 078-252-3223
FAX 078-252-1633
所長 三好 信治

下記のとおりご請求申し上げます。

お支払い方法	集金・振込
お支払い予定日	2021年6月30日

振込先銀行

口座名義 株式会社ゼンリン 神戸営業所

お振込みの際の手数料はご負担願います。

注文書番号	
納品書番号	J2010001015-8
納品日付	検収日付

合計金額 **¥22,000-** (消費税等込み)

商品名	種別	単価	数量	金額
GIS Application Data Online		10,000	1	10,000
ペーパースタッフ TOWNII (配信) 兵庫県		10,000	1	10,000
* * 小 計 * *				20,000

御買上金額	消費税等	御買上合計金額	御入金額	御請求額
20,000	2,000	22,000	0	22,000

【備考】

5月分

本伝票に記載されましたお客様の個人情報は、アフターサービス、各種キャンペーンのご案内のために利用させていただきます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年6月分)


(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
3 6/4	3--6--4 振替	共通案分率 50% 25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明 リース料 シュレッダー $¥5,400 \times 50\%$ $= ¥2,700$ * 共通案分率を適用 * 請求書参照
*5,400 リコ-リース (カ)		

口座振替請求明細書

拝啓、毎々格別のお引き立てにあずかり厚くお礼申し上げます。
 今月分のご請求金額は下記の通りとなっております。
 ご査収の上、宜しくご手配いただきますようお願い申し上げます。

発行日 2021年 5月 20日

リコーリース株式会社


引き落し日	2021年 6月 4日
ご請求金額	5,400円
請求番号	202105-4-010572

【自動引落し口座】

口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。

〈お願い〉

- 上記ご請求金額を指定口座より引き落しさせていただきます。
- 引き落し日の前日(金融機関営業日)までにご入金いただきますようお願い申し上げます。
- 既にお支払済みまたはお取引内容に変更のある場合はご了承ください。

請求明細書

契約番号	設 置 先	数 量	区 分	種 類	請 求 金 額	消 費 税 額	請 求 期 間	当 回 数
	品 名	他 数	分		請 求 金 額	消 費 税 額		総 回 数
A071400200	兵庫県議会 公明党・県民会議議員団	1			5000		21.6.1	23
-000	明光商会 シュレッダー MSV-F3LC			L01	400	82	21.6.30	60

区分 L:リース C:クレジット R:レンタル P:パーソナルクレジット K:割賦 X:その他S
 種類 01:リース料金等 03:保守料金 04:合意解約金 05:物件代金 06:弁済金 07:その他

続きは裏面をご確認下さい。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年6月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使 途 項 目																			
	4	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																		
		<table border="1"><tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td></td><td>25%</td></tr><tr><td>それ以外の案分</td><td>100%</td></tr><tr><td colspan="2">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="2">GMOインターネットサービス利用料</td></tr><tr><td>案分率</td><td>$1,166 \times 50\% = 583$</td></tr><tr><td colspan="2">※交通案分率を適用</td></tr><tr><td colspan="2">※請求書参照</td></tr></table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		GMOインターネットサービス利用料		案分率	$1,166 \times 50\% = 583$	※交通案分率を適用		※請求書参照			
共通案分率	50%																			
	25%																			
それ以外の案分	100%																			
案分の説明																				
GMOインターネットサービス利用料																				
案分率	$1,166 \times 50\% = 583$																			
※交通案分率を適用																				
※請求書参照																				
6/15	<p>GMOインターネット株式会社 払込受領証 (お客様控え)</p> <table border="1"><tr><td>請求書発行日</td><td>2021年06月01日</td></tr><tr><td>請求書番号</td><td>052106012604098</td></tr><tr><td>お客様番号</td><td>9465353</td></tr><tr><td>請求年月</td><td>2021年06月</td></tr><tr><td>ご利用金額</td><td>¥1,060</td></tr><tr><td>消費税額</td><td>¥106</td></tr><tr><td>今回請求額</td><td>¥1,166</td></tr></table> <p>受領印</p> <table border="1"><tr><td>取入印</td><td>収入印</td></tr><tr><td></td><td>1,166 (円)</td></tr></table> <p>代行会社ウェルネット(株)</p>	請求書発行日	2021年06月01日	請求書番号	052106012604098	お客様番号	9465353	請求年月	2021年06月	ご利用金額	¥1,060	消費税額	¥106	今回請求額	¥1,166	取入印	収入印		1,166 (円)	
請求書発行日	2021年06月01日																			
請求書番号	052106012604098																			
お客様番号	9465353																			
請求年月	2021年06月																			
ご利用金額	¥1,060																			
消費税額	¥106																			
今回請求額	¥1,166																			
取入印	収入印																			
	1,166 (円)																			

〒650-0011
兵庫県神戸市中央区
下山手通 5-10-1
兵庫県庁3号館3階
兵庫県議会公明党・県民会議議員団
伊藤 勝正 様



GMOとくとくBB

PHONE 0570-045-109 FAX 03-5456-2556
URL <http://gmobb.jp/support/>
E-Mail info@gmobb.jp



01/01-0010114-0800BA1010114#

1 / 1

請求書発行日 2021年06月01日
請求年月 2021年06月

ご利用料金請求書

平素は、格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記請求明細をご確認ください。

【お客様番号】 9465353 【請求書番号】 052106012604098	今回請求額 1,166円	お支払期日 2021年06月25日
	調整額 ***** 繰越金額 ***** ご利用金額 1,060円 消費税額 106円	振込先銀行 振込先支店 口座番号 口座名義 ジーエムオーインターネット(カ)

ご利用内容の内訳


請求明細	数量	単価	金額
とくとくセット2021年06月利用分	1	0	0
フレッツ光ファミリー・準 接続サービス2021年06月利用分	1	836	836
請求書発行手数料	1	330	330

※銀行振込みの際の手数料につきましては、お客様でご負担をお願いいたします。
※お振込みの控え(受領証)をもって領収書に替えさせていただきます。
※お支払期限を過ぎたご入金の場合、サービスを停止いたします。また再開まで7営業日ほどかかる場合がございます。
※過去ご利用月のご請求につきましては、前月末日までにお支払い確認が取れていない状況となっております。お支払期日をご確認のうえお支払をお願いいたします。本請求書と行き違いで、すでにお支払いいただいておりますらお詫び申し上げます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年6月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使 途 項 目	
5	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
	<div data-bbox="502 761 901 1601"> <p>通常払込料金 振替払込請求書兼受領証(金融機関控) </p> <p>加入者負担</p> <hr/> <p>加入者名 NTTファイナンス株式会社</p> <hr/> <p>金額 6,556 円</p> <hr/> <p>お客様番号 4605-0509-87827</p> <hr/> <p>2021年 6月ご請求分 請求日 6月21日</p> <hr/> <p>ご請求先住所氏名 [住所等非表示払込書] 兵庫県議会公明党議員団 様</p> <hr/> <p>金融機関用収前連絡先 TEL 0120 03-06-15 874-569</p> <hr/> <p>備 考 郵便局 N94260008</p> <p><small>この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)</small></p> </div>	<p>共通案分率 50% 25%</p> <hr/> <p>それ以外の案分 100%</p> <p>案分の説明</p> <p>Fax利用料 5・6月分 $¥6,556 \times 50\% = ¥3,278$</p> <p>* 共通案分率を適用 * 請求書参照</p>

6/15



お客様電話番号等 BILLING NUMBER	078-371-1883	請求年月 MONTH OF ISSUE	2021年 6月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4605-0509-87827)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆078-371-1883		5月分	
◇NTT西日本ご利用分 3,236	2,500	回線使用料(基本料)(事務用) 3月21日~ 4月20日	合 算
	439	ダイヤル通話料 3月21日~ 4月20日。なお前月分は319円でした。	合 算
	3	ユニバーサルサービス料 1番号分のご請求となります。	合 算
	294	消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分(小計) 3,236	3,236	(小計)	
◇NTT西日本ご利用分 2,968	2,500	6月分	
	196	回線使用料(基本料)(事務用) 4月21日~ 5月20日	合 算
	3	ダイヤル通話料 4月21日~ 5月20日。なお前月分は439円でした。	合 算
	269	ユニバーサルサービス料 1番号分のご請求となります。	合 算
	320	消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTTコミュニケーションズご利用分 352	320	ダイヤル通話料 ホーム・オフィス割引適用	合 算
	32	消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分(小計) 3,320	3,320	(小計)	
◇合計 6,556	6,556	合計 2か月分のご請求額です。	

NTT西日本からのお知らせ

※電話のご注文・お問合せは「116」へ(無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ(無料)
 ※電話の故障は「113」へ(無料) / 携帯電話からは0120-444113へ(無料)
 ※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ(無料) / 故障: 0120-248995へ(無料)
 ※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

M30021211001 12396 12284

請求書 (西日本ご利用分)

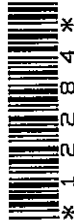
650-0011
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

兵庫県第3号館公明党議員控室
兵庫県議会公明党議員団 様



021062101004482219

郵便区内特別



12396

Webでのお問い合わせ先



<http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/tw/?page-1>

NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2021年 6月 7日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【速付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -1-11 NLC森の宮ビル6F
社用コード M30021211001 12396 12284 00 J
61 100000 1 0 21060101J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
078-371-1883 4605-0509-87827	2021年 6月ご請求分	6,556円	2021年 6月21日(月)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 6,556円
(合計) 6,556円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ***

フレッツ光の割引サービス(光もともとと割、Web光もともとと割、どんと割、どんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト[<http://flets-w.com/wari/>]でご確認ください。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年6月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目																															
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 事務費 ・人件費																															
6	共通案分率 50% 25%																															
	それ以外の案分 100% 案分の説明 インターネット代 5月分 ¥4,895 × 50% = ¥2,447 ※ 共通案分率を適用 ※ 請求書参照																															
6/25	<table border="1"> <tr> <td>口座番号</td> <td>加入者名</td> <td>金額</td> <td>お客様番号</td> <td>請求分</td> <td>受領日</td> </tr> <tr> <td>NTTファイナンス株式会社</td> <td>4,895 円</td> <td>4610-1744-77617</td> <td>2021年 6月</td> <td>6月30日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">ご請求先住所氏名 兵庫県議会公明党・県民会議議員 団 谷井 勲 様</td> </tr> <tr> <td colspan="6">金融機関用収納連絡先 TEL 0120 03-06-25 874-569</td> </tr> <tr> <td colspan="6">郵便局 〒94150006</td> </tr> </table>		口座番号	加入者名	金額	お客様番号	請求分	受領日	NTTファイナンス株式会社	4,895 円	4610-1744-77617	2021年 6月	6月30日		ご請求先住所氏名 兵庫県議会公明党・県民会議議員 団 谷井 勲 様						金融機関用収納連絡先 TEL 0120 03-06-25 874-569						郵便局 〒94150006					
口座番号	加入者名	金額	お客様番号	請求分	受領日																											
NTTファイナンス株式会社	4,895 円	4610-1744-77617	2021年 6月	6月30日																												
ご請求先住所氏名 兵庫県議会公明党・県民会議議員 団 谷井 勲 様																																
金融機関用収納連絡先 TEL 0120 03-06-25 874-569																																
郵便局 〒94150006																																

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5988-0061	請求年月 MONTH OF ISSUE	2021年 6月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4610-1744-77617)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5988-0061			
◇NTT西日本ご利用分			
4,895	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料	合 算
	-1,100	光はじめ割	合 算
	100	発行手数料	合 算
	50	収納手数料	合 算
	445	消費税等相当額 (合計)	
◇合計	4,895	合計	

【本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。】

5月 1日～ 5月31日
2021年06月～2021年07月以
外の解約は解約金がかかります
本請求書等の発行にかかわる各種費用に
なります。
本請求をコンビニエンスストア・各種金
融機関でお支払いいただく場合の手数料
です。
合算表示の料金合計×10%

NTT西日本からのお知らせ

※電話のご注文・お問合せは「116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ (無料)
 ※電話の故障は「113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)
 ※フレッツ・ひかり電話：0120-116116へ (無料) / 故障：0120-248995へ (無料)
 ※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

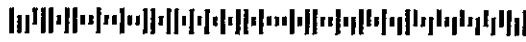
ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

請求書 (西日本ご利用分)

650-0011
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

兵庫県庁3号館 3階
兵庫県議会公明党・県民会議議員
団 谷井 勲 様



021062101045165932

郵便区内特別



08530

Webでのお問い合わせ先



<http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/lw/?page-1>



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2021年 6月18日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【選付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M20021111006 08530 08465 00 J
61 100000 1 0 21060301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5988-0061 4610-1744-77617	2021年 6月ご請求分	4,895円	2021年 6月30日(水)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTT西日本分ご請求額 4,895円
(合計) 4,895円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [<http://flets-w.com/wari/>] でご確認ください。

この部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年6月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目													
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費													
7	3--6-21 振替	*16,505 (RL) のツカフヨウカ												
		<table border="1"><tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td></td><td>25%</td></tr><tr><td>それ以外の案分</td><td>100%</td></tr><tr><td>案分の説明</td><td>複合機パフォーマンス チャージ料 ¥16,505 × 50% = ¥8,252-</td></tr><tr><td>※</td><td>共通案分率を適用</td></tr><tr><td>※</td><td>請求書参照</td></tr></table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	複合機パフォーマンス チャージ料 ¥16,505 × 50% = ¥8,252-	※	共通案分率を適用	※	請求書参照
共通案分率	50%													
	25%													
それ以外の案分	100%													
案分の説明	複合機パフォーマンス チャージ料 ¥16,505 × 50% = ¥8,252-													
※	共通案分率を適用													
※	請求書参照													

6/21

請 求 書

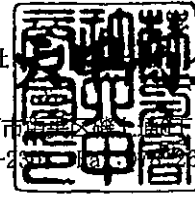
〒 650-0011
 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

御中

16800000

株式会社



神戸支店
 〒651-0086 神戸市東灘区東灘1番23号
 Phone: 078-265-2300 Fax: 078-265-2302
 取引銀行

毎度格別のお引立て預かりありがとうございます。

下記の明細の通り御請求申し上げます。

(自動引落)

担当者	検収

■請求締切日 2021/ 5/31 ■お支払予定日 2021/ 6/20 ■当月お買上高合計 16,505

前回請求額	ご入金額	繰越金額	当月お買上高		合計請求額	当月ご請求額
			税抜御買上額	消費税		
15,528	15,528	0	15,005	1,500	16,505	¥ 16,505

【*】は税込/「軽」は軽減税率

年月日 問合せ番号	商品・規格	数量	単価	お買上高 消費税	お支払高	摘要
2021/ 5/10 0000332653	パフォーマンスチャージ料 MPC4001カチヨウ 619839 伝票単位消費税	1	15,005 (10%)	15,005 1,500		
	【伝票計】			16,505		
2021/ 5/20 0000108736	自動引落-リコーリース20日				15,528	
	【伝票計】					
	《総合計》	税抜合計	消費税	合計		
		15,005	1,500	16,505		
	税率内訳(10.00%)	15,005	1,500	16,505		
	以下余白					

累計		¥16,505	¥15,528
----	--	---------	---------

(添付様式 2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和3年 6月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
8 6/28	3--6-28 振替 *16,662 SMBC(アス71)	共通案分率 50% 25%
		それ以外の案分 100% 案分の説明 アス71 米客用お茶17 5月分 ¥13,497×25% =¥3,374- ※ 共通案分率を適用 ※ 請求書参照

アスクルご請求書

2021年05月31日締切分

650-0011 郵便区内特別
 兵庫県神戸市中央区
 下山手通5-10-1
 県庁3号館3階



お問い合わせ番号 20706592

兵庫県議会公明党

様

B1 133591# 00001/00001 20706592 U AB



00202332 C11-U1

アスクル担当販売店

株式会社明光堂
 アスクル事業部
 兵庫県神戸市兵庫区
 塚本通5-2-3



645915 002

TEL: 078-576-6288

担当:アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

TEL: 078-362-3727

FAX: 078-371-1883

お買い上げいただきましてありがとうございます。
 記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額

16,662円

うち消費税等 (

1,296円)

お支払い日 ▶ 2021年06月28日

お支払い方法 ▶ 自動引落

お引落	金融機関	
	支店	
	口座	

ヒョウゴ*ケンギ*カイゴウメイトウ.ケンミンカイ*カン

対象期間	2021/05/01 ~ 2021/05/31
当月お買い上げ金額	16,662円
当月返品金額	0円
当月値引金額	0円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

上記ご指定の口座よりお引落しさせていただきます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/グリーン
05/13 31492924					
J53-8477 LOHACO Water 410ml 1セット (40本)	1	2,740	○ 2,740		軽 8.0 *
X72-9905 香り豊かなお茶 緑茶 265ml ラベルレス 1セット (60)	1	3,758	○ 3,758		軽 8.0 *
P23-2174 コーヒーフレッシュ (セレニータ) 脂肪分1/2 4.5ml 1	1	253	○ 253		軽 8.0 *
	小計		6,751	控室・受付様ご発注分	
05/18 32385585					
935-391 健康ミネラルむぎ茶 2L 1セット (12本)	1	2,047	○ 2,047		軽 8.0
577-1264 職人の珈琲 無糖 930ml 1箱 (12本入)	1	1,176	○ 1,176		軽 8.0
345-3743 ノンカロリーシロップ (セレニータ) 5ml 20P	1	214	○ 214		軽 8.0 *
536-9498 PP袋入り 曲がるストロー クリア 1箱 (500本入)	1	569	○ 569		10.0
542-680 VJ スーパーホワイト+ A4 1箱 (500枚入×10冊)	1	3,165	△ 3,165		10.0 *
	小計		7,171	控室・受付様ご発注分	
05/26 33800545					
J53-8477 LOHACO Water 410ml 1セット (40本)	1	2,740	○ 2,740		軽 8.0 *
	小計		2,740	控室・受付様ご発注分	

○ 飲料物代 2,740
 3,758
 253
 2,047
 1,176
 214
 569
 2,740
 413,497
 △ 事務用品 3,165

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年6月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)


整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
9	3--6-28 振替	*16,662 SMBC(アスクル)
6/28		それ以外の案分 100% 案分の説明 アスクル 事務用品代 5月分 $¥3,165 \times 50\%$ $= ¥1,582$ * 共通案分率を適用 * 請求書参照
		請求書の原本は No. 6-8 に 添付しております

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年6月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目																				
10	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 事務費 ・人件費																				
	<p>ご利用明細 本日はご来店いただきありがとうございます。 ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。 裏面のご案内もあわせてごらんください。</p> <p>☆☆お振込☆☆</p> <table border="1"> <tr> <td>お振込金額</td> <td>¥390,720</td> </tr> <tr> <td>振込手数料</td> <td>¥550</td> </tr> </table> <p>SMBC</p> <p>お受取人は </p> <p>ナカタ ヲケキ 様</p> <p>お振込人は ヒヨウコ ケンキ カイコウメイトウ ケンミンカイ キ 様</p> <p>お取扱日 3. 6. 16 電信振込</p>	お振込金額	¥390,720	振込手数料	¥550	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> </table> <p>案分の説明</p> <p>会派政務活動費 補助員業務委託料 3月・4月分 ¥391,270-</p> <p>案分率</p>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%									
お振込金額	¥390,720																				
振込手数料	¥550																				
共通案分率	50%																				
	25%																				
それ以外の案分	100%																				
6/16	<table border="1"> <tr> <td>取扱店</td> <td>機番</td> <td>年 月 日</td> <td>時刻</td> <td rowspan="2">税 務 付 印 警 につ 紙 承 き 税 認 趣 申 済 町 告 納</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3. 6. 16</td> <td>15:57</td> </tr> <tr> <td>銀行番号</td> <td>店番号</td> <td colspan="2">口座番号等</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">三井住友銀行</td> </tr> </table>		取扱店	機番	年 月 日	時刻	税 務 付 印 警 につ 紙 承 き 税 認 趣 申 済 町 告 納			3. 6. 16	15:57	銀行番号	店番号	口座番号等			三井住友銀行				
取扱店	機番	年 月 日	時刻	税 務 付 印 警 につ 紙 承 き 税 認 趣 申 済 町 告 納																	
		3. 6. 16	15:57																		
銀行番号	店番号	口座番号等																			
三井住友銀行																					

作業完了報告書

2021/4/25

兵庫県議会公明党・県民会議 御中

R-evolution

〒675-0031
加古川市加古川町北在家2268

TEL:079-453-6035
FAX:079-453-6035



下記の業務内容を作業致しました。

件名	政務活動費補助員業務 3月分
納品日	2021/4/25
作業内容	<p>■政務活動費補助員業務</p> <p><月次業務></p> <ul style="list-style-type: none">・議員への提出期限連絡・内容チェック・議員の会計帳簿、月別支出報告書の作成・会派の会計帳簿、月別支出報告書の作成・修正作業・事務局との連絡 <p><決算月業務></p> <ul style="list-style-type: none">・議員の収支報告書等の作成・会派の収支報告書等の作成

作業完了報告書

2021/5/31

兵庫県議会公明党・県民会議 御中

R-evolution



〒675-0031
加古川市加古川町北在家2268

TEL: 079-453-6035
FAX: 079-453-6035

下記の業務内容を作業致しました。

件名	政務活動費補助員業務 4月分
納品日	2021/5/31
作業内容	<p>■政務活動費補助員業務 <月次業務></p> <ul style="list-style-type: none">・議員への提出期限連絡・内容チェック・議員の会計帳簿、月別支出報告書の作成・会派の会計帳簿、月別支出報告書の作成・修正作業・事務局との連絡

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年6月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目							
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費							
11	3--6--7 振替	*4,037 SMBC(サンケイイオカ)						
		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>産経新聞 R3.5月分 ¥4,037-</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%
共通案分率	50%							
	25%							
それ以外の案分	100%							
案分の説明	産経新聞 R3.5月分 ¥4,037-							

2021年05月分

産経新聞 領収証

No. 1-213-0007-000

下山手通5-17
兵庫県庁3号館
兵庫県議会

公明党県民会議議員団 様


品 名	部 数	金 額
産経新聞セット※	1	4,037
合 計		¥ 4,037
※は軽減税率対象品目		(内消費税等¥299)

お知らせ 領収日2021年6月7日

新聞配達アルバイト募集中。
朝刊のみ、夕刊のみでも可。

毎度ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。



8%対象 ¥4,037
(消費税 ¥299)

 産経新聞三宮専売所
〒650-0011
神戸市中央区下山手通4-14-10
TEL: 078-392-1017

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】


(令和3年6月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目																					
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																					
12	3--6-28 振替	*4,400 シブシブタイム(SM-FS)																				
	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>読売新聞 R3.6月分 ¥4,400-</td> </tr> </table>		共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	読売新聞 R3.6月分 ¥4,400-												
共通案分率	50%																					
	25%																					
それ以外の案分	100%																					
案分の説明	読売新聞 R3.6月分 ¥4,400-																					
	 領 収 書 区域011 全戸0061 お問合せNo01599 お名前 議会公明党 県民会議議員団 様 下山手通4-17-3 Tel.078-362-3727 兵庫県庁3号館 3F 3年 6月分 振替																					
6/28	<table border="1"> <thead> <tr> <th>銘</th> <th>柄</th> <th>部数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>読売新聞セット</td> <td>1</td> <td>4,400</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td></td> <td>4,400円</td> </tr> </tbody> </table>	銘	柄	部数	金額	1	読売新聞セット	1	4,400	2				3				合 計			4,400円	◇左記の通り領収しました 領収日 年 月 日
銘	柄	部数	金額																			
1	読売新聞セット	1	4,400																			
2																						
3																						
合 計			4,400円																			
	読売センター東神戸 TEL.078-341-4169 神戸市中央区花隈町22-3																					

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年6月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目													
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費													
13	3--6-28 振替	*4,400 SMBC(リウバウ)												
		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td> 神戸新聞 R3.6月分 ￥4,400- </td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	神戸新聞 R3.6月分 ￥4,400-				
共通案分率	50%													
	25%													
それ以外の案分	100%													
案分の説明	神戸新聞 R3.6月分 ￥4,400-													
<p>領 収 証</p> <p>2021年06月分 No. 5- 13-0184-000</p> <p>県庁3号館 3F 兵庫県議会公明党・県民会議議員団 様</p> <table border="1"> <tr> <th>銘 柄</th> <th>部</th> <th>金 額</th> <th rowspan="2">お知らせ 領収日 3年6月28日</th> </tr> <tr> <td>神戸新聞ネット※</td> <td>1</td> <td>4,400</td> <td>自動払込を推奨しておりクレジット 払い・銀行・郵便局などございます 毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>¥ 4,400</td> <td>8%対象 ¥4,400(消費税 ¥326)</td> </tr> </table> <p>※は軽減税率対象品目</p> <p>株式会社神戸新聞神戸中央販売 〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目15-1 TEL: 078-331-0218 FAX: 078-331-7114</p> <div style="text-align: right;">  </div>			銘 柄	部	金 額	お知らせ 領収日 3年6月28日	神戸新聞ネット※	1	4,400	自動払込を推奨しておりクレジット 払い・銀行・郵便局などございます 毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。	合 計		¥ 4,400	8%対象 ¥4,400(消費税 ¥326)
銘 柄	部	金 額	お知らせ 領収日 3年6月28日											
神戸新聞ネット※	1	4,400		自動払込を推奨しておりクレジット 払い・銀行・郵便局などございます 毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。										
合 計		¥ 4,400	8%対象 ¥4,400(消費税 ¥326)											

6/28

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年6月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目							
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費							
14	3--6-28 振替	*8,937 カブタイ(SMFS)						
		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td> 朝日新聞 日本経済新聞 R3.6月分 ¥8,937- </td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%
共通案分率	50%							
	25%							
それ以外の案分	100%							
案分の説明	朝日新聞 日本経済新聞 R3.6月分 ¥8,937-							
080-0302 050	2021 年 6 月分	領収証						
下山手通5-10-1県庁3号館(2-5)								
兵庫県議会 公明党・県民会議議員団様								
銘 柄	部数	金 額						
朝 日 新 聞	※ 1	4037						
日 本 経 済 新 聞	※ 1	4900						
		合 計						
		8,937 円 (内消費税 662円)						
金額には消費税を含みます。 上記金額正に領収した。								
No.1022397 ASA 領収印								
8%対象 8,937円(内消費税 662円) 10%対象 0円(内消費税 0円) ※は軽減税率の対象であることを示します。								
朝日新聞兵庫販売株式会社		神戸三宮店						
中央区中山手通4-18-27		TEL: 078-251-0223 FAX: 078-241-4586						
毎度ご愛読ありがとうございます。お支払には便利な金融機関での自動引落もご利用になれます。								
6/28								

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年 6月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
15	3--6-25 振込 *330,000 W21 カ) ヒヨウ"シ"	共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		委託内容は 全て政務活動にか かかるものである (別途請求書 政務調査内容 参照)
		案分率 ¥330,000 -
6/25		HP掲載用資料作成等 (政務調査業務委託費用) R3.4月～6月 (株)兵庫ジャーナル社

請 求 書

2021年6月30日

県議会公明党・県民会議

様

株式会社兵庫ジャーナル社

代表取締役

〒650-0011

神戸市中央区西通町目6-13

ファインコート下山手6F

TEL078-333-7560 FAX078-333-7563

毎度ありがとうございます。下記のとおりご請求申し上げます。

商 品 名	数量	単位	単価	金額	消費税額
政務調査業務 (R3年4月~6月分)	3	ヶ月		300,000	30,000
	合計	税抜	300,000	税額	30,000
				総額	¥330,000

お振込先:

名 義: (株)兵庫ジャーナル社

県議会公明党・県民会議 政務調査業務内容(2021年4月～6月)

月	日	業務内容	提出先
4	5	「第353回定例会における主な議案、請願に係る会派の態度及び議決結果」の原稿を提出	(株)東弘
	5	第353回定例会県議会での坪井県議の賛成討論の原稿と写真を提出	(株)東弘
	14	「新型コロナウイルス感染症対策に関する知事への緊急要望」の原稿と写真を提出	(株)東弘
	21	「新年度新役員体制発表」の原稿を提出	(株)東弘
5	7	「第354回定例会県議会日程」を提出	(株)東弘
	14	「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望」の原稿と写真を提出	(株)東弘
	25	研修会(講師:大出パソナグループ執行役員)の取材	
	27	研修会(講師:大出パソナグループ執行役員)の原稿と写真を提出	(株)東弘
6	4	第354回定例会県議会での天野県議の代表質問を取材	
	7	第354回定例会県議会での谷井県議の一般質問を取材	
	11	第354回定例会県議会での天野県議の代表質問の原稿と写真を提出	(株)東弘
	11	第354回定例会県議会での谷井県議の一般質問の原稿と写真を提出	(株)東弘
	23	第354回定例会県議会での請願への会派としての態度一覧を提出	(株)東弘

令和3年6月30日 (株)兵庫ジャーナル社

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年6月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号		用途項目		共通案分率	
16	3--6-18振込	*100,000	W21 トウブ*トツブ*ツブ	50%	25%
				それ以外の案分 100%	
6/18				案分の説明 管内調査 (6/22 但馬) 貸切バス代 前受金 ￥100,000-	

兵庫県議会公明党・県民会議議員団 御中

(010204)

請求書
INVOICE

東武トップツアーズ株式会社

神戸支店
〒651-0087
兵庫県神戸市中央区御幸
ジイテックスアセントビル
TEL: 078-221-1090 FAX: 078-221-1567
支店長
担当者
発行者

毎度格別のお引立てを賜り厚くお礼申し上げます。下記の通りご請求申し上げます。

管理者印	抜者印

2021年06月22日 ご出発 12名様

代金合計	消費税区分による代金内訳				前受金	ご請求金額合計
¥0					¥100,000	¥100,000
内消費税合計					立替金	
¥0					¥0	

お支払期限
2021年06月18日

摘要	金額 (円)	税区分	ご利用日
前受金	100,000		2021/06/22
※※※ 合計 ※※※	100,000		

* お振込の場合は下記の口座にお振込み下さい。

[Redacted Bank Account Information]

東武トップツアーズ(株)神戸支店

お支払いは2021年06月18日までにお願い申し上げます。
※お振込手数料はご負担くださいますようお願い申し上げます。 ※お振込金受取書をもって当社の領収証に代えさせていただきます。

お見積書

2021年6月1日

兵庫県議会公明党・県民会議議員団 様
 人員14名様

東武トップツアーズ株
 神戸
 TEL 078-221-1090
 支店長
 担当者

ご旅行先：管内調査（豊岡）
 旅行月日：2021年6月22日（火）

品名	数量	単価	金額	備考
貸切バス代	1	118,800	118,800	中型バス、ワンマン
有料道路、駐車料金	1	10,500	10,500	概算
* 中型バス：正シート27席				
8:50県議会発 === 11:40豊岡市内（昼食）12:30 === 13:00城崎国際アートセンター-13:30 === === 14:00芸術文化観光専門職大学15:30 === 17:50頃 県議会着				
			129,300	(税込み)
お一人様あたり	14人		9,236	

活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	公明党・県民会議 議員団
-----	-----------------

活動名	管内調査			
活動概要	<p>○実施日：令和3年6月22日（火）… 但馬</p> <p>○行程、参加者：岸本議員、谷井議員、しの木議員、芦田議員、伊藤議員、越田議員、島山議員、坪井議員、天野議員、竹尾議員、小泉議員 11名</p> <p>○調査内容：結果成果：「実施報告書」参照</p> <p>★案分率：すべて、政務活動にかかるものである。</p>			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	貸切バス代・有料道路代 前受金	100000	No.6-16	東武トップツアーズ株式会社
	貸切バス代・有料道路代 前受金差引分	27,550	No.6-17	東武トップツアーズ株式会社 前受金差額分27,440円 振込手数料110円
	合計	127,550		
備考	*添付書類：請求書、行程表、実施報告書			

*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」等を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。
 *「活動概要」欄には、例えば①活動実施年月日、②場所、③行程、④目的、⑤相手方、⑥参加者、⑦結果・成果⑧広報誌発行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。
 *「活動概要」欄には、例えば①活動実施年月日、②場所、③行程、④目的、⑤相手方、⑥参加者、⑦結果・成果⑧広報誌発行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

兵庫県議会公明党・県民会議議員団 管内調査日程（但馬）

敬称略

岸本、谷井、しの木、あしだ、伊藤、越田、島山、坪井、天野、竹尾、小泉 11名

令和3年6月22日(火)

集合時間：8：50

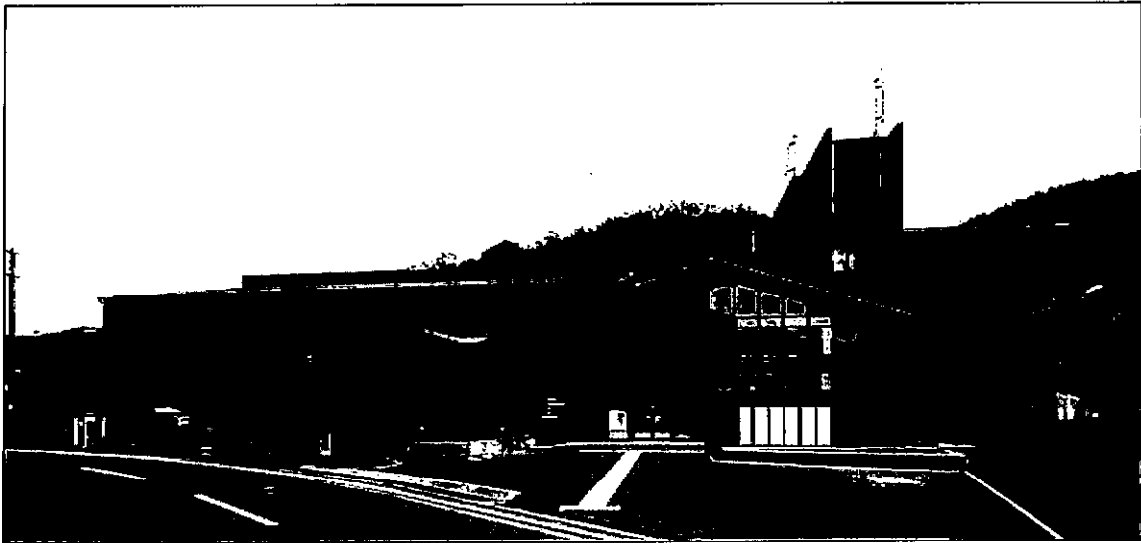
月日	着	発	行程	備考
6/22 (火)		9:00	県議会発 ▽ ▽ ▽	約2時間40分
	11:40	12:30	(昼食) 豊岡市内 ▽ ▽	約30分
	13:00	13:30	城崎国際アートセンター 【専門職大学と連携する芸術文化施設】 ▽ ▽ ▽	兵庫県豊岡市城崎町湯島1062 担当 [REDACTED] 約30分
	14:00	15:30	芸術文化観光専門職大学 【地域に新たな活力を創出する専門職業人を育成し 地域及び国際社会への貢献を目指す専門職大学】 ▽ ▽ ▽	兵庫県豊岡市山王町7-52 担当 [REDACTED]
			▽ ▽ ▽	約2時間20分
		17:50	県議会着	

会派管内調査報告書

日程 : 令和3年6月22日(土) 午前11:30~12:30

調査者 : 岸本、谷井、しの木、芦田、伊藤、越田、島山、坪井、
天野、小泉、竹尾 11名

行程 : ①城崎国際アートセンター
②芸術文化観光専門職大学



《視察内容》

①城崎国際アートセンターについて

説明 : 館長 志賀 玲子 様

*施設の概要

城崎国際アートセンター (KIAC) は、兵庫県豊岡市の温泉街に位置する舞台芸術のための滞在型の創作施設である。旧・城崎会議館をリニューアルして2014年にオープンしたこの施設は、ホールに6つのスタジオやキッチンなどで構成され、アーティストが城崎のまちに暮らすように滞在し、創作に集中することのできる施設として、開館以来高い評価を受けています。

城崎国際アートセンターには、ホール・スタジオ・レジデンス他、様々な施設があります。

◆ ホール

10 間×7 間の舞台空間、平土間舞台など様々な演出に対応し、自由にお使えるとのこと。小劇場サイズの演劇、ダンスなどの上演に最適ですが、ひな壇型ロールバックチェア（可動式客席）を格納して、より大きな舞台空間を必要とする舞台芸術作品の装置を立て込んでの稽古などにも対応できるとのこと。

空間完全暗転可能

定員 500 席（可動式）、平土間形式の場合 1000 名
※150 席程度の仮設客席を設置することも可能

舞台間口 10 間×奥行 7 間×高さ 35mm の舞台空間を使用

楽屋 1 室。各スタジオを楽屋として利用することも可能。

設備照明／シーリングライト 1 列、サスペンションライト 3 列
舞台前両サイドのイントレを使用したフロントサイドライトあり
美術バトン／3 本
客席上は常設の水銀灯あり
照明・音響 デジタル制御卓。



◆ スタジオ

演劇、ダンスなどのパフォーミング・アーツをはじめ、音楽や美術制作もできる6つのスタジオがありました。

スタジオ1 (1F)

79 m²/収容人員 42名/フローリング

スタジオ2 (1F)

48 m²/収容人員 24名/カーペット、防音対応

スタジオ3 (2F)

41 m²/収容人員 30名/フローリング

スタジオ4 (3F)

61 m²/収容人員 36名/フローリング、鏡、バレエバー設置

スタジオ5 (4F)

55 m²/収容人員 30名/フローリング

スタジオ6 (4F)

27 m²/収容人員 18名/フローリング

- 各室無線LAN、冷暖房完備です。
- 各室共用の音響設備・机・椅子などの備品があります。
- スタジオは発表会、試演会などの小規模な上演や、舞台美術、大道具、小道具の制作にもご使用できます。



◆ レジデンス

最大 22 名まで同時に滞在できるアーティストのための宿泊施設。

総部屋数 7 室

和室 3 室 洗面所・トイレ付き 洋室 4 室 洗面所・トイレ付き

室内設備・備品：無線 LAN、冷暖房完備

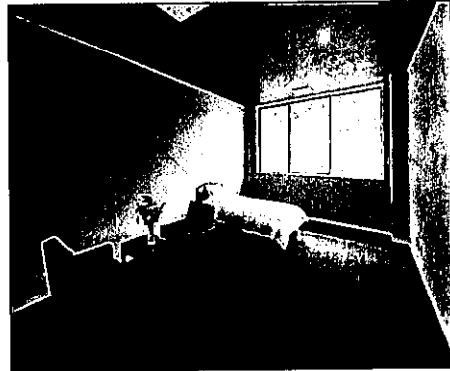
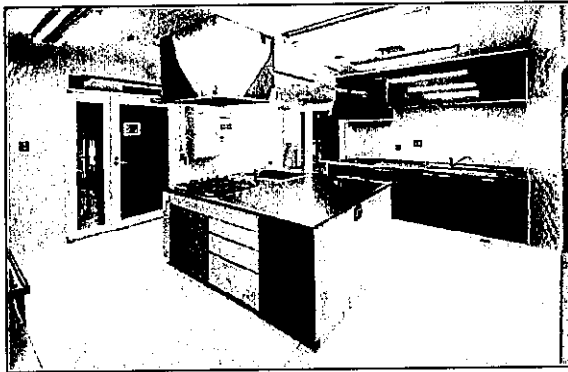
共有スペース：ユニットバス、シャワールーム 4 台

2・4 階に給湯室・洗濯機・乾燥機あり

プリンター・コピー機なども使用可能

1 階のキッチンを使って自炊可能

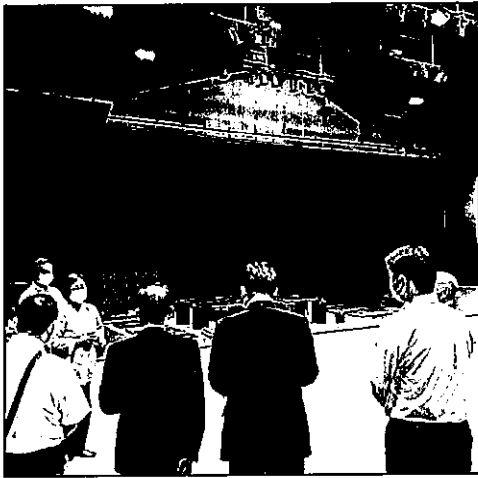
※レジデンスへの一般の方の宿泊はなし。



◆ そのほか

エントランスホール、カフェ（ダイニング）など、自由に使えます。





(ホールにて説明を聞きました。)



(スタジオにて、施設について説明を聞きました。)

年間を通して実施しているアーティスト・イン・レジデンスプログラムでは、年に一回の公募によってアーティストを選定して滞在政策を支援している。

アーティストは最短3日間から最長3か月間、KIACに滞在し、そのホール、スタジオ等を24時間無料で使用することができる。

優れた芸術作品を世界中に送り出すことと、試演会やワークショップなどの交流プログラムを通して地域の方々が多様な芸術活動に触れられる環境を創出することをミッションとされています。

2016年からは、年間2~3作程度の主催・製作での公演事業、学校や福祉施設でのワークショップなど普及事業、インターンシップによる人材育成事業にも取り組むなど、劇場、アートセンターとしての機能強化も積極的に行っているとのこと。

【運営体制について】

所管は、環境経済部大交流課、文化観光推進法（文化庁）に基づき指定された地域計画（認定5年間）の中核文化観光拠点施設として位置図けられ、文化・観光の振興、地域活性化のため、文化についての理解を深める機会を充実させ、国内外からの観光客の来訪を促進する。

人員配置、館長（会計年度任用職員）、芸術監督（特別職/非常勤）

事務：正職員1名、会計年度任用職員1名

アートマネジメント：（一社）POSTに業務委託1名、プログラムディレクター1名、共同ディレクター1名、地域おこし協力隊1名

アーティスト・イン・レジデンス公募事業選考委員には、芸術監督・館長・プログラムディレクター・共同ディレクター、外部委員3名（演劇、ダンス、美術専門家）で行う。

*専門職大学と連携する芸術文化施設について

世界に通用する専門職大学の開業を。但馬では、城崎国際アートセンターと結び付けて、芸術や観光のプロフェッショナルの育成を目指す。

*所感

城崎国際アートセンターがめざすもの「創造（クリエーション）を中心とした「壮大な稽古場」その通りの落ち着いた重みのある建物に「アーティストを守り育てる」という思い溢れる施設であることを感じました。

「コウノトリが舞う雄大な自然」「但馬牛やカニなどの美味」をはじめ、城崎の新たな魅力として、独創的で将来性のあるアーティストの滞在政策の支援、国内外の劇場や芸術祭とのパートナーシップのもと、日本中、世界中に発信する、共同制作の拠点を目指されます。

2021年大河ドラマ「晴天を衝け」で徳川家康が開設するバックで踊る黒子たちのダンスもこちらで練習をされたとのことでした。芸術を生み出す素晴らしい場所であることを実感しました。

志賀館長に課題について、お聞きしました。

「このような文化芸術の事業は、理解を広げることが大切であり、まだまだ理解してもらえてない人もたくさんいる。あきらめず、発信し続ける事だと思う」とのことでした。

地域に今年4月開学した「芸術文化観光専門職大学」と連携した人材の育成は希望に満ち溢れています。兵庫の魅力と誇りとなり日本、また、世界からも注目される地域、施設となっていくことに期待します。

《視察内容》

②芸術文化観光専門職大学について

特徴) 但馬で初めてできる大学、また兵庫県に初めて誕生する専門職大学は、
・芸術文化及び観光の双方の視点を生かし、地域の活力を創出する専門職業人を要請する。
・地域に根差した教育研究活動の推進と、地域及び国際社会への貢献をする。以上2点の特徴があります。

*2021年4月開校となった貴大学について、学長の平田オリザ様からご説明及び懇談的にお話を伺わせていただきました。



(1) 2021年入学者選抜の実施状況について

志願倍率 7.8 倍、合格率 4.2 倍、偏差値も 64 と高い数字となり大変高い数字となりました。志願者は全国から集まり関西 230 人 (37%) うち兵庫県が 135 人 (21.7%) 合格者も 84 人のうち兵庫県 18 人となり優秀な学生が全国から集まってくれたと思うとのことでした。



(2) 就職について

優秀な学生が集まってくれたがここからが大切、就職先があることが保護者への安心にもつながる。例えば、観光もホテルでのイベント開催を半分以上が行っている。機材の操作や空間のデザイナーなどエンターテイメントができるホテルマンが選ばれる。また、フロントマンも英語で地域の歴史や地質など話せる教養、ネットワークなど知識を持てる人材としていく。

豊岡の観光協会にも話をしていることは、温泉地域の人出不足への期待もされる。地域に残ってもらいたいと希望されているが、経営者の方と橋をすることは4年間学力を鍛えていくが、インターンなどで学生が行った場合は労働だけではなく魅力について発信したり感じたりできるようにお願いしている。

(3) 質疑

・受験生は、観光か芸術どちらを中心に考え、何に関心を持って受験されたか。
学長) 新入生アンケート調査から、芸術文化×観光の両方を学べるからと回答が51人いた。また、一番は、公立大学だから69人、二番、演劇が学べるから。三番実習が豊富64人、四番、新設大学一期生だからと続いています。

・観光では、豊岡から姫路などゴールデンルートにもお力を頂きたい。
学長) 実は私は赤穂市出身です。是非、そこまで繋げていきたい。
姫路の文化施設もあり観光地として結べるようにしたい。

・将来めざすものと行政に対する要望は？
学長) 市長選の結果もあるが、開学して大きな倍率で開学することができた4年後が改正年度、学校の体制も変えることができるのでそこで考えたい。大学は、人口減少は「最後の切り札」である。是非、長期的に見ていただきたい。



*館内視察

学舎

220人収容の劇場をはじめ、ダンス専用スタジオなど、舞台芸術を本格的に学ぶための教育施設を備えています。



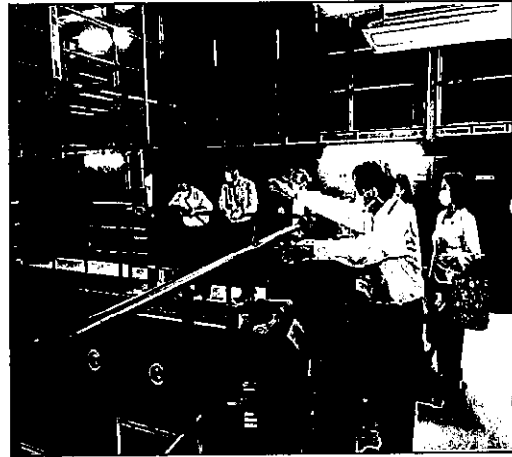
(自習できる大きなスペース：思い浮かんだことが直ぐに書けるように白板がたくさん用意されている)



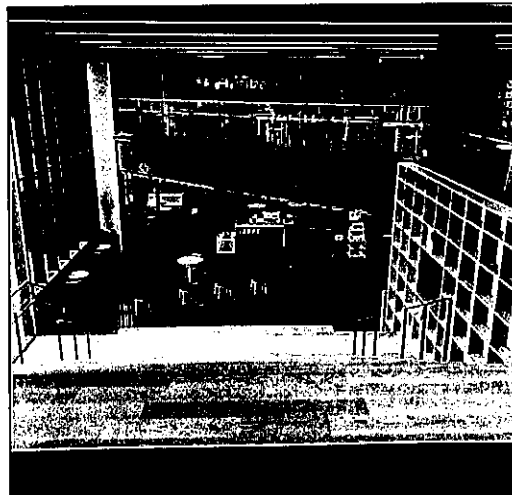
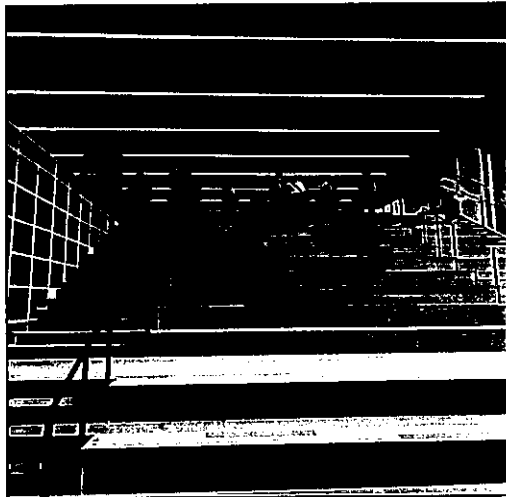
(学長の授業風景を視察することができた。)



(大道具などつくりことができる作業室)

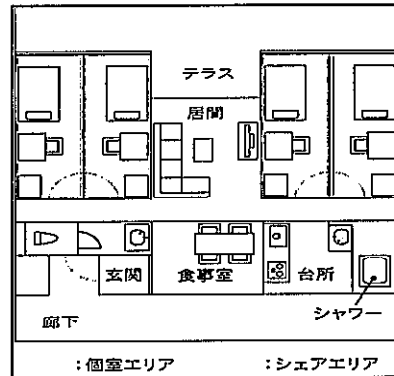
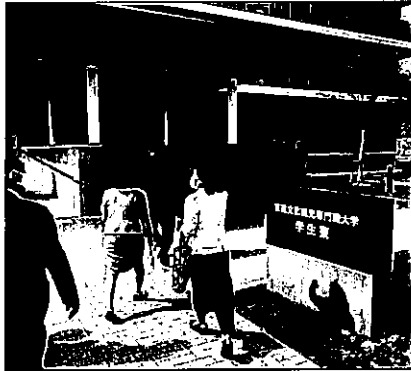


(ライト・音響設備など操作できるホール)



(学術情報館、二階は図書館)

学生寮



1年次は原則全寮制。全室シェアハウス方式で個室（プライベート空間）は確保されています。

交流スペースなども設置し、留学生を含めた学生同士の活発な交流を通じて、社会性やコミュニケーション力を養います。



(寮室内とフロント)



(大学の外観を見ながら説明を受ける)

*所感

平田オリザ学長のご説明をお聞きして、まずは、学長のお人柄と教養にあふれたお話に引き込まれてしまいました。

学長の開学のメッセージであるように「観光が、単なる「物見遊山」の時代は終わりました。すべてのことを見られるようになってしまったからです。それでも、私たちは、やはり見られないものがある。それは人間の心の中です。芸術は、その心の中の様々な喜びや怒りや屈折を、色や形や音や言葉にします。芸術は見慣れた風景を刷新します。芸術は異なる価値観や文化背景を持った人々を繋いでいきます。そして、そこに出来上がった舞台や音楽や美術や観光を通して人々をつなぐのが”芸術文化観光”の役割です。」短いご説明の中でも、私たちの心を動かすことができたお話でした。

日本の中でも、世界でも、必ず注目される大学になるように感じました。現在社会問題、人口減少、地域創生などを解決への光となると思ったからです。

日本の縮図が兵庫県と言われるように海・やま、田舎と都市を有する地域で、温泉地や魅力ある地域がたくさんあり観光に力を入れると経済効果が増すということ。また、文化芸術は、「何を伝えて何を見せるか」例えば、体や言葉の表現、顔の表情などを学ぶことができること。このことは、ネット社会となった今だから必要な学びとなっていると思います。

是非、兵庫県の誇りとなって発展されることを大いに期待したいです。学長からもお話がありましたが、大学は就職についてどうかが問われます。特に、文化芸術を目指す方の最大の課題であると思います。

ご本人の希望と就職先が求めるもののマッチングができるように、多様な就職場所を拡充することがこれからの課題であると感じました。

芸術文化と観光、2つを生かし、地域を元気にする人材の育成する県立大学です。まずは、4年間の実績などを見ながら県としても大学を育てる意識で推進して参りたい。

この度は、平田学長をはじめ職員の皆さま、本当に有り難うございました。

領収書等添付様式【共通】

(令和3年6月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目																			
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																			
17	<p>ご利用明細</p> <p>本日はご来店いただきありがとうございます。 ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。 裏面のご案内もお合わせてごらんください。</p> <p>☆☆お振込☆☆</p> <p>SMBC</p> <table border="1"> <tr> <td>お振込金額</td> <td>¥27,440</td> </tr> <tr> <td>振込手数料</td> <td>¥110</td> </tr> </table> <p>お受取人は</p> <p>トウゴトツフ・ツアーズ (カ、コウヘンツテン様)</p> <p>お振込人は</p> <p>ヒヨウコケンキカイコウメイノウケンミンカイキ様</p> <p>お取扱日 3. 6. 29 電信振込</p>	お振込金額	¥27,440	振込手数料	¥110	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> </table> <p>案分の説明</p> <p>管内調査</p> <p>(6/2但馬)</p> <p>貸切バス代</p> <p>有料道路代</p> <p>前受金差引分</p> <p>¥27,550-</p>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%								
		お振込金額	¥27,440																	
振込手数料	¥110																			
共通案分率	50%																			
	25%																			
それ以外の案分	100%																			
6/29	<table border="1"> <tr> <td>取扱店</td> <td>機番</td> <td>年 月 日</td> <td>時 刻</td> <td rowspan="2">税 付 印 務 に 紙 警 つ 税 承 き 申 認 認 告 済 町 納</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3. 6. 29</td> <td>11:22</td> </tr> <tr> <td colspan="3">銀行番号</td> <td>店番号</td> <td>口座番号等</td> </tr> <tr> <td colspan="5">三井住友銀行</td> </tr> </table>	取扱店	機番	年 月 日	時 刻	税 付 印 務 に 紙 警 つ 税 承 き 申 認 認 告 済 町 納			3. 6. 29	11:22	銀行番号			店番号	口座番号等	三井住友銀行				
取扱店	機番	年 月 日	時 刻	税 付 印 務 に 紙 警 つ 税 承 き 申 認 認 告 済 町 納																
		3. 6. 29	11:22																	
銀行番号			店番号	口座番号等																
三井住友銀行																				

兵庫県議会公明党・県民会議議員団 御中

(010204)

請求書
INVOICE

東武トップツアーズ株式会社

神戸支店

〒651-0

兵庫県神戸市東灘区御幸通6-1-20

ジイテックスアセントビル3F

TEL: 078-221-1090 FAX: 078-221-1567

支店長

担当者

発行者

毎度格別のお引立てを賜り厚くお礼申し上げます。下記の通りご請求申し上げます。

管理者印	扱者印

2021年06月22日 ご出発 11名様

代金合計	消費税区分による代金内訳			前受金	ご請求金額合計	
¥127,440	課税10%	¥127,440	内税額	¥11,585	¥-100,000	¥27,440
内消費税合計					立替金	
¥11,585					¥0	

お支払期限
2021年06月30日

摘 要	金 額 (円)	税区分	ご利用日
貸切バス代	118,800	課税10%	2021/06/22
有料道路代	8,640	課税10%	2021/06/22
前受金	-100,000		
*** 合 計 ***	27,440		

* お振込の場合は下記の口座にお振込み下さい。

[Redacted] 東武トップツアーズ(株)神戸支店

お支払いは2021年06月30日までにお願い申し上げます。
※お振込手数料はご負担くださいますようお願い申し上げます。 ※お振込金受取書をもって当社の領収証に代えさせていただきます。

旅行費明細書

NO. 1

兵庫県議会公明党・県民会議議員団 御中

2021 年 6 月 26 日

ご旅行名称	管内調査	人 員	11名様
ご旅行先	豊岡	営業担当者名	XXXXXXXXXX
ご旅行日	2021年6月22日(火)	添乗者氏名	なし

東武トップツアーズ株式会社

神戸支店長

毎度お引立頂きまして誠にありがとうございます。
この度のご旅行につきまして下記のとおりご精算申し上げますのでご査収ください。

種 別	人 員	単価 (円)	金 額 (円)	摘 要
前受金	1	100,000	100,000	2021 年 6 月 18 日入金
				年 月 日入金
				年 月 日入金
				年 月 日入金
お預り金合計(A)			100,000	

種 別	人 員	単価 (円)	金 額 (円)	摘 要	消費税区分
貸切バス代	1	118,800	118,800	中型バス・ワンマン	課税10%
有料道路料金	1	8,640	8,640		課税10%
支 出 金 合 計 (B)			127,440	課税額及び消費税額計	127,440 11,585

差引ご精算額(A-B)	-27,440
-------------	---------

上記内容について相違ないことを承認いたしました。

支店長印	經理担当者印	団体コード	整理番号
		010204	


会社名
住所
代表者



(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和3年 6 月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目																
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																
18	3--6-23 振替	*4,037 SMBC(ﾌﾞﾗﾝｸ)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">共通案分率</td> <td style="width:50%;">50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td style="border: 2px solid black;">100%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">毎日新聞</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">R3.6月分</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">¥4,037-</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		毎日新聞		R3.6月分		¥4,037-	
	共通案分率	50%															
		25%															
	それ以外の案分	100%															
案分の説明																	
毎日新聞																	
R3.6月分																	
¥4,037-																	
	読者 70-001-0141-000 No.01-005 領 収 証2021年 6 月度																
	公明党・県民会議議員団 様																
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:30%;">銘 柄</th> <th style="width:10%;">部数</th> <th style="width:10%;">金 額</th> <th style="width:50%;">領 収 金 額</th> </tr> <tr> <td>毎日新聞 ※</td> <td style="text-align:center;">1</td> <td style="text-align:center;">4,037</td> <td style="text-align:center; font-size: 1.2em;">4,037 円</td> </tr> </table>	銘 柄	部数	金 額	領 収 金 額	毎日新聞 ※	1	4,037	4,037 円	<p>上記金額正に領収いたしました。</p> <p>内消費税 ¥299</p> <div style="text-align: right;">  </div>							
銘 柄	部数	金 額	領 収 金 額														
毎日新聞 ※	1	4,037	4,037 円														
	<small>8%対象 4,037 (内消費税 ¥ 299) ※は軽減税率の対象 10%対象 0 (内消費税 ¥ 0) であることを示します。</small> 毎日新聞 神戸販売 神戸市中央区元町通5丁目3-1 TEL: 078-341-5553																
6/23	<small>毎度ご愛読ありがとうございます。各種金融機関での自動引落クレジットもご利用になれます。</small>																

領収書等添付様式【共通】

(令和3年7月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目																															
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費 人件費																															
7/30	<p style="text-align: center;">ご利用明細票</p> <table border="1"> <tr> <td>お取扱目</td> <td>店 番</td> <td>お取引内容</td> </tr> <tr> <td>03-07-30</td> <td></td> <td>料金払込 PE</td> </tr> <tr> <td>記 号</td> <td>番 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>***</td> <td>***</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取扱番号</td> <td colspan="2">お取引金額</td> </tr> <tr> <td>N296</td> <td colspan="2">*4,895</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">残 高</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3">払込金額 *4,895円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">払込内容 NTTファイナンス 2021年7月分</td> </tr> </table> <p>ご利用いただきましてありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">— ゆうちょ銀行 —</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 印紙税申告納付につき趣町 税務署承認済 </div>	お取扱目	店 番	お取引内容	03-07-30		料金払込 PE	記 号	番 号		***	***		取扱番号	お取引金額		N296	*4,895			残 高					払込金額 *4,895円			払込内容 NTTファイナンス 2021年7月分			共通案分率 50% 25% それ以外の案分 100% 案分の説明 インターネット代 6月分 $4,895 \times 50\%$ $= 2,447-$ * 共通案分率を適用 * 諸書参照
		お取扱目	店 番	お取引内容																												
03-07-30		料金払込 PE																														
記 号	番 号																															
***	***																															
取扱番号	お取引金額																															
N296	*4,895																															
	残 高																															
払込金額 *4,895円																																
払込内容 NTTファイナンス 2021年7月分																																

請求書 (西日本ご利用分)

650-0011
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

兵庫県庁3号館 3階
兵庫県議会公明党・県民会議議員
団 谷井 勲 様



021072101041490884

郵便区内特別



02661

Webでのお問い合わせ先



<http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/lw/?page=1>



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2021年 7月17日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【送付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M2002111004 02661 02618 00 J
61 000080 1 0 21070301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1/

2ページ

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5988-0061 4610-1744-77617	2021年 7月ご請求分	4,895円	2021年 8月 2日 (月)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額
(合計)

4,895円

4,895円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もともと割、Web光もともと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [<http://flets-w.com/wari/>] でご確認ください。

* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.



お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5988-0061	請求年月 MONTH OF ISSUE	2021年 7月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4610-1744-77617)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5988-0061 ◇NTT西日本ご利用分			
4,895	5,400	フレッツ 光ネクスト F 準利用料	合 算
	-1,100	光はじめ割	合 算
	100	発行手数料	合 算
	50	収納手数料	合 算
	445	消費税等相当額 (合計)	
◇合計	4,895	合計	

<p>ユニバーサルサービス料他には、2021年7月利用料分から2022年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。 https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/</p>	<p>***ユニバーサルサービス料について*** ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。</p>
--	---

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年7月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
2	3--7--5 振替	*5,400 リコ-リース (カ)
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		リース料 32インチ 5,400 × 50% = 2,700
		* 共通案分率を適用
		* 請求書参照

7/5

口座振替請求明細書

発行日 2021年 6月 21日

拝啓、毎々格別のお引き立てにあずかり厚くお礼申し上げます。
今月分のご請求金額は下記の通りとなっております。
ご査収の上、宜しくご手配いただきますようお願い申し上げます。

リコーリース株式会社

引き落し日	2021年 7月 5日
ご請求金額	5,400円
請求書番号	202106-4-010585

【自動引落し口座】

口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。

〈お願い〉

- 上記ご請求金額を指定口座より引き落しさせて頂きます。
- 引き落日の前日(金融機関営業日)までにご入金いただきますようお願い申し上げます。
- 既にお支払済みまたはお取引内容に変更のある場合はご了承ください。

請求明細書

契約番号	設置先 商品名	数量 他数	区分 種類	請求金額 請求消費税額	消費税率	請求期間	当回数 繰回数
A071400200 -000	兵庫県議会 公明党・県民会議議員団 明光商会 シュレッター MSV-F31C	1	L01	5,000 400	8	21. 7. 1 21. 7. 31	24 60

区分 L:リース C:クレジット R:レンタル P:パーソナルクレジット K:割賦 X:その他S
種類 01:リース料金等 03:保守料金 04:合意解約金 05:物件代金 06:弁済金 07:その他

続きは裏面をご確認下さい。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年7月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
3	3--7-20 振替	*9,430 (RL) のツウシヨウカイ
		共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		複合機パフォーマンス
		チャージ料
		49,430 × 50%
		= 24,715
		*共通案分率を適用
		*請求書参照

7/20

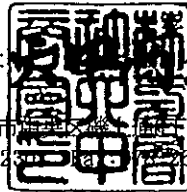
請 求 書

〒 650-0011
 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

御中

16800000

株式会社  神戸支店
 〒651-0086 神戸市東灘区美しき丘1番23号
 Phone: 078-265-2302 / 078-265-2302
 取引銀行

毎度格別のお引立て預かりありがとうございます。
 下記の明細の通り御請求申し上げます。

(自動引落)

担当者	検収

■請求締切日 2021/ 6/30 ■お支払予定日 2021/ 7/20 ■当月お買上高合計 9,430

前回請求額	ご入金額	繰越金額	当月お買上高		合計請求額	当月ご請求額
			税抜御買上額	消費税		
16,505	16,505	0	8,573	857	9,430	¥ 9,430

【*】は税込/【軽】は軽減税率

年月日 問合せ番号	商品・規格	数量	単価	お買上高 消費税	お支払高	摘要
2021/ 6/ 7 0000341989	パフォーマンスチャージ料 MPC4001カチヨ 619839 伝票単位消費税	1	8,573 (10%)	8,573 857		
	【伝票計】			9,430		
2021/ 6/21 0000112842	自動引落-リコーリース20日				16,505	
	【伝票計】					
	《総合計》	税抜合計	消費税	合計		
		8,573	857	9,430		
	税率内訳(10.00%)	8,573	857	9,430		
	以下余白					

累計		¥9,430	¥16,505	
----	--	--------	---------	--

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年 7月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目																										
4	<table border="1"><thead><tr><th colspan="2" data-bbox="247 443 1133 443">調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1137 443 1300 510">共通案分率</td><td data-bbox="1305 443 1406 510">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1137 517 1300 539"></td><td data-bbox="1305 517 1406 539">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1137 546 1300 568">それ以外の案分</td><td data-bbox="1305 546 1406 568">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1137 575 1406 598">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1137 604 1406 672">ZENRIN</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1137 678 1406 745">GISセレクション</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1137 752 1406 819">利用料</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1137 826 1406 893">(6月分)</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1137 900 1406 967">¥22,000×50%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1137 974 1406 1041">¥11,000-</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1137 1048 1406 1115">※ 共通案分率に適用</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1137 1122 1406 1189">※ 請求書参照</td></tr></tbody></table> <p data-bbox="311 705 981 750">3--7--8 振込 *22,000 W21 カ) ゼンリンコ</p> <p data-bbox="151 1131 231 1220">7/8</p>	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		ZENRIN		GISセレクション		利用料		(6月分)		¥22,000×50%		¥11,000-		※ 共通案分率に適用		※ 請求書参照	
調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																											
共通案分率	50%																										
	25%																										
それ以外の案分	100%																										
案分の説明																											
ZENRIN																											
GISセレクション																											
利用料																											
(6月分)																											
¥22,000×50%																											
¥11,000-																											
※ 共通案分率に適用																											
※ 請求書参照																											

請求書

No. J2010001015-9
2021年6月30日

兵庫県議会公明党・県民会議

様

お客様コードNO. 78362372700

〒650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1
県庁3号館

TEL : 0783623727

株式会社ゼンリン

神戸営業所

〒651-0087

兵庫県神戸市中央区御幸通4-2-20

三宮中央ビル1F

TEL 078-252-3223

FAX 078-252-1633

所長 三好 信治

下記のとおりご請求申し上げます。

お支払い方法	集金・振込
お支払い予定日	2021年7月31日

注文書番号

納品書番号 J2010001015-9

納品日付 検収日付

振込先銀行

口座名義 株式会社ゼンリン 神戸営業所

お振込みの際の手数料はご負担願います。

合計金額 ¥22,000- (消費税等込み)

商品名	種別	単価	数量	金額
GIS Application Data Online		10,000	1	10,000
ペーシマップ TOWN II (配信) 兵庫県		10,000	1	10,000
* * 小 計 * *				20,000

御買上金額	消費税等	御買上合計金額	御入金額	御請求額
20,000	2,000	22,000	0	22,000

【備考】

6月分

本伝票に記載されましたお客様の個人情報は、アフターサービス、各種キャンペーンのご案内のために利用させていただきます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

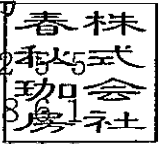
(令和3年7月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
5	3--7--8 振込 3--7--8 振替	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費
		共通案分率 50% (25%) それ以外の案分 100% 案分の説明 来客用コ七一 6月分 案分率 $¥3,028 \times 25\% = ¥757$ ※共通案分率を適用 ※請求書参照
7/8	*2,808 W21 カ)シ)カ) I7) *220 振込手数料	

請 求 書

〒 650-0011
 神戸市中央区下山手通
 5-10-1

株式会社 春秋珈房



兵庫県議会公明党県民会議議員団 御中

〒652-0815 神戸市兵庫区三川口町2-3-5
 TEL 078-578-8361
 FAX 078-578-8886

振込銀行 XXXXXXXXXX カ) シュンジュウコウボウ

締 日	御得意先コード	御請求先コード	担 当 者	請 求 書 No.	頁
2021年06月25日	003024	003024	000003	00038699	1

前回御請求額	今回御入金額	御 繰 越 額	今回御買上額	今回消費税	税込御買上額	今回御請求額
0	0	0	2,600	208	2,808	2,808

月 日	伝 票 No.	商 品 名	単 位	数 量	単 価	金 額
06/04	00142297	HOTコーヒー(DX) ※	Kg	1.00	2,600	2600
		8.00 % 対象 ※	(税抜)	2,600	消費税	208
		※は軽減税率対象品目				

上記の通り御請求申し上げます。

(添付様式 2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和3年 7 月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目								
<p style="font-size: 2em; margin-left: 10px;">6</p> <p style="margin-top: 100px; margin-left: 10px;">7/16</p>	<p style="font-size: 0.8em; margin-bottom: 5px;">調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="font-size: 0.8em;">GMOインターネット株式会社 払込受領証 (お客様控え)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px 0;"> <p style="font-size: 0.7em;">請求書発行日 2021年07月01日 請求書番号 052107012604098 お客様番号 9465353 請求年月 2021年07月 ご利用金額 ¥1,050 消費税額 ¥106 今回請求額 ¥1,166</p> </div> <p style="font-size: 0.8em; margin-top: 5px;">受領印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px 0; text-align: center;"> <p style="font-size: 0.7em;">収入印紙貼付欄</p> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">21.7.16</p> </div> <p style="font-size: 0.7em; margin-top: 5px;">(代行会社ウェルネット(株))</p> </div>								
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">共通案分率</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">50%</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">25%</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">それ以外の案分</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">100%</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">案分の説明</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p style="font-size: 1.2em;">GMOインターネット サービス利用料 7月分</p> <p style="font-size: 1.2em;">¥1,166 × 50%</p> <p style="font-size: 1.2em;">= ¥583</p> <p style="font-size: 0.8em;">※ 共通案分率を適用</p> <p style="font-size: 0.8em;">※ 請求書参照</p> </td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	<p style="font-size: 1.2em;">GMOインターネット サービス利用料 7月分</p> <p style="font-size: 1.2em;">¥1,166 × 50%</p> <p style="font-size: 1.2em;">= ¥583</p> <p style="font-size: 0.8em;">※ 共通案分率を適用</p> <p style="font-size: 0.8em;">※ 請求書参照</p>
共通案分率	50%								
	25%								
それ以外の案分	100%								
案分の説明	<p style="font-size: 1.2em;">GMOインターネット サービス利用料 7月分</p> <p style="font-size: 1.2em;">¥1,166 × 50%</p> <p style="font-size: 1.2em;">= ¥583</p> <p style="font-size: 0.8em;">※ 共通案分率を適用</p> <p style="font-size: 0.8em;">※ 請求書参照</p>								

〒650-0011
兵庫県神戸市中央区
下山手通 5-10-1
兵庫県庁3号館3階
兵庫県議会公明党・県民会議議員団
伊藤 勝正 様



GMOとくとくBB

PHONE 0570-045-109 FAX 03-5456-2556
URL <http://gmobb.jp/support/>
E-Mail info@gmobb.jp



01/01-0010299-0800BA1010299#

01/01-0010299-0800BA1010299# 1/1

請求書発行日 2021年07月01日
請求年月 2021年07月

ご利用料金請求書

平素は、格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記請求明細をご確認ください。

【お客様番号】 9465353 【請求書番号】 052107012604098	今回請求額 1,166円	お支払期日 2021年07月26日
	調整額 ***** 繰越金額 ***** ご利用金額 1,060円 消費税額 106円	振込先銀行 振込先支店 口座番号 口座名義 ジーエムオーインターネット(カ)

ご利用内容の内訳

請求明細	数量	単価	金額
とくとくセット2021年07月利用分	1	0	0
フレッツ光ファミリー・単 接続サービス2021年07月利用分	1	836	836
請求書発行手数料	1	330	330

※銀行振込みの際の手数料につきましては、お客様でご負担をお願いいたします。
※お振込みの控え(受領証)をもって領収書に替えさせていただきます。
※お支払期限を過ぎたご入金の場合、サービスを停止いたします。また再開まで7営業日ほどかかる場合がございます。
※過去ご利用月のご請求につきましては、前月末日までにお支払い確認が取れていない状況となっております。お支払期日をご確認のうえお支払をお願いいたします。本請求書と行き違いで、すでにお支払いいただいておりますらお詫び申し上げます。

(添付様式 2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和3年 7 月分)


(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目													
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費													
7	3--7--6 振替	*4,037 SMBC(サカイイオカ)												
		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>産経新聞 R3.6月分 ¥4,037-</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	産経新聞 R3.6月分 ¥4,037-				
共通案分率	50%													
	25%													
それ以外の案分	100%													
案分の説明	産経新聞 R3.6月分 ¥4,037-													
7/6	<p>2021年06月分</p> <p>下山手通5-17 兵庫県庁3号館 兵庫県議会</p> <p>産経新聞 領 収 証</p> <p>No. 1-213-0007-000</p> <p>公明党県民会議議員団 様</p> <table border="1"> <tr> <td>銘 柄</td> <td>部 金 額</td> <td>お知らせ</td> </tr> <tr> <td>産経新聞セット※</td> <td>1 4,037</td> <td>領収日 2021年 7月 6日</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>¥ 4,037</td> <td>新聞配達アルバイト募集中。 朝刊のみ、夕刊のみでも可。</td> </tr> <tr> <td>※は軽減税率対象品目</td> <td>(内消費税等¥299)</td> <td>毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。</td> </tr> </table> <p>8%対象 ¥4,037 (消費税 ¥299)</p> <p>産経新聞三宮専売所 〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-14-10 TEL: 078-392-1017</p> <p>産経新聞 領 収 印 販 売 所</p>		銘 柄	部 金 額	お知らせ	産経新聞セット※	1 4,037	領収日 2021年 7月 6日	合 計	¥ 4,037	新聞配達アルバイト募集中。 朝刊のみ、夕刊のみでも可。	※は軽減税率対象品目	(内消費税等¥299)	毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。
銘 柄	部 金 額	お知らせ												
産経新聞セット※	1 4,037	領収日 2021年 7月 6日												
合 計	¥ 4,037	新聞配達アルバイト募集中。 朝刊のみ、夕刊のみでも可。												
※は軽減税率対象品目	(内消費税等¥299)	毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。												

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年7月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目												
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費												
8	3--7-26 振替	*9,300 朝日新聞(SMFS)											
	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td> 朝日新聞 日本経済新聞 R3.7月分 ￥9,300- </td> </tr> </table>		共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	朝日新聞 日本経済新聞 R3.7月分 ￥9,300-			
共通案分率	50%												
	25%												
それ以外の案分	100%												
案分の説明	朝日新聞 日本経済新聞 R3.7月分 ￥9,300-												
<table border="1"> <tr> <td>080-0302 050</td> <td>2021 年 7 月分</td> <td>領収証</td> </tr> <tr> <td colspan="3">下山手通5-10-1県庁3号館(2-5)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">兵庫県議会 公明党・県民会議議員団様</td> </tr> </table>			080-0302 050	2021 年 7 月分	領収証	下山手通5-10-1県庁3号館(2-5)			兵庫県議会 公明党・県民会議議員団様				
080-0302 050	2021 年 7 月分	領収証											
下山手通5-10-1県庁3号館(2-5)													
兵庫県議会 公明党・県民会議議員団様													
7/26	<table border="1"> <thead> <tr> <th>銘 柄</th> <th>部数</th> <th>金 額</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝 日 新 聞</td> <td>※ 1</td> <td>4400</td> <td rowspan="2">9,300 円 (内消費税 689円)</td> </tr> <tr> <td>日 本 経 済 新 聞</td> <td>※ 1</td> <td>4900</td> </tr> </tbody> </table>		銘 柄	部数	金 額	合 計	朝 日 新 聞	※ 1	4400	9,300 円 (内消費税 689円)	日 本 経 済 新 聞	※ 1	4900
	銘 柄	部数	金 額	合 計									
朝 日 新 聞	※ 1	4400	9,300 円 (内消費税 689円)										
日 本 経 済 新 聞	※ 1	4900											
<p>金額には消費税を含みます。 上記金額正に領収した。</p> <p>No.1022397 </p> <p>8%対象 9,300円 (内消費税 689円) 同 10%対象 0円 (内消費税 0円) 同 ※は軽減税率の対象であることを示します。</p>		<p>朝日新聞兵庫販売株式会社 神戸三宮店 中央区中山手通4-18-27 TEL: 078-251-0223 FAX: 078-241-4586</p> <p>毎度ご愛読ありがとうございます。お支払には便利な金融機関での自動引落もご利用になれます。</p>											

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】


(令和3年 7 月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目																																					
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																																					
9	3--7-26 振替	*4,300 SMBC(ソフブ)																																				
		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2">毎日新聞</td> </tr> <tr> <td colspan="2">R3.7月分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">¥4,300-</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		毎日新聞		R3.7月分		¥4,300-																							
共通案分率	50%																																					
	25%																																					
それ以外の案分	100%																																					
案分の説明																																						
毎日新聞																																						
R3.7月分																																						
¥4,300-																																						
<table border="1"> <tr> <td>読者</td> <td>70-001-0141-000</td> <td>No.01-003</td> <td>領 収 証</td> <td>2021年</td> <td>7 月度</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">公明党・県民会議議員団 様</td> </tr> <tr> <td>銘 柄</td> <td>部 数</td> <td>金 額</td> <td colspan="3">領 収 金 額</td> </tr> <tr> <td>毎日新聞 ※</td> <td>1</td> <td>4,300</td> <td colspan="3">4,300 円</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="3">上記金額正に領収いたしました。</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>内消費税</td> <td colspan="2">¥319</td> </tr> </table>			読者	70-001-0141-000	No.01-003	領 収 証	2021年	7 月度	公明党・県民会議議員団 様						銘 柄	部 数	金 額	領 収 金 額			毎日新聞 ※	1	4,300	4,300 円						上記金額正に領収いたしました。						内消費税	¥319	
読者	70-001-0141-000	No.01-003	領 収 証	2021年	7 月度																																	
公明党・県民会議議員団 様																																						
銘 柄	部 数	金 額	領 収 金 額																																			
毎日新聞 ※	1	4,300	4,300 円																																			
			上記金額正に領収いたしました。																																			
			内消費税	¥319																																		
<p>7/26</p> <p>8%対象 4,300 (内消費税 ¥ 319) ※は軽減税率の対象 10%対象 0 (内消費税 ¥ 0) であることを示します。</p> <p>毎日新聞 神戸販売 神戸市中央区元町通5丁目3-1 TEL: 078-341-5553</p> <p>毎度ご愛読ありがとうございます。各種金融機関での自動引落クレジットもご利用になれます。</p>																																						

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年7月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)


整理 番号	使 途 項 目																
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費 資料購入費・事務所費・事務費・人件費																
10	3--7-26 振替	*4,400 読売新聞イ(SMFS)															
		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>読売新聞 R3.7月分 ¥4,400-</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	読売新聞 R3.7月分 ¥4,400-							
共通案分率	50%																
	25%																
それ以外の案分	100%																
案分の説明	読売新聞 R3.7月分 ¥4,400-																
	<p>領 収 書</p> <p>区域011 全戸0061 お問合せNo01599</p> <p>お名前 議会公明党 県民会議議員団 様</p> <p>下山手通4-17-3 TEL078-362-3727 兵庫県庁3号館 3F 3年 7月分 振替</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>銘 柄</th> <th>部 数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 読売新聞セット</td> <td>1</td> <td>4,400</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>4,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>領収日 年 月 日</p> <p>読売センター東神戸 TEL078-341-4169 神戸市中央区花隈町22-3</p> <p>領収印 </p>		銘 柄	部 数	金 額	1 読売新聞セット	1	4,400	2			3			合 計		4,400円
銘 柄	部 数	金 額															
1 読売新聞セット	1	4,400															
2																	
3																	
合 計		4,400円															

7/26

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和3年7月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目													
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費													
11	3--7-27 振替	*4,400 SMBC(コウベシティ)												
		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>神戸新聞 R3.7月分 ¥4,400-</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	神戸新聞 R3.7月分 ¥4,400-				
共通案分率	50%													
	25%													
それ以外の案分	100%													
案分の説明	神戸新聞 R3.7月分 ¥4,400-													
<h2>領 収 証</h2> <p>2021年07月分 No. 5- 13-0184-000</p> <p>県庁3号館 3F 兵庫県議会公明党・県民会議議員団 様</p> <table border="1"> <tr> <th>銘 柄</th> <th>部</th> <th>金 額</th> <th>お知らせ</th> </tr> <tr> <td>神戸新聞社※</td> <td>1</td> <td>4,400</td> <td>領収日 3.年7.27日 自動払込を推奨しておりクレジット 払い・銀行・郵便局などございます 毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>¥ 4,400</td> <td>8%対象 ¥4,400(消費税 ¥326)</td> </tr> </table> <p>※は軽減税率対象品目</p> <p>株式会社神戸新聞神戸中央販売 〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目15-1 TEL: 078-331-0218 FAX: 078-331-7114</p> <div style="text-align: right;">  </div>			銘 柄	部	金 額	お知らせ	神戸新聞社※	1	4,400	領収日 3.年7.27日 自動払込を推奨しておりクレジット 払い・銀行・郵便局などございます 毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。	合 計		¥ 4,400	8%対象 ¥4,400(消費税 ¥326)
銘 柄	部	金 額	お知らせ											
神戸新聞社※	1	4,400	領収日 3.年7.27日 自動払込を推奨しておりクレジット 払い・銀行・郵便局などございます 毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。											
合 計		¥ 4,400	8%対象 ¥4,400(消費税 ¥326)											

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和3年7月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 事務費 人件費	
12	3--7-27 振替	*12,565 SMBC(777)
7/27		

案 分 率	共通案分率	50%
		25%
	それ以外の案分	100%
	案分の説明	
	アスクIV 6月分 来客用お茶代 ¥8,493×25% =¥2,123-	
	* 共通案分率を適用	
	* 請求書参照	

アスクルご請求書

2021年06月30日締切分

650-0011 郵便区内特別
 兵庫県神戸市中央区
 下山手通5-10-1
 県庁3号館3階



お問い合わせ番号 20706592

兵庫県議会公明党

様

B1 143289# 00001/00001 20706592 UA



00222324 C11-U1

アスクル担当販売店

株式会社明光堂
 アスクル事業部
 兵庫県神戸市兵庫区
 塚本通5-2-3



645915 002

TEL: 078-576-6288

担当: アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

TEL: 078-362-3727

FAX: 078-371-1883

お買い上げいただきましてありがとうございます。
 記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額

12,565円

うち消費税等 (999円)

対象期間 2021/06/01 ~ 2021/06/30

当月お買い上げ金額 12,565円

当月返品金額 0円

当月値引金額 0円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

お支払い日 ▶ 2021年 07月 27日

お支払い方法 ▶ 自動引落

金融機関	
支店	
口座	

ビヨコ カンキ カイコウメイトリ、カンミンカイイ* カンソ

上記ご指定の口座よりお引落しさせていただきます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/クリ-
06/07 35952010 J53-8477 LOHACO Water 410ml 1セット(40本) 162-1287 オリジナルブレンド まるやか 1袋(1kg)	1 1	2,740 970	○ 2,740 ○ 970	控室・受付様ご発注分	軽 8.0 * 軽 8.0 *
06/09 36564909 458-5809 別I 紅茶の時間 ストレートティー 無糖 930ml 12本 P23-2174 コーヒーフレッシュ (セレニータ) 脂肪分1/2 4.5ml 1	1 1	1,176 253	○ 1,176 ○ 253	控室・受付様ご発注分	軽 8.0 軽 8.0 *
06/14 37347577 J53-8477 LOHACO Water 410ml 1セット(40本) 895-509 ステックシュガー (セレニータ) 3G 1箱300本入 688-906 VJ スーパーホワイト+ A3 1冊(500枚入)	1 1 1	2,740 614 907	○ 2,740 ○ 614 △ 907	控室・受付様ご発注分	軽 8.0 * 軽 8.0 10.0 *
06/28 39900916 542-680 VJ スーパーホワイト+ A4 1箱(500枚入×10冊)	1	3,165	△ 3,165	控室・受付様ご発注分	10.0 *

飲み物 ○ 事務用品 △

2,740
970
1,176
253
2,740
614

907
3,165
4,072

78,493

お知らせ

お支払いに関するお問い合わせにつきましては、表面右上のお客様の担当販売店までお願い申し上げます。
 アスクルサービス、商品等に関するお問い合わせにつきましては、アスクルお客様サービスデスク
 (0120-345-861) または <http://www.askul.co.jp/support>
 までお願い申し上げます。

税率別明細

税区分(税率)	お買い上げ金額	返品金額	値引金額	小 計	うち消費税等
課税:軽減税率(8.0%)	8,493	0	0	8,493	629
課税(10.0%)	4,072	0	0	4,072	370
合 計	12,565	0	0	12,565	999

グリーン商品お買い上げ実績

	全 体	グリーン商品
購入額(税込)	12,565	10,775

アスクルスイートポイント明細

お客様のステージは ▶ **ブルー** ステージです。 (2021年03月01日~2021年08月末日)

前回までのポイント 獲得ポイント 賞品交換ポイント | 期限切れポイント | ご利用可能ポイント | 月別期限切れポイント

お知らせ

<お買い上げ累計金額(税抜き)>: 49,188円 (累計金額の対象期間:2021年03月01日~2021年08月末日)

累計金額 200,000円(税抜き)以上で、翌半年間「基本ポイント×1.2のゴールドステージ」です。
 累計金額 400,000円(税抜き)以上で、翌半年間「基本ポイント×1.5のプラチナステージ」です。
 当月獲得ポイントは、18ヶ月間有効です。
 賞品ラインナップなど、詳しくは<http://www.askul.co.jp/sweet/>をご覧ください。

本書面の記載内容について

- お客様の担当販売店(表面右上記載の「アスクル担当販売店」)は、ご請求・お支払いに関する窓口です。
- 「うち消費税等」の金額は、「当月ご請求額(当月ご利用額)」から非課税金額を差し引いた金額に消費税率を乗じた金額(円未満切捨)を表示しております。
- ご返品につきましては、アスクル返品センターへ到着した日時が、お客様の当月ご請求締切日を超える場合には、翌月のご請求締切日に計上されることがございます。

**衛生的に使える
抗菌仕様!**

**使いやすい機能や
工夫がうれしい
丈夫で汚れに強い
クリップボード**

10枚入ならさらにお得!

リヒトラブ 抗菌クリップボード
ライトグリーン
1枚あたり
税抜き

¥378
(税込¥415)

※価格は2021年6月30日時点。※掲載商品・サービスは
予告なしに価格・仕様等が変更になる場合があります。お
取引条件等詳細はアスクルWebサイトにてご確認の上
ご注文ください。

お申込番号 **U430171**

カラーバリエーションが4色!
ライトグリーン ブラック ブルー レッド

くわしくは
www.askul.co.jp/
アスクルWebサイトで
抗菌クリップボード 🔍 検索

**コクヨの新定番!
D型リングファイル**

背表紙を
ロックすることで
パンチ穴が
痛みにくく、
紙めくりもしやすい!

コクヨ
Dリングファイル <スムーズスタイル>
200枚とじ 青
1箱(10冊入)
1冊あたり
税抜き

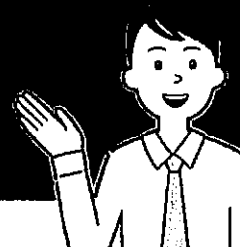
¥344
(税込¥379)

※価格は2021年6月30日時点。※掲載商品・サービスは
予告なしに価格・仕様等が変更になる
場合があります。お取引条件等詳細はアスクル
Webサイトにてご確認の上ご注文ください。

お申込番号 **U447911**

背幅やカラーバリエーションは
さまざまご用意しています!

くわしくは
www.askul.co.jp/
アスクルWebサイトで
スムーズスタイル 🔍 検索



**お困りごとがありましたら
チャットボットのアオイくん
お気軽にご質問ください**

アスクルWebサイトヘルプページより <https://www.askul.co.jp/f/help/>

アスクルWebサイトヘルプページ
<https://www.askul.co.jp>
アオイくん 🔍 検索

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年7月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
13	3--7-27	振替 *12,565 (SMBC(アスク))	共通案分率	50% 25%
			それ以外の案分	100%
			案分の説明 アスク 事務用品代 ¥4,072×50% =¥2,036- ※ 共通案分率を適用 ※ 請求書参照	
7/27	請求書の原本は No.7-12に添付して います。			

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年7月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
14	3--7--8振込	*121,000(W21カ)トウワ.
7/8		

請求書

〒650-0011
 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
 兵庫県庁 公明党控室

兵庫県議会 公明党・県民会議議員団 御中

TOKO株式会社 東弘 関西支社

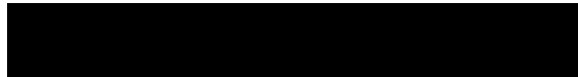
〒543-0001 大阪市天王寺区上本町6-6-26
 上六光陽ビル8F
 Tel 06-6776-5201 Fax 06-6776-5205



検印	[Redacted]	締日	日付	請求番号
		末日	2021/06/30	SK000019774

下記の通りご請求申し上げます。

◎お振込みは右記銀行口座へお願い致します。
 口座名義：株式会社 東弘
 カナ名義：カトウコウ



今回売上額	消費税額	今回ご請求額
¥110,000	¥11,000	¥121,000

年月日	品名 / 詳細	数量	単価	売上金額	消費税額	税込金額
2021/06/01~2021/06/30	更新・管理・保守費 ホームページ管理費	1	110000	110,000	(10%) 11,000	121,000

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年7月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
15	3--7-30 振込 *121,000 (W21 加) トウウ	共通案分率 50%
		25%
7/30		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		東弘
		ホ-カハ-ジ
		保守管理料
		7月分
		¥121,000-

請求書

〒650-0011
 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
 兵庫県庁 公明党控室

兵庫県議会 公明党・県民会議議員団 御中

TOKO株式会社 東弘 
 〒543-0001 大阪市天王寺区上本町6-6-26
 上六光陽ビル8F
 Tel 06-6776-5201 Fax 06-6776-5205

検印	[Redacted]	締日	日付	請求番号
		末日	2021/07/31	SK000020918

下記の通りご請求申し上げます。

◎お振込みは右記銀行口座へお願い致します。
 口座名義：株式会社 東弘
 カナ名義：カ)トウコウ



今回売上額	消費税額	今回ご請求額
¥110,000	¥11,000	¥121,000

年月日	品名 / 詳細	数量	単価	売上金額	消費税額	税込金額
2021/07/01~2021/07/31	更新・管理・保守費 ホームページ管理費	1	110000	110,000	(10%) 11,000	121,000

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和3年 7月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費 広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
16		共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		事務用品購入
	案分率	オンライン会議用
		スピーカー
		¥25,500
6/14	公明党・県民会議議員団控室より	
	オンライン会議用 スピーカー代 ¥25,500- 頂きました。	
	R3.6.16 越田 浩 矢	

注文番号250-5773810-3897435の領収書(再発行)

このページを印刷してご利用ください。

再発行日: 2021年6月15日

注文日: 2021年6月14日

Amazon.co.jp 注文番号: 250-5773810-3897435

ご請求額: ¥ 25,500

様

2021年6月14日に発送済み

注文商品

価格

1点 eMeet M2 Maxスピーカーフォン マイクスピーカー USB/Bluetooth/Dongle対応 在宅勤務用 最大15人まで
対応 360°全方向集音 エコー・ノイズのキャンセリング 高音質LED指示 音声自動追尾 オンライン会議 テレワ
ク 在宅 会議用システム ウェブ会議 テレビ会議 ビデオ会議 Skype/Zoom/Facetime/通話アプリ対応 ブラック
販売: eMeetDirect JP (出品者のプロフィール) 34,000

コンディション: 新品

お届け先住所:

越田 浩矢

650-8567

兵庫県 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県庁3号館3階

公明党控室

配送方法:

お急ぎ便

支払い情報

支払い方法:

Amazon MasterCard ゴールド | カード番号の一部: [REDACTED]

商品の小計: ¥ 34,000

配送料・手数料: ¥ 0

請求先住所:

越田 浩矢

注文合計: ¥ 34,000

割引: -¥ 8,500

ご請求額: ¥ 25,500

クレジットカードへの請求

[REDACTED] : 2021年6月14日: ¥ 25,500

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和3年7月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・ <u>会議費</u> ・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
17		共通案分率 50% 25%
		それ以外の案分 100% 案分の説明 事務用品購入 オンライン会議用 HDMIケーブル ¥9,499-
7/2		案分率
	公明党・県民会議議員団控室より	
	オンライン会議用 HDMIケーブル代 ¥9,499- 頂きました。	
	R3.7.7 越田 浩 矢	

注文番号250-4304277-1880623の領収書

このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2021年7月7日

注文日: 2021年7月1日

Amazon.co.jp 注文番号: 250-4304277-1880623

ご請求額: ¥ 9,499

様

2021年7月2日に発送済み

注文商品

1点 ATZEBE 光ファイバHDMIケーブル 10m、HDMI ケーブル 4K @ 60Hz HDR/Ultra HD YUV4:4:4
HDCP2.2 18Gbps超高速伝送
販売: LianYi (出品者のプロフィール)

価格

¥
9,499

コンディション: 新品

お届け先住所:

越田 浩矢

配送方法:

お急ぎ便

支払い情報

支払い方法:

Amazon MasterCard ゴールド | カード番号の一部: [REDACTED]

商品の小計: ¥ 9,499

配送料・手数料: ¥ 0

請求先住所:

越田 浩矢

650-8567

兵庫県 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県庁3号館3階

公明党控室

注文合計: ¥ 9,499

ご請求額: ¥ 9,499

クレジットカードへの請求

MasterCard(下4けたが [REDACTED]) 2021年7月2日: ¥ 9,499

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

(添付様式2)


領収書等添付様式【共通】

(令和3年7月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・ <u>会議費</u> ・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費	
18		共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 <u>100%</u>
		案分の説明
		事務用品購入
		オンライン会議用
		HDMI変換アダプター
		¥2,038-
		案分率

公明党・県民会議議員団控室より

オンライン会議用 HDMI変換アダプター他 代 ¥2,038- 頂きました。

R3.7.7 越田浩矢 

6/27

注文番号250-0780294-6663862の領収書

このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2021年6月30日
注文日: 2021年6月22日
Amazon.co.jp 注文番号: 250-0780294-6663862
ご請求額: ¥ 2,038

様

2021年6月27日に発送済み

注文商品	価格
1点 Cable Matters Micro HDMI ケーブル Micro HDMI HDMI変換ケーブル 3Dと4K解像度に対応 5m マイクロHDMI HDMI ケーブル Micro HDMI Dタイプ HDMI Aタイプ ブラック	¥ 1,199
販売: Cable Matters Japan (出品者のプロフィール)	

コンディション: 新品
日本ではCable Matters製品はCable Matters Japanのみが正規販売店です。それ以外でご購入の場合、保証の対象外となりますのでご注意ください。

お届け先住所:

越田 浩矢
650-8567
兵庫県 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県庁3号館3階
公明党控室

配送方法:

お急ぎ便

2021年6月24日に発送済み

注文商品	価格
1点 UGREEN Micro HDMI延長ケーブル Micro HDMI to HDMI変換アダプター micro-hdmi hdmi 変換 3D 4K 60Hz 高解像度 カメラ Gopro Yoga 対応 ナイロン編み-25cm	¥ 1,199
販売: HONG KONG UGREEN LIMITED (出品者のプロフィール) 商品についての質問はこちら	

コンディション: 新品

お届け先住所:

越田 浩矢
650-8567
兵庫県 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県庁3号館3階
公明党控室

配送方法:

お急ぎ便

支払い情報

支払い方法:

Amazon MasterCard ゴールド | カード番号の一部: [REDACTED]

商品の小計: ¥ 2,398
配送料・手数料: ¥ 0

請求先住所:

越田 浩矢
[REDACTED]

注文合計: ¥ 2,398
割引: -¥ 360

ご請求額: ¥ 2,038


クレジットカードへの請求

MasterCard(下4けたが [REDACTED]): 2021年6月27日: ¥ 1,199
MasterCard(下4けたが [REDACTED]): 2021年6月24日: ¥ 839

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

領収書等添付様式【共通】

(令和3年7月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・ <u>会議費</u> 広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費 人件費	
19	領収書 様	共通案分率 50%
		25%
5/18	[証紙切手引受] 第一種定形 18.0g @84 17通 ¥1,428 ----- 小 計 ¥1,428 ----- 郵便物引受合計通数 17通 課税計(10%) ¥1,428 (内消費税等 ¥129) 非課税計 ¥0 ----- 合計 ¥1,428 お預り金額 ¥2,000 おつり ¥572 -----  〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 取扱日時：2021年 5月18日 10:53 担当 [Redacted] 発行No. 210518A6589 端N96箱01 連絡先：兵庫県庁内郵便局 TEL:078-371-1770	それ以外の案分 100% 案分の説明 地域政策要望会 7/13~15 郵送料 ¥1,428-
		案分率

本領収書は
兵庫県議会 公明党・県民会議議員団宛のものである。

令和3年5月17日

朝来市長 藤岡 勇 様

兵庫県議会公明党・県民会議議員団
団 長 松田 一成
幹 事 長 伊藤 勝正
政務調査会長 島山 清史

「地域政策要望会」実施方法にかかるご意向確認等の送付

時下、貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
兵庫県議会公明党・県民会議の会派活動につきまして、平素からご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、例年、市町が抱える課題、市町の範囲を越えた広域行政に係る課題、さらには県政への要望・提言項目などについて、忌憚のない意見交換の場とし、来年度の予算編成に反映すべく重要政策提言に盛り込むため、政策要望会を開催しており、昨年度より新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインにより実施しているところです。

つきましては、ご多忙のところ恐縮ですが、別紙1により、オンライン会議への参加希望等について5月28日(金)までにお聞かせください。

なお、要望書の提出については、別紙2により3項目程度要望事項を取りまとめ、6月14日(月)までに電子メールでご回答いただきますようお願いいたします。

【ご参考(予定)】

- 1 実施時期： 令和3年7月13日(火)～15日(木)のご都合の良い日時
- 2 実施方法： 各市町ごとに実施(30分程度)
県庁のテレビ会議システム(Webex)を使用予定
- 3 参加者： 市町長、市町議会議員、兵庫県公明党・県民会議議員団議員

【連絡先】 兵庫県議会公明党・県民会議議員団(担当：天野)

TEL：[REDACTED] FAX：078-371-1883

E-mail [REDACTED]

(↑0(ゼロ)です)

〔事務局担当：調査課 松崎 TEL：078-362-4139〕

添付様式7)

活 動 報 告 書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	公明党・県民会議 議員団
-----	-----------------

活動名	「地域政策要望会」			
活動概要	<p>○内容 「地域政策要望会」実施方法にかかるご意向確認等の送付</p> <p>○実施時期 令和3年7月13日(火)～15日(木)</p> <p>○実施方法 各市町ごとに実施 県庁のテレビ会議システムを使用</p> <p>○送付先 各市町長あて (相生市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町、たつの市、南あわじ市、淡路市、洲本市、丹波篠山市、丹波市、豊岡市、養父市、新温泉町、朝来市、香美町)</p> <p>★案分率：内容は、すべて政務活動にかかるものである</p>			
	項 目	政活費充当金額	領収書NO	内 容
	郵送料	1,428	7-20	@84円×17通
	合 計	1,428		
備 考				

*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」等を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。
*「活動概要」欄には、例えば①活動実施年月日、②場所、③行程、④目的、⑤相手方、⑥参加者、⑦結果・成果⑧広報誌発行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

(別紙1)

「地域政策要望会」ご意向確認

貴市町名

下記のいずれか1つに を願います。

要望書を提出した上で、オンライン会議に参加する。

【実施(参加)可能日】

7月13日(火)		7月14日(水)		7月15日(木)	
午前	午後	午前	午後	午前	午後

※午前、午後それぞれに○か、×を記入して下さい。

要望書の提出のみで良い。

《本件担当者御芳名・職責・電話番号》

◎兵庫県議会公明党・県民会議議員団 控室まで、電子メール(様式任意)または
FAXでご返信いただきますようお願い申し上げます (5月28日(金)必着)。

送付先 E-mail: E-mail

(↑0(ゼロ)です)

FAX : 078-371-1883

(別紙2)

「地域政策要望会」要望事項

() 市・町

(項目)

(内容)

説明者 (氏名・職責)

送付先 E-mail: [REDACTED]

(↑0(ゼロ)です)

送付期限: 6月14日(月)必着

〒678-8585
相生市旭1丁目1番3号

相生市長
谷口 芳紀 様

〒678-0292
赤穂市加里屋81番地

赤穂市長
牟禮 正稔 様

〒671-2593
宍粟市山崎町中広瀬133-6

宍粟市長
福元 晶三 様

〒671-1592
揖保郡太子町鶴280番地1

太子町長
服部 千秋 様

〒678-1292
赤穂郡上郡町大持278番地

上郡町長
遠山 寛 様

〒679-5380
佐用郡佐用町佐用2611番地1

佐用町長
庵造 典章 様

〒679-4192
たつの市龍野町富永1005番地1

たつの市長
山本 実 様

〒656-0492
南あわじ市市善光寺22番地1

南あわじ市長
守本 憲弘 様

〒656-2292
淡路市生穂新島8番地

淡路市長
門 康彦 様

〒656-8686
洲本市本町三丁目4番10号

洲本市長
竹内 通弘 様

〒669-2397
丹波篠山市北新町41

丹波篠山市長
酒井 隆明 様

〒669-3692
丹波市氷上町成松字甲賀1

丹波市長
林 時彦 様

〒668-8666
豊岡市中央町2番4号

豊岡市長
関貫 久仁郎 様

〒667-8651
養父市八鹿町八鹿1675

養父市長
広瀬 栄 様

〒669-6792
美方郡新温泉町浜坂2673-1

新温泉町長
西村 銀三 様

〒669-5292
朝来市和田山町東谷213番地1

朝来市長
藤岡 勇 様

〒669-6592
美方郡香美町香住区香住870-1

香美町長
浜上 勇人 様

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年7月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	

20	9	共通案分率	50%
			25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	会派石井修会 (7/16) 講師謝金 ¥50,000-

No. _____

領 収 証 兵庫県議会 公明党・県民会議議員団 様

7/16

★ ¥50,000-

但 会派石井修会 講師謝金として

令和3年7月16日 上記正に領収いたしました

収 入 印 紙	内 訳
	税抜金額
	消費税額等(%)

コクヨ ウケ-56

藤田 賢

令和3年6月24日

医療法人社団慈恵会
北須磨訪問看護・リハビリセンター
所長 藤田 愛 様

兵庫県議会公明党・県民会議議員団
幹事長 伊藤 勝正

兵庫県議会公明党・県民会議議員団研修会における講演について(依頼)

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
さて、本県議会公明党・県民会議議員団では見出しの研修会を予定しておりますので、
下記の内容にてご講演いただきたく、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時： 令和3年7月16日(金) 13:30～(1時間30分程度)
(1時間程度ご講演、その後30分程度、質疑・意見交換
の時間を設けさせていただきたいと存じます。)
- 2 研修会名： 兵庫県議会公明党・県民会議議員団 研修会
- 3 場 所： 兵庫県庁3号館6階 第6委員会室
(神戸市中央区下山手通5-10-1 TEL 078-362-3727)
- 4 テー マ： 「神戸市における新型コロナウイルス感染症の自宅療養・入院待機者
への訪問看護の経験から」
- 5 参 加 者： 兵庫県議会公明党・県民会議議員13名
(陪席)
公明新聞記者1名、兵庫ジャーナル記者1名、
議会事務局調査課職員(公明党担当)2名 以上17名(予定)
- 6 謝金・旅費： 謝金 50,000円(源泉徴収前)
交通費は兵庫県の旅費規程に準じてお支払いします。
(いずれも研修会当日にお渡しいたします。)

連絡先

兵庫県議会事務局調査課 松崎

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL: [REDACTED] (直通)

FAX: 078-362-9031

E-mail: [REDACTED]

(添付様式7)

活動報告書

議員名

公明党・県民会議
議員団

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

活動名	会派研修会			
活動概要	<p>○実施日：令和3年7月16日(金)13:30～</p> <p>○場所：兵庫県庁3号館6階 第6委員会室</p> <p>○参加者：県会議員13名</p> <p>○テーマ：「神戸市における新型コロナウイルス感染症の自宅療養・入院待機者への訪問看護の経験から」</p> <p>○講師：医療法人社団慈恵会 北須磨訪問介護・リハビリセンター 所長 藤田 愛 氏</p> <p>○案分率：すべて、政務活動にかかるものである。</p>			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	講師謝金	50,000	7-19	
			50,000	
備考				

*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」等を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。

*「活動概要」欄には、例えば①活動実施年月日、②場所、③行程、④目的、⑤相手方、⑥参加者、⑦結果・成果⑧広報誌発行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

兵庫県議会公明党・県民会議議員団 研修会

令和3年7月16日(金)

13:30~15:00

兵庫県議会 第6委員会室

1 開 会

2 講 演

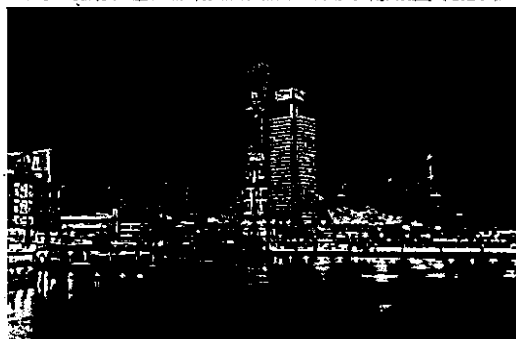
「神戸市における新型コロナウイルス感染症の自宅療養・入院待機者への
訪問看護の経験から」

講師 医療法人社団慈恵会 北須磨訪問看護・リハビリセンター
所長 藤田 愛(ふじた あい)氏

3 質疑応答、意見交換

4 閉 会

神戸市における新型コロナウイルス感染症の 自宅療養・入院待機者への訪問看護の経験から



藤田 葵
北須磨訪問看護・リハビリセンター
訪問看護師・慢性疾患看護専門看護師

本日の情報提供

- ・兵庫県(神戸市)の全件入院からの方針転換
- ・神戸市との自宅療養者への訪問看護の仕組み作り
- ・兵庫県の第4波「本当の病床逼迫」
- ・訪問看護実績
- ・療養者概要
- ・事例紹介 4人
- ・コロナ訪問に行くまで、その後の試行錯誤
- ・自宅療養・入院待機者への訪問看護
 - 「最高の15分の訪問看護」
 - 「感染しない」
- ・酸素器機の不足に対する工夫
- ・兵庫県(神戸市)の第四波の教訓、第五波への願い

略歴

<学歴>

高知県立総合医療専門学校卒業
 神戸市立看護大学前期博士課程修了 看護学学位
 日本看護協会 慢性疾患看護専門看護師資格取得
 兵庫県立大学大学院経営研究科(医療マネジメントコース)修了
 ヘルスケア・マネジメント専門職学位取得

<職歴・主な活動>

1991年 神戸市立中央市民病院勤務(急性期総合病院)
 1996年 兵庫県立西宮保健所保健指導課勤務(阪神淡路大震災被災者健康支援)
 2004年 北須磨訪問看護・リハビリセンター

兵庫県の全件入院方針への危機感を強めた現場感覚

- ・1/1 コロナ初訪問 知人から両親が陽性 搬送先がなく救急車が来ない
日ごとに悪化 パニックになった家族から何度も連絡 PPEまどい訪問
「これは序章だ、近く、神戸市内には入院できない人があふれる」
- ・全件入院だったため、在宅医療に携わる診療所も訪問看護師の大半が
コロナの自宅療養のトレーニングができていない
→どのような医療・看護を提供するのか分からない
→感染管理、PPEも不慣れ



自宅療養に向けての準備が必要
 兵庫県と神戸市の関係部署に呼びかける

自宅療養容認へ方針転換 神戸市1月21日 兵庫県4月10日

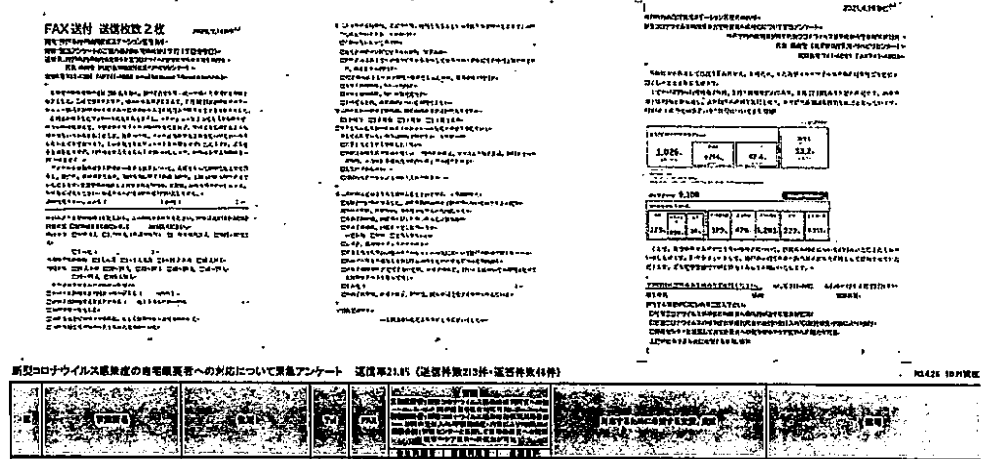
兵庫県は自宅にいると容体急変や家庭内感染に対応できないことを理由に自宅療養を認めず、全件入院、宿泊療養所入所の方針

コロナ病床ほぼ満床
入院待機

神戸市 1月20日 616人
兵庫県 4月9日1201人→17日2710人 倍増

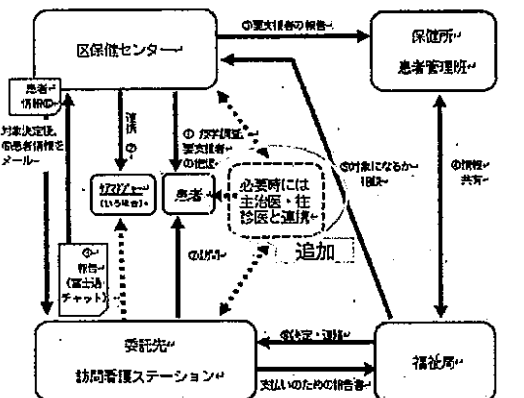
「このまま感染者が増え続ければ、重症者が入院できない恐れが出てくる」自宅療養容認への方針転換となった。
しかし、医療介護職能団体との交渉、整備は間に合わなかった。

神戸市内訪問看護ステーション(218か所)へのコロナ訪問可能な範囲についての簡易アンケート調査 神戸市に提出



神戸市 自宅療養者への訪問看護システムの考案と開始

新型コロナウイルス感染症高齢自宅療養者訪問業務フロー



令和3年2月8日締結の 4月28日補正(主地産追加) 訪問医師の確保はこの時まで変わらず

訪問看護までの流れ

- 従来の訪問看護の流れではなく保健所・福祉局が対象者を判断し、区保健師との連携による訪問看護
- 前日21:00頃までに訪問看護依頼福祉局が受け入れ確認保健センターから口頭、連絡票で依頼翌日訪問(至急は当日も)
- 訪問後、保健センターに口頭と文書で報告、対応相談

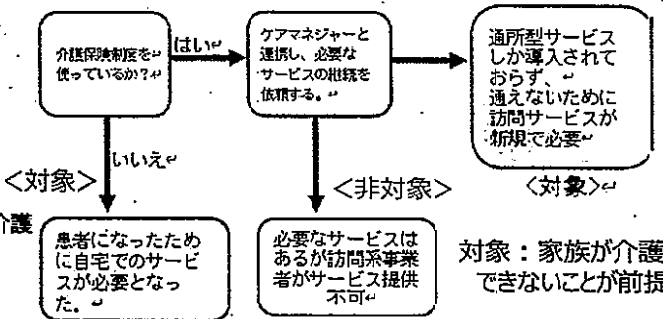
*後に主治医からの指示書による訪問看護医療保険(特別指示書)公費負担追加

神戸市 新型コロナウイルス感染症高齢自宅療養者訪問業務対象者フォロー

目的：保健所機能の回復・要介護所の支援

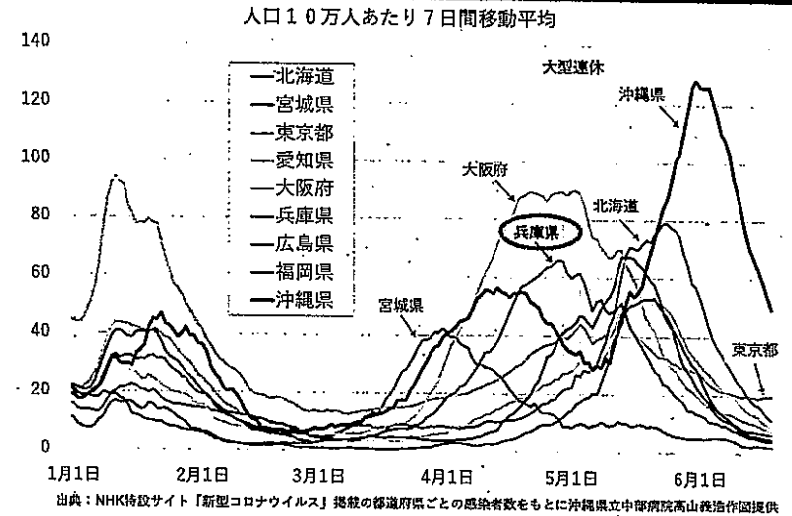
内容

- 自宅療養援助業務=生活支援・介護
 - ①食事(栄養)の管理・援助。
 - ②排泄の管理・援助
 - ③清潔の管理・援助
 - ④服薬の援助
 - ⑤調理・洗濯・掃除・ゴミ出しなど在宅生活に必要な援助。
 - ⑥患者の症状等の観察=健康観察など医師が必要と認めた看護
 - その他の必要な援助業務
 - ①保健所(各区保健センターを含む)との必要な連絡。
 - ②援助に必要な調整業務を実施する訪問対象者の担当ケアマネ、または、担当相談支援員との必要な連絡。
 - ③(1)(2)に定めるもののほか、訪問対象者の自宅療養のために必要な援助。
- * 身体障害者で生活支援が必要な場合を含む
4月～自宅待機中の中等症・重症化へとフェーズが移行 病状観察・判断・初期治療「命を守る」

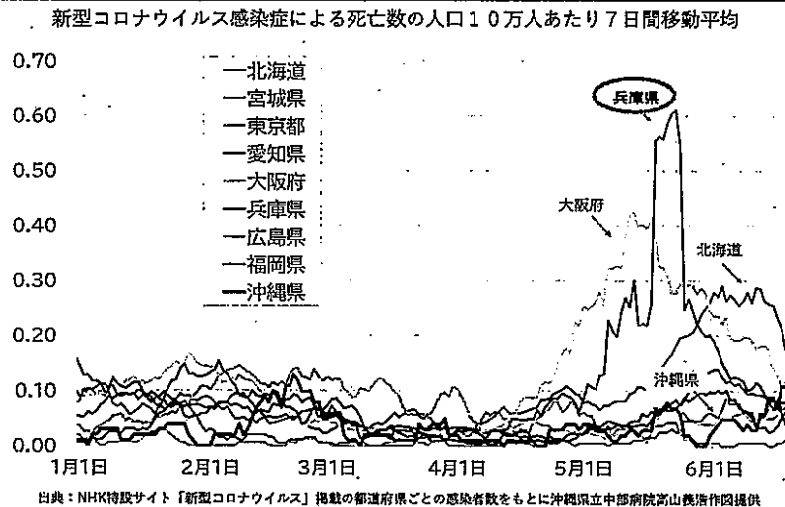


兵庫県の新型コロナウイルス感染症の状況 「本当の病床逼迫」

主要都道府県における陽性者数の推移

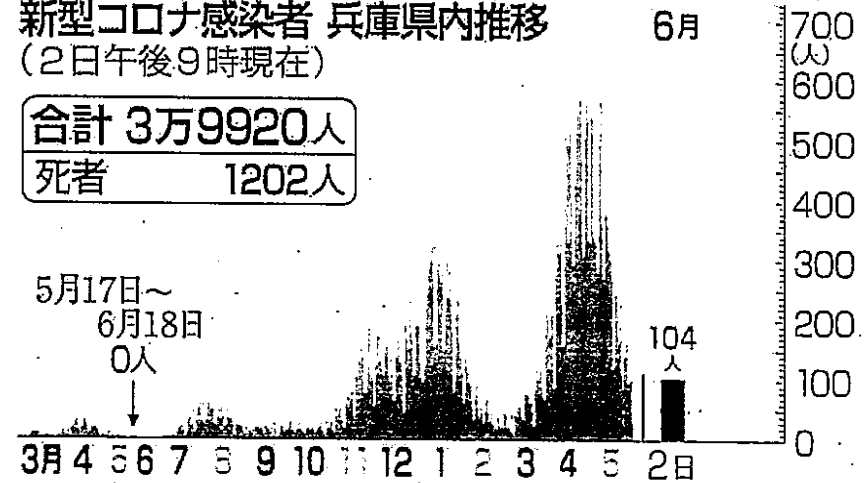


主要都道府県における死亡者数の推移

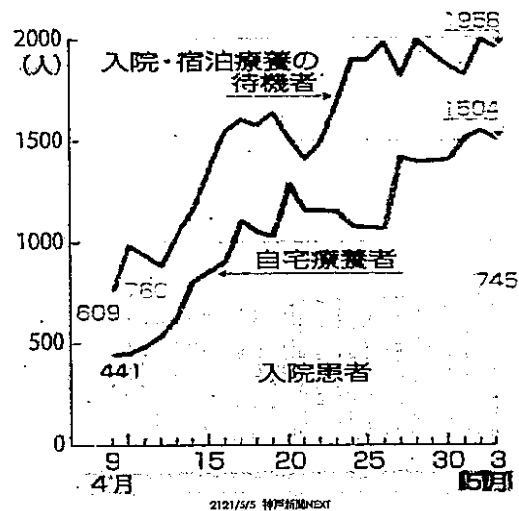


新型コロナ感染者 兵庫県内推移 (2日午後9時現在)

合計 3万9920人
死者 1202人



兵庫県 入院・宿泊療養待機者推移



<用語の定義>
 自宅療養の対象者
 ①無症状または軽症で経皮的動脈血酸素飽和度(SpO2)が96%以上の方
 の独居または同居者がいても個室隔離や消毒などの感染対策が取れる方
 宿泊療養施設入所対象者
 新型コロナウイルスの陽性判定を受けた軽症又は無症状の患者を対象とし、
 ①入院後に医師が引き継ぎ入院が必要でないと判断した方
 ②入院調整に時間がかかる場合の入院前の滞在施設として入院する方

「医療の受けられない魔の4月の3週間」

入院が必要な方が目詰まりがし始めたのが3月下旬
 4月に入り「入院待機中」の間に軽症→中等症→重症化 坂道転がる勢い

<要因>

- ・感染者増加によるコロナ病床のひっ迫
 →入院治療が必要な方に対する病床数の不足(268床)入院待機者1800人
- ・在宅医療の整備(訪問医師、初期介入の確立)の遅れ
- ・保健所に業務が集中し対応能力を超える負荷がかかり入院できない方の迅速な観察、把握が十分にできない

これらが重なり生み出したこと

医療が受けられないままの入院待機中の悪化、死亡
 看護師になって30年で経験してきた死とは別物であまりにもむごく、尊厳さえも守れない苦しみや死
 それぞれの主治医に相談して回る「診れない」「入院させて下さい」「何かあったらどうするんですか」

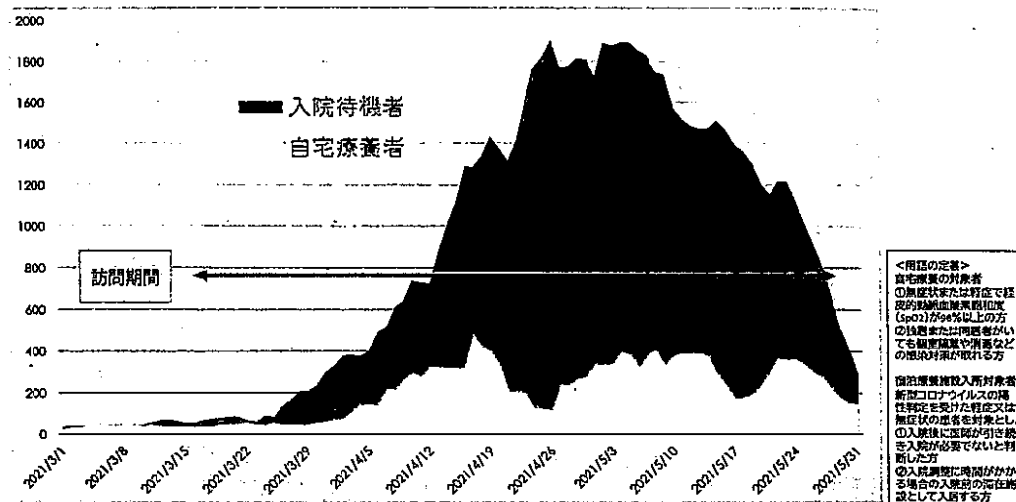
4月23日 医師会、有志医師グループ、市民病院群、神戸赤十字病院等 往診、医療介入開始
 訪問看護も初めは一人、徐々に増え、神戸市との委託契約をした訪問看護事業所は10カ所以上になった

訪問実績

3月17日~5月27日 51名 訪問回数310回
 (主要4社合計は 180名 1,199回訪問 他5社未集計)

訪問対象者:保健師(主治医)が電話では観察が不十分または不可欠な医療介入やケアが必要と判断した療養者

神戸市 入院待機者数・自宅療養者数推移

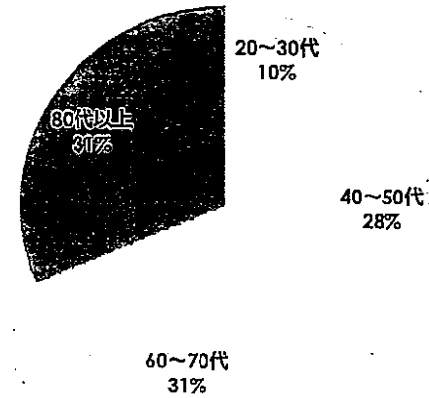


<用語の定義>
 自宅療養の対象者
 ①無症状または軽症で経皮的動脈血酸素飽和度(SpO2)が96%以上の方
 の独居または同居者がいても個室隔離や消毒などの感染対策が取れる方
 宿泊療養施設入所対象者
 新型コロナウイルスの陽性判定を受けた軽症又は無症状の患者を対象とし、
 ①入院後に医師が引き継ぎ入院が必要でないと判断した方
 ②入院調整に時間がかかる場合の入院前の滞在施設として入院する方

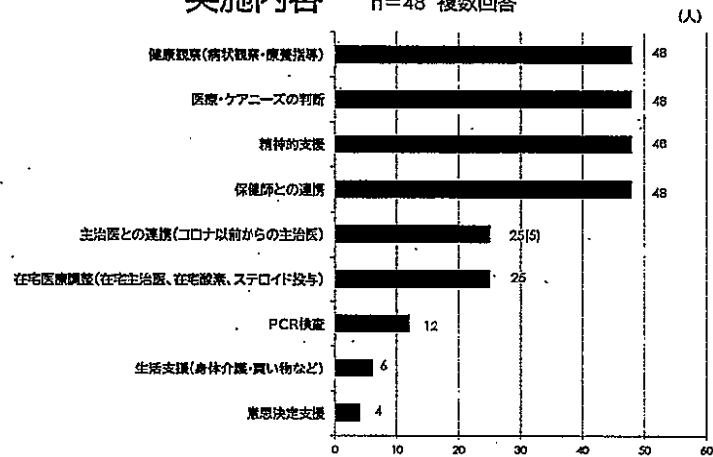
呼吸不全の程度と症状、治療の概要 n=51

呼吸不全	人数	その他症状	往診区あり ()内かかりつ け医	主な医療処置	転帰
なし	15		1		軽快15
SpO2 96%以下	1	頸髄骨折、脱水1	1	点滴1	入院1
93%以下	14	発熱5 脱水1	9(3)	ステロイド1 +糖素 4 +点滴 1 抗生剤内服 1	軽快13 入院1
90%以下	19	発熱・脱水 4	12(2)	ステロイド・糖素 9 +点滴 4	軽快9 入院7 死亡3
80%以下	2	脱水1	2	ステロイド・糖素1 +点滴1	入院1 死亡1
合計/人	51	12	25(5)	23	軽快37 入院10 死亡4

療養者年齢 n=51

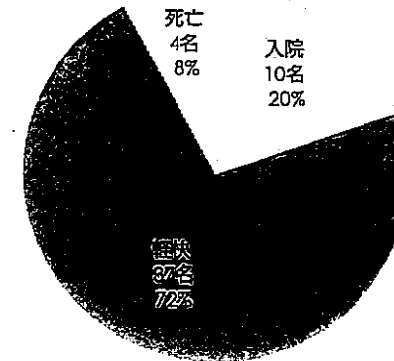


実施内容 n=48 複数回答



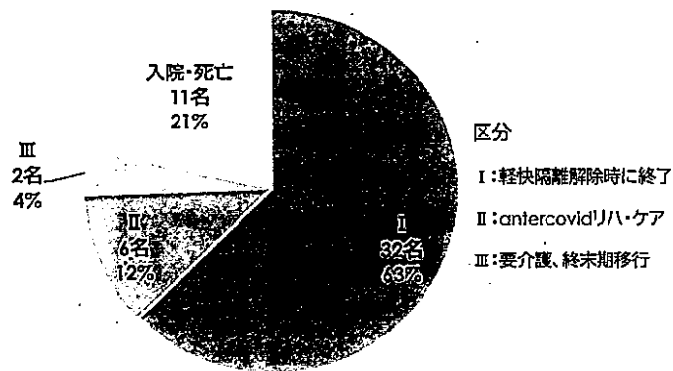
※訪問時すでに死亡、依頼後救急搬送等 3名は除外

転帰 n=51

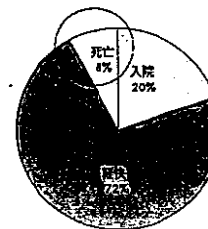


死亡年齢 4名
30代、40代、待機中に悪化 搬送先で死亡
80代、90歳代 待機中に悪化、自宅で死亡

自宅療養終了後(隔離解除後) 経過分類 n=51



入院待機中の悪化、死亡 事例紹介2名



絶対に繰り返されてはならない。治療が受けられないまま家で死ぬ



「このままでは息子は死にます。お願いします。息子を病院の廊下の片隅でいいからなんとか入院させて…」



35歳 持病あり(糖尿病、慢性心不全、高血圧) 感染予防はかなり気を付けていた
 4月14日下痢、咳 診療所がかりつけ医受診
 18日38度発熱 かかりつけ医からA病院紹介 PCR陽性「自宅療養」
 20日40度まで発熱、酸素飽和度93% 21日B病院受診 肺炎併発 解熱剤処方「自宅療養の継続(入院待機)」
 22日深夜呼吸苦、肩呼吸、酸素飽和度88% 40台の発熱続く、母が見かねて救急車を要請「不搬送」
 日中、水分摂取も不可、意識消失あり 限界 保健センターよりかかりつけ医に往診、訪問看護依頼
 在宅酸素導入7! 21:00初回訪問 酸素飽和度96% 呼吸数50回/分「苦しい」
 『すでに回復できないかもしれない重症、あまりに遅すぎた医療介入』
 ステロイド入り点滴 束の間でも本人と家族に希望をもたせる行動、言葉を探した
 死に至る状態と判断、保健センターに「今夜死ぬかも」報告 やっと救急搬送 翌日御礼の電話、弾む声
 入院から6日に母に電話「今日亡くなりました」 発症から16日目

「なぜ医師も看護師も来ない、酸素も薬も届かないんですか？」
 重症者があふれハイリスク中等症への判断・対応が遅れる

<訪問までの経過>
 80代女性 要支援2 糖尿病、慢性心不全、他同居の息子が陽性となり、入院
 4月16日咳、全身倦怠感 発症 PCR陽性
 4月17日酸素飽和度89-90%呼吸苦あり息子が使用していた酸素を使用
 4月18日酸素飽和度92%(roomair)
 4月20日保健センターより訪問看護依頼
 4月21日初回訪問



何となくいやな予感、やばくない？本当に落ち着いてるのか？
 「今日、急ぎで訪問しなくていいですか」
 「お元気で安定しているので明日でいいです」
 思い過ごしか、... 依頼翌日に初回訪問 待っても開かぬドア すでに死亡

会えないまま、第一発見者となる。
 かかりつけ医は定期薬の処方と郵送、せめて死亡診断だけでもお願いできないか。連絡つかず、警察官の検死に立ち会い

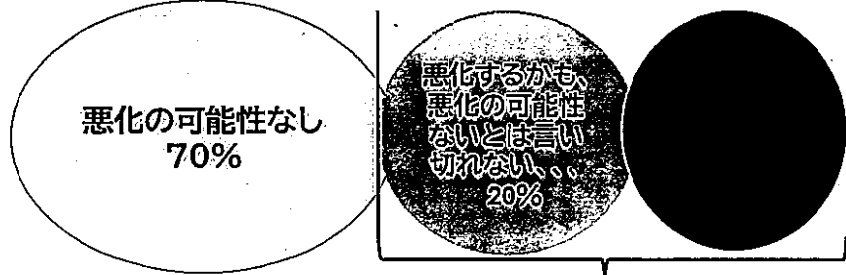
なぜもっと早く訪問しなかったのか後悔
 発症から5日目の訪問。ハイリスク者にどうすればもっと早く訪問ができ、医療介入が可能になるのか？
 保健所に相談「問題状況は把握しているが解決は難しい」保健所も感染者対応の業務量が限界を越えていた

ご遺族から「自宅待機だなんて見殺し。朝夕電話してきて、自分も調子悪く息苦しく電話のところで行くのが精いっぱい。母の状態を観察などできない状態だった。
 なぜ医師も看護師も来ず、酸素も薬も届けられなかったんですか。できることがあったんじゃないですか」

おっしゃる通りです、本当に残念です。他には何も答えられなかった

電話での状態観察の難しさ

感染者の状態についての(感覚的)割合



黄色、赤ゾーン絶対に入院治療が必要
電話で正確に起きていることを伝えられない
低酸素 悪いことを知らせたくない 様々な心情とコミュニケーション
青ゾーン以外は入院までの期間に待ちがあるなら、迅速に訪問して直接観察して見極める
初期治療介入し、在宅医療でつなぐ

かかりつけ医診れず、病院満床で受け入れられず 何とか在宅医療で回復

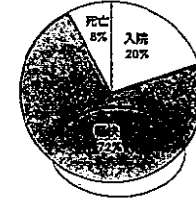
40代男性 妻と3人の子供2,4,6歳の5人暮らし
<看護記録より抜粋>

- 4月13日 38.5度 かかりつけ診療所に相談したところ、A病院紹介受診 肺炎の診断(コロナ肺炎の典型画像ではない)、抗生剤処方
- 4月18日 発熱持続、下痢(飲食したもので出る) A病院受診 PCR陽性 空床なし受け入れできず、かかりつけ診療所はコロナ診療はできません、自宅療養
- 4月19日 嘔吐、食事・飲水不可 酸素飽和度96%
- 4月21日 妻がぐったりして布団から出ることができなくなり、死ぬのではと思い、救急搬送要請 酸素飽和度96%不満足
- 4月21日 保健センターより訪問看護依頼、早急な医療介入が必要と考えB医師の診療を提案 初回往診 体温38.9度
- 4月22日 初回訪問 ぐったりして起きられない状態続く(体温37.4℃(23時間毎にカロナール400mg服用) 酸素飽和度93% 会話時91% B医師「90%以下でないと酸素導入不可」
下痢8回、飲食全くできず、嘔吐 採血→炎症反応、膨水 点滴ロゼフェイン1g100ml×5日間、1000ml点滴開始(本人・妻管理可能 4~5時間かけて)
デカドロン6mg×10日間 「入院治療が必要、在宅対応ではさらに悪化するのではないか」看護師が不安を抱く
- 4月23日 下痢9回(体内にとどまってきた感) トイレ歩行、会話すらすら!
- 4月24日 酸素飽和度82~90% 入院希望、また看護 在宅酸素導入3L→酸素飽和度97% 妻の心身の疲労顕著 荷役が口痛
下痢持続、嘔吐なし、食欲が出てきて食事通常の半分、水分1800ml/日摂取 命の危機は脱した感、よかった!
本人、妻「なぜ死ぬかも知れない状態なのに診療所かかりつけ医は診てくれず、病院受診しても入院させてもらえないのですか。心は落ちないのですか?」「ならばなぜB先生、看護所さんは訪問するの?」無邪気な幼い子供たちが部屋に入ってきて両親に抱きつく
- 4月26日 下痢なし、36度台平熱続く ランチプレートに盛り付けられた食事を以前と同じ量完食
- 4月28日 酸素飽和度ルームエア93% O₂ 95~97% もう少し落ちたくまで訪問看護の継続をしいが隔離解除後3日負担が大きい、病院につながる苦渋決断
- 4月29日 医療解除、日診療所受診、胸部レントゲン撮影
- 5月初旬 A病院受診 肺炎治療しており酸素飽和、仕事復帰 後日、日ごとに回復し本人も次第に元気になっていると報告

回復の兆しを感じるまで入院病床がないことに看護師自身も恐怖を感じながらの訪問であった
在宅治療が間に合い、回復して本当によかった

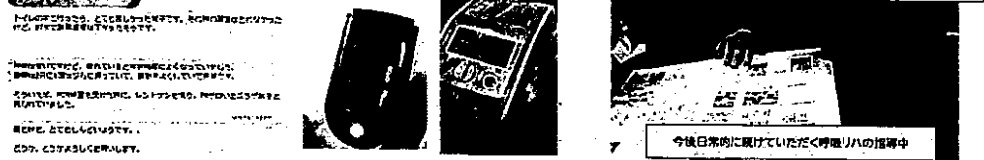


在宅医療の介入で好転、軽快 事例紹介2名



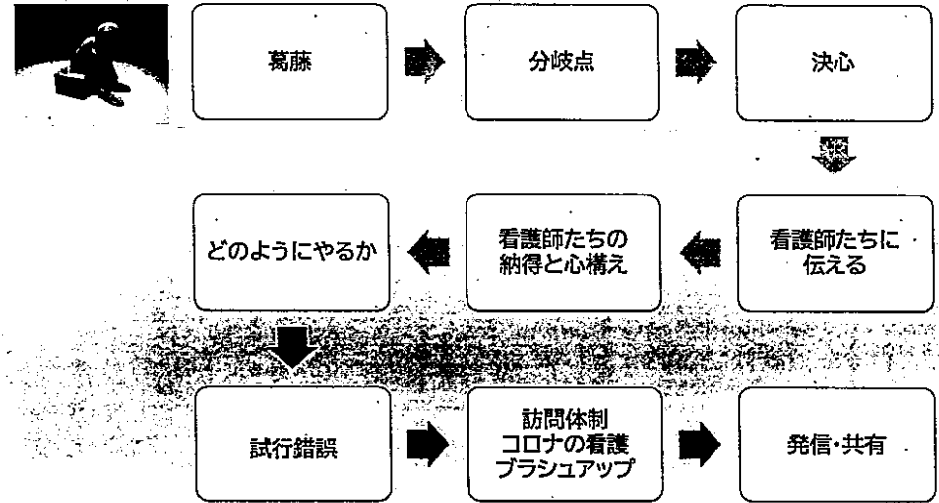
徐々に酸素飽和度が下がる怖さ、隔離解除後のリハビリ継続で回復へ

60代女性
4月中旬 神戸市内に住む娘が体調を壊し、他県から看護のために来神
4月21日37.6度 4月22日ぐったりしA病院受診PCR陽性、肺炎と診断される。解熱剤を毎日服用して36度台で推移、以降on-line診療を受けデカドロン8mg10日間処方される。
しかし、呼吸苦が日ごとに悪化し、安静時90% 体動で88%となり布団に入って臥床する生活が続く。A病院では酸素導入はできず、悪化に本人も娘も不安を募らせる。他県に住む姉妹が藤田の活動を知り、直接連絡。区の保健センター→福祉局に相談してもらったが、神戸市の訪問看護のスキームの対象外、軽症ということで訪問許可下りず。対象ではないが訪問看護のニーズがあるので何とか訪問を許可してほしいと直談判し、例外的にとして許可を得る。
4月30日翌日訪問。同日、B診療所医師に相談し、初回方針と酸素導入、3Lで95~97%徐々に呼吸苦が収まり、活動できるようになる。
母娘共に恐怖感が緩和され、本来の明るさを取り戻し多くを語る。食欲旺盛となり、通常通りまで回復する。看護師訪問に合わせ、美家の夫、他府県の長女がグループラインでつながっており、それぞれが離れた状況の中で女性のことをとても心配していたこと、回復に涙ぐまれている。
5月6日隔離解除 体動時酸素飽和度90%息苦しであり、2週間継続して看護師と理学療法士が訪問し呼吸リハや近頃までの歩行、自主トレーニングの指導をする。日ごとに回復され、5月18日酸素離脱 歩行後93% すぐに97%まで回復する。実家へ帰宅



コロナの訪問看護を決めるまで、そして試行錯誤の道のり

コロナ訪問を決めるまでとその後の試行錯誤の道のり



葛藤



分岐点、決心

自分の家族、職員、利用者を大事にすることとは何か？
人として訪問看護師として大事にしたいことは何か？

だからコロナをみない選択

だからコロナをみるという選択

まず浮かんだのは利用者、そして自分の家族、大切な人
その人たちがコロナに感染し、入院できず、苦しむ情景

「孤独にさせる」「何もしないこと」はしない

コロナでもコロナでなくても必要とされる訪問看護を届ける 決心が固まる
何があれば可能になるのだろうと思考がシフトしていった

私の大切にしたいものを伝える 看護師たちの納得と心構えの形成

コロナ行きますか？行きませんか？の2択の議論にはしない 問いかけ、引き出し、語り合う 過程

・ 一月一日の経験を語り、もしかしたら同じ状況が神戸市内、利用者にも起こるかも知れない「どうしよう」

・ 私が何を大切にしたいか思いや信念を伝える

・ 訪問すると考えると浮かぶことは何？「コロナの方の訪問はしたい、でも(、、、)」

・ (、、、)は何か？大小の不安や疑問を話し合い、妨げとなることの解決策を見出す

・ 担当の利用者感染、入院待機となれば訪問することになると前置きをした上で、「まずは私が予習してきてもいい？」

看護師たちの不安を強めず少しずつ関与させる工夫

・ 資料、動画抜粋配布「いいの見つけたよ」

・ N95マスク配布「いざという時のために練習だけはしておいてね」

・ 自分の得意と不得意を見極めて、ないものは外部に支援を求めて安全性を高める

感染症看護専門看護師(感染管理認定看護師)自宅という場のPPE、精神看護専門看護師にメンタルヘルスのサポートを依頼

・ PPEを使用する頃に袋詰め(自然にPPE手順を覚える)

・ コロナ訪問＝コロナ感染の誤解、思い込み払拭 毎日家に帰る、無事の姿を見せ続ける

・ 全員行くという体裁でさりげなく選抜

・ コロナ訪問の対応とそこにいる「人」のエピソードを共有



どのようにやるか、試行錯誤

- ・ まずは所長が一人で業務、訪問フロー、看護ニーズ、感染予防の方法の確認をする
- ・ 管理業務の分担(副所長、主任、スタッフ、事務全員ができることをする)お願い
- ・ 依頼を受けてからの手順について社内フローを作成
- ・ 予想以上の訪問件数となり休み確保のため週1日ずつ2名を追加 経験年数5年目以上
- ・ コロナの訪問看護は専任より兼任 通常訪問との違い「孤立、孤独」化しやすい 複数名
- ・ 最大のメンタルケアは安心して語る、相談できる。同じ経験をしていないと理解できないことがある
- ・ 通常の訪問の倍の疲労 訪問件数やフローの調整は週に一回、随時評価、修正を繰り返す
- ・ 訪問時のPPEの見直し、濃厚にし過ぎて、やりにくさ、雑になりやすい部分がないか

<批判、風評被害への対応方法取り決め>

コロナ訪問を利用者に伝えるか、伝えないか

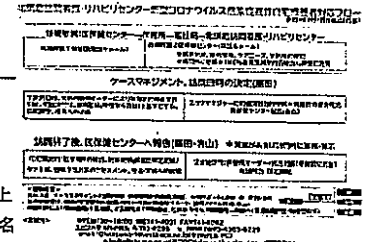
隠す、嘘をつくことはしない でもわざわざ不安を与えることはしない 選抜して必要な方に伝える 理解が得られなければ仕方ない 堂々と

利用者200名のうち2名から苦情、抗議「コロナ訪問行くなんで信じ難い、ならばうちには来ないでほしい」

医療従事者であってもそばに寄らないでの冷やかな目線

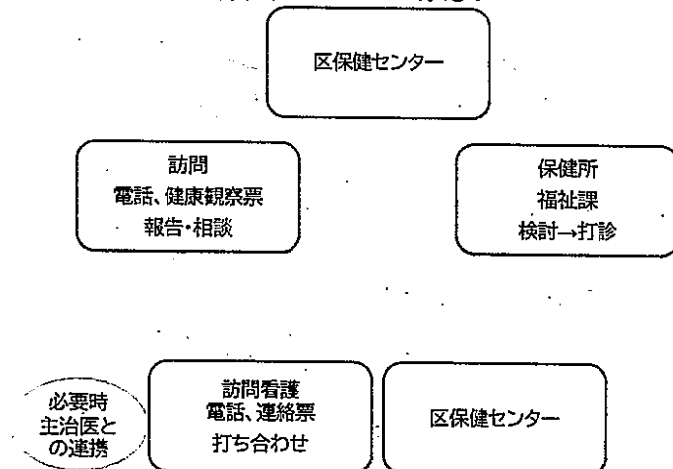
私のしていることは正しいのか 揺らくことたびたび

ーコロナでもコロナでなくても訪問看護を必要とする人への命と生活を守りたい。次第に職員たちの意思となるー



第四波の経験から学んだ 自宅療養、入院待機者への訪問看護

依頼から訪問看護までの流れ



連絡票と健康観察・報告シート(保健師・主治医・報告書兼用)

項目	氏名	性別	年齢	住所	連絡先	主治医	保健師	訪問回数	経過
患者情報									
訪問日時									
観察項目									
体温									
血圧									
酸素飽和度									
呼吸回数									
意識									
食事									
排泄									
その他									

新型コロナウイルス感染症 自宅療養者訪問看護 連絡票兼報告書

患者氏名: _____ 性別: _____ 年齢: _____

住所: _____

連絡先: _____

主治医: _____ 保健師: _____

訪問日時: _____

観察項目

体温: _____ 血圧: _____ 酸素飽和度: _____

呼吸回数: _____ 意識: _____

食事: _____ 排泄: _____

その他: _____

自宅療養、入院待機者の訪問看護

1. 病状悪化の早期発見、対応 適切な治療につなぐ
2. 生命に直結する身体介護、生活ニーズの支援
3. 孤独にさせない、孤立させない

毎日訪問 滞在15~30分 訪問して安定していれば電話での状態観察を組み合わせる

◎医療・ケアニーズを迅速に判断し実施

・健康観察(悪化兆候の観察、医師・初期治療の必要性の判断、治療開始後の経過)

服薬確認・介助、酸素器機導入調整、酸素吸入量の調整、脱水時点滴1000~1500ml(付き添い必要な点滴は200mlまで)、採血(細菌性感染症の併発 抗生剤内服もしくは点滴)

・身体介護、生活支援(急を要する最低限)

・保健師・主治医・酸素業者・薬局との連携

・介護支援専門員、地域包括支援センターとの連携により、自宅療養終了後、要介護者に速やかに必要なサービスが受けられるよう連絡・調整

訪問看護の観察と
アセスメントの基本
はいつもと同じ



通常とは違う身体面の観察・判断・準備・対応

観察・判断のポイント

『呼吸不全と脱水』

<訪問前のお願い>

酸素飽和度(安静時・動いた後1分間)

体温、血圧(血圧計のある方)

2点換気、マスク着用(本人・家族)

<訪問後>

まず入った時の全体の雰囲気

呼吸回数 普通、早い、かなり早い

酸素飽和度(安静時・運動後)

息苦しさ

元気ある・ない ぐったり 顔つき 声量

下痢

飲食摂取量

は小前の1, 2, 3, 5, 8, 10割

一日ペットボトル1本500mlは飲めてる?

コップ一杯?まったく飲めない?

排便回数・量 極端に減ってるか

飲食、清潔 すぐしないと状態悪化するものは

おおざっぱに、でも掴む
訪問看護師の得意技

数値と感触 ん?何か変?やばい

下向き、上向き、いい感じ、いける(ばい)

どこあたり?
(ばい)

<主治医との事前指示・準備>

訪問中の電話、滞在時間の延長、複数回訪問できるだけ避ける

携帯電話の持ち込み 感染経路

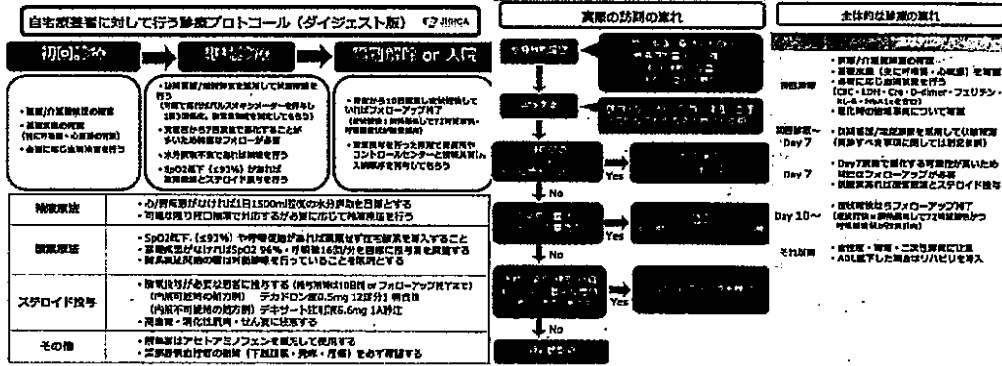
*万が一に備え清潔ゾーンにスマホを置いておく

想定される状態に対する事前指示・準備

- ・採血
- ・脱水、細菌感染併発時の点滴
- ・実施方法、量、速度
- ・酸素機器手配の手順
- ・酸素流量 目標酸素飽和度、1~3リットルまでは看護師、本人、家族判断
- ・ステロイド投与のタイミングと手元に届けて服用までのフロー
- ・緊急時対応の役割分担、入院至急の状態の際の誰がどこに 等

通常時とは違う認識が必要

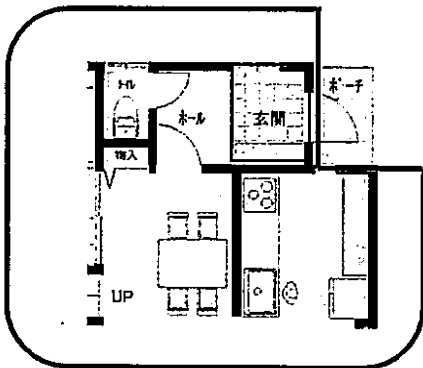
新型コロナウイルス感染症の自宅で行える医療提供の確立



一般社団法人 日本在宅ケアアライアンス「新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する医療提供プロトコール (第2版) (2021.5.25)」

担当医だけでは担えない。訪問看護師との連携が不可欠

『感染しない』 家の中はレッドゾーンという前提に立つ 自宅という場の特徴を考慮した工夫



<自宅訪問の感染予防のポイント>

- ✓ 玄関の外でPPE着脱が望ましいが、できない場合は玄関付近にグリーンゾーン (汚染されないものを置く場所) を作る
- ✓ 複雑、過剰にするとむしろ肝心なところにミスが起きる
- ✓ どのスタッフでもできる方法
- ✓ 状況で判断することを増やさない
- ✓ 自宅に持ち込まない、持ち出さない
- ✓ 手が汚染?と思ったら手指消毒でリセットOK
- ✓ 最初の一回目は経験者と同行 これが一番効く
- ✓ 慣れるまで (できれば) 二人訪問調整
- ✓ コロナ訪問を経験するよりする前が怖い
- ✓ 帰社、帰宅したら全着替え

『最高の15分の訪問看護』

熱意、使命感、療養者・家族への優しさだけではだめ
誰も入れない、外にも出られない自宅での暮らし。療養者、想定外の環境や状況がある

日頃の訪問看護は全体を見て充足するという思考 足し算の看護×
全体を見て最も優先することを見極め、最低限でも最高の15分の引き算の看護◎

自分が感染しないことが一番大切なこと。無理なくいい
深掘しない、深追いしない、欲張らない

療養者・家族にもできる協力は全てしてもらう
担い過ぎず、一緒に乗り越えましょうの立ち位置



■ 事前訪問の意義がイデ-自宅という場所での感染を防ぐこと

2021年5月21日
訪問看護師 山田 幸
訪問看護師 山田 幸
訪問看護師 山田 幸

1. 事前訪問

必要事項
① マスク、サージカルマスク、フェイスシールド、キャップ、ガウン、手袋 (必要に応じて足袋)、手袋、手洗剤 (アルコール入り) の準備 (1枚は玄関付近に用意)、レジ袋と紙 (拭き拭き用紙、1枚は玄関付近に用意)

【玄関に入る前にやること】

1. 必要事項を確認し、玄関付近にグリーンゾーン (汚染されないものを置く場所) を作る
2. 玄関付近にグリーンゾーン (汚染されないものを置く場所) を作る
3. 玄関付近にグリーンゾーン (汚染されないものを置く場所) を作る

訪問看護師は玄関付近にグリーンゾーン (汚染されないものを置く場所) を作る

【玄関に入った後】

1. 玄関付近にグリーンゾーン (汚染されないものを置く場所) を作る
2. 玄関付近にグリーンゾーン (汚染されないものを置く場所) を作る
3. 玄関付近にグリーンゾーン (汚染されないものを置く場所) を作る

訪問看護師は玄関付近にグリーンゾーン (汚染されないものを置く場所) を作る

2. 事前訪問

必要事項
① マスク、サージカルマスク、フェイスシールド、キャップ、ガウン、手袋 (必要に応じて足袋)、手袋、手洗剤 (アルコール入り) の準備 (1枚は玄関付近に用意)、レジ袋と紙 (拭き拭き用紙、1枚は玄関付近に用意)

【玄関に入る前にやること】

1. 必要事項を確認し、玄関付近にグリーンゾーン (汚染されないものを置く場所) を作る
2. 玄関付近にグリーンゾーン (汚染されないものを置く場所) を作る
3. 玄関付近にグリーンゾーン (汚染されないものを置く場所) を作る

訪問看護師は玄関付近にグリーンゾーン (汚染されないものを置く場所) を作る

【玄関に入った後】

1. 玄関付近にグリーンゾーン (汚染されないものを置く場所) を作る
2. 玄関付近にグリーンゾーン (汚染されないものを置く場所) を作る
3. 玄関付近にグリーンゾーン (汚染されないものを置く場所) を作る



感染看護専門看護師 (感染看護認定看護師) 精神看護専門看護師 自宅訪問同行 一緒に自宅療養下で検診手順書作成

感染症専門医と自宅でのPPE・在宅医療のポイントについてYouTube動画を作成

高山医師：沖縄県中部病院感染症内科・地域ケア科

その1 コロナ患者の自宅訪問前に準備する物品
<https://youtu.be/H4wiDekeayo>

その2 訪問前に電話で家族にお願いすること

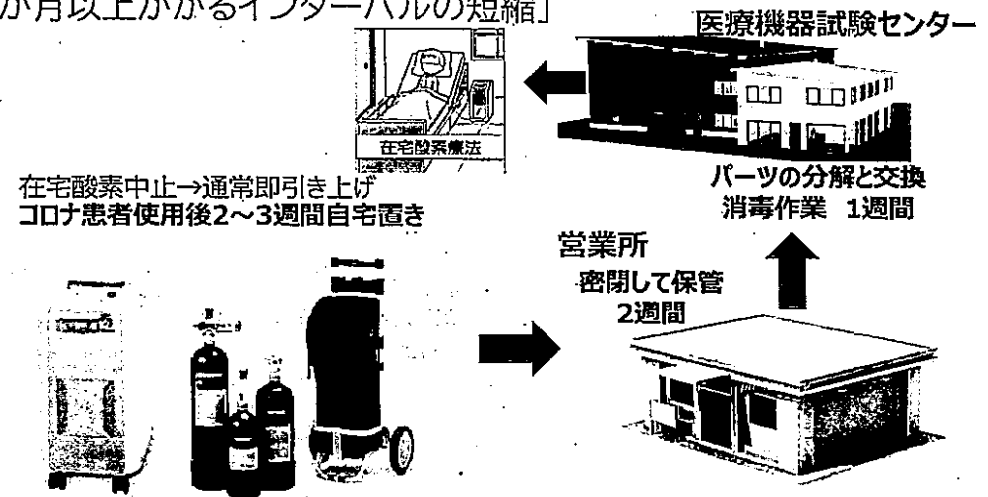
玄関先でのPPEの着用 <https://youtu.be/usHm-B2p-Q>

その3 玄関に入ってから安全に物品を管理する方法、患者さんの診察やケアにおける感染管理 <https://youtu.be/UHiwTDp2HB8>

その4 ご自宅を退出するときの注意点を再確認します。そして、限られた時間で最高のケアを実践すること https://youtu.be/mG_Z1bl6BRo

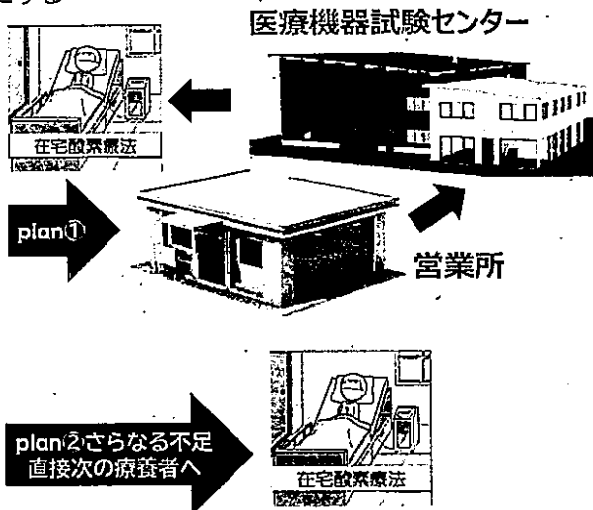


在宅酸素濃縮器(5ℓタイプ)が足らなくなるかも?できることを探す「一か月以上かかるインターバルの短縮」



使用后2~3週間自宅置き「なし」にする

- ①機器アルコール消毒
 - ②廃棄物処理
 - ③ビニール袋での密閉
- 訪問看護師が行うと即引き上げ可能



在宅酸素設置と使用開始

酸素業者担当者 レッドゾーンには入れず玄関前置き

対応パターン①

本人・家族が中に取り込み

業者が電話で使用方法説明、使用開始→訪問看護師もしくは主治医に報告

対応パターン②

業者と訪問看護師が納入時間を打ち合わせをして

訪問看護師が玄関から室内に取り込み設置、使用開始→主治医に報告

SNS、メディアを通じて何が起きているか現場からの発信『SOS』 実態や経験、知恵を全国に伝え、役立ててもらおう「悲劇が繰り返されない」 顔と名前だして取材に応じることに込めた思い



熊田 優
4月23日・Q

千分の1のコロナの訪問看護
 世界中の感染症患者はこんな
 ばかばか散らばってゆく。一日四
 五つの訪問看護が重なる。短
 時間で入居までの話、訪問し
 ないですか？もその保障が
 ないとは思えなかった。行き
 のときだと分かっている。
 資料をばらばら見ていく。お
 が？どこに向かうのかと分か
 らない。Aさんがわいてくる。
 到着が21:00になった。着の
 袖にきてごめんね。病院の車
 とお母さんに手を合わせてい
 きまわっている。現金がで
 けず、よし入った。スマホい
 ました。来てくれただけでも
 ます。
 こんなこと知っていたのか。どう
 今ここに集まっている私でさえ、
 いるくらいなのに。
 呼吸器4回、薬を吸入7回。30
 大院内で前後だけ快復して帰
 びい。これはこのままじゃや
 びい。



熊田 優
5月2日・Q

1000分の1のコロナの訪問看護
 毎日、こんなことがあるなんて
 かりばかりになる。短めを同
 前の設備でまるで神様が受
 たらしいが、皆さんのところ
 みさながらの暮らしが変わっ
 コロナは肺炎が見えないことが
 に黄色い。
 3月から150回は訪問した
 りるキャラだったのかと思う。
 を持っている。がんごう
 スクを高くはすしての暮らし
 系、これまで言われてきた
 ていけばガードは固くなる。
 悪化の前に酸素吸入とデ
 た。6回【効く】。
 今こうなっているのか。どう
 今ここに集まっている私でさえ、
 いるくらいなのに。
 呼吸器4回、薬を吸入7回。30
 大院内で前後だけ快復して帰
 びい。これはこのままじゃや
 びい。



熊田 優
5月8日・Q

1000分の1のコロナの訪問看護
 ずっと重傷してるけど出ない
 分かってきた。見てます
 真つ理で呼吸器に反応なし
 耳をすませておけ一つして
 あかん。またか
 階下に降りる階段に足さ
 何中に聞こえる「お母さん」
 電話つながらんから心
 呼吸器50回酸素吸入85
 たまりかた本人が急激
 送らな。送らな。送らな。
 悪化の前に酸素吸入とデ
 た。6回【効く】。
 今こうなっているのか。どう
 今ここに集まっている私でさえ、
 いるくらいなのに。
 呼吸器4回、薬を吸入7回。30
 大院内で前後だけ快復して帰
 びい。これはこのままじゃや
 びい。



熊田 優
『30代男性の死』「座に倒れていた70代男性」訪問
 熊田が死した神戸の自宅を撮影 | SNS 関西のニュース



熊田 優
『30代男性の死』「座に倒れていた70代男性」訪問
 熊田が死した神戸の自宅を撮影 | SNS 関西のニュース

訪問看護師から見た兵庫県(神戸市)の第四波の教訓

入院できず自宅で待機する療養者への対応間に合わず

- ▶ 兵庫県は全件入院方針が崩れること、過去にない感染者数の増加への準備ができていなかった。神戸市は1月12日、兵庫県は4月10日自宅療養を容認の方針に変換した。入院治療の受けられない療養者に対する在宅医療(訪問医師、初期治療開始)は二重発生から約一か月後の4月23日に始まった。この間、入院待機中に悪化、死亡したケースが相当数あった。
- ▶ 中等症の入院先では独歩の症状が安定した患者も多く、後半になり入院治療が必要な中等症～重度の方が入院できなくなった
- ▶ 県の医療強化型宿泊療養所の活用ができなかった
- ▶ 発生届けを受けて以降、感染者のスクリーニング、疫学調査により自宅、宿泊療養、入院のどこで療養するかを決定する。自宅療養者の健康観察と判断、入院・転院調整、入院待機者の健康観察と判断について保健所の対応能力を超えた。
- ▶ 情報不足。重度、中等症入院病院、在宅医療従事者、どこに行っても「今一体どうなってるの？」分からなさが、人命を救うためのそれぞれの発揮・連携を阻んだ
- ▶ 市、県の役割分担や連携が難しく、国への援助要請が遅れた(のではない)

診療所、訪問看護事業所、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所等の自宅療養者(入院待機者)への対応の準備への当事者意識

- ▶ 神戸市は2月8日時点で訪問看護の仕組みができていた。3～5月180名の自宅療養者・待機者に対し、1,200回以上の訪問を行い、在宅医療が未整備の中で人命を守り、生活を守ることができた
- ▶ 人員の少ない小規模事業所が多いためコロナ訪問ができないところが多いが、全体の約1割ほどが訪問
- ▶ 診療所は一人医師で訪問するマンパワーがない、自宅対応に必要な医療提供方法が分からない、急変時に対応できないことなどに加え、感染管理が難しい等という点で訪問医師が不在だった
- ▶ 4月23日訪問医師の確保ができた段階でも、まずは診療時間内に従来へのかかりつけ医への対応の可否を確認してから、「対応できません」という返答があってはじめてその時点からコロナ対応医師をあたる調整となり、時間的なロスがあったため在宅医療での対応で防ぎ得た病状悪化が生じた。
- ▶ 病院医師がコロナ訪問をする場合は訪問看護指示書を出せないため訪問看護師が医療介入が必要な時にできないミスマッチが生じた
- ▶ 委託契約による訪問看護と医師の指示書による訪問看護の使い分けの混乱が生じた

第五波での対策 総力戦で命を守る

<軽症でも待病・高齢悪化ハイリスク者、中等症～重症者は入院できるよう病床確保とコントロール>

- > 第四波級の感染者、重症者を想定しての病床確保 目標400床
- > 入院待機センターの設置 集約的に医療管理→県の医療強化型宿泊療養施設の活用
- > 軽症、治療後早期に在宅医療・ケア'限られたコロナ治療病床を守る！

<保健所業務の分担・支援>

- > 自宅療養者・待機者への早期からの健康観察、状態把握による判断を委託契約訪問看護で分担する(依頼当日、翌日に訪問)

> 対策本部の強化

①入院判断、入院調整(市内医療機関事情、コロナ治療の知識と知恵のある医師チーム入り)

②在宅医療調整(救急医師、感染症専門医、在宅医・訪問看護師チーム入り)

③連携のために必要な情報の検討、情報集約・資料作成・発信の仕組み

④市、県が連携し、国への援助要請 受援力

⑤自宅療養者、待機者について保健所の初回のスクリーニング以後は特にハイリスク療養者は委託契約訪問看護が健康観察、状態判断を分担する→必要な資源につなぐ

<在宅医療・ケア提供>

> 区単位で横のつながりをつくる

> 各区の対応可能な範囲を正確に記載した訪問看護、診療所のリストの作成により迅速な在宅医療・ケア提供

> 保健センター、主治医は、医療ニーズが明確でない場合は、まず機動力のある(指示書不要)、神戸市委託契約訪問看護を利用し情状観察、状態判断をし、さらに対応の検討

> まずは在宅医が主になり、訪問看護師と連携して自宅療養者、入院待機者の在宅医療を担う、マンパワーが不足するようなら病院医師に連携を依頼する。

<連携の姿勢>

- > 批判と要求ではなく、立場や役割の違い、それぞれの事情を理解し支えあう意識「支援力」

さいごに

目の前にいるその人が、今日亡くなるかもと思いながら訪問を終え帰宅する毎日だった

翌日、顔を見たとき「生きていてよかった」から始まる

インターホン、電話に出ないと死んでいるかもと脳裏によぎる日々

それでも入院はできなかった。入院待機者ピーク時1800人を超える

経験したことのない、信じ難い起きてること。自分を必死に保ちながら、あとひとり、あと一日と

神戸市内の療養者の訪問看護に回った

試行錯誤で始めた在宅医療・ケアで回復してゆく様に大きな希望を与えられ、支えられた

かけがえのない命が零れ落ちた兵庫県、神戸市

あまりに悲惨で、あまりにも残念な出来事だった

「入院治療が受けられず命が終わる無念」「どうして治療も受けられずに死ななければならなかったのか、もっと早く入院できなかったのかこんな悲しみを二度と繰り返さないで」療養者、亡くなった方の家族から向けられる言葉は同じ。

私たちと同じ、変わらぬ日常とあたりまえに明日があった命だった。守られるべき命

できないこと、救えないこともあった。しかし、51名の療養者との出会いはかけがえのない経験であった。

兵庫県、神戸市で失敗を二度と繰り返してはいけない。私は必ず訪問看護師を守り、療養者に対して全力を尽くす。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年8月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
3--8--6 振替	*4,037 SMBC(カウイ材カ)	共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 (100%)
		案分の説明
		産経新聞
		R3.7月分
		¥4,037-
		案分率

2021年07月分

領 収 証

No. 1- 213-0007-000

下山路通5-17
兵庫県庁3号館
兵庫県議会

公明党県民会議議員団 様

<table border="1"> <tr> <th>品 名</th> <th>部</th> <th>金 額</th> </tr> <tr> <td>産経新聞セット※</td> <td>1</td> <td>4,037</td> </tr> </table>	品 名	部	金 額	産経新聞セット※	1	4,037	<p>お知らせ 領収日2021年 8月6日</p> <p>新聞配達アルバイト募集中。 朝刊のみ、夕刊のみでも可。</p> <p>毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。</p> <p>8%対象 ¥4,037 (消費税 ¥299)</p>
品 名	部	金 額					
産経新聞セット※	1	4,037					
<table border="1"> <tr> <td>合 計</td> <td>¥ 4,037</td> </tr> <tr> <td>※は軽減税率対象品目</td> <td>(内消費税等¥299)</td> </tr> </table>	合 計	¥ 4,037	※は軽減税率対象品目	(内消費税等¥299)			
合 計	¥ 4,037						
※は軽減税率対象品目	(内消費税等¥299)						

産経新聞三宮専売所
〒650-0011
神戸市中央区下山路通4-14-10
TEL: 078-392-1017

8/6

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年8月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使途項目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	

2	3--8-23 振替	*4,300 SMBC(三井)	共通案分率 50% 25% それ以外の案分 100% 案分の説明 毎日新聞 R3.8月分 ¥4,300 -
---	------------	-----------------	---

読者	70-001-0141-000	No.01-003	領収証2021年 8月度
----	-----------------	-----------	--------------

公明党・県民会議議員団 様			
銘柄	部数	金額	領収金額
毎日新聞 ※	1	4,300	4,300 円

8/23

上記金額正に領収いたしました。

内消費税 ¥319

毎日新聞 領収印

8%対象 4,300 (内消費税 ¥ 319)
10%対象 0 (内消費税 ¥ 0) ※は軽減税率の対象であることを示します。

毎日新聞 神戸販売
神戸市中央区元町通5丁目3-1
TEL: 078-341-5553

毎度ご愛読ありがとうございます。各種金融機関での自動引落クレジットもご利用になれます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年8月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目							
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費							
3	3--8-26 振替	*4,400 シブアツタ"イ(SMFS)						
		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>読売新聞 R3.8月分 ¥4,400-</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%
共通案分率	50%							
	25%							
それ以外の案分	100%							
案分の説明	読売新聞 R3.8月分 ¥4,400-							

8/26

領 収 書

区域011 全戸0061 お問合せNo01599

お名前 議会公明党 県民会議議員団 様


下山手通4-17-3 Tel078-362-3727
兵庫県庁3号館3F
3年 8月分 振替

銘 柄	部 数	金 額
1 読売新聞セット ※	1	4,400
2		
3		
合 計		4,400 円

領収日 年 月 日

※は軽減税率 (10.0%対象 0円)
(8.0%対象 4,400円)

読売センター東神戸 Tel.078-341-4169
神戸市中央区北長狭通8-2-12

領収印 

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年8月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目															
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費															
4		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">共通案分率</td> <td style="width:50%;">50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td style="text-align:right;">100%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">神戸新聞</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">R3.8月分</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">¥4,400</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		神戸新聞		R3.8月分		¥4,400	
	共通案分率	50%														
		25%														
	それ以外の案分	100%														
案分の説明																
神戸新聞																
R3.8月分																
¥4,400																
3--8-27 振替	*4,400 SMBC(コウヘンカブシ)															
<h2 style="margin:0;">領 収 証</h2>																
2021年08月分	No. 5- 13-0184-000															
県庁3号館 3F 兵庫県議会公明党・県民会議議員団 様																
	部 金 額	お知らせ 領収日 3.年8.月27日														
神戸新聞社※	1 4,400	お電話でのお問い合わせは、通話料 無料のフリーダイヤルで・・・ 毎度ご購読有難うございます。 左記の通り領収致しました。 8%対象 ¥4,400(消費税 ¥326)														
合 計	¥ 4,400															
※は軽減税率対象品目																
株式会社神戸新聞神戸中央販売 〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目15-1 TEL: 078-331-0218 FAX: 078-331-7114																
		<div style="border:1px solid black; border-radius:50%; width:40px; height:40px; display: flex; align-items:center; justify-content:center; margin:auto;"> <div style="text-align:center; padding:5px;">領 神戸新聞 収</div> </div>														

8/27

案分率

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年8月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使途項目							
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費							
5	3--8-26 振替	*9,300 カリアンタイ(SMFS)						
		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td> 朝日新聞 日経新聞 R3.8月分 ￥9,300 - </td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%
共通案分率	50%							
	25%							
それ以外の案分	100%							
案分の説明	朝日新聞 日経新聞 R3.8月分 ￥9,300 -							

080-0302 2021年8月分 領収証
050

下山手通5-10-1県庁3号館(2-5)

兵庫県議会 公明党・県民会議議員団様

銘柄	部数	金額	合計
朝日新聞	※ 1	4400	9,300 円 (内消費税 689円)
日本経済新聞	※ 1	4900	

金額には消費税を含まず。
上記金額正に領収証を貼付しました。

No.1022397 領収印

8%対象 9,300円(内消費税 689円)
10%対象 0円(内消費税 50円)

※は軽減税率の対象であることを示します。

朝日新聞兵庫販売株式会社 神戸三宮店
中央区中山手通4-18-27 TEL: 078-251-0223
FAX: 078-241-4586

毎度ご愛読ありがとうございます。お支払には便利な金融機関での自動引落もご利用になれます。

8/26

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年8月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使 途 項 目			
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費			
6 8/4	3--8--4 振替	*5,400 リコーリース(カ)	共通案分率	50% 25%
			それ以外の案分	100%
			案分の説明	
			案分率	リース料 シュレッダー ¥5,400×50% =¥2,700 * 共通案分率を適用 * 請求書参照

口座振替請求明細書

発行日2021年 7月 20日

拝啓、毎々格別のお引き立てにあずかり厚くお礼申し上げます。
今月分のご請求金額は下記の通りとなっております。
ご査収の上、宜しくご手配いただきますようお願い申し上げます。

リコーリース株式会社

引き落とし日	2021年 8月 4日
ご請求金額	5,400円
請求番号	202107-4-010670

【自動引落し口座】

口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。

〈お願い〉

- 上記ご請求金額を指定口座より引き落しさせていただきます。
- 引き落とし日の前日(金融機関営業日)までにご入金いただきますようお願い申し上げます。
- 既にお支払済みまたはお取引内容に変更のある場合はご了承ください。

請求明細書

契約番号	設 置 先	商 品 名	数 量	区 分	種 類	請 求 金 額	請 求 消 費 税 額	請 求 期 間	当 回 数	総 回 数
A071400200 -000	兵庫県議会 公明党・県民会議議員団 明光商会	シュレッダー MSV-F31C	1	L	01	5,000	400	21. 8. 1	25	60

区分 L：リース C：クレジット R：レンタル P：パーソナルクレジット K：割賦 X：その他S
種類 01：リース料金等 03：保守料金 04：合意解約金 05：物件代金 06：弁済金 07：その他

続きは裏面をご確認下さい。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年8月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使途項目													
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費													
7	3--8-27 振替	*8,471 SMBC(777)												
			<table border="1"><tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td></td><td>25%</td></tr><tr><td>それ以外の案分</td><td>100%</td></tr><tr><td>案分の説明</td><td></td></tr><tr><td>案分率</td><td>了ス710 来客用お茶代(7月分) $¥5,306 \times 25\%$ $= ¥1,326$</td></tr><tr><td>※</td><td>共通案分率を適用</td></tr><tr><td>※</td><td>請求書参照</td></tr></table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		案分率	了ス710 来客用お茶代(7月分) $¥5,306 \times 25\%$ $= ¥1,326$	※
共通案分率	50%													
	25%													
それ以外の案分	100%													
案分の説明														
案分率	了ス710 来客用お茶代(7月分) $¥5,306 \times 25\%$ $= ¥1,326$													
※	共通案分率を適用													
※	請求書参照													
8/27														

アスクルご請求書

2021年07月31日締切分

650-0011
兵庫県神戸市中央区
下山手通5-10-1
県庁3号館3階

郵便区内特別



お問い合わせ番号 20706592

兵庫県議会公明党

様

B1 134419# 00001/00001 20706592 U AB



00206328 C11-U1

アスクル担当販売店

株式会社明光堂
アスクル事業部
兵庫県神戸市兵庫区
塚本通5-2-3



645915 002

TEL: 078-576-6288

担当:アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

TEL: 078-362-3727

FAX: 078-371-1883

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額

8,471円

うち消費税等 (

680円)

対象期間

2021/07/01 ~ 2021/07/31

当月お買い上げ金額

8,471円

当月返品金額

0円

当月値引金額

0円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

お支払い日 ▶ 2021年 08月 27日

お支払い方法 ▶ 自動引落

金融機関	
支店	
お引落日座	

ヒヨウコ*ケンギ*カイコウメイトウ.ケンミンカイ*カンシ

上記ご指定の口座よりお引落しさせていただきます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/グリーン
07/01 40570848					
577-1264 職人の珈琲 無糖 930ml 1箱 (12本入)	1	1,176	○ 1,176		軽 8.0
345-3743 ノンカロリーシロップ (セレニータ) 5ml 20P	1	214	○ 214		軽 8.0 *
		小計	1,390	控室・受付様ご発注分	
07/13 42641969					
J53-8477 LOHACO Water 410ml 1セット (40本)	1	2,740	○ 2,740		軽 8.0 *
542-680 VJ スーパーホワイト+ A4 1箱 (500枚入×10冊)	1	3,165	△ 3,165		10.0 *
		小計	5,905	控室・受付様ご発注分	
07/13 42642372					
577-1264 職人の珈琲 無糖 930ml 1箱 (12本入)	1	1,176	○ 1,176		軽 8.0
		小計	1,176	控室・受付様ご発注分	

○ 飲料物

△ 事務用品

1,176
214
2,740
1,176
5,306

3,165

(添付様式2)

領 收 書 等 添 付 様 式 【共通】

(令和3年8月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使 途 項 目													
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費													
8 8/27	3--8-27 振替 *8,471 SMBC(アスクル	<table border="1"><tr><td>共通案分率</td><td>50% 25%</td></tr><tr><td>それ以外の案分</td><td>100%</td></tr><tr><td colspan="2">案分の説明</td></tr><tr><td>案分率</td><td>アスクル 事務用品代 (7月分) $7,165 \times 50\%$ $= ¥1,582$</td></tr><tr><td colspan="2">* 共通案分率を適用</td></tr><tr><td colspan="2">* 請求書参照</td></tr></table>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		案分率	アスクル 事務用品代 (7月分) $7,165 \times 50\%$ $= ¥1,582$	* 共通案分率を適用		* 請求書参照	
	共通案分率	50% 25%												
それ以外の案分	100%													
案分の説明														
案分率	アスクル 事務用品代 (7月分) $7,165 \times 50\%$ $= ¥1,582$													
* 共通案分率を適用														
* 請求書参照														
		* 請求書の原本は No.8-7に添付して おります。												

(添付様式 2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和3年 8 月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目			
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費			
9	3--8--5:振込:	*22,000(W21カ)の振り込み	共通案分率	50%
			25%	
8/5			それ以外の案分	100%
			案分の説明	ZENRIN GIS セレクト利用料 7月分 ¥22,000 × 50% = ¥11,000
			案分率	
			*	共通案分率を適用
			*	請求書参照

請 求 書

No. J2010001015-10

2021年7月31日

兵庫県議会公明党・県民会議

様

お客様コードNO. 78362372700

〒650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1
県庁3号館

TEL : 0783623727

株式会社 **ゼンリン**

神戸営業所

〒651-0087

兵庫県神戸市中央区御幸通4-2-20

三宮中央ビル1F

TEL 078-252-3223

FAX 078-252-1633

所長 三好 信治

下記のとおりご請求申し上げます。

お支払い方法	集 金 ・ 振 込
お支払い予定日	2021年 8月 31日

振込先銀行

注文書番号

納品書番号 J2010001015-10

納品日付 検収日付

お振込みの際の手数料はご負担願います。

合計金額 ¥22,000- (消費税等込み)

商 品 名	種 別	単 価	数 量	金 額
GIS Application Data Online		10,000	1	10,000
ペーパースマップ TOWNII (配信) 兵庫県		10,000	1	10,000
* * 小 計 * *				20,000

御買上金額	消費税等	御買上合計金額	御入金額	御請求額
20,000	2,000	22,000	0	22,000

【備考】

7月分

本伝票に記載されましたお客様の個人情報は、アフターサービス、各種キャンペーンのご案内のために利用させていただきます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年8月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
10	3--8-20 振替 12,524 (RL) のツクヨウカイ	共通案分率 <u>50%</u> 25%
		それ以外の案分 100% 案分の説明 複合機パフォーマンス チャージ料 12,524 × 50% = ¥6,262 ※ 共通案分率を適用 ※ 請求書参照
8/20		

請求書

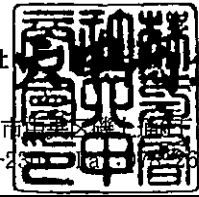
〒 650-0011
 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

御中

16800000

株式会社



神戸支店
 〒651-0086 神戸市東灘区西宮岡上1番23号
 Phone: 078-265-2302 / 078-265-2302
 取引銀行

毎度格別のお引立て預かりありがとうございます。

下記の明細の通り御請求申し上げます。

(自動引落)

担当者	検収

■請求締切日 2021/ 7/31 ■お支払予定日 2021/ 8/20 ■当月お買上高合計 12,524

前回請求額	ご入金額	繰越金額	当月お買上高		合計請求額	当月ご請求額
			税抜御買上額	消費税		
9,430	9,430	0	11,386	1,138	12,524	¥ 12,524

【*】は税込/「格」は格減税率

年月日 問合せ番号	商品・規格	数量	単価	お買上高 消費税	お支払高	摘要
2021/ 7/ 6 0000354882	パフォーマンスチャージ料 MPC4001カゲマ 619839 伝票単位消費税	1	11,386 (10%)	11,386 1,138		
	【伝票計】			12,524		
2021/ 7/20 0000116884	自動引落-リコーリース20日				9,430	
	【伝票計】					
	《総合計》	税抜合計	消費税	合計		
		11,386	1,138	12,524		
	税率内訳(10.00%)	11,386	1,138	12,524		
	以下余白					

累計		¥12,524	¥9,430
----	--	---------	--------

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年8月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目												
11 8/19	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費												
	<p style="text-align: center;">GMOインターネット株式会社 払込受領証 (お客様控え)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>請求書発行日 2021年08月01日 請求書番号 052108022604098 お客様番号 9465353 請求年月 2021年08月 ご利用金額 ¥1,060 消費税額 ¥108 今回請求額 ¥1,168</p></div> <p style="text-align: center;">受領印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"><p>収次印 銀行印 2021.8.19</p></div> <p style="text-align: center;">代行会社ウェルネット(株)</p>	<table border="1"><tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td></td><td>25%</td></tr><tr><td>それ以外の案分</td><td>100%</td></tr><tr><td>案分の説明</td><td>GMOインターネット サービス利用料 8月分</td></tr><tr><td></td><td>¥1,166 × 50% = ¥583</td></tr><tr><td colspan="2">※ 共通案分率を適用 ※ 請求書参照</td></tr></table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	GMOインターネット サービス利用料 8月分		¥1,166 × 50% = ¥583	※ 共通案分率を適用 ※ 請求書参照
共通案分率		50%											
	25%												
それ以外の案分	100%												
案分の説明	GMOインターネット サービス利用料 8月分												
	¥1,166 × 50% = ¥583												
※ 共通案分率を適用 ※ 請求書参照													

〒650-0011
兵庫県神戸市中央区
下山手通 5-10-1
兵庫県庁3号館3階
兵庫県議会公明党・県民会議議員団
伊藤 勝正 様



GMOとくとくBB

PHONE 0570-045-109 FAX 03-5456-2556
URL <http://gmobb.jp/support/>
E-Mail info@gmobb.jp



01/01-0010274-0800BA1010274#

1/1

請求書発行日 2021年08月01日
請求年月 2021年08月

ご利用料金請求書

平素は、格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記請求明細をご確認ください。

【お客様番号】 9465353
【請求書番号】 052108022604098

今回請求額 1,166円

お支払期日 2021年08月25日

調整額 *****
繰越金額 *****
ご利用金額 1,060円
消費税額 106円

振込先銀行
振込先支店
口座番号
口座名義 シーエムオーインターネット(カ)

ご利用内容の内訳

請求明細	数量	単価	金額
とくとくセット2021年08月利用分	1	0	0
フレッツ光ファミリー・準 接続サービス2021年08月利用分	1	836	836
請求書発行手数料	1	330	330

※銀行振込みの際の手数料につきましては、お客様でご負担をお願いいたします。
※お振込みの控え(受領証)をもって領収書に替えさせていただきます。
※お支払期限を過ぎたご入金の場合、サービスを停止いたします。また再開まで7営業日ほどかかる場合がございます。
※過去ご利用月のご請求につきましては、前月末日までにお支払い確認が取れていない状況となっております。お支払期日をご確認のうえお支払をお願いいたします。本請求書と行き違いで、すでにお支払いいただいておりますらお詫び申し上げます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年8月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使 途 項 目																			
12	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																			
		<table border="1"><tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td></td><td>25%</td></tr><tr><td>それ以外の案分</td><td>100%</td></tr><tr><td>案分の説明</td><td>Fax利用料 7・8月分 ¥6,632 × 50% = ¥3,316</td></tr><tr><td>案分率</td><td>* 共通案分率を適用</td></tr><tr><td></td><td>* 請求書参照</td></tr></table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	Fax利用料 7・8月分 ¥6,632 × 50% = ¥3,316	案分率	* 共通案分率を適用		* 請求書参照						
共通案分率	50%																			
	25%																			
それ以外の案分	100%																			
案分の説明	Fax利用料 7・8月分 ¥6,632 × 50% = ¥3,316																			
案分率	* 共通案分率を適用																			
	* 請求書参照																			
8/19	<table border="1"><tr><td colspan="2">通常払込料金 振替払込請求書兼 加入者負担 受領証(金融機関控)</td></tr><tr><td>口座番号</td><td>NTTファイナンス株式会社</td></tr><tr><td>金額</td><td>6,632 円</td></tr><tr><td>お客様番号</td><td>4605-0509-87827</td></tr><tr><td>請求年月</td><td>2021年 8月</td></tr><tr><td>請求日</td><td>8月20日</td></tr><tr><td>ご請求先住所氏名</td><td>兵庫県議会公明党議員団 様</td></tr><tr><td>金融機関用収納連絡先</td><td>TEL 0120-03-08-19 874-569</td></tr><tr><td>備考</td><td>郵便局 N94250007</td></tr></table> <p>※切り取らないでお出しください。 この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)</p>		通常払込料金 振替払込請求書兼 加入者負担 受領証(金融機関控)		口座番号	NTTファイナンス株式会社	金額	6,632 円	お客様番号	4605-0509-87827	請求年月	2021年 8月	請求日	8月20日	ご請求先住所氏名	兵庫県議会公明党議員団 様	金融機関用収納連絡先	TEL 0120-03-08-19 874-569	備考	郵便局 N94250007
通常払込料金 振替払込請求書兼 加入者負担 受領証(金融機関控)																				
口座番号	NTTファイナンス株式会社																			
金額	6,632 円																			
お客様番号	4605-0509-87827																			
請求年月	2021年 8月																			
請求日	8月20日																			
ご請求先住所氏名	兵庫県議会公明党議員団 様																			
金融機関用収納連絡先	TEL 0120-03-08-19 874-569																			
備考	郵便局 N94250007																			



お客様電話番号等 BILLING NUMBER	078-371-1883	請求年月 MONTH OF ISSUE	2021年 8月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4605-0509-87827)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆078-371-1883		7月分	
◇NTT西日本ご利用分	3,017	回線使用料 (基本料) (事務用)	5月21日~ 6月20日
	2,500	ダイヤル通話料	5月21日~ 6月20日。なお前月分は196円でした。
	240		合 算
	3	ユニバーサルサービス料他	1番号分のご請求となります。
	274	消費税等相当額 (合計)	合 算表示の料金合計×10%
◇NTT西日本分 (小計)	3,017	(小計)	
◇NTT西日本ご利用分	2,955	8月分	
	2,500	回線使用料 (基本料) (事務用)	6月21日~ 7月20日
	184	ダイヤル通話料	6月21日~ 7月20日。なお前月分は240円でした。
	3	ユニバーサルサービス料他 [日割]	合 算
	268	消費税等相当額 (合計)	合 算表示の料金合計×10%
◇NTTコミュニケーションズご利用分	660	ダイヤル通話料	ホーム・オフィス割引適用
	600	消費税等相当額 (合計)	合 算表示の料金合計×1.0%
◇NTT西日本分 (小計)	3,615	(小計)	
◇合計	6,632	合計	2か月分のご請求額です。

ユニバーサルサービス料他には、2021年7月利用料分から2022年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するために負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

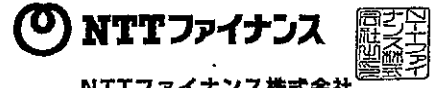
M30021211001 13399 13286 |

請求書 (西日本ご利用分)

650-0011
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

郵便区内特別

兵庫県第3号館公明党議員控室
兵庫県議会公明党議員団様



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2021年 8月 7日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【返付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M30021211001 13399 13286 00 J
61 000000 1 0 21080101J

Webでのお問い合わせ先



http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/lw/?page=1



021082101004620869

13399

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
078-371-1883 4605-0509-87827	2021年 8月ご請求分	6,632円	2021年 8月20日(金)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額
(合計)

6,632円

6,632円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もともとと割、Web光もともとと割、どんと割、どんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和3年 8 月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	13	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 事務費 人件費
共通案分率		50% 25%
8/2	それ以外の案分	100%
	案分の説明 会派政務活動費 補助員業務委託料 5-6月分 ¥298,870-	
	ご利用明細	SMBC
	<p>本日はご来店いただきありがとうございます。 ご利用明細をご確認のうえ、お待ち帰りください。 裏面のご案内もあわせてごらんください。</p> <p>☆☆お振込☆☆</p> <p>お振込金額 ¥298,320 振込手数料 ¥550</p> <p>お受取人は [REDACTED]</p> <p>ナカタ ツケキ 様</p> <p>お振込人は ヒヨウコ ケツキ カイコウメイトウ ケツミソカイ キ 様</p> <p>お取扱日 3. 8. 2 電信振込</p>	
	取扱店	機番
	年 月 日	時刻
	3. 8. 2	15:30
		8636
	銀行番号	店番号
		口座番号等
	三井住友銀行	
	税務署承認済	印紙税申告納付につき題町

御請求書

令和 3年 6月 30日

【 兵庫県議会公明党・県民会議 】 御中

R-evolution 代表:中田 成紀
〒675-0031 兵庫県加古川市加古川町北在家2268
TEL/FAX:079-453-6035

下記のとおりご請求申し上げます
件名:『 政務活動費補助員業務 5月分 』

記

御請求金額 ¥149,160

品名	数量	単価	金額
政務活動費補助員業務			
■月次業務	1	135,600	¥135,600
小計			¥135,600
消費税(10%)			¥13,560
合計金額			¥149,160

【振込銀行】

口座名義:ナカタ シゲキ

備考:

作業完了報告書

2021/6/30

兵庫県議会公明党・県民会議 御中

R-evolution



〒675-0031
加古川市加古川町北在家2268

TEL:079-453-6035
FAX:079-453-6035

下記の業務内容を作業致しました。

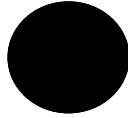
件名	政務活動費補助員業務 5月分
納品日	2021/6/30
作業内容	<p>■政務活動費補助員業務 <月次業務></p> <ul style="list-style-type: none">・議員への提出期限連絡・内容チェック・議員の会計帳簿、月別支出報告書の作成・会派の会計帳簿、月別支出報告書の作成・修正作業・事務局との連絡

御請求書

令和 3年 7月 30日

【 兵庫県議会公明党・県民会議 】 御中

R-evolution 代表:中田 成紀
〒675-0031 兵庫県加古川市加古川町北在家2268
TEL/FAX:079-453-6035



下記のとおりご請求申し上げます
件名:『 政務活動費補助員業務 6月分 』

記

御請求金額 **¥149,160**

品 名	数 量	単 価	金 額
政務活動費補助員業務			
■ 月次業務	1	135,600	¥135,600
小計			¥135,600
消費税(10%)			¥13,560
合計金額			¥149,160

【振込銀行】

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 口座名義:ナカタ シゲキ

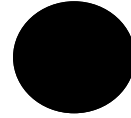
備考:

作業完了報告書

2021/7/30

兵庫県議会公明党・県民会議 御中

R-evolution



〒675-0031
加古川市加古川町北在家2268

TEL: 079-453-6035
FAX: 079-453-6035

下記の業務内容を作業致しました。

件名	政務活動費補助員業務 6月分
納品日	2021/7/30
作業内容	■政務活動費補助員業務 <月次業務> <ul style="list-style-type: none">・議員への提出期限連絡・内容チェック・議員の会計帳簿、月別支出報告書の作成・会派の会計帳簿、月別支出報告書の作成・修正作業・事務局との連絡

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年 8 月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
14	3--8--5 振込	*39,600 W21 カ) ト"テマ七"
8/5		

請 求 書

No0015 07003290003

お客様コードNo 11-5033-38

株式会社 **トテマビジネス**

代表取締役 **広瀬**

兵庫県議会公明党・
県民会議議員団 様

年 月 日

神戸市兵庫区中道通3丁目2番10号
TEL (078) 579-9140(代)
FAX (078) 579-9150
姫路営業所 TEL (079) 284-6440
FAX (079) 284-6170

下記の通り御請求申し上げます。

品 名・品 番	数 量	単 位	単 価	金 額	備
1 飛沫防止用アクリル板 透明 PSP-S456	12	枚	3,000	36,000	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10 T A X				3,600	
合 計				¥39,600	

(振込先)

株式会社 **トテマビジネス**

仕 様 書

- 1 物 品 飛沫感染防止用アクリル板
- 2 納入場所 兵庫県庁3号館 3階公明党控え室
(設置作業等は不要です)
- 3 数 量 12枚
- 4 仕 様
 - (1) サイズ : 横450mm 高600mm 厚さ3mm
 - (2) 色 : 透明
 - (3) その他 : 脚2つ。安定的に自立するもの
- 5 納 期 要相談 (早ければ早いほうがよい)

【担当】 兵庫県議会事務局調査課


TEL XXXXXXXXXX FAX 078-362-9031

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年9月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
1	<div data-bbox="507 712 933 1556" data-label="Form"> <p>通常払込料金 振替払込請求書兼 加入者負担 受領証(金融機関控) </p> <p>加入者名 NTTファイナンス株式会社</p> <p>金額 4,686 円</p> <p>お客様番号 4610-1744-77617</p> <p>2021年 8月ご請求分 8月31日</p> <p>(住所等非表示払込書)</p> <p>ご請求先住所氏名 兵庫県議会公明党・県民会議議員 団 谷井 賢 様</p> <p>金融機関用収納連絡先 TEL 0120-874-569 受付 03-09-03</p> <p>備考 郵便局 附 94370002</p> <p><small>この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)</small></p> </div>	<p>共通案分率 50% 25%</p> <p>それ以外の案分 100%</p> <p>案分の説明</p> <p>インターネット代 R3.7月分 ¥4,686 × 50% = ¥2,343-</p> <p>※ 共通案分率を適用 ※ 請求書参照</p>
		9/3

請求書 (西日本ご利用分)

650-0011
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

兵庫県庁3号館 3階
兵庫県議会公明党・県民会議議員
団 谷井 薫 様



021082101044975832

郵便区内特別



10079

Webでのお問い合わせ先



http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/w/?page-1

NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2021年 8月19日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【選付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 〒1-1-1 NLC森の宮ビル6F
社用コード M20021111006 10079 10011 00 J
61 000000 1 0 21080301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5988-0061 4610-1744-77617	2021年 8月ご請求分	4,686円	2021年 8月31日(火)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 4,686円
(合計) 4,686円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス (光もつともつと割、Web光もつともつと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。
* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.



お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5988-0061	請求年月 MONTH OF ISSUE	2021年 8月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4610-1744-77617)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5988-0061 ◇NTT西日本ご利用分			
4,686	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料	合 算
	1,290	光はじめ割	合 算
	100	発行手数料	合 算
	50	収納手数料	合 算
	426	消費税等相当額 (合計)	
◇合計	4,686	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2021年7月利用料分から2022年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年9月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目
2	<p>調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・<u>事務費</u>・人件費</p> <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>共通案分率 <u>50%</u> 25%</p> <p>それ以外の案分 100%</p> <p>案分の説明</p> <p>インターネット社 8月分 4,686 × 50% = ¥2,343 -</p> <p>* 共通案分率を適用 * 請求書参照</p> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>9/24</p> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>振替払込請求書兼受領証 (金融機関控) </p> <p>振替払込金 加入者負担</p> <p>口座番号 [REDACTED]</p> <p>加入者名 NTTファイナンス株式会社</p> <p>金額 4,686 円</p> <p>お客様番号 4610-1744-77617</p> <p>2021年 9月ご請求分 9月30日</p> <p>【住所等非表示払込書】</p> <p>兵庫県議会公明党・県民会議議員 団 谷井 勲 様</p> <p>金融機関用収納連絡先 TEL 0120-03-09-24 874-569 [REDACTED]</p> <p>郵便局 〒 [REDACTED] N94120005</p> <p>この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)</p> </div>

請求書 (西日本ご利用分)

650-0011
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

兵庫県庁3号館 3階
兵庫県議会公明党 県民会議議員
団 谷井 薫 様



021092101041352517

郵便区内特別



06924

Webでのお問い合わせ先



<http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/w/?page-1>



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2021年 9月17日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【還付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M20021111004 06924 06845 00 J
61 000000 1 0 21090301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5988-0061 4610-1744-77617	2021年 9月ご請求分	4,686円	2021年 9月30日(木)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額

4,686円

(合計)

4,686円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もともと割、Web光もともと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約

期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [<http://flets-w.com/wari/>] でご確認ください。

* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.



お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5988-0061	請求年月 MONTH OF ISSUE	2021年 9月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4610-1744-77617)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5988-0061			
◇NTT西日本ご利用分			
4,686	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料	合 算
	-1,290	光はじめ割	合 算
	100	発行手数料	合 算
	50	収納手数料	合 算
	426	消費税等相当額 (合計)	
◇合計	4,686	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2021年7月利用料分から2022年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年9月分)
(会派名 公明党・県議会議員団)

整理番号	使 途 項 目																												
3	<p>調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・<u>事務費</u>・人件費</p> <table border="1"><tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td></td><td>25%</td></tr><tr><td>それ以外の案分</td><td>100%</td></tr><tr><td>案分の説明</td><td>GMOインターネット 利用料 9月分</td></tr><tr><td>案分率</td><td>$9 \times 1,166 \times 50\% = 5,199$</td></tr><tr><td></td><td>※共通案分率を適用</td></tr><tr><td></td><td>※請求書参照</td></tr></table> <p>GMOインターネット株式会社 払込受領証 (お客様控え)</p> <table border="1"><tr><td>請求書発行日</td><td>2021年09月01日</td></tr><tr><td>請求書番号</td><td>052109012604098</td></tr><tr><td>お客様番号</td><td>9465353</td></tr><tr><td>請求年月</td><td>2021年09月</td></tr><tr><td>ご利用金額</td><td>¥1,060</td></tr><tr><td>消費税額</td><td>¥106</td></tr><tr><td>今回請求額</td><td>¥1,166</td></tr></table> <p>受領印</p> <p>収入印紙貼付欄 21.9.16</p> <p>代行会社ウェルネット(株)</p>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	GMOインターネット 利用料 9月分	案分率	$9 \times 1,166 \times 50\% = 5,199$		※共通案分率を適用		※請求書参照	請求書発行日	2021年09月01日	請求書番号	052109012604098	お客様番号	9465353	請求年月	2021年09月	ご利用金額	¥1,060	消費税額	¥106	今回請求額	¥1,166
共通案分率	50%																												
	25%																												
それ以外の案分	100%																												
案分の説明	GMOインターネット 利用料 9月分																												
案分率	$9 \times 1,166 \times 50\% = 5,199$																												
	※共通案分率を適用																												
	※請求書参照																												
請求書発行日	2021年09月01日																												
請求書番号	052109012604098																												
お客様番号	9465353																												
請求年月	2021年09月																												
ご利用金額	¥1,060																												
消費税額	¥106																												
今回請求額	¥1,166																												

9/16

〒650-0011
兵庫県神戸市中央区
下山手通 5-10-1
兵庫県庁3号館3階
兵庫県議会公明党・県民会議議員団
伊藤 勝正 様



GMOとくとくBB

PHONE 0570-045-109 FAX 03-5456-2556
URL <http://gmobb.jp/support/>
E-Mail info@gmobb.jp



1 / 1

13840



5375371

請求書発行日 2021年09月01日
請求年月 2021年09月

ご利用料金請求書

平素は、格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記請求明細をご確認ください。

【お客様番号】 9465353 【請求書番号】 052109012604098	今回請求額 1,166円	お支払期日 2021年09月27日
調整額 ***** 繰越金額 ***** ご利用金額 1,060円 消費税額 106円	振込先銀行 振込先支店 口座番号 口座名義 ジーエムオーインターネット	

ご利用内容の内訳

請求明細	数量	単価	金額
とくとくセット2021年09月利用分	1	0	0
フレッツ光ファミリー・準 接続サービス2021年09月利用分	1	836	836
請求書発行手数料	1	330	330

※銀行振込みの際の手数料につきましては、お客様でご負担をお願いいたします。
※お振込みの控え（受領証）をもって領収書に替えさせていただきます。
※お支払期限を過ぎたご入金の場合、サービスを停止いたします。また再開まで7営業日ほどかかる場合がございます。
※過去ご利用月のご請求につきましては、前月末日までにお支払い確認が取れていない状況となっております。お支払期日をご確認のうえお支払をお願いいたします。本請求書と行き違いで、すでにお支払いいただいておりますらお詫び申し上げます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年9月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費 人件費	
4 9/6	3--9--6 振替	*5,400 リコ-リース (カ)

口座振替請求明細書

発行日 2021年 8月 20日

拝啓、毎々格別のお引き立てにあずかり厚くお礼申し上げます。
今月分のご請求金額は下記の通りとなっております。
ご査取の上、宜しくご手配いただきますようお願い申し上げます。

リコ-リース株

引き落とし日	2021年 9月 6日
ご請求金額	5,400円
請求書番号	202108-4-010666

【自動引落日口座】

口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。

〈お願い〉

- 上記ご請求金額を指定口座より引き落としさせていただきます。
- 引き落とし日の前日(金融機関営業日)までにご入金いただきますようお願い申し上げます。
- 既にお支払済みまたはお取引内容に変更のある場合はご了承ください。

請求明細書

契約番号	設 置 先 名	数 量	区 分	種 類	請 求 金 額	請 求 消 費 税 額	消 費 税 率	請 求 期 間	当 回 数	当 回 総 回 数
A071400200	兵庫県議会 公明党・県民会議議員団	1			5000			21. 9. 1	26	
-000	明光商会 シェレジャー MSV-F31C			L01	400			21. 9. 30	60	

区分 L:リース C:クレジット R:レンタル P:パーソナルクレジット K:割賦 X:その他S
種類 01:リース料金等 03:保守料金 04:合意解約金 05:物件代金 06:弁済金 07:その他

続きは裏面をご確認下さい。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

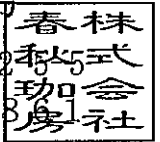
(令和3年9月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
5	3--9--3 振込 3--9--3 振替	*2,808 W21 カシワガ 171 *220 振込手数料
		共通案分率 50% 25% それ以外の案分 100% 案分の説明 来客用コーヒー 案分率 ¥3,028 × 25% = ¥757 ※ 共通案分率を適用 ※ 請求書参照
9/3		

請 求 書

〒 650-0011
 神戸市中央区下山手通
 5-10-1

株式会社 春秋珈房



兵庫県議会公明党県民会議議員団 御中

〒652-0815 神戸市兵庫区三川口町2-5-5
 TEL 078-578-8885
 FAX 078-578-8886

振込銀行 XXXXXXXXXX カ) シュンジュウコウボウ

締 日	御得意先コード	御請求先コード	担 当 者	請 求 書 No	頁
2021年08月25日	003024	003024	000003	00039040	1

前回御請求額	今回御入金額	御 繰 越 額	今回御買上額	今回消費税	税込御買上額	今回御請求額
0	0	0	2,600	208	2,808	2,808

月 日	伝 票 No	商 品 名	単 位	数 量	単 価	金 額
08/03	00143023	HOTコート-(DX) ※	Kg	1.00	2,600	2600
		8.00% 対象 ※		(税抜) 2,600	消費税	208
		※は軽減税率対象品目				

上記の通り御請求申し上げます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年 9月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使 途 項 目							
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費							
6	3--9--6 振替	*4,400 SMBC(サカイ材カ)						
		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>産経新聞 R3.8月分 ¥4,400-</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%
共通案分率	50%							
	25%							
それ以外の案分	100%							
案分の説明	産経新聞 R3.8月分 ¥4,400-							

2021年08月分

産経新聞 領収証

No. 1-213-0007-000

下山手通5-17
兵庫県庁3号館
兵庫県議会

公明党県民会議議員団 様

品 名	部	金 額
産経新聞セット※	1	4,400
合 計		¥ 4,400
※は軽減税率対象品目		(内消費税等¥325)

お知らせ 領収日 2021年 9月 6日

新聞配達アルバイト募集中。
朝刊のみ、夕刊のみでも可。

毎度ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,400
(消費税 ¥325)

産経新聞三宮専売所
〒650-0011
神戸市中央区下山手通4-14-10
TEL: 078-392-1017

9/6

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和3年9月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
7	3--9-27 振替	*9,300:サブスタイ(SMFS)
		共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		朝日新聞 日本経済新聞 R3.9月分 ¥9,300-
		案分率

080-0302 2021年9月分 領収証
050

下山手通5-10-1県庁3号館(2-5)

兵庫県議会 公明党・県民会議議員団様

9/27

銘 柄	部数	金 額	合 計
朝 日 新 聞	※ 1	4400	9,300 円 (内消費税 689円)
日 本 経 済 新 聞	※ 1	4900	

金額には消費税を含みます。
上記金額正に領収した。
No.1022397 領収印

8%対象 9,300円 (内消費税 *689円) 50円
10%対象 0円 (内消費税)

※は軽減税率の対象であることを示します。



朝日新聞兵庫販売株式会社 神戸三宮店
中央区中山手通4-18-27 TEL: 078-251-0223
FAX: 078-241-4586

毎度ご愛読ありがとうございます。お支払には便利な金融機関での自動引落もご利用になれます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年9月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目																
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																
8	3--9-27 振替 *4,400 読売新聞(SMFS)	共通案分率 50%															
		25%															
		それ以外の案分 100%															
		案分の説明 読売新聞 R3.9月分 ¥4,400-															
		案分率															
	 領 収 書 区域011 全戸0061 お問合せNo01599																
9/27	お名前 議会公明党 県民会議議員団 様 下山手通4-17-3 TEL078-362-3727 兵庫県庁3号館 3F 3年 9月分 振替																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>銘 柄</th> <th>部 数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 読売新聞セット ※</td> <td>1</td> <td>4,400</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>4,400円</td> </tr> </tbody> </table>	銘 柄	部 数	金 額	1 読売新聞セット ※	1	4,400	2			3			合 計		4,400円	◇左記の通り領収しました 領収日 年 月 日
銘 柄	部 数	金 額															
1 読売新聞セット ※	1	4,400															
2																	
3																	
合 計		4,400円															
	※は軽減税率 (10.0%対象 0円) (8.0%対象 4,400円)																
	読売センター東神戸 TEL078-341-4169 神戸市中央区北長狭通8-2-12	領収印 															

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和3年 9 月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
9	3--9-27 振替	*4,400 SMBC(コウカシヨウ)
	共通案分率	50%
		25%
	それ以外の案分	100%
	案分の説明	
	神戸新聞	
	R3.9月分	
	¥4,400-	
	案分率	

領 収 証

2021年09月分 No. 5- 13-0184-000

県庁3号館 3F

兵庫県議会公明党・県民会議議員団 様

銘 柄	部	金 額	お知らせ 領収日 3年 9月27日
神戸新聞(ト)※	1	4,400	自動払込を推奨しておりクレジット 払い・銀行・郵便局などございます 毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。
合 計	¥ 4,400		

※は軽減税率対象品目 8%対象 ¥4,400(消費税 ¥326)


株式会社神戸新聞神戸中央販売
〒650-0011
神戸市中央区下山手通4丁目15-1
TEL: 078-331-0218 FAX: 078-331-7114

領
神戸新聞
収

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年9月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目																										
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																										
10	3--9-24 振替	*4,300 SMBC(三井)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">共通案分率</td> <td style="width:50%;">50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">毎日新聞 R3.9月分 ¥4,300-</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		毎日新聞 R3.9月分 ¥4,300-															
共通案分率	50%																										
	25%																										
それ以外の案分	100%																										
案分の説明																											
毎日新聞 R3.9月分 ¥4,300-																											
9/24	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">読者</td> <td style="width:25%;">70-001-0141-000</td> <td style="width:15%;">No.01-003</td> <td style="width:45%; text-align:center;">領 収 証 2021 年 9 月 度</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align:center; padding: 5px;">公明党・県民会議議員団 様</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">銘 柄</td> <td style="text-align:center;">部 数</td> <td style="text-align:center;">金 額</td> <td style="text-align:center;">領 収 金 額</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">毎日新聞 ※</td> <td style="text-align:center;">1</td> <td style="text-align:center;">4,300</td> <td style="text-align:center;">4,300 円</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td style="text-align:center;">上記金額正に領収いたしました。</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td style="text-align:center;">内消費税 ¥319</td> </tr> </table> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;">  </div> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;"> 8%対象 4,300 (内消費税 ¥ 319) ※は軽減税率の対象 10%対象 0 (内消費税 ¥ 0) であることを示します。 </p> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;"> 毎日新聞 神戸販売 神戸市中央区元町通5丁目3-1 TEL: 078-341-5553 </p> <p style="font-size: x-small; margin-top: 10px; text-align: center;"> 毎度ご愛読ありがとうございます。各種金融機関での自動引落クレジットもご利用になれます。 </p>			読者	70-001-0141-000	No.01-003	領 収 証 2021 年 9 月 度	公明党・県民会議議員団 様				銘 柄	部 数	金 額	領 収 金 額	毎日新聞 ※	1	4,300	4,300 円				上記金額正に領収いたしました。				内消費税 ¥319
読者	70-001-0141-000	No.01-003	領 収 証 2021 年 9 月 度																								
公明党・県民会議議員団 様																											
銘 柄	部 数	金 額	領 収 金 額																								
毎日新聞 ※	1	4,300	4,300 円																								
			上記金額正に領収いたしました。																								
			内消費税 ¥319																								

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和3年9月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
11	3--9--3 振込	*121,000 W21 カ) トウウ
9/3		それ以外の案分 100% 案分の説明 東3u ホームページ 保守管理料 8月分 ¥121,000 -

請求書

〒650-0011
 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
 兵庫県庁 公明党控室

兵庫県議会 公明党・県民会議議員団 御中

TOKO株式会社 東弘

〒543-0001 大阪市天王寺区上本町6-6-26
 上六光陽ビル8F
 Tel 06-6776-5201 Fax 06-6776-5205



検印	[Redacted]	締日	日付	請求番号
		末日	2021/08/31	SK000023619

下記の通りご請求申し上げます。

◎お振込みは右記銀行口座へお願い致します。
 口座名義：株式会社 東弘
 カナ名義：カ)トウコウ



今回売上額	消費税額	今回ご請求額
¥110,000	¥11,000	¥121,000

年月日	品名/詳細	数量	単価	売上金額	消費税額	税込金額
2021/08/01~2021/08/31	更新・管理・保守費 ホームページ管理費	1	110000	110,000	(10%) 11,000	121,000

(添付様式2)

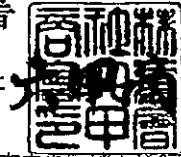
領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和3年 9月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費 人件費	
12	3-9-21 振替	*22,240 (RL) のツカヨウカイ
9/21		

共通案分率	50%
	25%
それ以外の案分	100%
案分の説明	複合機 ⁰ ・フォームス ファージ料
案分率	¥22,240 × 50% = ¥11,120
	* 共通案分率を適用
	* 請求書参照

請求書



株式会社

神戸支店

〒651-0086 神戸市中央区磯上通6丁目1番23号

Phone:078-265-2301 Fax:078-265-2302

取引銀行

〒 650-0011

神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

御中

16800000

毎度格別のお引立て預かりありがとうございます。

下記の明細の通り御請求申し上げます。

(自動引落)

担当者	検収

■請求締切日 2021/ 8/31 ■お支払予定日 2021/ 9/20 ■当月お買上高合計 22,240

前回請求額	ご入金額	繰越金額	当月お買上高		合計請求額	当月ご請求額
			税抜御買上額	消費税		
12,524	12,524	0	20,219	2,021	22,240	¥ 22,240

【*】は税込/【軽】は軽減税率

年月日 問合せ番号	商品・規格	数量	単価	お買上高 消費税	お支払高	摘要
2021/ 8/ 6 0000370244	パフォーマンスチャージ料 MPC4001カ好功 619839 伝票単位消費税	1	20,219 (10%)	20,219 2,021		
	【伝票計】			22,240		
2021/ 8/20 0000120839	自動引落-リユース20日				12,524	
	【伝票計】					
	《総合計》	税抜合計	消費税	合計		
		20,219	2,021	22,240		
	税率内訳(10.00%)	20,219	2,021	22,240		
	以下余白					

累計		¥22,240	¥12,524
----	--	---------	---------

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和3年 9 月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
13	3--9--3 振込	*22,000 W21 カ) センブリコ
9/3		

共通案分率	50%
	25%
それ以外の案分	100%
案分の説明	ZENRIN GAS セブション利用料 22,000 X 50% = ¥11,000
案分率	
※	共通案分率を適用
※	請求書参照

請求書

No. J2010001015-11
2021年8月31日

兵庫県議会公明党・県民会議

様

お客様コードNO. 78362372700

〒650-8567
兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1
県庁3号館

TEL : 0783623727

株式会社 ゼンリン

神戸営業所
〒651-0087
兵庫県神戸市中央区御幸通4-2-20
三宮中央ビル1F
TEL 078-252-3223
FAX 078-252-1633
所長 三好 信治

下記のとおりご請求申し上げます。

お支払い方法	集金・振込
お支払い予定日	2021年9月30日

注文書番号	
納品書番号	J2010001015-11
納品日付	検収日付

振込先銀行

口座名義 株式会社ゼンリン 神戸営業所

お振込みの際の手数料はご負担願います。

合計金額 ¥22,000- (消費税等込み)

商品名	種別	単価	数量	金額
GIS Application Data Online		10,000	1	10,000
ペースマップ TOWNII (配信) 兵庫県		10,000	1	10,000
小計				20,000

御買上金額	消費税等	御買上合計金額	御入金額	御請求額
20,000	2,000	22,000	0	22,000

【備考】

8月分

本伝票に記載されましたお客様の個人情報は、アフターサービス、各種キャンペーンのご案内のために利用させていただきます。

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和3年 9月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目																					
14	3--9-27 振替 *17,424 .SMBC(アスク)	<table border="1"><tr><td data-bbox="1145 398 1305 477">共通案分率</td><td data-bbox="1305 398 1422 477">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1145 477 1305 521">それ以外の案分</td><td data-bbox="1305 477 1422 521">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1145 521 1422 566">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1145 566 1422 611">アスク</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1145 611 1422 656">*客用お茶代</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1145 656 1422 701">8月分</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1145 701 1422 745">¥13,621 × 25%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1145 745 1422 790">= ¥3,405-</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1145 790 1422 835">※ 共通案分率を適用</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1145 835 1422 880">※ 請求書参照</td></tr></table>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		アスク		*客用お茶代		8月分		¥13,621 × 25%		= ¥3,405-		※ 共通案分率を適用		※ 請求書参照	
共通案分率	50% 25%																					
それ以外の案分	100%																					
案分の説明																						
アスク																						
*客用お茶代																						
8月分																						
¥13,621 × 25%																						
= ¥3,405-																						
※ 共通案分率を適用																						
※ 請求書参照																						

9/27

アスクルご請求書

2021年08月31日締切分

650-0011 郵便区内特別
 兵庫県神戸市中央区
 下山手通5-10-1
 県庁3号館3階



お問い合わせ番号 20706592

アスクル担当販売店
 株式会社明光堂
 アスクル事業部
 兵庫県神戸市兵庫区
 塚本通5-2-3



645915 002

TEL: 078-576-6288

担当: アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

兵庫県議会公明党 様

B1 132441# 00001/00001 20706592 U AB



00201469 C11-U1

TEL: 078-362-3727

FAX: 078-371-1883

お買い上げいただきましてありがとうございます。
 記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額	17,424円
うち消費税等 ()	1,353円

お支払い日 ▶ 2021年 09月 27日
 お支払い方法 ▶ 自動引落

お引落	金融機関	
	支店	
	口座	

ヒヨウコ ケンキ カイコウメイトリ ケンミンカイキ カンシ

対象期間	2021/08/01 ~ 2021/08/31
当月お買い上げ金額	17,424円
当月返品金額	0円
当月値引金額	0円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

上記ご指定の口座よりお引落しさせていただきます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/クリー
08/02 46215880 J53-8477 LOHACO Water 410ml 1セット(40本)	1	2,740	○ 2,740	控室・受付様ご発注分	軽 8.0 *
X72-9905 香り豊かなお茶 緑茶 265ml ラベルレス 1セット(60)	1	3,758	○ 3,758		軽 8.0 *
		小計	6,498		
08/12 47870524 P23-2174 メロディアン コーヒーフレッシュ(セレニータ) 脂肪分1/2	1	253	○ 253	控室・受付様ご発注分	軽 8.0 *
345-3743 メロディアン ノンカロリーシロップ(セレニータ) 5ml 1袋	1	214	○ 214		軽 8.0 *
542-680 コピー用紙 マルチペーパー スーパーホワイト+ A4 1箱	1	3,165	△ 3,165		10.0 *
		小計	3,632		
08/18 48898830 J53-8477 LOHACO Water (ロハコウォーター) 410ml 1セ	1	2,740	○ 2,740	控室・受付様ご発注分	軽 8.0 *
		小計	2,740		
08/27 50691603 577-1264 【ボトルコーヒー】UCC上島珈琲 職人の珈琲 アイスコーヒー	1	1,176	○ 1,176	控室・受付様ご発注分	軽 8.0
		小計	1,176		
08/31 51318458 J53-8477 LOHACO Water (ロハコウォーター) 410ml 1セ	1	2,740	○ 2,740	控室・受付様ご発注分	軽 8.0 *
205-1045 マグセル データ用CD-R 5mmブラケース 1パック(10)	1	638	△ 638		10.0 *
		小計	3,378		

○ 飲み物代 13,621
 △ 事務用品代 3,803

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年 9月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
15	3--9-27 振替 *17,424.5MBC(アスク)	共通案分率 <u>50%</u> 25%
		それ以外の案分 100% 案分の説明 アスク 事務用品代 8月分 ¥3,803×50% =¥1,901- *共通案分率を適用 *請求書参照
9/27	*請求書の原本は No.9-14に 添付しております。	

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年9月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・ <u>広報広聴費</u> ・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
16	3--9-24 振込	*121,000 W21 カ) トウワ

共通案分率	50%
	25%
それ以外の案分	100%
案分の説明	東3u ホ-uページ 保守管理費9月分 ¥121,000

案分率

9/24

請求書

〒650-0011
 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
 兵庫県庁 公明党控室

兵庫県議会 公明党・県民会議議員団 御中

TOKO株式会社 東弘

〒543-0001 大阪市天王寺区上本町6-6-26
 上六光陽ビル8F
 Tel 06-6776-5201 Fax 06-6776-5205



検印	[Redacted]	締日	日付	請求番号
		末日	2021/09/30	SK000024938

下記の通りご請求申し上げます。

◎お振込みは右記銀行口座へお願い致します。
 口座名義：株式会社 東弘
 カナ名義：カ)トウコウ



今回売上額	消費税額	今回ご請求額
¥110,000	¥11,000	¥121,000

年月日	品名/詳細	数量	単価	売上金額	消費税額	税込金額
2021/09/01~2021/09/30	更新・管理・保守費 ホームページ管理費	1	110000	110,000	(10%) 11,000	121,000

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年9月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
17	3--9-16振込：*****120,450 W21 コウケンサツ (共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		令和4年度当初 予算編成に文中の 重要政策提言の 印刷費 300部 ¥120,450-
9/16		案分率

〒650-8567
神戸市中央区下山手通5-10-1

納品書



交友印刷株式会社

〒650-0047 神戸市中央区港島南町5丁目4-5
TEL.078-303-0088/FAX.078-303-1320

兵庫県議会公明党・県民会議議員団控室 御中

納品日付	伝票番号	得意先コード	担当者
2021/09/07	14961 1	030157	

受注No	商品名	数量	単価	金額	消費税	御注文No
217642	令和4年度当初予算編成に対する重要政策提言	300	365.00	109,500	10,950	
(備考)			小計	109,500	10,950	
			伝票合計	120,450		

活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	公明党・県民会議 議員団
-----	-----------------

活動名	「令和4年度当初予算編成に対する重要政策提言」の発行			
活動概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発行日 2021年9月7日 ○ 発行部数 300部 ○ 別添「令和4年度当初予算編成に対する重要政策提言」参照 ○ 庁内配布、各市町議会（公明党控室）あて郵送予定 <p>★案分率：内容は、すべて政務活動にかかるものである</p>			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	印刷費	¥120,450	9-17	@365円×300部=109,500円 税金10,950円
	合計	¥120,450		
備考	*添付書類:請求書、「令和4年度当初予算編成に対する重要政策提言」冊子			

*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」等を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。

*「活動概要」欄には、例えば①活動実施年月日、②場所、③行程、④目的、⑤相手方、⑥参加者、⑦結果・成果⑧広報誌発行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

令和3年9月

令和4年度当初予算編成に対する
重要政策提言

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

令和3年9月15日

兵庫県知事 齋藤元彦様

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

幹事長 伊藤勝正

政務調査会長 島山清史

令和4年度当初予算編成に対する重要政策提言

新型コロナウイルス感染症の収束は、未だ見通しが立たず、私たちの命や暮らしを脅かし続けており、今まで当たり前だった日常の暮らしや経済活動は、今なお大きく制限されています。かつてない規模の緊急経済対策を講じても、多くの事業者の売上高は減少し、資金繰りが悪化するなど、我が国の経済への影響は戦後最大の危機的な状況にあるなど深刻を極めており、景気回復には相当の時間を要すると思われま

す。新たな感染症は、人々の生活や暮らしを一変させ、人と人を「分断する社会」への流れを生み、様々な分野において不透明で深刻化した課題を生じさせた一方で、リモートワークや地方移住、仕事と生活の両立の充実等への関心が高まるなど、私たちの意識や行動、経済社会に大きな変化をもたらしています。

今後はDX（デジタル・トランスフォーメーション）などの技術を活用し、新しい働き方や生活様式を創造することにより、本社機能の移転などで東京一極集中を是正し、地方分権を推進するとともに、大阪万博といったビッグイベントなどを地域創生の実現を加速させる機会と捉え、ポストコロナ時代をリードする新たな社会のあり方を広く世界に示していかなければなりません。

国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は、地球温暖化防止に向けた脱炭素社会の構築など人類共通の課題に対して、すべての関係者が全力で取り組まなければ、これ以上豊かな世界の維持・発展が望めないという危機感から生まれており、こうした危機感を県民や企業・団体と共有するとともに「誰一人取り残さない」という基本理念のもと、県政の課題解決等のツールとして有効であることから、自治体行政のパラダイムシフトのための課題発掘、地方創生の突破口を提供するものとして、本格的な取り組みを推進していく必要があります。

兵庫はかねてより五国という多様な地域が、バランスを保ち発展してきた背景を持つ県であり、阪神・淡路大震災などの困難を互いに支え合いながら乗り越えてきた歴史を持つことから、県民生活に直結する事業の水準を低下させることなく、それぞれ地域の強みを活かしながら、事業の再構築を粘り強く押し進めていってほしいと思います。希望と活力あふれる兵庫県を目指し、本政策提言で我々議員団の意図するところを十分に斟酌いただき、各種事業に着実に反映されますよう強く求めるものであります。

● 新型コロナウイルス感染症に関する最重点要望事項

1 疾病予防管理センター（CDC）の創設

新たなウイルスに備え、災害と同様に事前の準備で被害を軽減し、政令市・中核市の保健所も含めた県内保健所の一体的な連携体制を構築するため、疾病予防管理センター（CDC）を創設すること。

2 新型コロナの影響を踏まえた財政運営と事業の見直し

来年度予算編成にあたり事業の見直しを進める際には、新型コロナウイルス感染症対策にかかる予算は十分確保するとともに、県民生活に直結する事業についてはその水準を低下させないように県単独事業の削減等を行わないこと。また、その見直しの内容については県民の十分な理解を得るとともに、県議会との合意形成を丁寧に行うこと。

3 緊急時に対応できる医療体制の構築

新型コロナ等、新たな感染症の急激な感染拡大に機動的に対応できるよう、病床や看護師などの医療人材を恒常的に確保すること。

4 新型コロナで影響を受けた農水畜産物の需要拡大

新型コロナで業務用需要が著しく影響を受けた県内の水産品、ブランド和牛、酒米の山田錦などの需要喚起策や学校給食への提供拡大、新商品開発などを推進し、県産農水畜産物の消費拡大に努めること。

5 ポストコロナ時代の自立分散型社会を目指す地域創生戦略の見直し

コロナ禍により、リモートワークやワーケーション等の経験を経て、地方移住、副業・兼業、ワークライフバランスの充実等への関心が高まるなど国民の意識・行動に大きな変化が生じている。東京一極集中を是正し地方分散型社会の実現に向け、この変化を的確に捉え、デジタル環境整備を早急に進めるとともに、教育・医療・商業等がつながり合うスマートシティ構築を推進する等、ポストコロナ時代の自立分散型の多極的な社会を目指し、従来の

地域創生戦略について適切かつ大胆に見直しを図ること。

6 離職者の再就職の促進

コロナ禍により影響を受けた離職者の再就職を促進するため、職業訓練や資格取得に向けた様々な支援を講じること。

7 観光振興の推進

コロナ禍の収束状況を見定め、深刻な打撃を受けた観光関連産業への大胆な支援策により観光需要喚起に努めること。さらに、長期滞在型観光やリピーター観光客確保、県特産品消費など地域交流と観光がマッチングする質重視の観光への展開を推進すること。

8 県民の兵庫県内の旅行を促進する取組

コロナ禍の収束までは、マイクロツーリズムといった県民の県内旅行を促進する取組を更に強化すること。

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

団 警察常任委員会委員	長 松田一成	神戸市兵庫区選出
副 建設常任委員会委員	団 岸本かずなお	加古川市選出
幹 総務常任委員会委員	事 伊藤勝正	明石市選出
副 産業労働常任委員会委員	幹 越田浩矢	神戸市長田区選出
政 務調査会委員	調 査会 島山清史	神戸市須磨区選出
政 務調査副会長	調 査副 天野文夫	姫路市選出
警察常任委員会委員	長 しの木和良	川西市及び川辺郡選出
文教常任委員会委員	谷井いさお	尼崎市選出
産業労働常任委員会委員	あしだ賀津美	神戸市北区選出
農政環境常任委員会委員	坪井謙治	伊丹市選出
文教常任委員会副委員長	竹尾ともえ	西宮市選出
健康福祉常任委員会副委員長	小泉弘喜	尼崎市選出

重点要望事項 目次

I	企画県民部	1
1	防災・減災対策の強化	1
2	持続可能な県政の推進	2
3	私学教育の充実	6
4	安全・安心の地域づくり	7
5	選挙権行使の利便性確保	8
6	土砂災害特別警戒区域に係る固定資産税減免等	8
II	健康福祉部	8
1	地域医療の充実	8
2	介護・福祉の充実	12
3	子育て支援の強化	16
4	障がい児・者への支援強化	18
5	その他	21
III	産業労働部	23
1	多様な人材が活躍できる社会づくり	23
2	働き方改革の推進	23
3	女性が輝く社会づくり	24
4	若者の活躍を促す環境づくり	24
5	視覚障がい者の雇用・就業・定着の推進	27
6	観光立県の推進	27
7	中小企業の振興	28
8	未来を拓く基盤づくり	30
IV	農政環境部	31
1	農林水産業の振興	31
2	持続可能な環境の構築	36
V	県土整備部	37
1	命を守るインフラ整備の推進	37
2	公共交通・バリアフリーの充実	40
3	道路交通網の整備	41
4	関西3空港・神戸港の発展	42
5	県内建設業者・運輸事業者の振興	43
6	通学路対策の推進	44
7	急傾斜地崩壊対策事業の受益戸数等の採択要件の緩和	44
VI	病院局	45
1	がん対策の推進	45
2	障がい者への支援強化	45
3	新型コロナウイルス感染症など感染症対策	45
VII	教育委員会	46
1	教育の充実	46
2	通学路対策の推進	51
3	スポーツ立県ひょうごの推進	52
VIII	警察本部	53
1	安全・安心の地域づくり	53

重 点 要 望 事 項

I 企画県民部

1 防災・減災対策の強化

(1) 大規模災害の対策

① 被災者生活再建支援制度の充実

被災者生活再建支援制度で適用対象とならない被災者(損害割合30%未満)に対する県独自の支援制度の更なる拡充を図ること。また、都道府県の拠出に対する財政支援など、引き続き、制度の見直しを国へ求めること。

② バックアップ構造の構築

首都圏大規模災害に備え、関西広域連合とも連携し、防災庁(省)の設置等を含め、国土の双眼構造への転換を図り、関西における首都機能のバックアップ構造の構築を国へ粘り強く求めること。

③ 県民や地域コミュニティの防災力向上

阪神・淡路大震災の経験と教訓の継承・発信にとどまるのではなく、防災先進県として県民や地域コミュニティの防災意識や知識、災害への具体的な備え、避難等の防災レベルの向上に向け、県民運動として取組む具体的な内容をわかりやすくまとめ、成果指標等の目標を設定して様々な取組みを支援し、その結果を県民意識調査や指標の達成度等によりトレースし、県民や地域コミュニティの防災力の向上に、市町と連携し積極的に取組むこと。

④ 地域防災力強化に向けた人材育成の強化及び環境整備

担い手確保が困難になりつつある消防団については、職域団体の活用や女性の登用など団員確保に向けた啓発支援を行うほか、防災リーダー等地域防災コミュニティ活動のリーダーとなる人材の育成を強化するとともに、地域防災力を強化するために活躍できるような環境整備を進めること。また、地域特性等に応じ、必要な機材等の配備に対する支援を行うこと。

⑤ 避難体制の整備

道の駅などの交流拠点を身近な防災・避難拠点としての活用を推進するとともに、避難所において、自主防災組織による運営を検討するなど、地域ニーズに合った運営を目指すこと。また、大規模災害発生時に感染症にも対応できる空調設備やプライバシー空間の確保のためのパーテーション、簡易ベッドの他、マスクや消毒液など必要な物品をプッシュ型で配備できる備蓄整備をさらに進めること。

また、「ひょうご防災減災推進条例」に基づき、避難行動要支援者支援につ

いて市町との連携をより一層強化するとともに、福祉避難所の充実や帰宅困難者に対する一時避難所の確保、津波避難場所としての高速道路や駅舎の活用等、災害発生時における市町を跨る避難対応についてさらに協議を進めること。

⑥ 災害時の情報共有機器設備の整備

地上放送デジタル化において難視聴地域では、国の地域情報通信基盤整備推進交付金等を活用し整備されたケーブルテレビ設備が使用されており、災害時の情報共有手段としても使われてきた。整備から10年を経過し耐用年数が経過する設備の更新など再整備について国に要望すること。

(2) 地域の特性に合わせた防災計画の策定の推進

① 県地域防災計画

直近の新しいパターンの災害事例や新型コロナウイルス感染症対策等から得られた知見をもとに防災計画の見直しを適宜実施すること。加えて、災害時医療支援に有効とされる災害時多目的船による海上ルートからの災害支援について、常に隣接府県との課題の協議・共有を図ること。

② 南海トラフ地震臨時情報の対応

「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の防災対応について、「臨時情報」への住民の認知度や理解度が低く、住民避難等に支障が生じる恐れがあるため、全県民への周知方策を検討すること。

(3) 大規模災害被災地への支援

県外で発生した災害時に派遣される「ひょうご災害緊急支援隊」について、本県の災害対応のノウハウを活かし、被災地の現地ニーズに応じた専門家や技術者の人材支援を率先して行うとともに、派遣する職員に対して心のケアを含めたサポートをしっかりと行うこと。

さらに、必要に応じて、避難者を受け入れるとともに、避難者の実態を踏まえた居住、就学支援や情報提供など環境整備の充実を図ること。

2 持続可能な県政の推進

(1) SDGsを県政の基軸に据えた取組の推進

SDGsは、人類共通の課題に対して、すべての関係者、ステークホルダーが全力で取組まなければこれ以上豊かな世界の維持・発展が望めないという危機感から生まれた。こうした危機感を県民や企業・団体と共有するとともに、「誰一人取り残さない」という基本理念のもと、少子高齢化、人口減少など県政の課題解決等のツールとして有効であり、自治体行政のパラダイムシフトのための課題発掘、地方創生の突破口を提供するものとして、他府県でもSDG

sを基軸に据える取り組みが広がってきていることから、本格的な取り組みを推進すること。

(2) 新型コロナの影響を踏まえた財政運営と事業の見直し

【新型コロナ最重点要望事項】

来年度予算編成にあたり事業の見直しを進める際には、新型コロナウイルス感染症対策にかかる予算は十分確保するとともに、県民生活に直結する事業についてはその水準を低下させないように県単独事業の削減等を行わないこと。また、その見直しの内容については県民の十分な理解を得るとともに、県議会との合意形成を丁寧に行うこと。

(3) 効率的な業務の推進

① 県行政のデジタル化の推進による新しい行政の確立

県行政全般におけるDX(デジタル・トランスフォーメーション)について、県行政のデジタル化推進に留まらず、業務や組織、風土等を変革し、時代変化や社会のニーズに対応した新しい行政の確立を目指し、県民の利便性向上と県行政の効率化、革新に取り組むため、人員体制を先進都市並みに強化すること。

② 県民利便性向上のためのオンライン申請の導入促進

県への申請業務について可能な限りオンラインによる申請とするとともに、全ての申請において代理申請を認めること。また、県内市町における行政手続きのオンライン化を進めるため、現行の「兵庫県電子申請共同運営システム(e-ひょうご)」を再構築し、参加市町の拡大とともに、県民にとって使い勝手の良い広域的な電子申請基盤の充実を図ること。

また、行政手続きのデジタル化に対応するためにも許認可等の申請における代理等の申請件数等の状況について、調査し関係機関に開示するとともに、許認可等の申請においては代理欄を設けること。更に、申請事務の効率化を図るため全ての申請事務をデジタル化するとともにインターネット申請を可能とすること。

③ ICTを活用した行政の効率化の推進

AIやRPA、IoT、5G等を活用し、行政業務の効率化を全庁的に進めるとともに、テレワークやオンライン会議をフル活用できる業務体制への移行を図ること。また、市町においても同様にICTを活用した業務効率化が進むよう助言や支援を行うこと。特に県庁再整備に合わせ更に効率的な業務推進が可能となるよう、ハード、ソフト両面のICT環境の整備を行うこと。

④ 県民のICT利用促進にむけた支援

生涯学習等の場においてICTスキルの習得機会を提供するとともに、スマホやタブレット、パソコン等のインターネットの利用環境の普及促進を図るための支援策を講じること。

(4) 地域創生の推進

① ポストコロナ時代の自立分散型社会を目指す地域創生戦略の見直し

【新型コロナ最重点要望事項】

コロナ禍により、リモートワークやワーケーション等の経験を経て、地方移住、副業・兼業、ワークライフバランスの充実等への関心が高まるなど国民の意識・行動に大きな変化が生じている。東京一極集中を是正し地方分散型社会の実現に向け、この変化を的確に捉え、デジタル環境整備を早急に進めるとともに、教育・医療・商業等がつながり合うスマートシティ構築を推進する等、ポストコロナ時代の自立分散型の多極的な社会を目指し、従来の地域創生戦略について適切かつ大胆に見直しを図ること。

② 東京圏からの転入増に向けた国への働きかけ

地方に定住意欲を持つ若者を育成するためにも、国関係機関の地方移転（特に防災庁を新設し兵庫県に設置）や法人税の地方軽減、本社機能の移転、地方国立大学の定員増、地方企業へ就職した場合の奨学金免除等分散型社会構築に向けて兵庫県独自の取組を模索、実施するとともに、国にも強く働きかけること。

③ UJIターンの促進

コロナ禍により、地方への移住が注目されており、移住検討者のニーズを正確に把握した上で、適切な対応により本県へのUJIターンを促進すること。また、これまでのUJIターン促進に係る施策の検証を行うとともに、県内企業のネット動画配信やオンライン面接等に伴う通信環境整備や、市町のワーケーション誘致施策などへの支援といった新たな施策を推進すること。

④ 地域おこし協力隊等の推進

都市地域から過疎地域等へ移住し地域協力活動を行う「地域おこし協力隊」事業の取組や、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる都市農村共生・対流総合対策事業を活用した取組を積極的に推進すること。

⑤ 交流人口及び関係人口増の取組

都市農村共生・対流総合対策事業を活用し、市町単位や小中高の学校間等で定期的に交流できるような仕掛けや二地域居住の魅力を広く理解してもらうためのモデルケースを紹介するなどにより、県内における交流人口増に取り組むこと。

⑥ 芸術文化観光専門職大学による地域活性化

芸術文化観光専門職大学を活用して但馬地域の活性化の取組を推進すること。

⑦ ふるさと納税ワンストップ特例制度に係る市町への支援

ふるさと納税ワンストップ特例制度によって生じる地方税減収額について、全額国費で補てんするよう国に要望すること。

⑧ ひょうご地域創生交付金制度の継続

市町が継続して地域創生の取組を実施できるよう、ひょうご地域創生交付金制度を継続すること。

⑨ 県民局統合での利便性の確保

阪神南県民センターと阪神北県民局統合に伴い、県民の利便性を維持するため、阪神南地域に分室を設置すること。

(5) 地域を支える取組の充実、支援

① 連携中枢都市圏・地域活性化に取り組む地域への支援

高度医療提供体制や6次産業化の支援、子育て支援、さらには地域交通の確保など、圏域全体の住民の暮らしを支えることが期待される連携中枢都市圏や中心市を核とした活性化を進める地域について、県として必要な助言を行うなど、積極的に連携し支援すること。

② 地域資源を活用した地域創生事業の支援強化

日本農業遺産認定を目指す「丹波黒」、世界遺産登録を目指す「鳴門の渦潮」など、県下各地の地域資源を活かした地域活性化の取組や要望に対し、県としても市町や活動団体と連携し、財政面での支援等を積極的に行うとともに、これらの地域資源の広報を積極的に行うこと。

(6) 兵庫の玄関口・神戸の活性化

① 三宮駅周辺の整備開発の支援

JR、阪急の三宮駅ビルの建替、駅前広場の整備、神戸市の関連施設の再整備等三宮の再整備推進に当たっては、兵庫県そして国際都市神戸の玄関口としてふさわしい高い機能性や利便性を有し、災害に強く環境に配慮した魅力あふれる開発となるよう、事業者、神戸市と連携し、スピード感を持って整備が進むように支援を行うこと。

特に、兵庫県として兵庫らしさが反映できるように、公共スペース等への県産木材を利用した大規模木質化や、県内の特産品を新たな視点でアピールし、売込めるようなスペースの確保等、ハード、ソフト両面において兵庫県として積極的に提案すること。

② 県庁舎等再整備

県庁舎及び周辺地域の再整備については、三宮再整備と連携して神戸都心エリア全体の活性化につなげるとともに、県産木材の使用や発注方法の工夫による経済効果の波及等に努めること。なお、県の財政状況が依然として厳しく、新型コロナウイルス感染症の県財政への影響が甚大であることを踏まえ、不要土地の売却による財源の確保や事業費の抑制などについて慎重に検討して県財政への影響を最小限に抑えること。また、現状の県庁舎が耐震基準を満たしておらず、南海トラフ巨大地震発生時に司令塔として機能できない可能性が高

いことや、民間施設の誘致による新たな賑わいの創出等が県民の利益にも資する事業であること等を、県民に丁寧に周知し、理解を求めること。

③ 兵庫津ミュージアムの整備

兵庫津ミュージアムの整備にあたっては、「兵庫五国の歴史の再発見ができる拠点施設」として魅力あるものとし、投資に見合う集客を図ることができるような仕掛けやプロモーションを行い、兵庫県の新たな名所となるような施設にすること。また、神戸市と連携し、周辺整備にも積極的に取り組むこと。

④ 新長田合同庁舎を核とした地域活性化

新長田合同庁舎を核に、周辺地域や商店街等の活性化に向けた効果がより発揮されるよう、地元や神戸市と連携した活性化施策を実施し、その効果検証をしながら活性化施策の実効性の向上に取り組むこと。

3 私学教育の充実

(1) 私立高校授業料の実質無償化の更なる拡充

令和2年度から年収590万円未満世帯の私立高校授業料の実質無償化が国において実現した。本県では更に、全国の私立高校授業料平均額と兵庫県の私立高校授業料の平均額の差額12,000円を埋めるとともに、年収590万円以上730万円未満世帯には国の就学支援金11万8,800円に10万円を上乗せ、年収730万円以上910万円未満世帯には5万円を上乗せする支援を行っているが、年収590万円以上の世帯が更なる授業料軽減の恩恵を受けられるよう支援制度の拡充を図ること。

(2) 外国人学校振興費補助制度の見直し

外国人学校振興費補助の「教育充実分」の補助について、教員の3分の2以上が日本の教員免許を所有することという追加要件を課したことにより、朝鮮学校への補助が従来と比べ減額されている点について、制度の見直しを行い、減額をやめること。

(3) 私学教育への支援

兵庫県の公教育の一翼を担う私学に対し、生徒数の大幅な減少により多くの学校が赤字となっている学校経営の健全化や、ICT教育環境の整備、令和元年の消費増税分を授業料転嫁ができていないこと、耐震化や環境・省エネルギーに対応した施設整備等のため、経常費補助の大幅な拡充を図ること。

また、「ひょうご未来の高校教育あり方検討委員会」の報告を踏まえ来年度より実施予定の県立高校改革においては、私立高校に対する影響について十分配慮し、複数志願選抜の入試制度の見直しや、県立と私学の生徒比率の適正化

に配慮した定員設定等、兵庫県の多様な高校教育の実現に向けた改革とすること。

(4) 私立専修学校への支援

社会の変化に即応した実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う教育機関として重要な役割を果たしており、県として積極的にその振興に取り組むとともに、専修学校専門課程への経常経費補助の増額、専修学校高等課程への財政的な支援を拡充すること。

4 安全・安心の地域づくり

(1) 高齢者が安心して暮らせる地域社会

高齢者を特殊詐欺被害から守るために、これまで、事前警告機能付通話録音装置等を名簿搭載者リストに基づいて無償提供するなどし設置を進めてきたが、その効果を検証し無料設置台数の拡充に努めるほか、高齢者等への特殊詐欺被害に関する講習会等において通話録音装置等の効果を説明するとともに、希望者への機器配布や購入を推奨するなど普及啓発を行い、特殊詐欺撲滅強化に取り組むこと。

(2) 地域の防犯対策の強化

① 「ひょうご地域安全SOSキャッチ事業」の普及促進と活用

地域に潜む犯罪の兆候を早期につかみ、防犯力向上につなげていく「ひょうご地域安全SOSキャッチ事業」の普及啓発を促進するとともに、受信結果や地域特性、相談者の特性等を分析し、効果的な広報や犯罪抑止を図ること。

② 防犯カメラ設置の推進

犯罪の抑止と捜査力向上が期待される防犯カメラの設置を推進するために、防犯カメラ設置補助事業の補助上限額と設置件数を引き上げること。また、通学路の安全確保の観点から、必要な場所への防犯カメラの設置を市町と連携して更に推進すること。

(3) 外国人材の受け入れ環境づくり

① 外国人材の受け入れ環境・支援体制整備

外国人材が今後増加することが予測されるなかで、県内企業、団体、地域コミュニティ等が外国人材を円滑に受け入れる環境づくりが急務である。具体的には、多様な国の外国人材が安心して働き暮らせるための日本語教室の整備や、買い物、病院など日常生活に対する支援体制などの環境整備を早期に進めること。また、民間や各団体へ支援を呼びかけ社会全体で支援可能な体制を構築すること。

② 兵庫県職員（一般事務職）の受験資格からの国籍条項の撤廃

一般事務職の受験資格について、兵庫県下の全ての市町において国籍条項が撤廃されているにもかかわらず、兵庫県のみが国籍条項により制限している状況について、一刻も早く撤廃し改善を行うこと。

（４） 犯罪被害者等の支援の充実

犯罪被害者等の支援を充実するため、犯罪被害者等の支援の基本理念及び基本的施策を明確化し、犯罪被害者支援等に特化した条例を制定して、犯罪被害者等の権利と尊厳を守る旨を宣言すること。

5 選挙権行使の利便性確保

長期にわたり洋上で就労している船員について、棄権を防止するために選挙権行使の利便性を確保できるよう、国に要望すること。

また、投票率向上のために期日前投票所の箇所数を大幅に拡充するよう、市町への財政支援を国に要望すること。

6 土砂災害特別警戒区域に係る固定資産税減免等

土砂災害特別警戒区域（R区域）に指定された地区の実情に応じた固定資産税減免や適正な固定資産評価が行われるよう、市町へ助言すること。

II 健康福祉部

1 地域医療の充実

（１） 新型コロナウイルス感染症等の新しい感染症への対応

① 疾病予防管理センター（CDC）の創設【新型コロナ最重点要望事項】

新たなウイルスに備え、災害と同様に事前の準備で被害を軽減し、政令市・中核市の保健所も含めた県内保健所の一体的な連携体制を構築するため、疾病予防管理センター（CDC）を創設すること。

② 緊急時に対応できる医療体制の構築【新型コロナ最重点要望事項】

新型コロナ等、新たな感染症の急激な感染拡大に機動的に対応できるよう、病床や看護師などの医療人材を恒常的に確保すること。

(2) 医師・看護師等の確保対策等の推進

① 医師確保対策

県内医師の地域偏在・診療科偏在の解消に向け、医師確保数の目標・対策を含む「医師確保計画」を基軸に、県養成医師枠や医学部定員の「地域枠」の増加、継続等医師確保に向けた取組を強化するとともに、「地域医療活性化センター」を活用した教育・研修機能による医師の資質向上、女性医師の働きやすい環境の整備や再就業を促す取組により、実効的な医師確保を進めること。

また、県内の医師不足が切実な課題の市町に対して、診療科ごとの医師確保、派遣の見込み等を示し、計画的に医療体制の維持を図れるようにすること。

② 産科医の確保と周産期医療の充実

誰もが安心して住んでいる地域で子どもを産み育てられるよう、地域医療機関においても産婦人科医及び助産師の確保・資質向上、ハイリスク妊婦及び新生児に対応できる高度専門的な周産期医療の充実を図ること。特に、西播磨地域、丹波地域、淡路地域の出産受入れ医療機関については、各市町において小児・産科医などの医師確保は困難であり、県として更なる支援強化を行うこと。

③ 看護師確保対策

看護師の不足及び地域偏在を解消するために、卒後臨床研修制度による指導体制整備、短時間勤務導入及び院内保育等の就労環境整備等への支援を行うほか、処遇改善による看護師の離職防止・定着促進を図るとともに、潜在看護師を活用するため、復職相談体制の充実を図ること。また、訪問看護にあたる看護師のニーズを充足するほか、少子高齢化という労働人口変化に応じた夜勤体制の安定確保並びに地域性や重症度による医療・看護の必要性に対応するために、看護師の資質向上や研修の充実等の取組を強化すること。

④ 歯科技工士の養成・確保策

県内に養成学校がなく、県内の歯科技工士の約6割が50歳代と高齢化が進んでおり今後急速に歯科技工士がいなくなると見込まれる中、奨学金制度創設等歯科技工士の養成・確保に向けた具体的な対策を早急に講じること。

(3) 小児救急医療対策の推進

小児科医以外の医師や看護師等の救急医療関係者に対する小児救急医療研修を推進するとともに、県内2か所ある小児集中治療室（PICU）の拡充と専門医療チームの強化・拡充を図り、小児救急医療体制の充実に取り組むこと。

(4) がん対策の推進

① がん対策推進計画の策定について

本県のがん対策推進計画の策定について、取組と結果、成果の因果関係を明確にするロジックモデルの採用を検討するとともに、中間評価が可能な計画を検討すること。

② がんの早期発見対策の強化

全国平均を大きく下回る本県の各部位のがん検診受診率について、性別や県内各地の地域性等を考慮した実効性の高い対策を行い、受診率を向上させ全国平均値を早急に超えることができるよう予防の取組を強化すること。

③ 女性特有のがん対策の推進

乳がん及び子宮頸がん検診の無料化を継続するよう、国に求めること。

乳がん検診については、高濃度乳腺が日本人女性に多いと指摘されている中、検診結果の詳細を本人に伝えるとともに、県内市町のがん検診の精度管理や事業評価、科学的根拠に基づく検診が実施されるよう、引き続き市町を支援すること。また、ピンクリボン月間（10月）などを活用し受診率向上に取り組むこと。加えて、マンモグラフィ読影医及び女性の撮影技師の養成を図ること。

④ がん教育の強化

がん予防に結び付く食生活、運動、休養、飲酒等の生活習慣の改善に関する知識、がんの原因となる感染症等に関する知識について小中高を通じて体系的に学ぶ機会を確保すること。また、成人に対するがん教育についても有効な機会や手法を検討して実施すること。

⑤ がん患者が安心して暮らせる社会の構築

がん患者が、就労や学校などの日常生活を続けながら安心して暮らせることができるよう、支援制度や相談体制の充実に取り組むこと。

(5) 疾病対策の推進

① 慢性腎臓病対策の強化

要再診者の受診を促進し、重症化ハイリスク者対策や保健指導を充実させること。また、献腎移植の意思を無駄にすることなく、移植を待ち望んでいる患者につなげるシステムを構築すること。

② アレルギー性疾患対策の推進

アレルギー性疾患医療体制や県立病院のアレルギー外来の充実など、アレルギー性疾患対策の総合的取組を推進すること。特に、国や県・市町、学校等の責務を明確にした「アレルギー疾患対策基本法」に基づき、学校、幼稚園、保育所、学童保育等への情報提供を徹底するとともに、適切な相談・治療を受けられる体制を整備すること。

③ 性感染症対策の推進

性感染症予防に対する学校教育や危険回避への意識付けを行うほか、夜間・休日検査の拡充など、エイズ・性感染症対策を総合的に推進すること。

④ 全新生児への聴覚スクリーニング検査の実施

全ての新生児に対する聴覚スクリーニング検査が実施できるよう、県独自の補助制度を創設すること。

⑤ 肝炎対策の推進

肝がん・重度肝硬変患者への入院医療費助成制度や、肝臓病の身体障害者手帳認定基準の緩和について周知徹底を図るとともに、日本肝炎デー（7/28）を活用したウイルス検診キャンペーン、がん検診受診率等向上推進協定企業や健康保険組合などを通じた企業への推進や周知を行うなど、啓発活動を強化し、肝炎ウイルス検査の受診促進を図ること。また、分子標的薬による通院治療助成制度の追加について関係機関並びに患者・家族への広報を拡充するとともに、肝炎コーディネーター同士がSNSなどを活用して、最新情報や事例を共有できる体制を構築すること。更に、コロナ禍であってもオンライン会議などを活用し、定期的に協議会を開催すること。

⑥ 鍼灸治療の効果検証

鍼灸治療は多くの県民が治療しているため、治療の効果について調査・研究を行うことを国に要望すること。

⑦ 脳脊髄液減少症治療体制の強化と患者支援の推進

脳脊髄液減少症に関する研修会を、医学界を含め各関係機関等と連携し開催すること。また、脳脊髄液減少症について相談窓口の開設及び小児の患者救済の対策を検討すること。

加えて、小児の脳脊髄液減少症並びに周辺病態の診断基準を定め、早期に保険適用が可能となるよう、国に要望すること。

（6）難病対策の推進

① 患者・家族への支援強化

難病患者への医療費助成や団体・家族に対する支援などにおいて、当事者が困っていること等ニーズをしっかりとくみ取った上で、難病対策の充実に取り組むこと。また、受給者証の継続更新については、郵送等による手続きの簡素化を図ること。更に、特別児童扶養手当の審査について、認定医に先天性疾病患の専門医を増やし、適切な審査が行える体制を整備すること。

② リウマチ患者支援の推進

健康診断でのリウマチ疾患の発見と早期治療の啓発に努めること。また、生物学的製剤治療を行うリウマチ患者に対する高額療養費の見直しなど財政的支援を国へ求めるとともに、県としての支援策を検討すること。

（7）こころのケア施策の推進

① 音楽療法の普及・定着

音楽療法の普及・定着を目指して、音楽療法定着促進事業を継続するとともに、兵庫県音楽療法士会と連携を図り、取組を強化すること。

② 自殺防止対策

自殺者数のより一層の低減を図るため、自殺未遂を繰り返す等のハイリスク

要因を抱える方の実態調査を行うとともに、救急医療機関と福祉、警察と本人の同意がなくても緊密な連携が取れるような体制を構築すること。また、こころの健康保持対策を進めるとともに、SNSを活用した相談体制を強化する等カウンセリングの充実や、遺族へのケアなど自殺防止へ向けた総合的な対策を推進すること。

2 介護・福祉の充実

(1) 介護人材の確保・定着・育成に向けた助成・補助制度の創設

① 訪問介護員など介護人材の確保の推進

訪問介護員の人材不足が深刻な中、在宅介護者の重度化や看取り対応など、訪問介護の専門性が求められており、こうした現状に鑑み、介護職員初任者研修の受講促進に向けた受講料助成や研修体制の整備・充実のための事業所内代替要員確保に向けた補助制度等、訪問介護員の確保・定着・育成に向けた補助制度の拡充を図ること。また、介護人材の確保については、一層の処遇改善等を行い、その推進を図ること。

② ひょうごケア・アシスタント推進事業の拡充

介護現場への参入促進する「ひょうごケア・アシスタント推進事業」の補助制度の拡充や広報・周知を行い介護人材のすそ野を広げること。

③ 介護教育と受け入れ体制の拡充

中学校・高等学校における介護教育の充実や外国人看護人材受け入れ体制の拡充を行うこと。

(2) サービス・住まいの確保

① 在宅医療・介護を支えるサービスの確保

定期巡回随時対応型訪問介護・看護、複合型サービス、小規模多機能型居宅介護サービス、訪問看護など在宅医療、介護を可能とするサービスが全市町で実施できるよう支援すること。

② 介護施設等の整備加速化などによる住まいの確保

来たるべき2025年問題に対応できる体制を構築するため、特別養護老人ホームや老人保健施設、介護療養型施設の介護三施設の整備の加速化など、施設系サービスの基盤整備を進めるとともに、特にサービス付き高齢者向け住宅やグループホームなどの整備促進を図り、生活支援サービスとの組み合わせによる安心の住まいを確保すること。

加えて、国が推進している空き家の活用などによる低所得高齢者のための住宅の提供と家賃補助制度の導入を進めること。

(3) 計画的な老人福祉施設の大規模修繕・改修の推進

老人福祉施設の老朽化に係る増床・改築等の大規模修繕に対する補助制度を創設すること。

(4) 「地域包括ケアシステム」の構築

① 地域包括支援センターの体制強化

高齢者の総合相談の充実、地域支援事業の実施体制の推進など一層の機能強化を図るため、業務量に見合う適正な人員配置や職員の資質向上のための研修の充実といった体制整備及び安定的な運営が確保されるように支援すること。

② 訪問看護師・訪問介護員の安全確保事業の拡充

介護報酬上2人訪問加算が適用できない場合であっても、訪問者の安全を確保する必要があることから、当該事業を実施している。しかし、ほとんど事業者に普及されていないことから、一つの障壁と考えられる事業者の負担を無くすこと。

③ 医療と介護の情報共有

「h-Anshin(阪神)むこねっと」等患者情報共有システムを地域包括支援システムで利用できるよう、介護関係機関での活用を支援すること。またデータヘルスの展開、地域における要支援者の把握、医療と介護間での情報共有等、効果的な支援体制の構築を進める上で、個人情報保護法を踏まえ、関係者による適切な情報の共有が可能となるよう、体制整備を進めること。

(5) 認知症対策の推進

① 認知症対策の大幅な強化

認知症の早期発見に向け、認知症検査受診を促進するための認知症診断助成制度や、認知症患者やその家族の支援策として、賠償責任保険やGPSかけつけサービス等を、「認知症対策ひょうごモデル」として県が主導し市町とも連携して全県に展開すること。更に、高齢者が認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにする効果的な予防手法についての調査・研究を行い、予防事業の充実を図り、認知症対策の大幅な強化を図ること。

② 普及啓発・本人発信の支援

誰もが認知症に対する知識を習得し、認知症の人を優しく見守る社会の実現に向け、相談窓口・広報誌の拡充等により、認知症に関する理解を促進した上で、キャラバンメイト養成の強化、市町と連携した養成講座の開催のさらなる推進に取り組み、より多くの認知症サポーターを養成するとともに、ひょうご認知症サポート店（事業所）を増やす取組を強化すること。

③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

早期発見、早期対応のため、認知症初期集中支援チームの拡充と周知に努

めるとともに、医療従事者、介護従事者等の認知症対応力の向上に努めること。
また、認知症患者の介護者の負担軽減の推進すること。

④ 認知症バリアフリーの推進等

認知症の人が安心して暮らせるバリアフリーのまちづくりを推進するとともに、各関係機関と連携した地域における認知症高齢者の行方不明者減少のための体制や市町域を超えた「認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク」の構築を進めること。

⑤ 若年性認知症の人への支援、社会参加への支援

若年性認知症の家族支援の強化、成年後見制度の利用促進を図ること。

(6) 健康増進の充実

① 健康寿命の延伸

県民の健康増進に取り組むことにより、健康寿命を延ばし元気に老後を過ごすことができる健康長寿社会を実現するため、健康づくり、フレイル予防（栄養・運動・社会参加）に積極的に取り組む高齢者等の増加を目指し、働き盛り世代からの健康づくりとしての健康診断や保健指導の受診促進、効果的な運動プログラムの実施、介護予防対策等を一層充実し推進すること。

② 感染症に対する備えも含めた介護予防対策の推進

新型コロナウイルスなど感染症に対する備えも含めた介護予防対策を推進するため、通いの場への参加者増加のための工夫を行うこと。

③ 「(仮称)オーラルケア条例」の制定

生涯を通じた歯及び口腔の健康づくりを推進し、すべての世代で歯を大切に
する習慣を広げるため、「(仮称)オーラルケア条例」を制定すること。

④ 口腔ケアの普及促進

生涯を通じた歯及び口腔の健康づくりを推進するため 8020 運動に引き続き
取り組むこと。そのなかで、口腔機能の基礎が作られる乳幼児期の歯磨き習慣
は重要であり、特に保育現場での歯磨きが十分でないとの調査がある。実態調
査を行うとともに、歯科衛生士による歯磨きや食事指導の派遣等を検討するこ
と。高齢者については、自宅療養者及び施設入居者の歯科医による往診治療な
ど、要介護高齢者等に対する口腔ケアの普及を促進するとともに、歯科衛生士
を引き続き施設に派遣すること。また、「口腔保健支援センター」に常勤の歯
科医師を配置し、口腔保健施策の普及を促進すること。

(7) 生活困窮者支援の充実

① 一時生活支援事業の推進

一時生活支援事業を未実施の市に対して、圏域ごとに共同運用する等の調整
を図り、全県でのサービス提供の実現、事業の拡充に取り組むとともに、国に
対して全額国庫負担を要望すること。

② 自立支援事業の着実な実施

住宅確保給付金の支給、中間的就労等就労支援、家計管理に関する指導等家計相談支援、子どもへの学習支援等、生活困窮者一人一人の自立に必要な自立支援事業を、本人の状態に応じて、切れ目なく継続的に実施できるよう努めるとともに、NPO、民間企業・団体、ボランティアなどの支援活動に対しても支援強化を図ること。

また、生活困窮者自立支援制度の活用などにより、一時生活支援、住居確保支援金などの給付金を推進して、県下全域でサービスの提供を充実させること。また、家計を補うための社会参加(中間的就労支援)の普及や債務、滞納を改善する家計支援と各事業の取り組みとともに実効性のある取り組みを普及すること。

③ 子どもの貧困等への対応

子どもの貧困対策として、既の実施している「子ども食堂」への支援や「地球未来塾」の学習支援を拡充強化するとともに、公民関わらず福祉、教育、労働等の各分野が連携し、子どもの貧困対策を横断的、重層的に推進してその実効性を高める取組を推進すること。

④ 生活困窮者への対応

生活に行き詰り、食料や物資を求める県民が増加しているため、生活困窮世帯への物資提供やフードドライブなどの貧困対策を横断的、包括的に実施すること。

⑤ 生活困窮者の就労の場の提供

感染拡大により時短営業や事業の閉鎖・縮小が相次いでおり、失業者や働いていても生活に困窮するワーキングプアが増加している。生活困窮者に就労の機会を広く提供するとともに、一般就労に向けた就労体験等の認定就労訓練事業を実施する団体を増加させるために、随意契約を活用して、健康福祉部だけでなく他部局とも連携して、就労の場を提供、増加させること。

(8) 人権の尊重

① 市町の人権啓発活動に対する支援

「人権に関する県民意識調査」2018年調査結果を踏まえた啓発活動の充実を図ること。また、隣保館の改修においては、市町の計画・要望を踏まえて着実に実施できるよう支援すること。

② 事前登録型本人通知制度の市町への啓発推進

「事前登録型本人通知制度」の普及に向け、登録者数の増加に向けた取組を強化するとともに、被害告知型のみを導入している市町に対して導入を働きかけること。

③ ヘイトスピーチ対策

特定の人種や民族に対して差別や憎しみをあおる言動であるヘイトスピー

チについて、いわゆるヘイトスピーチ規制法の趣旨を踏まえたヘイトスピーチによる差別解消を目的とした条例制定の検討や、県職員をはじめ県民に対する人権教育、啓発活動の強化を行い、外国人に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すること。

更に、京都府で策定されたようなヘイトスピーチの恐れがある場合の公的施設の利用を制限するガイドラインの策定、ヘイトスピーチの禁止に向けた実効性ある対策を講じること。

④ インターネット・モニタリング体制の強化

ネット上での誹謗中傷や外国人へのヘイトスピーチ、部落差別等の人権侵害事案の深刻化に対応するため、現在本県で実施されているネットのモニタリング事業を各市町と連携して充実を図り、県や各市町が個別に実施するのではなく、情報共有を図り共同でモニタリング体制を集約化するなどにより強化を図ること。また、インターネットへのヘイトスピーチや悪質な動画等については、県から削除するようプロバイダーへ要請するとともに国に対して人権侵害に対応する法整備を要望すること。

⑤ 部落差別解消推進法に伴う県条例の制定について

国においては部落差別解消推進法が成立し施行されているが、部落差別の実態を正確に把握しつつ、本県としてもより具体的な差別解消に向けた推進方策を講じるための部落差別解消条例を制定すること。

(9) ヤングケアラーに対する支援について

近年、親等の介護等を日常的に担っているヤングケアラーに対する教育面や福祉面に関する課題がうきぼりになっているため、教育委員会等と連携しヤングケアラーの実態把握を早急に図るとともにヤングケアラーに対する適切な支援を推進する相談窓口を創設すること。

3 子育て支援の強化

(1) 子育て環境の整備

① 0～2歳児への保育料補助制度の拡充

県独自の0～2歳児の保育料補助について、補助額の拡充、補助要件の所得額を緩和し、保育料補助制度を維持・拡充すること。また、国に対して無償化対象の拡充について要望すること。

② 保育人材の確保、保育の施設整備

早期の待機児童の解消を図るため、地域の事情に応じた多様な受け皿整備を図るとともに、保育士のスキルアップや処遇改善などの支援に取り組むとともに、潜在保育士の復職を支援すること。

③ 認可外保育施設の質の向上

幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設について、効果的な監査を実施するとともに、巡回支援指導員を活用し、指導監督基準順守の指導や事故防止に向けた助言を行い、認可外保育施設の質の確保に努めること。

④ 妊娠・出産・産後の切れ目のない支援の充実

市町が設置する「子育て世代包括支援センター」体制の充実に向けて取り組みを進めるとともに、産前・産後における不安・負担の解消に向けた切れ目のない支援（育児パッケージ・産前・産後サポート・多胎児支援など）についての先進的な取り組みを研究し、県独自のサポート支援を推進すること。また、公・民の施設を活用した「宿泊型」、「デイケア」サービス、家事・育児サービスを利用できる産後ドゥーラを含む、助産師等の子育ての専門家等を活用した「訪問型」ケアの事業化などの支援の充実を図るとともに、国に対して産後ケア事業や多胎児への財政支援について要望すること。

⑤ 放課後対策の充実

「ひょうご放課後プラン事業」について、定員の拡充や開設時間の延長など地域の実情に沿った運営の充実を図るとともに、支援員の確保策を推進すること。また、現在加算対象外となっている1日6時間未満の開所においても加算が受けられるよう要件改善を図ること。

更に、学校の働き方改革によって、放課後子ども教室が放課後や休日に学校施設を利用する際に支障が出ないよう配慮すること。

(2) 子どもの生活環境の整備

① 児童虐待防止対策の強化

児童虐待防止対策については、こども家庭センターを核として、市町、警察、医療機関など関係機関とのネットワークを一層強化するとともに、児童虐待への社会的関心が高まり相談や通告件数が大幅に増え、こども家庭センターの対応力を上回る状況になっていることから、児童福祉士の人員を拡充するとともに、計画的な採用、人事ローテーション、専門性をより発揮できる役割分担等により、緊急性の高い虐待事案への対応力を強化できるような体制整備を進めること。

また、虐待通告から原則、48時間以内に安全を確認する「48時間ルール」への対応状況を確認しながら、現場の状況把握と改善に取り組むこと。

② 里親制度の充実

里親制度を推進するため、養育里親の育成・支援とともに、普及啓発等の充実を図ること。

(3) 不妊治療の支援拡充

安心安全な周産期母子医療提供体制を整備するなか、不妊治療については、

男女双方に対する助成の拡充に努めるとともに、大幅な所得制限の緩和措置を国へ要望すること。

(4) 幼児教育無償化に係る市町負担の軽減

市町の厳しい財政事情、今後の社会保障全般における施策実施の必要性等を踏まえ、幼児教育無償化に係る国と地方の負担割合を見直し、市町負担を軽減するよう国に要望すること。

4 障がい児・者への支援強化

(1) 障がい児・者への支援の強化

① 障がい児・者リハビリテーション体制充実への支援

児者一貫したリハビリテーション体制充実に向け、18歳以上の障がい児・者リハビリテーションの診療報酬引き上げを国に要望するとともに、県での支援体制を構築すること。

② 難病患者への支援強化

難病患者等も障がい児・者の範囲に加えられたことから、市町において、難病相談・支援センター等と連携した難病患者等に対する漏れのない障害福祉サービスが、難病患者や団体に対して格差なく提供されるよう支援するとともに、制度の周知を徹底すること。

③ 無年金外国籍障がい者への支援拡充

無年金外国籍障がい者に対する福祉給付金支給制度を障害者2級に拡充すること。また、国に対して引き続き救済措置の実施を求めるとともに、国が救済措置を講じるまでの福祉的措置を引き続き実施すること。

④ 失語症者への支援体制の強化

失語症について県民に理解を深めてもらえるよう啓発活動を行うこと。
また、失語症の患者や家族が退院後の不安やリハビリ、意思疎通等の支援を受ける窓口を当事者団体と連携して各地域に設置するとともに言語聴覚士や意思疎通支援者の養成、配置を進めること。

⑤ 常時介護を要する重度障がい者に対する支援

重症心身障がい児・者の介護者へのレスパイト（一時預かり）対策施設を更に拡充し、施設の広報や利用促進を図ること。

⑥ 入所施設の充実

障がい者支援施設の小規模化、施設敷地内グループホームの建設促進、個室化やユニット化、高齢者対応等の整備が促進されるよう支援強化を図ること。

⑦ 福祉医療費助成の制度化

県が実施している重度心身障がい児・者、乳幼児、ひとり親家庭等に対する

福祉医療費助成制度が、国において早急に制度化されるよう求めること。

⑧ 県立こども発達支援センターの機能強化

県立こども発達支援センターの機能を強化し、各関係機関や市町と連携して発達障がい児・者の早期発見、相談、診断、療育指導等、発達障がい児への支援の充実・強化を図ること。

⑨ 発達障がいの早期発見、早期療育に向けた取組強化

発達障がいの診断に非常に時間がかかっている状況を解消するとともに、顔テレビといった診断ツールを3歳児検診等で活用する等、発達障がいの早期発見につながる可能性があるツールを積極的に導入して早期発見率を高め、早期療育に繋げていく取組を強化すること。

⑩ 発達障がい者の自動車運転免許取得支援制度の充実

県下すべての市町において実施されている身体障がい者の自動車運転免許取得助成制度と同等の支援制度を、発達障がい者についてもすべての市町で助成が受けられるよう指導、調整を図ること。

⑪ 視覚障がい者への支援

視覚障がい者の情報の獲得や社会参加を促進するため、OTON GLASS（オトンガラス）、AI小型カメラ・オーカムマイアイ等の購入への支援を行うこと。

⑫ 障がい児・者等の活躍促進

事業協同組合（算定特例対象）の設立促進を図り、障がい者の雇用・就業の促進を図ること。また、農業や地域福祉の分野などで就労支援を含む社会参加の促進、障がい者の文化芸術の推進を図ること。特に農福連携の成功モデル確立にむけて健康福祉部と農政環境部が連携して取組を強化すること。

⑬ 身体障がい者補助犬の普及と理解

身体障がい者補助犬の利用を希望する障がい者が、補助犬を利用できるように普及に向けた取組を強化するとともに、補助犬について、店舗等で受入れを拒否しないことや、出会ったときにむやみに触ったり餌を与えたりしないなど最低限のマナーについて理解を広げるよう啓発すること。

⑭ ヘルプマーク等の普及促進

外見からは容易に判断が難しいハンディのある方が、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるヘルプマーク等について、交通事業者との連携や、諸行事、学校教育等を活用した認知度向上の取組を行い、普及を促進させること。

⑮ 障がい者差別解消に向けた取組強化

障がい者差別に関する相談内容の精査や実態把握に努め、差別解消に向けた具体的な事業や取組を強化すること。

⑯ 特別支援学校（幼稚部）に籍を置く未就学児の保育料無償化

特別支援学校に籍を置いて認定こども園にも通った場合においても、保護者および事業者を保育料無償化の対象とし、経済的な理由で住んでいる地域の保育所等にも通いながら専門的な指導を受けることを断念しないよう支援する

こと。

(2) 地域における障がい者の居住支援等の強化

① 医療支援型グループホームの建設促進

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援の中核的な役割を担う医療支援型グループホームの整備が進められるよう積極的な助成を図ること。また、居住支援のための相談、体験の機会提供、緊急時の受け入れ、地域の体制づくりなどを総合的に行う多機能拠点の整備や、ケアホームとグループホームが一元化された医療ケアに対応できるグループホームの整備を積極的に進めること。更に、ピアサポーターの積極的な活用、相談・支援の充実を図り障がい者の地域移行を推進すること。

② 小規模作業所支援の継続

10人未満の障がい者小規模作業所についても、地域活動支援センターへの移行が可能になるよう、補助金による支援など県独自の支援策を引き続き講じること。

③ 在宅障がい者の就労支援

ICTネットワークシステムを活用した障がい者の在宅ワークシステムのモデル事業の成果を踏まえ、在宅障がい者の就労支援や在宅ワークシステムの普及を更に推進すること。

(3) 聴覚障がい者への支援

① 手話言語条例の制定

聴覚障がい者団体が求めている手話言語条例を制定すること。

② 手話通訳者の育成、維持に向けた取組強化

障害者差別解消法の合理的配慮提供の必要性から、手話通訳派遣のニーズが拡大しているが、手話通訳者の養成に一定の期間を要すること、通訳者の高齢化、資格者となってから身分保障がないため定着率が低いこと等、手話通訳者派遣制度を継続していく上で、質、量ともに十分な資格者数を育成、維持することが喫緊の課題となっていることから、以下の事項に取り組むこと。

(ア) 県公費派遣単価において、手話通訳者と要約筆記者の単価を統一するとともに派遣事業の予算を拡充すること。

(イ) 手話通訳者の養成講座開催について、近隣市町での合同開催、市町を越境しての受講を可能にするなどして、受講者の居住地、勤務地に応じて柔軟に受講できる体制となるよう市町を指導すること。

(ウ) 県主催の養成講座に、政令市や中核市の在住者も受講できるようにすること。

③ 要約筆記者の養成

絶対数が不足している要約筆記者の養成講座開催場所を現状の1か所から

3か所に拡大し、県下全域の人が受講できるような予算を確保するとともに、要約筆記者を養成する講師育成に必要な予算を確保すること。

④ 補装具（補聴器）費支給制度の拡充

補聴器に係る国の耳掛型の支給制度に加え、県独自に耳あな型の補聴器や2台の補聴器を希望する者に対する支給制度を創設すること。

(4) 盲ろう者への支援

① 盲ろう者の実態把握

視覚と聴覚の両方に障がいを持つ盲ろう者について、市町と連携して県内の人数や生活実態等を正確に把握すること。

② 盲ろう者に対する支援事業の予算拡充

盲ろう者や家族に対する相談事業やコミュニケーション手段の獲得・社会参画に向けた生活訓練事業に対する補助を大幅に増額し、盲ろう者が適切な福祉サービスを楽しむように支援すること。

③ 盲ろう者を支援する人材育成

盲ろう者の移動とコミュニケーションの支援を担う通訳・介助者を養成し、人材配置を積極的に進めること。

④ 盲ろう者支援センターや市町と連携した盲ろう者への支援

兵庫盲ろう者友の会や県内市町と連携し、盲ろう者福祉の向上に努めるとともに、盲ろう者やその家族の支援に取り組むこと。

(5) 障がい者スポーツ支援施策の推進

① 障がい者スポーツの振興

障がい者スポーツの振興に向けて、県の中核施設として新たに整備される「ひょうご障害者総合トレーニングセンター(仮称)」の機能充実のみならず、県下の障がい者スポーツ施設全体の機能充実を促進し、障がい者スポーツのすそ野の拡大に努めること。

② 障がい者の競技スポーツの強化

パラリンピックやデフリンピック等の国際競技大会を目指す障がい者スポーツ選手に対して、一般の競技スポーツへの強化支援策と同レベルの支援を行い、強化に努めること。

5 その他

(1) 福祉のまちづくり研究所の研究・実践の推進

ユニバーサル社会づくりの研究拠点である福祉のまちづくり研究所について、最先端医療技術を取り入れたロボットリハビリテーションの普及など、障

がい者や高齢者等の社会参加を促す研究・実践を一層推進すること。

(2) 女性へのDV対策の推進

女性に対するDV対策基本計画の実効ある取組、普及啓発に努めるとともに、DV被害の早期発見、通報・相談体制の強化を図るため、女性家庭センターを充実すること。また、DV被害者の自立のための住宅の確保を図り、自立支援に当たるカウンセラー、ケースワーカーなどの人材育成、確保、配置を一層推進するとともに、NPOなど民間支援団体のシェルター運営等の活動に対する財政支援を引き続き講じること。さらに、内閣府の「DV相談+」事業の普及啓発を図ること。

(3) 高齢者生活安定化対策

老後の安定した生活を支援するため、兵庫県社会福祉協議会が行っている、自ら居住する不動産を担保として資金を貸し付ける不動産担保型生活資金の貸付制度を、貸付基準など高齢者のニーズを的確に把握した活用しやすい制度に見直すこと。

(4) 福祉施設における虐待対策

障がい者、高齢者、放課後デイサービス施設等の福祉施設において虐待事案が発生していることに鑑み、施設利用者の不安を解消するため、県の相談体制を整備するとともに、市町と連携して有効な対策をとること。

(5) 動物愛護の機能強化

無責任な飼い主による多頭飼育が社会問題となっているため、飼い主責任を厳格にするための適正飼育（屋内飼育、不妊去勢、飼い主の明示など）の義務化や、飼育頭数の届出制度などを定めた条例を早期に制定すること。また、多頭飼育の予防策として、福祉部門・関係者などとの連携強化体制を構築すること。また、兵庫県「ふるさと納税」を活用して、基金を設置し、動物虐待事案への対応、解剖検査、DNA検査等の費用の財源として活用し動物虐待ゼロを目指すこと。また、愛護センター、警察、獣医師会等の関連機関が連携した動物虐待ゼロを目指す協議会等を設置すること。

Ⅲ 産業労働部

1 多様な人材が活躍できる社会づくり

(1) 多様な人材が活躍できる社会の形成

今後生産年齢人口の大幅な減少が見込まれ、女性を始め高齢者、障がい者など多様な人材が活躍できる社会の形成が求められているため、人材の育成、就業機会の確保、職業能力、スキルの向上等国の支援等も活用しつつ必要な支援を講じ就労拡大に取り組むこと。

(2) 非正規雇用者の正規雇用就業に向けた支援

本県における非正規雇用者は全国に比べて高く、いまだに非正規雇用が増え続ける中、非正規雇用者が安定した正規雇用就業につながるように職業訓練、技術の習得などの取組を進めること。

(3) ポストコロナ社会に向けた外国人就業

ポストコロナ社会に向けた外国人就業については、外国人雇用事業所等各関係機関と連携し、外国人労働者の県内企業へのインターンシップの実施など就労定着に向けた各種支援策を講じること。

(4) 離職者の再就職の促進【新型コロナ最重点要望事項】

コロナ禍により影響を受けた離職者の再就職を促進するため、職業訓練や資格取得に向けた様々な支援を講じること。

2 働き方改革の推進

(1) ワークライフバランス等の推進

若者や女性をはじめ、だれもが多様な働き方を選択でき、社会で活躍できる環境を作るため、同一労働同一賃金の実現や長時間労働の是正、高度プロフェッショナル制度の適切な運用などに向けて、国の取組強化を働きかけるとともに、県として、国と協調した過労死防止対策や、有給休暇取得の促進、仕事と子育て・介護を両立させる環境整備を目指す企業の取組支援など施策の充実を図ること。

(2) 労働条件審査の導入

県が締結する契約を対象として、入札業者や指定管理者において労働関係法

令の遵守や最低賃金の支払い徹底等の実効性を高めるため、社会保険労務士による労働条件審査を抜き打ちで実施し、適正な労働環境の実現に向けた取り組みを強化すること。

(3) ポストコロナ時代の新たなワークスタイルの推進

テレワークの浸透などにより、会社に出勤しない多様な働き方が現実化する中、仕事と育児や介護、病気治療等生活との両立が図られるよう I o T、ビッグデータ、A I 等の D X による新たな技術革新に対応できる技術者や W L B などの専門家等の技能の継承や専門人材の育成を行うとともに、相談・派遣体制を強化すること。

3 女性が輝く社会づくり

(1) 女性への就労支援

出産や育児等で離職し、再就職を希望する女性を支援するため、受入企業に対する助成金事業の周知・拡大や相談窓口の充実を図るとともに、起業や第二創業をめざす女性に対する支援を引き続き実施すること。また、女性の再就職や就業継続を支援するため各種セミナーの開催や相談を実施するほか起業、創業など多様な就業支援に取り組むこと。

(2) 女性活躍の更なる推進

① 実効性ある計画の実施

女性活躍推進法に基づく法定事業主行動計画の実施については、県が率先して取り組むとともに、民間企業における女性の積極採用、積極登用及び評価の取組の推進など、その実効性を確保すること。

② 男女共同参画社会の実現

男女共同参画プランに基づき、主に女性の活躍推進に特化した、男女ともに暮らしやすい社会の実現をめざす取組を推進すること。女性が安心して働き続けられる環境を整えるため、多様な働き方に向けた環境整備、男性の育休取得促進などを総合的に推進すること。

4 若者の活躍を促す環境づくり

(1) 若者の活躍による地域活性化

① 地域のにぎわいの創出

中心市街地・商店街等のにぎわい創出や、若者自身が企画・実行し地域活性

化に挑戦する取組、様々な技能・経験・知識を活かして地域に貢献できる仕組みづくりを推進し、若者等が地域で活躍できる環境整備を進めること。

② 能力開発の推進

新たな専門性を身につけたい人の職業能力開発や、専修学校等の民間教育機関等を積極的に活用し、時代の変化・要請にマッチした教育プログラムの充実を図り、能力開発の推進を図ること。

特に、建設業や保安、介護、保健師・看護師等医療福祉職をはじめ金属材料製造、金属加工、機械整備など有効求人倍率が高い職業に対する安定した就業対策、人材確保、育成に向けた取組を各団体及び関係機関とともに進めること。

③ 大学との連携による地域貢献人材育成と県内企業への就職促進

地域連携・人材育成拠点となる施設の整備や、大学と連携した県内企業のインターンシップや交流の場を支援し、学生の県内就職を促進すること。

(2) 若者雇用対策の推進

① AI、IoT、プログラミング等のITスキルの習得支援

今後AIやプログラミング等IT系人材の大幅な不足が予測されていることから、実践的なITスキルを習得した人材を重点的に育成する取組を強化すること。

② 若者の就労支援の強化

「わかものハローワーク」「地域若者サポートステーション」などとの連携体制を強化するとともに、民間企業での就労体験において、社会人として必要な知識、技能などを習得させ、正規雇用に結び付ける活動を強化すること。

③ 新卒者の就職支援

コロナ禍により、企業において新卒採用の大幅な抑制が想定されることから、採用意欲のある県内企業や人手不足の業界とのマッチングを始め、就職氷河期の再来とならないよう、積極的な就職支援策を講じること。

④ 「ブラック企業」・「ブラックバイト」の根絶

労働法令違反が疑われる企業への監督指導や、若者の離職率が高い業種での雇用管理の改善を進め、「ブラック企業」・「ブラックバイト」を根絶するよう、国に求めるとともに、県も協力して必要な施策を推進すること。

⑤ 雇用のミスマッチ予防

高校生に対するインターンシップ等の拡充を図り、雇用のミスマッチ予防や、就職支援に努めること。

⑥ マイスター制度の創設

本県の伝統的な地場産業や、人気のスイーツ、パン等様々な職人の技をマイスターとして県独自の資格制度で認定し、後継者や人材養成に取り組むとともに、国に対してもマイスター制度の創設を働きかけること。

(3) 若者の起業支援

① 起業家教育の充実

起業家精神の醸成を図るため、教育現場と密接に協力しながら、起業家との出会い作り、起業体験や実学重視の教育といった「起業家教育」を充実させること。また各市町が行っている起業家育成に関する先進的な取組みと有機的に連携すること。

② 起業のセーフティ・ネットの充実

起業に伴う「リスク」を減らすために、事業に失敗した際のセーフティ・ネットとして、職業訓練や再就職支援といった施策を充実させること。

③ 起業のトータル支援

起業をしていくための「リソース」面での支援を充実させていくために、不動産担保ではなく事業計画を重視した融資にシフトし、起業支援組織が協働して支援を行うとともに、起業支援策が若者に知られるよう広報の工夫をすること。また、行政の信用力を活用した販路開拓の支援や、行政課題解決の業務発注等による支援などを行うこと。

(4) 兵庫発のイノベーション創出に向けたスタートアップ・エコシステム確立に向けた取組の強化

まちの持続的な成長を実現するため、スタートアップ・エコシステムの拠点形成を目指す「ひょうご神戸コンソーシアム」の取組を強力的に推進し、革新的なテクノロジーを駆使してイノベーションを創出するスタートアップの育成・集積を神戸市と積極的に連携し、大胆にスピード感を持って取り組むこと。

(5) UNOPS・グローバル・イノベーション・センターと連携した取組

SDGsの達成につながる先進技術を持つスタートアップを国内外から募って育成を目指すグローバル・イノベーション・センターと連携し、県内企業のSDGsの取組を進化させるとともに、スタートアップとのコラボによる新規事業や商品開発などにつなげる取組を行うこと。

(6) 「域学連携」・「産学官金連携」の推進

地域と大学が協同して地域再生・地域づくりに取り組む「域学連携」や、ひょうご産学官連携コーディネーターの活動促進及び兵庫県COEプログラムを推進することで、産業界や金融機関とも連携してイノベーションを創出する「産学官金連携」を推進すること。

5 視覚障がい者の雇用・就業・定着の推進

視覚障がい者の職場適応訓練の実施について、日本ライトハウス視覚障害リハビリテーションセンターのような「視覚障害者就労訓練」を実施して就労支援（音声パソコン訓練の充実等）を行うこと。

また、視覚障がい者の自立促進の為に「音声パソコン訓練」ができる施設の拡大と支援体制の充実に必要となる予算増額を国に要望すること。

6 観光立県の推進

（1）観光振興の推進【新型コロナ最重点要望事項】

コロナ禍の収束状況を見定め、深刻な打撃を受けた観光関連産業への大胆な支援策により観光需要喚起に努めること。さらに、長期滞在型観光やリピーター観光客確保、県特産品消費など地域交流と観光がマッチングする質重視の観光への展開を推進すること。

（2）訪日外国人観光客等の受入れ体制の強化

コロナ収束後の外国人観光客の受入を見据えて、外国人観光客等がスムーズに移動できるよう、交通の利便性の確保、バリアフリー化、多言語による標識や観光案内の改善・充実強化、無料公衆無線LAN環境等のハード面の整備を進めるとともに、キャッシュレス対応機器の導入促進、ハラール（イスラム法において合法的な食品など）の導入促進等、ソフト面の環境整備も合わせて推進すること。

（3）観光資源開発の推進

① 六甲山地域の活性化の推進

瀬戸内海国立公園（六甲地域）について、神戸市と連携し、遊休施設の活用や六甲山を楽しむ新しい施設の誘致等により積極的に魅力をアップさせ、観光客を呼び込めるような活性化を推進すること。

② ユニバーサルツーリズムの促進

高齢者・障がい者を含む誰もが旅行を楽しむことができる環境を整備するため、バリアフリー情報の提供や旅行者へのサポートなど地域の受入体制を強化するほか、高齢者等が参加しやすい旅行商品の開発・普及を図り、ユニバーサルツーリズムを促進すること。

③ テーマツーリズムの推進

ひょうごの五国の各地域における個性的な特徴を打ち出した体験型、テーマ型ツーリズム、具体的な切り口としてカルチャーツーリズム、アグリツーリズム

ム、テクニカルビジットなど新たなスタイルの観光を、市町や民間企業等と開発すること。

④ 近隣自治体と連携した取組

岡山空港や鳥取空港からの入込みルートの開拓、瀬戸内海の観光スポットと連携した振興策、山陰海岸ジオパークを含めた日本海沿岸ルート開拓、丹波観光振興を京都府と連携して強化するなど近隣各府県と連携した取組を強化すること。

⑤ 日本遺産を活用した観光振興への支援

日本遺産を活用して複数の自治体が連携して取り組む情報発信やツアーの企画等の広域的な観光振興への支援を行うこと。

⑥ 瀬戸内海におけるクルーズツーリズムの促進

大阪関西万博等によるインバウンド旅客を、県内周遊観光に導けるよう瀬戸内海におけるクルーズツーリズムなど新たな観光ツーリズムの創出に取り組むこと。

(4) 県民の兵庫県内の旅行を促進する取組【新型コロナ最重点要望事項】

コロナ禍の収束までは、マイクロツーリズムといった県民の県内旅行を促進する取組を更に強化すること。

7 中小企業の振興

(1) 開発から販路開拓までの一貫支援

中小企業の優れた技術・アイデアを製品化し、日本各地そして世界の市場を取り込むため、工業技術センターや大学等と連携した研究開発や新分野進出から、確固たる販路を有する企業間連携等による販路開拓まで強力に一貫支援すること。

(2) 新規起業の促進とクリエイティブ産業の育成

新規起業を目指す人材育成や情報交換、インキュベーションの拠点となる施設や制度の整備を進めるとともに、新たな雇用創出やまちづくりの創造、ライフスタイルの提案などによる地域活性化、農産品の6次産業化など地域創生にもつながるクリエイティブ産業の育成、事業展開を支援すること。

(3) 地域の特色を活かしたビジネス

各地に存在する多彩な地域資源（農林水産品、観光資源、技術、伝統・文化など）を掘り起こし、品質管理の徹底、売れる商品・サービスの開発を支援することで地域資源のブランド化を進め、都市部や海外の需要を大きく取り込む

など、特色ある地域資源を活用した事業活動等への支援を拡充すること。また、第二創業を含めた創業支援事業計画に基づき、地域密着型企业及びNPO等の立ち上げを促進すること。

(4) 商店街を地域コミュニティの中心として蘇生

商店街の空き店舗を活用した子育て支援・高齢者向け施設等を整備し、地域コミュニティの中心として蘇らせるまちなかバルやまちゼミ等の施策を拡充すること。また、一過性の販促イベント支援だけでなく、商店街の競争力強化に向けた、商店の再配置やテナントリーシング等に対する支援を行い、商店街の活性化に努めること。

(5) 経営支援の充実・強化

① 中小企業関係施策の推進

多様な中小企業施策を国・県・市町ごとに「見える化」する取組を促進し、事業者の立場に寄り添った施策の周知徹底を更に強化すること。また、施策を利用した企業の活動を動画等で広報するなど発信力を強化し、各地の中小企業のチャレンジを喚起すること。

② 経営安定化に向けた支援

制度融資や信用保証においては、新規事業や新商品の将来性を評価するなどの要件緩和を進めるとともに、過去に一時的な滞納がある中小企業においても、現在の返済状況や経営実態を考慮した上で、柔軟な信用保証対応などが図られるよう指導すること。また、中小企業・小規模事業所への事業資金に対するつなぎ融資の円滑化については、金融機関や商工会等と連携し推進すること。

③ 先端ものづくり産業への参入支援

航空機や環境・エネルギー分野など次世代産業分野への新規参入や事業拡大等を目指す県内中小企業等の連携による生産体制整備を支援すること。

④ トレーニングセンターを中心とした非破壊検査人材の育成

工業技術センター内に創設された航空産業非破壊検査トレーニングセンターの充実に向け、受講者の確保およびOJT受入環境の整備を強化すること。

⑤ 経営指導員・経営支援員の増員への支援

コロナ禍の影響もあり、経営指導員・経営支援員の業務が質・量ともに増大しており、よりきめ細やかな支援や指導ができるよう、経営指導員等を増員するための補助金増額等の支援を行うこと。

⑥ 皮革排水処理経費に対する財政支援等について

皮革排水処理が、河川周辺の住環境のみならず、瀬戸内海全体の環境保全に大きく寄与していることを踏まえ、県の皮革排水特別対策費補助金の増額や、新たな支援制度の創設等による市町の財政負担の軽減、皮革産業全体に対する総合的な振興施策の実施について検討するとともに、国へ要望するこ

と。

8 未来を拓く基盤づくり

(1) 県内産業の就労構造の転換支援

コロナ禍の影響により大量の失業者の発生が見込まれる一方で、建設業や農業、介護等人手不足で困っている業種が存在することから、県内産業間での労働移転をスムーズに図る就労構造の転換支援を行うこと。

(2) 兵庫の強みを生かした産業力強化の取組

本県が誇るものづくり産業の集積や、世界的な科学技術基盤であるスーパーコンピュータ「富岳」、Spring-8、SACLA等を活用した次世代産業創出の支援を強化するとともに、これらの強みを生かして県内への企業誘致を更に促進すること。また、地域の特色を生かした戦略的な地域産業の育成や、圏域の生活を支える生活産業の維持等、統一感とバランス感のある産業政策を推進すること。新規事業の起業支援については、シニアや女性も含め更に拡充し、県内経済のイノベーションにつながる事業育成に努めること。

(3) ものづくり産業を支えるICT人材の育成

① ICT人材の育成支援

労働生産性の向上に不可欠であるICT人材育成のため、産学官の連携を推進するとともに、職業訓練を実施する事業主への助成金の拡充、在職者訓練の充実などに取り組むこと。

② 中小企業・小規模事業者のICT導入支援

中小企業・小規模事業者のICT活用による事業拡大や新分野への参入を促進するため、中小企業・小規模事業者のICT導入費、維持費を支援すること。

(4) 高齢者の様々な場面での活躍

① 元気な高齢者への就業支援

人口減少の中、高齢者の意欲や能力が存分に発揮できるエイジフリー社会を目指すため、必要なICTスキル習得など教育訓練の拡充や環境整備を行うとともに、企業、経済団体、シルバー人材センター等と連携を強化することにより、高齢者の豊富な知識・技能・経験等を活かせる在宅ワークも含めた多様な働き方による就業機会の創出、就業意欲のある高齢者とのマッチングを充実させること。特に、地域医療や介護分野への雇用促進等に対し官民挙げて努めること。

② 高齢者の多様な社会参加を促進

ICT活用などによる情報受発信により、高齢者が生涯学習等として“学ぶ”、“教える”機会を拡大し、自治会・老人クラブなどの地域活動、ボランティア活動、ソーシャルビジネス（子育て支援や介護など社会的課題の解決に取り組む事業）の起業・事業展開など多様な社会参加の促進を図ること。

（５）研究機関の機能強化

① 研究環境等の整備

研究機関における技術者、研究員の後継者育成や人材確保に向けた予算の拡充に努め、研究成果がさらに挙がる環境を整備すること。

② 工業技術センターの更なる機能強化

工業技術センターについて、県内技術支援機関の中核拠点として、中小企業のものづくり産業の競争力強化や兵庫発のオンリーワン企業の育成に寄与する取組など、時代のニーズにあわせ更なる機能強化を図ること。

（６）日本酒等の地場産業への支援

伊丹市等５市による『「伊丹諸白」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷』が文化庁の日本遺産に認定されたことを踏まえ、日本遺産認定を活用した県産日本酒のブランド化や認知度向上に係る取組への支援を行うこと。

（７）「KOBE City 型アジアパーク」の実現に向けた支援

在日韓国商工会議所兵庫が推進する「KOBE City 型アジアパーク」構想について、兵庫県下に在住する外国人のうちアジア系外国人が 80%を超えており、同構想を通じて地域社会の活性化と観光産業をはじめとした地域経済の発展、アジアコミュニティの活性化や多文化共生のまちづくりの充実を目的とした活動であることから、候補地選定や広報をはじめ県としてできる限り実現に向けた支援を行うこと。

IV 農政環境部

1 農林水産業の振興

（１）都市農業の振興

① 兵庫県都市農業振興基本計画の推進

都市農業の担い手の育成、確保や、営農意欲の高い農業者の収益性を高める

ための農業施設貸与事業、販売機会の拡大のための直売所整備や福祉農園などの支援等、都市農業の振興に向けた施策を着実に推進すること。

② 都市農地確保の取組

一定面積の農地を有する市町において、生産緑地制度の導入が進むよう、市町やJAグループと連携した取組を強化すること。

③ 都市農地の多面的機能の発揮

都市住民の農業体験等に対するニーズの高まりに対応するため、学習講座の開催や都市農業への啓発活動の実施、市民農園や農業体験施設整備への支援を更に充実させるとともに、都市農地を活用した学童農園、福祉農園、防災農地など多様な取組に対する支援策を充実させること。

(2) 農業生産基盤の整備・保全

① 農地や水利施設の整備

農業生産基盤の整備・保全を図り、農地中間管理機構と連携した水田の大区画化・汎用化や、ほ場整備、ため池・用排水など改修の必要な農業水利施設の長寿命化・耐震化を遅滞なく推進するための事業費が確保できるよう、国へ強く働きかけること。特に、防災・減災にも資するため池の維持管理（かいぼり等）、老朽化対策を推進するとともに、国への財源措置を要望すること。

② ため池整備・廃止と適正管理の推進

「防災工事等推進計画」に基づき実施される改修整備・廃止を計画的に推進するとともに、国庫補助上限枠撤廃や、農家数ではなくため池数に応じた交付税措置を国に要望すること。

③ 技術職員の育成・増員

農業改良普及センターの普及指導員をはじめ、農業生産基盤整備における事業推進に必要な農業土木技術者を増員するとともに、スマート農業など先端技術に精通した人材を育成・確保すること。

④ 耕作放棄地の再生利用

耕作放棄地について、国の制度を活用するなどにより再生を推進し、農地中間管理機構の整備・活用等による農地の集積、集約化を図ること。

(3) 先端技術の導入研究や次世代施設園芸モデルの研究・普及

AIやIoT、ドローンといった先端技術の導入によるスマート農業の推進や生産性向上に向けた研究や人材育成、導入支援を行うこと。また、流通業者や加工業者などの異業種と連携した生産体制の確立、大学や研究機関等との連携による次世代の施設野菜団地の整備など、地域の特性に応じ、国際化にも対応した取組を支援し、低コストでの普及に向けた取組を行い、生産拡大を促進すること。

(4) 担い手対策

① 多様な担い手の活躍

地域農業の担い手の法人化を進め、認定農業者を人・農地プランの中核経営体として育成するとともに、女性、若者、障がい者など多様な担い手の活躍を促進するため就農資金支援、研修や就農相談セミナー等の支援を図ること。特に、コロナ禍により「田園回帰」に注目が集まっている中で、農業分野への新たな担い手確保に努めるとともに、新規就農者の定着化の向上を推進すること。また、若者が農業に従事するための十分な所得補償を国に求めること。

② 法人化していない営農組織への支援の拡充

集落営農の要件を満たすことが困難な地域で任意の共同組織として営農している組織に対して、集落営農組織と同じ支援が受けられるよう、制度の要件を緩和すること。

③ 農業施設貸与事業の充実

生産性向上や省力化に寄与する環境制御型ハウスなど等において、アパート方式などで新規就農者の負担軽減を図るなど制度の更なる充実を図ること。

④ 養父市「国家戦略特区」の特例の期限延長

国が養父市に限って認めている企業の農地取得特例については、2021年8月末までの期限となっていることから、期限の延長を国へ働きかけること。

(5) 畜産の振興

① 畜産振興の総合的な推進

畜産物のブランド力や競争力を強化し、首都圏・海外へのPR活動の拡大、新たなブランド開発、技術開発の推進、後継者の育成などの畜産の振興に一層取り組むこと。

② 但馬牛の増頭に向けた取組の強化

需要に見合った但馬牛の供給を行うため、但馬牛の増産体制を強化するとともに、食肉処理製造技術者の育成を図る食肉学校を整備すること。また、県有環境林や空き施設の活用など、市町と連携し、増産に必要な農場の確保を支援するとともに、アパート方式牛舎の更なる整備を推進すること。

③ 但馬牛の遺伝資源(精液や受精卵)の国外流出防止

但馬の畜産農家が家畜改良により150年以上守り育ててきた大切な遺伝資源(精液や受精卵)の国外流出防止措置を講じるとともに、関係機関と連携し取締りを強化すること。

(6) 酪農の産業競争力強化

生産者、農協、食品企業等とクラスター協議会によるプラント等の設備整備支援や、収益力向上に取り組む地域ぐるみの体制の構築、特徴ある飼料を活か

したブランド化、効率的な酪農経営のための協業化や法人化、民間企業参入による農場の規模拡大、労働環境改善による新たな担い手確保を推進すること。

(7) 鳥獣被害対策等の推進

① 鳥獣被害対策の推進

鳥獣被害地域の拡大を防止し、その被害の拡大を抑制するため、県有林や県管理河川に接する農地との境界に公費による防護柵を設置し、また、設置済みの防護柵・電気柵の維持管理、補修に要する費用を支援すること。

② アライグマ・ヌートリア対策について

現時点で本県は市町が防除実施計画に基づき実施する捕獲・処分等に対し補助金により支援しているが、市町と連携して効果的な被害対策を考えるとともに、対策を強化するために、補助金を増額すること。

③ 狩猟者の確保等

有害鳥獣の適正管理のため、引き続き狩猟者の確保に努めること。

④ ジビエ活用等による地域活性化

搬送・保存・加工等について広域対応を行う仕組みを構築し、捕獲個体を一時保管または焼却処理するための施設整備、シカ肉などの処理加工施設の整備、更に、回収・運搬に使う冷凍車の導入などを促進し、食肉やドッグフード、サプリメントに活用するなど、地域資源であるジビエ（シカ、イノシシなど野生鳥獣の肉）等を活用した地域活性化を図ること。

⑤ 県版経営継続補助金の創設

農村地域の支え手の中小規模・家族経営農家に対して、県独自の経営継続補助金を設置すること。

⑥ 防災協力農地の推進

都市農地を災害時に避難場所や仮設住宅用地等に活用する防災協力農地を2016年に策定した「都市農業振興基本計画」に基づき推進すること。

(8) 有害特定外来生物侵入防止対策の推進

有害特定外来生物に対して、侵入初期段階での早期防除や定着阻止に向けた対策を推進すること。特に、港湾施設関係機関や輸入貨物荷受企業等への情報提供、県民への注意喚起など、国や市町と連携・協力を図り、積極的な調査、防除対策に引き続き取り組むこと。

(9) 林業の振興と森林環境保全の推進

① CLT（直交集成板）などの普及

CLT（直交集成板）など新たな木質材料工法を普及させるために、技術面や人材育成等の課題解決に取り組むとともに、建築物における県産木材利用等を促進すること。

② 発電設備導入の支援

企業や市町等が取り組む、県内の未利用間伐材や林地残材による木質チップ製造や木質バイオマスを活用した発電設備導入を支援し、再生可能エネルギーの普及・拡大に努めるとともに、資源循環型林業の構築に取り組むこと。

③ 森林環境保全整備の推進

間伐面積の確保や森林の有する多面的機能発揮のための森林整備に必要な予算確保を国に求めること。あわせて、国庫補助対象とならない場合における県独自の補助制度を継続すること。

④ 集落支援と豊かな森づくり対策の継続実施

野生鳥獣が奥山で生息できるよう、森林動物研究センターや農林振興事務所による支援や民間専門家派遣、バッファゾーン・防護柵の設置等の集落支援とともに、奥山の人工林を広葉樹林に転換して野生動物の生息環境の改善に取り組む豊かな森づくり対策を継続すること。

⑤ 県産木材の確保体制の強化

ウッドショックの木材不足に対応するため県産木材の確保体制の強化を図るとともに、国に対しても国産材の流通確保策の強化を要請すること。

(10) 水産の振興

① 県産水産物の消費拡大

首都圏へのプロモーションや、量販店等での対面販売、漁港での直販活動により、漁業の収益性向上を図るとともに、県産水産物の生産・消費拡大を促進すること。

② 令和3年改正瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく施策の推進

改正法の趣旨に基づき、藻場や浅場等の漁場整備、栄養塩管理運転の拡大、海底耕うん等の海底環境改善などに全庁横断的に取り組むこと。また、本年設立された「ひょうご豊かな海推進研究会」における研究に対し、技術面・財政面で支援すること。

③ 漁業者の育成

経営感覚に優れた漁業者の確保を図るため、研修制度の充実や漁船の貸与など、漁業者の育成に努めること。特に、県が行う漁業施設貸与事業の拡充を図るとともに、漁船リース事業や機器導入事業の拡充を国に強く要望すること。

④ 水産技術センター等の研究体制の充実

県立水産技術センター（明石市）、但馬水産技術センター（香美町）、内水面漁業センター（朝来市）における技術職員を増員し、研究体制の充実強化を図ること。

(11) 農林水産物の輸出促進

品目別・国別の農林水産物等の輸出戦略により、神戸ビーフ・淡路島玉ねぎ・

丹波黒大豆・朝倉さんしょ・コウノトリ育むお米など、兵庫の食文化・食産業のグローバル展開を加速させ、輸出エリアや輸出量の拡大を図ること。

(12) 「県産県消」の推進

① 県産農林水産物の県内消費の促進

「おいしいごはんを食べよう県民運動」及び米飯学校給食の推進を図るとともに、学校給食に県産農水産物を積極活用できるよう市町への支援強化を図るなど、県産農林水産物の県内消費を促進すること。また、児童生徒に対して、学校給食園の設置を促進し、食育を推進すること。

② 「ひょうご食品認証制度」を活用した県産農林水産物の消費喚起の取組強化

「ひょうご食品認証制度」について、安心ブランド、推奨ブランドといったブランドが県民に浸透しておらず、販促に結び付いていないことから、消費者への県産農林水産物の消費を喚起する取組を強化すること。

(13) 新型コロナで影響を受けた農水畜産物の需要拡大

【新型コロナ最重点要望事項】

新型コロナで業務用需要が著しく影響を受けた県内の水産品、ブランド和牛、酒米の山田錦などの需要喚起策や学校給食への提供拡大、新商品開発などを推進し、県産農水畜産物の消費拡大に努めること。

2 持続可能な環境の構築

(1) 多様な再生可能エネルギーの普及と地産地消の推進

大規模太陽光発電に偏らず、小水力発電やバイオマス発電、風力発電等の多様な再生可能エネルギーによる発電導入を積極的に進めるとともに、地域エネルギー会社の設立支援等によりエネルギーの地産地消を促進すること。

(2) 環境先導社会の実現に向けた取組

① 水素社会実現への取組

次世代高効率水素発電の本格導入に向けた研究開発の促進や燃料電池車の普及等を国に強く求めるとともに、水素ステーションの設置推進等、水素社会実現に向けた取組を推進すること。

② 生物多様性の保護

市町や地域住民、事業者、各種団体、NPO等による生物多様性自然保護保全に関する活動に対し、財政面も含め、支援策を拡充すること。

③ 食品ロス削減の推進

「食品ロス削減推進法」の趣旨に基づき、県の計画・目標を明確にして「県民運動」として積極的に取り組むこと。毎年10月「食品ロス削減月間」を中

心に、3010 運動やフードドライブ運動の支援を強化して、積極的に取り組む自治体や事業所、団体などへ表彰制度を設けるなど推進強化と広報・周知に努めること。

④ 海洋ごみ対策の推進

県民へ「身近なごみの管理が海ごみ対策につながる」ことを広く意識啓発するとともに、マイクロプラスチックの原因となる廃プラスチック類の排出抑制・リサイクルの推進を図ること。また、海洋ごみの着実な回収・処理のために、市町や漁業者と連携して漁業者が陸に持ち帰ったゴミ処理の仕組みに対して財政面も含め支援すること。

⑤ リサイクル建設資材の利用の推進

建設廃棄物より製造した再生砕石（リサイクル建設資材）の公共事業等による積極的な再利用を図ること。

⑥ 合併処理浄化槽への転換促進と法定検査受験率の向上

改正浄化槽法に規定された県の協議会を設置し、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換と法定検査受験率の向上を強力に推進すること。

V 県土整備部

1 命を守るインフラ整備の推進

(1) 社会基盤インフラ整備の推進

① 密集市街地における防災対策推進

防災上の課題のある密集市街地については、「兵庫県密集市街地整備マニュアル」を活用し、地域住民の合意形成等を促す環境を市町とともに醸成し、老朽家屋の建替等による耐火性や耐震性の確保、避難・延焼防止及び消火救出活動に有効な道路・公園等の公共施設の整備、消防水利・備蓄倉庫等の防災施設の整備を推進すること。

② 耐震化の推進

建築物の耐震化を加速させるとともに、大規模多数利用建築物については早期に耐震化を終了させること。

③ 県営住宅における家具転倒防止の推進

県営住宅において家具を転倒防止するため金具等で壁に固定し、住民の生命保護を優先するよう入居マニュアル等を見直しすること。その際、現状回復義務の免除とすることと合わせて現入居者並びに新規入居者にも周知徹底すること。

④ 財源の確保

投資的経費の県単独事業は近年縮小傾向が続いていることから、道路補修や除草など通常の維持管理費が不足している。また、地方部を中心に社会基盤インフラの整備の遅れが懸念されている。各地域の県民が安全・安心に暮らし、地域の活力を生み出していくため、生活の基盤を支えている道路や橋梁、河川、港湾等の老朽化している社会基盤インフラの整備充実を図るため、必要な予算を一層確保すること。

⑤ インフラの適切な維持管理

県民の日々の生活を支える道路の街路樹や舗装を適切に維持管理することは、交通事故を予防するなどの安全確保につながることから、分離帯や歩道の草木の剪定等の維持管理を適切に行うこと。

⑥ 「津波防災インフラ整備計画」の推進

南海トラフ地震に備えた本県独自の「津波防災インフラ整備計画」については、防潮堤沈下等対策、防潮水門耐震化などを含め、計画的・効率的に進めること。

⑦ 日本海津波防災インフラ整備の推進

日本海津波防災インフラ整備については、関係市町の意見や要望等を踏まえ、必要な河川堤防の嵩上げ、防潮堤整備など実効性あるハード対策を推進すること。

⑧ 高潮対策の推進

高潮、高波対策については、「兵庫県高潮対策10箇年計画」に基づき、防潮堤整備や嵩上げなど万全な整備に努めること。

(2) 局地的大雨・土砂災害等への対策

① 局地的大雨等地域災害への対策

風水害等の浸水対策については、校庭貯留、浸透施設の整備をはじめ、土砂災害対策、地下街への浸水防御などハード整備を集中的に進めること。

また、県民の自助行動を喚起させるため、地域特性や浸水実績を踏まえた内水ハザードマップの作成・公表を市町へ働きかけるとともに、県のCGハザードマップの周知徹底、活用を一層推進すること。

② 河川整備、流域対策の推進

地域総合治水推進計画を着実に実行するとともに、その整備実績、効果等について県民に広く周知すること。また、今年度から開始された河川対策アクションプログラムに載っていない箇所についても、事前防災の観点から河川改修、堆積土砂撤去、樹木伐採等について地元要望をよく聞きながら推進すること。

③ 土砂災害対策の強化

第3次山地防災・土砂災害対策計画に基づき、治山ダム・砂防えん堤や待受擁壁等の整備を強化すること。

また、警戒避難体制の整備を推進するため、急傾斜地崩壊対策など土砂災害対策事業に本格的に取り組むこと。

(3) 「空き家」問題への対応

① 空き家への住宅用地特例の適用対象の適正化

固定資産税及び都市計画税に関する住宅用地特例の適用除外措置について、特定空き家等に限定せず、それ以外の空き家にも適用除外を可能とすることを国に強く要望すること。

② 空き家対策の推進

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空き家対策を総合的に推進できるよう、「空き家発生予防手引」を市町や各種団体等を通じて啓発すること。また、空き家バンクの周知や登録する際、相続や境界の画定、図面の有無等の課題について、市町への指導を行うこと。

③ 既存住宅の有効活用

地域創生の実現の観点から、既存の住宅ストックを若年・子育て世帯の移住・定住の受皿や福祉拠点等として活用するため、市町(政令市・中核市含む)や関係団体と連携し、既存の住み替え支援制度を利用するために必要な改修への更なる支援等を促進すること。

④ 空き家の民泊活用の促進

外国人観光客の多様な宿泊ニーズに対応できるよう、条例上民泊が可能な地域における空き家の民泊活用を推進し、成功事例について県内での水平展開を図ること。

⑤ 住宅リフォーム等の推進

地域創生の観点から、住宅リフォーム環境の整備、リフォーム相談等の充実に加え、国が実施する中古住宅へのリフォーム工事費補助等を活用して空き家の解消を促すなど、市町や関連団体と連携した取組を進めること。また、テレワーク、シェアオフィス、コワーキングスペース、シェアハウス等に活用する場合のリフォーム費用にも利用できるように助成制度を見直すこと。(政令市・中核市含む)

⑥ 解体費用補助額の増額

倒壊などにより危険が及ぶ恐れがある空き家の解体に対する市町の補助制度の更なる利用促進を図るため、市町に対する補助額の増額を行うこと。また、制度の利用促進を図るために県の認定基準の緩和を行うこと。

⑦ 新たな条例の創設と助成制度の拡充

空き家問題が常態化するなか、空き家利用を進めるための用途変更などの規制緩和を盛り込んだ県条例を早急に制定する(政令市・中核市も含む)とともに、国に対しても必要な支援や規制緩和を行うよう強く要望すること。また、危険空き家の解体を促進するための助成制度の拡充と要件緩和を行うこと。さ

らに、兵庫県建築基準条例第2条に適合する擁壁等の建築の除却等には莫大な費用が必要となり、空き家・空地として放置されているため現助成制度の補助額を拡充すること。

(4) 住宅団地の再生

高齢化率が高い団地等に若者世帯が入居しやすいように、リフォームに対する支援を拡充すること。

(5) 土砂災害特別警戒区域の対応策

土砂災害特別警戒区域の指定がされる中、危険住宅の移転等への補助を行う国の「住宅・建築物安全ストック形成整備事業」では、所有者の負担が大きいため、更なる補助額の嵩上げを国に要望するとともに、県においても補助額の嵩上げを行うこと。

2 公共交通・バリアフリーの充実

(1) 公共交通の維持・活性化

① 地域公共交通の維持・活性化

「ひょうご公共交通10カ年計画」に基づき、県民の生活交通を支える鉄道やバス等の地域公共交通を基本に、コミュニティバスの運転手不足を補う人材育成を支援するなど、地域の実情に応じた公共交通の利便性の向上に努め、利用を促進すること。

② 鉄道空白地域の交通網充実

鉄道空白地域である淡路島における島内バス交通網と長距離都市間高速バスとの連携・充実が図れるよう支援すること。また、既存停留所やスマートインターチェンジを活用し、島内での停車便数を増やすよう事業者と連携して進めること。

③ 地域生活路線の利便性向上

バリアフリー化について、乗降客の多寡による整備推進ではなく、複数路線の接続駅(和田山駅等)や市の拠点駅(柏原駅等)であるといった駅の特性や、沿線住民の利用状況、年齢構成、沿線の福祉施設の有無等により柔軟に整備推進を図ること。鉄道事業者が国のガイドライン以上のバリアフリー化に難色を示す場合においては、県や市町の補助率をアップさせるなどにより実現に向けた取組を強化すること。

また、但馬地域と中国地方とを結ぶJR山陰本線・浜坂駅への特急列車の直接乗り入れ及び播但線の全線電化の実現を、JRに対して強く働き掛けること。

④ 神戸電鉄粟生線への支援

地域住民の重要な交通手段である神戸電鉄粟生線存続のため、鉄道資産の保有、維持・管理、更新等の固定的経費の負担軽減を基本とした維持存続策（上下分離策を含めた）を推進するとともに、国や沿線3市と策定する次期の「神戸電鉄粟生線地域公共交通計画」について、広域的行政を担う立場から合意形成が速やかになされるように協議を進めること。

⑤ ポストコロナ社会を見据えた地域鉄道への支援策

ポストコロナ社会における働き方やライフスタイルの変化（テレワークの拡大や公共交通機関の利用控え等）による鉄道利用者の減少に対する支援策を構築・拡充すること。

（2）ホームドア設置の促進

障がい者や高齢者の線路への転落や電車との接触事故を防ぎ、朝夕の混雑時や駅のホームが狭い場合でも、誰もが安心して鉄道を利用できるよう、乗降客数要件や補助対象事業費の上限を撤廃し推進してきたが、鉄道事業者や市町と連携して、駅のホームドア設置を加速化すること。

（3）バリアフリー化の推進

① 公共施設等のバリアフリー推進

駅や公共施設などのバリアフリー化の一層の推進、幅広く段差のない歩道の整備や橋梁の歩道整備、電柱の地中化などによる車いす移動の容易化、道路横断の安全の確保などを図るとともに、公共住宅等のバリアフリー化を推進すること。

② 高齢者・障がい者にやさしいタクシーの導入促進

高齢者や障がい者の移動円滑化のために導入が期待されるUDタクシーの普及・導入に対する支援制度を創設すること。

3 道路交通網の整備

（1）道路ネットワークの充実・強化

① 基幹軸道路の早期整備

県民の経済・社会活動を支え、救急救命活動や大規模災害の際には「命の道」となる、北近畿豊岡自動車道や山陰近畿自動車道などの基幹軸道路の整備を促進すること。

② 大阪湾岸道路西伸部の早期整備

関西圏へのひと・モノの流れを創出し、関西・神戸の創生につながる大阪湾岸道路西伸部（9期）の早期整備に向けた国直轄道路事業の予算確保及び「み

など神戸」にふさわしい景観の創出、休憩施設等の整備を国に要望すること。

③ 名神湾岸連絡線の整備

関西3空港へのアクセスの向上や、阪神高速道路神戸線の慢性的な渋滞解消につながる名神湾岸連絡線は、大阪湾岸道路西伸部との同時供用開始できるよう、早期整備に向けた予算確保及び有料道路事業導入による早期整備を国に働きかけること。

また、事業を円滑に進めるため、地域関係者に丁寧な説明を行い移転対象となる企業への在り方検討について支援すること。また、市街地及び海辺を横断する長大な高架構造物であり、景観に与える影響が大きいことから、設計段階から専門家・西宮市などと十分に協議して事業を進めること。

④ 播磨臨海地域道路の整備

全国でも有数のものづくり拠点である播磨臨海地域の渋滞解消をめざす播磨臨海地域道路の早期事業化の着手に向け、国に働きかけるとともに、具体的なルート選定にあたっては、地元企業等の事業活動に支障を来さないよう十分に配慮すること。

⑤ 地域基幹道路の整備促進

地域の交流や暮らしを支える生活道路の役割を担う地域基幹道路については、緊急で即効性のある維持補修に努めるとともに、未整備区間の早期整備や渋滞解消対策、歩道の整備、問題踏切の解消をはじめ、歩行者や自転車が安全で快適に通行できる道路として整備を進めること。

⑥ 高速道路料金の割引格差是正

本州四国連絡高速道路と他の高速道路との料金体系の統一を図るとともに、料金割引については、観光振興、物流対策、通勤利用などの観点を重視し、大口・多頻度割引や、淡路島内住民利用割引など割引格差是正を引き続き国に対し求めること。

⑦ 播但自動車道の料金設定の見直し

播但自動車道については、通勤や日常生活における利便性を向上させるため、利用しやすい料金設定の検討を進めること。

4 関西3空港・神戸港の発展

(1) 空港・港湾の機能強化

① 神戸空港・伊丹空港の機能拡大

神戸空港はポストコロナの航空需要に対応するため、引き続き発着枠の拡大、運用時間の延長、空港アクセスの強化、プライベートジェットの受入推進、国際線就航について、また伊丹空港における国際便運航制限の緩和について、その実現に向けた関西3空港懇談会での協議を加速させること。

② コウノトリ但馬空港の東京国際空港直行便の開設実現

コウノトリ但馬空港から東京国際(羽田)空港への直行便の開設の実現に取り組むこと。

③ 国際コンテナ戦略港湾・阪神港の競争力強化

国際コンテナ戦略港湾・阪神港について、ハブ機能強化に向けたインフラ整備への集中投資と集荷機能強化への支援、規制や税制に係る特例措置の実現等を国へ強く求めるとともに、モーダルシフトの推進に配慮しつつ、利用料の大幅引き下げ、内航フィーダー網の充実強化等により国際競争力を強化すること。

④ フェリー・旅客船の維持・存続のための支援策

コロナ禍で苦境に陥っているフェリー・旅客船事業者に対し、港湾使用料の減免や、船舶を利用する観光需要喚起の振興策等を実施し、事業を維持・継続していけるよう支援すること。

また、コロナ対策の強化によりこれまでの補助等では足りない状況があるので追加の支援策を講じること。

5 県内建設業者・運輸事業者の振興

(1) 県内建設業者の振興と担い手確保

① 社会資本整備の計画的推進と工事発注の平準化

地域におけるインフラの維持管理や、災害対応等を担う建設・土木関連企業が中長期的な建設投資見通しのもとで着実に企業経営に取り組むことができるよう、今後とも社会資本整備の計画的推進、公共事業予算の安定的確保に努めるとともに、限られた人材を有効活用できるよう債務負担行為を積極的に活用して、工事発注を平準化すること。

② 建設技能者の担い手育成の推進

建設技能者の深刻な担い手不足を解消するため、三田建設技能研修センター等の施設や業界団体が行う担い手の確保・育成に向けた取組をより一層強力で支援すること。

③ 若年入職者の確保・育成

建設業における若年入職者の確保・育成のため、国の実施する「建設労働者緊急育成支援事業」の事業期間の延長について要望すること。

④ 県内企業の公共工事受注機会の確保

県下中小企業が公共工事受注機会を確保できるよう、分離発注等による入札・契約制度の運用、技術・社会貢献評価制度の更なる拡充、予定価格の適正な設定、土日に休暇を取得できるような円滑な工事施工について特段の配慮をすること。

特に設計業務については、入札参加率が50%台で推移し、落札率が件数ベースで27%、金額ベースで20%（令和元年度ベース）と低くなっており、県内企業の受注拡大が更に図られるように取り組むこと。

⑤ 公共工事設計労務単価の引き上げ

設計労務単価の上昇が下請企業を含めた労働者の賃金に反映されることから、公契約条例を制定した上で単価の引き上げを行うこと。また、「県契約における適正な労働条件に関する要望」について、公共工事労務単価を基準とした賃金下限額を設定すること。

⑥ アウトソーシングの活用

電気工事免除交付業務など多くの都道府県がアウトソーシングしている業務は積極的にアウトソーシングに切り替えること。

(2) 県内運輸事業者の振興

① 運輸事業振興助成金の全額支給

「運輸事業の振興の助成に関する法律」に基づき運用されている運輸事業振興助成交付金について、全国で兵庫県と大阪府のみ全額支給されていない状況を解消し、兵庫県トラック協会に対して運輸事業振興助成金を全額支給すること。

② 市街化調整区域における運輸営業用施設の設置

ネット通販利用拡大をはじめ、年々多様化する輸送需要に県内運輸事業者が対応するため、配送センター整備が急務であるが、市街地での用地取得が困難であることから、市街化調整区域での営業用施設の設置がスムーズにできるよう、開発許可に関する柔軟な運用を行うこと。

6 通学路対策の推進

通学路の安全確保を図るため、教育委員会・保護者・警察・道路管理者・地域などが連携して行う合同点検の結果をもとに、通学路における歩道、ガードレール、横断歩道、歩道橋、速度制限標識や自転車専用道等の早期の整備・改修を図ること。

7 急傾斜地崩壊対策事業の受益戸数等の採択要件の緩和

がけ崩れ災害から県民の生命と財産を守るため、現在、受益戸数等5戸以上となっている急傾斜地崩壊対策事業の採択要件を緩和すること。

VI 病院局

1 がん対策の推進

(1) がんサポート対策の推進

県立がんセンター及びがん診療連携拠点病院において、患者と家族の不安や困りごとに対するワンストップ相談窓口の設置、緩和ケア体制の充実強化、AYA世代支援体制強化、アピアランスサポート機能強化などサポート体制の推進を図ること。

(2) 県立がんセンターの機能強化

県立がんセンターのあり方検討委員会の最終報告書に基づき、県内がん医療のリーディングホスピタルにふさわしい、他の医療機関のさきがけとなるようなAIやICTの積極的な活用など、最先端のがん医療への対応を図るとともに、患者ニーズに即した病床スペースの確保やアメニティの充実など、患者本位の病院となるよう、地元市・医師会とも連携しながら整備計画を策定すること。

2 障がい者への支援強化

全県立病院に、手話などで障がい者からの相談に対応できる受付コンシェルジュを配置すること。

3 新型コロナウイルス感染症など感染症対策

今回の新型コロナウイルス感染症対応における経験を踏まえ、オンライン診療等（処方箋の発行）の実施、オンライン面会の実施、感染症対策に必要な医療備品（N95マスク・防護服など）の備蓄、院内感染防止対策の強化に取り組むこと。

Ⅶ 教育委員会

1 教育の充実

(1) 時代変化に適応した教育の推進

① 魅力ある県立高校づくりの推進

「ひょうご未来の高校教育あり方検討委員会」の報告に基づいて策定される実施計画及びその取組については、各首長からの厳しい意見が出されていることを踏まえ、各学区内地域に丁寧な説明を行い、推進すること。

また、「ひょうご未来の高校教育あり方検討委員会」の報告を踏まえ、来年度より実施予定の県立高校改革においては、私立高校に対する影響について十分配慮し、複数志願選抜の入試制度の見直しや、兵庫県の多様な高校教育の実現に向けた改革とすること。

② ICT等を活用した新しい教育の推進

GIGAスクール構想による「1人1台端末」環境の整備が進み、教育現場において本格的なICT等を活用した教育が始まっているが、市町、学校、教員間において格差が生じないように、ICTを活用した指導方法についてスピード間を持って向上を図ること。教員の研修においてもICTを積極的に活用し、ICT教育のメリットを実感できるような研修を行うこと。

また、専修学校・専門学校・フリースクール等への同様の支援やICT環境維持管理経費への財政支援を国に要望すること。

③ 小中一貫教育の推進

義務教育9年間の教育活動を理解した上で、学力の向上を目指し、「中一ギャップ」・いじめや不登校などの教育問題に対応するため、全県下に小中一貫教育を推進すること。県内3地域での小中一貫教育調査研究事業の成果を踏まえ、各市町における小中連携・小中一貫教育の取組を積極的に支援していくこと。

④ 多様な教育ニーズに対応できる中高一貫教育の推進

高校入試がない中高一貫教育のメリットを活かし、多様な教育ニーズに対応できる県立学校を増やし、兵庫県の教育レベルや教育の魅力を高める取組とすること。

⑤ グローバル人材教育の推進

語学教育の強化や国際交流機会の拡大等により、国際的に活躍できる人材育成の取組を強化し、引き続きスーパーグローバルハイスクール校の拡充を図ること。

⑥ 持続可能な開発教育の推進

2015年9月の国連サミットで採択された「SDGs」(持続可能な開発目標)

の考え方についての教育を推進すること。

また、環境や多文化への理解を深める教育を行い、持続可能な社会を目指す国際的人材を育成する取組である「国連持続可能な開発のための教育」を実践するユネスコスクールについて、引き続き県内の中学校・高等学校へ周知及び普及促進を図ること。

⑦ 栄養教諭の配置促進

小学校及び中学校の県費負担栄養教諭については未配置校が多数存在しているため、養護教諭や食育担当教諭がアレルギー対応の責務を担っており、業務過重となっている。食育の一層の推進及び学校における食物アレルギー対応の充実のため、栄養教諭を全校に配置できるように定数の拡充に努めること。

⑧ 薬物乱用防止のための教育の充実強化

危険ドラッグや、一部の国等で合法化され罪悪感や危険性の認識の低下が指摘されている大麻などの薬物乱用防止のため、薬物に対する正しい知識、危険性を理解させるための教育を充実強化すること。

⑨ 主権者教育の充実

政治に対する関心を高め、政治的中立のもと、積極的に社会参加する力を育むため、教員の指導実践研究を検証しながら、初等中等教育における主権者教育を推進すること。

⑩ 社会保障制度に係る学習の推進

社会保険労務士等の専門家による学校教育における年金・介護・医療保険など、社会保障制度に係る学習の重要性、有用性を学校長に周知し、更なる推進を行うこと。

⑪ 多文化共生社会の実現を目指す教育の推進

特定の人種や民族に対して差別や憎しみをあおる言動であるヘイトスピーチについて、いわゆるヘイトスピーチ規制法の趣旨に基づき、教職員が人権尊重を基盤に、多文化共生社会の実現を目指す教育を推進すること。

⑫ 子ども多文化共生サポーター派遣事業の拡充

来日して間もない外国人児童生徒の生活適応や、日本語指導が必要な児童生徒の進路保障に向けた学習支援・学習補助が十分に行えるよう、子ども多文化共生サポーター派遣事業の更なる拡充を行うこと。

⑬ 小学校プログラミング教育の円滑な実施に向けた整備

プログラミング教育の課題を整理し、教員の負担や児童の学習効果等について検証し、改善を図ること。

⑭ 学校外から講師を招いて行う授業にかかる経費の確保

消費者教育、がん教育、社会保障教育等、専門家を招いて授業を実施する場合の経費について、交通費や謝金等の予算を確保すること。

⑮ 県立高校入試における追試の実施

平成 28 年に文部科学省が都道府県教育委員会などに急病の受験生への「特

段の配慮」を求める通知を発信している。その後多くの都道府県において入試当日にインフルエンザ等急病により受験できなかった生徒が、後日追試験により受験機会を確保するよう配慮を行っているが、本県は複数志願選抜等により入試日程が他府県に比べて遅いことを理由に「特段の配慮」を実施できていない。来年度から実施予定の高校教育改革により追試が実施可能なように改善をはかり、急病の受験生への「特段の配慮」を行うこと。

(2) 教員の資質、指導力向上

① 教員の能力向上対策と倫理観の醸成

教科指導や生徒指導における教員の能力向上のため、研修等の強化を図るとともに、教員による不祥事の根絶に向け、高い倫理観と使命感の醸成に努めること。

② 教員の多忙化対策の強化

授業以外の事務や会議など、学校業務の改善に努め、教員の多忙化対策の充実強化を行うこと。また、スクールサポートスタッフや、部活動指導員の積極的な活用を図るなどサポート体制を確立するとともに、DXによる業務の抜本的な効率化等に取り組み、これらに必要な財政支援を行うこと。

また、部活動指導員の人材確保のために、専門知識や経験を有する人材の発掘を進めること。

③ 若手教員の指導力向上

若手教員の教科指導・学級運営等の指導力向上のため、継続してベテラン教員や再任用教員を活用し、学級経営指導員の充実を図ること。

④ 教員採用試験の工夫・改善

教員採用試験において非常勤講師等、ある一定の実務経験のある受験者や社会人経験のある受験者に対しての採用条件の優遇措置等、工夫・改善を図ること。

(3) 安全・安心な教育環境の整備

① いじめ対策の強化

「いじめ対応マニュアル」の周知徹底を図り、いじめやその兆候を早期に発見し、学校現場において迅速かつ適切に対処することができるよう、「学校支援チーム」や「市町スクールソーシャルワーカー配置補助事業」など各取組の効果ある実施を図ること。

② アレルギー性疾患対策の推進

学校におけるアレルギー疾患対応マニュアルの活用を徹底し、学校現場でのアレルギー性疾患対策を推進すること。特にエピペン等を用いた児童生徒のアナフィラキシー発症時の緊急時対応について、教員等への研修を拡充すること。

また、学校給食でのアレルギー対応のメニューなど充実を図ること。

③ 学習環境の改善

老朽施設の改築・長寿命化、特別教室や避難場所指定されている体育館への空調設備の整備、洋式トイレへの改修及びエレベーターの設置の支援・促進を図り、緊急時の避難所としての役割も考慮し、学校のバリアフリー化を推進すること。特に、特別支援学校分教室等の併設高等学校には必ずエレベーターを設置すること。

④ コミュニティ・スクールの設置推進

子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクールの設置について、各市町に対し、積極的な働きかけを行うとともに、成功しているモデル事例の情報を発信・共有すること。

⑤ 性暴力被害への対応

生徒が安心して相談できる環境整備と性暴力支援センターや警察等の各種支援団体と連携協定を締結し、性暴力被害生徒への迅速かつ的確な対応を行える支援体制を構築すること。また、担当教諭への指導・教育を徹底すること。

(4) 特別支援教育の充実（環境・体制の整備）

① 特別支援学校の整備

特別支援学校の教室不足の解消等ハード面での整備では、県立むこがわ特別支援学校・阪神北地域新設特別支援学校（仮称）の早期開校に向けた整備を推進するとともに、生徒数の増加により校舎の狭隘化が進む東播磨地域などでも計画的に整備を進めていくこと。

② 受入体制の充実

知的障がい特別支援学校に身体障がいがある生徒が通えるように再編する等障がいの種別に特化せず多様な障がいへの対応を進めるなど、受入体制を引き続き充実させ、障がいの重度・重複化や多様化等の個々の児童生徒ニーズに応じた教育の充実、教員の専門性向上等を推進すること。

③ 指導担当教員の増員

通常学級に在籍している軽度発達障害等の児童生徒への校内支援体制を確立するため、通級による指導を担当する力のある学校生活支援教員の増員などの人的配置強化を推進すること。

④ 特別支援教育コーディネーターの配置拡充

児童生徒・保護者及び医療・福祉などの関係機関との連携を図るため、学校の窓口、連絡調整役である「特別支援教育コーディネーター」の専任配置を推進すること。

⑤ 就業支援推進事業の拡充

卒業後に備えた自立教育及び就業支援（キャリア教育・就労支援推進事業等）を拡充すること。

⑥ インクルーシブ教育の推進

子どものころから障害のある子と、ない子がともに学ぶことは共生社会を創るには大変重要であるため、県として共に学べる教育環境の整備を推進し、特別支援学校教員の技術向上と計画的な人材育成を行うこと。また、市町教育委員会を支援するとともに、国に対しては必要な措置を行うよう強く要望すること。

⑦ 特別支援学級への対応

特別支援学級は、一人一人の生徒の障がいに違いがあり、学級運営が困難な場合があることから、県としても課題解決に取り組み、現場の実情に応じた柔軟な対応が可能となるように加配について国に要望すること。

⑧ 「専攻科」の設置

大人への成長の過程をよりゆとりあるものとするため、特別支援学校高等部に「専攻科」を設けるよう国に働きかけるとともに、兵庫県が先行して実績づくりを図ること。

⑨ 医療的ケアを必要とする児童生徒への支援

本年成立した「医療的ケア児支援法」に基づき、県として早急に市町間による格差なく学校や保育所に看護師が配置できるよう取組むとともに、「医療的ケア児支援センター」を設置し、学校と医療・福祉が枠を超えて連携する体制作りを積極的に推進すること。

⑩ 障がいのある子どもの専門的な指導と地域での学びの両立

特別支援学校に在籍しながら、地域の学校とつながりをつくる取組を推進すること。また、学校園内外での支援体制の充実も図り、切れ目のない支援の推進を行うこと。

⑪ 精神保健福祉士との連携について

児童生徒の発達段階に応じた人権教育や保健教育と合わせて精神保健教育を実施すること。また、児童生徒の悩み等は学校医やスクールカウンセラーが実施しているが、精神的な悩みには精神保健福祉士などの専門家へ迅速に連携できる体制を構築すること。

(5) 私学教育への支援（再掲）

兵庫県の公教育の一翼を担う私学に対し、生徒数の大幅な減少により多くの学校が赤字となっている学校経営の健全化や、ICT教育環境の整備、令和元年の消費増税分を授業料転嫁ができていないこと、耐震化や環境・省エネルギーに対応した施設整備等のため、経常費補助の大幅な拡充を図ること。

また、「ひょうご未来の高校教育あり方検討委員会」の報告を踏まえ来年度より実施予定の県立高校改革においては、私立高校に対する影響について十分配慮し、複数志願選抜の入試制度の見直しや、県立と私学の生徒比率の適正化に配慮した定員設定等、兵庫県の多様な高校教育の実現に向けた改革とするこ

と。

(6) 多様な学びの推進

① 学校に行けなくなった子どもたちが安心して学べる環境づくり

近年、不登校児童・生徒が増加しており、その原因分析と対応策を作成すること。また、教育機会確保法の施行を受け、「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」の広報と活用が正しく推進されているか検証・検討すること。更に、学校と民間施設の連携強化、フリースクール間の交流や親の会の充実などによって学校以外の多様な学びを推進し、不登校やひきこもりで学校に行けなくなった子どもたちが安心して学べる環境づくりを更に推進すること。

また、不登校児童・生徒に対し、ICTを活用したオンライン授業等による学びの場の提供についても積極的に推進すること。

② 夜間中学校の拡充

基礎学力を身につけるために学び直しの場として、また外国人への教育の場として、夜間中学校に広域的かつ多くの方を受け入れることができる体制をつくること。具体的には、既存の神戸市と尼崎市にある夜間中学校で広域的に生徒を受け入れる体制を作るとともに、播磨地域や但馬地域へ分教室を設置すること。

③ 多部制高校の拡充

進学希望者のニーズを考え、各部の定員を改めて検討し、また在学中の部の移動等、生徒の希望に応じた環境づくりを推進すること。

(7) 児童生徒の“心のケア”の推進

① ストレス対処法特別授業の早期実施

新型コロナウイルス感染症などの差別・誹謗中傷を防ぎ、病気への正しい理解を促す「ストレス対処法（ストレスマネジメント）を学ぶ特別授業」の実施を推進すること。また、実施状況やアンケート調査の結果を踏まえた評価を行うこと。

② スクールカウンセラー配置の促進

特別授業の拡充・子どもたちが安心して相談できる体制・家庭地域連携支援など拡充するため、スクールカウンセラーの配置の促進を行うこと。

2 通学路対策の推進

通学路の安全確保を図るため、教育委員会・保護者・警察・道路管理者・地域などが連携して行う合同点検の結果をもとに、通学路における歩道、ガードレール、横断歩道、歩道橋、速度制限標識や自転車専用道等の早期の整備・改修を図

ること。なお、その進捗状況については教育委員会がまとめて、着実な整備を推進すること。

3 スポーツ立県ひょうごの推進

(1) スポーツ振興施策の推進

① スポーツ人口増加に向けた取組

県民が生涯にわたって活発にスポーツに親しめるよう、地域スポーツクラブの設立支援やスポーツ指導者の養成を行うなど、環境整備をさらに推し進めること。

② 学校体育関係を除くスポーツ行政の教育委員会から知事部局への移管

多面的な価値をもつスポーツ行政をより効果的・一体的に推進するため、教育委員会が所管しているスポーツ行政のほか、スポーツツーリズムや障がい者スポーツなどのスポーツ関連施策の知事部局へ移管すること。

③ 国際スポーツ大会の誘致

スポーツ立県ひょうごを推進していくため、国際大会が開催可能なアリーナ施設の整備など、国際スポーツ大会誘致に向けて、環境整備を推進すること。

④ スポーツ選手の育成

オリンピックや世界大会で活躍するような選手を育成するため、トップレベル競技者が強化活動に専念できるトレーニングセンター施設の整備を推進すること。

(2) アーバンスポーツの環境整備

東京オリンピックの公式な競技として採用されたBMX、スケートボード、スポーツクライミングをはじめ、3x3、パルクール、インラインスケートなどのアーバンスポーツが今、世界中から熱い視線を集めている。スポーツ立県を目指す本県においても、アーバンスポーツ施設の環境整備を県立公園なども含め推進し、県民が気軽に親しめるようにしつつ、大会誘致等により地域創生にも資する取組みを推進すること。

VIII 警察本部

1 安全・安心の地域づくり

(1) 警察体制の整備

① 人材の育成・確保

警察官定員の充足に向け、新規採用のあり方について、即戦力となる専門職採用の拡充も含め、警察業務の魅力等の積極的な情報発信、志望者の適性を見極め手法や面接官の資質向上等の改革を進めるとともに、若手警察官の育成・定着を図るためのフォロー体制を強化し、人材の確保・育成を強化すること。

また、退職警察官の積極的な再任用、女性警察官の比率目標を設定し、計画的な採用を進めることなどにより、多様な人材確保に努めること。

② 警察官の職務規律の徹底

警察官の職務倫理向上に向けた取組を強化し、県民から信頼される警察となるように努めること。高齢者・障がい者等への適切な対応を含め教養内容や職務訓練等について不断の改善に努めること。

③ 警察施設の整備推進

老朽化や狭隘状態になっている警察署や交番等の建替、大規模改修を計画的に推進するとともに、警察官（駐在所の家族も含む）に必要な機材や備品の充実を図ること。

加えて、女性警察官に配慮した専用トイレ・仮眠室等の職場環境整備や機材・備品の充実も図ること。

④ 交通安全施設の老朽化対策の推進及び整備方針等の周知浸透

信号機のLED化の推進を強化し、信号柱・制御機や標識など老朽化した交通安全施設の適切な維持管理・更新等のための予算確保を行うこと。また、路面標示の改修整備が遅れており早めの対策をすること。

⑤ 大規模災害発生時における災害警備体制の充実

今後、南海トラフ地震等の大規模災害の発生が見込まれる中で、災害発生時に情報の収集・分析、緊急交通路の確保、救出救助活動、避難誘導、検視、行方不明者の捜索等が円滑に行えるよう災害警備体制の充実を図ること。

(2) 犯罪対策の強化

① 反社会的組織の撲滅

暴力団排除条例を効果的に活用し、暴力団事務所等の運営の禁止など行政命令等を積極的に発出すること。また、地域住民が主体的に取り組む暴力団追放運動に対する支援及び民事訴訟費用の補助や暴力団事務所の買取等、地元自治体や自治会等と連携して従来よりも踏み込んだ支援策を実施すること。

さらに、みかじめ料、用心棒料の授受等を直罰で禁止する改正条例に基づく取組を強化すること。

② 国際犯罪組織の取締り強化

増加する訪日外国人犯罪対策や不法滞在者の取締り強化とともにヤード対策を継続し、悪質・巧妙化する国際犯罪組織の実態解明を推進すること。

③ 少年非行への対策強化

低年齢化する少年犯罪防止に向け、学校・PTAと連携した学校行事での啓発や街頭補導および検挙活動等の対策を強化するとともに、犯罪を未然に防止するための声かけ運動等を推進すること。

④ 薬物乱用防止対策の強化

覚醒剤や大麻等の薬物乱用防止対策について、引き続き摘発、取締りを強化するとともに、ネット上の取引など密売・購入手法について潜在化・巧妙化が進行していることから、サイバーパトロールの推進など監視体制の強化を図ること。特に近年大麻による検挙者数が増加していることを踏まえ、健康福祉部と連携して若年層対策を最優先課題として取締りの強化に努めること。

(3) 地域の防犯対策の強化

① 子どもと女性を守る対策の充実強化

地域の高齢化や空き家の増加等の社会情勢変化に合わせ、子どもを守る110番の家・店・車の充実、見直しを図るとともに、レディースサポート交番の拡充を推進し、子どもと女性を守る対策を強化すること。児童虐待事案については、児童の安全確保を最優先し、こども家庭センターとの連携を強化すること。

② 防犯カメラ設置の推進

地域の防犯上、防犯カメラが必要な箇所について、警察が地域コミュニティに対し積極的に設置を推進して、防犯カメラの設置状況に地域格差が出ないようにフォローすること。

③ 巡回連絡やパトロールの強化

交番・駐在所等の警察官が各家庭や事業所（特に女性経営者の事業所や病院）を訪問することにより、犯罪の抑止や災害時などの迅速な対応が可能となることから、日ごろから巡回連絡やパトロールの強化に努め、地域の方々に「顔がわかるお巡りさん」として存在を示して体感治安の向上を図ること。

④ 110番通報登録制度の周知と強化

ストーカーやDVの被害者を守るために有効な110番通報登録制度の一層の周知を図るとともに、運用の強化を図ること。

(4) 犯罪対策・犯罪被害者支援の推進

① 初動対応の強化

「地域警察デジタル無線システム」の活用と、導入予定の新システムとの接続に

よる情報共有に努め、初動対応の強化を図ること。

② サイバー犯罪対策の強化

サイバー犯罪に的確に対応し、ICT社会における県民の安心・安全確保を官民一体となって推進するとともに、関連犯罪の取締りを強化すること。特に、スマートフォンの普及など、急速なインターネット環境の変化によって増加しているSNSなどを利用した児童買春・児童ポルノ事件など、青少年の健全育成に悪影響を及ぼすサイバー犯罪の取締りと広報啓発活動の取組について更に強化すること。

③ 犯罪被害者等の支援強化

犯罪被害者等基本法の目的に基づいて、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図る施策・支援を犯罪被害者等早期援助団体等と連携強化して推進すること。併せて、被害者に対するマスコミの取材や報道等について、被害者のプライバシー保護の確保にも努めること。

④ 知能犯罪対策の強化

フィッシング詐欺や特殊詐欺など身近な知能犯罪から県民を守る対策及び取締りを強化し、発生件数、被害金額の減少を実現すること。また、県民への広報啓発活動を推進すること。

(5) 交通安全対策の推進

① 危険運転の取締り強化

あおり運転や飲酒運転の取締り強化と関係業界への啓発を推進するとともに、法令改正など取締り強化について広報すること。

② 高齢者等の運転事故防止

高齢者の自動車事故防止のため、運転免許証の自主返納を一層促進するとともに、意識障害の可能性のあるドライバーへの運転免許証の交付・更新が慎重に対応されるよう対策を講じること。また、ハンドル型電動車いすに係る事故防止対策に取り組むなど、高齢者、子ども、障がい者等の交通弱者に配慮し、交差点改良や道路照明、通学園路への信号機設置など安全施設の整備を推進すること。

③ 住宅地の交通安全対策

住宅地、学校隣接地域等の安心・安全・快適な交通環境の整備を図るため、ゾーン30を積極的に推進し、地域住民・道路管理者・警察の3者による協議会等を立ち上げるなどの対策を講じること。また、可搬式の数速度違反自動取締り装置（オービス）を活用した取締りを強化すること。

④ 「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」等に基づく自転車事故防止策の推進

関係機関と連携して施行された条例内容の周知徹底を図るとともに、改正道交

法に基づく自転車事故防止のための取締りや指導、交通安全教育の推進を図ること。

また、国土交通省と警察庁が改定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、自転車専用道等の整備を推進するとともに、関係機関と連携して自転車専用道の適正利用を図ること。あわせて、自転車保険への加入を促進すること。

⑤ 高齢者講習などの講習体制の強化

高齢者講習について、団塊の世代が75歳以上となる数年後を見据え、受講体制の拡大を図り、高齢者がスムーズに受講できる体制を構築すること。また、原付免許取得時に必要となる実技講習においても、体制強化を図り、免許の即日交付が可能となるよう改善すること。

⑥ 信号機の撤去の検討

県警では学校の統廃合や人口減少などによる社会情勢の変化に基づき稼働率の低い信号機について撤去も含めた検討を進めているが、検討にあたっては地元自治会をはじめ学校、PTA、防犯協会等の関係者と丁寧かつ慎重な説明と議論を行い、撤去ありきではなく存続も視野に入れて検討すること。

⑦ 通学路対策の推進

通学路の安全確保を図るため、教育委員会・保護者・警察・道路管理者・地域などが連携して行った合同点検の結果をもとに、通学路における歩道、ガードレール、横断歩道、歩道橋、速度制限標識や自転車専用道等の早期の整備・改修を図ること。

⑧ トラックの駐停車場所、荷捌所の設置


大都市市街における荷物の積み下ろしスペースの確保が困難な状況であることから、トラックの駐停車場所、荷捌所の設置拡大に向けた駐車規制の緩和を柔軟に実施すること。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年10月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
/	調査研究費・研修費・会費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>通常払込科金 振替払込請求書兼 受領証(金融機関控) </p> <p>加入者負担</p> <hr/> <p>加入者名 NTTファイナンス株式会社</p> <hr/> <p>金額 4,686 円</p> <hr/> <p>お客様番号 4610-1744-77617</p> <hr/> <p>2021年10月ご請求分 11月 1日</p> <hr/> <p>【住所等非表示払込書】</p> <p>兵庫県議会公明党・県民会議議員 団 谷井 勲 様</p> <hr/> <p>金融機関用収納連絡先 TEL 0120-874-569 03-10-29</p> <hr/> <p>備考 郵便局 附 N94290017</p> </div>	<p>共通案分率 50% 25%</p> <hr/> <p>それ以外の案分 100%</p> <p>案分の説明</p> <p>インターネット代 9日分 ¥4,686 × 50% = ¥2,343</p> <p>※ 共通案分率を適用</p> <p>※ 請求書参照</p>

10/29

※ 切り取らないでください。

この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)

請求書 (西日本ご利用分)

650-0011
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

兵庫県庁3号館 3階
兵庫県議会公明党・県民会議議員
団 谷井勲 様



021102101045100730

郵便区内特別



09065

Webでのお問い合わせ先



http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/w/?page=1

NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2021年10月17日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【選付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -11.1 NLC森の宮ビル6F
社用コード M20021111006 09065 09018 00 J
61 100010 1 0 21100301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5988-0061 4610-1744-77617	2021年10月ご請求分	4,686円	2021年11月1日(月)

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額
(合計)

4,686円

4,686円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ***

フレッツ光の割引サービス(光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。
*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.



お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5988-0061	請求年月 MONTH OF ISSUE	2021年 10月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	---------------

ご請求内訳 (お客様番号 4610-1744-77617)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5988-0061 ◇NTT西日本ご利用分	4,686		
	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料	9月 1日~ 9月30日
	-1,290	光はじめ割	2023年06月~2023年08月以 外の解約は解約金がかかります
	100	発行手数料	本請求書等の発行にかかわる各種費用に なります。
	50	収納手数料	本請求をコンビニエンスストア・各種金 融機関でお支払いいただく場合の手数料 です。
	426	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計	4,686	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2021年7月利用料分から2022年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年10月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

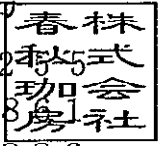
整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
2	3-10-29 振込 3-10-29 振替	*2,808 W21 かわりがら *220 振込手数料

10/29

請 求 書

〒 650-0011
神戸市中央区下山手通
5-10-1

株式会社 春秋珈琲



兵庫県議会公明党県民会議議員団 御中

〒652-0815 神戸市兵庫区三川口町2-5-5

TEL 078-578-8885
FAX 078-578-8886

振込銀行



カ) シュンジュウコウボウ

締 日	御得意先コード	御請求先コード	担 当 者	請 求 書 No	頁
2021年10月25日	003024	003024	000003	00039222	1

前回御請求額	今回御入金額	御 繰 越 額	今回御買上額	今回消費税	税込御買上額	今回御請求額
0	0	0	2,600	208	2,808	2,808

月 日	伝 票 No	商 品 名	単 位	数 量	単 価	金 額
09/29	00143666	HOTコーヒ-(DX) ※	Kg	1.00	2,600	2600
		8.00% 対象 ※	(税抜)	2,600	消費税	208
		※は軽減税率対象品目				

上記の通り御請求申し上げます。

〒650-8567
神戸市中央区下山手通5-10-1

納品書



交友印刷株式会社

〒650-0047 神戸市中央区港島南町5丁目4-5
TEL.078-303-0088/FAX.078-303-1320

兵庫県議会公明党・県民会議議員団控室 御中

納品日付	伝票番号	得意先コード	担当者
2021/10/20	15508 1	030157	

受注 No	商品名	数量	単価	金額	消費税	御注文No
218406	公明党・県民会議議員団控室 角2封筒	500	24.00	12,000	1,200	
			小計	12,000	1,200	
(備考)			伝票合計	13,200		

(添付様式 2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年/0月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使 途 項 目									
4	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	<table border="1"><tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td></td><td>25%</td></tr><tr><td>それ以外の案分</td><td>100%</td></tr><tr><td>案分の説明</td><td>JAMP (時事行規才政 情報モータ) 利用料 (R3.11/1 ~ R4.4/30.) ¥231,000</td></tr></table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	JAMP (時事行規才政 情報モータ) 利用料 (R3.11/1 ~ R4.4/30.) ¥231,000
共通案分率	50%									
	25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明	JAMP (時事行規才政 情報モータ) 利用料 (R3.11/1 ~ R4.4/30.) ¥231,000									
10/21	3-10-21 振込 *231,000 W21 カ) シ"シ"ツカ	案分率								

〒 650-8567
兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1

兵庫県議会 公明党・県民会議 議員団 様

お客様番号 56 -032861

請求書

兵庫県議会 公明党・県民会議 議員団 様

請求日	
請求番号	1573553

請求金額 **231,000 円**
(消費税等 21,000 円を含む)

請求期間 令和 3 年 11 月 1 日~令和 4 年 4 月 30 日

種類	[配信先]	数量	月額	月数	請求金額
JAMP (時事行財政情報 モニタ)		6	35,000 (消費税)	6	210,000 21,000
合計					231,000

この件についてのお問合せは、神戸総局 までお願い致します。(TEL 078-362-5606)

振込人名の先頭に請求番号を入力して下さい。
送金手数料はお客様負担でお願いします。契約内容のお問合せは上記までお願いします。
発行責任者 総理局長 岩本 明 連絡先 03-3524-6081
事務担当者 集計部長 角野 恭子 連絡先 03-3524-6100
下記振込先の口座名義人は「株式会社時事通信社 カジジツクンシャ」です。


郵便局又は、下記の金融機関へお振り込み下さい。
振替口座

〒109-8178
東京都中央区銀座5丁目15番
株式会社時事通信社
代表取締役 境 代表
電話 03-6360-1111 番 代 表
印信社

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年10月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目				
5	<p>調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費</p> <table border="1" data-bbox="1133 414 1412 492"><tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td></td><td>25%</td></tr></table> <p>それ以外の案分 100%</p> <p>案分の説明</p> <p>Fax利用料 9・10月分 ¥6,311 × 50% = ¥3,155</p> <p>※ 共通案分率の適用 ※ 請求書参照</p> <div data-bbox="502 795 917 1646"><p>通常払込料金 振替払込請求書兼 受領証(金融機関控) </p><p>加入者負担</p><p>加入者名 NTTファイナンス株式会社</p><p>金額 ¥6,311 円</p><p>お客様番号 4605-0509-87827</p><p>2021年 10月ご請求分 <small>請求日</small> 10月20日</p><p>ご請求先住所氏名 (住所等非表示払込書) 兵庫県議会公明党議員団 様</p><p>金融機関用収精速精先 TEL 0120-874-569 受付 03-10-15</p><p>備考 郵便局 N94280008</p><p><small>この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)</small></p></div>	共通案分率	50%		25%
共通案分率	50%				
	25%				

10/15

請求書 (西日本ご利用分)

650-0011
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

郵便区内特別

兵庫県第3号館公明党議員控室
兵庫県議会公明党議員団 様



021102101004573873



14158

Webでのお問い合わせ先



<http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/lw/?page=1>



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2021年10月 7日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【送付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M30021211001 14158 14071 00 J
81 100010 10 21100101J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
078-371-1883 4605-0509-87827	2021年10月ご請求分	6,311円	2021年10月20日(水)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額
(合計)

6,311円

6,311円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ***

フレッツ光の割引サービス(光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [<http://flets-w.com/wari/>] でご確認ください。

*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.



お客様電話番号等 BILLING NUMBER	078-371-1883	請求年月 MONTH OF ISSUE	2021年 10月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	---------------

ご請求内訳 (お客様番号 4605-0509-87827)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆078-371-1883			
◇NTT西日本ご利用分	2,966	9月分	
	2,500	回線使用料(基本料)(事務用)	7月21日~8月20日
	193	ダイヤル通話料	7月21日~8月20日。なお前月分は184円でした。
	4	ユニバーサルサービス料他	1番号分のご請求となります。
	269	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×10%
◇NTT西日本分(小計)	2,966	(小計)	
◇NTT西日本ご利用分	3,059	10月分	
	2,500	回線使用料(基本料)(事務用)	8月21日~9月20日
	277	ダイヤル通話料	8月21日~9月20日。なお前月分は193円でした。
	4	ユニバーサルサービス料他	1番号分のご請求となります。
	278	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×10%
◇NTTコミュニケーションズご利用分	286	ダイヤル通話料	ホーム・オフィス割引適用
	260	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×10%
◇NTT西日本分(小計)	3,345	(小計)	
◇合計	6,311	合計	2か月分のご請求額です。

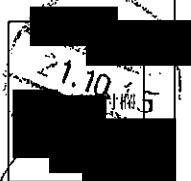
ユニバーサルサービス料他には、2021年7月利用料分から2022年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(N.T.T東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年10月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目
6	<p>調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費</p> <div data-bbox="646 638 869 1512"><p>GMOインターネット株式会社 払込受領証 (お客様控え)</p><p>(カ)請求書発行日 2021年10月01日 請求書番号 052110012604098 お客様番号 9465353 請求年月 2021年10月 ご利用金額 ¥1,060 消費税額 ¥106 今回請求額 ¥1,166</p><p>受領印  21.10.15 受領日附印</p><p>代行会社ウェブネット(株)</p></div> <div data-bbox="1093 414 1420 1041"><p>共通案分率 50% 25%</p><p>それ以外の案分 100%</p><p>案分の説明 GMOインターネット 利用料 10月分</p><p>案分率 ¥1,166 × 50% = ¥583 -</p><p>※ 共通案分率を適用 ※ 請求書参照</p></div>

10/15

〒650-0011
兵庫県神戸市中央区
下山手通 5-10-1
兵庫県庁3号館3階
兵庫県議会公明党・県民会議議員団
伊藤 勝正 様



GMOとくとくBB

PHONE 0570-045-109 FAX 03-5456-2556
URL <http://gmobb.jp/support/>
E-Mail info@gmobb.jp



1 / 1

13503



2052051

請求書発行日 2021年10月01日
請求年月 2021年10月

ご利用料金請求書

平素は、格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記請求明細をご確認ください。

【お客様番号】 9465353 【請求書番号】 052110012604098	今回請求額 1,166円	お支払期日 2021年10月25日
調整額 ***** 繰越金額 ***** ご利用金額 1,060円 消費税額 106円	振込先銀行 振込先支店 口座番号 口座名義	ジーエムオーインターネット (

ご利用内容の内訳

請求明細	数量	単価	金額
とくとくセット2021年10月利用分	1	0	0
フレッツ光ファミリー・準 接続サービス2021年10月利用分	1	836	836
請求書発行手数料	1	330	330

※銀行振込みの際の手数料につきましては、お客様でご負担をお願いいたします。
※お振込みの控え（受領証）をもって領収書に替えさせていただきます。
※お支払期限を過ぎたご入金の場合、サービスを停止いたします。また再開まで7営業日ほどかかる場合がございます。
※過去ご利用月のご請求につきましては、前月末日までにお支払い確認が取れていない状況となっております。お支払期日をご確認のうえお支払をお願いいたします。本請求書と行き違いで、すでにお支払いいただいておりますらお詫び申し上げます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年10月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目		共通案分率	50%
				25%
			それ以外の案分	100%
			案分の説明	
7	3-10-27 振替	*12,649 SMBC(アスグ)	案分率	アスグ 9月分 来客用お茶代 ¥11,890 × 25% = ¥2,972
				* 共通案分率を適用
				* 請求書参照
10/27				

アスクルご請求書

2021年09月30日締切分

650-0011 郵便区内特別

兵庫県神戸市中央区
下山手通5-10-1
県庁3号館3階



お問い合わせ番号 20706592

兵庫県議会公明党

様

B1 133259# 00001/00001 20706592 U AB



00203198 C11-U1

アスクル担当販売店

株式会社明光堂
アスクル事業部
兵庫県神戸市兵庫区
塚本通5-2-3



645915 002

TEL: 078-576-6288

担当:アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

TEL: 078-362-3727

FAX: 078-371-1883

お買い上げいただきましてありがとうございます。

記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額 **12,649円**

うち消費税等 (949円)

お支払い日 ▶ 2021年 10月 27日

お支払い方法 ▶ 自動引落

お引落	金融機関	
	支店	
	口座	

ヒヨウコ*カンキ*カイゴウメイトウ.カンミンカイキ*カンソ

対象期間	2021/09/01 ~ 2021/09/30
当月お買い上げ金額	12,649円
当月返品金額	0円
当月値引金額	0円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

上記ご指定の口座よりお引落させていただきます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/グリーン
09/13 53949937 X72-9905 伊藤園 香り豊かなお茶 緑茶 265ml ラベルレス 1セツ P23-2174 メロディアン コーヒーフレッシュ (セレニータ) 脂肪分1/2	1 1	3,758 253	○ 3,758 ○ 253	控室・受付様ご発注分	軽 8.0 * 軽 8.0 *
09/16 54526215 577-1264 【ボトルコーヒー】UCC上島珈琲 職人の珈琲 アイスコーヒー	1	1,176	○ 1,176	控室・受付様ご発注分	軽 8.0
09/16 54526725 J53-8477 LOHACO Water (ロハコウォーター) 410ml 1セ	1	2,740	○ 2,740	控室・受付様ご発注分	軽 8.0 *
09/29 56749524 284-3047 エーワン ラベルシール 表示・宛名ラベル プリンタ兼用 マツ P23-2174 メロディアン コーヒーフレッシュ (セレニータ) 脂肪分1/2 J53-8477 LOHACO Water (ロハコウォーター) 410ml 1セ 162-1287 【コーヒー粉】オリジナルブレンド まろやか 1袋 (1kg)	1 1 1 1	759 253 2,740 970	△ 759 ○ 253 ○ 2,740 ○ 970	控室・受付様ご発注分	10.0 * 軽 8.0 * 軽 8.0 * 軽 8.0 *

○ 飲み物
△ 事務用品

¥ 3,758
¥ 253
¥ 1,176
¥ 2,740
¥ 253
¥ 2,740
¥ 970
11,890

免率の前に「軽」を表示している明細は、軽減税率対象です。

裏面もご覧ください。➡

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年10月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目									
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費									
8	3-10-27 振替	*12,649 SMBC(アズビル)								
			<table border="1"><tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td>それ以外の案分</td><td>100%</td></tr><tr><td>案分の説明</td><td>アズビル9月分 事務用品代 ¥759×50% =¥379-</td></tr><tr><td>※</td><td>共通案分率を適用</td></tr><tr><td>※</td><td>請求書参照</td></tr></table>	共通案分率	50%	それ以外の案分	100%	案分の説明	アズビル9月分 事務用品代 ¥759×50% =¥379-	※
共通案分率	50%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明	アズビル9月分 事務用品代 ¥759×50% =¥379-									
※	共通案分率を適用									
※	請求書参照									
10/27		請求書の原本は 10-7 に添付して います								

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和3年10月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目			
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費	資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
9	3-10--6 振替	*4,400 SMBC(サカイイオカ)	共通案分率	50%
				25%
			それ以外の案分	100%
			案分の説明	産経新聞 R3.9月分 ¥4,400-
			案分率	

2021年09月分


産経新聞 領 収 証

No. 1- 213-0007-000

下山手通5-17
兵庫県庁3号館
兵庫県議会 公明党県民会議議員団 様

品 名	部	金 額
産経新聞セット※	1	4,400
合 計		¥ 4,400
※は軽減税率対象品目		(内消費税等¥325)

お知らせ 領収印 2021年10月6日
新聞配達アルバイト募集中。
朝刊のみ、夕刊のみでも可。
毎度ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。
8%対象 ¥4,400
(消費税 ¥325)

 産経新聞三宮専売所
〒650-0011
神戸市中央区下山手通4-14-10
TEL: 078-392-1017

10/6

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年10月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目																										
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																										
10	3-10-25 振替	*4,300 SMBC(エフア)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">共通案分率</td> <td style="width:50%;">50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td style="text-align: center;">100%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">毎日新聞</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">R3.10月分</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">¥4,300-</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		毎日新聞		R3.10月分		¥4,300-											
共通案分率	50%																										
	25%																										
それ以外の案分	100%																										
案分の説明																											
毎日新聞																											
R3.10月分																											
¥4,300-																											
10/25	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">読者</td> <td style="width:20%;">70-001-0141-000</td> <td style="width:15%;">No.01-003</td> <td style="width:50%; text-align: center;">領 収 証 2021 年 10 月 度</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">公明党・県民会議議員団 様</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">銘 柄</td> <td style="text-align: center;">部 数</td> <td style="text-align: center;">金 額</td> <td style="text-align: center;">領 収 金 額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">毎日新聞 ※</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">4,300</td> <td style="text-align: center;">4,300 円</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td style="text-align: center;">上記金額正に領収いたしました。</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td style="text-align: center;">内消費税 ¥319</td> </tr> </table>			読者	70-001-0141-000	No.01-003	領 収 証 2021 年 10 月 度	公明党・県民会議議員団 様				銘 柄	部 数	金 額	領 収 金 額	毎日新聞 ※	1	4,300	4,300 円				上記金額正に領収いたしました。				内消費税 ¥319
読者	70-001-0141-000	No.01-003	領 収 証 2021 年 10 月 度																								
公明党・県民会議議員団 様																											
銘 柄	部 数	金 額	領 収 金 額																								
毎日新聞 ※	1	4,300	4,300 円																								
			上記金額正に領収いたしました。																								
			内消費税 ¥319																								
<p style="font-size: small;">8%対象 4,300 (内消費税 ¥ 319) ※は軽減税率の対象 10%対象 0 (内消費税 ¥ 0) であることを示します。</p> <p>毎日新聞 神戸販売 神戸市中央区元町通5丁目3-1 TEL: 078-341-5553</p> <p style="text-align: center;">毎度ご愛読ありがとうございます。各種金融機関での自動引落クレジットもご利用になれます。</p>																											

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年10月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
11	3-10-26 振替	*4,400 シブシブイ(SMFS)	共通案分率
			50%
			25%
			それ以外の案分 100%
			案分の説明
			読売新聞 R3.10月分 ¥4,400-
			案分率

領 収 書

区域011 全戸0062 お問合せNo01599

お名前 **議会公明党 県民会議議員団 様**

下山手通4-17-3 TEL078-362-3727
 兵庫県庁3号館3F
 3年 10月分 振替

No	銘 柄	部 数	金 額
1	読売新聞セット ※	1	4,400
2			
3			
合 計			4,400円

◇左記の通り領収しました

領収日 年 月 日

※は軽減税率 (10.0%対象 0円)
 (8.0%対象 4,400円)

読売センター東神戸 TEL.078-341-4169
 神戸市中央区北長狭通8-2-12

領
収
印

10/26

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年10月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目													
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費													
12	3-10-26 振替	*9,300 シアツタイ(SMFS)												
		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td> 朝日新聞 日本経済新聞 R3.10月分 ¥9,300- </td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	朝日新聞 日本経済新聞 R3.10月分 ¥9,300-				
共通案分率	50%													
	25%													
それ以外の案分	100%													
案分の説明	朝日新聞 日本経済新聞 R3.10月分 ¥9,300-													
10/26	080-0302 050	2021 年 10 月分	領収証											
下山手通5-10-1県庁3号館(2-5) 兵庫県議会 公明党・県民会議議員団様														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>銘 柄</th> <th>部数</th> <th>金 額</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝 日 新 聞</td> <td>※ 1</td> <td>4400</td> <td rowspan="2">9,300 円 (内消費税 689円)</td> </tr> <tr> <td>日 本 経 済 新 聞</td> <td>※ 1</td> <td>4900</td> </tr> </tbody> </table>		銘 柄	部数	金 額	合 計	朝 日 新 聞	※ 1	4400	9,300 円 (内消費税 689円)	日 本 経 済 新 聞	※ 1	4900	金額には消費税を含みます。 上記金額正に領収した。 No.1022397 領収印 ASA 8%対象 9,300円(内消費税 689円) ※ 10%対象 0円(内消費税 0円) ※は軽減税率の対象であることを示します。	
銘 柄	部数	金 額	合 計											
朝 日 新 聞	※ 1	4400	9,300 円 (内消費税 689円)											
日 本 経 済 新 聞	※ 1	4900												
朝日新聞兵庫販売株式会社 神戸三宮店 中央区中山手通4-18-27 TEL: 078-251-0223 FAX: 078-241-4586														
毎度ご愛読ありがとうございます。お支払には便利な金融機関での自動引落もご利用になれます。														

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年10月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目							
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費							
13	3-10-27 振替	*4,400 SMBC(コウヘンシブ)						
		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>神戸新聞 又3、10月分 ¥4,400-</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%
共通案分率	50%							
	25%							
それ以外の案分	100%							
案分の説明	神戸新聞 又3、10月分 ¥4,400-							

領 収 証

2021年10月分 No. 5- 13-0184-000

県庁3号館 3F

兵庫県議会公明党・県民会議議員団 様

銘 柄	部	金 額	お知らせ 領収日 3年10月27日
神戸新聞セット※	1	4,400	
合 計		¥ 4,400	8%対象 ¥4,400(消費税 ¥326)

※は軽減税率対象品目

株式会社神戸新聞神戸中央販売

〒650-0011
神戸市中央区下山手通4丁目15-1
TEL: 078-331-0218 FAX: 078-331-7114

領
神戸新聞
収

領収書等添付様式【共通】

(令和3年(0)月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

Table with columns for 整理番号 (14), 用途項目 (3-10--4 振替 *5,400 リコ-リース (カ)), 共通案分率 (50%), and handwritten calculations for リ-ース料 (5,400 x 50% = 2,700).

口座振替請求明細書

発行日 2021年 9月 21日

拝啓、毎々格別のお引き立てにあずかり厚くお礼申し上げます。
今月分のご請求金額は下記の通りとなっております。
ご査収の上、宜しくご手配いただきますようお願い申し上げます。

リコーリース株



Table with 3 rows: 引き落し日 (2021年 10月 4日), ご請求金額 (5,400円), 請求番号 (202109-4-010543)

【自動引落し口座】

口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。

(お願い)

- 1. 上記ご請求金額を指定口座より引き落しさせて頂きませ。
2. 引き落し日の前日(金融機関営業日)までにご入金いただきますようお願い申し上げます。
3. 既にお支払済みまたはお取引内容に変更のある場合はご了承ください。

請求明細書

Main table with columns: 契約番号, 設置先名, 数量, 区分, 種類, 請求金額, 請求消費税額, 消費税率, 請求期間, 当回数, 総回数. Includes data for A071400200 and 000.

区分 L:リース C:クレジット R:レンタル P:パーソナルクレジット K:割賦 X:その他S
種類 01:リース料金等 03:保守料金 04:合意解約金 05:物件代金 06:弁済金 07:その他

続きは裏面をご確認下さい。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年10月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 <u>事務費</u> ・人件費	
15	3-10--4 振込 *22,000 W21 カ) センブリ	共通案分率 <u>50%</u> 25%
		それ以外の案分 100% 案分の説明 ZENRINGIS セクション利用料 9月分 ¥22,000×50% = ¥11,000 ※ 共通案分率を適用 ※ 請求書参照
10/4		

請 求 書

No. J2010001015-12
2021年9月30日

兵庫県議会公明党・県民会議

様

お客様コードNO. 78362372700

〒650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1
県庁3号館

TEL : 0783623727

株式会社 ゼンリン

神戸営業所

〒651-0087

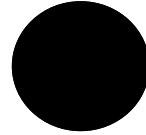
兵庫県神戸市中央区御幸通4-2-20

三宮中央ビル1F

TEL 078-252-3223

FAX 078-252-1633

所長 三好 信治



下記のとおりご請求申し上げます。

お支払い方法	集 金 ・ 振 込
お支払い予定日	2021年 10月 31日

振込先銀行

口座名義 株式会社ゼンリン 神戸営業所

お振込みの際の手数料はご負担願います。

注文書番号	
納品書番号	J2010001015-12
納品日付	検収日付

合計金額 **¥22,000-** (消費税等込み)

商 品 名	種 別	単 価	数 量	金 額
GIS Application Data Online		10,000	1	10,000
ペーパマップ TOWNⅡ (配信) 兵庫県		10,000	1	10,000
小 計				20,000

御買上金額	消費税等	御買上合計金額	御入金額	御請求額
20,000	2,000	22,000	0	22,000

【備考】

9月分

本伝票に記載されましたお客様の個人情報は、アフターサービス、各種キャンペーンのご案内のために利用させていただきます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年10月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費 人件費	
16	3-10-20 振替	*18,785 RL)ロツコウヨウカ
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		複合機パフォーマンス チャージ料
		案分率 ¥18,785 × 50% = ¥9,392-
		* 共通案分率を適用
		* 請求書参照

10/20

請求書



株式会社

神戸支店
〒651-0086 神戸市中央区磯上通6丁目1番23号
Phone:078-265-2301 Fax:078-265-2302
取引銀行

〒 650-0011
神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

御中

16800000

毎度格別のお引立て預かりありがとうございます。

下記の明細の通り御請求申し上げます。

(自動引落)

担当者	検収

■請求締切日 2021/ 9/30 ■お支払予定日 2021/10/20 ■当月お買上高合計 18,785

前回請求額	ご入金額	繰越金額	当月お買上高		合計請求額	当月ご請求額
			税抜御買上額	消費税		
22,240	22,240	0	17,078	1,707	18,785	¥ 18,785

【*】は税込/【軽】は軽減税率

年月日 問合せ番号	商品 規格	数量	単価	お買上高 消費税	お支払高	摘要
2021/ 9/ 6 0000379581	パフォーマンスチャージ料 MPC4001カ好ヨ 619839 伝票単位消費税	1	17,078 (10%)	17,078 1,707		
	【伝票計】			18,785		
2021/ 9/21 0000125027	自動引落-リコーリース20日				22,240	
	【伝票計】					
	《総合計》	税抜合計	消費税	合計		
		17,078	1,707	18,785		
	税率内訳(10.00%)	17,078	1,707	18,785		
	以下余白					

累計		¥18,785	¥22,240
----	--	---------	---------

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年10月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・ <u>広報広聴費</u> ・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
17	3-10--4 振込 *330,000 W21 か) ヒヨウ"シ"	共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		政務調査業務
		委託費用
		(R3.7月~9月分)
		案分率
		¥330,000-
10/4		委託内容は全て 政務活動に かかるものであり

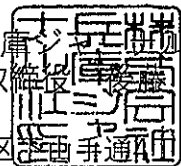
請 求 書

2021年9月30日

県議会公明党・県民会議

様

株式会社兵庫ジャーナル社
 代表取締役 藤原 富樹
 〒650-0011
 神戸市中央区港島中町6-13
 ファインコート下山手6F
 TEL078-333-7560 FAX078-333-7563



毎度ありがとうございます。下記のとおりご請求申し上げます。

商 品 名	数量	単位	単価	金額	消費税額
政務調査業務(R3年7月～9月分)	3	ヶ月		300,000	30,000
	合計		税抜 300,000	税額 30,000	総額 ¥330,000

お振込先:

名 義: (株)兵庫ジャーナル社

県議会公明党・県民会議 政務調査業務内容(令和3年7月～9月)

月	日	業務内容	提出先
7	13	地域政策要望会(オンライン会議)の取材	
	14	〃	
	20	地域政策要望会(オンライン会議)の原稿と写真を提出	(株)東弘
	30	研修会(講師:赤澤・県庁情報戦略監)の取材	
8	5	政務調査会の取材	
	6	〃	
	9	研修会(講師:藤田愛・北須磨訪問看護・リハビリセンター所長)の原稿と写真を提出	(株)東弘
	9	研修会(講師:赤澤茂・県情報戦略監)の原稿と写真を提出	(株)東弘
	10	4会派との知事への「酒類提供禁止に対するさらなる県独自支援の要望」の取材	
	12	政務調査会の原稿と写真を提出	(株)東弘
	12	4会派との知事への「酒類提供禁止に対するさらなる県独自支援の要望」の原稿と写真を提出	(株)東弘
9	2	「新型コロナウイルス感染症対策に関する知事への緊急要望」の原稿と写真を提出	(株)東弘
	15	知事への「令和4年度当初予算編成に対する重要政策提言」の取材	
	22	知事への「令和4年度当初予算編成に対する重要政策提言」の原稿と写真を提出	(株)東弘
	27	第355回定例県議会での代表質問(岸本県議)の取材	
	28	第355回定例県議会での一般質問(小泉県議)の取材	
	30	第355回定例県議会での一般質問(越田県議)の取材	


令和3年9月30日 (株)兵庫ジャーナル社

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年10月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使 途 項 目																													
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 人件費																													
18 10/5	領収書																													
	様																													
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">[別納引受]</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>ゆうメール @215 31通</td> <td>201.0g ¥6,665</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>¥6,665</td> </tr> <tr> <td>ゆうメール @310 5通</td> <td>377.5g ¥1,550</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>¥1,550</td> </tr> <tr> <td>ゆうメール @360 5通</td> <td>555.5g ¥1,800</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>¥1,800</td> </tr> <tr> <td>郵便物引受合計通数</td> <td>41通</td> </tr> <tr> <td>課税計 (10%)</td> <td>¥10,015</td> </tr> <tr> <td>(内消費税等)</td> <td>¥910</td> </tr> <tr> <td>非課税計</td> <td>¥0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>¥10,015</td> </tr> <tr> <td>お預り金額</td> <td>¥20,000</td> </tr> <tr> <td>おつり</td> <td>¥9,985</td> </tr> </table>		[別納引受]		ゆうメール @215 31通	201.0g ¥6,665	小 計	¥6,665	ゆうメール @310 5通	377.5g ¥1,550	小 計	¥1,550	ゆうメール @360 5通	555.5g ¥1,800	小 計	¥1,800	郵便物引受合計通数	41通	課税計 (10%)	¥10,015	(内消費税等)	¥910	非課税計	¥0	合計	¥10,015	お預り金額	¥20,000	おつり	¥9,985
	[別納引受]																													
	ゆうメール @215 31通	201.0g ¥6,665																												
	小 計	¥6,665																												
	ゆうメール @310 5通	377.5g ¥1,550																												
	小 計	¥1,550																												
	ゆうメール @360 5通	555.5g ¥1,800																												
	小 計	¥1,800																												
郵便物引受合計通数	41通																													
課税計 (10%)	¥10,015																													
(内消費税等)	¥910																													
非課税計	¥0																													
合計	¥10,015																													
お預り金額	¥20,000																													
おつり	¥9,985																													
<p>① 215 (市町議会分) 1冊ずつ送付</p> <p>② 310 (明石市・伊丹市等) 2冊ずつ送付</p> <p>③ 360 (神戸市姫路市等) 3・4冊ずつ送付</p>																														
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">共通案分率</td> <td style="width: 50%;">50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td> <p>郵送料</p> <p>令和4年度当初 予算編成に対する 重要政策提言 41通 ¥10,015 -</p> </td> </tr> </table>		共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	<p>郵送料</p> <p>令和4年度当初 予算編成に対する 重要政策提言 41通 ¥10,015 -</p>																					
共通案分率	50%																													
	25%																													
それ以外の案分	100%																													
案分の説明	<p>郵送料</p> <p>令和4年度当初 予算編成に対する 重要政策提言 41通 ¥10,015 -</p>																													
<p>市町議会によって送付する冊数が異なる為、郵送料金に違いがある。</p>																														
<p>本領収書は 兵庫県議会 公明党・県民会議議員団宛のものである</p>																														
 <p>〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 取扱日時：2021年10月5日 11:20 発行No. 211005A2620 端N26箱71 連絡先：兵庫県庁内郵便局 TEL:078-371-1770</p>																														

活動報告書

※ 政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	公明党・県民会議 議員団
-----	-----------------

活動名	「令和4年度当初予算編成に対する重要政策提言」の発送			
活動概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発行日 2021年9月7日 ○ 発行部数 300部 ○ 別添「令和4年度当初予算編成に対する重要政策提言」参照 ○ 庁内配布、各市町議会（公明党控室）あて郵送 <p>★案分率：内容は、すべて政務活動にかかるものである</p>			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	郵送料	¥10,015	10-18	@215×31通 @310×5通 @360×5通 合計41通
	合計	¥10,015		
備考	* 添付書類：請求書、「令和4年度当初予算編成に対する重要政策提言」冊子			

*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」等を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。
 *「活動概要」欄には、例えば①活動実施年月日、②場所、③行程、④目的、⑤相手方、⑥参加者、⑦結果・成果⑧広報誌発行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

令和3年9月

令和4年度当初予算編成に対する
重 要 政 策 提 言

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

令和3年9月15日

兵庫県知事 齋藤元彦様

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

幹事長 伊藤勝正

政務調査会長 島山清史

令和4年度当初予算編成に対する重要政策提言

新型コロナウイルス感染症の収束は、未だ見通しが立たず、私たちの命や暮らしを脅かし続けており、今まで当たり前だった日常の暮らしや経済活動は、今なお大きく制限されています。かつてない規模の緊急経済対策を講じても、多くの事業者の売上高は減少し、資金繰りが悪化するなど、我が国の経済への影響は戦後最大の危機的な状況にあるなど深刻を極めており、景気回復には相当の時間を要すると思われまます。

新たな感染症は、人々の生活や暮らしを一変させ、人と人を「分断する社会」への流れを生み、様々な分野において不透明で深刻化した課題を生じさせた一方で、リモートワークや地方移住、仕事と生活の両立の充実等への関心が高まるなど、私たちの意識や行動、経済社会に大きな変化をもたらしています。

今後はDX（デジタル・トランスフォーメーション）などの技術を活用し、新しい働き方や生活様式を創造することにより、本社機能の移転などで東京一極集中を是正し、地方分権を推進するとともに、大阪万博といったビッグイベントなどを地域創生の実現を加速させる機会と捉え、ポストコロナ時代をリードする新たな社会のあり方を広く世界に示していかなければなりません。

国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は、地球温暖化防止に向けた脱炭素社会の構築など人類共通の課題に対して、すべての関係者が全力で取り組まなければ、これ以上豊かな世界の維持・発展が望めないという危機感から生まれており、こうした危機感を県民や企業・団体と共有するとともに「誰一人取り残さない」という基本理念のもと、県政の課題解決等のツールとして有効であることから、自治体行政のパラダイムシフトのための課題発掘、地方創生の突破口を提供するものとして、本格的な取り組みを推進していく必要があります。

兵庫はかねてより五国という多様な地域が、バランスを保ち発展してきた背景を持つ県であり、阪神・淡路大震災などの困難を互いに支え合いながら乗り越えてきた歴史を持つことから、県民生活に直結する事業の水準を低下させることなく、それぞれ地域の強みを活かしながら、事業の再構築を粘り強く推し進めていきたいと思います。希望と活力あふれる兵庫県を目指し、本政策提言で我々議員団の意図するところを十分に斟酌いただき、各種事業に着実に反映されますよう強く求めるものであります。

● 新型コロナウイルス感染症に関する最重点要望事項

1 疾病予防管理センター（CDC）の創設

新たなウイルスに備え、災害と同様に事前の準備で被害を軽減し、政令市・中核市の保健所も含めた県内保健所の一体的な連携体制を構築するため、疾病予防管理センター（CDC）を創設すること。

2 新型コロナの影響を踏まえた財政運営と事業の見直し

来年度予算編成にあたり事業の見直しを進める際には、新型コロナウイルス感染症対策にかかる予算は十分確保するとともに、県民生活に直結する事業についてはその水準を低下させないように県単独事業の削減等を行わないこと。また、その見直しの内容については県民の十分な理解を得るとともに、県議会との合意形成を丁寧に行うこと。

3 緊急時に対応できる医療体制の構築

新型コロナ等、新たな感染症の急激な感染拡大に機動的に対応できるよう、病床や看護師などの医療人材を恒常的に確保すること。

4 新型コロナで影響を受けた農水畜産物の需要拡大

新型コロナで業務用需要が著しく影響を受けた県内の水産品、ブランド和牛、酒米の山田錦などの需要喚起策や学校給食への提供拡大、新商品開発などを推進し、県産農水畜産物の消費拡大に努めること。

5 ポストコロナ時代の自立分散型社会を目指す地域創生戦略の見直し

コロナ禍により、リモートワークやワーケーション等の経験を経て、地方移住、副業・兼業、ワークライフバランスの充実等への関心が高まるなど国民の意識・行動に大きな変化が生じている。東京一極集中を是正し地方分散型社会の実現に向け、この変化を的確に捉え、デジタル環境整備を早急に進めるとともに、教育・医療・商業等がつながり合うスマートシティ構築を推進する等、ポストコロナ時代の自立分散型の多極的な社会を目指し、従来の

地域創生戦略について適切かつ大胆に見直しを図ること。

6 離職者の再就職の促進

コロナ禍により影響を受けた離職者の再就職を促進するため、職業訓練や資格取得に向けた様々な支援を講じること。

7 観光振興の推進

コロナ禍の収束状況を見定め、深刻な打撃を受けた観光関連産業への大胆な支援策により観光需要喚起に努めること。さらに、長期滞在型観光やリピーター観光客確保、県特産品消費など地域交流と観光がマッチングする質重視の観光への展開を推進すること。

8 県民の兵庫県内の旅行を促進する取組

コロナ禍の収束までは、マイクロツーリズムといった県民の県内旅行を促進する取組を更に強化すること。

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

団 警察常任委員会委員	長 松田一成	神戸市兵庫区選出
副 建設常任委員会委員	団 岸本かずなお	加古川市選出
幹 総務常任委員会委員	事 伊藤勝正	明石市選出
副 産業労働常任委員会委員	幹 越田浩矢	神戸市長田区選出
政 務調査会委員	調 島山清史	神戸市須磨区選出
政 務調査副会長	調 天野文夫	姫路市選出
警察常任委員会委員	長 しの木和良	川西市及び川辺郡選出
総務常任委員会委員	長 谷井いさお	尼崎市選出
文教常任委員会委員	委員 あしだ賀津美	神戸市北区選出
産業労働常任委員会委員	委員 坪井謙治	伊丹市選出
農政環境常任委員会委員	委員 竹尾ともえ	西宮市選出
文教常任委員会副委員長	副委員長 小泉弘喜	尼崎市選出
健康福祉常任委員会副委員長	副委員長	

重点要望事項 目次

I	企画県民部	1
1	防災・減災対策の強化	1
2	持続可能な県政の推進	2
3	私学教育の充実	6
4	安全・安心の地域づくり	7
5	選挙権行使の利便性確保	8
6	土砂災害特別警戒区域に係る固定資産税減免等	8
II	健康福祉部	8
1	地域医療の充実	8
2	介護・福祉の充実	12
3	子育て支援の強化	16
4	障がい児・者への支援強化	18
5	その他	21
III	産業労働部	23
1	多様な人材が活躍できる社会づくり	23
2	働き方改革の推進	23
3	女性が輝く社会づくり	24
4	若者の活躍を促す環境づくり	24
5	視覚障がい者の雇用・就業・定着の推進	27
6	観光立県の推進	27
7	中小企業の振興	28
8	未来を拓く基盤づくり	30
IV	農政環境部	31
1	農林水産業の振興	31
2	持続可能な環境の構築	36
V	県土整備部	37
1	命を守るインフラ整備の推進	37
2	公共交通・バリアフリーの充実	40
3	道路交通網の整備	41
4	関西3空港・神戸港の発展	42
5	県内建設業者・運輸事業者の振興	43
6	通学路対策の推進	44
7	急傾斜地崩壊対策事業の受益戸数等の採択要件の緩和	44
VI	病院局	45
1	がん対策の推進	45
2	障がい者への支援強化	45
3	新型コロナウイルス感染症など感染症対策	45
VII	教育委員会	46
1	教育の充実	46
2	通学路対策の推進	51
3	スポーツ立県ひょうごの推進	52
VIII	警察本部	53
1	安全・安心の地域づくり	53

重点要望事項

I 企画県民部

1 防災・減災対策の強化

(1) 大規模災害の対策

① 被災者生活再建支援制度の充実

被災者生活再建支援制度で適用対象とならない被災者(損害割合30%未満)に対する県独自の支援制度の更なる拡充を図ること。また、都道府県の拠出に対する財政支援など、引き続き、制度の見直しを国へ求めること。

② バックアップ構造の構築

首都圏大規模災害に備え、関西広域連合とも連携し、防災庁(省)の設置等を含め、国土の双眼構造への転換を図り、関西における首都機能のバックアップ構造の構築を国へ粘り強く求めること。

③ 県民や地域コミュニティの防災力向上

阪神・淡路大震災の経験と教訓の継承・発信にとどまるのではなく、防災先進県として県民や地域コミュニティの防災意識や知識、災害への具体的な備え、避難等の防災レベルの向上に向け、県民運動として取り組む具体的な内容をわかりやすくまとめ、成果指標等の目標を設定して様々な取組みを支援し、その結果を県民意識調査や指標の達成度等によりトレースし、県民や地域コミュニティの防災力の向上に、市町と連携し積極的に取り組むこと。

④ 地域防災力強化に向けた人材育成の強化及び環境整備

担い手確保が困難になりつつある消防団については、職域団体の活用や女性の登用など団員確保に向けた啓発支援を行うほか、防災リーダー等地域防災コミュニティ活動のリーダーとなる人材の育成を強化するとともに、地域防災力を強化するために活躍できるような環境整備を進めること。また、地域特性等に応じ、必要な機材等の配備に対する支援を行うこと。

⑤ 避難体制の整備

道の駅などの交流拠点を身近な防災・避難拠点としての活用を推進するとともに、避難所において、自主防災組織による運営を検討するなど、地域ニーズに合った運営を目指すこと。また、大規模災害発生時に感染症にも対応できる空調設備やプライバシー空間の確保のためのパーテーション、簡易ベッドの他、マスクや消毒液など必要な物品をプッシュ型で配備できる備蓄整備をさらに進めること。

また、「ひょうご防災減災推進条例」に基づき、避難行動要支援者支援につ

いて市町との連携をより一層強化するとともに、福祉避難所の充実や帰宅困難者に対する一時避難所の確保、津波避難場所としての高速道路や駅舎の活用等、災害発生時における市町を跨る避難対応についてさらに協議を進めること。

⑥ 災害時の情報共有機器設備の整備

地上放送デジタル化において難視聴地域では、国の地域情報通信基盤整備推進交付金等を活用し整備されたケーブルテレビ設備が使用されており、災害時の情報共有手段としても使われてきた。整備から10年を経過し耐用年数が経過する設備の更新など再整備について国に要望すること。

(2) 地域の特性に合わせた防災計画の策定の推進

① 県地域防災計画

直近の新しいパターンの災害事例や新型コロナウイルス感染症対策等から得られた知見をもとに防災計画の見直しを適宜実施すること。加えて、災害時医療支援に有効とされる災害時多目的船による海上ルートからの災害支援について、常に隣接府県との課題の協議・共有を図ること。

② 南海トラフ地震臨時情報の対応

「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の防災対応について、「臨時情報」への住民の認知度や理解度が低く、住民避難等に支障が生じる恐れがあるため、全県民への周知方策を検討すること。

(3) 大規模災害被災地への支援

県外で発生した災害時に派遣される「ひょうご災害緊急支援隊」について、本県の災害対応のノウハウを活かし、被災地の現地ニーズに応じた専門家や技術者の人材支援を率先して行うとともに、派遣する職員に対して心のケアを含めたサポートをしっかりと行うこと。

さらに、必要に応じて、避難者を受け入れるとともに、避難者の実態を踏まえた居住、就学支援や情報提供など環境整備の充実を図ること。

2 持続可能な県政の推進

(1) SDGs を県政の基軸に据えた取組の推進

SDGs は、人類共通の課題に対して、すべての関係者、ステークホルダーが全力で取組まなければこれ以上豊かな世界の維持・発展が望めないという危機感から生まれた。こうした危機感を県民や企業・団体と共有するとともに、「誰一人取り残さない」という基本理念のもと、少子高齢化、人口減少など県政の課題解決等のツールとして有効であり、自治体行政のパラダイムシフトのための課題発掘、地方創生の突破口を提供するものとして、他府県でもSDG

sを基軸に据える取り組みが広がってきていることから、本格的な取り組みを推進すること。

(2) 新型コロナの影響を踏まえた財政運営と事業の見直し

【新型コロナ最重点要望事項】

来年度予算編成にあたり事業の見直しを進める際には、新型コロナウイルス感染症対策にかかる予算は十分確保するとともに、県民生活に直結する事業についてはその水準を低下させないように県単独事業の削減等を行わないこと。また、その見直しの内容については県民の十分な理解を得るとともに、県議会との合意形成を丁寧に行うこと。

(3) 効率的な業務の推進

① 県行政のデジタル化の推進による新しい行政の確立

県行政全般におけるDX(デジタル・トランスフォーメーション)について、県行政のデジタル化推進に留まらず、業務や組織、風土等を変革し、時代変化や社会のニーズに対応した新しい行政の確立を目指し、県民の利便性向上と県行政の効率化、革新に取り組むため、人員体制を先進都市並みに強化すること。

② 県民利便性向上のためのオンライン申請の導入促進

県への申請業務について可能な限りオンラインによる申請とするとともに、全ての申請において代理申請を認めること。また、県内市町における行政手続きのオンライン化を進めるため、現行の「兵庫県電子申請共同運営システム(e-ひょうご)」を再構築し、参加市町の拡大とともに、県民にとって使い勝手の良い広域的な電子申請基盤の充実を図ること。

また、行政手続きのデジタル化に対応するためにも許認可等の申請における代理等の申請件数等の状況について、調査し関係機関に開示するとともに、許認可等の申請においては代理欄を設けること。更に、申請事務の効率化を図るため全ての申請事務をデジタル化するとともにインターネット申請を可能とすること。

③ ICTを活用した行政の効率化の推進

AIやRPA、IoT、5G等を活用し、行政業務の効率化を全庁的に進めるとともに、テレワークやオンライン会議をフル活用できる業務体制への移行を図ること。また、市町においても同様にICTを活用した業務効率化が進むよう助言や支援を行うこと。特に県庁再整備に合わせ更に効率的な業務推進が可能となるよう、ハード、ソフト両面のICT環境の整備を行うこと。

④ 県民のICT利用促進にむけた支援

生涯学習等の場においてICTスキルの習得機会を提供するとともに、スマホやタブレット、パソコン等のインターネットの利用環境の普及促進を図るための支援策を講じること。

(4) 地域創生の推進

① ポストコロナ時代の自立分散型社会を目指す地域創生戦略の見直し

【新型コロナ最重点要望事項】

コロナ禍により、リモートワークやワーケーション等の経験を経て、地方移住、副業・兼業、ワークライフバランスの充実等への関心が高まるなど国民の意識・行動に大きな変化が生じている。東京一極集中を是正し地方分散型社会の実現に向け、この変化を的確に捉え、デジタル環境整備を早急に進めるとともに、教育・医療・商業等がつながり合うスマートシティ構築を推進する等、ポストコロナ時代の自立分散型の多極的な社会を目指し、従来の地域創生戦略について適切かつ大胆に見直しを図ること。

② 東京圏からの転入増に向けた国への働きかけ

地方に定住意欲を持つ若者を育成するためにも、国関係機関の地方移転（特に防災庁を新設し兵庫県に設置）や法人税の地方軽減、本社機能の移転、地方国立大学の定員増、地方企業へ就職した場合の奨学金免除等分散型社会構築に向けて兵庫県独自の取組を模索、実施するとともに、国にも強く働きかけること。

③ U J I ターンの促進

コロナ禍により、地方への移住が注目されており、移住検討者のニーズを正確に把握した上で、適切な対応により本県へのU J I ターンを促進すること。また、これまでのU J I ターン促進に係る施策の検証を行うとともに、県内企業のネット動画配信やオンライン面接等に伴う通信環境整備や、市町のワーケーション誘致施策などへの支援といった新たな施策を推進すること。

④ 地域おこし協力隊等の推進

都市地域から過疎地域等へ移住し地域協力活動を行う「地域おこし協力隊」事業の取組や、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる都市農村共生・対流総合対策事業を活用した取組を積極的に推進すること。

⑤ 交流人口及び関係人口増の取組

都市農村共生・対流総合対策事業を活用し、市町単位や小中高の学校間等で定期的に交流できるような仕掛けや二地域居住の魅力を広く理解してもらうためのモデルケースを紹介するなどにより、県内における交流人口増に取り組むこと。

⑥ 芸術文化観光専門職大学による地域活性化

芸術文化観光専門職大学を活用して但馬地域の活性化の取組を推進すること。

⑦ ふるさと納税ワンストップ特例制度に係る市町への支援

ふるさと納税ワンストップ特例制度によって生じる地方税減収額について、全額国費で補てんするよう国に要望すること。

⑧ ひょうご地域創生交付金制度の継続

市町が継続して地域創生の取組を実施できるよう、ひょうご地域創生交付金制度を継続すること。

⑨ 県民局統合での利便性の確保

阪神南県民センターと阪神北県民局統合に伴い、県民の利便性を維持するため、阪神南地域に分室を設置すること。

(5) 地域を支える取組の充実、支援

① 連携中枢都市圏・地域活性化に取り組む地域への支援

高度医療提供体制や6次産業化の支援、子育て支援、さらには地域交通の確保など、圏域全体の住民の暮らしを支えることが期待される連携中枢都市圏や中心市を核とした活性化を進める地域について、県として必要な助言を行うなど、積極的に連携し支援すること。

② 地域資源を活用した地域創生事業の支援強化

日本農業遺産認定を目指す「丹波黒」、世界遺産登録を目指す「鳴門の渦潮」など、県下各地の地域資源を活かした地域活性化の取組や要望に対し、県としても市町や活動団体と連携し、財政面での支援等を積極的に行うとともに、これらの地域資源の広報を積極的に行うこと。

(6) 兵庫の玄関口・神戸の活性化

① 三宮駅周辺の整備開発の支援

JR、阪急の三宮駅ビルの建替、駅前広場の整備、神戸市の関連施設の再整備等三宮の再整備推進に当たっては、兵庫県そして国際都市神戸の玄関口としてふさわしい高い機能性や利便性を有し、災害に強く環境に配慮した魅力あふれる開発となるよう、事業者、神戸市と連携し、スピード感を持って整備が進むように支援を行うこと。

特に、兵庫県として兵庫らしさが反映できるように、公共スペース等への県産木材を利用した大規模木質化や、県内の特産品を新たな視点でアピールし、売込めるようなスペースの確保等、ハード、ソフト両面において兵庫県として積極的に提案すること。

② 県庁舎等再整備

県庁舎及び周辺地域の再整備については、三宮再整備と連携して神戸都心エリア全体の活性化につなげるとともに、県産木材の使用や発注方法の工夫による経済効果の波及等に努めること。なお、県の財政状況が依然として厳しく、新型コロナウイルス感染症の県財政への影響が甚大であることを踏まえ、不要土地の売却による財源の確保や事業費の抑制などについて慎重に検討して県財政への影響を最小限に抑えること。また、現状の県庁舎が耐震基準を満たしておらず、南海トラフ巨大地震発生時に司令塔として機能できない可能性が高

いことや、民間施設の誘致による新たな賑わいの創出等が県民の利益にも資する事業であること等を、県民に丁寧に周知し、理解を求めること。

③ 兵庫津ミュージアムの整備

兵庫津ミュージアムの整備にあたっては、「兵庫五国の歴史の再発見ができる拠点施設」として魅力あるものとし、投資に見合う集客を図ることができるような仕掛けやプロモーションを行い、兵庫県の新たな名所となるような施設にすること。また、神戸市と連携し、周辺整備にも積極的に取り組むこと。

④ 新長田合同庁舎を核とした地域活性化

新長田合同庁舎を核に、周辺地域や商店街等の活性化に向けた効果がより発揮されるよう、地元や神戸市と連携した活性化施策を実施し、その効果検証をしながら活性化施策の実効性の向上に取り組むこと。

3 私学教育の充実

(1) 私立高校授業料の実質無償化の更なる拡充

令和2年度から年収590万円未満世帯の私立高校授業料の実質無償化が国において実現した。本県では更に、全国の私立高校授業料平均額と兵庫県の私立高校授業料の平均額の差額12,000円を埋めるとともに、年収590万円以上730万円未満世帯には国の就学支援金11万8,800円に10万円を上乗せ、年収730万円以上910万円未満世帯には5万円を上乗せする支援を行っているが、年収590万円以上の世帯が更なる授業料軽減の恩恵を受けられるよう支援制度の拡充を図ること。

(2) 外国人学校振興費補助制度の見直し

外国人学校振興費補助の「教育充実分」の補助について、教員の3分の2以上が日本の教員免許を所有することという追加要件を課したことにより、朝鮮学校への補助が従来と比べ減額されている点について、制度の見直しを行い、減額をやめること。

(3) 私学教育への支援

兵庫県の公教育の一翼を担う私学に対し、生徒数の大幅な減少により多くの学校が赤字となっている学校経営の健全化や、ICT教育環境の整備、令和元年の消費増税分を授業料転嫁ができていないこと、耐震化や環境・省エネルギーに対応した施設整備等のため、経常費補助の大幅な拡充を図ること。

また、「ひょうご未来の高校教育あり方検討委員会」の報告を踏まえ来年度より実施予定の県立高校改革においては、私立高校に対する影響について十分配慮し、複数志願選抜の入試制度の見直しや、県立と私学の生徒比率の適正化

に配慮した定員設定等、兵庫県が多様な高校教育の実現に向けた改革とすること。

(4) 私立専修学校への支援

社会の変化に即応した実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う教育機関として重要な役割を果たしており、県として積極的にその振興に取り組むとともに、専修学校専門課程への経常経費補助の増額、専修学校高等課程への財政的な支援を拡充すること。

4 安全・安心の地域づくり

(1) 高齢者が安心して暮らせる地域社会

高齢者を特殊詐欺被害から守るために、これまで、事前警告機能付通話録音装置等を名簿搭載者リストに基づいて無償提供するなどし設置を進めてきたが、その効果を検証し無料設置台数の拡充に努めるほか、高齢者等への特殊詐欺被害に関する講習会等において通話録音装置等の効果を説明するとともに、希望者への機器配布や購入を推奨するなど普及啓発を行い、特殊詐欺撲滅強化に取り組むこと。

(2) 地域の防犯対策の強化

① 「ひょうご地域安全SOSキャッチ事業」の普及促進と活用

地域に潜む犯罪の兆候を早期につかみ、防犯力向上につなげていく「ひょうご地域安全SOSキャッチ事業」の普及啓発を促進するとともに、受信結果や地域特性、相談者の特性等を分析し、効果的な広報や犯罪抑止を図ること。

② 防犯カメラ設置の推進

犯罪の抑止と捜査力向上が期待される防犯カメラの設置を推進するために、防犯カメラ設置補助事業の補助上限額と設置件数を引き上げること。また、通学路の安全確保の観点から、必要な場所への防犯カメラの設置を市町と連携して更に推進すること。

(3) 外国人材の受け入れ環境づくり

① 外国人材の受け入れ環境・支援体制整備

外国人材が今後増加することが予測されるなかで、県内企業、団体、地域コミュニティ等が外国人材を円滑に受け入れる環境づくりが急務である。具体的には、多様な国の外国人材が安心して働き暮らせるための日本語教室の整備や、買い物、病院など日常生活に対する支援体制などの環境整備を早期に進めること。また、民間や各団体へ支援を呼びかけ社会全体で支援可能な体制を構築すること。

② 兵庫県職員（一般事務職）の受験資格からの国籍条項の撤廃

一般事務職の受験資格について、兵庫県下の全ての市町において国籍条項が撤廃されているにもかかわらず、兵庫県のみが国籍条項により制限している状況について、一刻も早く撤廃し改善を行うこと。

（４） 犯罪被害者等の支援の充実

犯罪被害者等の支援を充実するため、犯罪被害者等の支援の基本理念及び基本的施策を明確化し、犯罪被害者支援等に特化した条例を制定して、犯罪被害者等の権利と尊厳を守る旨を宣言すること。

5 選挙権行使の利便性確保

長期にわたり洋上で就労している船員について、棄権を防止するために選挙権行使の利便性を確保できるよう、国に要望すること。

また、投票率向上のために期日前投票所の箇所数を大幅に拡充するよう、市町への財政支援を国に要望すること。

6 土砂災害特別警戒区域に係る固定資産税減免等

土砂災害特別警戒区域（R区域）に指定された地区の実情に応じた固定資産税減免や適正な固定資産評価が行われるよう、市町へ助言すること。

II 健康福祉部

1 地域医療の充実

（１） 新型コロナウイルス感染症等の新しい感染症への対応

① 疾病予防管理センター（CDC）の創設【新型コロナ最重点要望事項】

新たなウイルスに備え、災害と同様に事前の準備で被害を軽減し、政令市・中核市の保健所も含めた県内保健所の一体的な連携体制を構築するため、疾病予防管理センター（CDC）を創設すること。

② 緊急時に対応できる医療体制の構築【新型コロナ最重点要望事項】

新型コロナ等、新たな感染症の急激な感染拡大に機動的に対応できるよう、病床や看護師などの医療人材を恒常的に確保すること。

(2) 医師・看護師等の確保対策等の推進

① 医師確保対策

県内医師の地域偏在・診療科偏在の解消に向け、医師確保数の目標・対策を含む「医師確保計画」を基軸に、県養成医師枠や医学部定員の「地域枠」の増加、継続等医師確保に向けた取組を強化するとともに、「地域医療活性化センター」を活用した教育・研修機能による医師の資質向上、女性医師の働きやすい環境の整備や再就業を促す取組により、実効的な医師確保を進めること。

また、県内の医師不足が切実な課題の市町に対して、診療科ごとの医師確保、派遣の見込み等を示し、計画的に医療体制の維持を図れるようにすること。

② 産科医の確保と周産期医療の充実

誰もが安心して住んでいる地域で子どもを産み育てられるよう、地域医療機関においても産婦人科医及び助産師の確保・資質向上、ハイリスク妊婦及び新生児に対応できる高度専門的な周産期医療の充実を図ること。特に、西播磨地域、丹波地域、淡路地域の出産受入れ医療機関については、各市町において小児・産科医などの医師確保は困難であり、県として更なる支援強化を行うこと。

③ 看護師確保対策

看護師の不足及び地域偏在を解消するために、卒後臨床研修制度による指導体制整備、短時間勤務導入及び院内保育等の就労環境整備等への支援を行うほか、処遇改善による看護師の離職防止・定着促進を図るとともに、潜在看護師を活用するため、復職相談体制の充実を図ること。また、訪問看護にあたる看護師のニーズを充足するほか、少子高齢化という労働人口変化に応じた夜勤体制の安定確保並びに地域性や重症度による医療・看護の必要性に対応するために、看護師の資質向上や研修の充実等の取組を強化すること。

④ 歯科技工士の養成・確保策

県内に養成学校がなく、県内の歯科技工士の約6割が50歳代と高齢化が進んでおり今後急速に歯科技工士がいなくなると見込まれる中、奨学金制度創設等歯科技工士の養成・確保に向けた具体的な対策を早急に講じること。

(3) 小児救急医療対策の推進

小児科医以外の医師や看護師等の救急医療関係者に対する小児救急医療研修を推進するとともに、県内2か所ある小児集中治療室（PICU）の拡充と専門医療チームの強化・拡充を図り、小児救急医療体制の充実に取り組むこと。

(4) がん対策の推進

① がん対策推進計画の策定について

本県のがん対策推進計画の策定について、取組と結果、成果の因果関係を明確にするロジックモデルの採用を検討するとともに、中間評価が可能な計画を検討すること。

② がんの早期発見対策の強化

全国平均を大きく下回る本県の各部位のがん検診受診率について、性別や県内各地の地域性等を考慮した実効性の高い対策を行い、受診率を向上させ全国平均値を早急に超えることができるよう予防の取組を強化すること。

③ 女性特有のがん対策の推進

乳がん及び子宮頸がん検診の無料化を継続するよう、国に求めること。

乳がん検診については、高濃度乳腺が日本人女性に多いと指摘されている中、検診結果の詳細を本人に伝えるとともに、県内市町のがん検診の精度管理や事業評価、科学的根拠に基づく検診が実施されるよう、引き続き市町を支援すること。また、ピンクリボン月間（10月）などを活用し受診率向上に取り組むこと。加えて、マンモグラフィ読影医及び女性の撮影技師の養成を図ること。

④ がん教育の強化

がん予防に結び付く食生活、運動、休養、飲酒等の生活習慣の改善に関する知識、がんの原因となる感染症等に関する知識について小中高を通じて体系的に学ぶ機会を確保すること。また、成人に対するがん教育についても有効な機会や手法を検討して実施すること。

⑤ がん患者が安心して暮らせる社会の構築

がん患者が、就労や学校などの日常生活を続けながら安心して暮らせることができるよう、支援制度や相談体制の充実に取り組むこと。

(5) 疾病対策の推進

① 慢性腎臓病対策の強化

要再診者の受診を促進し、重症化ハイリスク者対策や保健指導を充実させること。また、献腎移植の意思を無駄にすることなく、移植を待ち望んでいる患者につなげるシステムを構築すること。

② アレルギー性疾患対策の推進

アレルギー性疾患医療体制や県立病院のアレルギー外来の充実など、アレルギー性疾患対策の総合的取組を推進すること。特に、国や県・市町、学校等の責務を明確にした「アレルギー疾患対策基本法」に基づき、学校、幼稚園、保育所、学童保育等への情報提供を徹底するとともに、適切な相談・治療を受けられる体制を整備すること。

③ 性感染症対策の推進

性感染症予防に対する学校教育や危険回避への意識付けを行うほか、夜間・休日検査の拡充など、エイズ・性感染症対策を総合的に推進すること。

④ 全新生児への聴覚スクリーニング検査の実施

全ての新生児に対する聴覚スクリーニング検査が実施できるよう、県独自の補助制度を創設すること。

⑤ 肝炎対策の推進

肝がん・重度肝硬変患者への入院医療費助成制度や、肝臓病の身体障害者手帳認定基準の緩和について周知徹底を図るとともに、日本肝炎デー（7/28）を活用したウイルス検診キャンペーン、がん検診受診率等向上推進協定企業や健康保険組合などを通じた企業への推進や周知を行うなど、啓発活動を強化し、肝炎ウイルス検査の受診促進を図ること。また、分子標的薬による通院治療助成制度の追加について関係機関並びに患者・家族への広報を拡充するとともに、肝炎コーディネーター同士がSNSなどを活用して、最新情報や事例を共有できる体制を構築すること。更に、コロナ禍であってもオンライン会議などを活用し、定期的に協議会を開催すること。

⑥ 鍼灸治療の効果検証

鍼灸治療は多くの県民が治療しているため、治療の効果について調査・研究を行うことを国に要望すること。

⑦ 脳脊髄液減少症治療体制の強化と患者支援の推進

脳脊髄液減少症に関する研修会を、医学界を含め各関係機関等と連携し開催すること。また、脳脊髄液減少症について相談窓口の開設及び小児の患者救済の対策を検討すること。

加えて、小児の脳脊髄液減少症並びに周辺病態の診断基準を定め、早期に保険適用が可能となるよう、国に要望すること。

（6）難病対策の推進

① 患者・家族への支援強化

難病患者への医療費助成や団体・家族に対する支援などにおいて、当事者が困っていること等ニーズをしっかりとくみ取った上で、難病対策の充実に取り組むこと。また、受給者証の継続更新については、郵送等による手続きの簡素化を図ること。更に、特別児童扶養手当の審査について、認定医に先天性疾病患の専門医を増やし、適切な審査が行える体制を整備すること。

② リウマチ患者支援の推進

健康診断でのリウマチ疾患の発見と早期治療の啓発に努めること。また、生物学的製剤治療を行うリウマチ患者に対する高額療養費の見直しなど財政的支援を国へ求めるとともに、県としての支援策を検討すること。

（7）こころのケア施策の推進

① 音楽療法の普及・定着

音楽療法の普及・定着を目指して、音楽療法定着促進事業を継続するとともに、兵庫県音楽療法士会と連携を図り、取組を強化すること。

② 自殺防止対策

自殺者数のより一層の低減を図るため、自殺未遂を繰り返す等のハイリスク

要因を抱える方の実態調査を行うとともに、救急医療機関と福祉、警察と本人の同意がなくても緊密な連携が取れるような体制を構築すること。また、こころの健康保持対策を進めるとともに、SNSを活用した相談体制を強化する等カウンセリングの充実や、遺族へのケアなど自殺防止へ向けた総合的な対策を推進すること。

2 介護・福祉の充実

(1) 介護人材の確保・定着・育成に向けた助成・補助制度の創設

① 訪問介護員など介護人材の確保の推進

訪問介護員の人材不足が深刻な中、在宅介護者の重度化や看取り対応など、訪問介護の専門性が求められており、こうした現状に鑑み、介護職員初任者研修の受講促進に向けた受講料助成や研修体制の整備・充実のための事業所内代替要員確保に向けた補助制度等、訪問介護員の確保・定着・育成に向けた補助制度の拡充を図ること。また、介護人材の確保については、一層の処遇改善等を行い、その推進を図ること。

② ひょうごケア・アシスタント推進事業の拡充

介護現場への参入促進する「ひょうごケア・アシスタント推進事業」の補助制度の拡充や広報・周知を行い介護人材のすそ野を広げること。

③ 介護教育と受け入れ体制の拡充

中学校・高等学校における介護教育の充実や外国人看護人材受け入れ体制の拡充を行うこと。

(2) サービス・住まいの確保

① 在宅医療・介護を支えるサービスの確保

定期巡回随時対応型訪問介護・看護、複合型サービス、小規模多機能型居宅介護サービス、訪問看護など在宅医療、介護を可能とするサービスが全市町で実施できるよう支援すること。

② 介護施設等の整備加速化などによる住まいの確保

来たるべき2025年問題に対応できる体制を構築するため、特別養護老人ホームや老人保健施設、介護療養型施設の介護三施設の整備の加速化など、施設系サービスの基盤整備を進めるとともに、特にサービス付き高齢者向け住宅やグループホームなどの整備促進を図り、生活支援サービスとの組み合わせによる安心の住まいを確保すること。

加えて、国が推進している空き家の活用などによる低所得高齢者のための住宅の提供と家賃補助制度の導入を進めること。

(3) 計画的な老人福祉施設の大規模修繕・改修の推進

老人福祉施設の老朽化に係る増床・改築等の大規模修繕に対する補助制度を創設すること。

(4) 「地域包括ケアシステム」の構築

① 地域包括支援センターの体制強化

高齢者の総合相談の充実、地域支援事業の実施体制の推進など一層の機能強化を図るため、業務量に見合う適正な人員配置や職員の資質向上のための研修の充実といった体制整備及び安定的な運営が確保されるように支援すること。

② 訪問看護師・訪問介護員の安全確保事業の拡充

介護報酬上2人訪問加算が適用できない場合であっても、訪問者の安全を確保する必要があることから、当該事業を実施している。しかし、ほとんど事業者に普及されていないことから、一つの障壁と考えられる事業者の負担を無くすこと。

③ 医療と介護の情報共有

「h-Anshin(阪神)むこねっと」等患者情報共有システムを地域包括支援システムで利用できるよう、介護関係機関での活用を支援すること。またデータヘルスの展開、地域における要支援者の把握、医療と介護間での情報共有等、効果的な支援体制の構築を進める上で、個人情報保護法を踏まえ、関係者による適切な情報の共有が可能となるよう、体制整備を進めること。

(5) 認知症対策の推進

① 認知症対策の大幅な強化

認知症の早期発見に向け、認知症検査受診を促進するための認知症診断助成制度や、認知症患者やその家族の支援策として、賠償責任保険やGPSかけつけサービス等を、「認知症対策ひょうごモデル」として県が主導し市町とも連携して全県に展開すること。更に、高齢者が認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにする効果的な予防手法についての調査・研究を行い、予防事業の充実を図り、認知症対策の大幅な強化を図ること。

② 普及啓発・本人発信の支援

誰もが認知症に対する知識を習得し、認知症の人を優しく見守る社会の実現に向け、相談窓口・広報誌の拡充等により、認知症に関する理解を促進した上で、キャラバンメイト養成の強化、市町と連携した養成講座の開催のさらなる推進に取り組み、より多くの認知症サポーターを養成するとともに、ひょうご認知症サポート店(事業所)を増やす取組を強化すること。

③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

早期発見、早期対応のため、認知症初期集中支援チームの拡充と周知に努

めるとともに、医療従事者、介護従事者等の認知症対応力の向上に努めること。
また、認知症患者の介護者の負担軽減の推進すること。

④ 認知症バリアフリーの推進等

認知症の人が安心して暮らせるバリアフリーのまちづくりを推進するとともに、各関係機関と連携した地域における認知症高齢者の行方不明者減少のための体制や市町域を超えた「認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク」の構築を進めること。

⑤ 若年性認知症の人への支援、社会参加への支援

若年性認知症の家族支援の強化、成年後見制度の利用促進を図ること。

(6) 健康増進の充実

① 健康寿命の延伸

県民の健康増進に取り組むことにより、健康寿命を延ばし元気に老後を過ごすことができる健康長寿社会を実現するため、健康づくり、フレイル予防（栄養・運動・社会参加）に積極的に取り組む高齢者等の増加を目指し、働き盛り世代からの健康づくりとしての健康診断や保健指導の受診促進、効果的な運動プログラムの実施、介護予防対策等を一層充実し推進すること。

② 感染症に対する備えも含めた介護予防対策の推進

新型コロナウイルスなど感染症に対する備えも含めた介護予防対策を推進するため、通いの場への参加者増加のための工夫を行うこと。

③ 「(仮称)オーラルケア条例」の制定

生涯を通じた歯及び口腔の健康づくりを推進し、すべての世代で歯を大切に
する習慣を広げるため、「(仮称)オーラルケア条例」を制定すること。

④ 口腔ケアの普及促進

生涯を通じた歯及び口腔の健康づくりを推進するため8020運動に引き続き
取り組むこと。そのなかで、口腔機能の基礎が作られる乳幼児期の歯磨き習慣
は重要であり、特に保育現場での歯磨きが十分でないとの調査がある。実態調
査を行うとともに、歯科衛生士による歯磨きや食事指導の派遣等を検討するこ
と。高齢者については、自宅療養者及び施設入居者の歯科医による往診治療な
ど、要介護高齢者等に対する口腔ケアの普及を促進するとともに、歯科衛生士
を引き続き施設に派遣すること。また、「口腔保健支援センター」に常勤の歯
科医師を配置し、口腔保健施策の普及を促進すること。

(7) 生活困窮者支援の充実

① 一時生活支援事業の推進

一時生活支援事業を未実施の市に対して、圏域ごとに共同運用する等の調整
を図り、全県でのサービス提供の実現、事業の拡充に取り組むとともに、国に
対して全額国庫負担を要望すること。

② 自立支援事業の着実な実施

住宅確保給付金の支給、中間的就労等就労支援、家計管理に関する指導等家計相談支援、子どもへの学習支援等、生活困窮者一人一人の自立に必要な自立支援事業を、本人の状態に応じて、切れ目なく継続的に実施できるよう努めるとともに、NPO、民間企業・団体、ボランティアなどの支援活動に対しても支援強化を図ること。

また、生活困窮者自立支援制度の活用などにより、一時生活支援、住居確保支援金などの給付金を推進して、県下全域でサービスの提供を充実させること。また、家計を補うための社会参加(中間的就労支援)の普及や債務、滞納を改善する家計支援と各事業の取り組みとともに実効性のある取り組みを普及すること。

③ 子どもの貧困等への対応

子どもの貧困対策として、既に実施している「子ども食堂」への支援や「地球未来塾」の学習支援を拡充強化するとともに、公民関わらず福祉、教育、労働等の各分野が連携し、子どもの貧困対策を横断的、重層的に推進してその実効性を高める取組を推進すること。

④ 生活困窮者への対応

生活に行き詰り、食料や物資を求める県民が増加しているため、生活困窮世帯への物資提供やフードドライブなどの貧困対策を横断的、包括的に実施すること。

⑤ 生活困窮者の就労の場の提供

感染拡大により時短営業や事業の閉鎖・縮小が相次いでおり、失業者や働いていても生活に困窮するワーキングプアが増加している。生活困窮者に就労の機会を広く提供するとともに、一般就労に向けた就労体験等の認定就労訓練事業を実施する団体を増加させるために、随意契約を活用して、健康福祉部だけでなく他部局とも連携して、就労の場を提供、増加させること。

(8) 人権の尊重

① 市町の人権啓発活動に対する支援

「人権に関する県民意識調査」2018年調査結果を踏まえた啓発活動の充実を図ること。また、隣保館の改修においては、市町の計画・要望を踏まえて着実に実施できるよう支援すること。

② 事前登録型本人通知制度の市町への啓発推進

「事前登録型本人通知制度」の普及に向け、登録者数の増加に向けた取組を強化するとともに、被害告知型のみを導入している市町に対して導入を働きかけること。

③ ヘイトスピーチ対策

特定の人種や民族に対して差別や憎しみをあおる言動であるヘイトスピー

チについて、いわゆるヘイトスピーチ規制法の趣旨を踏まえたヘイトスピーチによる差別解消を目的とした条例制定の検討や、県職員をはじめ県民に対する人権教育、啓発活動の強化を行い、外国人に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すること。

更に、京都府で策定されたようなヘイトスピーチの恐れがある場合の公的施設の利用を制限するガイドラインの策定、ヘイトスピーチの禁止に向けた実効性ある対策を講じること。

④ インターネット・モニタリング体制の強化

ネット上での誹謗中傷や外国人へのヘイトスピーチ、部落差別等の人権侵害事案の深刻化に対応するため、現在本県で実施されているネットのモニタリング事業を各市町と連携して充実を図り、県や各市町が個別に実施するのではなく、情報共有を図り共同でモニタリング体制を集約化するなどにより強化を図ること。また、インターネットへのヘイトスピーチや悪質な動画等については、県から削除するようプロバイダーへ要請するとともに国に対して人権侵害に対応する法整備を要望すること。

⑤ 部落差別解消推進法に伴う県条例の制定について

国においては部落差別解消推進法が成立し施行されているが、部落差別の実態を正確に把握しつつ、本県としてもより具体的な差別解消に向けた推進方策を講じるための部落差別解消条例を制定すること。

(9) ヤングケアラーに対する支援について

近年、親等の介護等を日常的に担っているヤングケアラーに対する教育面や福祉面に関する課題がうきぼりになっているため、教育委員会等と連携しヤングケアラーの実態把握を早急に図るとともにヤングケアラーに対する適切な支援を推進する相談窓口を創設すること。

3 子育て支援の強化

(1) 子育て環境の整備

① 0～2歳児への保育料補助制度の拡充

県独自の0～2歳児の保育料補助について、補助額の拡充、補助要件の所得額を緩和し、保育料補助制度を維持・拡充すること。また、国に対して無償化対象の拡充について要望すること。

② 保育人材の確保、保育の施設整備

早期の待機児童の解消を図るため、地域の事情に応じた多様な受け皿整備を図るとともに、保育士のスキルアップや処遇改善などの支援に取り組むとともに、潜在保育士の復職を支援すること。

③ 認可外保育施設の質の向上

幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設について、効果的な監査を実施するとともに、巡回支援指導員を活用し、指導監督基準順守の指導や事故防止に向けた助言を行い、認可外保育施設の質の確保に努めること。

④ 妊娠・出産・産後の切れ目のない支援の充実

市町が設置する「子育て世代包括支援センター」体制の充実に向けて取り組みを進めるとともに、産前・産後における不安・負担の解消に向けた切れ目のない支援（育児パッケージ・産前・産後サポート・多胎児支援など）についての先進的な取り組みを研究し、県独自のサポート支援を推進すること。また、公・民の施設を活用した「宿泊型」、「デイケア」サービス、家事・育児サービスを利用できる産後ドゥーラを含む、助産師等の子育ての専門家等を活用した「訪問型」ケアの事業化などの支援の充実を図るとともに、国に対して産後ケア事業や多胎児への財政支援について要望すること。

⑤ 放課後対策の充実

「ひょうご放課後プラン事業」について、定員の拡充や開設時間の延長など地域の実情に沿った運営の充実を図るとともに、支援員の確保策を推進すること。また、現在加算対象外となっている1日6時間未満の開所においても加算が受けられるよう要件改善を図ること。

更に、学校の働き方改革によって、放課後子ども教室が放課後や休日に学校施設を利用する際に支障が出ないように配慮すること。

(2) 子どもの生活環境の整備

① 児童虐待防止対策の強化

児童虐待防止対策については、こども家庭センターを核として、市町、警察、医療機関など関係機関とのネットワークを一層強化するとともに、児童虐待への社会的関心が高まり相談や通告件数が大幅に増え、こども家庭センターの対応力を上回る状況になっていることから、児童福祉士の人員を拡充するとともに、計画的な採用、人事ローテーション、専門性をより発揮できる役割分担等により、緊急性の高い虐待事案への対応力を強化できるような体制整備を進めること。

また、虐待通告から原則、48時間以内に安全を確認する「48時間ルール」への対応状況を確認しながら、現場の状況把握と改善に取り組むこと。

② 里親制度の充実

里親制度を推進するため、養育里親の育成・支援とともに、普及啓発等の充実を図ること。

(3) 不妊治療の支援拡充

安心安全な周産期母子医療提供体制を整備するなか、不妊治療については、

男女双方に対する助成の拡充に努めるとともに、大幅な所得制限の緩和措置を国へ要望すること。

(4) 幼児教育無償化に係る市町負担の軽減

市町の厳しい財政事情、今後の社会保障全般における施策実施の必要性等を踏まえ、幼児教育無償化に係る国と地方の負担割合を見直し、市町負担を軽減するよう国に要望すること。

4 障がい児・者への支援強化

(1) 障がい児・者への支援の強化

① 障がい児・者リハビリテーション体制充実への支援

児者一貫したリハビリテーション体制充実に向け、18歳以上の障がい児・者リハビリテーションの診療報酬引き上げを国に要望するとともに、県での支援体制を構築すること。

② 難病患者への支援強化

難病患者等も障がい児・者の範囲に加えられたことから、市町において、難病相談・支援センター等と連携した難病患者等に対する漏れのない障害福祉サービスが、難病患者や団体に対して格差なく提供されるよう支援するとともに、制度の周知を徹底すること。

③ 無年金外国籍障がい者への支援拡充

無年金外国籍障がい者に対する福祉給付金支給制度を障害者2級に拡充すること。また、国に対して引き続き救済措置の実施を求めるとともに、国が救済措置を講じるまでの福祉的措置を引き続き実施すること。

④ 失語症者への支援体制の強化

失語症について県民に理解を深めてもらえるよう啓発活動を行うこと。

また、失語症の患者や家族が退院後の不安やリハビリ、意思疎通等の支援を受ける窓口を当事者団体と連携して各地域に設置するとともに言語聴覚士や意思疎通支援者の養成、配置を進めること。

⑤ 常時介護を要する重度障がい者に対する支援

重症心身障がい児・者の介護者へのレスパイト（一時預かり）対策施設を更に拡充し、施設の広報や利用促進を図ること。

⑥ 入所施設の充実

障がい者支援施設の小規模化、施設敷地内グループホームの建設促進、個室化やユニット化、高齢者対応等の整備が促進されるよう支援強化を図ること。

⑦ 福祉医療費助成の制度化

県が実施している重度心身障がい児・者、乳幼児、ひとり親家庭等に対する

福祉医療費助成制度が、国において早急に制度化されるよう求めること。

⑧ 県立こども発達支援センターの機能強化

県立こども発達支援センターの機能を強化し、各関係機関や市町と連携して発達障がい児・者の早期発見、相談、診断、療育指導等、発達障がい児への支援の充実・強化を図ること。

⑨ 発達障がいの早期発見、早期療育に向けた取組強化

発達障がいの診断に非常に時間がかかっている状況を解消するとともに、顔テレビといった診断ツールを3歳児検診等で活用する等、発達障がいの早期発見につながる可能性があるツールを積極的に導入して早期発見率を高め、早期療育に繋げていく取組を強化すること。

⑩ 発達障がい者の自動車運転免許取得支援制度の充実

県下すべての市町において実施されている身体障がい者の自動車運転免許取得助成制度と同等の支援制度を、発達障がい者についてもすべての市町で助成が受けられるよう指導、調整を図ること。

⑪ 視覚障がい者への支援

視覚障がい者の情報の獲得や社会参加を促進するため、OTON GLASS（オトンガラス）、AI小型カメラ・オーカムマイアイ等の購入への支援を行うこと。

⑫ 障がい児・者等の活躍促進

事業協同組合（算定特例対象）の設立促進を図り、障がい者の雇用・就業の促進を図ること。また、農業や地域福祉の分野などで就労支援を含む社会参加の促進、障がい者の文化芸術の推進を図ること。特に農福連携の成功モデル確立にむけて健康福祉部と農政環境部が連携して取組を強化すること。

⑬ 身体障がい者補助犬の普及と理解

身体障がい者補助犬の利用を希望する障がい者が、補助犬を利用できるように普及に向けた取組を強化するとともに、補助犬について、店舗等で受入れを拒否しないことや、出会ったときにむやみに触ったり餌を与えたりしないなど最低限のマナーについて理解を広げるよう啓発すること。

⑭ ヘルプマーク等の普及促進

外見からは容易に判断が難しいハンディのある方が、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるヘルプマーク等について、交通事業者との連携や、諸行事、学校教育等を活用した認知度向上の取組を行い、普及を促進させること。

⑮ 障がい者差別解消に向けた取組強化

障がい者差別に関する相談内容の精査や実態把握に努め、差別解消に向けた具体的な事業や取組を強化すること。

⑯ 特別支援学校（幼稚部）に籍を置く未就学児の保育料無償化

特別支援学校に籍を置いて認定こども園にも通った場合においても、保護者および事業者を保育料無償化の対象とし、経済的な理由で住んでいる地域の保育所等にも通いながら専門的な指導を受けることを断念しないよう支援する

こと。

(2) 地域における障がい者の居住支援等の強化

① 医療支援型グループホームの建設促進

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援の中核的な役割を担う医療支援型グループホームの整備が進められるよう積極的な助成を図ること。また、居住支援のための相談、体験の機会提供、緊急時の受け入れ、地域の体制づくりなどを総合的に行う多機能拠点の整備や、ケアホームとグループホームが一元化された医療ケアに対応できるグループホームの整備を積極的に進めること。更に、ピアサポーターの積極的な活用、相談・支援の充実を図り障がい者の地域移行を推進すること。

② 小規模作業所支援の継続

10人未満の障がい者小規模作業所についても、地域活動支援センターへの移行が可能になるよう、補助金による支援など県独自の支援策を引き続き講じること。

③ 在宅障がい者の就労支援

ICTネットワークシステムを活用した障がい者の在宅ワークシステムのモデル事業の成果を踏まえ、在宅障がい者の就労支援や在宅ワークシステムの普及を更に推進すること。

(3) 聴覚障がい者への支援

① 手話言語条例の制定

聴覚障がい者団体が求めている手話言語条例を制定すること。

② 手話通訳者の育成、維持に向けた取組強化

障害者差別解消法の合理的配慮提供の必要性から、手話通訳派遣のニーズが拡大しているが、手話通訳者の養成に一定の期間を要すること、通訳者の高齢化、資格者となってから身分保障がないため定着率が低いこと等、手話通訳者派遣制度を継続していく上で、質、量ともに十分な資格者数を育成、維持することが喫緊の課題となっていることから、以下の事項に取り組むこと。

(ア) 県公費派遣単価において、手話通訳者と要約筆記者の単価を統一するとともに派遣事業の予算を拡充すること。

(イ) 手話通訳者の養成講座開催について、近隣市町での合同開催、市町を越境しての受講を可能にするなどして、受講者の居住地、勤務地に応じて柔軟に受講できる体制となるよう市町を指導すること。

(ウ) 県主催の養成講座に、政令市や中核市の在住者も受講できるようにすること。

③ 要約筆記者の養成

絶対数が不足している要約筆記者の養成講座開催場所を現状の1か所から

3か所に拡大し、県下全域の人が受講できるような予算を確保するとともに、要約筆記者を養成する講師育成に必要な予算を確保すること。

④ 補装具（補聴器）費支給制度の拡充

補聴器に係る国の耳掛型の支給制度に加え、県独自に耳あな型の補聴器や2台の補聴器を希望する者に対する支給制度を創設すること。

(4) 盲ろう者への支援

① 盲ろう者の実態把握

視覚と聴覚の両方に障がいを持つ盲ろう者について、市町と連携して県内の人数や生活実態等を正確に把握すること。

② 盲ろう者に対する支援事業の予算拡充

盲ろう者や家族に対する相談事業やコミュニケーション手段の獲得・社会参画に向けた生活訓練事業に対する補助を大幅に増額し、盲ろう者が適切な福祉サービスを楽しむように支援すること。

③ 盲ろう者を支援する人材育成

盲ろう者の移動とコミュニケーションの支援を担う通訳・介助者を養成し、人材配置を積極的に進めること。

④ 盲ろう者支援センターや市町と連携した盲ろう者への支援

兵庫盲ろう者友の会や県内市町と連携し、盲ろう者福祉の向上に努めるとともに、盲ろう者やその家族の支援に取り組むこと。

(5) 障がい者スポーツ支援施策の推進

① 障がい者スポーツの振興

障がい者スポーツの振興に向けて、県の中核施設として新たに整備される「ひょうご障害者総合トレーニングセンター(仮称)」の機能充実のみならず、県下の障がい者スポーツ施設全体の機能充実を促進し、障がい者スポーツのすそ野の拡大に努めること。

② 障がい者の競技スポーツの強化

パラリンピックやデフリンピック等の国際競技大会を目指す障がい者スポーツ選手に対して、一般の競技スポーツへの強化支援策と同レベルの支援を行い、強化に努めること。

5 その他

(1) 福祉のまちづくり研究所の研究・実践の推進

ユニバーサル社会づくりの研究拠点である福祉のまちづくり研究所について、最先端医療技術を取り入れたロボットリハビリテーションの普及など、障

がい者や高齢者等の社会参加を促す研究・実践を一層推進すること。

(2) 女性へのDV対策の推進

女性に対するDV対策基本計画の実効ある取組、普及啓発に努めるとともに、DV被害の早期発見、通報・相談体制の強化を図るため、女性家庭センターを充実すること。また、DV被害者の自立のための住宅の確保を図り、自立支援に当たるカウンセラー、ケースワーカーなどの人材育成、確保、配置を一層推進するとともに、NPOなど民間支援団体のシェルター運営等の活動に対する財政支援を引き続き講じること。さらに、内閣府の「DV相談+」事業の普及啓発を図ること。

(3) 高齢者生活安定化対策

老後の安定した生活を支援するため、兵庫県社会福祉協議会が行っている、自ら居住する不動産を担保として資金を貸し付ける不動産担保型生活資金の貸付制度を、貸付基準など高齢者のニーズを的確に把握した活用しやすい制度に見直すこと。

(4) 福祉施設における虐待対策

障がい者、高齢者、放課後デイサービス施設等の福祉施設において虐待事案が発生していることに鑑み、施設利用者の不安を解消するため、県の相談体制を整備するとともに、市町と連携して有効な対策をとること。

(5) 動物愛護の機能強化

無責任な飼い主による多頭飼育が社会問題となっているため、飼い主責任を厳格にするための適正飼育（屋内飼育、不妊去勢、飼い主の明示など）の義務化や、飼育頭数の届出制度などを定めた条例を早期に制定すること。また、多頭飼育の予防策として、福祉部門・関係者などとの連携強化体制を構築すること。また、兵庫県「ふるさと納税」を活用して、基金を設置し、動物虐待事案への対応、解剖検査、DNA検査等の費用の財源として活用し動物虐待ゼロを目指すこと。また、愛護センター、警察、獣医師会等の関連機関が連携した動物虐待ゼロを目指す協議会等を設置すること。

Ⅲ 産業労働部

1 多様な人材が活躍できる社会づくり

(1) 多様な人材が活躍できる社会の形成

今後生産年齢人口の大幅な減少が見込まれ、女性を始め高齢者、障がい者など多様な人材が活躍できる社会の形成が求められているため、人材の育成、就業機会の確保、職業能力、スキルの向上等国の支援等も活用しつつ必要な支援を講じ就労拡大に取り組むこと。

(2) 非正規雇用者の正規雇用就業に向けた支援

本県における非正規雇用者は全国に比べて高く、いまだに非正規雇用が増え続ける中、非正規雇用者が安定した正規雇用就業につながるように職業訓練、技術の習得などの取組を進めること。

(3) ポストコロナ社会に向けた外国人就業

ポストコロナ社会に向けた外国人就業については、外国人雇用事業所等各関係機関と連携し、外国人労働者の県内企業へのインターンシップの実施など就労定着に向けた各種支援策を講じること。

(4) 離職者の再就職の促進【新型コロナ最重点要望事項】

コロナ禍により影響を受けた離職者の再就職を促進するため、職業訓練や資格取得に向けた様々な支援を講じること。

2 働き方改革の推進

(1) ワークライフバランス等の推進

若者や女性をはじめ、だれもが多様な働き方を選択でき、社会で活躍できる環境を作るため、同一労働同一賃金の実現や長時間労働の是正、高度プロフェッショナル制度の適切な運用などに向けて、国の取組強化を働きかけるとともに、県として、国と協調した過労死防止対策や、有給休暇取得の促進、仕事と子育て・介護を両立させる環境整備を目指す企業の取組支援など施策の充実を図ること。

(2) 労働条件審査の導入

県が締結する契約を対象として、入札業者や指定管理者において労働関係法

令の遵守や最低賃金の支払い徹底等の実効性を高めるため、社会保険労務士による労働条件審査を抜き打ちで実施し、適正な労働環境の実現に向けた取り組みを強化すること。

(3) ポストコロナ時代の新たなワークスタイルの推進

テレワークの浸透などにより、会社に出勤しない多様な働き方が現実化する中、仕事と育児や介護、病気治療等生活との両立が図られるようIoT、ビッグデータ、AI等のDXによる新たな技術革新に対応できる技術者やWLBなどの専門家等の技能の継承や専門人材の育成を行うとともに、相談・派遣体制を強化すること。

3 女性が輝く社会づくり

(1) 女性への就労支援

出産や育児等で離職し、再就職を希望する女性を支援するため、受入企業に対する助成金事業の周知・拡大や相談窓口の充実を図るとともに、起業や第二創業をめざす女性に対する支援を引き続き実施すること。また、女性の再就職や就業継続を支援するため各種セミナーの開催や相談を実施するほか起業、創業など多様な就業支援に取り組むこと。

(2) 女性活躍の更なる推進

① 実効性ある計画の実施

女性活躍推進法に基づく法定事業主行動計画の実施については、県が率先して取り組むとともに、民間企業における女性の積極採用、積極登用及び評価の取組の推進など、その実効性を確保すること。

② 男女共同参画社会の実現

男女共同参画プランに基づき、主に女性の活躍推進に特化した、男女ともに暮らしやすい社会の実現をめざす取組を推進すること。女性が安心して働き続けられる環境を整えるため、多様な働き方に向けた環境整備、男性の育休取得促進などを総合的に推進すること。

4 若者の活躍を促す環境づくり

(1) 若者の活躍による地域活性化

① 地域のにぎわいの創出

中心市街地・商店街等のにぎわい創出や、若者自身が企画・実行し地域活性

化に挑戦する取組、様々な技能・経験・知識を活かして地域に貢献できる仕組みづくりを推進し、若者等が地域で活躍できる環境整備を進めること。

② 能力開発の推進

新たな専門性を身につけたい人の職業能力開発や、専修学校等の民間教育機関等を積極的に活用し、時代の変化・要請にマッチした教育プログラムの充実を図り、能力開発の推進を図ること。

特に、建設業や保安、介護、保健師・看護師等医療福祉職をはじめ金属材料製造、金属加工、機械整備など有効求人倍率が高い職業に対する安定した就業対策、人材確保、育成に向けた取組を各団体及び関係機関とともに進めること。

③ 大学との連携による地域貢献人材育成と県内企業への就職促進

地域連携・人材育成拠点となる施設の整備や、大学と連携した県内企業のインターンシップや交流の場を支援し、学生の県内就職を促進すること。

(2) 若者雇用対策の推進

① AI、IoT、プログラミング等のITスキルの習得支援

今後AIやプログラミング等IT系人材の大幅な不足が予測されていることから、実践的なITスキルを習得した人材を重点的に育成する取組を強化すること。

② 若者の就労支援の強化

「わかものハローワーク」「地域若者サポートステーション」などとの連携体制を強化するとともに、民間企業での就労体験において、社会人として必要な知識、技能などを習得させ、正規雇用に結び付ける活動を強化すること。

③ 新卒者の就職支援

コロナ禍により、企業において新卒採用の大幅な抑制が想定されることから、採用意欲のある県内企業や人手不足の業界とのマッチングを始め、就職氷河期の再来とならないよう、積極的な就職支援策を講じること。

④ 「ブラック企業」・「ブラックバイト」の根絶

労働法令違反が疑われる企業への監督指導や、若者の離職率が高い業種での雇用管理の改善を進め、「ブラック企業」・「ブラックバイト」を根絶するよう、国に求めるとともに、県も協力して必要な施策を推進すること。

⑤ 雇用のミスマッチ予防

高校生に対するインターンシップ等の拡充を図り、雇用のミスマッチ予防や、就職支援に努めること。

⑥ マイスター制度の創設

本県の伝統的な地場産業や、人気のスイーツ、パン等様々な職人の技をマイスターとして県独自の資格制度で認定し、後継者や人材養成に取り組むとともに、国に対してもマイスター制度の創設を働きかけること。

(3) 若者の起業支援

① 起業家教育の充実

起業家精神の醸成を図るため、教育現場と密接に協力しながら、起業家との出会い作り、起業体験や実学重視の教育といった「起業家教育」を充実させること。また各市町が行っている起業家育成に関する先進的な取組みと有機的に連携すること。

② 起業のセーフティ・ネットの充実

起業に伴う「リスク」を減らすために、事業に失敗した際のセーフティ・ネットとして、職業訓練や再就職支援といった施策を充実させること。

③ 起業のトータル支援

起業をしていくための「リソース」面での支援を充実させていくために、不動産担保ではなく事業計画を重視した融資にシフトし、起業支援組織が協働して支援を行うとともに、起業支援策が若者に知られるよう広報の工夫をすること。また、行政の信用力を活用した販路開拓の支援や、行政課題解決の業務発注等による支援などを行うこと。

(4) 兵庫発のイノベーション創出に向けたスタートアップ・エコシステム確立に向けた取組の強化

まちの持続的な成長を実現するため、スタートアップ・エコシステムの拠点形成を目指す「ひょうご神戸コンソーシアム」の取組を強力に推進し、革新的なテクノロジーを駆使してイノベーションを創出するスタートアップの育成・集積を神戸市と積極的に連携し、大胆にスピード感を持って取り組むこと。

(5) UNOPS・グローバル・イノベーション・センターと連携した取組

SDGsの達成につながる先進技術を持つスタートアップを国内外から募って育成を目指すグローバル・イノベーション・センターと連携し、県内企業のSDGsの取組を進化させるとともに、スタートアップとのコラボによる新規事業や商品開発などにつなげる取組を行うこと。

(6) 「域学連携」・「産学官金連携」の推進

地域と大学が協同して地域再生・地域づくりに取り組む「域学連携」や、ひょうご産学官連携コーディネーターの活動促進及び兵庫県COEプログラムを推進することで、産業界や金融機関とも連携してイノベーションを創出する「産学官金連携」を推進すること。

5 視覚障がい者の雇用・就業・定着の推進

視覚障がい者の職場適応訓練の実施について、日本ライトハウス視覚障害リハビリテーションセンターのような「視覚障害者就労訓練」を実施して就労支援（音声パソコン訓練の充実等）を行うこと。

また、視覚障がい者の自立促進の為に「音声パソコン訓練」ができる施設の拡大と支援体制の充実に必要となる予算増額を国に要望すること。

6 観光立県の推進

（1）観光振興の推進【新型コロナ最重点要望事項】

コロナ禍の収束状況を見定め、深刻な打撃を受けた観光関連産業への大胆な支援策により観光需要喚起に努めること。さらに、長期滞在型観光やリピーター観光客確保、県特産品消費など地域交流と観光がマッチングする質重視の観光への展開を推進すること。

（2）訪日外国人観光客等の受入れ体制の強化

コロナ収束後の外国人観光客の受入を見据えて、外国人観光客等がスムーズに移動できるよう、交通の利便性の確保、バリアフリー化、多言語による標識や観光案内の改善・充実強化、無料公衆無線LAN環境等のハード面の整備を進めるとともに、キャッシュレス対応機器の導入促進、ハラール（イスラム法において合法的な食品など）の導入促進等、ソフト面の環境整備も合わせて推進すること。

（3）観光資源開発の推進

① 六甲山地域の活性化の推進

瀬戸内海国立公園（六甲地域）について、神戸市と連携し、遊休施設の活用や六甲山を楽しむ新しい施設の誘致等により積極的に魅力をアップさせ、観光客を呼び込めるような活性化を推進すること。

② ユニバーサルツーリズムの促進

高齢者・障がい者を含む誰もが旅行を楽しむことができる環境を整備するため、バリアフリー情報の提供や旅行者へのサポートなど地域の受入体制を強化するほか、高齢者等が参加しやすい旅行商品の開発・普及を図り、ユニバーサルツーリズムを促進すること。

③ テーマツーリズムの推進

ひょうごの五国の各地域における個性的な特徴を打ち出した体験型、テーマ型ツーリズム、具体的な切り口としてカルチャーツーリズム、アグリツーリズム

ム、テクニカルビジットなど新たなスタイルの観光を、市町や民間企業等と開発すること。

④ 近隣自治体と連携した取組

岡山空港や鳥取空港からの入込みルートの開拓、瀬戸内海の観光スポットと連携した振興策、山陰海岸ジオパークを含めた日本海沿岸ルート開拓、丹波観光振興を京都府と連携して強化するなど近隣各府県と連携した取組を強化すること。

⑤ 日本遺産を活用した観光振興への支援

日本遺産を活用して複数の自治体が連携して取り組む情報発信やツアーの企画等の広域的な観光振興への支援を行うこと。

⑥ 瀬戸内海におけるクルーズツーリズムの促進

大阪関西万博等によるインバウンド旅客を、県内周遊観光に導けるよう瀬戸内海におけるクルーズツーリズムなど新たな観光ツーリズムの創出に取り組むこと。

(4) 県民の兵庫県内の旅行を促進する取組【新型コロナ最重点要望事項】

コロナ禍の収束までは、マイクロツーリズムといった県民の県内旅行を促進する取組を更に強化すること。

7 中小企業の振興

(1) 開発から販路開拓までの一貫支援

中小企業の優れた技術・アイデアを製品化し、日本各地そして世界の市場を取り込むため、工業技術センターや大学等と連携した研究開発や新分野進出から、確固たる販路を有する企業間連携等による販路開拓まで強力に一貫支援すること。

(2) 新規起業の促進とクリエイティブ産業の育成

新規起業を目指す人材育成や情報交換、インキュベーションの拠点となる施設や制度の整備を進めるとともに、新たな雇用創出やまちづくりの創造、ライフスタイルの提案などによる地域活性化、農産品の6次産業化など地域創生にもつながるクリエイティブ産業の育成、事業展開を支援すること。

(3) 地域の特色を活かしたビジネス

各地に存在する多彩な地域資源（農林水産品、観光資源、技術、伝統・文化など）を掘り起こし、品質管理の徹底、売れる商品・サービスの開発を支援することで地域資源のブランド化を進め、都市部や海外の需要を大きく取り込む

など、特色ある地域資源を活用した事業活動等への支援を拡充すること。また、第二創業を含めた創業支援事業計画に基づき、地域密着型企业及びNPO等の立ち上げを促進すること。

(4) 商店街を地域コミュニティの中心として蘇生

商店街の空き店舗を活用した子育て支援・高齢者向け施設等を整備し、地域コミュニティの中心として蘇らせるまちなかバルやまちゼミ等の施策を拡充すること。また、一過性の販促イベント支援だけでなく、商店街の競争力強化に向けた、商店の再配置やテナントリーシング等に対する支援を行い、商店街の活性化に努めること。

(5) 経営支援の充実・強化

① 中小企業関係施策の推進

多様な中小企業施策を国・県・市町ごとに「見える化」する取組を促進し、事業者の立場に寄り添った施策の周知徹底を更に強化すること。また、施策を利用した企業の活動を動画等で広報するなど発信力を強化し、各地の中小企業のチャレンジを喚起すること。

② 経営安定化に向けた支援

制度融資や信用保証においては、新規事業や新商品の将来性を評価するなどの要件緩和を進めるとともに、過去に一時的な滞納がある中小企業においても、現在の返済状況や経営実態を考慮した上で、柔軟な信用保証対応などが図られるよう指導すること。また、中小企業・小規模事業所への事業資金に対するつなぎ融資の円滑化については、金融機関や商工会等と連携し推進すること。

③ 先端ものづくり産業への参入支援

航空機や環境・エネルギー分野など次世代産業分野への新規参入や事業拡大等を目指す県内中小企業等の連携による生産体制整備を支援すること。

④ トレーニングセンターを中心とした非破壊検査人材の育成

工業技術センター内に創設された航空産業非破壊検査トレーニングセンターの充実に向け、受講者の確保およびOJT受入環境の整備を強化すること。

⑤ 経営指導員・経営支援員の増員への支援

コロナ禍の影響もあり、経営指導員・経営支援員の業務が質・量ともに増大しており、よりきめ細やかな支援や指導ができるよう、経営指導員等を増員するための補助金増額等の支援を行うこと。

⑥ 皮革排水処理経費に対する財政支援等について

皮革排水処理が、河川周辺の住環境のみならず、瀬戸内海全体の環境保全に大きく寄与していることを踏まえ、県の皮革排水特別対策費補助金の増額や、新たな支援制度の創設等による市町の財政負担の軽減、皮革産業全体に対する総合的な振興施策の実施について検討するとともに、国へ要望するこ

と。

8 未来を拓く基盤づくり

(1) 県内産業の就労構造の転換支援

コロナ禍の影響により大量の失業者の発生が見込まれる一方で、建設業や農業、介護等人手不足で困っている業種が存在することから、県内産業間での労働移転をスムーズに図る就労構造の転換支援を行うこと。

(2) 兵庫の強みを生かした産業力強化の取組

本県が誇るものづくり産業の集積や、世界的な科学技術基盤であるスーパーコンピュータ「富岳」、Spring-8、SACLA等を活用した次世代産業創出の支援を強化するとともに、これらの強みを生かして県内への企業誘致を更に促進すること。また、地域の特色を生かした戦略的な地域産業の育成や、圏域の生活を支える生活産業の維持等、統一感とバランス感のある産業政策を推進すること。新規事業の起業支援については、シニアや女性も含め更に拡充し、県内経済のイノベーションにつながる事業育成に努めること。

(3) ものづくり産業を支えるICT人材の育成

① ICT人材の育成支援

労働生産性の向上に不可欠であるICT人材育成のため、産学官の連携を推進するとともに、職業訓練を実施する事業主への助成金の拡充、在職者訓練の充実などに取り組むこと。

② 中小企業・小規模事業者のICT導入支援

中小企業・小規模事業者のICT活用による事業拡大や新分野への参入を促進するため、中小企業・小規模事業者のICT導入費、維持費を支援すること。

(4) 高齢者の様々な場面での活躍

① 元気な高齢者への就業支援

人口減少の中、高齢者の意欲や能力が存分に発揮できるエイジフリー社会を目指すため、必要なICTスキル習得など教育訓練の拡充や環境整備を行うとともに、企業、経済団体、シルバー人材センター等と連携を強化することにより、高齢者の豊富な知識・技能・経験等を活かせる在宅ワークも含めた多様な働き方による就業機会の創出、就業意欲のある高齢者とのマッチングを充実させること。特に、地域医療や介護分野への雇用促進等に対し官民挙げて努めること。

② 高齢者の多様な社会参加を促進

I C T活用などによる情報受発信により、高齢者が生涯学習等として“学ぶ”、“教える”機会を拡大し、自治会・老人クラブなどの地域活動、ボランティア活動、ソーシャルビジネス（子育て支援や介護など社会的課題の解決に取り組む事業）の起業・事業展開など多様な社会参加の促進を図ること。

（５）研究機関の機能強化

① 研究環境等の整備

研究機関における技術者、研究員の後継者育成や人材確保に向けた予算の拡充に努め、研究成果がさらに挙がる環境を整備すること。

② 工業技術センターの更なる機能強化

工業技術センターについて、県内技術支援機関の中核拠点として、中小企業のものづくり産業の競争力強化や兵庫発のオンリーワン企業の育成に寄与する取組など、時代のニーズにあわせ更なる機能強化を図ること。

（６）日本酒等の地場産業への支援

伊丹市等５市による『「伊丹諸白」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷』が文化庁の日本遺産に認定されたことを踏まえ、日本遺産認定を活用した県産日本酒のブランド化や認知度向上に係る取組への支援を行うこと。

（７）「KOBE City 型アジアパーク」の実現に向けた支援

在日韓国商工会議所兵庫が推進する「KOBE City 型アジアパーク」構想について、兵庫県下に在住する外国人のうちアジア系外国人が 80%を超えており、同構想を通じて地域社会の活性化と観光産業をはじめとした地域経済の発展、アジアンコミュニティの活性化や多文化共生のまちづくりの充実を目的とした活動であることから、候補地選定や広報をはじめ県としてできる限り実現に向けた支援を行うこと。

IV 農政環境部

1 農林水産業の振興

（１）都市農業の振興

① 兵庫県都市農業振興基本計画の推進

都市農業の担い手の育成、確保や、営農意欲の高い農業者の収益性を高める

ための農業施設貸与事業、販売機会の拡大のための直売所整備や福祉農園などの支援等、都市農業の振興に向けた施策を着実に推進すること。

② 都市農地確保の取組

一定面積の農地を有する市町において、生産緑地制度の導入が進むよう、市町やJAグループと連携した取組を強化すること。

③ 都市農地の多面的機能の発揮

都市住民の農業体験等に対するニーズの高まりに対応するため、学習講座の開催や都市農業への啓発活動の実施、市民農園や農業体験施設整備への支援を更に充実させるとともに、都市農地を活用した学童農園、福祉農園、防災農地など多様な取組に対する支援策を充実させること。

(2) 農業生産基盤の整備・保全

① 農地や水利施設の整備

農業生産基盤の整備・保全を図り、農地中間管理機構と連携した水田の大区画化・汎用化や、ほ場整備、ため池・用排水など改修の必要な農業水利施設の長寿命化・耐震化を遅滞なく推進するための事業費が確保できるよう、国へ強く働きかけること。特に、防災・減災にも資するため池の維持管理（かいぼり等）、老朽化対策を推進するとともに、国への財源措置を要望すること。

② ため池整備・廃止と適正管理の推進

「防災工事等推進計画」に基づき実施される改修整備・廃止を計画的に推進するとともに、国庫補助上限枠撤廃や、農家数ではなくため池数に応じた交付税措置を国に要望すること。

③ 技術職員の育成・増員

農業改良普及センターの普及指導員をはじめ、農業生産基盤整備における事業推進に必要な農業土木技術者を増員するとともに、スマート農業など先端技術に精通した人材を育成・確保すること。

④ 耕作放棄地の再生利用

耕作放棄地について、国の制度を活用するなどにより再生を推進し、農地中間管理機構の整備・活用等による農地の集積、集約化を図ること。

(3) 先端技術の導入研究や次世代施設園芸モデルの研究・普及

AIやIoT、ドローンといった先端技術の導入によるスマート農業の推進や生産性向上に向けた研究や人材育成、導入支援を行うこと。また、流通業者や加工業者などの異業種と連携した生産体制の確立、大学や研究機関等との連携による次世代の施設野菜団地の整備など、地域の特性に応じ、国際化にも対応した取組を支援し、低コストでの普及に向けた取組を行い、生産拡大を促進すること。

(4) 担い手対策

① 多様な担い手の活躍

地域農業の担い手の法人化を進め、認定農業者を人・農地プランの中核経営体として育成するとともに、女性、若者、障がい者など多様な担い手の活躍を促進するため就農資金支援、研修や就農相談セミナー等の支援を図ること。特に、コロナ禍により「田園回帰」に注目が集まっている中で、農業分野への新たな担い手確保に努めるとともに、新規就農者の定着化の向上を推進すること。また、若者が農業に従事するための十分な所得補償を国に求めること。

② 法人化していない営農組織への支援の拡充

集落営農の要件を満たすことが困難な地域で任意の共同組織として営農している組織に対して、集落営農組織と同じ支援が受けられるよう、制度の要件を緩和すること。

③ 農業施設貸与事業の充実

生産性向上や省力化に寄与する環境制御型ハウスなど等において、アパート方式などで新規就農者の負担軽減を図るなど制度の更なる充実を図ること。

④ 養父市「国家戦略特区」の特例の期限延長

国が養父市に限って認めている企業の農地取得特例については、2021年8月末までの期限となっていることから、期限の延長を国へ働きかけること。

(5) 畜産の振興

① 畜産振興の総合的な推進

畜産物のブランド力や競争力を強化し、首都圏・海外へのPR活動の拡大、新たなブランド開発、技術開発の推進、後継者の育成などの畜産の振興に一層取り組むこと。

② 但馬牛の増頭に向けた取組の強化

需要に見合った但馬牛の供給を行うため、但馬牛の増産体制を強化するとともに、食肉処理製造技術者の育成を図る食肉学校を整備すること。また、県有環境林や空き施設の活用など、市町と連携し、増産に必要な農場の確保を支援するとともに、アパート方式牛舎の更なる整備を推進すること。

③ 但馬牛の遺伝資源(精液や受精卵)の国外流出防止

但馬の畜産農家が家畜改良により150年以上守り育ててきた大切な遺伝資源(精液や受精卵)の国外流出防止措置を講じるとともに、関係機関と連携し取締りを強化すること。

(6) 酪農の産業競争力強化

生産者、農協、食品企業等とクラスター協議会によるプラント等の設備整備支援や、収益力向上に取り組む地域ぐるみの体制の構築、特徴ある飼料を活か

したブランド化、効率的な酪農経営のための協業化や法人化、民間企業参入による農場の規模拡大、労働環境改善による新たな担い手確保を推進すること。

(7) 鳥獣被害対策等の推進

① 鳥獣被害対策の推進

鳥獣被害地域の拡大を防止し、その被害の拡大を抑制するため、県有林や県管理河川に接する農地との境界に公費による防護柵を設置し、また、設置済みの防護柵・電気柵の維持管理、補修に要する費用を支援すること。

② アライグマ・ヌートリア対策について

現時点で本県は市町が防除実施計画に基づき実施する捕獲・処分等に対し補助金により支援しているが、市町と連携して効果的な被害対策を考えるとともに、対策を強化するために、補助金を増額すること。

③ 狩猟者の確保等

有害鳥獣の適正管理のため、引き続き狩猟者の確保に努めること。

④ ジビエ活用等による地域活性化

搬送・保存・加工等について広域対応を行う仕組みを構築し、捕獲個体を一時保管または焼却処理するための施設整備、シカ肉などの処理加工施設の整備、更に、回収・運搬に使う冷凍車の導入などを促進し、食肉やドッグフード、サプリメントに活用するなど、地域資源であるジビエ（シカ、イノシシなど野生鳥獣の肉）等を活用した地域活性化を図ること。

⑤ 県版経営継続補助金の創設

農村地域の支え手の中小規模・家族経営農家に対して、県独自の経営継続補助金を設置すること。

⑥ 防災協力農地の推進

都市農地を災害時に避難場所や仮設住宅用地等に活用する防災協力農地を2016年に策定した「都市農業振興基本計画」に基づき推進すること。

(8) 有害特定外来生物侵入防止対策の推進

有害特定外来生物に対して、侵入初期段階での早期防除や定着阻止に向けた対策を推進すること。特に、港湾施設関係機関や輸入貨物荷受企業等への情報提供、県民への注意喚起など、国や市町と連携・協力を図り、積極的な調査、防除対策に引き続き取り組むこと。

(9) 林業の振興と森林環境保全の推進

① CLT（直交集成板）などの普及

CLT（直交集成板）など新たな木質材料工法を普及させるために、技術面や人材育成等の課題解決に取り組むとともに、建築物における県産木材利用等を促進すること。

② 発電設備導入の支援

企業や市町等が取り組む、県内の未利用間伐材や林地残材による木質チップ製造や木質バイオマスを活用した発電設備導入を支援し、再生可能エネルギーの普及・拡大に努めるとともに、資源循環型林業の構築に取り組むこと。

③ 森林環境保全整備の推進

間伐面積の確保や森林の有する多面的機能発揮のための森林整備に必要な予算確保を国に求めること。あわせて、国庫補助対象とならない場合における県独自の補助制度を継続すること。

④ 集落支援と豊かな森づくり対策の継続実施

野生鳥獣が奥山で生息できるよう、森林動物研究センターや農林振興事務所による支援や民間専門家派遣、バッファゾーン・防護柵の設置等の集落支援とともに、奥山の人工林を広葉樹林に転換して野生動物の生息環境の改善に取り組む豊かな森づくり対策を継続すること。

⑤ 県産木材の確保体制の強化

ウッドショックの木材不足に対応するため県産木材の確保体制の強化を図るとともに、国に対しても国産材の流通確保策の強化を要請すること。

(10) 水産の振興

① 県産水産物の消費拡大

首都圏へのプロモーションや、量販店等での対面販売、漁港での直販活動により、漁業の収益性向上を図るとともに、県産水産物の生産・消費拡大を促進すること。

② 令和3年改正瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく施策の推進

改正法の趣旨に基づき、藻場や浅場等の漁場整備、栄養塩管理運転の拡大、海底耕うん等の海底環境改善などに全庁横断的に取り組むこと。また、本年設立された「ひょうご豊かな海推進研究会」における研究に対し、技術面・財政面で支援すること。

③ 漁業者の育成

経営感覚に優れた漁業者の確保を図るため、研修制度の充実や漁船の貸与など、漁業者の育成に努めること。特に、県が行う漁業施設貸与事業の拡充を図るとともに、漁船リース事業や機器導入事業の拡充を国に強く要望すること。

④ 水産技術センター等の研究体制の充実

県立水産技術センター（明石市）、但馬水産技術センター（香美町）、内水面漁業センター（朝来市）における技術職員を増員し、研究体制の充実強化を図ること。

(11) 農林水産物の輸出促進

品目別・国別の農林水産物等の輸出戦略により、神戸ビーフ・淡路島玉ねぎ・

丹波黒大豆・朝倉さんしょ・コウノトリ育むお米など、兵庫の食文化・食産業のグローバル展開を加速させ、輸出エリアや輸出量の拡大を図ること。

(12) 「県産県消」の推進

① 県産農林水産物の県内消費の促進

「おいしいごはんを食べよう県民運動」及び米飯学校給食の推進を図るとともに、学校給食に県産農水産物を積極活用できるよう市町への支援強化を図るなど、県産農林水産物の県内消費を促進すること。また、児童生徒に対して、学校給食園の設置を促進し、食育を推進すること。

② 「ひょうご食品認証制度」を活用した県産農林水産物の消費喚起の取組強化

「ひょうご食品認証制度」について、安心ブランド、推奨ブランドといったブランドが県民に浸透しておらず、販促に結び付いていないことから、消費者への県産農林水産物の消費を喚起する取組を強化すること。

(13) 新型コロナで影響を受けた農水畜産物の需要拡大

【新型コロナ最重点要望事項】

新型コロナで業務用需要が著しく影響を受けた県内の水産品、ブランド和牛、酒米の山田錦などの需要喚起策や学校給食への提供拡大、新商品開発などを推進し、県産農水畜産物の消費拡大に努めること。

2 持続可能な環境の構築

(1) 多様な再生可能エネルギーの普及と地産地消の推進

大規模太陽光発電に偏らず、小水力発電やバイオマス発電、風力発電等の多様な再生可能エネルギーによる発電導入を積極的に進めるとともに、地域エネルギー会社の設立支援等によりエネルギーの地産地消を促進すること。

(2) 環境先導社会の実現に向けた取組

① 水素社会実現への取組

次世代高効率水素発電の本格導入に向けた研究開発の促進や燃料電池車の普及等を国に強く求めるとともに、水素ステーションの設置推進等、水素社会実現に向けた取組を推進すること。

② 生物多様性の保護

市町や地域住民、事業者、各種団体、NPO等による生物多様性自然保護保全に関する活動に対し、財政面も含め、支援策を拡充すること。

③ 食品ロス削減の推進

「食品ロス削減推進法」の趣旨に基づき、県の計画・目標を明確にして「県民運動」として積極的に取り組むこと。毎年10月「食品ロス削減月間」を中

心に、3010 運動やフードドライブ運動の支援を強化して、積極的に取り組む自治体や事業所、団体などへ表彰制度を設けるなど推進強化と広報・周知に努めること。

④ 海洋ごみ対策の推進

県民へ「身近なごみの管理が海ごみ対策につながる」ことを広く意識啓発するとともに、マイクロプラスチックの原因となる廃プラスチック類の排出抑制・リサイクルの推進を図ること。また、海洋ごみの着実な回収・処理のために、市町や漁業者と連携して漁業者が陸に持ち帰ったゴミ処理の仕組みに対して財政面も含め支援すること。

⑤ リサイクル建設資材の利用の推進

建設廃棄物より製造した再生砕石（リサイクル建設資材）の公共事業等による積極的な再利用を図ること。

⑥ 合併処理浄化槽への転換促進と法定検査受験率の向上

改正浄化槽法に規定された県の協議会を設置し、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換と法定検査受験率の向上を強力に推進すること。

V 県土整備部

1 命を守るインフラ整備の推進

(1) 社会基盤インフラ整備の推進

① 密集市街地における防災対策推進

防災上の課題のある密集市街地については、「兵庫県密集市街地整備マニュアル」を活用し、地域住民の合意形成等を促す環境を市町とともに醸成し、老朽家屋の建替等による耐火性や耐震性の確保、避難・延焼防止及び消火救出活動に有効な道路・公園等の公共施設の整備、消防水利・備蓄倉庫等の防災施設の整備を推進すること。

② 耐震化の推進

建築物の耐震化を加速させるとともに、大規模多数利用建築物については早期に耐震化を終了させること。

③ 県営住宅における家具転倒防止の推進

県営住宅において家具を転倒防止するため金具等で壁に固定し、住民の生命保護を優先するよう入居マニュアル等を見直しすること。その際、現状回復義務の免除とすることと合わせて現入居者並びに新規入居者にも周知徹底すること。

④ 財源の確保

投資的経費の県単独事業は近年縮小傾向が続いていることから、道路補修や除草など通常の維持管理費が不足している。また、地方部を中心に社会基盤インフラの整備の遅れが懸念されている。各地域の県民が安全・安心に暮らし、地域の活力を生み出していくため、生活の基盤を支えている道路や橋梁、河川、港湾等の老朽化している社会基盤インフラの整備充実を図るため、必要な予算を一層確保すること。

⑤ インフラの適切な維持管理

県民の日々の生活を支える道路の街路樹や舗装を適切に維持管理することは、交通事故を予防するなどの安全確保につながることから、分離帯や歩道の草木の剪定等の維持管理を適切に行うこと。

⑥ 「津波防災インフラ整備計画」の推進

南海トラフ地震に備えた本県独自の「津波防災インフラ整備計画」については、防潮堤沈下等対策、防潮水門耐震化などを含め、計画的・効率的に進めること。

⑦ 日本海津波防災インフラ整備の推進

日本海津波防災インフラ整備については、関係市町の意見や要望等を踏まえ、必要な河川堤防の嵩上げ、防潮堤整備など実効性あるハード対策を推進すること。

⑧ 高潮対策の推進

高潮、高波対策については、「兵庫県高潮対策10箇年計画」に基づき、防潮堤整備や嵩上げなど万全な整備に努めること。

(2) 局地的大雨・土砂災害等への対策

① 局地的大雨等地域災害への対策

風水害等の浸水対策については、校庭貯留、浸透施設の整備をはじめ、土砂災害対策、地下街への浸水防御などハード整備を集中的に進めること。

また、県民の自助行動を喚起させるため、地域特性や浸水実績を踏まえた内水ハザードマップの作成・公表を市町へ働きかけるとともに、県のCGハザードマップの周知徹底、活用を一層推進すること。

② 河川整備、流域対策の推進

地域総合治水推進計画を着実に実行するとともに、その整備実績、効果等について県民に広く周知すること。また、今年度から開始された河川対策アクションプログラムに載っていない箇所についても、事前防災の観点から河川改修、堆積土砂撤去、樹木伐採等について地元要望をよく聞きながら推進すること。

③ 土砂災害対策の強化

第3次山地防災・土砂災害対策計画に基づき、治山ダム・砂防えん堤や待受擁壁等の整備を強化すること。

また、警戒避難体制の整備を推進するため、急傾斜地崩壊対策など土砂災害対策事業に本格的に取り組むこと。

(3) 「空き家」問題への対応

① 空き家への住宅用地特例の適用対象の適正化

固定資産税及び都市計画税に関する住宅用地特例の適用除外措置について、特定空き家等に限定せず、それ以外の空き家にも適用除外を可能とすることを国に強く要望すること。

② 空き家対策の推進

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空き家対策を総合的に推進できるよう、「空き家発生予防手引」を市町や各種団体等を通じて啓発すること。また、空き家バンクの周知や登録する際、相続や境界の画定、図面の有無等の課題について、市町への指導を行うこと。

③ 既存住宅の有効活用

地域創生の実現の観点から、既存の住宅ストックを若年・子育て世帯の移住・定住の受皿や福祉拠点等として活用するため、市町(政令市・中核市含む)や関係団体と連携し、既存の住み替え支援制度を利用するために必要な改修への更なる支援等を促進すること。

④ 空き家の民泊活用の促進

外国人観光客の多様な宿泊ニーズに対応できるよう、条例上民泊が可能な地域における空き家の民泊活用を推進し、成功事例について県内での水平展開を図ること。

⑤ 住宅リフォーム等の推進

地域創生の観点から、住宅リフォーム環境の整備、リフォーム相談等の充実に加え、国が実施する中古住宅へのリフォーム工事費補助等を活用して空き家の解消を促すなど、市町や関連団体と連携した取組を進めること。また、テレワーク、シェアオフィス、コワーキングスペース、シェアハウス等に活用する場合のリフォーム費用にも利用できるように助成制度を見直すこと。(政令市・中核市含む)

⑥ 解体費用補助額の増額

倒壊などにより危険が及ぶ恐れがある空き家の解体に対する市町の補助制度の更なる利用促進を図るため、市町に対する補助額の増額を行うこと。また、制度の利用促進を図るために県の認定基準の緩和を行うこと。

⑦ 新たな条例の創設と助成制度の拡充

空き家問題が常態化するなか、空き家利用を進めるための用途変更などの規制緩和を盛り込んだ県条例を早急に制定する(政令市・中核市も含む)とともに、国に対しても必要な支援や規制緩和を行うよう強く要望すること。また、危険空き家の解体を促進するための助成制度の拡充と要件緩和を行うこと。さ

らに、兵庫県建築基準条例第2条に適合する擁壁等の建築の除却等には莫大な費用が必要となり、空き家・空地として放置されているため現助成制度の補助額を拡充すること。

(4) 住宅団地の再生

高齢化率が高い団地等に若者世帯が入居しやすいように、リフォームに対する支援を拡充すること。

(5) 土砂災害特別警戒区域の対応策

土砂災害特別警戒区域の指定がされる中、危険住宅の移転等への補助を行う国の「住宅・建築物安全ストック形成整備事業」では、所有者の負担が大きいため、更なる補助額の嵩上げを国に要望するとともに、県においても補助額の嵩上げを行うこと。

2 公共交通・バリアフリーの充実

(1) 公共交通の維持・活性化

① 地域公共交通の維持・活性化

「ひょうご公共交通10カ年計画」に基づき、県民の生活交通を支える鉄道やバス等の地域公共交通を基本に、コミュニティバスの運転手不足を補う人材育成を支援するなど、地域の実情に応じた公共交通の利便性の向上に努め、利用を促進すること。

② 鉄道空白地域の交通網充実

鉄道空白地域である淡路島における島内バス交通網と長距離都市間高速バスとの連携・充実が図れるよう支援すること。また、既存停留所やスマートインターチェンジを活用し、島内での停車便数を増やすよう事業者と連携して進めること。

③ 地域生活路線の利便性向上

バリアフリー化について、乗降客の多寡による整備推進ではなく、複数路線の接続駅(和田山駅等)や市の拠点駅(柏原駅等)であるといった駅の特性や、沿線住民の利用状況、年齢構成、沿線の福祉施設の有無等により柔軟に整備推進を図ること。鉄道事業者が国のガイドライン以上のバリアフリー化に難色を示す場合においては、県や市町の補助率をアップさせるなどにより実現に向けた取組を強化すること。

また、但馬地域と中国地方とを結ぶJR山陰本線・浜坂駅への特急列車の直接乗り入れ及び播但線の全線電化の実現を、JRに対して強く働き掛けること。

④ 神戸電鉄粟生線への支援

地域住民の重要な交通手段である神戸電鉄粟生線存続のため、鉄道資産の保有、維持・管理、更新等の固定的経費の負担軽減を基本とした維持存続策（上下分離策を含めた）を推進するとともに、国や沿線3市と策定する次期の「神戸電鉄粟生線地域公共交通計画」について、広域的行政を担う立場から合意形成が速やかになされるように協議を進めること。

⑤ ポストコロナ社会を見据えた地域鉄道への支援策

ポストコロナ社会における働き方やライフスタイルの変化（テレワークの拡大や公共交通機関の利用控え等）による鉄道利用者の減少に対する支援策を構築・拡充すること。

（2）ホームドア設置の促進

障がい者や高齢者の線路への転落や電車との接触事故を防ぎ、朝夕の混雑時や駅のホームが狭い場合でも、誰もが安心して鉄道を利用できるよう、乗降客数要件や補助対象事業費の上限を撤廃し推進してきたが、鉄道事業者や市町と連携して、駅のホームドア設置を加速化すること。

（3）バリアフリー化の推進

① 公共施設等のバリアフリー推進

駅や公共施設などのバリアフリー化の一層の推進、幅広く段差のない歩道の整備や橋梁の歩道整備、電柱の地中化などによる車いす移動の容易化、道路横断の安全の確保などを図るとともに、公共住宅等のバリアフリー化を推進すること。

② 高齢者・障がい者にやさしいタクシーの導入促進

高齢者や障がい者の移動円滑化のために導入が期待されるUDタクシーの普及・導入に対する支援制度を創設すること。

3 道路交通網の整備

（1）道路ネットワークの充実・強化

① 基幹軸道路の早期整備

県民の経済・社会活動を支え、救急救命活動や大規模災害の際には「命の道」となる、北近畿豊岡自動車道や山陰近畿自動車道などの基幹軸道路の整備を促進すること。

② 大阪湾岸道路西伸部の早期整備

関西圏へのひと・モノの流れを創出し、関西・神戸の創生につながる大阪湾岸道路西伸部（9期）の早期整備に向けた国直轄道路事業の予算確保及び「み

など神戸」にふさわしい景観の創出、休憩施設等の整備を国に要望すること。

③ 名神湾岸連絡線の整備

関西3空港へのアクセスの向上や、阪神高速道路神戸線の慢性的な渋滞解消につながる名神湾岸連絡線は、大阪湾岸道路西伸部との同時供用開始できるよう、早期整備に向けた予算確保及び有料道路事業導入による早期整備を国に働きかけること。

また、事業を円滑に進めるため、地域関係者に丁寧な説明を行い移転対象となる企業への在り方検討について支援すること。また、市街地及び海辺を横断する長大な高架構造物であり、景観に与える影響が大きいことから、設計段階から専門家・西宮市などと十分に協議して事業を進めること。

④ 播磨臨海地域道路の整備

全国でも有数のものづくり拠点である播磨臨海地域の渋滞解消をめざす播磨臨海地域道路の早期事業化の着手に向け、国に働きかけるとともに、具体的なルート選定にあたっては、地元企業等の事業活動に支障を来さないよう十分に配慮すること。

⑤ 地域基幹道路の整備促進

地域の交流や暮らしを支える生活道路の役割を担う地域基幹道路については、緊急で即効性のある維持補修に努めるとともに、未整備区間の早期整備や渋滞解消対策、歩道の整備、問題踏切の解消をはじめ、歩行者や自転車が安全で快適に通行できる道路として整備を進めること。

⑥ 高速道路料金の割引格差是正

本州四国連絡高速道路と他の高速道路との料金体系の統一を図るとともに、料金割引については、観光振興、物流対策、通勤利用などの観点を重視し、大口・多頻度割引や、淡路島内住民利用割引など割引格差是正を引き続き国に対し求めること。

⑦ 播但自動車道の料金設定の見直し

播但自動車道については、通勤や日常生活における利便性を向上させるため、利用しやすい料金設定の検討を進めること。

4 関西3空港・神戸港の発展

(1) 空港・港湾の機能強化

① 神戸空港・伊丹空港の機能拡大

神戸空港はポストコロナの航空需要に対応するため、引き続き発着枠の拡大、運用時間の延長、空港アクセスの強化、プライベートジェットの受入推進、国際線就航について、また伊丹空港における国際便運航制限の緩和について、その実現に向けた関西3空港懇談会での協議を加速させること。

- ② コウノトリ但馬空港の東京国際空港直行便の開設実現
コウノトリ但馬空港から東京国際(羽田)空港への直行便の開設の実現に取り組むこと。
- ③ 国際コンテナ戦略港湾・阪神港の競争力強化
国際コンテナ戦略港湾・阪神港について、ハブ機能強化に向けたインフラ整備への集中投資と集荷機能強化への支援、規制や税制に係る特例措置の実現等を国へ強く求めるとともに、モーダルシフトの推進に配慮しつつ、利用料の大幅引き下げ、内航フィーダー網の充実強化等により国際競争力を強化すること。
- ④ フェリー・旅客船の維持・存続のための支援策
コロナ禍で苦境に陥っているフェリー・旅客船事業者に対し、港湾使用料の減免や、船舶を利用する観光需要喚起の振興策等を実施し、事業を維持・継続していけるよう支援すること。
また、コロナ対策の強化によりこれまでの補助等では足りない状況があるので追加の支援策を講じること。

5 県内建設業者・運輸事業者の振興

(1) 県内建設業者の振興と担い手確保

- ① 社会資本整備の計画的推進と工事発注の平準化
地域におけるインフラの維持管理や、災害対応等を担う建設・土木関連企業が中長期的な建設投資見通しのもとで着実に企業経営に取り組むことができるよう、今後とも社会資本整備の計画的推進、公共事業予算の安定的確保に努めるとともに、限られた人材を有効活用できるよう債務負担行為を積極的に活用して、工事発注を平準化すること。
- ② 建設技能者の担い手育成の推進
建設技能者の深刻な担い手不足を解消するため、三田建設技能研修センター等の施設や業界団体が行う担い手の確保・育成に向けた取組をより一層強力に支援すること。
- ③ 若年入職者の確保・育成
建設業における若年入職者の確保・育成のため、国の実施する「建設労働者緊急育成支援事業」の事業期間の延長について要望すること。
- ④ 県内企業の公共工事受注機会の確保
県下中小企業が公共工事受注機会を確保できるよう、分離発注等による入札・契約制度の運用、技術・社会貢献評価制度の更なる拡充、予定価格の適正な設定、土日に休暇を取得できるような円滑な工事施工について特段の配慮をすること。

特に設計業務については、入札参加率が50%台で推移し、落札率が件数ベースで27%、金額ベースで20%（令和元年度ベース）と低くなっており、県内企業の受注拡大が更に図られるように取り組むこと。

⑤ 公共工事設計労務単価の引き上げ

設計労務単価の上昇が下請企業を含めた労働者の賃金に反映されることから、公契約条例を制定した上で単価の引き上げを行うこと。また、「県契約における適正な労働条件に関する要望」について、公共工事労務単価を基準とした賃金下限額を設定すること。

⑥ アウトソーシングの活用

電気工事免除交付業務など多くの都道府県がアウトソーシングしている業務は積極的にアウトソーシングに切り替えること。

(2) 県内運輸事業者の振興

① 運輸事業振興助成金の全額支給

「運輸事業の振興の助成に関する法律」に基づき運用されている運輸事業振興助成交付金について、全国で兵庫県と大阪府のみ全額支給されていない状況を解消し、兵庫県トラック協会に対して運輸事業振興助成金を全額支給すること。

② 市街化調整区域における運輸営業用施設の設置

ネット通販利用拡大をはじめ、年々多様化する輸送需要に県内運輸事業者が対応するため、配送センター整備が急務であるが、市街地での用地取得が困難であることから、市街化調整区域での営業用施設の設置がスムーズにできるよう、開発許可に関する柔軟な運用を行うこと。

6 通学路対策の推進

通学路の安全確保を図るため、教育委員会・保護者・警察・道路管理者・地域などが連携して行う合同点検の結果をもとに、通学路における歩道、ガードレール、横断歩道、歩道橋、速度制限標識や自転車専用道等の早期の整備・改修を図ること。

7 急傾斜地崩壊対策事業の受益戸数等の採択要件の緩和

がけ崩れ災害から県民の生命と財産を守るため、現在、受益戸数等5戸以上となっている急傾斜地崩壊対策事業の採択要件を緩和すること。

VI 病院局

1 がん対策の推進

(1) がんサポート対策の推進

県立がんセンター及びがん診療連携拠点病院において、患者と家族の不安や困りごとに対するワンストップ相談窓口の設置、緩和ケア体制の充実強化、AYA世代支援体制強化、アピアランスサポート機能強化などサポート体制の推進を図ること。

(2) 県立がんセンターの機能強化

県立がんセンターのあり方検討委員会の最終報告書に基づき、県内がん医療のリーディングホスピタルにふさわしい、他の医療機関のさきがけとなるようなAIやICTの積極的な活用など、最先端のがん医療への対応を図るとともに、患者ニーズに即した病床スペースの確保やアメニティの充実など、患者本位の病院となるよう、地元市・医師会とも連携しながら整備計画を策定すること。

2 障がい者への支援強化

全県立病院に、手話などで障がい者からの相談に対応できる受付コンシェルジュを配置すること。

3 新型コロナウイルス感染症など感染症対策

今回の新型コロナウイルス感染症対応における経験を踏まえ、オンライン診療等（処方箋の発行）の実施、オンライン面会の実施、感染症対策に必要な医療備品（N95マスク・防護服など）の備蓄、院内感染防止対策の強化に取り組むこと。

Ⅶ 教育委員会

1 教育の充実

(1) 時代変化に適応した教育の推進

① 魅力ある県立高校づくりの推進

「ひょうご未来の高校教育あり方検討委員会」の報告に基づいて策定される実施計画及びその取組については、各首長からの厳しい意見が出されていることを踏まえ、各学区内地域に丁寧な説明を行い、推進すること。

また、「ひょうご未来の高校教育あり方検討委員会」の報告を踏まえ、来年度より実施予定の県立高校改革においては、私立高校に対する影響について十分配慮し、複数志願選抜の入試制度の見直しや、兵庫県の多様な高校教育の実現に向けた改革とすること。

② ICT等を活用した新しい教育の推進

GIGAスクール構想による「1人1台端末」環境の整備が進み、教育現場において本格的なICT等を活用した教育が始まっているが、市町、学校、教員間において格差が生じないように、ICTを活用した指導方法についてスピード間を持って向上を図ること。教員の研修においてもICTを積極的に活用し、ICT教育のメリットを実感できるような研修を行うこと。

また、専修学校・専門学校・フリースクール等への同様の支援やICT環境維持管理経費への財政支援を国に要望すること。

③ 小中一貫教育の推進

義務教育9年間の教育活動を理解した上で、学力の向上を目指し、「中一ギャップ」・いじめや不登校などの教育問題に対応するため、全県下に小中一貫教育を推進すること。県内3地域での小中一貫教育調査研究事業の成果を踏まえ、各市町における小中連携・小中一貫教育の取組を積極的に支援していくこと。

④ 多様な教育ニーズに対応できる中高一貫教育の推進

高校入試がない中高一貫教育のメリットを活かし、多様な教育ニーズに対応できる県立学校を増やし、兵庫県の教育レベルや教育の魅力を高める取組とすること。

⑤ グローバル人材教育の推進

語学教育の強化や国際交流機会の拡大等により、国際的に活躍できる人材育成の取組を強化し、引き続きスーパーグローバルハイスクール校の拡充を図ること。

⑥ 持続可能な開発教育の推進

2015年9月の国連サミットで採択された「SDGs」(持続可能な開発目標)

の考え方についての教育を推進すること。

また、環境や多文化への理解を深める教育を行い、持続可能な社会を目指す国際的人材を育成する取組である「国連持続可能な開発のための教育」を実践するユネスコスクールについて、引き続き県内の中学校・高等学校へ周知及び普及促進を図ること。

⑦ 栄養教諭の配置促進

小学校及び中学校の県費負担栄養教諭については未配置校が多数存在しているため、養護教諭や食育担当教諭がアレルギー対応の責務を担っており、業務過重となっている。食育の一層の推進及び学校における食物アレルギー対応の充実のため、栄養教諭を全校に配置できるように定数の拡充に努めること。

⑧ 薬物乱用防止のための教育の充実強化

危険ドラッグや、一部の国等で合法化され罪悪感や危険性の認識の低下が指摘されている大麻などの薬物乱用防止のため、薬物に対する正しい知識、危険性を理解させるための教育を充実強化すること。

⑨ 主権者教育の充実

政治に対する関心を高め、政治的中立のもと、積極的に社会参加する力を育むため、教員の指導実践研究を検証しながら、初等中等教育における主権者教育を推進すること。

⑩ 社会保障制度に係る学習の推進

社会保険労務士等の専門家による学校教育における年金・介護・医療保険など、社会保障制度に係る学習の重要性、有用性を学校長に周知し、更なる推進を行うこと。

⑪ 多文化共生社会の実現を目指す教育の推進

特定の人種や民族に対して差別や憎しみをあおる言動であるヘイトスピーチについて、いわゆるヘイトスピーチ規制法の趣旨に基づき、教職員が人権尊重を基盤に、多文化共生社会の実現を目指す教育を推進すること。

⑫ 子ども多文化共生サポーター派遣事業の拡充

来日して間もない外国人児童生徒の生活適応や、日本語指導が必要な児童生徒の進路保障に向けた学習支援・学習補助が十分に行えるよう、子ども多文化共生サポーター派遣事業の更なる拡充を行うこと。

⑬ 小学校プログラミング教育の円滑な実施に向けた整備

プログラミング教育の課題を整理し、教員の負担や児童の学習効果等について検証し、改善を図ること。

⑭ 学校外から講師を招いて行う授業にかかる経費の確保

消費者教育、がん教育、社会保障教育等、専門家を招いて授業を実施する場合の経費について、交通費や謝金等の予算を確保すること。

⑮ 県立高校入試における追試の実施

平成 28 年に文部科学省が都道府県教育委員会などに急病の受験生への「特

段の配慮」を求める通知を発信している。その後多くの都道府県において入試当日にインフルエンザ等急病により受験できなかった生徒が、後日追試験により受験機会を確保するよう配慮を行っているが、本県は複数志願選抜等により入試日程が他府県に比べて遅いことを理由に「特段の配慮」を実施できていない。来年度から実施予定の高校教育改革により追試が実施可能なように改善をはかり、急病の受験生への「特段の配慮」を行うこと。

(2) 教員の資質、指導力向上

① 教員の能力向上対策と倫理観の醸成

教科指導や生徒指導における教員の能力向上のため、研修等の強化を図るとともに、教員による不祥事の根絶に向け、高い倫理観と使命感の醸成に努めること。

② 教員の多忙化対策の強化

授業以外の事務や会議など、学校業務の改善に努め、教員の多忙化対策の充実強化を行うこと。また、スクールサポートスタッフや、部活動指導員の積極的な活用を図るなどサポート体制を確立するとともに、DXによる業務の抜本的な効率化等に取り組み、これらに必要な財政支援を行うこと。

また、部活動指導員の人材確保のために、専門知識や経験を有する人材の発掘を進めること。

③ 若手教員の指導力向上

若手教員の教科指導・学級運営等の指導力向上のため、継続してベテラン教員や再任用教員を活用し、学級経営指導員の充実を図ること。

④ 教員採用試験の工夫・改善

教員採用試験において非常勤講師等、ある一定の実務経験のある受験者や社会人経験のある受験者に対しての採用条件の優遇措置等、工夫・改善を図ること。

(3) 安全・安心な教育環境の整備

① いじめ対策の強化

「いじめ対応マニュアル」の周知徹底を図り、いじめやその兆候を早期に発見し、学校現場において迅速かつ適切に対処することができるよう、「学校支援チーム」や「市町スクールソーシャルワーカー配置補助事業」など各取組の効果ある実施を図ること。

② アレルギー性疾患対策の推進

学校におけるアレルギー疾患対応マニュアルの活用を徹底し、学校現場でのアレルギー性疾患対策を推進すること。特にエピペン等を用いた児童生徒のアナフィラキシー発症時の緊急時対応について、教員等への研修を拡充すること。また、学校給食でのアレルギー対応のメニューなど充実を図ること。

③ 学習環境の改善

老朽施設の改築・長寿命化、特別教室や避難場所指定されている体育館への空調設備の整備、洋式トイレへの改修及びエレベーターの設置の支援・促進を図り、緊急時の避難所としての役割も考慮し、学校のバリアフリー化を推進すること。特に、特別支援学校分教室等の併設高等学校には必ずエレベーターを設置すること。

④ コミュニティ・スクールの設置推進

子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクールの設置について、各市町に対し、積極的な働きかけを行うとともに、成功しているモデル事例の情報を発信・共有すること。

⑤ 性暴力被害への対応

生徒が安心して相談できる環境整備と性暴力支援センターや警察等の各種支援団体と連携協定を締結し、性暴力被害生徒への迅速かつ的確な対応を行える支援体制を構築すること。また、担当教諭への指導・教育を徹底すること。

(4) 特別支援教育の充実（環境・体制の整備）

① 特別支援学校の整備

特別支援学校の教室不足の解消等ハード面での整備では、県立むこがわ特別支援学校・阪神北地域新設特別支援学校（仮称）の早期開校に向けた整備を推進するとともに、生徒数の増加により校舎の狭隘化が進む東播磨地域などでも計画的に整備を進めていくこと。

② 受入体制の充実

知的障がい特別支援学校に身体障がいがある生徒が通えるように再編する等障がいの種別に特化せず多様な障がいへの対応を進めるなど、受入体制を引き続き充実させ、障がいの重度・重複化や多様化等の個々の児童生徒ニーズに応じた教育の充実、教員の専門性向上等を推進すること。

③ 指導担当教員の増員

通常学級に在籍している軽度発達障害等の児童生徒への校内支援体制を確立するため、通級による指導を担当する力のある学校生活支援教員の増員などの人的配置強化を推進すること。

④ 特別支援教育コーディネーターの配置拡充

児童生徒・保護者及び医療・福祉などの関係機関との連携を図るため、学校の窓口、連絡調整役である「特別支援教育コーディネーター」の専任配置を推進すること。

⑤ 就業支援推進事業の拡充

卒業後に備えた自立教育及び就業支援（キャリア教育・就労支援推進事業等）を拡充すること。

⑥ インクルーシブ教育の推進

子どものころから障害のある子と、ない子がともに学ぶことは共生社会を創るには大変重要であるため、県として共に学べる教育環境の整備を推進し、特別支援学校教員の技術向上と計画的な人材育成を行うこと。また、市町教育委員会を支援するとともに、国に対しては必要な措置を行うよう強く要望すること。

⑦ 特別支援学級への対応

特別支援学級は、一人一人の生徒の障がいに違いがあり、学級運営が困難な場合があることから、県としても課題解決に取り組み、現場の実情に応じた柔軟な対応が可能となるように加配について国に要望すること。

⑧ 「専攻科」の設置

大人への成長の過程をよりゆとりあるものとするため、特別支援学校高等部に「専攻科」を設けるよう国に働きかけるとともに、兵庫県が先行して実績づくりを図ること。

⑨ 医療的ケアを必要とする児童生徒への支援

本年成立した「医療的ケア児支援法」に基づき、県として早急に市町間による格差なく学校や保育所に看護師が配置できるよう取組むとともに、「医療的ケア児支援センター」を設置し、学校と医療・福祉が枠を超えて連携する体制作りを積極的に推進すること。

⑩ 障がいのある子どもの専門的な指導と地域での学びの両立

特別支援学校に在籍しながら、地域の学校とつながりをつくる取組を推進すること。また、学校園内外での支援体制の充実も図り、切れ目のない支援の推進を行うこと。

⑪ 精神保健福祉士との連携について

児童生徒の発達段階に応じた人権教育や保健教育と合わせて精神保健教育を実施すること。また、児童生徒の悩み等は学校医やスクールカウンセラーが実施しているが、精神的な悩みには精神保健福祉士などの専門家へ迅速に連携できる体制を構築すること。

(5) 私学教育への支援（再掲）

兵庫県の公教育の一翼を担う私学に対し、生徒数の大幅な減少により多くの学校が赤字となっている学校経営の健全化や、ICT教育環境の整備、令和元年の消費増税分を授業料転嫁ができていないこと、耐震化や環境・省エネルギーに対応した施設整備等のため、経常費補助の大幅な拡充を図ること。

また、「ひょうご未来の高校教育あり方検討委員会」の報告を踏まえ来年度より実施予定の県立高校改革においては、私立高校に対する影響について十分配慮し、複数志願選抜の入試制度の見直しや、県立と私学の生徒比率の適正化に配慮した定員設定等、兵庫県の多様な高校教育の実現に向けた改革とするこ

と。

(6) 多様な学びの推進

① 学校に行けなくなった子どもたちが安心して学べる環境づくり

近年、不登校児童・生徒が増加しており、その原因分析と対応策を作成すること。また、教育機会確保法の施行を受け、「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」の広報と活用が正しく推進されているか検証・検討すること。更に、学校と民間施設の連携強化、フリースクール間の交流や親の会の充実などによって学校以外の多様な学びを推進し、不登校やひきこもりで学校に行けなくなった子どもたちが安心して学べる環境づくりを更に推進すること。

また、不登校児童・生徒に対し、ICTを活用したオンライン授業等による学びの場の提供についても積極的に推進すること。

② 夜間中学校の拡充

基礎学力を身につけるために学び直しの場合として、また外国人への教育の場として、夜間中学校に広域的かつ多くの方を受け入れることができる体制をつくること。具体的には、既存の神戸市と尼崎市にある夜間中学校で広域的に生徒を受け入れる体制を作るとともに、播磨地域や但馬地域へ分教室を設置すること。

③ 多部制高校の拡充

進学希望者のニーズを考え、各部の定員を改めて検討し、また在学中の部の移動等、生徒の希望に応じた環境づくりを推進すること。

(7) 児童生徒の“心のケア”の推進

① ストレス対処法特別授業の早期実施

新型コロナウイルス感染症などの差別・誹謗中傷を防ぎ、病気への正しい理解を促す「ストレス対処法（ストレスマネジメント）を学ぶ特別授業」の実施を推進すること。また、実施状況やアンケート調査の結果を踏まえた評価を行うこと。

② スクールカウンセラー配置の促進

特別授業の拡充・子どもたちが安心して相談できる体制・家庭地域連携支援など拡充するため、スクールカウンセラーの配置の促進を行うこと。

2 通学路対策の推進

通学路の安全確保を図るため、教育委員会・保護者・警察・道路管理者・地域などが連携して行う合同点検の結果をもとに、通学路における歩道、ガードレール、横断歩道、歩道橋、速度制限標識や自転車専用道等の早期の整備・改修を図

ること。なお、その進捗状況については教育委員会がまとめて、着実な整備を推進すること。

3 スポーツ立県ひょうごの推進

(1) スポーツ振興施策の推進

① スポーツ人口増加に向けた取組

県民が生涯にわたって活発にスポーツに親しめるよう、地域スポーツクラブの設立支援やスポーツ指導者の養成を行うなど、環境整備をさらに推し進めること。

② 学校体育関係を除くスポーツ行政の教育委員会から知事部局への移管

多面的な価値をもつスポーツ行政をより効果的・一体的に推進するため、教育委員会が所管しているスポーツ行政のほか、スポーツツーリズムや障がい者スポーツなどのスポーツ関連施策の知事部局へ移管すること。

③ 国際スポーツ大会の誘致

スポーツ立県ひょうごを推進していくため、国際大会が開催可能なアリーナ施設の整備など、国際スポーツ大会誘致に向けて、環境整備を推進すること。

④ スポーツ選手の育成

オリンピックや世界大会で活躍するような選手を育成するため、トップレベル競技者が強化活動に専念できるトレーニングセンター施設の整備を推進すること。

(2) アーバンスポーツの環境整備

東京オリンピックの公式な競技として採用された BMX、スケートボード、スポーツクライミングをはじめ、3x3、パルクール、インラインスケートなどのアーバンスポーツが今、世界中から熱い視線を集めている。スポーツ立県を目指す本県においても、アーバンスポーツ施設の環境整備を県立公園なども含め推進し、県民が気軽に親しめるようにしつつ、大会誘致等により地域創生にも資する取組みを推進すること。

Ⅷ 警察本部

1 安全・安心の地域づくり

(1) 警察体制の整備

① 人材の育成・確保

警察官定員の充足に向け、新規採用のあり方について、即戦力となる専門職採用の拡充も含め、警察業務の魅力等の積極的な情報発信、志望者の適性を見極め手法や面接官の資質向上等の改革を進めるとともに、若手警察官の育成・定着を図るためのフォロー体制を強化し、人材の確保・育成を強化すること。

また、退職警察官の積極的な再任用、女性警察官の比率目標を設定し、計画的な採用を進めることなどにより、多様な人材確保に努めること。

② 警察官の職務規律の徹底

警察官の職務倫理向上に向けた取組を強化し、県民から信頼される警察となるように努めること。高齢者・障がい者等への適切な対応を含め教養内容や職務訓練等について不断の改善に努めること。

③ 警察施設の整備推進

老朽化や狭隘状態になっている警察署や交番等の建替、大規模改修を計画的に推進するとともに、警察官（駐在所の家族も含む）に必要な機材や備品の充実を図ること。

加えて、女性警察官に配慮した専用トイレ・仮眠室等の職場環境整備や機材・備品の充実も図ること。

④ 交通安全施設の老朽化対策の推進及び整備方針等の周知浸透

信号機のLED化の推進を強化し、信号柱・制御機や標識など老朽化した交通安全施設の適切な維持管理・更新等のための予算確保を行うこと。また、路面標示の改修整備が遅れており早めの対策をすること。

⑤ 大規模災害発生時における災害警備体制の充実

今後、南海トラフ地震等の大規模災害の発生が見込まれる中で、災害発生時に情報の収集・分析、緊急交通路の確保、救出救助活動、避難誘導、検視、行方不明者の搜索等が円滑に行えるよう災害警備体制の充実を図ること。

(2) 犯罪対策の強化

① 反社会的組織の撲滅

暴力団排除条例を効果的に活用し、暴力団事務所等の運営の禁止など行政命令等を積極的に発出すること。また、地域住民が主体的に取り組む暴力団追放運動に対する支援及び民事訴訟費用の補助や暴力団事務所の買取等、地元自治体や自治会等と連携して従来よりも踏み込んだ支援策を実施すること。

さらに、みかじめ料、用心棒料の授受等を直罰で禁止する改正条例に基づく取組を強化すること。

② 国際犯罪組織の取締り強化

増加する訪日外国人犯罪対策や不法滞在者の取締り強化とともにヤード対策を継続し、悪質・巧妙化する国際犯罪組織の実態解明を推進すること。

③ 少年非行への対策強化

低年齢化する少年犯罪防止に向け、学校・PTAと連携した学校行事での啓発や街頭補導および検挙活動等の対策を強化するとともに、犯罪を未然に防止するための声かけ運動等を推進すること。

④ 薬物乱用防止対策の強化

覚醒剤や大麻等の薬物乱用防止対策について、引き続き摘発、取締りを強化するとともに、ネット上の取引など密売・購入手法について潜在化・巧妙化が進行していることから、サイバーパトロールの推進など監視体制の強化を図ること。特に近年大麻による検挙者数が増加していることを踏まえ、健康福祉部と連携して若年層対策を最優先課題として取締りの強化に努めること。

(3) 地域の防犯対策の強化

① 子どもと女性を守る対策の充実強化

地域の高齢化や空き家の増加等の社会情勢変化に合わせ、子どもを守る110番の家・店・車の充実、見直しを図るとともに、レディースサポート交番の拡充を推進し、子どもと女性を守る対策を強化すること。児童虐待事案については、児童の安全確保を最優先し、こども家庭センターとの連携を強化すること。

② 防犯カメラ設置の推進

地域の防犯上、防犯カメラが必要な箇所について、警察が地域コミュニティに対し積極的に設置を推進して、防犯カメラの設置状況に地域格差が出ないようにフォローすること。

③ 巡回連絡やパトロールの強化

交番・駐在所等の警察官が各家庭や事業所（特に女性経営者の事業所や病院）を訪問することにより、犯罪の抑止や災害時などの迅速な対応が可能となることから、日ごろから巡回連絡やパトロールの強化に努め、地域の方々に「顔がわかるお巡りさん」として存在を示して体感治安の向上を図ること。

④ 110番通報登録制度の周知と強化

ストーカーやDVの被害者を守るために有効な110番通報登録制度の一層の周知を図るとともに、運用の強化を図ること。

(4) 犯罪対策・犯罪被害者支援の推進

① 初動対応の強化

「地域警察デジタル無線システム」の活用と、導入予定の新システムとの接続に

よる情報共有に努め、初動対応の強化を図ること。

② サイバー犯罪対策の強化

サイバー犯罪に的確に対応し、ICT社会における県民の安心・安全確保を官民一体となって推進するとともに、関連犯罪の取締りを強化すること。特に、スマートフォンの普及など、急速なインターネット環境の変化によって増加しているSNSなどを利用した児童買春・児童ポルノ事件など、青少年の健全育成に悪影響を及ぼすサイバー犯罪の取締りと広報啓発活動の取組について更に強化すること。

③ 犯罪被害者等の支援強化

犯罪被害者等基本法の目的に基づいて、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図る施策・支援を犯罪被害者等早期援助団体等と連携強化して推進すること。併せて、被害者に対するマスコミの取材や報道等について、被害者のプライバシー保護の確保にも努めること。

④ 知能犯罪対策の強化

フィッシング詐欺や特殊詐欺など身近な知能犯罪から県民を守る対策及び取締りを強化し、発生件数、被害金額の減少を実現すること。また、県民への広報啓発活動を推進すること。

(5) 交通安全対策の推進

① 危険運転の取締り強化

あおり運転や飲酒運転の取締り強化と関係業界への啓発を推進するとともに、法令改正など取締り強化について広報すること。

② 高齢者等の運転事故防止

高齢者の自動車事故防止のため、運転免許証の自主返納を一層促進するとともに、意識障害の可能性のあるドライバーへの運転免許証の交付・更新が慎重に対応されるよう対策を講じること。また、ハンドル型電動車いすに係る事故防止対策に取り組むなど、高齢者、子ども、障がい者等の交通弱者に配慮し、交差点改良や道路照明、通学園路への信号機設置など安全施設の整備を推進すること。

③ 住宅地の交通安全対策

住宅地、学校隣接地域等の安心・安全・快適な交通環境の整備を図るため、ゾーン30を積極的に推進し、地域住民・道路管理者・警察の3者による協議会等を立ち上げるなどの対策を講じること。また、可搬式の数値速度違反自動取締り装置（オービス）を活用した取締りを強化すること。

④ 「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」等に基づく自転車事故防止策の推進

関係機関と連携して施行された条例内容の周知徹底を図るとともに、改正道交

法に基づく自転車事故防止のための取締りや指導、交通安全教育の推進を図ること。

また、国土交通省と警察庁が改定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、自転車専用道等の整備を推進するとともに、関係機関と連携して自転車専用道の適正利用を図ること。あわせて、自転車保険への加入を促進すること。

⑤ 高齢者講習などの講習体制の強化

高齢者講習について、団塊の世代が75歳以上となる数年後を見据え、受講体制の拡大を図り、高齢者がスムーズに受講できる体制を構築すること。また、原付免許取得時に必要となる実技講習においても、体制強化を図り、免許の即日交付が可能となるよう改善すること。

⑥ 信号機の撤去の検討

県警では学校の統廃合や人口減少などによる社会情勢の変化に基づき稼働率の低い信号機について撤去も含めた検討を進めているが、検討にあたっては地元自治会をはじめ学校、PTA、防犯協会等の関係者と丁寧かつ慎重な説明と議論を行い、撤去ありきではなく存続も視野に入れて検討すること。

⑦ 通学路対策の推進

通学路の安全確保を図るため、教育委員会・保護者・警察・道路管理者・地域などが連携して行った合同点検の結果をもとに、通学路における歩道、ガードレール、横断歩道、歩道橋、速度制限標識や自転車専用道等の早期の整備・改修を図ること。

⑧ トラックの駐停車場所、荷捌所の設置


大都市市街における荷物の積み下ろしスペースの確保が困難な状況であることから、トラックの駐停車場所、荷捌所の設置拡大に向けた駐車規制の緩和を柔軟に実施すること。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年 || 月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
/	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>通常払込料金 振替払込請求書兼 受領証(金融機関控) </p> <p>加入者負担</p> <p>日 付 加入者名 金 額 お客様番号 請求年月 ご請求先住所氏名 金融機関用収納連絡先 TEL 備 考</p> <p>NTTファイナンス株式会社 4,686 円 4610-1744-77617 2021年11月ご請求分 11月30日 [住所等非表示払込書] 兵庫県議会公明党・県民会議議員 団 谷井 勲 様 03-11-29 874-569 郵便局 〒9421005</p> <p><small>この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)</small></p> </div>	<p>共通案分率 50% 25%</p> <p>それ以外の案分 100%</p> <p>案分の説明 インターネット代</p> <p>案分率 ¥4,686 × 50% = ¥2,343 -</p> <p>* 共通案分率を適用</p> <p>* 請求書参照</p>
		11/29

請求書 (西日本ご利用分)

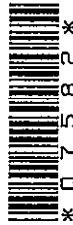
650-0011
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

兵庫県庁3号館 3階
兵庫県議会公明党 県民会議議員
団 谷井 勲 様



021112101041329578

郵便区内特別



07660

Webでのお問い合わせ先



<http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/tw/?page-1>



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2021年11月17日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【送付先】
〒536 大阪府城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M20021111004 07660 07582 00 J
61 000000 1-0 21110301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5988-0061 4610-1744-77617	2021年11月ご請求分	4,686円	2021年11月30日(火)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 4,686円
(合計) 4,686円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス (光ももっとと割、Web光ももっとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.



お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5988-0061	請求年月 MONTH OF ISSUE	2021年 11月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	---------------

ご請求内訳 (お客様番号 4610-1744-77617)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5988-0061			
◇NTT西日本ご利用分			
4,686	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料	10月 1日~10月31日 合 算
	-1,290	光はじめ割	2023年06月~2023年08月以 外の解約は解約金がかかります 合 算
	100	発行手数料	本請求書等の発行にかかわる各種費用に なります。 合 算
	50	収納手数料	本請求をコンビニエンスストア・各種金 融機関でお支払いいただく場合の手数料 です。 合 算
	426	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計	4,686	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2021年7月利用料分から2022年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年 | | 月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費	
2	3-11-29 振込: *22,000(W21カ) センブリコ	共通案分率 <u>50%</u> 25%
		それ以外の案分 100% 案分の説明 ZENRIN GIS セブション利用料 10月分 案分率 ¥22,000 × 50% = ¥11,000 - ※ 共通案分率を適用 ※ 請求書参照
11/29		

請求書

No. J2110003213-1
2021年10月31日

様

兵庫県議会公明党・県民会議

お客様コードNO. 78362372700

〒650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1

県庁3号館

TEL : 0783623727

株式会社 ゼンリン

神戸営業所

〒651-0087

兵庫県神戸市中央区御幸通4-2-20

三宮中央ビル1F

TEL 078-252-3223

FAX 078-252-1633

所長 三好 信治



下記のとおりご請求申し上げます。

お支払い方法	集 金 ・ 振 込
お支払い予定日	2021年 11月 30日

振込先銀行

口座名義 株式会社ゼンリン 神戸営業所

注文書番号

納品書番号 J2110003213-1

納品日付 検収日付

お振込みの際の手数料はご負担願います。

合計金額 ¥22,000- (消費税等込み)

商 品 名	種 別	単 価	数 量	金 額
GIS Application Data Online		10,000	1	10,000
ペーソマップ TOWN II (配信) 兵庫県		10,000	1	10,000
* * 小 計 * *				20,000

御買上金額	消費税等	御買上合計金額	御入金額	御請求額
20,000	2,000	22,000	0	22,000

【備考】

10月分

本伝票に記載されましたお客様の個人情報は、アフターサービス、各種キャンペーンのご案内のために利用させていただきます。

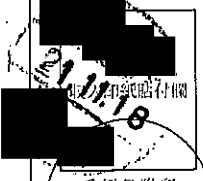
(添付様式 2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年11月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
3		共通案分率	50% 25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		GMOインターネット 利用料 11月分 ¥1,166 × 50% = ¥583	
		※ 共通案分率を適用	
		※ 請求書参照	

GMOインターネット株式会社	
払込受領証 (お客様控え)	
(カ) 請求書発行日 2021年11月01日	
請求書番号 052111012604098	
お客様番号 9465353	
請求年月 2021年11月	
ご利用金額 ¥1,050	
消費税額 ¥106	
今回請求額 ¥1,166	
受領印	
	
受領日附印	
代行会社ウエルネット(株)	

11/18

〒650-0011
兵庫県神戸市中央区
下山手通 5-10-1
兵庫県庁3号館3階
兵庫県議会公明党・県民会議議員団
伊藤 勝正 様



1 / 1

GMOとくとくBB

PHONE 0570-045-109 FAX 03-5456-2556
URL <http://gmobb.jp/support/>
E-Mail info@gmobb.jp



14022



6166161

請求書発行日 2021年11月01日

請求年月 2021年11月

ご利用料金請求書

平素は、格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記請求明細をご確認ください。

【お客様番号】 9465353 【請求書番号】 052111012604098	今回請求額 1,166円	お支払期日 2021年11月25日
	調整額 ***** 繰越金額 ***** ご利用金額 1,060円 消費税額 106円	振込先銀行 振込先支店 口座番号 口座名義 ジーエムオーインターネット

ご利用内容の内訳

請求明細	数量	単価	金額
とくとくセット2021年11月利用分	1	0	0
フレッツ光ファミリー・準 接続サービス2021年11月利用分	1	836	836
請求書発行手数料	1	330	330

※銀行振込みの際の手数料につきましては、お客様でご負担をお願いいたします。
※お振込みの控え（受領証）をもって領収書に替えさせていただきます。
※お支払期限を過ぎたご入金の場合、サービスを停止いたします。また再開まで7営業日ほどかかる場合がございます。
※過去ご利用月のご請求につきましては、前月末日までにお支払い確認が取れていない状況となっております。お支払期日をご確認のうえお支払をお願いいたします。本請求書と行き違いで、すでにお支払いいただいておりますらお詫び申し上げます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年 / 月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目											
調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費												
4	3-11--8 振込 *121,000 (W21 カ) トウワ 11/8	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>東弘 ホームページ 保守管理料 10月分 ¥121,000</td> </tr> <tr> <td>案分率</td> <td></td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	東弘 ホームページ 保守管理料 10月分 ¥121,000	案分率	
		共通案分率	50%									
	25%											
それ以外の案分	100%											
案分の説明	東弘 ホームページ 保守管理料 10月分 ¥121,000											
案分率												

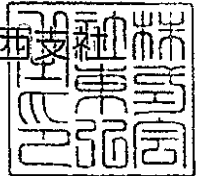
請求書

〒650-0011
 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
 兵庫県庁 公明党控室

兵庫県議会 公明党・県民会議議員団 御中

TOKO株式会社 東弘

〒543-0001 大阪市天王寺区上本町6-6-26
 上六光陽ビル8F
 Tel 06-6776-5201 Fax 06-6776-5205



検印	[Redacted]	締日	日付	請求番号
		末日	2021/10/31	SK000027516

下記の通りご請求申し上げます。

◎お振込みは右記銀行口座へお願い致します。
 口座名義：株式会社 東弘
 カナ名義：カ)トウコウ



今回売上額	消費税額	今回ご請求額
¥110,000	¥11,000	¥121,000

年月日	品名/詳細	数量	単価	売上金額	消費税額	税込金額
2021/10/01~2021/10/31	更新・管理・保守費 ホームページ管理費	1	110000	110,000	(10%) 11,000	121,000

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年〇月〇月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
5	3-11--8 振替	*4,400 SMBC(リキイイカ)
		案分率
		共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		産経新聞
		R3. 10月分
		¥4,400

2021年10月分

領 収 証

No. 1- 213-0007-000

下山手通 5-17
兵庫県庁 3号館
兵庫県議会 公明党県民会議議員団 様

<table border="1"> <tr> <th>品 名</th> <th>部</th> <th>金 額</th> </tr> <tr> <td>産経新聞セット※</td> <td>1</td> <td>4,400</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>¥ 4,400</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※は軽減税率対象品目</td> <td>(内消費税等¥325)</td> </tr> </table>	品 名	部	金 額	産経新聞セット※	1	4,400	合 計		¥ 4,400	※は軽減税率対象品目		(内消費税等¥325)	<p>お知らせ 領収日 2021年11月8日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>新聞配達アルバイト募集中。 朝刊のみ、夕刊のみでも可。</p> </div> <p>毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。</p> <p>8%対象 ¥4,400 (消費税 ¥325)</p>
品 名	部	金 額											
産経新聞セット※	1	4,400											
合 計		¥ 4,400											
※は軽減税率対象品目		(内消費税等¥325)											

産経新聞三宮専売所
〒650-0011
神戸市中央区下山手通4-14-10
TEL: 078-392-1017

11/8

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年//月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目														
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費														
6	3-11-26.振替	*4,400 読売新聞(SMFS)													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">共通案分率</td> <td style="width: 40%;">50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">読売新聞</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">R3.11月分</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">¥4,400-</td> </tr> </table>		共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		読売新聞		R3.11月分		¥4,400-
共通案分率	50%														
	25%														
それ以外の案分	100%														
案分の説明															
読売新聞															
R3.11月分															
¥4,400-															

11/26

YCC 領 収 書

区域011 金戸0062 お問合せNo01599

お名前 議会公明党 県民会議議員団 様

下山手通4-17-3 Tel078-362-3727

兵庫県庁3号館3F

3年 11月分 振替

No	品 名	部 数	金 額
1	読売新聞セット ※	1	4,400
2			
3			
合 計			4,400 円

領収日 年 月 日

※は軽減税率 (10.0%対象 0円) (8.0%対象 4,400円)

読売センター東神戸 Tel078-341-4169

神戸市中央区北長狭通8-2-12

領収印

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年/ /月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目												
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費												
7	3-11-26 振替 *9,300 朝日新聞(SMFS)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">共通案分率</td> <td style="width:50%;">50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td style="border: 2px solid black;">100%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> 朝日新聞 日本経済新聞 R3.11月分 ￥9,300- </td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		朝日新聞 日本経済新聞 R3.11月分 ￥9,300-		
	共通案分率	50%											
	25%												
それ以外の案分	100%												
案分の説明													
朝日新聞 日本経済新聞 R3.11月分 ￥9,300-													
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">080 - 0302 050</td> <td style="width:40%; text-align: center;">2021 年 11 月分</td> <td style="width:40%; text-align: center;">領収証</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">下山手通5-10-1県庁3号館(2-5)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">兵庫県議会 公明党・県民会議議員団 様</td> </tr> </table>			080 - 0302 050	2021 年 11 月分	領収証	下山手通5-10-1県庁3号館(2-5)			兵庫県議会 公明党・県民会議議員団 様				
080 - 0302 050	2021 年 11 月分	領収証											
下山手通5-10-1県庁3号館(2-5)													
兵庫県議会 公明党・県民会議議員団 様													
11/26	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">銘 柄</th> <th style="width:10%;">部数</th> <th style="width:20%;">金 額</th> <th style="width:30%;">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝 日 新 聞</td> <td style="text-align: center;">※ 1</td> <td style="text-align: right;">4400</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 9,300 円 (内消費税 689円) </td> </tr> <tr> <td>日 本 経 済 新 聞</td> <td style="text-align: center;">※ 1</td> <td style="text-align: right;">4900</td> </tr> </tbody> </table>	銘 柄	部数	金 額	合 計	朝 日 新 聞	※ 1	4400	9,300 円 (内消費税 689円)	日 本 経 済 新 聞	※ 1	4900	<p>金額には消費税を含みます。 上記金額正に領収しました。</p> <p>No.1022397</p> <p>9,300円 (内消費税 689円) 新聞 0円 (内消費税 0円) アンテナ</p> <p>ASA 領収印</p> <p>8%対象 10%対象 ※は軽減税率の対象であることを示します。</p>
銘 柄	部数	金 額	合 計										
朝 日 新 聞	※ 1	4400	9,300 円 (内消費税 689円)										
日 本 経 済 新 聞	※ 1	4900											
<p>朝日新聞兵庫販売株式会社 神戸三宮店 中央区中山手通4-18-27 TEL: 078-251-0223 FAX: 078-241-4586</p>													
<p>毎度ご愛読ありがとうございます。お支払には便利な金融機関での自動引落もご利用になれます。</p>													

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年/ /月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使途項目						
8	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費						
	3-11-29.振替. *4,400.SMBC(コウヘンシブ)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: small;">共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">それ以外の案分</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">案分の説明</td> <td> 100% 神戸新聞 R3.11月分 ￥4,400- </td> </tr> </table>	共通案分率	50%	それ以外の案分	25%	案分の説明
共通案分率	50%						
それ以外の案分	25%						
案分の説明	100% 神戸新聞 R3.11月分 ￥4,400-						

領収証

2021年11月分 No. 5- 13-0184-000

県庁3号館 3F
兵庫県議会公明党・県民会議議員団 様

銘柄	部	金	額
神戸新聞セト※	1	4,400	
合計			¥ 4,400

※は軽減税率対象品目

お知らせ 領収日 3年11月29日

12月の集金は少し早めにまわらせて頂きますので宜しくお願い致します
 毎度ご購入有難うございます。
 左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,400(消費税 ¥326)

株式会社神戸新聞神戸中央販売
 〒650-0011
 神戸市中央区下山手通4丁目15-1
 TEL: 078-331-0218

FAX: 078-222-6405

領
神戸新聞
収

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年/ /月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
9	3-11-24 振替	共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		毎日新聞
		R3.11月分
		¥4,300-
	*4,300 SMBC(三井)	案分率

読者	70-001-0141-000	No.01-001	領 収 証 2021 年 11 月 度	
公明党・県民会議議員団 様				
銘 柄	部数	金 額	領 収 金 額	
毎日新聞 ※	1	4,300	4,300 円	
			上記金額正に領収いたしました。	
			内消費税	¥319

8%対象 4,300 (内消費税 ¥ 319)
10%対象 0 (内消費税 ¥ 0)

※は軽減税率の対象であることを示します。

毎日新聞 神戸販売
 神戸市中央区元町通5丁目3-1
 TEL: 078-341-5553

毎度ご愛読ありがとうございます。各種金融機関での自動引落クレジットもご利用になれます。

11/24

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年//月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費	
10	3-11-29.振替	*7,185・SMBC(アスク)
		共通案分率 50%
		<u>25%</u>
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		アスク 10月分
		来客用お茶代
		¥4,020 × 25%
		= ¥1,005 -
		* 共通案分率を適用
		* 請求書参照

11/29

アスクルご請求書

2021年10月31日締切分

650-0011 郵便区内特別
 兵庫県神戸市中央区
 下山手通5-10-1
 県庁3号館3階



お問い合わせ番号 20706592

アスクル担当販売店

株式会社明光堂
 アスクル事業部
 兵庫県神戸市兵庫区
 塚本通5-2-3



645915 002

TEL: 078-576-6288

担当: アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

当月ご請求額

7,185円

うち消費税等 (

589円)

対象期間 2021/10/01 ~ 2021/10/31

当月お買い上げ金額 7,185円

当月返品金額 0円

当月値引金額 0円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

TEL: 078-362-3727

FAX: 078-371-1883

お買い上げいただきましてありがとうございます。
 記載の通り、ご請求申し上げます。

お支払い日 ▶ 2021年 11月 29日

お支払い方法 ▶ 自動引落

お引落	金融機関	
	支店	
	口座	ヒヨコケンキカイロウメイトリ、ケンジカイ カシ

上記ご指定の口座よりお引落しさせていただきます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/グリー-
10/18 60356235					
J53-8477 LOHACO Water (ロハコウォーター) 410ml 1セ	1	2,740	2,740		軽 8.0 *
162-1287 【コーヒー粉】オリジナルブレンド まろやか 1袋 (1kg)	1	970	970		軽 8.0 *
820-2110 コーヒーフィルター 102 2~4杯用 1袋 (100枚入)	2	155	310		10.0
542-680 コピー用紙 マルチペーパー スーパーホワイト+ A4 1箱	1	3,165	3,165		10.0 *
		小 計	7,185	控室・受付様ご発注分	

○ 飲み物代 △ 事務用品
 ¥2,740
 ¥970
 ¥310

 ¥4,020

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年/ /月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目																			
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 事務費 人件費																			
11	3-11-29.振替	*7,185 SMBC(アスクル)																		
		<table border="1"><tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td></td><td>25%</td></tr><tr><td>それ以外の案分</td><td>100%</td></tr><tr><td>案分の説明</td><td></td></tr><tr><td>アスクル 10月分 事務用品代</td><td></td></tr><tr><td>¥3,165 × 50%</td><td></td></tr><tr><td>= ¥1,582 -</td><td></td></tr><tr><td>※ 共通案分率を適用</td><td></td></tr><tr><td>※ 請求書参照</td><td></td></tr></table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		アスクル 10月分 事務用品代		¥3,165 × 50%		= ¥1,582 -		※ 共通案分率を適用		※ 請求書参照	
共通案分率	50%																			
	25%																			
それ以外の案分	100%																			
案分の説明																				
アスクル 10月分 事務用品代																				
¥3,165 × 50%																				
= ¥1,582 -																				
※ 共通案分率を適用																				
※ 請求書参照																				
11/29		請求書の原本は No. 11-10 に 添付しております。																		

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年/ /月分)


(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使 途 項 目		共通案分率	人件費
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費			
12	3-11--4.振替	*40,116 リコ-リース(カ)	50%	
1/4			25%	
			それ以外の案分 100%	
			案分の説明	
			リース料 (複合機・名指ター シレッター)	
			¥40,116×50%	
			¥20,058	
			※請求書参照	
			※共通案分率を適用	

口座振替請求明細書

拝啓、毎々格別のお引き立てにあずかり厚くお礼申し上げます。
 今月分のご請求金額は下記の通りとなっております。
 ご査収の上、宜しくご手配いただきますようお願い申し上げます。

発行日2021年10月20日

リコーリース株式会社


引き落とし日	2021年 11月 4日
ご請求金額	40,116円
請求書番号	202110-4-010727

【自動引落し口座】

口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。

〈お願い〉

- 上記ご請求金額を指定口座より引き落としさせていただきます。
- 引き落とし日の前日(金融機関営業日)までにご入金いただきますようお願い申し上げます。
- 既にお支払済みまたはお取引内容に変更のある場合はご了承ください。

請求明細書

契約番号	設 置 商 品 名	先 名	数量 他数量分	区 分	種 類	請 求 金 額 請 求 消 費 税 額	消 費 税 率	請 求 期 間	当 回 数 総 回 数
A041427462	兵庫県議会 公明党・県民会議議員団 -000 imagio MP C4001 SPF		1		L01	27720	10	21.10.17	1
A048004010	兵庫県議会 公明党・県民会議議員団 -000 プロジェクタ EB-1776w		1		L01	3840	10	22.10.16	1
A071400200	兵庫県議会 公明党・県民会議議員団 -000 明光商会 シュレッダー MSV-F31C		1		L01	5000	8	21.11.1	28
						400	8	21.11.30	60

区分 L:リース C:クレジット R:レンタル P:パーソナルクレジット K:割賦 X:その他S

種類 01:リース料金等 03:保守料金 04:合意解約金 05:物件代金 06:弁済金 07:その他

続きは裏面をご確認ください。

郵便往復はがき

返信

135-8880

063

東京都江東区東雲1-7-12
KDX豊洲グランスクエア7F

リコーリース株式会社
満了回答受付 行



リース

A041427462-000
2021/10/16 2300476470000
R020030171-000
株式会社 六甲商会

0024161 691 兵庫第1G

再リース 1年ごとの自動更新です (ご回答不要)

ご契約者 兵庫県議会 公明党・県民会議議員団

期間 2021年10月17日~ 2022年10月16日
(再リース 6回目)

金額 年額 30,492円
(内消費税 2,772円)

お支払日 2021年11月 4日
自動振替 (一括払い)

ご指定
引落口座

口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。
お支払い予定日が休業日の場合、引き落としは翌銀行営業日になります。

- ◆中途解約：再リース期間途中に解約された場合、お支払いいただいた再リース料金は返還できませんのでご了承ください。
- ◆動産総合保険：再リース期間中は動産総合保険は付保されません。
- ◆保守：保守契約については、メーカー・販売店にご確認ください。再リース料金は保守料金は含まれません。

終了 返信用はがきにて
2021年 9月20日 までにお申し込みください

ご注意事項
契約書に記載する「物件の返還・精算」条項にしたがって、契約終了後ただちにお客様の費用負担にて、物件を弊社指定倉庫にご返却ください。
パソコン等に記録された情報データは、消去の上ご返却ください。

8A1A007254

2021年 8月16日発行

契約番号 A041427462-000

現在の契約内容

期 間	2020年10月17日~ 2021年10月16日 (再リース 5回目)
金 額	年額 30,492円 (内消費税 2,772円)
リース契約日	2011年10月17日
機器の取扱店	株式会社 六甲商会

物件明細 ご契約中の物件と、本物件明細の内容を必ずご確認ください。

物件連番	1	数 量	1
物 件 名	imagio MP C4001 SPF		
機 械 番 号	619839		
設 置 先	兵庫県神戸市中央区 兵庫県議会 公明党・県民会議議員団		

以上

物件連番		数 量	
物 件 名			
機 械 番 号			
設 置 先			

物件連番		数 量	
物 件 名			
機 械 番 号			
設 置 先			

契約番号

A041427462-000

お問合せ先: カスタマー業務部

西日本満了センター

TEL: 06-4799-4400

再契約内容 リース

ご契約者	兵庫県議会		
期 間	2021年10月17日~2022年10月16日 (再リース 6回目)		
金 額	年額 (内消費税)	30,492円 2,772円)	再リース料金に保守料は含まれません。
お支払い	2021年11月 4日 自動振替 <一括払い>	ご指定引落口座 [REDACTED]	口座番号の下3桁は、お客持情報保護のため「***」と表示しています。 お支払い予定日が休業日の場合、引き落としは翌銀行営業日になります。

物件情報

物件連番	1	数 量	1
物 件 名	imagic MP C4001 SPF		
機 械 番 号	619839		
設 置 先	兵庫県神戸市中央区 兵庫県議会 公明党・県民会議議員団		

以上

物件連番		数 量	
物 件 名			
機 械 番 号			
設 置 先			

物件連番		数 量	
物 件 名			
機 械 番 号			
設 置 先			

物件連番		数 量	
物 件 名			
機 械 番 号			
設 置 先			

物件連番		数 量	
物 件 名			
機 械 番 号			
設 置 先			

物件連番		数 量	
物 件 名			
機 械 番 号			
設 置 先			

郵便往復はがき

返信

135-8880

063

受取人払郵便

〒海局
承認

795

出有効期限
15年1月
日まで
手不要

東京都江東区東雲1-7-12
KDX豊洲グランスクエア7F

リコーリース株式会社
満了回答受付 行



リース

A048004010-000
2021/ 9/30 2300476470000
R020030171-000
株式会社 六甲商会

0024161 691 兵庫第1G

再リース 1年ごとの自動更新です (ご回答不要)

ご契約者 兵庫県議会 公明党・県民会議議員団

期 間 2021年10月 1日~ 2022年 9月30日
(再リース 4回目)

金 額 年額 4,224円
(内消費税 384円)

お支払日 2021年11月 4日
自動振替 (一括払い)

ご指定
引落口座

口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。
お支払い予定日が休祭日の場合、引き落としては翌銀行営業日になります。

- ◆中途解約：再リース期間途中に解約された場合、お支払いいただいた再リース料金は返還できませんのでご了承ください。
- ◆動産総合保険：再リース期間中は動産総合保険は付保されません。
- ◆保守：保守契約については、メーカー・販売店にご確認ください。再リース料金は保守料金は含まれません。

終了 返信用はがきにて
2021年 8月20日 までにお申し込みください

ご注意事項

契約書に記載する「物件の返還・精算」条項にしたがって、契約終了後ただちにお客様の費用負担にて、物件を弊社指定倉庫にご返却ください。
パソコン等に記録された情報データは、消去の上ご返却ください。

7A1A009906

2021年 7月14日発行

契約番号 A048004010-000

現在の契約内容

期 間	2020年10月 1日~ 2021年 9月30日 (再リース 3回目)	
金 額	年額	4,224円 (内消費税 384円)
リース契約日	2013年 8月31日	
機器の取扱店	株式会社 六甲商会	

物件明細 ご契約中の物件と、本物件明細の内容を必ずご確認ください。

物件連番	1	数 量	1
物 件 名	プロジェクター EB-1776w		
機 械 番 号	REMA380047		
設 置 先	兵庫県神戸市中央区 兵庫県議会 公明党・県民会議議員団		

以上

物件連番		数 量	
物 件 名			
機 械 番 号			
設 置 先			

物件連番		数 量	
物 件 名			
機 械 番 号			
設 置 先			

契約番号 A048004010-000

お問合せ先： カスタマー業務部
西日本満了センター
TEL: 06-4799-4400

再契約内容 リース

ご契約者	兵庫県議会		
期 間	2021年10月 1日~2022年 9月30日 (再リース 4回目)		
金 額	年額 (内消費税)	4,224円 384円)	再リース料金に保守料は含まれません。
お支払い	2021年11月 4日 自動振替 <一括払い>	ご指定引落口座 [REDACTED]	口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。 お支払い予定日が休祭日の場合、引き落としては翌銀行営業日になります。

物件情報

物件連番	1	数 量	1
物 件 名	プロジェクター EB-1776w		
機 械 番 号	REMA380047		
設 置 先	兵庫県神戸市中央区 兵庫県議会 公明党・県民会議議員団		

以上

物件連番		数 量	
物 件 名			
機 械 番 号			
設 置 先			

物件連番		数 量	
物 件 名			
機 械 番 号			
設 置 先			

物件連番		数 量	
物 件 名			
機 械 番 号			
設 置 先			

物件連番		数 量	
物 件 名			
機 械 番 号			
設 置 先			

物件連番		数 量	
物 件 名			
機 械 番 号			
設 置 先			

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年//月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 <u>事務費</u> ・人件費	
13	3-11-22 振替	共通案分率 <u>50%</u> 25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明 複合機10台リース チャージ料 ¥17,200 × 50% = ¥8,600
		※ 共通案分率を適用
		※ 請求書参照
11/22		

請 求 書



株式会社

神戸支店

〒651-0086 神戸市中央区磯上通6丁目1番23号

Phone: 078-265-2301 Fax: 078-265-2302

取引銀行

〒 650-0011

神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

御中

16800000

担当者	検収

毎度格別のお引立て預かりありがとうございます。

下記の明細の通り御請求申し上げます。

(自動引落)

■請求締切日 2021/10/31 ■お支払予定日 2021/11/20 ■当月お買上高合計 17,200

前回請求額	ご入金額	繰越金額	当月お買上高		合計請求額	当月請求額
			税抜御買上額	消費税		
18,785	18,785	0	15,637	1,563	17,200	¥ 17,200

【*】は税込/「軽」は軽減税率

年月日 問合せ番号	商品・規格	数量	単価	お買上高 消費税	お支払高	摘要
2021/10/6 0000392106	パフォーマンスチャージ料 MPC4001カチヨ 619839 伝票単位消費税	1	15,637 (10%)	15,637 1,563		
	【伝票計】			17,200		
2021/10/20 0000129060	自動引落-リコーリース20日				18,785	
	【伝票計】					
	《総合計》	税抜合計	消費税	合計		
		15,637	1,563	17,200		
	税率内訳(10.00%)	15,637	1,563	17,200		
	以下余白					

累計		¥17,200	¥18,785
----	--	---------	---------

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年 / 月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
14	3-11-29 振込: *121,000 W21 カ) トウウ	共通案分率 50%
		25%
11/29		それ以外の案分 100%
		案分の説明 東3ヶ ホ-ウ-ロ-ジ 保育管理料 11月分 ¥121,000-

請求書

〒650-0011
 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
 兵庫県庁 公明党控室

兵庫県議会 公明党・県民会議議員団 御中

TOKO株式会社 東弘 関西支社

〒543-0001 大阪市天王寺区上本町6-6-26
 上六光陽ビル8F
 Tel 06-6776-5201 Fax 06-6776-5205



検印	[Redacted]	締日	日付	請求番号
		末日	2021/11/30	SK000029116

下記の通りご請求申し上げます。

◎お振込みは右記銀行口座へお願い致します。
 口座名義：株式会社 東弘
 カナ名義：カ)トウコウ



今回売上額	消費税額	今回の請求額
¥110,000	¥11,000	¥121,000

年月日	品名/詳細	数量	単価	売上金額	消費税額	税込金額
2021/11/01~2021/11/30	更新・管理・保守費 ホームページ管理費	1	110000	110,000	(10%) 11,000	121,000

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年/ /月分)

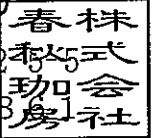
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目															
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費															
15	3-11-29 振込 3-11-29 振替	<table border="1"><tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td></td><td>25%</td></tr><tr><td>それ以外の案分</td><td>100%</td></tr><tr><td>案分の説明</td><td>来客用コーヒー</td></tr><tr><td>案分率</td><td>$¥2,973 \times 25\%$ $= ¥743$</td></tr><tr><td>*</td><td>共通案分率を適用</td></tr><tr><td>*</td><td>請求書参照</td></tr></table> <p>*2,808:W21 カ)31129*171 *165:振込手数料</p>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	来客用コーヒー	案分率	$¥2,973 \times 25\%$ $= ¥743$	*	共通案分率を適用	*	請求書参照
共通案分率	50%															
	25%															
それ以外の案分	100%															
案分の説明	来客用コーヒー															
案分率	$¥2,973 \times 25\%$ $= ¥743$															
*	共通案分率を適用															
*	請求書参照															
11/29																

請 求 書

〒 650-0011
神戸市中央区下山手通
5-10-1

株式会社 春秋珈房



兵庫県議会公明党県民会議議員団 御中

〒652-0815 神戸市兵庫区三川口町2-5-8

TEL 078-578-8886

FAX 078-578-8886

振込銀行

(カ) シュンジュウコウボウ

締 日	御得意先コード	御請求先コード	担 当 者	請 求 書 No	頁
2021年11月25日	003024	003024	000003	00039317	1

前回御請求額	今回御入金額	御 繰 越 額	今回御買上額	今回消費税	税込御買上額	今回御請求額
2,808	2,808	0	2,600	208	2,808	2,808

月 日	伝 票 No	商 品 名	単 位	数 量	単 価	金 額
10/26	00144002	HOTコート (DX) ※	Kg	1.00	2,600	2600
10/29	00062229	入金 振込				△2808
		8.00 % 対象 ※ ※は軽減税率対象品目	(税抜)	2,600	消費税	208

上記の通り御請求申し上げます。

領収書等添付様式【共通】

(令和3年//月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目																				
16	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																				
	<p>ご利用明細</p> <p>本日はご来店いただきありがとうございます。 ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。 裏面のご案内もあわせてごらんください。</p> <p>☆☆お振込☆☆</p> <p>お振込金額 ￥447,480 振込手数料 ￥440</p> <p>お受取人は [REDACTED]</p> <p>ナカタ ツゲキ 様</p> <p>お振込人は ヒヨウコ"ケンキ"カイコウメイトウ ケソミンカイ キ" 様</p> <p>お取扱日 3.11.17 電信振込</p>	<p>共通案分率 50% 25%</p> <p>それ以外の案分 100%</p> <p>案分の説明</p> <p>会派政務活動費 補助員業務委託料 7-8-9月分 ¥447,920-</p>																			
11/17		<p>SMBC</p> <table border="1" data-bbox="427 1370 810 1509"> <tr> <td>取込店</td> <td>機番</td> <td>年 月 日</td> <td>時 刻</td> </tr> <tr> <td>[REDACTED]</td> <td>[REDACTED]</td> <td>3.11.17</td> <td>11:12</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>3219</td> </tr> <tr> <td>銀行番号</td> <td>店番号</td> <td colspan="2">口座番号等</td> </tr> <tr> <td>[REDACTED]</td> <td>[REDACTED]</td> <td colspan="2">[REDACTED]</td> </tr> </table> <p>三井住友銀行</p> <p>印紙税申告納 付につき認 務署承認済</p>	取込店	機番	年 月 日	時 刻	[REDACTED]	[REDACTED]	3.11.17	11:12				3219	銀行番号	店番号	口座番号等		[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
取込店	機番	年 月 日	時 刻																		
[REDACTED]	[REDACTED]	3.11.17	11:12																		
			3219																		
銀行番号	店番号	口座番号等																			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]																			

御請求書

令和 3年 8月 31日

【 兵庫県議会公明党・県民会議 】 御中

R-evolution 代表:中田 成紀
〒675-0031 兵庫県加古川市加古川町北在家2268
TEL/FAX:079-453-6035

下記のとおりご請求申し上げます
件名:『 政務活動費補助員業務 7月分 』

記

御請求金額 ¥149,160

品名	数量	単価	金額
政務活動費補助員業務			
■月次業務	1	135,600	¥135,600
小計			¥135,600
消費税(10%)			¥13,560
合計金額			¥149,160

【振込銀行】

備考:

作業完了報告書

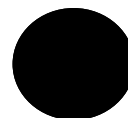
2021/8/31

兵庫県議会公明党・県民会議 御中

R-evolution

〒675-0031
加古川市加古川町北在家2268

TEL:079-453-6035
FAX:079-453-6035



下記の業務内容を作業致しました。

件名	政務活動費補助員業務 7月分
納品日	2021/8/31
作業内容	■政務活動費補助員業務 <月次業務> <ul style="list-style-type: none">・議員への提出期限連絡・内容チェック・議員の会計帳簿、月別支出報告書の作成・会派の会計帳簿、月別支出報告書の作成・修正作業・事務局との連絡

御請求書

令和 3年 9月 30日

【 兵庫県議会公明党・県民会議 】御中

R-evolution 代表:中田 成紀
〒675-0031 兵庫県加古川市加古川町北在家2268
TEL/FAX:079-453-6035

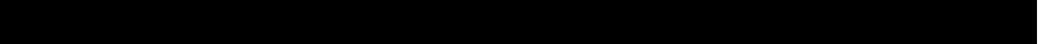
下記のとおりご請求申し上げます
件名:『 政務活動費補助員業務 8月分 』

記

御請求金額 **¥149,160**

品 名	数 量	単 価	金 額
政務活動費補助員業務			
■ 月次業務	1	135,600	¥135,600
小計			¥135,600
消費税(10%)			¥13,560
合計金額			¥149,160

【振込銀行】



備考:

作業完了報告書

2021/9/30

兵庫県議会公明党・県民会議 御中

R-evolution



〒675-0031
加古川市加古川町北在家2268

TEL:079-453-6035
FAX:079-453-6035

下記の業務内容を作業致しました。

件名	政務活動費補助員業務 8月分
納品日	2021/9/30
作業内容	■政務活動費補助員業務 <月次業務> <ul style="list-style-type: none">・議員への提出期限連絡・内容チェック・議員の会計帳簿、月別支出報告書の作成・会派の会計帳簿、月別支出報告書の作成・修正作業・事務局との連絡

作業完了報告書

2021/10/31

兵庫県議会公明党・県民会議 御中

R-evolution

〒675-0031
加古川市加古川町北在家2268

TEL:079-453-6035
FAX:079-453-6035

下記の業務内容を作業致しました。

件名	政務活動費補助員業務 9月分
納品日	2021/10/31
作業内容	■政務活動費補助員業務 <月次業務> <ul style="list-style-type: none">・議員への提出期限連絡・内容チェック・議員の会計帳簿、月別支出報告書の作成・会派の会計帳簿、月別支出報告書の作成・修正作業・事務局との連絡

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年//月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
17 11/1	<p>共通案分率 50%</p> <p>25%</p> <p>それ以外の案分 100%</p> <p>案分の説明</p> <p>会派研修会 (11/1)</p> <p>講師謝金</p> <p>¥50,000-</p>	案分率

領 収 証 兵庫県議会 公明党・県民会議議員団 様

No. _____

★ ¥50,000-

但 会派研修会 講師謝金として

令和3年11月1日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-56

収 入
印 紙

木 原 子

(添付様式7)

活動報告書

議員名	公明党・県民会議 議員団
-----	-----------------

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

活動名	会派研修会			
活動概要	○実施日：令和3年11月1日(金)16:00～ ○場所：兵庫県議会公明党・県民会議議員団 会議室 ○参加者：県会議員12名 ○テーマ：「新型コロナウイルス感染症について」 ○講師：神戸大学大学院医学研究科 附属感染症センター 教授 森 康子 氏 ○案分率：すべて、政務活動にかかるものである。			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	講師謝金	50,000	11-17	
	講師交通費	420	11-18	大倉山⇄県庁前 往復
			50,420	
備考				

*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」等を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。
*「活動概要」欄には、例えば①活動実施年月日、②場所、③行程、④目的、⑤相手方、⑥参加者、⑦結果・成果⑧広報誌発行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

令和3年10月20日

神戸大学大学院医学研究科、
附属感染症センター 教授 森 康子 様

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

兵庫県議会公明党・県民会議議員団研修会における講演について(依頼)

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、本県議会公明党・県民会議議員団では見出しの研修会を予定しておりますので、下記の内容にてご講演いただきたく、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時： 令和3年11月1日(月)16:00～(1時間30分程度)
(1時間程度ご講演、その後30分程度、質疑・意見交換の時間を設けさせていただきたいと存じます。)
- 2 研修会名： 兵庫県議会公明党・県民会議議員団 研修会
- 3 場 所： 兵庫県議会公明党・県民会議議員団 会議室
(神戸市中央区下山手通5-10-1 TEL 078-362-3727)
- 4 テー マ： 「新型コロナウイルス感染症について(案)」
- 5 参 加 者： 兵庫県議会公明党・県民会議議員12名
(陪席)
公明新聞記者1名、兵庫ジャーナル記者1名、
議会事務局調査課職員(公明党担当)2名 以上16名(予定)

連絡先

兵庫県議会事務局調査課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL: 078-362-4137(直通)

FAX: 078-362-9031

E-mail:

兵庫県議会公明党・県民会議議員団 研修会

令和3年11月1日(月)

16:00~17:30

公明党・県民会議議員団会議室

1 開 会

2 講 演

「新型コロナウイルス感染症について」

講師 神戸大学大学院医学研究科
附属感染症センター 教授 森 康子 氏

3 質疑応答、意見交換

4 閉 会

【講師略歴】

- ・近畿大学医学部医学科卒
- ・大阪大学医学部附属病院眼科にて眼科医師として臨床に従事
- ・その後、基礎研究を志し、大阪大学大学院医学系研究科博士課程入学
- ・博士課程修了後、ドイツエアランゲン大学医学部研究員
- ・大阪大学大学院医学系研究科助手、助教授、(独)医薬基盤研究所チーフプロジェクトリーダーを経て神戸大学大学院医学研究科教授

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年//月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	

18	11/1	案分率	共通案分率	50%
				25%
			それ以外の案分	100%
			案分の説明	会派研修会 (11/1) 講師交通費 ¥420-

領 収 証 兵庫県議会 公明党・県民会議議員団 様

No. _____

★ ¥420-

但 会派研修会 講師交通費として

令和3年11月1日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-58

収 入
印 紙

高 橋 子

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年//月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
19	3-11--8 振込	*125,400 W21 コウロウイサツ (
11/8		

〒650-8567
神戸市中央区下山手通5-10-1

納品書



交友印刷株式会社

〒650-0047 神戸市中央区港島南町5丁目4-5
TEL.078-303-0088/FAX.078-303-1320

兵庫県議会公明党・県民会議議員団控室 御中

納品日付	伝票番号	得意先コード	担当者
2021/11/01	15692	1 030157	

受注No	商品名	数量	単価	金額	消費税	御注文No
218535	令和4年度当初予算編成に対する申入書	300	380.00	114,000	11,400	
(備考)			小計	114,000	11,400	
			伝票合計	125,400		

活動報告書

※ 政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	公明党・県民会 議議員団
-----	-----------------

活動名	「令和4年度当初予算編成に対する申入書」の発行			
活動概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発行日 2021年11月1日 ○ 発行部数 300部 ○ 別添「令和4年度当初予算編成に対する申入書」参照 ○ 配布方法 庁内配布、各市町議会（公明党控室）あて郵送 <p>★案分率：内容は、すべて政務活動にかかるものである</p>			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	印刷費	¥125,400	11-19	@380円×300部=114,000円 税金11,400円、
	郵送料	¥23,000	11-20	@215×30通 @310×5通 @360×5通
	合計	¥148,400		
備考	* 添付書類：請求書、「令和4年度当初予算編成に対する申入書」冊子			

*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」等を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。

*「活動概要」欄には、例えば①活動実施年月日、②場所、③行程、④目的、⑤相手方、⑥参加者、⑦結果・成果⑧広報誌発行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

令和3年11月

令和4年度当初予算
編成に対する申入書

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

令和3年11月11日

兵庫県知事 齋藤元彦様

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

幹事長 伊藤勝正

政務調査会長 島山清史

令和4年度当初予算編成に対する申入書

新型コロナウイルス感染症の感染対策では、いまだ多くの制約があるものの、感染者数が大幅に減少するなど、収束の兆しが見られています。大幅に出足が遅れたワクチン接種も国内のワクチン接種完了者が7割を超えるなど、ようやく地道な取組の成果があらわれはじめつつあります。私たちは今までの教訓を生かし、新たな感染症への備えを十分に固めるとともに、今後の感染状況を注視し、改善・悪化それぞれの状況に応じた対応が求められるという難しい局面を迎えています。

今回の感染症は私たちの生活や暮らしを一変させた一方で、リモートワークや地方移住、仕事と生活の両立の充実等への関心が高まるなど、私たちの意識や行動、経済社会に大きな変化ももたらしています。今後はDX（デジタル・トランスフォーメーション）などの技術を活用し、新しい働き方や生活様式を創造することにより、本社機能の移転などで東京一極集中を是正し、地方分権を推進するとともに、大阪万博といったビッグイベントなどを地域創生の実現を加速させる機会と捉え、ポストコロナ時代をリードする新たな社会のあり方を広く世界に示していかなければなりません。

国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は、地球温暖化防止に向けた脱炭素社会の構築など人類共通の課題に対して、すべての関係者が全力で取組まなければ、これ以上豊かな世界の維持・発展が望めないという危機感から生まれており、こうした危機感を県民や企業・団体と共有するとともに「誰一人取り残さない」という基本理念のもと、県政の課題解決等のツールとして有効であることから、自治体行政のパラダイムシフトのための課題発掘、地方創生の突破口を提供するものとして、本格的な取り組みを推進していく必要があります。

兵庫はかねてより五国という多様な地域が、バランスを保ち発展してきた背景

を持つ県であり、阪神・淡路大震災などの困難を互いに支え合いながら乗り越えてきた歴史を持つことから、県民生活に直結する事業の水準を低下させることなく、それぞれ地域の強みを活かしながら、事業の再構築を粘り強く推し進めていきたいと思えます。希望と活力あふれる兵庫県を目指し、本政策提言で我々議員団の意図するところを十分に斟酌いただき、各種事業に着実に反映されますよう強く求めるものであります。

● 新型コロナウイルス感染症に関する最重点要望事項

1 疾病予防管理センター（CDC）の創設

新たなウイルスに備え、災害と同様に事前の準備で被害を軽減し、政令市・中核市の保健所も含めた県内保健所の一体的な連携体制を構築するため、疾病予防管理センター（CDC）を創設すること。

2 新型コロナの影響を踏まえた財政運営と事業の見直し

来年度予算編成にあたり事業の見直しを進める際には、新型コロナウイルス感染症対策にかかる予算は十分確保するとともに、県民生活に直結する事業についてはその水準を低下させないように県単独事業の削減等を行わないこと。また、その見直しの内容については県民の十分な理解を得るとともに、県議会との合意形成を丁寧に行うこと。

3 緊急時に対応できる医療体制の構築

新型コロナ等、新たな感染症の急激な感染拡大に機動的に対応できるよう、病床や看護師などの医療人材を恒常的に確保すること。

4 新型コロナで影響を受けた農水畜産物の需要拡大

新型コロナで業務用需要が著しく影響を受けた県内の水産品、ブランド和牛、酒米の山田錦などの需要喚起策や学校給食への提供拡大、新商品開発などを推進し、県産農水畜産物の消費拡大に努めること。

5 ポストコロナ時代の自立分散型社会を目指す地域創生戦略の見直し

コロナ禍により、リモートワークやワーケーション等の経験を経て、地方移住、副業・兼業、ワークライフバランスの充実等への関心が高まるなど国民の意識・行動に大きな変化が生じている。東京一極集中を是正し地方分散型社会の実現に向け、この変化を的確に捉え、デジタル環境整備を早急に進めるとともに、教育・医療・商業等がつながり合うスマートシティ構築を推進する等、ポストコロナ時代の自立分散型の多極的な社会を目指し、従来の

地域創生戦略について適切かつ大胆に見直しを図ること。

6 離職者の再就職の促進

コロナ禍により影響を受けた離職者の再就職を促進するため、職業訓練や資格取得に向けた様々な支援を講じること。

7 コロナ禍で増大した生活困窮者への相談支援体制の強化

長引くコロナ禍で深刻な生活困窮に陥る人が増大しているため、福祉事務所や社会福祉協議会などでの貸付や相談支援業務を行う窓口の体制を強化すること。

8 観光振興の推進

コロナ禍の収束状況を見定め、深刻な打撃を受けた観光関連産業への大胆な支援策により観光需要喚起に努めること。さらに、長期滞在型観光やリピーター観光客確保、県特産品消費など地域交流と観光がマッチングする質重視の観光への展開を推進すること。

9 県民の兵庫県内の旅行を促進する取組

コロナ禍の収束までは、マイクロツーリズムといった県民の県内旅行を促進する取組を更に強化すること。

● 最重点要望事項

1 高齢者への補聴器購入費用の助成について

全国で難聴を自覚する人は2,000万人以上で、70歳以上の約半数が難聴になり、難聴と認知症は関連性があるといわれている。高齢者の補聴器の積極的な装用により、コミュニケーションでの問題を軽減し、社会との関わりを促進することにより、高齢者の生活の質が向上し、認知機能の低下を遅らせる可能性があることから、認知症予防の観点からも、高齢者への補聴器購入費用の助成を検討すること。

2 地域包括型の産後ケア事業所の立ち上げ支援

核家族化が進展し、近年ますます家族や社会のつながりが希薄化してきているなかで、産後の母子を支える産後ケアの重要性は高まっている。また、働く女性も増えており、そうした女性を支えるためにも、ライフスタイルに寄り添ったサービスを提供する訪問型やショートステイなどの産後ケアサービスを求める声は大きい。しかし、現在、こうしたサービスを提供する事業所は少ない。高齢者で展開されている小規模多機能型居宅介護のような「訪問」「デイサービス」「ショートステイ」などのサービスを助産師等が一体で提供する事業所が、身近な地域に増えることは子育て支援や女性の社会進出にもつながると考える。そのために、事業所の立ち上げ支援のための補助制度を整備すること。

3 子宮頸がんワクチン（HPV）の勧奨再開に向けた対応

「マザーキラー」の異名を持つ、子宮頸がんは毎年1万人以上が罹患し、年間約2,800人の命を奪う死亡率の高いがんであり、20年前から増加に転じているが、ワクチン接種により防げるがんであるため、今後、国のHPVワクチン勧奨再開に合わせ、接種再開がスムーズに行えるよう、普及啓発等を行うこと。また、副反応をめぐる報道でワクチンの接種機会を逃してしまった世代への救済方法を検討すること。

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

団 警察常任委員会委員長	松田一成	神戸市兵庫区選出
副 建設常任委員会委員長	岸本かずなお	加古川市選出
幹 総務常任委員会委員長	伊藤勝正	明石市選出
副 産業労働常任委員会委員長	越田浩矢	神戸市長田区選出
政 務調査会 健康福祉常任委員会委員長	島山清史	神戸市須磨区選出
政 務調査副会長 警察常任委員会委員長	天野文夫	姫路市選出
総務常任委員会委員長	しの木和良	川西市及び川辺郡選出
文教常任委員会委員長	谷井いさお	尼崎市選出
産業労働常任委員会委員長	あしだ賀津美	神戸市北区選出
農政環境常任委員会委員長	坪井謙治	伊丹市選出
文教常任委員会副委員長	竹尾ともえ	西宮市選出
健康福祉常任委員会副委員長	小泉弘喜	尼崎市選出

重点要望事項 目次

I	企画県民部	1
1	防災・減災対策の強化	1
2	持続可能な県政の推進	2
3	私学教育の充実	6
4	安全・安心の地域づくり	7
5	選挙権行使の利便性確保	8
6	土砂災害特別警戒区域に係る固定資産税減免等	8
7	企画県民部其他要望事項	8
II	健康福祉部	9
1	地域医療の充実	9
2	介護・福祉の充実	13
3	子育て支援の強化	18
4	障がい児・者への支援強化	20
5	その他	24
6	健康福祉部其他要望事項	25
III	産業労働部	26
1	多様な人材が活躍できる社会づくり	26
2	働き方改革の推進	26
3	女性が輝く社会づくり	27
4	若者の活躍を促す環境づくり	28
5	視覚障がい者の雇用・就業・定着の推進	30
6	観光立県の推進	30
7	中小企業の振興	31
8	未来を拓く基盤づくり	33
9	産業労働部其他要望事項	35
IV	農政環境部	35
1	農林水産業の振興	35
2	持続可能な環境の構築	40
3	農政環境部其他要望事項	41
V	県土整備部	42
1	命を守るインフラ整備の推進	42
2	公共交通・バリアフリーの充実	45
3	道路交通網の整備	46
4	関西3空港・神戸港の発展	47
5	県内建設業者・運輸事業者の振興	48
6	通学路対策の推進	49
7	急傾斜地崩壊対策事業の受益戸数等の採択要件の緩和	49
8	県土整備部其他要望事項	49
VI	企業庁	51
1	企業庁要望事項	51
VII	病院局	52
1	がん対策の推進	52
2	障がい者への支援強化	52
3	新型コロナウイルス感染症など感染症対策	52
4	病院局其他要望事項	53
VIII	教育委員会	53
1	教育の充実	53
2	通学路対策の推進	59
3	スポーツ立県ひょうごの推進	59
4	教育委員会其他要望事項	60
IX	警察本部	60
1	安全・安心の地域づくり	60
2	警察本部其他要望事項	64

重点要望事項

I 企画県民部

1 防災・減災対策の強化

(1) 大規模災害の対策

① 被災者生活再建支援制度の充実

被災者生活再建支援制度で適用対象とならない被災者(損害割合30%未満)に対する県独自の支援制度の更なる拡充を図ること。また、都道府県の拠出に対する財政支援など、引き続き、制度の見直しを国へ求めること。

② バックアップ構造の構築

首都圏大規模災害に備え、関西広域連合とも連携し、防災庁(省)の設置等を含め、国土の双眼構造への転換を図り、関西における首都機能のバックアップ構造の構築を国へ粘り強く求めること。

③ 県民や地域コミュニティの防災力向上

阪神・淡路大震災の経験と教訓の継承・発信にとどまるのではなく、防災先進県として県民や地域コミュニティの防災意識や知識、災害への具体的な備え、避難等の防災レベルの向上に向け、県民運動として取り組む具体的な内容をわかりやすくまとめ、成果指標等の目標を設定して様々な取組みを支援し、その結果を県民意識調査や指標の達成度等によりトレースし、県民や地域コミュニティの防災力の向上に、市町と連携し積極的に取り組むこと。

④ 地域防災力強化に向けた人材育成の強化及び環境整備

担い手確保が困難になりつつある消防団については、職域団体の活用や女性の登用など団員確保に向けた啓発支援を行うほか、防災リーダー等地域防災コミュニティ活動のリーダーとなる人材の育成を強化するとともに、地域防災力を強化するために活躍できるような環境整備を進めること。また、地域特性等に応じ、必要な機材等の配備に対する支援を行うこと。

⑤ 避難体制の整備

道の駅などの交流拠点を身近な防災・避難拠点としての活用を推進するとともに、避難所において、自主防災組織による運営を検討するなど、地域ニーズに合った運営を目指すこと。また、大規模災害発生時に感染症にも対応できる空調設備やプライバシー空間の確保のためのパーテーション、簡易ベッドの他、マスクや消毒液など必要な物品をプッシュ型で配備できる備蓄整備をさらに進めること。

また、「ひょうご防災減災推進条例」に基づき、避難行動要支援者支援につ

いて市町との連携をより一層強化するとともに、福祉避難所の充実や帰宅困難者に対する一時避難所の確保、津波避難場所としての高速道路や駅舎の活用等、災害発生時における市町を跨る避難対応についてさらに協議を進めること。

⑥ 災害時の情報共有機器設備の整備

地上放送デジタル化において難視聴地域では、国の地域情報通信基盤整備推進交付金等を活用し整備されたケーブルテレビ設備が使用されており、災害時の情報共有手段としても使われてきた。整備から10年を経過し耐用年数が経過する設備の更新など再整備について国に要望すること。

⑦ 兵庫県災害派遣福祉チーム(兵庫県DWA T)の組織化と活動促進

一般避難所へ避難する高齢者や障がい者などの災害時要援護者福祉ニーズに的確に対応し、状態の重症化や災害関連死など二次被害の防止を図る兵庫県DWA Tを早期に組織化するとともに、研修や訓練体制も整備すること。

(2) 地域の特性に合わせた防災計画の策定の推進

① 県地域防災計画

直近の新しいパターンの災害事例や新型コロナウイルス感染症対策等から得られた知見をもとに防災計画の見直しを適宜実施すること。加えて、災害時医療支援に有効とされる災害時多目的船による海上ルートからの災害支援について、常に隣接府県との課題の協議・共有を図ること。

② 南海トラフ地震臨時情報の対応

「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の防災対応について、「臨時情報」への住民の認知度や理解度が低く、住民避難等に支障が生じる恐れがあるため、全県民への周知方策を検討すること。

(3) 大規模災害被災地への支援

県外で発生した災害時に派遣される「ひょうご災害緊急支援隊」について、本県の災害対応のノウハウを活かし、被災地の現地ニーズに応じた専門家や技術者の人材支援を率先して行うとともに、派遣する職員に対して心のケアを含めたサポートをしっかり行うこと。

さらに、必要に応じて、避難者を受け入れるとともに、避難者の実態を踏まえた居住、就学支援や情報提供など環境整備の充実を図ること。

2 持続可能な県政の推進

(1) SDGsを県政の基軸に据えた取組の推進

SDGsは、人類共通の課題に対して、すべての関係者、ステークホルダーが全力で取組まなければこれ以上豊かな世界の維持・発展が望めないという危

機感から生まれた。こうした危機感を県民や企業・団体と共有するとともに、「誰一人取り残さない」という基本理念のもと、少子高齢化、人口減少など県政の課題解決等のツールとして有効であり、自治体行政のパラダイムシフトのための課題発掘、地方創生の突破口を提供するものとして、他府県でもSDGsを基軸に据える取り組みが広がってきていることから、本格的な取り組みを推進すること。

(2) 新型コロナの影響を踏まえた財政運営と事業の見直し

【新型コロナ最重点要望事項】

来年度予算編成にあたり事業の見直しを進める際には、新型コロナウイルス感染症対策にかかる予算は十分確保するとともに、県民生活に直結する事業についてはその水準を低下させないように県単独事業の削減等を行わないこと。また、その見直しの内容については県民の十分な理解を得るとともに、県議会との合意形成を丁寧に行うこと。

(3) 効率的な業務の推進

① 県行政のデジタル化の推進による新しい行政の確立

県行政全般におけるDX(デジタル・トランスフォーメーション)について、県行政のデジタル化推進に留まらず、業務や組織、風土等を変革し、時代変化や社会のニーズに対応した新しい行政の確立を目指し、県民の利便性向上と県行政の効率化、革新に取り組むため、人員体制を先進都市並みに強化すること。

② 県民利便性向上のためのオンライン申請の導入促進

県への申請業務について可能な限りオンラインによる申請とするとともに、全ての申請において代理申請を認めること。また、県内市町における行政手続きのオンライン化を進めるため、現行の「兵庫県電子申請共同運営システム(e-ひょうご)」を再構築し、参加市町の拡大とともに、県民にとって使い勝手の良い広域的な電子申請基盤の充実を図ること。

また、行政手続きのデジタル化に対応するためにも許認可等の申請における代理等の申請件数等の状況について、調査し関係機関に開示するとともに、許認可等の申請においては代理欄を設けること。更に、申請事務の効率化を図るため全ての申請事務をデジタル化するとともにインターネット申請を可能とすること。

③ ICTを活用した行政の効率化の推進

AIやRPA、IoT、5G等を活用し、行政業務の効率化を全庁的に進めるとともに、テレワークやオンライン会議をフル活用できる業務体制への移行を図ること。また、市町においても同様にICTを活用した業務効率化が進むよう助言や支援を行うこと。特に県庁再整備に合わせ更に効率的な業務推進が可能となるよう、ハード、ソフト両面のICT環境の整備を行うこと。

④ 県民のICT利用促進にむけた支援

生涯学習等の場においてICTスキルの習得機会を提供するとともに、スマホやタブレット、パソコン等のインターネットの利用環境の普及促進を図るための支援策を講じること。

(4) 地域創生の推進

① ポストコロナ時代の自立分散型社会を目指す地域創生戦略の見直し

【新型コロナ最重点要望事項】

コロナ禍により、リモートワークやワーケーション等の経験を経て、地方移住、副業・兼業、ワークライフバランスの充実等への関心が高まるなど国民の意識・行動に大きな変化が生じている。東京一極集中を是正し地方分散型社会の実現に向け、この変化を的確に捉え、デジタル環境整備を早急に進めるとともに、教育・医療・商業等がつながり合うスマートシティ構築を推進する等、ポストコロナ時代の自立分散型の多極的な社会を目指し、従来の地域創生戦略について適切かつ大胆に見直しを図ること。

② 東京圏からの転入増に向けた国への働きかけ

地方に定住意欲を持つ若者を育成するためにも、国関係機関の地方移転(特に防災庁を新設し兵庫県に設置)や法人税の地方軽減、本社機能の移転、地方国立大学の定員増、地方企業へ就職した場合の奨学金免除等分散型社会構築に向けて兵庫県独自の取組を模索、実施するとともに、国にも強く働きかけること。

③ UJIターンの促進

コロナ禍により、地方への移住が注目されており、移住検討者のニーズを正確に把握した上で、適切な対応により本県へのUJIターンを促進すること。また、これまでのUJIターン促進に係る施策の検証を行うとともに、県内企業のネット動画配信やオンライン面接等に伴う通信環境整備や、市町のワーケーション誘致施策などへの支援といった新たな施策を推進すること。

④ 地域おこし協力隊等の推進

都市地域から過疎地域等へ移住し地域協力活動を行う「地域おこし協力隊」事業の取組や、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる都市農村共生・対流総合対策事業を活用した取組を積極的に推進すること。

⑤ 交流人口及び関係人口増の取組

都市農村共生・対流総合対策事業を活用し、市町単位や小中高の学校間等で定期的に交流できるような仕掛けや二地域居住の魅力を広く理解してもらうためのモデルケースを紹介するなどにより、県内における交流人口増に取り組むこと。

⑥ 芸術文化観光専門職大学による地域活性化

芸術文化観光専門職大学を活用して但馬地域の活性化の取組を推進するこ

と。

- ⑦ ふるさと納税ワンストップ特例制度に係る市町への支援
ふるさと納税ワンストップ特例制度によって生じる地方税減収額について、全額国費で補てんするよう国に要望すること。
- ⑧ ひょうご地域創生交付金制度の継続
市町が継続して地域創生の取組を実施できるよう、ひょうご地域創生交付金制度を継続すること。
- ⑨ 県民局統合での利便性の確保
阪神南県民センターと阪神北県民局統合に伴い、県民の利便性を維持するため、阪神南地域に分室を設置すること。

(5) 地域を支える取組の充実、支援

- ① 連携中枢都市圏・地域活性化に取り組む地域への支援
高度医療提供体制や6次産業化の支援、子育て支援、さらには地域交通の確保など、圏域全体の住民の暮らしを支えることが期待される連携中枢都市圏や中心市を核とした活性化を進める地域について、県として必要な助言を行うなど、積極的に連携し支援すること。
- ② 地域資源を活用した地域創生事業の支援強化
日本農業遺産認定を目指す「丹波黒」、世界遺産登録を目指す「鳴門の渦潮」など、県下各地の地域資源を活かした地域活性化の取組や要望に対し、県としても市町や活動団体と連携し、財政面での支援等を積極的に行うとともに、これらの地域資源の広報を積極的に行うこと。

(6) 兵庫の玄関口・神戸の活性化

- ① 三宮駅周辺の整備開発の支援
JR、阪急の三宮駅ビルの建替、駅前広場の整備、神戸市の関連施設の再整備等三宮の再整備推進に当たっては、兵庫県そして国際都市神戸の玄関口としてふさわしい高い機能性や利便性を有し、災害に強く環境に配慮した魅力あふれる開発となるよう、事業者、神戸市と連携し、スピード感を持って整備が進むように支援を行うこと。
特に、兵庫県として兵庫らしさが反映できるように、公共スペース等への県産木材を利用した大規模木質化や、県内の特産品を新たな視点でアピールし、売込めるようなスペースの確保等、ハード、ソフト両面において兵庫県として積極的に提案すること。
- ② 県庁舎等再整備
県庁舎及び周辺地域の再整備については、三宮再整備と連携して神戸都心エリア全体の活性化につなげるとともに、県産木材の使用や発注方法の工夫による経済効果の波及等に努めること。なお、県の財政状況が依然として厳しく、

新型コロナウイルス感染症の県財政への影響が甚大であることを踏まえ、不要土地の売却による財源の確保や事業費の抑制などについて慎重に検討して県財政への影響を最小限に抑えること。また、現状の県庁舎が耐震基準を満たしておらず、南海トラフ巨大地震発生時に司令塔として機能できない可能性が高いことや、民間施設の誘致による新たな賑わいの創出等が県民の利益にも資する事業であること等を、県民に丁寧に周知し、理解を求めること。

- ③ 兵庫津ミュージアムの整備
兵庫津ミュージアムの整備にあたっては、「兵庫五国の歴史の再発見ができる拠点施設」として魅力あるものとし、投資に見合う集客を図ることができるような仕掛けやプロモーションを行い、兵庫県の新たな名所となるような施設にすること。また、神戸市と連携し、周辺整備にも積極的に取り組むこと。
- ④ 新長田合同庁舎を核とした地域活性化
新長田合同庁舎を核に、周辺地域や商店街等の活性化に向けた効果がより発揮されるよう、地元や神戸市と連携した活性化施策を実施し、その効果検証をしながら活性化施策の実効性の向上に取り組むこと。

3 私学教育の充実

(1) 私立高校授業料の実質無償化の更なる拡充

令和2年度から年収590万円未満世帯の私立高校授業料の実質無償化が国において実現した。本県では更に、全国の私立高校授業料平均額と兵庫県の私立高校授業料の平均額の差額12,000円を埋めるとともに、年収590万円以上730万円未満世帯には国の就学支援金11万8,800円に10万円を上乗せ、年収730万円以上910万円未満世帯には5万円を上乗せする支援を行っているが、年収590万円以上の世帯が更なる授業料軽減の恩恵を受けられるよう支援制度の拡充を図ること。

(2) 外国人学校振興費補助制度の見直し

外国人学校振興費補助の「教育充実分」の補助について、教員の3分の2以上が日本の教員免許を所有することという追加要件を課したことにより、朝鮮学校への補助が従来と比べ減額されている点について、制度の見直しを行い、減額をやめること。

(3) 私学教育への支援

兵庫県の公教育の一翼を担う私学に対し、生徒数の大幅な減少により多くの学校が赤字となっている学校経営の健全化や、ICT教育環境の整備、令和元年の消費増税分を授業料転嫁ができていないこと、耐震化や環境・省エネルギー

一に対応した施設整備等のため、経常費補助の大幅な拡充を図ること。

また、「ひょうご未来の高校教育あり方検討委員会」の報告を踏まえ来年度より実施予定の県立高校改革においては、私立高校に対する影響について十分配慮し、複数志願選抜の入試制度の見直しや、県立と私学の生徒比率の適正化に配慮した定員設定等、兵庫県が多様な高校教育の実現に向けた改革とすること。

(4) 私立専修学校への支援

社会の変化に即応した実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う教育機関として重要な役割を果たしており、県として積極的にその振興に取り組むとともに、専修学校専門課程への経常経費補助の増額、専修学校高等課程への財政的な支援を拡充すること。

4 安全・安心の地域づくり

(1) 高齢者が安心して暮らせる地域社会

高齢者を特殊詐欺被害から守るために、これまで、事前警告機能付通話録音装置等を名簿搭載者リストに基づいて無償提供するなどし設置を進めてきたが、その効果を検証し無料設置台数の拡充に努めるほか、高齢者等への特殊詐欺被害に関する講習会等において通話録音装置等の効果を説明するとともに、希望者への機器配布や購入を推奨するなど普及啓発を行い、特殊詐欺撲滅強化に取り組むこと。

(2) 地域の防犯対策の強化

① 「ひょうご地域安全SOSキャッチ事業」の普及促進と活用

地域に潜む犯罪の兆候を早期につかみ、防犯力向上につなげていく「ひょうご地域安全SOSキャッチ事業」の普及啓発を促進するとともに、受信結果や地域特性、相談者の特性等を分析し、効果的な広報や犯罪抑止を図ること。

② 防犯カメラ設置の推進

犯罪の抑止と捜査力向上が期待される防犯カメラの設置を推進するために、防犯カメラ設置補助事業の補助上限額と設置件数を引き上げること。また、通学路の安全確保の観点から、必要な場所への防犯カメラの設置を市町と連携して更に推進すること。

(3) 外国人材の受け入れ環境づくり

① 外国人材の受け入れ環境・支援体制整備

外国人材が今後増加することが予測されるなかで、県内企業、団体、地域コミュ

ニティ等が外国人材を円滑に受け入れる環境づくりが急務である。具体的には、多様な国の外国人材が安心して働き暮らせるための日本語教室の整備や、買い物、病院など日常生活に対する支援体制などの環境整備を早期に進めること。また、民間や各団体へ支援を呼びかけ社会全体で支援可能な体制を構築すること。

② 兵庫県職員（一般事務職）の受験資格からの国籍条項の撤廃

一般事務職の受験資格について、全国では11府県において、兵庫県では全ての市町において国籍条項が撤廃されているにもかかわらず、兵庫県のみが国籍条項により制限している状況について、一刻も早く撤廃し改善を行うこと。

(4) 犯罪被害者等の支援の充実

犯罪被害者等の支援を充実するため、犯罪被害者等の支援の基本理念及び基本的施策を明確化し、犯罪被害者支援等に特化した条例を制定して、犯罪被害者等の権利と尊厳を守る旨を宣言すること。

5 選挙権行使の利便性確保

長期にわたり洋上で就労している船員について、棄権を防止するために選挙権行使の利便性を確保できるよう、国に要望すること。

また、投票率向上のために期日前投票所の箇所数を大幅に拡充するよう、市町への財政支援を国に要望すること。

6 土砂災害特別警戒区域に係る固定資産税減免等

土砂災害特別警戒区域(R区域)に指定された地区の実情に応じた固定資産税減免や適正な固定資産評価が行われるよう、市町へ助言すること。

7 企画県民部その他要望事項

- (1) ひょうご出会いサポートセンター事業における、登録者数の増加や成婚率の向上に向けた取組を強化すること
- (2) 長期にわたり洋上で就労している船員の住民税減免措置について、先進事例を参考に検討すること
- (3) 地域特性に応じた地域創生の取組を強化できるよう、ひょうご地域創生交付金にかかる県予算額を拡充するとともに制度を継続実施すること
- (4) OSSシステムを活用した、自動車税・自動車取得税のダイレクト方式納付の推進
- (5) 電気工事免状交付業務のアウトソーシングの推進
- (6) 播磨科学公園都市への政府関係機関等の移転推進

- (7) 「幼児教育・保育の無償化」について、各種学校の朝鮮学校やインターナショナルスクール、中華同文学校、ブラジル人学校などの外国人学校幼稚園が対象外となっているため、国に対象とするよう要望すること
- (8) 兵庫県施設の庁舎管理業務について、建築保全業務労務単価等を活用するなどにより、最低制限価格の引き上げを行うこと。

II 健康福祉部

1 地域医療の充実

(1) 新型コロナウイルス感染症等の新しい感染症への対応

- ① 疾病予防管理センター（CDC）の創設【新型コロナ最重点要望事項】
新たなウイルスに備え、災害と同様に事前の準備で被害を軽減し、政令市・中核市の保健所も含めた県内保健所の一体的な連携体制を構築するため、疾病予防管理センター（CDC）を創設すること。
- ② 緊急時に対応できる医療体制の構築【新型コロナ最重点要望事項】
新型コロナ等、新たな感染症の急激な感染拡大に機動的に対応できるよう、病床や看護師などの医療人材を恒常的に確保すること。

(2) 医師・看護師等の確保対策等の推進

- ① 医師確保対策
県内医師の地域偏在・診療科偏在の解消に向け、医師確保数の目標・対策を含む「医師確保計画」を基軸に、県養成医師枠や医学部定員の「地域枠」の増加、継続等医師確保に向けた取組を強化するとともに、「地域医療活性化センター」を活用した教育・研修機能による医師の資質向上、女性医師の働きやすい環境の整備や再就業を促す取組により、実効的な医師確保を進めること。
また、県内の医師不足が切実な課題の市町に対して、診療科ごとの医師確保、派遣の見込み等を示し、計画的に医療体制の維持を図れるようにすること。
- ② 産科医の確保と周産期医療の充実
誰もが安心して住んでいる地域で子どもを生み育てられるよう、地域医療機関においても産婦人科医及び助産師の確保・資質向上、ハイリスク妊婦及び新生児に対応できる高度専門的な周産期医療の充実を図ること。特に、西播磨地域、丹波地域、淡路地域の出産受入れ医療機関については、各市町において小児・産科医などの医師確保は困難であり、県として更なる支援強化を行うこと。
- ③ 看護師確保対策
看護師の不足及び地域偏在を解消するために、卒後臨床研修制度による指導

体制整備、短時間勤務導入及び院内保育等の就労環境整備等への支援を行うほか、処遇改善による看護師の離職防止・定着促進を図るとともに、潜在看護師を活用するため、復職相談体制の充実を図ること。また、訪問看護にあたる看護師のニーズを充足するほか、少子高齢化という労働人口変化に応じた夜勤体制の安定確保並びに地域性や重症度による医療・看護の必要性に対応するために、看護師の資質向上や研修の充実等の取組を強化すること。

④ 歯科技工士の養成・確保策

県内に養成学校がなく、県内の歯科技工士の約6割が50歳代と高齢化が進んでおり今後急速に歯科技工士がいなくなると見込まれる中、奨学金制度創設等歯科技工士の養成・確保に向けた具体的な対策を早急に講じること。

(3) 小児救急医療対策の推進

小児科医以外の医師や看護師等の救急医療関係者に対する小児救急医療研修を推進するとともに、県内2か所ある小児集中治療室（PICU）の拡充と専門医療チームの強化・拡充を図り、小児救急医療体制の充実に取り組むこと。

(4) がん対策の推進

- ① がん対策推進計画の策定について
本県のがん対策推進計画の策定について、取組と結果、成果の因果関係を明確にするロジックモデルの採用を検討するとともに、中間評価が可能な計画を検討すること。
- ② がんの早期発見対策の強化
全国平均を大きく下回る本県の各部位のがん検診受診率について、性別や県内各地の地域性等を考慮した実効性の高い対策を行い、受診率を向上させ全国平均値を早急に超えることができるよう予防の取組を強化すること。
- ③ 女性特有のがん対策の推進
乳がん及び子宮頸がん検診の無料化を継続するよう、国に求めること。
乳がん検診については、高濃度乳腺が日本人女性に多いと指摘されている中、検診結果の詳細を本人に伝えるとともに、県内市町のがん検診の精度管理や事業評価、科学的根拠に基づく検診が実施されるよう、引き続き市町を支援すること。また、ピンクリボン月間（10月）などを活用し受診率向上に取り組むこと。加えて、マンモグラフィ読影医及び女性の撮影技師の養成を図ること。
- ④ 子宮頸がんワクチン（HPV）の勧奨再開に向けた対応【最重点要望事項】
「マザーキラー」の異名を持つ、子宮頸がんは毎年1万人以上が罹患し、年間約2800人の命を奪う死亡率の高いがんであり、20年前から増加に転じているが、ワクチン接種により防げるがんであるため、今後、国のHPVワクチン勧奨再開に合わせ、接種再開がスムーズに行えるよう、普及啓発等を行うこと。また、副反応をめぐる報道でワクチンの接種機会を逃してしまった世代への救

済方法を検討すること。

⑤ 乳がんの検診体制の充実について

乳がんは、日本人女性のおよそ9人に1人が罹患するが、早期に発見し治療を行えば約90%が治ると言われており、早期発見のための検診受診率の向上が課題となっているため、被爆や高濃度乳腺の課題をクリアし、高い乳がん検出感度が示されているマイクロ波マンモグラフィについて、治験の結果等を踏まえ、県立病院への早期導入などでの検診体制の充実により、機器の普及促進を図ること。

⑥ がん教育の強化

がん予防に結び付く食生活、運動、休養、飲酒等の生活習慣の改善に関する知識、がんの原因となる感染症等に関する知識について小中高を通じて体系的に学ぶ機会を確保すること。また、成人に対するがん教育についても有効な機会や手法を検討して実施すること。

⑦ がん患者が安心して暮らせる社会の構築

がん患者が、就労や学校などの日常生活を続けながら安心して暮らせることができるよう、支援制度や相談体制の充実に取り組むこと。

(5) 疾病対策の推進

① 慢性腎臓病対策の強化

要再診者の受診を促進し、重症化ハイリスク者対策や保健指導を充実させること。また、献腎移植の意思を無駄にすることなく、移植を待ち望んでいる患者につなげるシステムを構築すること。

② アレルギー性疾患対策の推進

アレルギー性疾患医療体制や県立病院のアレルギー外来の充実など、アレルギー性疾患対策の総合的取組を推進すること。特に、国や県・市町、学校等の責務を明確にした「アレルギー疾患対策基本法」に基づき、学校、幼稚園、保育所、学童保育等への情報提供を徹底するとともに、適切な相談・治療を受けられる体制を整備すること。

③ 性感染症対策の推進

性感染症予防に対する学校教育や危険回避への意識付けを行うほか、夜間・休日検査の拡充など、エイズ・性感染症対策を総合的に推進すること。

④ 全新生児への聴覚スクリーニング検査の実施

全ての新生児に対する聴覚スクリーニング検査が実施できるよう、県独自の補助制度を創設すること。

⑤ 肝炎対策の推進

肝がん・重度肝硬変患者への入院医療費助成制度や、肝臓病の身体障害者手帳認定基準の緩和について周知徹底を図るとともに、日本肝炎デー(7/28)を活用したウイルス検診キャンペーン、がん検診受診率等向上推進協定企業や健

康保険組合などを通じた企業への推進や周知を行うなど、啓発活動を強化し、肝炎ウイルス検査の受診促進を図ること。また、分子標的薬による通院治療助成制度の追加について関係機関並びに患者・家族への広報を拡充するとともに、肝炎コーディネーター同士がSNSなどを活用して、最新情報や事例を共有できる体制を構築すること。更に、コロナ禍であってもオンライン会議などを活用し、定期的に協議会を開催すること。

⑥ 鍼灸治療の効果検証

鍼灸治療は多くの県民が治療しているため、治療の効果について調査・研究を行うことを国に要望すること。

⑦ 脳脊髄液減少症治療体制の強化と患者支援の推進

脳脊髄液減少症に関する研修会を、医学界を含め各関係機関等と連携し開催すること。また、脳脊髄液減少症について相談窓口の開設及び小児の患者救済の対策を検討すること。

加えて、小児の脳脊髄液減少症並びに周辺病態の診断基準を定め、早期に保険適用が可能となるよう、国に要望すること。

(6) 難病対策の推進

① 患者・家族への支援強化

難病患者への医療費助成や団体・家族に対する支援などにおいて、当事者が困っていること等ニーズをしっかりとくみ取った上で、難病対策の充実に取り組むこと。また、受給者証の継続更新については、郵送等による手続きの簡素化を図ること。更に、特別児童扶養手当の審査について、認定医に先天性疾患の専門医を増やし、適切な審査が行える体制を整備すること。

② リウマチ患者支援の推進

健康診断でのリウマチ疾患の発見と早期治療の啓発に努めること。また、生物学的製剤治療を行うリウマチ患者に対する高額療養費の見直しなど財政的支援を国へ求めるとともに、県としての支援策を検討すること。

(7) こころのケア施策の推進

① 音楽療法の普及・定着

音楽療法の普及・定着を目指して、音楽療法定着促進事業を継続するとともに、兵庫県音楽療法士会と連携を図り、取組を強化すること。

② 自殺防止対策

自殺者数のより一層の低減を図るため、自殺未遂を繰り返す等のハイリスク要因を抱える方の実態調査を行うとともに、救急医療機関と福祉、警察と本人の同意がなくても緊密な連携が取れるような体制を構築すること。また、こころの健康保持対策を進めるとともに、SNSを活用した相談体制を強化する等カウンセリングの充実や、遺族へのケアなど自殺防止へ向けた総合的な対策を

推進すること。

2 介護・福祉の充実

(1) 介護人材の確保・定着・育成に向けた助成・補助制度の創設

① 訪問介護員など介護人材の確保の推進

訪問介護員の人材不足が深刻な中、在宅介護者の重度化や看取り対応など、訪問介護の専門性が求められており、こうした現状に鑑み、介護職員初任者研修の受講促進に向けた受講料助成や研修体制の整備・充実のための事業所内代替要員確保に向けた補助制度等、訪問介護員の確保・定着・育成に向けた補助制度の拡充を図ること。また、介護人材の確保については、一層の処遇改善等を行い、その推進を図ること。

② ひょうごケア・アシスタント推進事業の拡充

介護現場への参入促進する「ひょうごケア・アシスタント推進事業」の補助制度の拡充や広報・周知を行い介護人材のすそ野を広げること。

③ 介護教育と受け入れ体制の拡充

中学校・高等学校における介護教育の充実や外国人看護人材受け入れ体制の拡充を行うこと。

(2) サービス・住まいの確保

① 在宅医療・介護を支えるサービスの確保

定期巡回随時対応型訪問介護・看護、複合型サービス、小規模多機能型居宅介護サービス、訪問看護など在宅医療、介護を可能とするサービスが全市町で実施できるよう支援すること。

② 介護施設等の整備加速化などによる住まいの確保

来たるべき2025年問題に対応できる体制を構築するため、特別養護老人ホームや老人保健施設、介護療養型施設の介護三施設の整備の加速化など、施設系サービスの基盤整備を進めるとともに、特にサービス付き高齢者向け住宅やグループホームなどの整備促進を図り、生活支援サービスとの組み合わせによる安心の住まいを確保すること。

加えて、国が推進している空き家の活用などによる低所得高齢者のための住宅の提供と家賃補助制度の導入を進めること。

(3) 計画的な老人福祉施設の大規模修繕・改修の推進

老人福祉施設の老朽化に係る増床・改築等の大規模修繕に対する補助制度を創設すること。

(4) 「地域包括ケアシステム」の構築

① 地域包括支援センターの体制強化

高齢者の総合相談の充実、地域支援事業の実施体制の推進など一層の機能強化を図るため、業務量に見合う適正な人員配置や職員の資質向上のための研修の充実といった体制整備及び安定的な運営が確保されるように支援すること。

② 訪問看護師・訪問介護員の安全確保事業の拡充

介護報酬上2人訪問加算が適用できない場合であっても、訪問者の安全を確保する必要があることから、当該事業を実施している。しかし、ほとんど事業者に普及されていないことから、一つの障壁と考えられる事業者の負担を無くすこと。

③ 医療と介護の情報共有

「h-Anshin(阪神)むこねっと」等患者情報共有システムを地域包括支援システムで利用できるよう、介護関係機関での活用を支援すること。またデータヘルスの展開、地域における要支援者の把握、医療と介護間での情報共有等、効果的な支援体制の構築を進める上で、個人情報保護法を踏まえ、関係者による適切な情報の共有が可能となるよう、体制整備を進めること。

(5) 認知症対策の推進

① 認知症対策の大幅な強化

認知症の早期発見に向け、認知症検査受診を促進するための認知症診断助成制度や、認知症患者やその家族の支援策として、賠償責任保険やGPSかけつけサービス等を、「認知症対策ひょうごモデル」として県が主導し市町とも連携して全県に展開すること。更に、高齢者が認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにする効果的な予防手法についての調査・研究を行い、予防事業の充実を図り、認知症対策の大幅な強化を図ること。

② 普及啓発・本人発信の支援

誰もが認知症に対する知識を習得し、認知症の人を優しく見守る社会の実現に向け、相談窓口・広報誌の拡充等により、認知症に関する理解を促進した上で、キャラバンメイト養成の強化、市町と連携した養成講座の開催のさらなる推進に取り組み、より多くの認知症サポーターを養成するとともに、ひょうご認知症サポート店(事業所)を増やす取組を強化すること。

③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

早期発見、早期対応のため、認知症初期集中支援チームの拡充と周知に努めるとともに、医療従事者、介護従事者等の認知症対応力の向上に努めること。また、認知症患者の介護者の負担軽減の推進すること。

④ 認知症バリアフリーの推進等

認知症の人が安心して暮らせるバリアフリーのまちづくりを推進するとと

もに、各関係機関と連携した地域における認知症高齢者の行方不明者減少のための体制や市町域を超えた「認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク」の構築を進めること。

⑤ 若年性認知症の人への支援、社会参加への支援、相談支援拠点の整備

若年性認知症の家族支援の強化、成年後見制度の利用促進を図ること。また、現在、県内に1か所しかない「ひょうご若年性認知症支援センター」を各圏域に整備すること。

⑥ 認知症事故救済制度等の県内市町への展開促進について

認知症の人が事故を起こした際の賠償責任や心理的負担を軽減する、保険制度は神戸市などで導入されており、先進的であり認知症の人や家族にやさしい取り組みであることから、認知症事故救済制度と合わせ、無料相談、診断制度などの取り組みの県内の市町への展開促進を支援すること。

(6) 健康増進の充実

① 健康寿命の延伸

県民の健康増進に取り組むことにより、健康寿命を延ばし元気に老後を過ごすことができる健康長寿社会を実現するため、健康づくり、フレイル予防(栄養・運動・社会参加)に積極的に取り組む高齢者等の増加を目指し、働き盛り世代からの健康づくりとしての健康診断や保健指導の受診促進、効果的な運動プログラムの実施、介護予防対策等を一層充実し推進すること。

② 感染症に対する備えも含めた介護予防対策の推進

新型コロナウイルスなど感染症に対する備えも含めた介護予防対策を推進するため、通いの場への参加者増加のための工夫を行うこと。

③ 「(仮称)オーラルケア条例」の制定

生涯を通じた歯及び口腔の健康づくりを推進し、すべての世代で歯を大切にすることを広げるため、「(仮称)オーラルケア条例」を制定すること。

④ 口腔ケアの普及促進

生涯を通じた歯及び口腔の健康づくりを推進するため8020運動に引き続き取り組むこと。そのなかで、口腔機能の基礎が作られる乳幼児期の歯磨き習慣は重要であり、特に保育現場での歯磨きが十分でないとの調査がある。実態調査を行うとともに、歯科衛生士による歯磨きや食事指導の派遣等を検討すること。高齢者については、自宅療養者及び施設入居者の歯科医による往診治療など、要介護高齢者等に対する口腔ケアの普及を促進するとともに、歯科衛生士を引き続き施設に派遣すること。また、「口腔保健支援センター」に常勤の歯科医師を配置し、口腔保健施策の普及を促進すること。

⑤ 高齢者への補聴器購入費用の助成について【最重要事項】

全国で難聴を自覚する人は2,000万人以上で、70歳以上の約半数が難聴になり、難聴と認知症は関連性があるといわれている。高齢者の補聴器の積極的

な装用により、コミュニケーションでの問題を軽減し、社会との関わりを促進することにより、高齢者の生活の質が向上し、認知機能の低下を遅らせる可能性があることから、認知症予防の観点からも、高齢者への補聴器購入費用の助成を検討すること。

(7) 生活困窮者支援の充実

① 一時生活支援事業の推進

一時生活支援事業を未実施の市に対して、圏域ごとに共同運用する等の調整を図り、全県でのサービス提供の実現、事業の拡充に取り組むとともに、国に対して全額国庫負担を要望すること。

② 自立支援事業の着実な実施

住宅確保給付金の支給、中間的就労等就労支援、家計管理に関する指導等家計相談支援、子どもへの学習支援等、生活困窮者一人一人の自立に必要な自立支援事業を、本人の状態に応じて、切れ目なく継続的に実施できるよう努めるとともに、NPO、民間企業・団体、ボランティアなどの支援活動に対しても支援強化を図ること。

また、生活困窮者自立支援制度の活用などにより、一時生活支援、住居確保支援金などの給付金を推進して、県下全域でサービスの提供を充実させること。また、家計を補うための社会参加(中間的就労支援)の普及や債務、滞納を改善する家計支援と各事業の取り組みとともに実効性のある取り組みを普及すること。

③ 子どもの貧困等への対応

子どもの貧困対策として、既に実施している「子ども食堂」への支援や「地球未来塾」の学習支援を拡充強化するとともに、公民関わらず福祉、教育、労働等の各分野が連携し、子どもの貧困対策を横断的、重層的に推進してその実効性を高める取組を推進すること。

④ 生活困窮者への対応

生活に行き詰り、食料や物資を求める県民が増加しているため、生活困窮世帯への物資提供やフードドライブなどの貧困対策を横断的、包括的に実施すること。

⑤ 生活困窮者の就労の場の提供

感染拡大により時短営業や事業の閉鎖・縮小が相次いでおり、失業者や働いていても生活に困窮するワーキングプアが増加している。生活困窮者に就労の機会を広く提供するとともに、一般就労に向けた就労体験等の認定就労訓練事業を実施する団体を増加させるために、随意契約を活用して、健康福祉部だけでなく他部局とも連携して、就労の場を提供、増加させること。

⑥ コロナ禍で増大した生活困窮者への相談体制の強化

【新型コロナ最重点要望事項】

長引くコロナ禍で深刻な生活困窮に陥る人が増大しているため、福祉事務所や社会福祉協議会などでの貸付や相談支援業務を行う窓口の体制を強化すること。

⑦ リバースモーゲージの導入

老後の生活資金やリフォーム費用などの必要資金の調達を円滑にするため、住宅や土地を担保にして借受人が死亡した場合でも現金一括、または自宅売却による返済が可能なシステムであるリバースモーゲージを参考とした取組を検討すること。

(8) 人権の尊重

① 市町の人権啓発活動に対する支援

「人権に関する県民意識調査」2018年調査結果を踏まえた啓発活動の充実を図ること。また、隣保館の改修においては、市町の計画・要望を踏まえて着実に実施できるよう支援すること。

② 事前登録型本人通知制度の市町への啓発推進

「事前登録型本人通知制度」の普及に向け、登録者数の増加に向けた取組を強化するとともに、被害告知型のみを導入している市町に対して導入を働きかけること。

③ ヘイトスピーチ対策

特定の人種や民族に対して差別や憎しみをあおる言動であるヘイトスピーチについて、いわゆるヘイトスピーチ規制法の趣旨を踏まえたヘイトスピーチによる差別解消を目的とした条例制定の検討や、県職員をはじめ県民に対する人権教育、啓発活動の強化を行い、外国人に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すること。

更に、京都府で策定されたようなヘイトスピーチの恐れがある場合の公的施設の利用を制限するガイドラインの策定、ヘイトスピーチの禁止に向けた実効性ある対策を講じること。

④ インターネット・モニタリング体制の強化

ネット上での誹謗中傷や外国人へのヘイトスピーチ、部落差別等の人権侵害事案の深刻化に対応するため、現在本県で実施されているネットのモニタリング事業を各市町と連携して充実を図り、県や各市町が個別に実施するのではなく、情報共有を図り共同でモニタリング体制を集約化するなどにより強化を図ること。また、インターネットへのヘイトスピーチや悪質な動画等については、県から削除するようプロバイダーへ要請するとともに国に対して人権侵害に対応する法整備を要望すること。

⑤ 部落差別解消推進法に伴う県条例の制定について

国においては部落差別解消推進法が成立し施行されているが、部落差別の実態を正確に把握しつつ、本県としてもより具体的な差別解消に向けた推進方策を講じるための部落差別解消条例を制定すること。

(9) ヤングケアラーに対する支援について

近年、親等の介護等を日常的に担っているヤングケアラーに対する教育面や福祉面に関する課題がうきぼりになっているため、教育委員会等と連携しヤングケアラーの実態把握を早急に図るとともにヤングケアラーに対する適切な支援を推進する相談窓口を創設すること。

3 子育て支援の強化

(1) 子育て環境の整備

① 0～2歳児への保育料補助制度の拡充

県独自の0～2歳児の保育料補助について、補助額の拡充、補助要件の所得額を緩和し、保育料補助制度を維持・拡充すること。また、国に対して無償化対象の拡充について要望すること。

② 保育人材の確保、保育の施設整備

早期の待機児童の解消を図るため、地域の事情に応じた多様な受け皿整備を図るとともに、保育士のスキルアップや処遇改善などの支援に取り組むとともに、潜在保育士の復職を支援すること。

③ 認可外保育施設の質の向上

幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設について、効果的な監査を実施するとともに、巡回支援指導員を活用し、指導監督基準順守の指導や事故防止に向けた助言を行い、認可外保育施設の質の確保に努めること。

④ 妊娠・出産・産後の切れ目のない支援の充実

市町が設置する「子育て世代包括支援センター」体制の充実に向けて取り組みを進めるとともに、産前・産後における不安・負担の解消に向けた切れ目のない支援（育児パッケージ・産前・産後サポート・多胎児支援など）についての先進的な取り組みを研究し、県独自のサポート支援を推進すること。また、公・民の施設を活用した「宿泊型」、「デイケア」サービス、家事・育児サービスを利用できる産後ドゥーラを含む、助産師等の子育ての専門家等を活用した「訪問型」ケアの事業化などの支援の充実を図るとともに、国に対して産後ケア事業や多胎児への財政支援について要望すること。

⑤ 地域包括型の産後ケア事業所の立ち上げ支援【最重点要望事項】

核家族化が進展し、近年ますます家族や社会のつながりが希薄化してきてい

るなかで、産後の母子を支える産後ケアの重要性は高まっている。また、働く女性も増えており、そうした女性を支えるためにも、ライフスタイルに寄り添ったサービスを提供する訪問型やショートステイなどの産後ケアサービスを求める声は大きい。しかし、現在、こうしたサービスを提供する事業所は少ない。高齢者で展開されている小規模多機能型居宅介護のような「訪問」「デイサービス」「ショートステイ」などのサービスを助産師等が一体で提供する事業所が、身近な地域に増えることは子育て支援や女性の社会進出にもつながると考える。そのために、事業所の立ち上げ支援のための補助制度を整備すること。

⑥ 放課後対策の充実

「ひょうご放課後プラン事業」について、定員の拡充や開設時間の延長など地域の実情に沿った運営の充実を図るとともに、支援員の確保策を推進すること。また、現在加算対象外となっている1日6時間未満の開所においても加算が受けられるよう要件改善を図ること。

更に、学校の働き方改革によって、放課後子ども教室が放課後や休日に学校施設を利用する際に支障が出ないよう配慮すること。

(2) 子どもの生活環境の整備

① 児童虐待防止対策の強化

児童虐待防止対策については、こども家庭センターを核として、市町、警察、医療機関など関係機関とのネットワークを一層強化するとともに、児童虐待への社会的関心が高まり相談や通告件数が大幅に増え、こども家庭センターの対応力を上回る状況になっていることから、児童福祉士の人員を拡充するとともに、計画的な採用、人事ローテーション、専門性をより発揮できる役割分担等により、緊急性の高い虐待事案への対応力を強化できるような体制整備を進めること。

また、虐待通告から原則、48時間以内に安全を確認する「48時間ルール」への対応状況を確認しながら、現場の状況把握と改善に取り組むこと。

② 里親制度の充実

里親制度を推進するため、養育里親の育成・支援とともに、普及啓発等の充実を図ること。

(3) 不妊治療の支援拡充

安心安全な周産期母子医療提供体制を整備するなか、不妊治療については、男女双方に対する助成の拡充に努めるとともに、大幅な所得制限の緩和措置を国へ要望すること。

(4) 幼児教育無償化に係る市町負担の軽減

市町の厳しい財政事情、今後の社会保障全般における施策実施の必要性等を

踏まえ、幼児教育無償化に係る国と地方の負担割合を見直し、市町負担を軽減するよう国に要望すること。

4 障がい児・者への支援強化

(1) 障がい児・者への支援の強化

① 障がい児・者リハビリテーション体制充実への支援

児者一貫したリハビリテーション体制充実に向け、18歳以上の障がい児・者リハビリテーションの診療報酬引き上げを国に要望するとともに、県での支援体制を構築すること。

② 難病患者への支援強化

難病患者等も障がい児・者の範囲に加えられたことから、市町において、難病相談・支援センター等と連携した難病患者等に対する漏れのない障害福祉サービスが、難病患者や団体に対して格差なく提供されるよう支援するとともに、制度の周知を徹底すること。

③ 無年金外国籍障がい者への支援拡充

無年金外国籍障がい者に対する福祉給付金支給制度を障害者2級に拡充すること。また、国に対して引き続き救済措置の実施を求めるとともに、国が救済措置を講じるまでの福祉的措置を引き続き実施すること。

④ 失語症者への支援体制の強化

失語症について県民に理解を深めてもらえるよう啓発活動を行うこと。

また、失語症の患者や家族が退院後の不安やリハビリ、意思疎通等の支援を受ける窓口を当事者団体と連携して各地域に設置するとともに言語聴覚士や意思疎通支援者の養成、配置を進めること。

⑤ 常時介護を要する重度障がい者に対する支援

重症心身障がい児・者の介護者へのレスパイト（一時預かり）対策施設を更に拡充し、施設の広報や利用促進を図ること。

⑥ 入所施設の充実

障がい者支援施設の小規模化、施設敷地内グループホームの建設促進、個室化やユニット化、高齢者対応等の整備が促進されるよう支援強化を図ること。

⑦ 福祉医療費助成の制度化

県が実施している重度心身障がい児・者、乳幼児、ひとり親家庭等に対する福祉医療費助成制度が、国において早急に制度化されるよう求めること。

⑧ 県立こども発達支援センターの機能強化

県立こども発達支援センターの機能を強化し、各関係機関や市町と連携して発達障がい児・者の早期発見、相談、診断、療育指導等、発達障がい児への支援の充実・強化を図ること。

⑨ 発達障がい者の早期発見、早期療育に向けた取組強化

発達障がいの診断に非常に時間がかかっている状況を解消するとともに、顔テレビといった診断ツールを3歳児検診等で活用する等、発達障がいの早期発見につながる可能性があるツールを積極的に導入して早期発見率を高め、早期療育に繋げていく取組を強化すること。

⑩ 発達障がい者の自動車運転免許取得支援制度の充実

県下すべての市町において実施されている身体障がい者の自動車運転免許取得助成制度と同等の支援制度を、発達障がい者についてもすべての市町で助成が受けられるよう指導、調整を図ること。

⑪ 視覚障がい者への支援

視覚障がい者の情報の獲得や社会参加を促進するため、OTON GLASS（オトングラス）、AI 小型カメラ・オーカムマイアイ等の購入への支援を行うこと。

⑫ 障がい児・者等の活躍促進

事業協同組合（算定特例対象）の設立促進を図り、障がい者の雇用・就業の促進を図ること。また、農業や地域福祉の分野などで就労支援を含む社会参加の促進、障がい者の文化芸術の推進を図ること。特に農福連携の成功モデル確立にむけて健康福祉部と農政環境部が連携して取組を強化すること。

⑬ 身体障がい者補助犬の普及と理解

身体障がい者補助犬の利用を希望する障がい者が、補助犬を利用できるように普及に向けた取組を強化するとともに、補助犬について、店舗等で受入れを拒否しないことや、出会ったときにむやみに触ったり餌を与えたりしないなど最低限のマナーについて理解を広げるよう啓発すること。また、身体障がい者の自立、社会参加を促進するため、県民、事業者等と連携協力し、各種イベントの開催や企業セミナーなどあらゆる機会を活用し身体障がい者補助犬の普及啓発を更に推進すること。

⑭ ヘルプマーク等の普及促進

外見からは容易に判断が難しいハンディのある方が、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるヘルプマーク等について、交通事業者との連携や、諸行事、学校教育等を活用した認知度向上の取組を行い、普及を促進させること。

⑮ 障がい者差別解消に向けた取組強化

障がい者差別に関する相談内容の精査や実態把握に努め、差別解消に向けた具体的な事業や取組を強化すること。

⑯ 特別支援学校（幼稚部）に籍を置く未就学児の保育料無償化

特別支援学校に籍を置いて認定こども園にも通った場合においても、保護者および事業者を保育料無償化の対象とし、経済的な理由で住んでいる地域の保育所等にも通いながら専門的な指導を受けることを断念しないよう支援すること。

⑰ 障害者手帳のカード化

障がい者の社会参加を促進し、より便利に安心した生活を維持するため、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のカード化に向けた取組を検討すること。

(2) 地域における障がい者の居住支援等の強化

① 医療支援型グループホームの建設促進

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援の中核的な役割を担う医療支援型グループホームの整備が進められるよう積極的な助成を図ること。また、居住支援のための相談、体験の機会提供、緊急時の受け入れ、地域の体制づくりなどを総合的に行う多機能拠点の整備や、ケアホームとグループホームが一元化された医療ケアに対応できるグループホームの整備を積極的に進めること。更に、ピアサポーターの積極的な活用、相談・支援の充実を図り障がい者の地域移行を推進すること。

② 小規模作業所支援の継続

10人未満の障がい者小規模作業所についても、地域活動支援センターへの移行が可能になるよう、補助金による支援など県独自の支援策を引き続き講じること。

③ 在宅障がい者の就労支援

ICTネットワークシステムを活用した障がい者の在宅ワークシステムのモデル事業の成果を踏まえ、在宅障がい者の就労支援や在宅ワークシステムの普及を更に推進すること。

(3) 聴覚障がい者への支援

① 手話言語条例の制定

聴覚障がい者団体が求めている手話言語条例を制定すること。

② 手話通訳者の育成、維持に向けた取組強化

障害者差別解消法の合理的配慮提供の必要性から、手話通訳派遣のニーズが拡大しているが、手話通訳者の養成に一定の期間を要すること、通訳者の高齢化、資格者となってから身分保障がないため定着率が低いこと等、手話通訳者派遣制度を継続していく上で、質、量ともに十分な資格者数を育成、維持することが喫緊の課題となっていることから、以下の事項に取り組むこと。

(ア) 県公費派遣単価において、手話通訳者と要約筆記者の単価を統一するとともに派遣事業の予算を拡充すること。

(イ) 手話通訳者の養成講座開催について、近隣市町での合同開催、市町を越境しての受講を可能にするなどして、受講者の居住地、勤務地に応じて柔軟に受講できる体制となるよう市町を指導すること。

(ウ) 県主催の養成講座に、政令市や中核市の在住者も受講できるようにする

こと。

③ 要約筆記者の養成

絶対数が不足している要約筆記者の養成講座開催場所を現状の1か所から3か所に拡大し、県下全域の人が受講できるような予算を確保するとともに、要約筆記者を養成する講師育成に必要な予算を確保すること。

④ 補装具（補聴器）費支給制度の拡充

補聴器に係る国の耳掛型の支給制度に加え、県独自に耳あな型の補聴器や2台の補聴器を希望する者に対する支給制度を創設すること。

(4) 盲ろう者への支援

① 盲ろう者の実態把握

視覚と聴覚の両方に障がいを持つ盲ろう者について、市町と連携して県内の人数や生活実態等を正確に把握すること。

② 盲ろう者に対する支援事業の予算拡充

盲ろう者や家族に対する相談事業やコミュニケーション手段の獲得・社会参画に向けた生活訓練事業に対する補助を大幅に増額し、盲ろう者が適切な福祉サービスを楽しむように支援すること。

③ 盲ろう者を支援する人材育成

盲ろう者の移動とコミュニケーションの支援を担う通訳・介助者を養成し、人材配置を積極的に進めること。

④ 盲ろう者支援センターや市町と連携した盲ろう者への支援

兵庫盲ろう者友の会や県内市町と連携し、盲ろう者福祉の向上に努めるとともに、盲ろう者やその家族の支援に取り組むこと。

(5) 障がい者スポーツ支援施策の推進

① 障がい者スポーツの振興

障がい者スポーツの振興に向けて、県の中核施設として新たに整備される「ひょうご障害者総合トレーニングセンター(仮称)」の機能充実のみならず、県下の障がい者スポーツ施設全体の機能充実を促進し、障がい者スポーツのすそ野の拡大に努めること。

② 障がい者の競技スポーツの強化

パラリンピックやデフリンピック等の国際競技大会を目指す障がい者スポーツ選手に対して、一般の競技スポーツへの強化支援策と同レベルの支援を行い、強化に努めること。

5 その他

(1) 福祉のまちづくり研究所の研究・実践の推進

ユニバーサル社会づくりの研究拠点である福祉のまちづくり研究所について、最先端医療技術を取り入れたロボットリハビリテーションの普及など、障がい者や高齢者等の社会参加を促す研究・実践を一層推進すること。

(2) 女性へのDV対策の推進

女性に対するDV対策基本計画の実効ある取組、普及啓発に努めるとともに、DV被害の早期発見、通報・相談体制の強化を図るため、女性家庭センターを充実すること。また、DV被害者の自立のための住宅の確保を図り、自立支援に当たるカウンセラー、ケースワーカーなどの人材育成、確保、配置を一層推進するとともに、NPOなど民間支援団体のシェルター運営等の活動に対する財政支援を引き続き講じること。さらに、内閣府の「DV相談+」事業の普及啓発を図ること。

(3) 高齢者生活安定化対策

老後の安定した生活を支援するため、兵庫県社会福祉協議会が行っている、自ら居住する不動産を担保として資金を貸し付ける不動産担保型生活資金の貸付制度を、貸付基準など高齢者のニーズを的確に把握した活用しやすい制度に見直すこと。

(4) 福祉施設における虐待対策

障がい者、高齢者、放課後デイサービス施設等の福祉施設において虐待事案が発生していることに鑑み、施設利用者の不安を解消するため、県の相談体制を整備するとともに、市町と連携して有効な対策をとること。

(5) 触法高齢者・障がい者への支援体制の整備

認知症高齢者や障害が疑われる人の触法問題が深刻化しており、実態調査とその対応策を早急に検討すること。

(6) 動物愛護の機能強化

無責任な飼い主による多頭飼育が社会問題となっているため、飼い主責任を厳格にするための適正飼育（屋内飼育、不妊去勢、飼い主の明示など）の義務化や、飼育頭数の届出制度などを定めた条例を早期に制定すること。また、多頭飼育の予防策として、福祉部門・関係者などとの連携強化体制を構築すること。また、兵庫県「ふるさと納税」を活用して、基金を設置し、動物虐待事案

への対応、解剖検査、DNA検査等の費用の財源として活用し動物虐待ゼロを目指すこと。また、愛護センター、警察、獣医師会等の関連機関が連携した動物虐待ゼロを目指す協議会等を設置すること。

6 健康福祉部その他要望事項

- (1) 災害時葉事コーディネーターの養成の推進
- (2) 兵庫ゆずりあい駐車場（パーキングパーミット）制度の周知徹底と民間施設への普及促進
- (3) 国や他の自治体、民間と連携したヘルプマークの普及啓発の推進
- (4) 尼崎総合医療センター等、圏域の中核である県立病院へのファミリーハウスの整備
- (5) 児童養護施設に入所する高校生の部活動実費について支援するよう国へ働きかけること
- (6) 「人権救済・リーガルエイド基金」への補助金増額
- (7) 重度障害者医療費助成事業（全科無料）の対象者について、2級の精神障害者健健福祉手帳を所持する人までの拡大、重度障害者医療費助成事業の対象者について、3級の身体障害者手帳を所持する人までの拡大
- (8) 違法民泊の取り締まり強化
- (9) 妊娠を希望する女性等に対する風しん抗体検査の実施
- (10) 大規模広域災害時における透析患者の医療体制の整備
- (11) 在宅医療・介護を推進するうえで、各医療圏域ごとに無菌調剤室の整備を進めること
- (12) 地域包括ケア・介護予防・フレイル等の分野でリハ職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）の積極的な活用
- (13) 口腔保健支援センターに常勤歯科医師の配置
- (14) 児童養護施設における一時保護児童に対する損害賠償責任保険の保険料補助
- (15) 視覚障がい者の中軽度難聴者に対する補聴器助成制度について、18歳以上の者も対象とするように拡充すること
- (16) 幼児教育無償化に伴う市町負担軽減及び確実な一般財源への措置の実施
- (17) 認知症対策として地域とのつながりを医師が支援する「社会的処方」についての兵庫県モデル事業の実施を検討すること
- (18) DV相談共通短縮番号「#8008」及び性暴力の被害相談共通短縮ダイヤル「#8891」の周知を図り、DV、性暴力の防止に努めること
- (19) 阪神南県民センター・北県民局の統合に当たって、芦屋健康福祉事務所分室の設置場所については交通の利便性の高い地域を検討すること。また、市民や事業者の利便性を低下させないように各種申請手続きや心のケア相談、アルコール

ル問題等の相談窓口は分室に残すとともに、健康福祉事務所本体との連携体制を整え、同行業務及び同行訪問等に速やかに対応するなど行政サービスの水準を維持すること

Ⅲ 産業労働部

1 多様な人材が活躍できる社会づくり

(1) 多様な人材が活躍できる社会の形成

今後生産年齢人口の大幅な減少が見込まれ、女性を始め高齢者、障がい者など多様な人材が活躍できる社会の形成が求められているため、人材の育成、就業機会の確保、職業能力、スキルの向上等国の支援等も活用しつつ必要な支援を講じ就労拡大に取り組むこと。

(2) 非正規雇用者の正規雇用就業に向けた支援

本県における非正規雇用者は全国に比べて高く、いまだに非正規雇用が増え続ける中、非正規雇用者が安定した正規雇用就業につながるように職業訓練、技術の習得などの取組を進めること。

(3) ポストコロナ社会に向けた外国人就業

ポストコロナ社会に向けた外国人就業については、外国人雇用事業所等各関係機関と連携し、外国人労働者の県内企業へのインターンシップの実施など就労定着に向けた各種支援策を講じること。

(4) 離職者の再就職の促進【新型コロナ最重点要望事項】

コロナ禍により影響を受けた離職者の再就職を促進するため、職業訓練や資格取得に向けた様々な支援を講じること。

2 働き方改革の推進

(1) ワークライフバランス等の推進

若者や女性をはじめ、だれもが多様な働き方を選択でき、社会で活躍できる環境を作るため、同一労働同一賃金の実現や長時間労働の是正、高度プロフェッショナル制度の適切な運用などに向けて、国の取組強化を働きかけるとともに、県として、国と協調した過労死防止対策や、有給休暇取得の促進、仕事と

子育て・介護を両立させる環境整備を目指す企業の取組支援など施策の充実を図ること。

(2) 労働条件審査の導入

県が締結する契約を対象として、入札業者や指定管理者において労働関係法令の遵守や最低賃金の支払い徹底等の実効性を高めるため、社会保険労務士による労働条件審査を抜き打ちで実施し、適正な労働環境の実現に向けた取り組みを強化すること。

(3) ポストコロナ時代の新たなワークスタイルの推進

テレワークの浸透などにより、会社に出勤しない多様な働き方が現実化する中、仕事と育児や介護、病気治療等生活との両立が図られるようIoT、ビッグデータ、AI等のDXによる新たな技術革新に対応できる技術者やWLBなどの専門家等の技能の継承や専門人材の育成を行うとともに、相談・派遣体制を強化すること。

3 女性が輝く社会づくり

(1) 女性への就労支援

出産や育児等で離職し、再就職を希望する女性を支援するため、受入企業に対する助成金事業の周知・拡大や相談窓口の充実を図るとともに、起業や第二創業をめざす女性に対する支援を引き続き実施すること。また、女性の再就職や就業継続を支援するため各種セミナーの開催や相談を実施するほか起業、創業など多様な就業支援に取り組むこと。

(2) 女性活躍の更なる推進

① 実効性ある計画の実施

女性活躍推進法に基づく法定事業主行動計画の実施については、県が率先して取り組むとともに、民間企業における女性の積極採用、積極登用及び評価の取組の推進など、その実効性を確保すること。

② 男女共同参画社会の実現

男女共同参画プランに基づき、主に女性の活躍推進に特化した、男女ともに暮らしやすい社会の実現をめざす取組を推進すること。女性が安心して働き続けられる環境を整えるため、多様な働き方に向けた環境整備、男性の育休取得促進などを総合的に推進すること。

4 若者の活躍を促す環境づくり

(1) 若者の活躍による地域活性化

① 地域のにぎわいの創出

中心市街地・商店街等のにぎわい創出や、若者自身が企画・実行し地域活性化に挑戦する取組、様々な技能・経験・知識を活かして地域に貢献できる仕組みづくりを推進し、若者等が地域で活躍できる環境整備を進めること。

② 能力開発の推進

新たな専門性を身につけたい人の職業能力開発や、専修学校等の民間教育機関等を積極的に活用し、時代の変化・要請にマッチした教育プログラムの充実を図り、能力開発の推進を図ること。

特に、建設業や保安、介護、保健師・看護師等医療福祉職をはじめ金属材料製造、金属加工、機械整備など有効求人倍率が高い職業に対する安定した就業対策、人材確保、育成に向けた取組を各団体及び関係機関とともに進めること。

③ 大学との連携による地域貢献人材育成と県内企業への就職促進

地域連携・人材育成拠点となる施設の整備や、大学と連携した県内企業のインターンシップや交流の場を支援し、学生の県内就職を促進すること。

(2) 若者雇用対策の推進

① AI、IoT、プログラミング等のITスキルの習得支援

今後AIやプログラミング等IT系人材の大幅な不足が予測されていることから、実践的なITスキルを習得した人材を重点的に育成する取組を強化すること。

② 若者の就労支援の強化

「わかものハローワーク」「地域若者サポートステーション」などとの連携体制を強化するとともに、民間企業での就労体験において、社会人として必要な知識、技能などを習得させ、正規雇用に結び付ける活動を強化すること。

③ 新卒者の就職支援

コロナ禍により、企業において新卒採用の大幅な抑制が想定されることから、採用意欲のある県内企業や人手不足の業界とのマッチングを始め、就職氷河期の再来とならないよう、積極的な就職支援策を講じること。

④ 「ブラック企業」・「ブラックバイト」の根絶

労働法令違反が疑われる企業への監督指導や、若者の離職率が高い業種での雇用管理の改善を進め、「ブラック企業」・「ブラックバイト」を根絶するよう、国に求めるとともに、県も協力して必要な施策を推進すること。

⑤ 雇用のミスマッチ予防

高校生に対するインターンシップ等の拡充を図り、雇用のミスマッチ予防や、

就職支援に努めること。

⑥ マイスター制度の創設

本県の伝統的な地場産業や、人気のスイーツ、パン等様々な職人の技をマイスターとして県独自の資格制度で認定し、後継者や人材養成に取り組むとともに、国に対してもマイスター制度の創設を働きかけること。

(3) 若者の起業支援

① 起業家教育の充実

起業家精神の醸成を図るため、教育現場と密接に協力しながら、起業家との出会い作り、起業体験や実学重視の教育といった「起業家教育」を充実させること。また各市町が行っている起業家育成に関する先進的な取組みと有機的に連携すること。

② 起業のセーフティ・ネットの充実

起業に伴う「リスク」を減らすために、事業に失敗した際のセーフティ・ネットとして、職業訓練や再就職支援といった施策を充実させること。

③ 起業のトータル支援

起業をしていくための「リソース」面での支援を充実させていくために、不動産担保ではなく事業計画を重視した融資にシフトし、起業支援組織が協働して支援を行うとともに、起業支援策が若者に知られるよう広報の工夫をすること。また、行政の信用力を活用した販路開拓の支援や、行政課題解決の業務発注等による支援などを行うこと。

(4) 兵庫発のイノベーション創出に向けたスタートアップ・エコシステム確立に向けた取組の強化

まちの持続的な成長を実現するため、スタートアップ・エコシステムの拠点形成を目指す「ひょうご神戸コンソーシアム」の取組を強力に推進し、革新的なテクノロジーを駆使してイノベーションを創出するスタートアップの育成・集積を神戸市と積極的に連携し、大胆にスピード感を持って取り組むこと。

(5) UNOPS・グローバル・イノベーション・センターと連携した取組

SDGsの達成につながる先進技術を持つスタートアップを国内外から募って育成を目指すグローバル・イノベーション・センターと連携し、県内企業のSDGsの取組を進化させるとともに、スタートアップとのコラボによる新規事業や商品開発などにつなげる取組を行うこと。

(6) 「域学連携」・「産学官金連携」の推進

地域と大学が協同して地域再生・地域づくりに取り組む「域学連携」や、ひょうご産学官連携コーディネーターの活動促進及び兵庫県COEプログラムを推進することで、産業界や金融機関とも連携してイノベーションを創出する「産学官金連携」を推進すること。

5 視覚障がい者の雇用・就業・定着の推進

視覚障がい者の職場適応訓練の実施について、日本ライトハウス視覚障害リハビリテーションセンターのような「視覚障害者就労訓練」を実施して就労支援（音声パソコン訓練の充実等）を行うこと。

また、視覚障がい者の自立促進の為に「音声パソコン訓練」ができる施設の拡大と支援体制の充実に必要となる予算増額を国に要望すること。

6 観光立県の推進

(1) 観光振興の推進【新型コロナ最重点要望事項】

コロナ禍の収束状況を見定め、深刻な打撃を受けた観光関連産業への大胆な支援策により観光需要喚起に努めること。さらに、長期滞在型観光やリピーター観光客確保、県特産品消費など地域交流と観光がマッチングする質重視の観光への展開を推進すること。

(2) 訪日外国人観光客等の受入れ体制の強化

コロナ収束後の外国人観光客の受入を見据えて、外国人観光客等がスムーズに移動できるよう、交通の利便性の確保、バリアフリー化、多言語による標識や観光案内の改善・充実強化、無料公衆無線LAN環境等のハード面の整備を進めるとともに、キャッシュレス対応機器の導入促進、ハラール（イスラム法において合法的な食品など）の導入促進等、ソフト面の環境整備も合わせて推進すること。

(3) 観光資源開発の推進

① 六甲山地域の活性化の推進

瀬戸内海国立公園（六甲地域）について、神戸市と連携し、遊休施設の活用や六甲山を楽しむ新しい施設の誘致等により積極的に魅力をアップさせ、観光客を呼び込めるような活性化を推進すること。

② ユニバーサルツーリズムの促進

高齢者・障がい者を含む誰もが旅行を楽しむことができる環境を整備するため、バリアフリー情報の提供や旅行者へのサポートなど地域の受入体制を強化するほか、高齢者等が参加しやすい旅行商品の開発・普及を図り、ユニバーサルツーリズムを促進すること。

③ テーマツーリズムの推進

ひょうごの五国の各地域における個性的な特徴を打ち出した体験型、テーマ型ツーリズム、具体的な切り口としてカルチャーツーリズム、アグリツーリズム、テクニカルビジットなど新たなスタイルの観光を、市町や民間企業等と開発すること。

④ 近隣自治体と連携した取組

岡山空港や鳥取空港からの入込みルートの開拓、瀬戸内海の観光スポットと連携した振興策、山陰海岸ジオパークを含めた日本海沿岸ルート開拓、丹波観光振興を京都府と連携して強化するなど近隣各府県と連携した取組を強化すること。

⑤ 日本遺産を活用した観光振興への支援

日本遺産を活用して複数の自治体が連携して取り組む情報発信やツアーの企画等の広域的な観光振興への支援を行うこと。

⑥ 瀬戸内海におけるクルーズツーリズムの促進

大阪関西万博等によるインバウンド旅客を、県内周遊観光に導けるよう瀬戸内海におけるクルーズツーリズムなど新たな観光ツーリズムの創出に取り組むこと。

(4) 県民の兵庫県内の旅行を促進する取組【新型コロナ最重点要望事項】

コロナ禍の収束までは、マイクロツーリズムといった県民の県内旅行を促進する取組を更に強化すること。

7 中小企業の振興

(1) 開発から販路開拓までの一貫支援

中小企業の優れた技術・アイデアを製品化し、日本各地そして世界の市場を取り込むため、工業技術センターや大学等と連携した研究開発や新分野進出から、確固たる販路を有する企業間連携等による販路開拓まで強力に一貫支援すること。

(2) 新規起業の促進とクリエイティブ産業の育成

新規起業を目指す人材育成や情報交換、インキュベーションの拠点となる施

設や制度の整備を進めるとともに、新たな雇用創出やまちづくりの創造、ライフスタイルの提案などによる地域活性化、農産品の6次産業化など地域創生にもつながるクリエイティブ産業の育成、事業展開を支援すること。

(3) 地域の特色を活かしたビジネス

各地に存在する多彩な地域資源（農林水産品、観光資源、技術、伝統・文化など）を掘り起こし、品質管理の徹底、売れる商品・サービスの開発を支援することで地域資源のブランド化を進め、都市部や海外の需要を大きく取り込むなど、特色ある地域資源を活用した事業活動等への支援を拡充すること。また、第二創業を含めた創業支援事業計画に基づき、地域密着型企業及びNPO等の立ち上げを促進すること。

(4) 商店街を地域コミュニティの中心として蘇生

商店街の空き店舗を活用した子育て支援・高齢者向け施設等を整備し、地域コミュニティの中心として蘇らせるまちなかバルやまちゼミ等の施策を拡充すること。また、一過性の販促イベント支援だけでなく、商店街の競争力強化に向けた、商店の再配置やテナントリーシング等に対する支援を行い、商店街の活性化に努めること。

(5) 経営支援の充実・強化

① 中小企業関係施策の推進

多様な中小企業施策を国・県・市町ごとに「見える化」する取組を促進し、事業者の立場に寄り添った施策の周知徹底を更に強化すること。また、施策を利用した企業の活動を動画等で広報するなど発信力を強化し、各地の中小企業のチャレンジを喚起すること。

② 経営安定化に向けた支援

制度融資や信用保証においては、新規事業や新商品の将来性を評価するなど要件緩和を進めるとともに、過去に一時的な滞納がある中小企業においても、現在の返済状況や経営実態を考慮した上で、柔軟な信用保証対応などが図られるよう指導すること。また、中小企業・小規模事業所への事業資金に対するつなぎ融資の円滑化については、金融機関や商工会等と連携し推進すること。

③ 先端ものづくり産業への参入支援

航空機や環境・エネルギー分野など次世代産業分野への新規参入や事業拡大等を目指す県内中小企業等の連携による生産体制整備を支援すること。

④ トレーニングセンターを中心とした非破壊検査人材の育成

工業技術センター内に創設された航空産業非破壊検査トレーニングセンターの充実に向け、受講者の確保およびOJT受入環境の整備を強化すること。

⑤ 経営指導員・経営支援員の増員への支援

コロナ禍の影響もあり、経営指導員・経営支援員の業務が質・量ともに増大しており、よりきめ細やかな支援や指導ができるよう、経営指導員等を増員するための補助金増額等の支援を行うこと。

⑥ 皮革排水処理経費に対する財政支援等について

皮革排水処理が、河川周辺の住環境のみならず、瀬戸内海全体の環境保全に大きく寄与していることを踏まえ、県の皮革排水特別対策費補助金の増額や、新たな支援制度の創設等による市町の財政負担の軽減、皮革産業全体に対する総合的な振興施策の実施について検討するとともに、国へ要望すること。

8 未来を拓く基盤づくり

(1) 県内産業の就労構造の転換支援

コロナ禍の影響により大量の失業者の発生が見込まれる一方で、建設業や農業、介護等人手不足で困っている業種が存在することから、県内産業間での労働移転をスムーズに図る就労構造の転換支援を行うこと。

(2) 兵庫の強みを生かした産業力強化の取組

本県が誇るものづくり産業の集積や、世界的な科学技術基盤であるスーパーコンピュータ「富岳」、Spring-8、SACLA等を活用した次世代産業創出の支援を強化するとともに、これらの強みを生かして県内への企業誘致を更に促進すること。また、地域の特色を生かした戦略的な地域産業の育成や、圏域の生活を支える生活産業の維持等、統一感とバランス感のある産業政策を推進すること。新規事業の起業支援については、シニアや女性も含め更に拡充し、県内経済のイノベーションにつながる事業育成に努めること。

(3) ものづくり産業を支えるICT人材の育成

① ICT人材の育成支援

労働生産性の向上に不可欠であるICT人材育成のため、産学官の連携を推進するとともに、職業訓練を実施する事業主への助成金の拡充、在職者訓練の充実などに取り組むこと。

② 中小企業・小規模事業者のICT導入支援

中小企業・小規模事業者のICT活用による事業拡大や新分野への参入を促進するため、中小企業・小規模事業者のICT導入費、維持費を支援すること。

(4) 高齢者の様々な場面での活躍

① 元気な高齢者への就業支援

人口減少の中、高齢者の意欲や能力が存分に発揮できるエイジフリー社会を目指すため、必要なICTスキル習得など教育訓練の拡充や環境整備を行うとともに、企業、経済団体、シルバー人材センター等と連携を強化することにより、高齢者の豊富な知識・技能・経験等を活かせる在宅ワークも含めた多様な働き方による就業機会の創出、就業意欲のある高齢者とのマッチングを充実させること。特に、地域医療や介護分野への雇用促進等に対し官民挙げて努めること。

② 高齢者の多様な社会参加を促進

ICT活用などによる情報受発信により、高齢者が生涯学習等として“学ぶ”、“教える”機会を拡大し、自治会・老人クラブなどの地域活動、ボランティア活動、ソーシャルビジネス（子育て支援や介護など社会的課題の解決に取り組む事業）の起業・事業展開など多様な社会参加の促進を図ること。

(5) 研究機関の機能強化

① 研究環境等の整備

研究機関における技術者、研究員の後継者育成や人材確保に向けた予算の拡充に努め、研究成果がさらに挙がる環境を整備すること。

② 工業技術センターの更なる機能強化

工業技術センターについて、県内技術支援機関の中核拠点として、中小企業のものづくり産業の競争力強化や兵庫発のオンリーワン企業の育成に寄与する取組など、時代のニーズにあわせ更なる機能強化を図ること。

(6) 日本酒等の地場産業への支援

伊丹市等5市による『「伊丹諸白」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷』が文化庁の日本遺産に認定されたことを踏まえ、日本遺産認定を活用した県産日本酒のブランド化や認知度向上に係る取組への支援を行うこと。

(7) 「KOBE City型アジアパーク」の実現に向けた支援

在日韓国商工会議所兵庫が推進する「KOBE City型アジアパーク」構想について、兵庫県下に在住する外国人のうちアジア系外国人が80%を超えており、同構想を通じて地域社会の活性化と観光産業をはじめとした地域経済の発展、アジアンコミュニティの活性化や多文化共生のまちづくりの充実を目的とした活動であることから、候補地選定や広報をはじめ県としてできる限り実現に向けた支援を行うこと。

9 産業労働部その他要望事項

- (1) 尼崎21世紀の森と尼崎運河を連携させ、観光の拠点化を図るための総合政策の推進
- (2) 若者、女性、高齢者、障がい者等へのICTを活用した在宅ワークの拡充促進
- (3) 第二新卒者の転入を促進するため、採用希望の人材情報を仲介する民間企業の実績などを活用したUJIターンの促進
- (4) ひょうごの「酒」の海外発信の強化
- (5) 福祉部局と連携した生活困窮者対象の就労準備支援事業の推進
 - ① 県内企業に対する事業の周知
 - ② 生活困窮者に仕事を提供する行政部門や企業の積極的な開拓
 - ③ 受け入れ企業への福祉団体等による助言等支援の体制づくり
- (6) コロナ禍だからこそ姉妹提携している各都市との国際交流や経済交流を強化するための具体的な施策を知恵を出して工夫して推進すること。
- (7) 県内各地で磨けば光る観光資源の開発を積極的に推進し、県内の観光産業の振興に努めること
- (8) 地域資源の一つである有馬の湯については、「海水由来のため豊富な塩分を生む」との防災科学技術研究所による分析結果を踏まえ、地域の活性化、観光振興などへの起爆剤としてその普及・啓発に努めること

IV 農政環境部

1 農林水産業の振興

(1) 都市農業の振興

- ① 兵庫県都市農業振興基本計画の推進
都市農業の担い手の育成、確保や、営農意欲の高い農業者の収益性を高めるための農業施設貸与事業、販売機会の拡大のための直売所整備や福祉農園などの支援等、都市農業の振興に向けた施策を着実に推進すること。
- ② 都市農地確保の取組
一定面積の農地を有する市町において、生産緑地制度の導入が進むよう、市町やJAグループと連携した取組を強化すること。
- ③ 都市農地の多面的機能の発揮
都市住民の農業体験等に対するニーズの高まりに対応するため、学習講座の開催や都市農業への啓発活動の実施、市民農園や農業体験施設整備への支援を

更に充実させるとともに、都市農地を活用した学童農園、福祉農園、防災農地など多様な取組に対する支援策を充実させること。

(2) 農業生産基盤の整備・保全

- ① 農地や水利施設の整備
農業生産基盤の整備・保全を図り、農地中間管理機構と連携した水田の大区画化・汎用化や、ほ場整備、ため池・用排水など改修の必要な農業水利施設の長寿命化・耐震化を遅滞なく推進するための事業費が確保できるよう、国へ強く働きかけること。特に、防災・減災にも資するため池の維持管理（かいぼり等）、老朽化対策を推進するとともに、国への財源措置を要望すること。
- ② ため池整備・廃止と適正管理の推進
「防災工事等推進計画」に基づき実施される改修整備・廃止を計画的に推進するとともに、国庫補助上限枠撤廃や、農家数ではなくため池数に応じた交付税措置を国に要望すること。
- ③ 技術職員の育成・増員
農業改良普及センターの普及指導員をはじめ、農業生産基盤整備における事業推進に必要な農業土木技術者を増員するとともに、スマート農業など先端技術に精通した人材を育成・確保すること。
- ④ 耕作放棄地の再生利用
耕作放棄地について、国の制度を活用するなどにより再生を推進し、農地中間管理機構の整備・活用等による農地の集積、集約化を図ること。

(3) 先端技術の導入研究や次世代施設園芸モデルの研究・普及

AIやIoT、ドローンといった先端技術の導入によるスマート農業の推進や生産性向上に向けた研究や人材育成、導入支援を行うこと。また、流通業者や加工業者などの異業種と連携した生産体制の確立、大学や研究機関等との連携による次世代の施設野菜団地の整備など、地域の特性に応じ、国際化にも対応した取組を支援し、低コストでの普及に向けた取組を行い、生産拡大を促進すること。

(4) 担い手対策

- ① 多様な担い手の活躍
地域農業の担い手の法人化を進め、認定農業者を人・農地プランの中核経営体として育成するとともに、女性、若者、障がい者など多様な担い手の活躍を促進するため就農資金支援、研修や就農相談セミナー等の支援を図ること。特に、コロナ禍により「田園回帰」に注目が集まっている中で、農業分野への新たな担い手確保に努めるとともに、新規就農者の定着化の向上を推進すること。また、若者が農業に従事するための十分な所得補償を国に求めること。

② 法人化していない営農組織への支援の拡充

集落営農の要件を満たすことが困難な地域で任意の共同組織として営農している組織に対して、集落営農組織と同じ支援が受けられるよう、制度の要件を緩和すること。

③ 農業施設貸与事業の充実

生産性向上や省力化に寄与する環境制御型ハウスなど等において、アパート方式などで新規就農者の負担軽減を図るなど制度の更なる充実を図ること。

④ 養父市「国家戦略特区」の特例の期限延長

国が養父市に限って認めている企業の農地取得特例については、2021年8月末までの期限となっていることから、期限の延長を国へ働きかけること。

(5) 畜産の振興

① 畜産振興の総合的な推進

畜産物のブランド力や競争力を強化し、首都圏・海外へのPR活動の拡大、新たなブランド開発、技術開発の推進、後継者の育成などの畜産の振興に一層取り組むこと。

② 但馬牛の増頭に向けた取組の強化

需要に見合った但馬牛の供給を行うため、但馬牛の増産体制を強化するとともに、食肉処理製造技術者の育成を図る食肉学校を整備すること。また、県有環境林や空き施設の活用など、市町と連携し、増産に必要な農場の確保を支援するとともに、アパート方式牛舎の更なる整備を推進すること。

③ 但馬牛の遺伝資源(精液や受精卵)の国外流出防止

但馬の畜産農家が家畜改良により150年以上守り育ててきた大切な遺伝資源(精液や受精卵)の国外流出防止措置を講じるとともに、関係機関と連携し取締りを強化すること。

(6) 酪農の産業競争力強化

生産者、農協、食品企業等とクラスター協議会によるプラント等の設備整備支援や、収益力向上に取り組む地域ぐるみの体制の構築、特徴ある飼料を活かしたブランド化、効率的な酪農経営のための協業化や法人化、民間企業参入による農場の規模拡大、労働環境改善による新たな担い手確保を推進すること。

(7) 鳥獣被害対策等の推進

① 鳥獣被害対策の推進

鳥獣被害地域の拡大を防止し、その被害の拡大を抑制するため、県有林や県管理河川に接する農地との境界に公費による防護柵を設置し、また、設置済み防護柵・電気柵の維持管理、補修に要する費用を支援すること。

② アライグマ・ヌートリア対策について

現時点で本県は市町が防除実施計画に基づき実施する捕獲・処分等に対し補助金により支援しているが、市町と連携して効果的な被害対策を考えるとともに、対策を強化するために、補助金を増額すること。

③ 狩猟者の確保等

有害鳥獣の適正管理のため、引き続き狩猟者の確保に努めること。

④ ジビエ活用等による地域活性化

搬送・保存・加工等について広域対応を行う仕組みを構築し、捕獲個体を一時保管または焼却処理するための施設整備、シカ肉などの処理加工施設の整備、更に、回収・運搬に使う冷凍車の導入などを促進し、食肉やドッグフード、サプリメントに活用するなど、地域資源であるジビエ(シカ、イノシシなど野生鳥獣の肉)等を活用した地域活性化を図ること。

⑤ 県版経営継続補助金の創設

農村地域の支え手の中小規模・家族経営農家に対して、県独自の経営継続補助金を設置すること。

⑥ 防災協力農地の推進

都市農地を災害時に避難場所や仮設住宅用地等に活用する防災協力農地を2016年に策定した「都市農業振興基本計画」に基づき推進すること。

(8) 有害特定外来生物侵入防止対策の推進

有害特定外来生物に対して、侵入初期段階での早期防除や定着阻止に向けた対策を推進すること。特に、港湾施設関係機関や輸入貨物荷受企業等への情報提供、県民への注意喚起など、国や市町と連携・協力を図り、積極的な調査、防除対策に引き続き取り組むこと。

(9) 林業の振興と森林環境保全の推進

① CLT(直交集成板)などの普及

CLT(直交集成板)など新たな木質材料工法を普及させるために、技術面や人材育成等の課題解決に取り組むとともに、建築物における県産木材利用等を促進すること。

② 発電設備導入の支援

企業や市町等が取り組む、県内の未利用間伐材や林地残材による木質チップ製造や木質バイオマスを活用した発電設備導入を支援し、再生可能エネルギーの普及・拡大に努めるとともに、資源循環型林業の構築に取り組むこと。

③ 森林環境保全整備の推進

間伐面積の確保や森林の有する多面的機能発揮のための森林整備に必要な予算確保を国に求めること。あわせて、国庫補助対象とならない場合における県独自の補助制度を継続すること。

④ 集落支援と豊かな森づくり対策の継続実施

野生鳥獣が奥山で生息できるよう、森林動物研究センターや農林振興事務所による支援や民間専門家派遣、バッファゾーン・防護柵の設置等の集落支援とともに、奥山の人工林を広葉樹林に転換して野生動物の生息環境の改善に取り組む豊かな森づくり対策を継続すること。

⑤ 県産木材の確保体制の強化

ウッドショックの木材不足に対応するため県産木材の確保体制の強化を図るとともに、国に対しても国産材の流通確保策の強化を要請すること。

(10) 水産の振興

① 県産水産物の消費拡大

首都圏へのプロモーションや、量販店等での対面販売、漁港での直販活動により、漁業の収益性向上を図るとともに、県産水産物の生産・消費拡大を促進すること。

② 令和3年改正瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく施策の推進

改正法の趣旨に基づき、藻場や浅場等の漁場整備、栄養塩管理運転の拡大、海底耕うん等の海底環境改善などに全庁横断的に取り組むこと。また、本年設立された「ひょうご豊かな海推進研究会」における研究に対し、技術面・財政面で支援すること。

③ 漁業者の育成

経営感覚に優れた漁業者の確保を図るため、研修制度の充実や漁船の貸与など、漁業者の育成に努めること。特に、県が行う漁業施設貸与事業の拡充を図るとともに、漁船リース事業や機器導入事業の拡充を国に強く要望すること。

④ 水産技術センター等の研究体制の充実

県立水産技術センター（明石市）、但馬水産技術センター（香美町）、内水面漁業センター（朝来市）における技術職員を増員し、研究体制の充実強化を図ること。

(11) 農林水産物の輸出促進

品目別・国別の農林水産物等の輸出戦略により、神戸ビーフ・淡路島玉ねぎ・丹波黒大豆・朝倉さんしょ・コウノトリ育むお米など、兵庫の食文化・食産業のグローバル展開を加速させ、輸出エリアや輸出量の拡大を図ること。

(12) 「県産県消」の推進

① 県産農林水産物の県内消費の促進

「おいしいごはんを食べよう県民運動」及び米飯学校給食の推進を図るとともに、学校給食に県産農水産物を積極活用できるよう市町への支援強化を図るなど、県産農林水産物の県内消費を促進すること。また、児童生徒に対して、

学校給食園の設置を促進し、食育を推進すること。

② 「ひょうご食品認証制度」を活用した県産農林水産物の消費喚起の取組強化
「ひょうご食品認証制度」について、安心ブランド、推奨ブランドといったブランドが県民に浸透しておらず、販促に結び付いていないことから、消費者への県産農林水産物の消費を喚起する取組を強化すること。

(13) 新型コロナで影響を受けた農水畜産物の需要拡大

【新型コロナ最重点要望事項】

新型コロナで業務用需要が著しく影響を受けた県内の水産品、ブランド和牛、酒米の山田錦などの需要喚起策や学校給食への提供拡大、新商品開発などを推進し、県産農水畜産物の消費拡大に努めること。

2 持続可能な環境の構築

(1) 多様な再生可能エネルギーの普及と地産地消の推進

大規模太陽光発電に偏らず、小水力発電やバイオマス発電、風力発電等の多様な再生可能エネルギーによる発電導入を積極的に進めるとともに、地域エネルギー会社の設立支援等によりエネルギーの地産地消を促進すること。

(2) 環境先導社会の実現に向けた取組

① 水素社会実現への取組

次世代高効率水素発電の本格導入に向けた研究開発の促進や燃料電池車の普及等を国に強く求めるとともに、水素ステーションの設置推進等、水素社会実現に向けた取組を推進すること。

② 生物多様性の保護

市町や地域住民、事業者、各種団体、NPO等による生物多様性自然保護保全に関する活動に対し、財政面も含め、支援策を拡充すること。

③ 食品ロス削減の推進

「食品ロス削減推進法」の趣旨に基づき、県の計画・目標を明確にして「県民運動」として積極的に取り組むこと。毎年10月「食品ロス削減月間」を中心に、3010運動やフードドライブ運動の支援を強化して、積極的に取り組む自治体や事業所、団体などへ表彰制度を設けるなど推進強化と広報・周知に努めること。

④ 海洋ごみ対策の推進

県民へ「身近なごみの管理が海ごみ対策につながる」ことを広く意識啓発するとともに、マイクロプラスチックの原因となる廃プラスチック類の排出抑制・リサイクルの推進を図ること。また、海洋ごみの着実な回収・処理のため、市町や漁業者と連携して漁業者が陸に持ち帰ったゴミ処理の仕組みに対し

て財政面も含め支援すること。

⑤ リサイクル建設資材の利用の推進

建設廃棄物より製造した再生砕石（リサイクル建設資材）の公共事業等による積極的な再利用を図ること。

⑥ 合併処理浄化槽への転換促進と法定検査受験率の向上

改正浄化槽法に規定された県の協議会を設置し、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換と法定検査受験率の向上を強力に推進すること。

⑦ 家庭や中小企業での次世代太陽電池の導入の促進

国は温室排出効果ガスの排出量を、今後9年で「13年度比46%削減」する目標を決めており、目標達成には再生可能エネルギーの大量導入が欠かせない状況となっているが、次世代型太陽電池は軽量で加工も容易であり、少ない光でも発電が可能なおうえ、従来は難しいとされた場所にも設置できることから、基金の活用などでの国の補助制度の導入に合わせ、家庭や中小企業などでの太陽光発電の導入促進を支援すること。

3 農政環境部その他要望事項

- (1) 漁業経営セーフティネット構築事業の継続・強化、省エネ機器等導入推進事業の継続と所要予算の確保、さらには、軽油引取税の免税措置の恒久化にかかる国への働きかけ
- (2) 里山再生のため森林組合、森林所有者等が行う適切な施業や路網整備並びに伐採木の利活用の促進に向けた機械・設備整備への財政的な支援の拡充
- (3) 針葉樹林の間伐と広葉樹林化の推進による里山再生の促進
- (4) 皮革排水特別対策費補助金の増額や新たな支援制度等による市町への財政支援
- (5) 淡路島で整備が遅れているほ場の整備、作物の収量増や品質向上に効果のある地下かんがいシステムの導入や暗渠排水の推進
- (6) 生活排水すべてを処理する合併処理浄化槽への転換の推進と検査受験率の向上
- (7) 既設単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に伴う設置整備費に対する県費助成制度の復活
- (8) 森林経営管理制度の円滑な実施に向けた県の代替執行について検討すること
- (9) 食肉処理技術の指導者養成・後継者育成を行うための施設の古加川食肉市場への整備推進
- (10) 地球温暖化に対応する主食用米の新品種開発に向けた官民共同研究を促進すること
- (11) 姫路市中央卸売市場の移転再整備について、国の補助採択（強い農業・担い

手づくり総合支援交付金）に向けての指導及び支援をすること

V 県土整備部

1 命を守るインフラ整備の推進

(1) 社会基盤インフラ整備の推進

① 密集市街地における防災対策推進

防災上の課題のある密集市街地については、「兵庫県密集市街地整備マニュアル」を活用し、地域住民の合意形成等を促す環境を市町とともに醸成し、老朽家屋の建替等による耐火性や耐震性の確保、避難・延焼防止及び消火救出活動に有効な道路・公園等の公共施設の整備、消防水利・備蓄倉庫等の防災施設の整備を推進すること。

② 耐震化の推進

建築物の耐震化を加速させるとともに、大規模多数利用建築物については早期に耐震化を終了させること。

③ 県営住宅における家具転倒防止の推進

県営住宅において家具を転倒防止するため金具等で壁に固定し、住民の生命保護を優先するよう入居マニュアル等を見直しすること。その際、現状回復義務の免除とすることと合わせて現入居者並びに新規入居者にも周知徹底すること。

④ 財源の確保

投資的経費の県単独事業は近年縮小傾向が続いていることから、道路補修や除草など通常の維持管理費が不足している。また、地方部を中心に社会基盤インフラの整備の遅れが懸念されている。各地域の県民が安全・安心に暮らし、地域の活力を生み出していくため、生活の基盤を支えている道路や橋梁、河川、港湾等の老朽化している社会基盤インフラの整備充実を図るため、必要な予算を一層確保すること。

⑤ インフラの適切な維持管理

県民の日々の生活を支える道路の街路樹や舗装を適切に維持管理することは、交通事故を予防するなどの安全確保につながることから、分離帯や歩道の草木の剪定等の維持管理を適切に行うこと。

⑥ 「津波防災インフラ整備計画」の推進

南海トラフ地震に備えた本県独自の「津波防災インフラ整備計画」については、防潮堤沈下等対策、防潮水門耐震化などを含め、計画的・効率的に進めること。

⑦ 日本海津波防災インフラ整備の推進

日本海津波防災インフラ整備については、関係市町の意見や要望等を踏まえ、必要な河川堤防の嵩上げ、防潮堤整備など実効性あるハード対策を推進すること。

⑧ 高潮対策の推進

高潮、高波対策については、「兵庫県高潮対策10箇年計画」に基づき、防潮堤整備や嵩上げなど万全な整備に努めること。

(2) 局地的大雨・土砂災害等への対策

① 局地的大雨等地域災害への対策

風水害等の浸水対策については、校庭貯留、浸透施設の整備をはじめ、土砂災害対策、地下街への浸水防衛などハード整備を集中的に進めること。

また、県民の自助行動を喚起させるため、地域特性や浸水実績を踏まえた内水ハザードマップの作成・公表を市町へ働きかけるとともに、県のCGハザードマップの周知徹底、活用を一層推進すること。

② 河川整備、流域対策の推進

地域総合治水推進計画を着実に実行するとともに、その整備実績、効果等について県民に広く周知すること。また、今年度から開始された河川対策アクションプログラムに載っていない箇所についても、事前防災の観点から河川改修、堆積土砂撤去、樹木伐採等について地元要望をよく聞きながら推進すること。

③ 土砂災害対策の強化

第3次山地防災・土砂災害対策計画に基づき、治山ダム・砂防えん堤や待受擁壁等の整備を強化すること。

また、警戒避難体制の整備を推進するため、急傾斜地崩壊対策など土砂災害対策事業に本格的に取り組むこと。

(3) 「空き家」問題への対応

① 空き家への住宅用地特例の適用対象の適正化

固定資産税及び都市計画税に関する住宅用地特例の適用除外措置について、特定空き家等に限定せず、それ以外の空き家にも適用除外を可能とすることを国に強く要望すること。

② 空き家対策の推進

「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空き家対策を総合的に推進できるよう、「空き家発生予防手引」を市町や各種団体等を通じて啓発すること。また、空き家バンクの周知や登録する際、相続や境界の画定、図面の有無等の課題について、市町への指導を行うこと。

③ 既存住宅の有効活用

地域創生の実現の観点から、既存の住宅ストックを若年・子育て世帯の移住・

定住の受皿や福祉拠点等として活用するため、市町(政令市・中核市含む)や関係団体と連携し、既存の住み替え支援制度を利用するために必要な改修への更なる支援等を促進すること。

④ 空き家の民泊活用の促進

外国人観光客の多様な宿泊ニーズに対応できるよう、条例上民泊が可能な地域における空き家の民泊活用を推進し、成功事例について県内での水平展開を図ること。

⑤ 住宅リフォーム等の推進

地域創生の観点から、住宅リフォーム環境の整備、リフォーム相談等の充実に加え、国が実施する中古住宅へのリフォーム工事費補助等を活用して空き家の解消を促すなど、市町や関連団体と連携した取組を進めること。また、テレワーク、シェアオフィス、コワーキングスペース、シェアハウス等に活用する場合のリフォーム費用にも利用できるように助成制度を見直すこと。(政令市・中核市含む)

⑥ 解体費用補助額の増額

倒壊などにより危険が及ぶ恐れがある空き家の解体に対する市町の補助制度の更なる利用促進を図るため、市町に対する補助額の増額を行うこと。また、制度の利用促進を図るために県の認定基準の緩和を行うこと。

⑦ 新たな条例の創設と助成制度の拡充

空き家問題が常態化するなか、空き家利用を進めるための用途変更などの規制緩和を盛り込んだ条例を早急に制定する(政令市・中核市も含む)とともに、国に対しても必要な支援や規制緩和を行うよう強く要望すること。また、危険空き家の解体を促進するための助成制度の拡充と要件緩和を行うこと。さらに、兵庫県建築基準条例第2条に適合する擁壁等の建築の除却等には莫大な費用が必要となり、空き家・空地として放置されているため現助成制度の補助額を拡充すること。

(4) 住宅団地の再生

高齢化率が高い団地等に若者世帯が入居しやすいように、リフォームに対する支援を拡充すること。

(5) 土砂災害特別警戒区域の対応策

土砂災害特別警戒区域の指定がされる中、危険住宅の移転等への補助を行う国の「住宅・建築物安全ストック形成整備事業」では、所有者の負担が大きいため、更なる補助額の嵩上げを国に要望するとともに、県においても補助額の嵩上げを行うこと。

2 公共交通・バリアフリーの充実

(1) 公共交通の維持・活性化

① 地域公共交通の維持・活性化

「ひょうご公共交通 10 年計画」に基づき、県民の生活交通を支える鉄道やバス等の地域公共交通を基本に、コミュニティバスの運転手不足を補う人材育成を支援するなど、地域の実情に応じた公共交通の利便性の向上に努め、利用を促進すること。

② 鉄道空白地域の交通網充実

鉄道空白地域である淡路島における島内バス交通網と長距離都市間高速バスとの連携・充実が図れるよう支援すること。また、既存停留所やスマートインターチェンジを活用し、島内での停車便数を増やすよう事業者と連携して進めること。

③ 地域生活路線の利便性向上

バリアフリー化について、乗降客の多寡による整備推進ではなく、複数路線の接続駅(和田山駅等)や市の拠点駅(柏原駅等)であるといった駅の特性や、沿線住民の利用状況、年齢構成、沿線の福祉施設の有無等により柔軟に整備推進を図ること。鉄道事業者が国のガイドライン以上のバリアフリー化に難色を示す場合においては、県や市町の補助率をアップさせるなどにより実現に向けた取組を強化すること。

また、但馬地域と中国地方とを結ぶJR山陰本線・浜坂駅への特急列車の直接乗り入れ及び播但線の全線電化の実現を、JRに対して強く働き掛けること。

④ 神戸電鉄粟生線への支援

地域住民の重要な交通手段である神戸電鉄粟生線存続のため、鉄道資産の保有・維持・管理、更新等の固定的経費の負担軽減を基本とした維持存続策(上下分離策を含めた)を推進するとともに、国や沿線3市と策定する次期の「神戸電鉄粟生線地域公共交通計画」について、広域的行政を担う立場から合意形成が速やかになされるように協議を進めること。

⑤ ポストコロナ社会を見据えた地域鉄道への支援策

ポストコロナ社会における働き方やライフスタイルの変化(テレワークの拡大や公共交通機関の利用控え等)による鉄道利用者の減少に対する支援策を構築・拡充すること。

(2) ホームドア設置の促進

障がい者や高齢者の線路への転落や電車との接触事故を防ぎ、朝夕の混雑時や駅のホームが狭い場合でも、誰もが安心して鉄道を利用できるよう、乗降客数要件や補助対象事業費の上限を撤廃し推進してきたが、鉄道事業者や市町と

連携して、駅のホームドア設置を加速化すること。

(3) バリアフリー化の推進

① 公共施設等のバリアフリー推進

駅や公共施設などのバリアフリー化の一層の推進、幅広く段差のない歩道の整備や橋梁の歩道整備、電柱の地中化などによる車いす移動の容易化、道路横断の安全の確保などを図るとともに、公共住宅等のバリアフリー化を推進すること。

② 高齢者・障がい者にやさしいタクシーの導入促進

高齢者や障がい者の移動円滑化のために導入が期待されるUDタクシーの普及・導入に対する支援制度を創設すること。

3 道路交通網の整備

(1) 道路ネットワークの充実・強化

① 基幹軸道路の早期整備

県民の経済・社会活動を支え、救急救命活動や大規模災害の際には「命の道」となる、北近畿豊岡自動車道や山陰近畿自動車道などの基幹軸道路の整備を促進すること。

② 大阪湾岸道路西伸部の早期整備

関西圏へのひと・モノの流れを創出し、関西・神戸の創生につながる大阪湾岸道路西伸部(9期)の早期整備に向けた国直轄道路事業の予算確保及び「みなど神戸」にふさわしい景観の創出、休憩施設等の整備を国に要望すること。

③ 名神湾岸連絡線の整備

関西3空港へのアクセスの向上や、阪神高速道路神戸線の慢性的な渋滞解消につながる名神湾岸連絡線は、大阪湾岸道路西伸部との同時供用開始できるよう、早期整備に向けた予算確保及び有料道路事業導入による早期整備を国に働きかけること。

また、事業を円滑に進めるため、地域関係者に丁寧な説明を行い移転対象となる企業への在り方検討について支援すること。また、市街地及び海辺を横断する長大な高架構造物であり、景観に与える影響が大きいことから、設計段階から専門家・西宮市などと十分に協議して事業を進めること。

④ 播磨臨海地域道路の整備

全国でも有数のものづくり拠点である播磨臨海地域の渋滞解消をめざす播磨臨海地域道路の早期事業化の着手に向け、国に働きかけるとともに、具体的なルート選定にあたっては、地元企業等の事業活動に支障を来さないよう十分に配慮すること。

⑤ 地域基幹道路の整備促進

地域の交流や暮らしを支える生活道路の役割を担う地域基幹道路については、緊急で即効性のある維持補修に努めるとともに、未整備区間の早期整備や渋滞解消対策、歩道の整備、問題踏切の解消をはじめ、歩行者や自転車が安全で快適に通行できる道路として整備を進めること。

⑥ 高速道路料金の割引格差是正

本州四国連絡高速道路と他の高速道路との料金体系の統一を図るとともに、料金割引については、観光振興、物流対策、通勤利用などの視点を重視し、大口・多頻度割引や、淡路島内住民利用割引など割引格差是正を引き続き国に対し求めること。

⑦ 播但自動車道の料金設定の見直し

播但自動車道については、通勤や日常生活における利便性を向上させるため、利用しやすい料金設定の検討を進めること。

4 関西3空港・神戸港の発展

(1) 空港・港湾の機能強化

① 神戸空港・伊丹空港の機能拡大

神戸空港はポストコロナの航空需要に対応するため、引き続き発着枠の拡大、運用時間の延長、空港アクセスの強化、プライベートジェットの受入推進、国際線就航について、また伊丹空港における国際便運航制限の緩和について、その実現に向けた関西3空港懇談会での協議を加速させること。

② コウノトリ但馬空港の東京国際空港直行便の開設実現

コウノトリ但馬空港から東京国際(羽田)空港への直行便の開設の実現に取り組むこと。

③ 国際コンテナ戦略港湾・阪神港の競争力強化

国際コンテナ戦略港湾・阪神港について、ハブ機能強化に向けたインフラ整備への集中投資と集荷機能強化への支援、規制や税制に係る特例措置の実現等を国へ強く求めるとともに、モーダルシフトの推進に配慮しつつ、利用料の大幅引き下げ、内航フィーダー網の充実強化等により国際競争力を強化すること。

④ フェリー・旅客船の維持・存続のための支援策

コロナ禍で苦境に陥っているフェリー・旅客船事業者に対し、港湾使用料の減免や、船舶を利用する観光需要喚起の振興策等を実施し、事業を維持・継続していけるよう支援すること。

また、コロナ対策の強化によりこれまでの補助等では足りない状況があるので追加の支援策を講じること。

5 県内建設業者・運輸事業者の振興

(1) 県内建設業者の振興と担い手確保

① 社会資本整備の計画的推進と工事発注の平準化

地域におけるインフラの維持管理や、災害対応等を担う建設・土木関連企業が中長期的な建設投資見通しのもとで着実に企業経営に取り組むことができるよう、今後とも社会資本整備の計画的推進、公共事業予算の安定的確保に努めるとともに、限られた人材を有効活用できるよう債務負担行為を積極的に活用して、工事発注を平準化すること。

② 建設技能者の担い手育成の推進

建設技能者の深刻な担い手不足を解消するため、三田建設技能研修センター等の施設や業界団体が行う担い手の確保・育成に向けた取組をより一層強力に支援すること。

③ 若年入職者の確保・育成

建設業における若年入職者の確保・育成のため、国の実施する「建設労働者緊急育成支援事業」の事業期間の延長について要望すること。

④ 県内企業の公共工事受注機会の確保

県下中小企業が公共工事受注機会を確保できるよう、分離発注等による入札・契約制度の運用、技術・社会貢献評価制度の更なる拡充、予定価格の適正な設定、土日に休暇を取得できるような円滑な工事施工について特段の配慮をすること。

特に設計業務については、入札参加率が50%台で推移し、落札率が件数ベースで27%、金額ベースで20%（令和元年度ベース）と低くなっており、県内企業の受注拡大が更に図られるように取り組むこと。

⑤ 公共工事設計労務単価の引き上げ

設計労務単価の上昇が下請企業を含めた労働者の賃金に反映されることから、公契約条例を制定した上で単価の引き上げを行うこと。また、「県契約における適正な労働条件に関する要望」について、公共工事労務単価を基準とした賃金下限額を設定すること。

⑥ アウトソーシングの活用

電気工事免除交付業務など多くの都道府県がアウトソーシングしている業務は積極的にアウトソーシングに切り替えること。

(2) 県内運輸事業者の振興

① 運輸事業振興助成金の全額支給

「運輸事業の振興の助成に関する法律」に基づき運用されている運輸事業振興助成交付金について、全国で兵庫県と大阪府のみ全額支給されていない状況

を解消し、兵庫県トラック協会に対して運輸事業振興助成金を全額支給すること。

② 市街化調整区域における運輸営業用施設の設置

ネット通販利用拡大をはじめ、年々多様化する輸送需要に県内運輸事業者が対応するため、配送センター整備が急務であるが、市街地での用地取得が困難であることから、市街化調整区域での営業用施設の設置がスムーズにできるよう、開発許可に関する柔軟な運用を行うこと。

6 通学路対策の推進

通学路の安全確保を図るため、教育委員会・保護者・警察・道路管理者・地域などが連携して行う合同点検の結果をもとに、通学路における歩道、ガードレール、横断歩道、歩道橋、速度制限標識や自転車専用道等の早期の整備・改修を図ること。

7 急傾斜地崩壊対策事業の受益戸数等の採択要件の緩和

がけ崩れ災害から県民の生命と財産を守るため、現在、受益戸数等5戸以上となっている急傾斜地崩壊対策事業の採択要件を緩和すること。

8 県土整備部その他要望事項

(1) 道路ネットワークの充実・強化

- ① 阪神間の南北主要幹線道路である都市計画道路尼崎宝塚線、国道176号生瀬道路等の整備促進
- ② 国道176号「名塩道路」(生瀬工区及び東久保工区)の早期完成と、完成時期など事業見通しの公表
- ③ 国道2号「土山」交差点の改修整備の推進
- ④ 国道175号「東播丹波連絡道路」について事業中區間および計画中區間の重要物流道路への指定並びに、西脇北バイパスの整備促進、調査中區間(西脇市黒田庄町から丹波市氷上地域間)の早期事業化を向け、国への働きかけと整備促進
- ⑤ 都市計画道路山手線と接続する三国塚口線の早期共用に向けた事業促進
- ⑥ 県道等の整備
 - (ア) たつの市：揖龍南北幹線道路(JR姫新線大鳥踏切から吉島地区)の整備推進、本竜野停車場線の拡幅(歩道整備)整備推進
 - (イ) 赤穂市：国道250号・赤穂佐伯線・高雄有年横尾線の整備推進
 - (ウ) 相生市：竜泉那波線の整備促進、国道250号線の歩道整備(鰯浜から

旭一丁目までの3.7km)、拡幅整備(坂越橋付近から南野中三叉路まで)

(エ) 佐用町：国道373号線、県道上福原佐用線、上三河平福線、千種新宮線、若桜下三河線の整備推進

(オ) 宍粟市：国道429号線・養父宍粟線の拡幅改良、志引峠・宍粟新宮線(山崎町下比地から新宮町高山間)のトンネル化、県道加美宍粟線・宍粟香寺線・田井中広瀬線のバイパス化、森添三方線の高見橋橋梁替え、一宮生野線の待機場所設置、宍粟下徳久線歩道整備、宍粟新宮線の交差点整備(山崎町下広瀬)

(カ) 洲本市：洲本五色線、鳥飼浦洲本線、広田洲本線、多賀洲本線の整備促進

(キ) 南あわじ市：阿万福良湊線(丸山バイパス含む)の整備促進

(ク) 淡路市：生徳育波線(全線二車線化)、富島久留麻線、尾崎志筑線、福良江井岩屋線、志筑郡家線の整備促進

(ケ) 姫路市：県道白浜姫路停車場線の阿保橋西詰から東詰、国道312号の姫路天神前交差点の渋滞対策、国道2号の市川橋以東の早期整備事業化

(コ) 尼崎市：新規臨港道路(東海岸町神地区から末広地区)の早期整備事業化、県道57号玉江橋交差点以南の拡幅及び南伸計画の早期決定と整備促進

- (2) 無電柱化の推進など、避難路の確保等の防災対策や良好な景観の形成等に向けた道路整備の推進
- (3) 尼崎運河の再生に伴う自転車専用道路及び駐車場の整備促進と道の駅の整備
- (4) 合同庁舎開設による利用者増や、今後の総合衛生学院の新長田移転や神戸市の駅前広場のバスターミナル化計画を踏まえ、JR新長田駅への快速電車停車実現と東口改札の復活に向け、神戸市と連携したJRへの働きかけの強化
- (5) JR元町駅西口構外北側階段におけるエレベーターの設置
- (6) JR姫新線及び播但線の増便など、JRの利便性向上等についての関係機関への働きかけの継続
- (7) 阪急武庫川新駅の早期整備に向けた関係機関への支援
- (8) 神戸電鉄粟生線の存続に向けた支援の継続
- (9) 県における運輸事業振興助成交付金の10%削減を解消し、全額交付すること
- (10) 旧耐震基準の住宅の耐震化のさらなる推進及び震度6強以上の地震を受けた新耐震基準の住宅への診断費用等の支援創設
- (11) 大規模多数利用建築物などの耐震化の着実な推進
- (12) 県条例で定める総合治水対策に関わる各市町への財政支援
- (13) 地籍調査の進捗率向上に向けた事業推進
- (14) カーテン及びカーテンレール・ブラインド等の納入について、設置工事を伴うため、工事の請負として扱うとともに、入札最低制限価格を設定

- (15) 浸食が進む淡路島の海岸（特に、厚浜海岸、西浦海岸）の回復と保全の国への働きかけ
- (16) 明石港の公共ふ頭及び展望公園をはじめとした明石港周辺の再整備促進
- (17) 淡路地域、尼崎 西宮港など重点整備地区の津波防災対策の着実な推進
- (18) 瀬戸内海クルーズなど内航クルーズ船誘致受入環境の整備推進
- (19) J R須磨駅南出口におけるエレベーターの設置
- (20) 揖保川の支流、蟠洞川の越水による浸水被害対策として、合流点の改善整備
- (21) 21世紀の森にある神鋼棧橋を利活用したキャンプ場の整備等の魅力づくり
- (22) 建築物等への駐輪場整備の付置義務の推進
- (23) 道路施設等の定期点検におけるインフラ調査士等資格者の活用促進
- (24) 電気設備工事の分離分割発注の実現について、各市町へのさらなる周知徹底
- (25) 河川等のインフラの整備
 - ① 猪名川及びその支流の河川整備の推進
 - ② 千種川及び加里屋川の河川整備の推進
 - ③ 鞍居川の河川改修事業の推進
 - ④ 洲本川、都志川、鳥飼川水系における河川の適正な維持管理
 - ⑤ 群家川、山田川、生穂川等の浸水対策
 - ⑥ 菅野川河川改修の推進
 - ⑦ 市川、夢前川、船場川（手柄工区）水尾川、八家川の河川整備の推進
 - ⑧ 船場川の自動集塵機の整備
 - ⑨ 野田川、八家川の排水機場のポンプ増設（追加：柴田）
- (26) 関西国際空港から有馬温泉への直行便の推進
- (27) 淡路島への観光客利用促進を図るため、明石海峡大橋の料金低減化の推進
- (28) 山田川河口部東側の防潮堤整備
- (29) 姫路港・家島港（網手地区）整備事業の推進
- (30) 明石市・道路事業者との連携による第二神明道路の明石サービスエリアへのスマートインターチェンジの設置
- (31) 民間シェルター等での一時保護が終了した、DV被害者やその家族が安心して生活できるよう、県営住宅への入居について許可するよう検討すること。

VI 企業庁

1 企業庁要望事項

- (1) 立地インセンティブを活用した播磨科学公園都市への積極的な企業誘致の促進
- (2) 淡路津名地区産業用地について、「あわじ環境未来島構想」の実現を目指した取組に沿った企業等のさらなる誘致促進

- (3) 播磨科学公園都市（2・3工区）への企業誘致の促進
- (4) ひょうご情報公園都市（山陽自動車道北側）の進度調整地の活用検討
- (5) 播磨科学公園都市での自動運転実験のさらなる推進
- (6) S D G s の取組内容をより充実すること

VII 病院局

1 がん対策の推進

(1) がんサポート対策の推進

県立がんセンター及びがん診療連携拠点病院において、患者と家族の不安や困りごとに対するワンストップ相談窓口の設置、緩和ケア体制の充実強化、AYA世代支援体制強化、ピアランスサポート機能強化などサポート体制の推進を図ること。

(2) 県立がんセンターの機能強化

県立がんセンターのあり方検討委員会の最終報告書に基づき、県内がん医療のリーディングホスピタルにふさわしい、他の医療機関のさきがけとなるようなA I やI C Tの積極的な活用など、最先端のがん医療への対応を図るとともに、患者ニーズに即した病床スペースの確保やアメニティの充実など、患者本位の病院となるよう、地元市・医師会とも連携しながら整備計画を策定すること。

2 障がい者への支援強化

全県立病院に、手話などで障がい者からの相談に対応できる受付コンシェルジュを配置すること。

3 新型コロナウイルス感染症など感染症対策

今回の新型コロナウイルス感染症対応における経験を踏まえ、オンライン診療等（処方箋の発行）の実施、オンライン面会の実施、感染症対策に必要な医療備品（N95 マスク・防護服など）の備蓄、院内感染防止対策の強化に取り組むこと。

4 病院局その他要望事項

- (1) 県立西宮病院と西宮市立中央病院の統合病院における通院や救急搬送のための周辺整備
 - ① 老朽化した阪急電鉄今津線の阪神国道駅の再整備の推進
 - ② J R 新駅設置と阪急電鉄今津線との乗り換えの利便性向上の検討
 - ③ J R 神戸線の南北をつなぐ通路の早期着手
 - ④ 統合病院出入口となる南側2号線東行交差点の整備

Ⅷ 教育委員会

1 教育の充実

(1) 時代変化に適応した教育の推進

① 魅力ある県立高校づくりの推進

「ひょうご未来の高校教育あり方検討委員会」の報告に基づいて策定される実施計画及びその取組については、各首長からの厳しい意見が出されていることを踏まえ、各学区内地域に丁寧な説明を行い、推進すること。

また、「ひょうご未来の高校教育あり方検討委員会」の報告を踏まえ、来年度より実施予定の県立高校改革においては、私立高校に対する影響について十分配慮し、複数志願選抜の入試制度の見直しや、兵庫県の多様な高校教育の実現に向けた改革とすること。

② ICT等を活用した新しい教育の推進

GIGAスクール構想による「1人1台端末」環境の整備が進み、教育現場において本格的なICT等を活用した教育が始まっているが、市町、学校、教員間において格差が生じないよう、ICTを活用した指導方法についてスピード間を持って向上を図ること。教員の研修においてもICTを積極的に活用し、ICT教育のメリットを実感できるような研修を行うこと。

また、専修学校・専門学校・フリースクール等への同様の支援やICT環境維持管理経費への財政支援を国に要望すること。

③ 小中一貫教育の推進

義務教育9年間の教育活動を理解した上で、学力の向上を目指し、「中一ギャップ」・いじめや不登校などの教育問題に対応するため、全県下に小中一貫教育を推進すること。県内3地域での小中一貫教育調査研究事業の成果を踏まえ、各市町における小中連携・小中一貫教育の取組を積極的に支援していくこと。

④ 多様な教育ニーズに対応できる中高一貫教育の推進

高校入試がない中高一貫教育のメリットを活かし、多様な教育ニーズに対応できる県立学校を増やし、兵庫県の教育レベルや教育の魅力を高める取組とすること。

⑤ グローバル人材教育の推進

語学教育の強化や国際交流機会の拡大等により、国際的に活躍できる人材育成の取組を強化し、引き続きスーパーグローバルハイスクール校の拡充を図ること。

⑥ 持続可能な開発教育の推進

2015年9月の国連サミットで採択された「SDGs」(持続可能な開発目標)の考え方についての教育を推進すること。

また、環境や多文化への理解を深める教育を行い、持続可能な社会を目指す国際的人材を育成する取組である「国連持続可能な開発のための教育」を実践するユネスコスクールについて、引き続き県内の中学校・高等学校へ周知及び普及促進を図ること。

⑦ 栄養教諭の配置促進

小学校及び中学校の県費負担栄養教諭については未配置校が多数存在しているため、養護教諭や食育担当教諭がアレルギー対応の責務を担っており、業務過重となっている。食育の一層の推進及び学校における食物アレルギー対応の充実のため、栄養教諭を全校に配置できるように定数の拡充に努めること。

⑧ 薬物乱用防止のための教育の充実強化

危険ドラッグや、一部の国等で合法化され罪悪感や危険性の認識の低下が指摘されている大麻などの薬物乱用防止のため、薬物に対する正しい知識、危険性を理解させるための教育を充実強化すること。

⑨ 主権者教育の充実

政治に対する関心を高め、政治的中立のもと、積極的に社会参加する力を育むため、教員の指導実践研究を検証しながら、初等中等教育における主権者教育を推進すること。

⑩ 社会保障制度に係る学習の推進

社会保険労務士等の専門家による学校教育における年金・介護・医療保険など、社会保障制度に係る学習の重要性、有用性を学校長に周知し、更なる推進を行うこと。

⑪ 多文化共生社会の実現を目指す教育の推進

特定の人種や民族に対して差別や憎しみをあおる言動であるヘイトスピーチについて、いわゆるヘイトスピーチ規制法の趣旨に基づき、教職員が人権尊重を基盤に、多文化共生社会の実現を目指す教育を推進すること。

⑫ 子ども多文化共生サポーター派遣事業の拡充

来日して間もない外国人児童生徒の生活適応や、日本語指導が必要な児童生

徒の進路保障に向けた学習支援・学習補助が十分に行えるよう、子ども多文化共生サポーター派遣事業の更なる拡充を行うこと。

- ⑬ 小学校プログラミング教育の円滑な実施に向けた整備
プログラミング教育の課題を整理し、教員の負担や児童の学習効果等について検証し、改善を図ること。
- ⑭ 学校外から講師を招いて行う授業にかかる経費の確保
消費者教育、がん教育、社会保障教育等、専門家を招いて授業を実施する場合の経費について、交通費や謝金等の予算を確保すること。
- ⑮ 県立高校入試における追試の実施
平成28年に文部科学省が都道府県教育委員会などに急病の受験生への「特段の配慮」を求める通知を発信している。その後多くの都道府県において入試当日にインフルエンザ等急病により受験できなかった生徒が、後日追試験により受験機会を確保するよう配慮を行っているが、本県は複数志願選抜等により入試日程が他府県に比べて遅いことを理由に「特段の配慮」を実施できていない。来年度から実施予定の高校教育改革により追試が実施可能なように改善をはかり、急病の受験生への「特段の配慮」を行うこと。
- ⑯ 県立高校の複数志願選抜制度による入試制度の改善
県立高校の複数志願選抜制度による入試制度は、私学の入試に大きな影響を及ぼしている。県立高校入試前期の「推薦入学・特色選抜」の出願と検査の間に実施される私学入試で、私学に合格した場合に私学進学を希望する生徒は、県立高校に出願していたとしても検査を欠席すれば私学に行くことができるとしているが、口頭のみでの説明となっているため、出願の案内書面等に明記してその旨の周知徹底をはかること。
また、生徒の進学先選択の自由度を高める上では、私学合格者が県立高校の「推薦入学・特色選抜」の検査を受検し、その合否判定の後に、私学に行くのか県立に行くのかを判断できるように入試制度の改善を行うこと。

(2) 教員の資質、指導力向上

- ① 教員の能力向上対策と倫理観の醸成
教科指導や生徒指導における教員の能力向上のため、研修等の強化を図るとともに、教員による不祥事の根絶に向け、高い倫理観と使命感の醸成に努めること。
- ② 教員の多忙化対策の強化
授業以外の事務や会議など、学校業務の改善に努め、教員の多忙化対策の充実強化を行うこと。また、スクールサポートスタッフや、部活動指導員の積極的な活用を図るなどサポート体制を確立するとともに、DXによる業務の抜本的な効率化等に取り組み、これらに必要な財政支援を行うこと。
また、部活動指導員の人材確保のために、専門知識や経験を有する人材の発

掘を進めること。

- ③ 若手教員の指導力向上
若手教員の教科指導・学級運営等の指導力向上のため、継続してベテラン教員や再任用教員を活用し、学級経営指導員の充実を図ること。
- ④ 教員採用試験の工夫・改善
教員採用試験において非常勤講師等、ある一定の実務経験のある受験者や社会人経験のある受験者に対しての採用条件の優遇措置等、工夫・改善を図ること。

(3) 安全・安心な教育環境の整備

- ① いじめ対策の強化
「いじめ対応マニュアル」の周知徹底を図り、いじめやその兆候を早期に発見し、学校現場において迅速かつ適切に対処することができるよう、「学校支援チーム」や「市町スクールソーシャルワーカー配置補助事業」など各取組の効果ある実施を図ること。
 - ② アレルギー性疾患対策の推進
学校におけるアレルギー疾患対応マニュアルの活用を徹底し、学校現場でのアレルギー性疾患対策を推進すること。特にエピペン等を用いた児童生徒のアナフィラキシー発症時の緊急時対応について、教員等への研修を拡充すること。また、学校給食でのアレルギー対応のメニューなど充実を図ること。
 - ③ 学習環境の改善
老朽施設の改築・長寿命化、特別教室や避難場所指定されている体育館への空調設備の整備、洋式トイレへの改修及びエレベーターの設置の支援・促進を図り、緊急時の避難所としての役割も考慮し、学校のバリアフリー化を推進すること。特に、特別支援学校分教室等の併設高等学校には必ずエレベーターを設置すること。
 - ④ コミュニティ・スクールの設置推進
子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクールの設置について、各市町に対し、積極的な働きかけを行うとともに、成功しているモデル事例の情報を発信・共有すること。
 - ⑤ 性暴力被害への対応
生徒が安心して相談できる環境整備と性暴力支援センターや警察等の各種支援団体と連携協定を締結し、性暴力被害生徒への迅速かつ的確な対応を行える支援体制を構築すること。また、担当教諭への指導・教育を徹底すること。
- ## (4) 特別支援教育の充実（環境・体制の整備）
- ① 特別支援学校の整備
特別支援学校の教室不足の解消等ハード面での整備では、県立むこがわ特別

支援学校・阪神北地域新設特別支援学校（仮称）の早期開校に向けた整備を推進するとともに、生徒数の増加により校舎の狭隘化が進む東播磨地域などでも計画的に整備を進めていくこと。

② 受入体制の充実

知的障がい特別支援学校に身体障がいがある生徒が通えるように再編する等障がいの種別に特化せず多様な障がいへの対応を進めるなど、受入体制を引き続き充実させ、障がいの重度・重複化や多様化等の個々の児童生徒ニーズに応じた教育の充実、教員の専門性向上等を推進すること。

③ 指導担当教員の増員

通常学級に在籍している軽度発達障害等の児童生徒への校内支援体制を確立するため、通級による指導を担当する力のある学校生活支援教員の増員などの人的配置強化を推進すること。

④ 特別支援教育コーディネーターの配置拡充

児童生徒・保護者及び医療・福祉などの関係機関との連携を図るため、学校の窓口、連絡調整役である「特別支援教育コーディネーター」の専任配置を推進すること。

⑤ 就業支援推進事業の拡充

卒業後に備えた自立教育及び就業支援（キャリア教育・就労支援推進事業等）を拡充すること。

⑥ インクルーシブ教育の推進

子どものころから障害のある子と、ない子がともに学ぶことは共生社会を創るには大変重要であるため、県として共に学べる教育環境の整備を推進し、特別支援学校教員の技術向上と計画的な人材育成を行うこと。また、市町教育委員会を支援するとともに、国に対しては必要な措置を行うよう強く要望すること。

⑦ 特別支援学級への対応

特別支援学級は、一人一人の生徒の障がいに違いがあり、学級運営が困難な場合があることから、県としても課題解決に取り組み、現場の実情に応じた柔軟な対応が可能となるように加配について国に要望すること。

⑧ 「専攻科」の設置

大人への成長の過程をよりゆとりあるものとするため、特別支援学校高等部に「専攻科」を設けるよう国に働きかけるとともに、兵庫県が先行して実績づくりを図ること。

⑨ 医療的ケアを必要とする児童生徒への支援

本年成立した「医療的ケア児支援法」に基づき、県として早急に市町間による格差なく学校や保育所に看護師が配置できるよう取組むとともに、「医療的ケア児支援センター」を設置し、学校と医療・福祉が枠を超えて連携する体制作りを積極的に推進すること。

⑩ 障がいのある子どもの専門的な指導と地域での学びの両立

特別支援学校に在籍しながら、地域の学校とつながりをつくる取組を推進すること。また、学校園内外での支援体制の充実も図り、切れ目のない支援の推進を行うこと。

⑪ 精神保健福祉士との連携について

児童生徒の発達段階に応じた人権教育や保健教育と合わせて精神保健教育を実施すること。また、児童生徒の悩み等は学校医やスクールカウンセラーが実施しているが、精神的な悩みには精神保健福祉士などの専門家へ迅速に連携できる体制を構築すること。

(5) 私学教育への支援（再掲）

兵庫県公教育の一翼を担う私学に対し、生徒数の大幅な減少により多くの学校が赤字となっている学校経営の健全化や、ICT教育環境の整備、令和元年の消費増税分を授業料転嫁ができていないこと、耐震化や環境・省エネルギーに対応した施設整備等のため、経常費補助の大幅な拡充を図ること。

また、「ひょうご未来の高校教育あり方検討委員会」の報告を踏まえ来年度より実施予定の県立高校改革においては、私立高校に対する影響について十分配慮し、複数志願選抜の入試制度の見直しや、県立と私学の生徒比率の適正化に配慮した定員設定等、兵庫県の多様な高校教育の実現に向けた改革とすること。

(6) 多様な学びの推進

① 学校に行けなくなった子どもたちが安心して学べる環境づくり

近年、不登校児童・生徒が増加しており、その原因分析と対応策を作成すること。また、教育機会確保法の施行を受け、「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」の広報と活用が正しく推進されているか検証・検討すること。更に、学校と民間施設の連携強化、フリースクール間の交流や親の会の充実などによって学校以外の多様な学びを推進し、不登校やひきこもりで学校に行けなくなった子どもたちが安心して学べる環境づくりを更に推進すること。

また、不登校児童・生徒に対し、ICTを活用したオンライン授業等による学びの場の提供についても積極的に推進すること。

② 夜間中学校の拡充

基礎学力を身につけるために学び直しの場として、また外国人への教育の場として、夜間中学校に広域的かつ多くの方を受け入れることができる体制をつくること。具体的には、既存の神戸市と尼崎市にある夜間中学校で広域的に生徒を受け入れる体制を作るとともに、播磨地域や但馬地域へ分教室を設置すること。

③ 多部制高校の拡充

進学希望者のニーズを考え、各部の定員を改めて検討し、また在学中の部の移動等、生徒の希望に応じた環境づくりを推進すること。

(7) 児童生徒の“心のケア”の推進

① ストレス対処法特別授業の早期実施

新型コロナウイルス感染症などの差別・誹謗中傷を防ぎ、病気への正しい理解を促す「ストレス対処法（ストレスマネジメント）を学ぶ特別授業」の実施を推進すること。また、実施状況やアンケート調査の結果を踏まえた評価を行うこと。

② スクールカウンセラー配置の促進

特別授業の拡充・子どもたちが安心して相談できる体制・家庭地域連携支援など拡充するため、スクールカウンセラーの配置の促進を行うこと。

2 通学路対策の推進（再掲）

通学路の安全確保を図るため、教育委員会・保護者・警察・道路管理者・地域などが連携して行う合同点検の結果をもとに、通学路における歩道、ガードレール、横断歩道、歩道橋、速度制限標識や自転車専用道等の早期の整備・改修を図ること。なお、その進捗状況については教育委員会がまとめて、着実な整備を推進すること。

3 スポーツ立県ひょうごの推進

(1) スポーツ振興施策の推進

① スポーツ人口増加に向けた取組

県民が生涯にわたって活発にスポーツに親しめるよう、地域スポーツクラブの設立支援やスポーツ指導者の養成を行うなど、環境整備をさらに推し進めること。

② 学校体育関係を除くスポーツ行政の教育委員会から知事部局への移管

多面的な価値をもつスポーツ行政をより効果的・一体的に推進するため、教育委員会が所管しているスポーツ行政のほか、スポーツツーリズムや障がい者スポーツなどのスポーツ関連施策の知事部局へ移管すること。

③ 国際スポーツ大会の誘致

スポーツ立県ひょうごを推進していくため、国際大会が開催可能なアリーナ施設の整備など、国際スポーツ大会誘致に向けて、環境整備を推進すること。

④ スポーツ選手の育成

オリンピックや世界大会で活躍するような選手を育成するため、トップレベル競技者が強化活動に専念できるトレーニングセンター施設の整備を推進すること。

(2) アーバンスポーツの環境整備

東京オリンピックの公式な競技として採用されたBMX、スケートボード、スポーツクライミングをはじめ、3x3、パルクール、インラインスケートなどのアーバンスポーツが今、世界中から熱い視線を集めている。スポーツ立県を目指す本県においても、アーバンスポーツ施設の環境整備を県立公園なども含め推進し、県民が気軽に親しめるようにしつつ、大会誘致等により地域創生にも資する取組みを推進すること。

4 教育委員会その他要望事項

- (1) 職業高等学校における就職促進のための最新機器等の整備更新の実施
- (2) 教科指導力向上のため、専門指導者の複数学校兼務・併任（兼務）の実施
- (3) 避難所となる体育館への空調設備の早期設置の実施
- (4) 本年3月に策定した、『不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン』について、県内市町の教育委員会への普及を進め、子どもたちの人間的成長や学習活動をサポートしていくこと
- (5) 重症心身障がい児が安心できる神戸特別支援学校の教育環境の整備
- (6) 県立工業高校における専門的・実践的な学習内容の充実
- (7) 2022年度新入生から予定されている県立高等学校の生徒に対するタブレット端末購入費については、自費購入が困難な世帯に対しタブレット費用負担の軽減に努めること

IX 警察本部

1 安全・安心の地域づくり

(1) 警察体制の整備

① 人材の育成・確保

警察官定員の充足に向け、新規採用のあり方について、即戦力となる専門職採用の拡充も含め、警察業務の魅力等の積極的な情報発信、志望者の適性の見極め手法や面接官の資質向上等の改革を進めるとともに、若手警察官の育成・定着を

図るためのフォロー体制を強化し、人材の確保・育成を強化すること。

また、退職警察官の積極的な再任用、女性警察官の比率目標を設定し、計画的な採用を進めることなどにより、多様なニーズに応える人材確保に努めること。

② 警察官の職務規律の徹底

警察官の職務倫理向上に向けた取組を強化し、県民から信頼される警察となるように努めること。高齢者・障がい者等への適切な対応を含め教養内容や職務訓練等について不断の改善に努めること。

③ 警察施設の整備推進

老朽化や狭隘状態になっている警察署や交番等の建替、大規模改修を計画的に推進するとともに、警察官（駐在所の家族も含む）に必要な機材や備品の充実を図ること。

加えて、女性警察官に配慮した専用トイレ・仮眠室等の職場環境整備や機材・備品の充実も図ること。

④ 交通安全施設の老朽化対策の推進及び整備方針等の周知浸透

信号機のLED化の推進を強化し、信号柱・制御機や標識など老朽化した交通安全施設の適切な維持管理・更新等のための予算確保を行うこと。また、路面標示の改修整備が遅れており早めの対策をすること。

⑤ 大規模災害発生時における災害警備体制の充実

今後、南海トラフ地震等の大規模災害の発生が見込まれる中で、災害発生時に情報の収集・分析、緊急交通路の確保、救出救助活動、避難誘導、検視、行方不明者の捜索等が円滑に行えるよう災害警備体制の充実を図ること。

⑥ 警察署等再編整備による効果の検証を生かした対策の実施

警察署等再編整備が実施され、再編地域における治安対策等や住民の不安解消がなされたのか、また、再編整備による効果が表れているのかなど管轄区域内の住民・署員などの意識調査や分析などを基に検証して更なる対策に生かすこと。

(2) 犯罪対策の強化

① 反社会的組織の撲滅

暴力団排除条例を効果的に活用し、暴力団事務所等の運営の禁止など行政命令等を積極的に発出すること。また、地域住民が主体的に取り組む暴力団追放運動に対する支援及び民事訴訟費用の補助や暴力団事務所の買取等、地元自治体や自治会等と連携して従来よりも踏み込んだ支援策を実施すること。

さらに、みかじめ料、用心棒料の授受等を直罰で禁止する改正条例に基づく取組を強化すること。

② 国際犯罪組織の取締り強化

増加する訪日外国人犯罪対策や不法滞在者の取締り強化とともにヤード対策を継続し、悪質・巧妙化する国際犯罪組織の実態解明を推進すること。

③ 少年非行への対策強化

低年齢化する少年犯罪防止に向け、学校・PTAと連携した学校行事での啓発や街頭指導および検挙活動等の対策を強化するとともに、犯罪を未然に防止するための声かけ運動等を推進すること。

④ 薬物乱用防止対策の強化

覚醒剤や大麻等の薬物乱用防止対策について、引き続き摘発、取締りを強化するとともに、ネット上の取引など密売・購入手法について潜在化・巧妙化が進行していることから、サイバーパトロールの推進など監視体制の強化を図ること。特に近年大麻による検挙者数が増加していることを踏まえ、健康福祉部と連携して若年層対策を最優先課題として取締りの強化に努めること。

(3) 地域の防犯対策の強化

① 子どもと女性を守る対策の充実強化

地域の高齢化や空き家の増加等の社会情勢変化に合わせ、子どもを守る110番の家・店・車の充実、見直しを図るとともに、レディースサポート交番の拡充を推進し、子どもと女性を守る対策を強化すること。児童虐待事案については、児童の安全確保を最優先し、こども家庭センターとの連携を強化すること。

② 防犯カメラ設置の推進

地域の防犯上、防犯カメラが必要な箇所について、警察が地域コミュニティに対し積極的に設置を推進して、防犯カメラの設置状況に地域格差が出ないようにフォローすること。

③ 巡回連絡やパトロールの強化

交番・駐在所等の警察官が各家庭や事業所（特に女性経営者の事業所や病院）を訪問することにより、犯罪の抑止や災害時などの迅速な対応が可能となることから、日ごろから巡回連絡やパトロールの強化に努め、地域の方々に「顔がわかるお巡りさん」として存在を示して体感治安の向上を図ること。

④ 110番通報登録制度の周知と強化

ストーカーやDVの被害者を守るために有効な110番通報登録制度の一層の周知を図るとともに、運用の強化を図ること。

(4) 犯罪対策・犯罪被害者支援の推進

① 初動対応の強化

「地域警察デジタル無線システム」の活用と、導入予定の新システムとの接続による情報共有に努め、初動対応の強化を図ること。

② サイバー犯罪対策の強化

サイバー犯罪に的確に対応し、ICT社会における県民の安心・安全確保を官民一体となって推進するとともに、関連犯罪の取締りを強化すること。特に、スマートフォンの普及など、急速なインターネット環境の変化によって増加している

SNSなどを利用した児童買春・児童ポルノ事件など、青少年の健全育成に悪影響を及ぼすサイバー犯罪の取締りと広報啓発活動の取組について更に強化すること。

③ 犯罪被害者等の支援強化

犯罪被害者等基本法の目的に基づいて、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図る施策・支援を犯罪被害者等早期援助団体等と連携強化して推進すること。併せて、被害者に対するマスコミの取材や報道等について、被害者のプライバシー保護の確保にも努めること。

④ 知能犯罪対策の強化

フィッシング詐欺や特殊詐欺など身近な知能犯罪から県民を守る対策及び取締りを強化し、発生件数、被害金額の減少を実現すること。また、県民への広報啓発活動を推進すること。

(5) 交通安全対策の推進

① 危険運転の取締り強化

あおり運転や飲酒運転の取締り強化と関係業界への啓発を推進するとともに、法令改正など取締り強化について広報すること。

② 高齢者等の運転事故防止

高齢者の自動車事故防止のため、運転免許証の自主返納を一層促進するとともに、意識障害の可能性があるドライバーへの運転免許証の交付・更新に対し、ライフスタイルの工夫や家族への助言等、慎重に対応されるよう対策を講じること。また、ハンドル型電動車いすに係る事故防止対策に取り組むなど、高齢者、子ども、障がい者等の交通弱者に配慮し、交差点改良や道路照明、通学園路への信号機設置など安全施設の整備を推進すること。

③ 住宅地の交通安全対策

住宅地、学校隣接地域等の安心・安全・快適な交通環境の整備を図るため、ゾーン30を積極的に推進し、地域住民・道路管理者・警察の3者による協議会等を立ち上げるなどの対策を講じること。また、可搬式速度違反自動取締り装置（オービス）を活用した取締りを強化すること。

④ 「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」等に基づく自転車事故防止策の推進

関係機関と連携して施行された条例内容の周知徹底を図るとともに、改正道交法に基づく自転車事故防止のための取締りや指導、交通安全教育の推進を図ること。

また、国土交通省と警察庁が改定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、自転車専用道等の整備を推進するとともに、関係機関と連携して自転車専用道の適正利用を図ること。あわせて、自転車保険への加入を促進

すること。

⑤ 高齢者講習などの講習体制の強化

高齢者講習について、団塊の世代が75歳以上となる数年後を見据え、受講体制の拡大を図り、高齢者がスムーズに受講できる体制を構築すること。また、原付免許取得時に必要となる実技講習においても、体制強化を図り、免許の即日交付が可能となるよう改善すること。

⑥ 信号機の撤去の検討

県警では学校の統廃合や人口減少などによる社会情勢の変化に基づき稼働率の低い信号機について撤去も含めた検討を進めているが、検討にあたっては地元自治会をはじめ学校、PTA、防犯協会等の関係者と丁寧かつ慎重な説明と議論を行い、撤去ありきではなく存続も視野に入れて検討すること。

⑦ 通学路対策の推進（再掲）

通学路の安全確保を図るため、教育委員会・保護者・警察・道路管理者・地域などが連携して行った合同点検の結果をもとに、通学路における歩道、ガードレール、横断歩道、歩道橋、速度制限標識や自転車専用道等の早期の整備・改修を図ること。

⑧ トラックの駐停車場所、荷捌所の設置

大都市市街における荷物の積み下ろしスペースの確保が困難な状況であることから、トラックの駐停車場所、荷捌所の設置拡大に向けた駐車規制の緩和を柔軟に実施すること。

2 警察本部その他要望事項

(1) 交通事故抑止対策の推進

- ① 信号機設置と交差点改良の推進
 - ② 歩車分離式信号機の設置促進
 - ③ 信号機のLED化と停電対応型化の促進
 - ④ 自転車の安全交通を推進するための標識等の整備
- (2) ミニバトカー未配備の交番、駐在所に対する配備の推進
 - (3) 駐車違反取締りにおける集配中の貨物自動車の荷さばきスペースの緩和区間の拡大、除外許可証の運用効率化等、規制緩和の推進
 - (4) 廃棄物不法投棄等の環境犯罪への対策の強化
 - (5) ゾーン30の推進
 - (6) 地域組織と交番担当エリアをマッチングさせ、より地域組織との連携可能な体制の構築
 - (7) 巡回連絡の全世帯実施
 - (8) 老朽化が進み、耐震基準を満たしていない職員住宅や独身寮の計画的な建替えや民間住宅の活用推進


- (9) 可搬式オービスを増やし、速度取り締まりを強化すること
- (10) 児童虐待への対応強化のため、児童相談所における警察官の配置を拡充すること
- (11) 運転シミュレーターを増やし、高齢者に身体機能の変化を理解させるための交通安全教育を推進すること
- (12) 国道2号線を南北に横切る長田区大橋町8丁目～腕塚町8丁目間に、横断歩道ならびに信号機を設置し、長田区内の2号線で430mと最も交差点間が離れている状況を改善し、来年度より小学校区が一緒になる南北地域の交流や、津波や高潮からの避難経路の確保の実現
- (13) Bluetoothを利用したスマートフォンアプリ対応の信号機（音声と振動・画面で確認）の設置を福祉の観点からも進めること

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年/ /月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
20 11/24	領収書	
	様	
	[別納引受]	
	ゆうメール @360	5通 621.0g ¥1,800
	特殊取扱 (内訳) 速達	¥1,650 ¥1,650
	小 計	¥3,450
	ゆうメール @310	5通 422.0g ¥1,550
	特殊取扱 (内訳) 速達	¥1,650 ¥1,650
	小 計	¥3,200
	ゆうメール @215	30通 222.5g ¥6,450
特殊取扱 (内訳) 速達	¥9,900 ¥9,900	
小 計	¥16,350	
郵便物引受合計通数	40通	
課税計(10%)	¥23,000	
(内消費税等)	¥2,090	
非課税計	¥0	
△計	¥23,000	
お預り金額	¥23,000	
 〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 取扱日時：2021年11月24日 11:26 発行No. 211124A4288 端N26箱71 連絡先：兵庫県庁内郵便局 TEL:078-371-1770		
共通案分率 50% 25% それ以外の案分 100% 案分の説明 令和4年度当初 予算編成に対する 申入書郵送料 40通 ￥23,000-		
案分率 本領収書は 兵庫県議会 公明党・県民会議議員団宛のものである		

市議会・公明党控室宛	2021.11送付数
神戸市議会	4
姫路市議会	3
尼崎市議会	3
明石市議会	2
西宮市議会	3
洲本市議会	1
芦屋市議会	1
伊丹市議会	2
相生市議会	1
豊岡市議会	1
加古川市議会	3
たつの市議会	1
赤穂市議会	1
西脇市議会	1
宝塚市議会	1
三木市議会	1
高砂市議会	2
川西市議会	2
小野市議会	1
三田市議会	2
加西市議会	1
丹波篠山市議会	1
養父市議会	1
丹波市議会	1
南あわじ市議会	1
朝来市議会	1
淡路市議会	1
宍粟市議会	1
加東市議会	1
猪名川町議会	1
稲美町議会	1
播磨町議会	1
市川町議会	1
福崎町議会	1
太子町議会	1
上郡町議会	1
佐用町議会	0
香美町	1
多可町	1
神河町	1
新温泉町	1
合計	57

※2021.10送付後、佐用町よりお亡くなりになった為不要との連絡

島山議員に確認済
40市町

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年/2月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
/	3-12-24 振込: *121,000 W21 カ) トウワ	共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		ホームページ 保守管理料 ¥121,000-
		案分率

12/24

請求書

〒650-0011
 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
 兵庫県庁 公明党控室

兵庫県議会 公明党・県民会議議員団 御中

TOKO株式会社 東弘 関西支社

〒543-0001 大阪市天王寺区上本町6-6-26
 上六光陽ビル8F
 Tel 06-6776-5201 Fax 06-6776-5205



検印	[Redacted]	締日	日付	請求番号
		末日	2021/12/31	SK000031250

下記の通りご請求申し上げます。

◎お振込みは右記銀行口座へお願い致します。
 口座名義：株式会社 東弘
 カナ名義：カ)トウコウ



今回売上額	消費税額	今回請求額
¥110,000	¥11,000	¥121,000

年月日	品名 / 詳細	数量	単価	売上金額	消費税額	税込金額
2021/12/01~2021/12/31	更新・管理・保守費 ホームページ管理費	1	110000	110,000	(10%) 11,000	121,000

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年/2月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目									
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費									
2	3-12-24 振込	*330,000 W21 カ) ヒョウ"シ"								
		<table border="1"><tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td></td><td>25%</td></tr><tr><td>それ以外の案分</td><td>100%</td></tr><tr><td>案分の説明</td><td>委任内容は 全て政務活動に かかるものがあり (別途請求書 - 政務調査内容 参照)</td></tr><tr><td>案分率</td><td>¥330,000</td></tr></table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	委任内容は 全て政務活動に かかるものがあり (別途請求書 - 政務調査内容 参照)
共通案分率	50%									
	25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明	委任内容は 全て政務活動に かかるものがあり (別途請求書 - 政務調査内容 参照)									
案分率	¥330,000									

HP掲載用資料作成等
(政務調査業務委任費用)
R3.10月～12月
(株)兵庫第一ナウ社

12/24

請求書

2021年12月28日

県議会公明党・県民会議

様

株式会社兵庫ジャーナル社
代表取締役

〒650-0011
神戸市中央区千代手通町目6-13

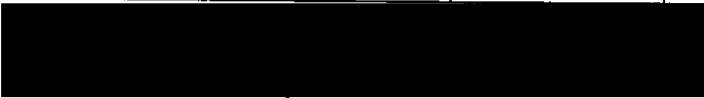
ファインコート下山手6F

TEL078-333-7560 FAX078-333-7563

毎度ありがとうございます。下記のとおりご請求申し上げます。

商品名	数量	単位	単価	金額	消費税額
政務調査業務(R3年10月～12月分)	3	ヶ月		300,000	30,000
	合計		税抜 300,000	税額 30,000	総額 ¥330,000

お振込先:



名 義: (株)兵庫ジャーナル社

県議会公明党・県民会議 政務調査業務内容(令和3年10月～12月)

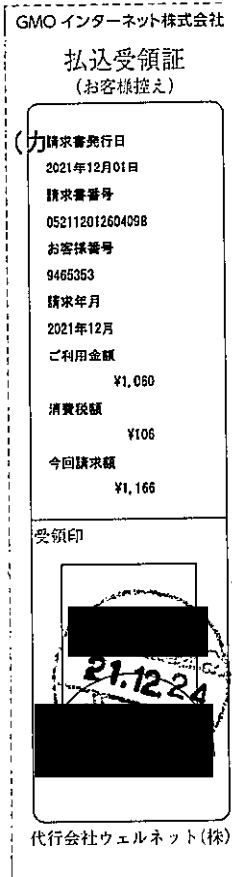
月	日	業務内容	提出先
10	13	第355回定例県議会での代表質問(岸本県議)の原稿と写真を提出	東弘様
	13	第355回定例県議会での一般質問(小泉県議)の原稿と写真を提出	東弘様
	13	第355回定例県議会での一般質問(越田県議)の原稿と写真を提出	東弘様
	27	「第355回定例県議会における請願等に関する会派の態度一覧」を提出	東弘様
11	1	研修会(講師:森神戸大学教授)の取材	
	10	研修会(講師:森神戸大学教授)の原稿と写真を提出	東弘様
	11	令和4年度当初予算編成に対する知事申し入れの取材	
	11	研修会(講師:堺井2025年日本国際博覧会協会広報戦略局長)の取材	
	15	令和4年度当初予算編成に対する知事申し入れの原稿と写真を提出	東弘様
	17	研修会(講師:堺井2025年日本国際博覧会協会広報戦略局長)の原稿と写真を提出	東弘様
12	6	第356回定例県議会での代表質問(島山県議)の取材	
	7	第356回定例県議会での一般質問(芦田県議)の取材	
	13	第356回定例県議会での質疑(天野県議)の取材	
	15	第356回定例県議会での代表質問(島山県議)の原稿と写真を提出	東弘様
	15	第356回定例県議会での一般質問(芦田県議)の原稿と写真を提出	東弘様
	15	第356回定例県議会での質疑(天野県議)の原稿と写真を提出	東弘様
	23	第365回定例県議会での主な議案等に対する賛否の理由一覧	東弘様

令和3年12月28日 (株)兵庫ジャーナル社

領収書等添付様式【共通】

(令和3年2月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
3		共通案分率 <u>50%</u> 25%
		それ以外の案分 100% 案分の説明 GMOインターネット 利用料 12月分 ¥1,166 × 50% = ¥583 - ※ 共通案分率を適用 ※ 請求書参照

12/24

〒650-0011
兵庫県神戸市中央区
下山手通 5-10-1
兵庫県庁3号館3階
兵庫県議会公明党・県民会議議員団
伊藤 勝正 様



GMOとくとくBB

PHONE 0570-045-109 FAX 03-5456-2556
URL <http://gmobb.jp/support/>
E-Mail info@gmobb.jp



14093

1 / 1



6196191

請求書発行日 2021年12月01日
請求年月 2021年12月

ご利用料金請求書

平素は、格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記請求明細をご確認ください。

【お客様番号】 9465353
【請求書番号】 052112012604098

今回請求額 1,166円

お支払期日 2021年12月27日

調整額 *****
繰越金額 *****
ご利用金額 1,060円
消費税額 106円

振込先銀行
振込先支店
口座番号
口座名義 ジーエムオーインターネット

ご利用内容の内訳


請求明細	数量	単価	金額
とくとくセット2021年12月利用分	1	0	0
フレッツ光ファミリー・準 接続サービス2021年12月利用分	1	836	836
請求書発行手数料	1	330	330

※銀行振込みの際の手数料につきましては、お客様でご負担をお願いいたします。
※お振込みの控え（受領証）をもって領収書に替えさせていただきます。
※お支払期限を過ぎたご入金の場合、サービスを停止いたします。また再開まで7営業日ほどかかる場合がございます。
※過去ご利用月のご請求につきましては、前月末日までにお支払い確認が取れていない状況となっております。お支払期日をご確認のうえお支払をお願いいたします。本請求書と行き違いで、すでにお支払いいただいておりますらお詫び申し上げます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年12月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>通常払込料金 振替払込請求書兼 受領証(金融機関控) </p> <p>加入者負担</p> <p>日 記 簿 番 号 [REDACTED]</p> <p>加 入 者 名 NTTファイナンス株式会社</p> <p>金 額 6,570 円</p> <p>お客様番号 4605-0509-87827</p> <p>2021年12月に請求分 請求日 12月20日</p> <p>[住所等非表示払込書]</p> <p>兵庫県議会公明党議員団 様</p> <p>金融機関用収納連絡先 TEL 0120-03-12-24 874-569 [REDACTED]</p> <p>備 考 郵便局 [REDACTED]</p> <p><small>この受領証は、大切に保管してください(金融機関用CVS搭載保管)</small></p> </div>	<p>共通案分率 50% 25%</p> <p>それ以外の案分 100%</p> <p>案分の説明</p> <p>Fax利用料 11・12月分 ¥6,570×50% =¥3,285</p> <p>※ 共通案分率を適用</p> <p>※ 請求書参照</p>
		12/24

請求書 (西日本ご利用分)

650-0011
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

兵庫県第3号館公明党議員控室
兵庫県議会公明党議員団 様



021122101004510726

郵便区内特別



14073

Webでのお問い合わせ先



<http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/lw/?page=1>



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2021年12月 7日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【運付先】
〒536-0025 大阪市城東区森之宮1-6
-111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M30021211001 14073 13943 00 J
61 100000 1 0 21120101J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1 / 2ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
078-371-1883 4605-0509-87827	2021年12月ご請求分	6,570円	2021年12月20日(月)

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額
(合計)

6,570円

6,570円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もともとと割、Web光もともとと割、どんと割、どんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [<http://flets-w.com/wari/>] でご確認ください。

* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

XX

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	078-371-1883	請求年月 MONTH OF ISSUE	2021年 12月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	---------------

ご請求内訳 (お客様番号 4605-0509-87827)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆078-371-1883		11月分	
◇NTT西日本ご利用分	3,072	回線使用料〈基本料〉(事務用) 9月21日~10月20日	合算
	2,500	ダイヤル通話料 9月21日~10月20日。なお前月分は277円でした。	合算
	289		
	4	ユニバーサルサービス料他	合算
	279	消費税等相当額(合計) 1番号分のご請求となります。	
◇NTT西日本分(小計)	3,072	合算表示の料金合計×10%	
		(小計)	
		12月分	
◇NTT西日本ご利用分	3,135	回線使用料〈基本料〉(事務用) 10月21日~11月20日	合算
	2,500	ダイヤル通話料 10月21日~11月20日。なお前月分は289円でした。	合算
	346		
	4	ユニバーサルサービス料他	合算
	285	消費税等相当額(合計) 1番号分のご請求となります。	
◇NTTコミュニケーションズご利用分	363	合算表示の料金合計×10%	
	330	ダイヤル通話料 ホーム・オフィス割引適用	合算
	33	消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分(小計)	3,498	(小計)	
◇合計	6,570	合計	2か月分のご請求額です。

ユニバーサルサービス料他には、2021年7月利用料分から2022年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/


ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年/2月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>通常払込料金 振替払込請求書兼 受領証(金融機関控) </p> <p>加入者負担</p> <p>口座番号 加入者名 NTTファイナンス株式会社</p> <p>金額 4,686 円</p> <p>お客様番号 4610-1744-77617</p> <p>2021年12月ご請求分 1月4日 [住所等非表示払込書]</p> <p>ご請求先住所氏名 兵庫県議会公明党・県民会議議員 団 谷井 勲 様</p> <p>金融機関用取納連絡先 TEL 0120-874-569 03-12-24</p> <p>備考 郵便局</p> <p><small>この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)</small></p> </div>	<p>共通案分率 50% 25%</p> <p>それ以外の案分 100%</p> <p>案分の説明</p> <p>インターネット代 11月分</p> <p>案分率 $¥4,686 \times 50\%$ $= ¥2,343$</p> <p>* 共通案分率を適用</p> <p>* 請求書参照</p>
		12/24

請求書 (西日本ご利用分)

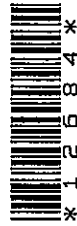
650-0011
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

郵便区内特別

兵庫県庁3号館 3階
兵庫県議会公明党・県民会議議員
団 谷井 勲 様



021122101044913760



12774

Webでのお問い合わせ先



<http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/lw/?page-1>



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2021年12月17日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【選付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M20021111006 12774 12684 00 J
61 100000 10 21120301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1 / 2ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5988-0061 4610-1744-77617	2021年12月ご請求分	4,686円	2022年1月4日(火)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額
(合計)

4,686円

4,686円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もともと割、Web光もともと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [<http://flets-w.com/wari/>] でご確認ください。
*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.



お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5988-0061	請求年月 MONTH OF ISSUE	2021年 12月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	---------------

ご請求内訳 (お客様番号 4610-1744-77617)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5988-0061				
◇NTT西日本ご利用分				
	4,686	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料	合 算
		-1,290	光はじめ割	合 算
		100	発行手数料	合 算
		50	収納手数料	合 算
		426	消費税等相当額 (合計)	
◇合計	4,686	4,686	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2021年7月利用料分から2022年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年/2月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目							
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費							
6	3-12--6 振替	*4,400 SMBC(サウキイオカ)						
		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>産経新聞 R3:11月分 ¥4,400-</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%
共通案分率	50%							
	25%							
それ以外の案分	100%							
案分の説明	産経新聞 R3:11月分 ¥4,400-							

新聞 産経 領収証

2021年11月分

下山手通5-17
兵庫県庁3号館
兵庫県議会

No. 1-213-0007-000

品 名	部	金 額
産経新聞セット※	1	4,400
合 計		¥ 4,400
※は軽減税率対象品目		(内消費税等¥325)


産経新聞三宮専売所
〒650-0011
神戸市中央区下山手通4-14-10
TEL: 078-392-1017

お知らせ 領収印 2021年12月6日

新聞配達アルバイト募集中。
朝刊のみ、夕刊のみでも可。

毎度ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,400
(消費税 ¥325)



(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和3年12月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目							
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費							
7.	3-12-23 振替	*4,300 SMBC(シブ)						
		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td> 毎日新聞 R3.12月分 ￥4,300 - </td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%
共通案分率	50%							
	25%							
それ以外の案分	100%							
案分の説明	毎日新聞 R3.12月分 ￥4,300 -							


読者 70-001-0141-000 No. 01-003 領 収 証 2021年 12月度

公明党・県民会議議員団 様

銘 柄	部数	金 額	領 収 金 額
毎日新聞 ※	1	4,300	4,300 円

上記金額正に領収いたしました。

内消費税 ¥319



8%対象 4,300 (内消費税 ¥ 319) ※は軽減税率の対象
 10%対象 0 (内消費税 ¥ 0) であることを示します。

毎日新聞 神戸販売
 神戸市中央区元町通5丁目3-1
 TEL: 078-341-5553

毎度ご愛読ありがとうございます。各種金融機関での自動引落クレジットもご利用になれます。

12/23

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年12月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
8	3-12-27 振替: *4,400: SMBC(コウシン)	共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明 神戸新聞 R3.12月分 ¥4,400-
		案分率

領 収 証

2021年12月分 No. 5- 13-0184-000

県庁3号館 3F
兵庫県議会公明党・県民会議議員団 様

銘 柄	部	金 額	お知らせ 領収日 3年12月27日 今年もご愛読ありがとうございます。 来年もよろしくお願ひ致します。 毎度ご購読有難うございます。 左記の通り領収致しました。 8%対象 ¥4,400(消費税 ¥326)
神戸新聞社*	1	4,400	
合 計		¥ 4,400	
※は軽減税率対象品目			

株式会社神戸新聞神戸中央販売
〒650-0011
神戸市中央区下山手通4丁目15-1
TEL: 078-331-0218 FAX: 078-222-6405


領
神戸新聞
収

(2/27)

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年12月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目														
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費														
9	3-12-27 振替	*9,300:3077ファイ(SMFS)	共通案分率	50%											
			それ以外の案分	25%											
			案分の説明	100%											
			朝日新聞 日本経済新聞 R3.12月分 ¥9,300-												
12/27	080-0302 050	2021 年 12 月分	領収証												
下山手通5-10-1県庁3号館(2-5)															
兵庫県議会 公明党・県民会議議員団 様															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>銘 柄</th> <th>部数</th> <th>金 額</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝 日 新 聞</td> <td>※ 1</td> <td>4400</td> <td rowspan="2">9,300 円 (内消費税 689円)</td> </tr> <tr> <td>日 本 経 済 新 聞</td> <td>※ 1</td> <td>4900</td> </tr> </tbody> </table>		銘 柄	部数	金 額	合 計	朝 日 新 聞	※ 1	4400	9,300 円 (内消費税 689円)	日 本 経 済 新 聞	※ 1	4900	金額には消費税を含みます。 上記金額正に領収した。 No.1022397		
銘 柄	部数	金 額	合 計												
朝 日 新 聞	※ 1	4400	9,300 円 (内消費税 689円)												
日 本 経 済 新 聞	※ 1	4900													
8%対象 9,300円 (内消費税 689円)※ 10%対象 0円 (内消費税 0円) ※は軽減税率の対象であることを示します。															
朝日新聞兵庫販売株式会社		神戸三宮店													
中央区中山手通4-18-27		TEL: 078-251-0223 FAX: 078-241-4586													
毎度ご愛読ありがとうございます。お支払には便利な金融機関での自動引落もご利用になれます。															

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年/12月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	用途項目	共通案分率
10	3-12-27 振替 *4,400 ショッピング(SMFS)	50%
		25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明 読売新聞 R3.12月分 ¥4,400 -
		案分率

12/27

領収書

区域011 全戸0062 お問合せNo01599

お名前 議会公明党 県民会議議員団 様

下山手通4-17-3 Tel.078-362-3727

兵庫県庁3号館3F

3年 12月分 振替

No	銘柄	部数	金額	
1	読売新聞セット ※	1	4,400	◇左記の通り領収しました
2				
3				
合計			4,400円	領収日 年 月 日

※は軽減税率 (10.0%対象 0円)
(8.0%対象 4,400円)

読売センター東神戸 Tel.078-341-4169

神戸市中央区北長狭通8-2-12

領収印

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年12月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費	
11	3-12--9 振込	*22,000 W21 カ) センソウコ
12/9		

共通案分率	50%
	25%
それ以外の案分	100%
案分の説明	ZENRIN GISセレクト 利用料 11月分 ¥22,000×50% = ¥11,000
案分率	
*	共通案分率を適用
*	請求書参照

請 求 書

No. J2110003213-2
2021年11月30日

兵庫県議会公明党・県民会議

様

お客様コードNO. 78362372700

〒650-8567
兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1
県庁3号館

TEL : 0783623727

株式会社 ゼンリン

神戸営業所
〒651-0087
兵庫県神戸市中央区御幸通4-2-20
三宮中央ビル1F
TEL 078-252-3223
FAX 078-252-1633
所 長 三好 信浩

下記のとおりご請求申し上げます。

お支払い方法	集 金 ・ 振 込
お支払い予定日	2021年 12月 31日

振込先銀行

口座名義 株式会社ゼンリン 神戸営業所

お振込みの際の手数料はご負担願います。

注文書番号	
納品書番号	J2110003213-2
納品日付	検収日付

合計金額 **¥22,000-** (消費税等込み)

商 品 名	種 別	単 価	数 量	金 額
GIS Application Data Online		10,000	1	10,000
ペースマップ TOWNII (配信) 兵庫県		10,000	1	10,000
* * 小 計 * *				20,000

御買上金額	消費税等	御買上合計金額	御入金額	御請求額
20,000	2,000	22,000	0	22,000

【備考】

11月分

本伝票に記載されましたお客様の個人情報、アフターサービス、各種キャンペーンのご案内のために利用させていただきます。

口座振替請求明細書

発行日 2021 年 11 月 22 日

拝啓、毎々格別のお引き立てにあずかり厚くお礼申し上げます。
 今月分のご請求金額は下記の通りとなっております。
 ご査収の上、宜しくご手配いただきますようお願い申し上げます。

リコーリース株式



引き落日	2021年 12月 6日
ご請求金額	5,400円
請求書番号	202111-4-010511

【自動引落し口座】

口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。

〈お願い〉

1. 上記ご請求金額を指定口座より引き落しさせていただきます。
2. 引き落日の前日(金融機関営業日)までにご入金いただきますようお願い申し上げます。
3. 既にお支払済みまたはお取引内容に変更のある場合はご了承ください。

請求明細書

契約番号	設置先名	数量	区分	種類	請求金額	請求消費税額	消費税率	請求期間	当回数	総回数
A071400200	兵庫県議会 公明党・県民会議議員団	1			5,000	400	8	21.12.1	29	29
-000	明光商会 シュレッター MSV-F31C			L01				21.12.31	60	60

区分 L:リース C:クレジット R:レンタル P:パーソナルクレジット K:割賦 X:その他S
 種類 01:リース料金等 03:保守料金 04:合意解約金 05:物件代金 06:弁済金 07:その他

続きは裏面をご確認下さい。

アスクルご請求書

2021年11月30日締切分

650-0011 郵便区内特別
 兵庫県神戸市中央区
 下山手通5-10-1
 県庁3号館3階



お問い合わせ番号 20706592

兵庫県議会公明党

様

B1 140601# 00001/00001 20706592 U AB



00216369 C11-U1

アスクル担当販売店

株式会社明光堂
 アスクル事業部
 兵庫県神戸市兵庫区
 塚本通5-2-3



645915 002

TEL: 078-362-3727

FAX: 078-371-1883

ご購入いただきましてありがとうございます。
 記載の通り、ご請求申し上げます。

TEL: 078-576-6288

担当: アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

当月ご請求額

11,062円

うち消費税等 (

883円)

お支払い日 ▶ 2021年 12月 27日

お支払い方法 ▶ 自動引落

お引落	金融機関	
	支店	
	口座	

ヒヨウコ、ケンキ、カイコウメイトリ、ケンシカイキ、カンシ

対象期間	2021/11/01 ~ 2021/11/30
当月お買い上げ金額	11,062円
当月返品金額	0円
当月値引金額	0円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

上記ご指定の口座よりお引落しさせていただきます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/グリー
11/10 64588146					
J53-8477 LOHACO Water (ロハコウォーター) 410ml 1セ	1	2,740	2,740		軽 8.0 *
X72-9905 伊藤園 香り豊かなお茶 緑茶 265ml ラベルレス 1セッ	1	3,758	3,758		軽 8.0 *
P23-2174 メロディアン コーヒーフレッシュ (セレニータ) 脂肪分1/2	1	253	253		軽 8.0 *
881-076 【水出し可】伊藤園 おーいお茶 さらさら緑茶 1袋 (40g)	1	486	486		軽 8.0
		小 計	7,237	控室・受付様ご発注分	
11/10 64624035					
200-5964 アスクル 樹脂カバー付き 手提げ紙袋 ホワイト S 1セット	1	3,825	3,825		10.0
		小 計	3,825	控室・受付様ご発注分	

○ 飲み物代 2,740
 3,758
 253
 486
 7,237

△ 事務用品
 ¥ 3,825

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年12月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目																		
14	3-12-27 振替: *11,062 SMBC(アスク)	<table border="1"><tr><td data-bbox="1082 398 1117 1003" rowspan="2">案分率</td><td data-bbox="1121 398 1273 459">共通案分率</td><td data-bbox="1278 398 1394 459">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1121 465 1273 526">それ以外の案分</td><td data-bbox="1278 465 1394 526">100%</td></tr><tr><td colspan="3" data-bbox="1121 533 1394 571">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="3" data-bbox="1121 577 1394 862">アスク11月分 事務用品代 ¥3,825×50% =¥1,912-</td></tr><tr><td colspan="3" data-bbox="1121 869 1394 929">※共通案分率を適用</td></tr><tr><td colspan="3" data-bbox="1121 936 1394 996">※請求書参照</td></tr></table>	案分率	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	100%	案分の説明			アスク11月分 事務用品代 ¥3,825×50% =¥1,912-			※共通案分率を適用			※請求書参照		
案分率	共通案分率	50% 25%																	
	それ以外の案分	100%																	
案分の説明																			
アスク11月分 事務用品代 ¥3,825×50% =¥1,912-																			
※共通案分率を適用																			
※請求書参照																			
12/27	手提げ紙袋 (会議出席時の資料持運び用) 請求書の原本は No. 12-13 に添付 しております。																		

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年(2月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・(事務費)・人件費	
15	3-12-20. 振替.	*30,176 RL)のみのヨカイ
12/20		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		複合機パフォーマンス
		チャージ料
		¥30,176 × 50%
		= ¥15,088 -
		※ 共通案分率を適用
		※ 請求書参照

請 求 書



株式会社

神戸支店

〒651-0086 神戸市中央区磯上通6丁目1番23号
Phone:078-265-2301 Fax:078-265-2302
取引銀行

〒 650-0011

神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

御中

16800000

毎度格別のお引立て預かりありがとうございます。

下記の明細の通り御請求申し上げます。

(自動引落)

担当者	検収

■請求締切日 2021/11/30 ■お支払予定日 2021/12/20 ■当月お買上高合計 30,176

前回請求額	ご入金額	繰越金額	当月お買上高		合計請求額	当月ご請求額
			税抜御買上額	消費税		
17,200	17,200	0	27,433	2,743	30,176	¥ 30,176

【*】は税込/【軽】は軽減税率

年月日 問合せ番号	商品 規格	数量	単価	お買上高 消費税	お支払高	摘要
2021/11/ 8 0000404604	パフォーマンスチャージ料 MPC4001カケヨ 619839 伝票単位消費税	1	27,433 (10%)	27,433 2,743		
	【伝票計】			30,176		
2021/11/22 0000133382	自動引落-リコーリース20日				17,200	
	【伝票計】					
	《総合計》	税抜合計	消費税	合計		
		27,433	2,743	30,176		
	税率内訳(10.00%)	27,433	2,743	30,176		
	以下余白					

累計		¥30,176	¥17,200
----	--	---------	---------

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年 / 月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
4--1--6:振替	*4,400:SMBC(サカイ材カ)	共通案分率
		50%
		25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		産経新聞 R3.12月分 ¥4,400-
		案分率

2021年12月分

下山手通5-17
兵庫県庁3号館
兵庫県議会

産経新聞 領収証

No. 1-213-0007-000

1/6

公明党県民会議議員団 様

お知らせ 領収日 2022年1月6日

品 名	部	金 額	お 知 ら せ
産経新聞セット※	1	4,400	<p>新聞配達アルバイト募集中。 朝刊のみ、夕刊のみでも可。</p> <p>毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。</p> <p>8%対象 ¥4,400 (消費税 ¥325)</p>
合 計		¥ 4,400	
※は軽減税率対象品目		(内消費税等¥325)	

産経新聞三宮専売所

〒650-0011
神戸市中央区下山手通4-14-10
TEL: 078-392-1017

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年 / 月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
2	4--1-24 振替	*4,300 SMBC(三井)
		共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		毎日新聞 R4.1月分 ¥4,300-
		案分率

読者 70-001-0141-000 No. 01-001 領 収 証 2022年 1月度

公明党・県民会議議員団 様

銘 柄	部数	金 額	領 収 金 額
毎日新聞 ※	1	4,300	4,300 円

上記金額正に領収いたしました。

内消費税 ¥319

毎日新聞 領収印

8%対象 4,300 (内消費税 ¥ 319) ※は軽減税率の対象
 10%対象 0 (内消費税 ¥ 0) であることを示します。

毎日新聞 神戸販売
 神戸市中央区元町通5丁目3-1
 TEL: 078-341-5553

毎度ご愛読ありがとうございます。各種金融機関での自動引落クレジットもご利用になれます。

1/24

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年 / 月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目		共通案分率	
	3	4--1-27 振替	*4,400 SMBC(コウカシカブ)	50%
それ以外の案分				100%
			案分の説明 神戸新聞 R4.1月分 ¥4,400-	
			案分率	

領 収 証

2022年01月分 No. 5- 13-0184-000

下山手通4丁目
県庁3号館 3F

兵庫県議会公明党・県民会議議員団 様

銘 柄	部	金 額	お知らせ
神戸新聞社※	1	4,400	領収日 4年1月27日 本年も宜しくお願い申し上げます。 (株)神戸新聞神戸中央販売 元町店 毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。
合 計		¥ 4,400	8%対象 ¥4,400(消費税 ¥326)
※は軽減税率対象品目			

株式会社神戸新聞神戸中央販売
〒650-0011
神戸市中央区下山手通4丁目15-1
TEL: 078-331-0218 FAX: 078-222-6405

領
神戸新聞
収

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年 / 月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使 途 項 目			
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費			
4	4--1-26 振替	*9,300 朝日新聞(SMFS)	共通案分率	50%
				25%
			それ以外の案分	100%
			案分の説明	朝日新聞 日本経済新聞 R4.1月分 ¥9,300-
			案分率	

080-0302 050	2022 年 1 月分	領収証
下山手通5-10-1県庁3号館(2-5)		
兵庫県議会 公明党・県民会議議員団 様		

銘 柄	部数	金 額	合 計
朝 日 新 聞	※ 1	4400	9,300 円 (内消費税 689円)
日 本 経 済 新 聞	※ 1	4900	

金額には消費税を含みます。
上記金額正に領収した。
No.1022397 **ASA** 領収印

8%対象 9,300円 (内消費税 *689円) 内消費税
10%対象 0円 (内消費税 60円) 内消費税
※は軽減税率の対象であることを示します。


朝日新聞兵庫販売株式会社 神戸三宮店
中央区中山手通4-18-27 TEL: 078-251-0223
FAX: 078-241-4586

毎度ご愛読ありがとうございます。お支払には便利な金融機関での自動引落もご利用になれます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年 / 月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目																
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																
5	4--1-26 振替	*4,400 シワジタイ(SMFS)															
		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>読売新聞 R4.1月分 ¥4,400-</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	読売新聞 R4.1月分 ¥4,400-							
共通案分率	50%																
	25%																
それ以外の案分	100%																
案分の説明	読売新聞 R4.1月分 ¥4,400-																
1/26	<p>YCC 領 収 書</p> <p>区域011 全戸0062 お問合せNo01599</p> <p>お名前 議会公明党 県民会議議員団 様</p> <p>下山手通4-17-3 Tel.078-362-3727 兵庫県庁3号館 3F 4年 1月分 振替</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>銘 柄</th> <th>部 数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 読売新聞 セット ※</td> <td>1</td> <td>4,400</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>4,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇左記の通り領収しました</p> <p>領収日 年 月 日</p> <p>※は軽減税率 (10.0%対象 0円) (8.0%対象 4,400円)</p> <p>読売センター東神戸 Tel.078-341-4169 神戸市中央区北長狭通8-2-12</p> <p>領収印 </p>		銘 柄	部 数	金 額	1 読売新聞 セット ※	1	4,400	2			3			合 計		4,400円
銘 柄	部 数	金 額															
1 読売新聞 セット ※	1	4,400															
2																	
3																	
合 計		4,400円															

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年 / 月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目											
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費											
6	4-1-7: 振込	*22,000 W21 カ) センソウコ:										
			<table border="1"><tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td>それ以外の案分</td><td>100%</td></tr><tr><td>案分の説明</td><td>ZENRIN GISセレクション 利用料12月分</td></tr><tr><td>案分率</td><td>¥22,000 × 50% ¥11,000 -</td></tr><tr><td>※</td><td>共通案分率を適用</td></tr><tr><td>※</td><td>請求書参照</td></tr></table>	共通案分率	50%	それ以外の案分	100%	案分の説明	ZENRIN GISセレクション 利用料12月分	案分率	¥22,000 × 50% ¥11,000 -	※
共通案分率	50%											
それ以外の案分	100%											
案分の説明	ZENRIN GISセレクション 利用料12月分											
案分率	¥22,000 × 50% ¥11,000 -											
※	共通案分率を適用											
※	請求書参照											
1/7												

請求書

No. J2110003213-3
2021年12月31日

兵庫県議会公明党・県民会議

様

お客様コードNO. 78362372700

〒650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1
県庁3号館

TEL : 0783623727

株式会社ゼンリン

神戸営業所

〒651-0087

兵庫県神戸市中央区御幸通4-2-20

三宮中央ビル1F

TEL 078-252-3223

FAX 078-252-1633

所長 三好 信治



下記のとおりご請求申し上げます。

お支払い方法	集金・振込
お支払い予定日	2022年 1月 31日

注文書番号	
納品書番号	J2110003213-3
納品日付	検収日付

振込先銀行

口座名義 株式会社ゼンリン 神戸営業所

お振込みの際の手数料はご負担願います。

合計金額 **¥22,000-** (消費税等込み)

商 品 名	種 別	単 価	数 量	金 額
GIS Application Data Online		10,000	1	10,000
ペーザマップ TOWNII (配信) 兵庫県		10,000	1	10,000
* * 小 計 * *				20,000

御買上金額	消費税等	御買上合計金額	御入金額	御請求額
20,000	2,000	22,000	0	22,000

【備考】

12月分

本伝票に記載されましたお客様の個人情報は、アフターサービス、各種キャンペーンのご案内のために利用させていただきます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年 / 月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
7	4--1--7: 振込 4--1--7: 振替	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <u>事務費</u> ・ <u>人件費</u> 共通案分率 50% 25% それ以外の案分 100% 案分の説明 米客用コーヒー 案分率 $73,189 \times 25\% = 18,297$ ※ 共通案分率を適用 ※ 請求書参照

1/7

請 求 書

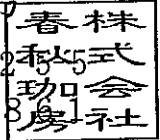
〒 650-0011
 神戸市中央区下山手通
 5-10-1

株式会社 春秋珈房

〒652-0815 神戸市兵庫区三川口町2-5-5

TEL 078-578-8881

FAX 078-578-8886



兵庫県議会公明党県民会議議員団 御中

振込銀行

カ) シュンジュウコウボウ

縮	日	御得意先コード	御請求先コード	担当者	請求書 No.	頁
	2021年12月25日	003024	003024	000003	00039414	1

前回御請求額	今回御入金額	御繰越額	今回御買上額	今回消費税	税込御買上額	今回御請求額
2,808	2,808	0	2,800	224	3,024	3,024

月日	伝票 No.	商 品 名	単 位	数 量	単 価	金 額
11/30	00062409	入金 振込				△2808
12/03	00144497	HOTコート-(DX)	※ Kg	1.00	2,800	2800
		8.00 % 対象	※ (税抜)	2,800	消費税	224
		※は軽減税率対象品目				

上記の通り御請求申し上げます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年 / 月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使途項目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
8	4--1--7:振込: *100,800:W21 カ) ヒヨウ"シ"	共通案分率 50%
		25%
1/7		それ以外の案分 100%
		案分の説明 兵庫ジャーナル 購読料 R3.10月~12月分 (会派12名分) ¥100,800-

2022年1月7日

領収書

兵庫県議会 公明党・県民会議議員団 様

¥100,800-

但し 兵庫ジャーナル購読料 12名分 R3年10月分~12月分として

上記金額正に領収いたしました。

内

消費税等

現金

小切手

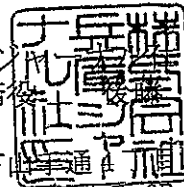
株式会社兵庫
代表取締役

〒650-0011

神戸市中央区下山手通4丁目6-13

ファインコート下山手6F

TEL078-333-7560 FAX078-333-7563




請 求 書

2021年12月27日

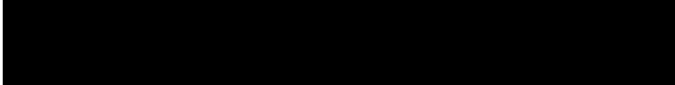
兵庫県議会公明党・県民会議議員団 様

株式会社兵庫ジャーナル
 代表取締役
 〒650-0011
 神戸市中央区下山手通4丁目13
 ファインコート下山手6F
 TEL078-333-7560 FAX078-333-7563



毎度ありがとうございます。下記のとおりご請求申し上げます。

商品名	数量	単位	単価	金額
兵庫ジャーナル購読料 R3年10月～12月分	12	部		100,800
(1ヶ月1部2,800円)				
			10%税込	総額(税込) ¥100,800

お振込先: 

名 義: (株)兵庫ジャーナル社

(添付様式 2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和4年 / 月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
9 1/4	4-1-4 振替	共通案分率 50% 25%
		それ以外の案分 100% 案分の説明 リース料 シュレッダー ¥5,400 × 50% = ¥2,700 * 共通案分率を適用 * 請求書参照
	*5,400	リコーリース (カ)

口座振替請求明細書

発行日 2021年 12月 20日



リコーリース株

拝啓、毎々格別のお引き立てにあずかり厚くお礼申し上げます。
月分のご請求金額は下記の通りとなっております。
査収の上、宜しくご手配いただきますようお願い申し上げます。

引き落とし日	2022年 1月 4日
ご請求金額	5,400円
請求書番号	202112-4-010514

【自動引落し口座】

口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。

(お願い)

- 上記ご請求金額を指定口座より引き落としさせていただきます。
- 引き落とし日の前日(金融機関営業日)までにご入金いただきますようお願い申し上げます。
- 既にお支払済みまたはお取引内容に変更のある場合はご了承ください。

請求明細書

契約番号	設 置 先	数量	区分	種類	請求金額	消費税	請求期間	当回数
					請求消費税額	税率	総回数	
A071400200	兵庫県議会 公明党・県民会議議員団	1		L01	5000		22. 1. 1	30
-000	明光商会 シュレッダー MSV-F31C				400	8%	22. 1. 31	60

区分 L：リース C：クレジット R：レンタル P：パーソナルクレジット K：御賦 X：その他
 種類 01：リース料金等 03：保守料金 04：合意解約金 05：物件代金 06：弁済金 07：その他

※ 続きは裏面をご確認下さい。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年11月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目																			
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費																			
10	<p>ご利用明細</p> <p>本日はご来店いただきありがとうございます。 ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。 裏面のご案内もあわせてごらんください。</p> <p>☆☆お振込☆☆</p> <p>お振込金額 ¥298,320 振込手数料 ¥440</p> <p>お受取人は [REDACTED]</p> <p>ナカウツケキ様</p> <p>お振込人は ヒヨウゴケンキカイコウメイトウケンミンカイ キ様</p> <p>お取扱日 4. 1. 17 電信振込</p>	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td> <p>会派政務活動費 補助員業務委託料 10-11月分 ¥298,760-</p> </td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	<p>会派政務活動費 補助員業務委託料 10-11月分 ¥298,760-</p>										
		共通案分率	50%																	
	25%																			
それ以外の案分	100%																			
案分の説明	<p>会派政務活動費 補助員業務委託料 10-11月分 ¥298,760-</p>																			
1/17	<table border="1"> <tr> <td>取扱店</td> <td>欄番</td> <td>年 月 日</td> <td>時刻</td> <td rowspan="2">印紙税申告納 付につき 税務署承認 済</td> </tr> <tr> <td>[REDACTED]</td> <td>[REDACTED]</td> <td>4. 1. 17</td> <td>14:54</td> </tr> <tr> <td colspan="3">銀行番号</td> <td>店番号</td> <td>口座番号等</td> </tr> <tr> <td colspan="5">[REDACTED]</td> </tr> </table> <p>三井住友銀行</p>	取扱店	欄番	年 月 日	時刻	印紙税申告納 付につき 税務署承認 済	[REDACTED]	[REDACTED]	4. 1. 17	14:54	銀行番号			店番号	口座番号等	[REDACTED]				
取扱店	欄番	年 月 日	時刻	印紙税申告納 付につき 税務署承認 済																
[REDACTED]	[REDACTED]	4. 1. 17	14:54																	
銀行番号			店番号	口座番号等																
[REDACTED]																				

作業完了報告書

2021/11/30

兵庫県議会公明党・県民会議 御中

R-evolution



〒675-0031
加古川市加古川町北在家2268

TEL:079-453-6035
FAX:079-453-6035

下記の業務内容を作業致しました。

件名	政務活動費補助員業務 10月分
納品日	2021/11/30
作業内容	■政務活動費補助員業務 ＜月次業務＞ <ul style="list-style-type: none">・議員への提出期限連絡・内容チェック・議員の会計帳簿、月別支出報告書の作成・会派の会計帳簿、月別支出報告書の作成・修正作業・事務局との連絡

作業完了報告書

2021/12/27

兵庫県議会公明党・県民会議 御中

R-evolution

〒675-0031
加古川市加古川町北在家2268

TEL:079-453-6035
FAX:079-453-6035



下記の業務内容を作業致しました。

件名	政務活動費補助員業務 11月分
納品日	2021/12/27
作業内容	■政務活動費補助員業務 <月次業務> <ul style="list-style-type: none">・議員への提出期限連絡・内容チェック・議員の会計帳簿、月別支出報告書の作成・会派の会計帳簿、月別支出報告書の作成・修正作業・事務局との連絡

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年 / 月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
11	4--1-20 振替	*14,180 RL)のツコウヨウカイ
1/20		

案 分 率	共通案分率	50% 25%
	それ以外の案分	100%
	案分の説明	複合機パフォーマンス チャージ料 ¥14,180×50% =¥7,090-
	*	共通案分率を適用
	*	請求書参照

請求書

株式会社



〒651-0086 神戸市中央区磯上通6丁目1番23号
 Phone: 078-265-2301 Fax: 078-265-2302
 取引銀行

〒 650-0011

神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

御中

16800000

毎度格別のお引立て預かりありがとうございます。

下記の明細の通り御請求申し上げます。

(自動引落)

担当者	検収

■請求締切日 2021/12/31 ■お支払予定日 2022/ 1/20 ■当月お買上高合計 14,180

前回請求額	ご入金額	繰越金額	当月お買上高		合計請求額	当月心請求額
			税抜御買上額	消費税		
30,176	30,176	0	12,891	1,289	14,180	¥ 14,180

【*】は税込/【◇】は軽減税率

年月日 問合せ番号	商品・規格	数量	単価	お買上高 消費税	お支払高	摘要
2021/12/ 6 0000417027	パフォーマンスチャージ料 MPC4001カクヨウ 619839 伝票単位消費税	1	12,891 (10%)	12,891 1,289		
	【伝票計】			14,180		
2021/12/20 0000137136	自動引落-リコーリース20日				30,176	
	【伝票計】					
	《総合計》	税抜合計	消費税	合計		
		12,891	1,289	14,180		
	税率内訳(10.00%)	12,891	1,289	14,180		
	以下余白					

累計		¥14,180	¥30,176
----	--	---------	---------

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年 / 月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使 途 項 目																				
12	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																				
	1/21	<table border="1"><tr><td data-bbox="1101 436 1300 504">共通案分率</td><td data-bbox="1300 436 1404 504">50%</td></tr><tr><td></td><td data-bbox="1300 504 1404 571">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1101 571 1404 638">それ以外の案分</td><td data-bbox="1300 571 1404 638">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1101 638 1404 705">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1101 705 1404 772">GMOインターネット</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1101 772 1404 840">サービス利用料</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1101 840 1404 907">$¥1,166 \times 50\%$</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1101 907 1404 974">= ¥583</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1101 974 1404 1041">※ 共通案分率を適用</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1101 1041 1404 1108">※ 請求書参照</td></tr></table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		GMOインターネット		サービス利用料		$¥1,166 \times 50\%$		= ¥583		※ 共通案分率を適用		※ 請求書参照
共通案分率		50%																			
	25%																				
それ以外の案分	100%																				
案分の説明																					
GMOインターネット																					
サービス利用料																					
$¥1,166 \times 50\%$																					
= ¥583																					
※ 共通案分率を適用																					
※ 請求書参照																					

GMOインターネット株式会社

払込受領証
(お客様控え)

(カ)請求書発行日
2022年01月01日

請求書番号
052201042604098

お客様番号
0465353

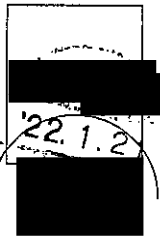
請求年月
2022年01月

ご利用金額
¥1,060

消費税額
¥106

今回請求額
¥1,166

受領印



代行会社ウェルネット(株)

〒650-0011
兵庫県神戸市中央区
下山手通 5-10-1
兵庫県庁3号館3階
兵庫県議会公明党・県民会議議員団
伊藤 勝正 様



GMOとくとくBB

PHONE 0570-045-109 FAX 03-5456-2556
URL <http://gmob.jp/support/>
E-Mail info@gmob.jp



1 / 1

15038



請求書発行日 2022年01月01日
請求年月 2022年01月

平素は、格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記請求明細をご確認ください。

ご利用料金請求書

【お客様番号】 9465353
【請求書番号】 052201042604098

今回請求額 1,166円

お支払期日 2022年01月25日

調整額 *****
繰越金額 *****
ご利用金額 1,060円
消費税額 106円

振込先銀行 [REDACTED]
振込先支店 [REDACTED]
口座番号 [REDACTED]
口座名義 ジーエムオーインターネット

ご利用内容の内訳

請求明細	数量	単価	金額
とくとくセット2022年01月利用分	1	0	0
フレッツ光ファミリー・準 接続サービス2022年01月利用分	1	836	836
請求書発行手数料	1	330	330

※銀行振込みの際の手数料につきましては、お客様でご負担をお願いいたします。
※お振込みの控え（受領証）をもって領収書に替えさせていただきます。
※お支払期限を過ぎたご入金の場合、サービスを停止いたします。また再開まで7営業日ほどかかる場合がございます。
※過去ご利用月のご請求につきましては、前月末日までにお支払い確認が取れていない状況となっております。お支払期日をご確認のうえお支払をお願いいたします。本請求書と行き違いで、すでにお支払いいただいておりますらお詫び申し上げます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年 / 月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
13	4--1-27 振替	*15,498 SMBC(アスク)
1/27		

共通案分率	50%
	25%
それ以外の案分	100%
案分の説明	
案分率	アスク12月分 米客用お茶代 ¥10,947×25% =¥2,736
*	共通案分率を適用
*	請求書参照

アスクルご請求書

2021年12月31日締切分

650-0011 郵便区内特別
 兵庫県神戸市中央区
 下山手通5-10-1
 県庁3号館3階

郵便区内特別



お問い合わせ番号 20706592

兵庫県議会公明党

様

B1 144154# 00001/00001 20706592 U A



00224050 C11-U1

アスクル担当販売店

株式会社明光堂
 アスクル事業部
 兵庫県神戸市兵庫区
 塚本通5-2-3



645915 002

TEL: 078-576-6288

担当:アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

TEL: 078-362-3727

FAX: 078-371-1883

お買い上げいただきましてありがとうございます。
 記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額

15,498円

うち消費税等 (1,223円)

対象期間

2021/12/01 ~ 2021/12/31

当月お買い上げ金額

15,498円

当月返品金額

0円

当月値引金額

0円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

お支払い日	▶ 2022年 01月 27日
お支払い方法	▶ 自動引落
金融機関	[Redacted]
支店	[Redacted]
口座	[Redacted]
お引落	ヒヨウゴ ケンギ カイロウメイトリ ケンミンカイ カシ

上記ご指定の口座よりお引落しさせていただきます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/グリーン
12/06 69279065 J53-8477 LOHACO Water (ロハコウォーター) 410ml 1セ	1	2,740	○ 2,740	控室・受付様ご発注分	軽 8.0 *
542-680 コピー用紙 マルチペーパー スーパーホワイト+ A4 1箱	1	3,165	△ 3,165		10.0 *
		小 計	5,905		
12/07 69626320 P23-2174 メロディアン コーヒーフレッシュ (セレニータ) 脂肪分1/2	1	253	○ 253	控室・受付様ご発注分	軽 8.0 *
881-076 【水出し可】伊藤園 おーいお茶 さらさら緑茶 1袋(40g)	1	486	○ 486		軽 8.0 *
162-1287 【コーヒー粉】オリジナルブレンド まろやか 1袋(1kg)	1	970	○ 970		軽 8.0 *
		小 計	1,709		
12/13 70987010 J53-8477 LOHACO Water (ロハコウォーター) 410ml 1セ	1	2,740	○ 2,740	控室・受付様ご発注分	軽 8.0 *
X72-9905 伊藤園 香り豊かなお茶 緑茶 265ml ラベルレス 1セツ	1	3,758	○ 3,758		軽 8.0 *
205-1045 マクセル データ用CD-R 5mmブラケース 1パック(10	1	638	△ 638		10.0 *
205-2249 マクセル 録画用DVD-R プラスチックケース 10枚入 オ	1	748	△ 748		10.0 *
		小 計	7,884		

○ 飲み物代 △ 事務用品代

2,740	3,165
253	638
486	748
970	
2,740	
3,758	
<hr/>	
¥ 10,947	¥ 4,551-

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年 / 月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
14	4--1-27 振替	*15,498 SMBC(アスク)
1/27		

共通案分率	50%
	25%
それ以外の案分	100%
案分の説明	
案分率	アスク12月分 事務用品代 ¥4,551×50% =¥2,275
*	共通案分率を適用
*	請求書参照

*請求書の原本は
No.1-13 に添付
しております。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年 / 月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使途項目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
15	4--1-28 振込 *121,000.W21 カ) トウウ	共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		ホームページ
		保守管理料1月分
		¥121,000-
		案分率

1/28

請求書

〒650-0011
 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
 兵庫県庁 公明党控室

兵庫県議会 公明党・県民会議議員団 御中

TOKO株式会社 東弘 関西支社

〒543-0001 大阪市天王寺区上本町6-6-26
 上六光陽ビル8F
 Tel 06-6776-5201 Fax 06-6776-5205



検印	[Redacted]	締日	日付	請求番号
		末日	2022/01/31	SK000034381

下記の通りご請求申し上げます。

◎お振込みは右記銀行口座へお願い致します。
 口座名義：株式会社 東弘
 カナ名義：カ)トウコウ



今回売上額	消費税額	今回請求額
¥110,000	¥11,000	¥121,000

年月日	品名/詳細	数量	単価	売上金額	消費税額	税込金額
2022/01/01~2022/01/31	更新・管理・保守費 ホームページ管理費	1	110000	110,000	(10%) 11,000	121,000

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和4年 / 月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
16	共通案分率	50%
		25%
1/21	それ以外の案分	100%
	案分の説明	インターネット代 12月分 ¥4,796 × 50% = ¥2,398 -
	案分率	※ 共通案分率を適用 ※ 請求書参照

通常払込料金 加入者負担	振替払込請求書兼 受領証(金融機関控)	
届出番号	[Redacted]	
加入者名	NTTファイナンス株式会社	
金額	4,686 円	
X 切り取らないでお出しください。	お客様番号	4610-1744-77617
	2022年 1月ご請求分	1月31日
	〔住所等非表示払込書〕	
	兵庫県議会公明党・県民会議議員 団 谷井 勲 様	
	金融機関用収納速結先 TEL 0120 874-569	N94210050 04-01-21
備考	現金払	附印 料金 110円
	この受領証は大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)	



お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5988-0061	請求年月 MONTH OF ISSUE	2022年 1月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4610-1744-77617)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5988-0061			
◇NTT西日本ご利用分			
4,686	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料	12月 1日~12月31日 合 算
	-1,290	光はじめ割	2023年06月~2023年08月以 外の解約は解約金がかかります 合 算
	100	発行手数料	本請求書等の発行にかかわる各種費用に なります。 合 算
	50	収納手数料	本請求をコンビニエンスストア・各種金 融機関でお支払いいただく場合の手数料 合 算
	426	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計	4,686	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2021年7月利用料分から2022年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

請求書 (西日本ご利用分)

NTTファイナンス



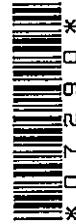
650-0011
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

郵便区内特別

兵庫県庁3号館 3階
兵庫県議会公明党 県民会議議員
団 谷井 薫 様

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2022年 1月19日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【選付先】
〒536 大阪市城東区森の宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M20021111004 07359 07290 00 J
61 000000 1 0 22010301J



07359

Webでのお問い合わせ先



http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/lw/?page-1



022012101041415471

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5988-0061 4610-1744-77617	2022年 1月ご請求分	4,686円	2022年 1月31日(月)

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 4,686円
(合計) 4,686円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。
*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年 / 月分)

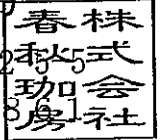
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
17	4--1-28 振込 4--1-28 振替	*6,048 W21 カ)リ)リ) 171 *165 振込手数料
		案分率 共通案分率 50% 25% それ以外の案分 100% 案分の説明 来客用コーヒー $¥6,213 \times 25\%$ $= ¥1,553-$ ※ 共通案分率を適用 ※ 請求書参照
1/28		

請 求 書

〒 650-0011
 神戸市中央区下山手通
 5-10-1

株式会社 春秋珈房



〒652-0815 神戸市兵庫区三川口町2-5-1

TEL 078-578-8886
 FAX 078-578-8886

兵庫県議会公明党県民会議議員団 御中

振込銀行 XXXXXXXXXX カ) シュンジュウコウボウ

締 日	御得意先コード	御請求先コード	担 当 者	請 求 書 No	頁
2022年01月25日	003024	003024	000003	00039506	1

前回御請求額	今回御入金額	御 繰 越 額	今回御買上額	今回消費税	税込御買上額	今回御請求額
3,024	3,024	0	5,600	448	6,048	6,048

月 日	伝 票 No	商 品 名	単 位	数 量	単 価	金 額
01/04	00144843	HOTコーヒ-(DX) ※	Kg	1.00	2,800	2800
01/13	00062678	入金 振込				△3024
01/17	00144978	HOTコーヒ-(DX) ※	Kg	1.00	2,800	2800
		8.00 % 対象 ※	(税抜)	5,600	消費税	448
		※は軽減税率対象品目				

上記の通り御請求申し上げます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年2月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目										
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費										
/	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>産経新聞 R4.1月分 ¥4,400-</td> </tr> </table>		共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	産経新聞 R4.1月分 ¥4,400-	
	共通案分率	50%									
	25%										
それ以外の案分	100%										
案分の説明	産経新聞 R4.1月分 ¥4,400-										
	4--2--7 振替	*4,400 SMBC(サカイイオカ)									
2/7	<p style="text-align: center;">産経新聞 領収証</p> <p>No. 1-213-0007-000</p> <p>2022年01月分 下山手通5-17 兵庫県庁3号館 兵庫県議会 公明党県民会議議員団 様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 名</th> <th>部</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産経新聞セット※</td> <td>1</td> <td>4,400</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>¥ 4,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>※は軽減税率対象品目 (内消費税等¥325)</p> <p>お知らせ 領収日2022年 2月 7日</p> <p>新聞配達アルバイト募集中。 朝刊のみ、夕刊のみでも可。</p> <p>毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。</p> <p>8%対象 ¥4,400 (消費税 ¥325)</p> <p>産経新聞三宮専売所 〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-14-10 TEL: 078-392-1017</p> <p style="text-align: right;">産経新聞 領収印 販売所</p>		品 名	部	金 額	産経新聞セット※	1	4,400	合 計		¥ 4,400
品 名	部	金 額									
産経新聞セット※	1	4,400									
合 計		¥ 4,400									

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年2月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使 途 項 目		
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
2	4--2-24.振替	*4,300 SMBC(3777)	共通案分率 50%
			25%
			それ以外の案分 100%
			案分の説明
			毎日新聞
			R4.2月分
			¥4,300
			案分率

読者	70-001-0141-000	No. 01-003	領 収 証 2022年 2月度	
公明党・県民会議議員団 様				
銘 柄	部数	金 額	領 収 金 額	
毎日新聞 ※	1	4,300	4,300 円	
			上記金額正に領収いたしました。	
			内消費税	¥319

2/24

8%対象 4,300 (内消費税 ¥ 319) ※は軽減税率の対象
 10%対象 0 (内消費税 ¥ 0) であることを示します。

毎日新聞 神戸販売
 神戸市中央区元町通5丁目3-1
 TEL: 078-341-5553

毎日ご愛読ありがとうございます。各種金融機関での自動引落クレジットもご利用になれます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年2月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
3	4--2-28 振替	*9,300: 朝日新聞 (SMFS)
		共通案分率 50%
		それ以外の案分 25%
		案分の説明 100%
		朝日新聞 日本経済新聞 R4. 2月分 ¥9,300-
		案分率

080 -0302 2022 年 2 月分 領収証
050

下山手通5-10-1県庁3号館(2-5)

兵庫県議会 公明党・県民会議議員団 様

銘 柄	部数	金 額	合 計
朝 日 新 聞	※ 1	4400	9,300 円 (内消費税 689円)
日 本 経 済 新 聞	※ 1	4900	

金額には消費税を含みます。
上記金額正に領収しました。
No.1022397

8%対象 9,300円 (内消費税
10%対象 0円 (内消費税
※は軽減税率の対象であることを示します。

朝日新聞兵庫販売株式会社 神戸三宮店
中央区中山手通4-18-27 TEL: 078-251-0223
FAX: 078-241-4586

毎度ご愛読ありがとうございます。お支払には便利な金融機関での自動引落もご利用になれます。



2/28

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年2月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目																					
4	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費																					
		事務所費・事務費・人件費																				
		共通案分率 50%																				
		25%																				
	それ以外の案分 100%	案分の説明																				
	4--2-28 振替 *4,400 SMBC(コウメイ)`)	読売新聞 R4.2月分 ￥4,400-																				
	 領 収 書 区域011 全戸0062 お問合せNo01599	案分率																				
	お名前 <u>議会公明党 県民会議議員団 様</u> 下山手通4-17-3 TEL078-362-3727 兵庫県庁3号館3F 4年 2月分 振替																					
		◇左記の通り領収しました																				
		領収日 年 月 日																				
		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:5%;">No</th> <th style="width:45%;">品 名</th> <th style="width:10%;">部 数</th> <th style="width:40%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>読売新聞 セット ※</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">4,400</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">4,400 円</td> </tr> </tbody> </table>	No	品 名	部 数	金 額	1	読売新聞 セット ※	1	4,400	2				3				合 計			4,400 円
No	品 名	部 数	金 額																			
1	読売新聞 セット ※	1	4,400																			
2																						
3																						
合 計			4,400 円																			
		※は軽減税率 (10.0%対象 0円) (8.0%対象 4,400円)																				
		読売センター東神戸 TEL078-341-4169 神戸市中央区北長狭通8-2-12																				
		領収印 																				

2/28

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年2月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
5	4--2-28 振替	*4,400:3077091(SMFS)
		共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		神戸新聞
		R4.2月分
		¥4,400-
		案分率

領 収 証

2022年02月分
 下山手通4丁目
 県庁3号館 3F
兵庫県議会公明党・県民会議議員団 様

No. 5- 13-0184-000

銘 柄	部	金 額	お知らせ
神戸新聞々々※	1	4,400	領収日 4年2月28日
合 計		¥ 4,400	自動払込を推奨しておりクレジット 払い・銀行・郵便局などございます
※は軽減税率対象品目			毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。
			8%対象 ¥4,400(消費税 ¥326)

株式会社神戸新聞神戸中央販売
 〒650-0011
 神戸市中央区下山手通4丁目15-1
 TEL: 078-331-0218 FAX: 078-222-6405

領
神戸新聞
収

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年2月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費 人件費	
6	4--2-28 振替	※14.139 SMBC(アスク)
		共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		アスク10月分
		来客用お茶代
		$¥10,974 \times 25\%$
		$= ¥2,743$
		* 共通案分率を適用
		* 請求書参照

2/
28

アスクルご請求書

2022年01月31日締切分

650-0011
兵庫県神戸市中央区
下山手通5-10-1
県庁3号館3階

郵便区内特別



お問い合わせ番号 20706592

兵庫県議会公明党

様

B1 141453# 00001/00001 20706592 U AB



00217425 C11-U1

アスクル担当販売店

株式会社明光堂
アスクル事業部
兵庫県神戸市兵庫区
塚本通5-2-3



645915 002

TEL: 078-576-6288

担当: アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

TEL: 078-362-3727

FAX: 078-371-1883

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額

14,139円

うち消費税等 (

1,099円)

対象期間

2022/01/01 ~ 2022/01/31

当月お買い上げ金額

14,139円

当月返品金額

0円

当月値引金額

0円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

お支払い日 ▶ 2022年 02月 28日

お支払い方法 ▶ 自動引落

金融機関	
支店	
口座	
お引落	ヒヨウゴケンキカイロウメイトリケンミンカイカン

上記ご指定の口座よりお引落しさせていただきます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/クリー
01/05 74621340 X72-9905 伊藤園 香り豊かなお茶 緑茶 265ml ラベルレス 1セツ	1	3,758	3,758		軽 8.0 *
162-1287 【コーヒー粉】オリジナルブレンド まろやか 1袋 (1kg)	1	1,162	1,162		軽 8.0 *
J53-8477 LOHACO Water (ロハコウォーター) 410ml 1セ	1	2,740	2,740		軽 8.0 *
542-680 コピー用紙 マルチペーパー スーパーホワイト+ A4 1箱	1	3,165	3,165		10.0 *
		小計	10,825	控室・受付様ご発注分	
01/27 79075988 J53-8477 LOHACO Water (ロハコウォーター) 410ml 1セ	1	2,740	2,740		軽 8.0 *
P23-2174 メロディアン コーヒーフレッシュ (セレニータ) 脂肪分1/2	1	253	253		軽 8.0 *
880-776 リプトン イエローラベル ピラミッド型ティーバッグ 1袋 (2	1	321	321		軽 8.0 *
		小計	3,314	控室・受付様ご発注分	

○ 飲み物代

△ 事務用品

3,758
1,162
2,740
2,740
253
321
10,974

¥3,165-

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年2月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
7	4-2-28 振替	※4.139・SMBC(アスクル)
		案分率 共通案分率 50% 25% それ以外の案分 100% 案分の説明 アスクル 1月分 事務用品代 ¥3,165×50% =¥1,582 ※共通案分率を適用 ※請求書参照
2/28	※請求書の原本は No. 2-6 に添付 してあります	

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年2月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使途項目																
8	<p>調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・<u>事務費</u>・人件費</p> <table border="1"><tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td></td><td>25%</td></tr><tr><td>それ以外の案分</td><td>100%</td></tr><tr><td>案分の説明</td><td></td></tr><tr><td></td><td>Fax利用料 1月・2月分</td></tr><tr><td>案分率</td><td>$¥6,533 \times 50\%$ $= ¥3,266$</td></tr><tr><td></td><td>※共通案分率を適用</td></tr><tr><td></td><td>※請求書参照</td></tr></table> <div data-bbox="502 840 917 1691"><p>通常払込料金 振替払込請求書兼 Pay-easy 加入者負担 受領証(金融機関控)</p><p>口座番号 [REDACTED]</p><p>加入者名 NTTファイナンス株式会社</p><p>金額 6,423 円</p><p>お客様番号 4605-0509-87827</p><p>2022年 2月ご請求分 請求日 2月21日</p><p>(住所等非表示払込書)</p><p>兵庫県議会公明党議員団 様</p><p>金融機関用収精連絡先 [REDACTED]</p><p>TEL 0120-64-02-18 874-569 [REDACTED]</p><p>備 現金払 郵便局 料 附 料金 号 印 110円</p><p>この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)</p></div>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明			Fax利用料 1月・2月分	案分率	$¥6,533 \times 50\%$ $= ¥3,266$		※共通案分率を適用		※請求書参照
共通案分率	50%																
	25%																
それ以外の案分	100%																
案分の説明																	
	Fax利用料 1月・2月分																
案分率	$¥6,533 \times 50\%$ $= ¥3,266$																
	※共通案分率を適用																
	※請求書参照																

2/18

請求書 (西日本ご利用分)

650-0011
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

兵庫県第3号館公明党議員控室
兵庫県議会公明党議員団 様



022022101004434504

郵便区内特別



13682

Webでのお問い合わせ先



<http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/iw/?page-1>

NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2022年 2月 7日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【速付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M30021211001 13682 13600 00 J
01 100010 1 0 22020101J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
078-371-1883 4605-0509-87827	2022年 2月ご請求分	6,423円	2022年 2月21日(月)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTT西日本分ご請求額 (合計)

6,423円
6,423円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト[<http://flets-w.com/wari/>]でご確認ください。
*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.



お客様電話番号等 BILLING NUMBER	078-371-1883	請求年月 MONTH OF ISSUE	2022年 2月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4605-0509-87827)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY(YEN)	内訳金額(円) AMOUNT(YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆078-371-1883		1月分	
◇NTT西日本ご利用分	2,500	回線使用料(基本料)(事務用)	11月21日~12月20日 合算
3,012	235	ダイヤル通話料	11月21日~12月20日。なお前月分は346円でした。 合算
	4	ユニバーサルサービス料他	1番号分のご請求となります。 合算
	273	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×10%
◇NTT西日本分(小計)	3,012	(小計)	
		2月分	
◇NTT西日本ご利用分	2,500	回線使用料(基本料)(事務用)	12月21日~1月20日 合算
2,949	178	ダイヤル通話料	12月21日~1月20日。なお前月分は235円でした。 合算
	3	ユニバーサルサービス料他	1番号分のご請求となります。 合算
	268	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×10%
◇NTTコミュニケーションズご利用分	420	ダイヤル通話料	ホーム・オフィス割引適用 合算
462	42	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×10%
◇NTT西日本分(小計)	3,411	(小計)	
◇合計	6,423	合計	2か月分のご請求額です。


ユニバーサルサービス料他には、2021年7月利用料分から2022年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年 2月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使 途 項 目		
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
9		共通案分率	50% 25%
		それ以外の案分	100%
		案分の説明	インターネット代 1月分 ¥4,796×50% = ¥2,398-
		※	共通案分率を適用
		※	請求書参照
2/25	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>通常払込料金 振替払込請求書兼 受領証(金融機関控) </p> <p>加入者負担</p> <p>印 加 入 者 名 NTTファイナンス株式会社</p> <p>金 額 ¥4,686 円</p> <p>お客様番号 4610-1744-77617</p> <p>2022年 2月ご請求分 2月28日</p> <p>(住所等非表示払込先) 兵庫県議会公明党・県民会議議員 団 谷井 勲 様</p> <p>金融機関用取納連絡先 TEL 0120-04-02-25 874-569</p> <p>備考 現金払 郵便局 附印 料金 110円</p> <p><small>この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)</small></p> </div>		

請求書 (西日本ご利用分)

650-0011
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

兵庫県庁3号館 3階
兵庫県議会公明党・県民会議議員
団 谷井 勲 様



022022101044854438

郵便区内特別



07394

Webでのお問い合わせ先



<http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/lw/?page-1>

NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2022年 2月16日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【速付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M20021111006 07394 07341 00 J
61 100000 1 0 22020301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5988-0061 4610-1744-77617	2022年 2月ご請求分	4,686円	2022年 2月28日(月)

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 4,686円
(合計) 4,686円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もともと割、Web光もともと割、どんと割、どんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [<http://flets-w.com/wari/>] でご確認ください。

* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.



お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5988-0061	請求年月 MONTH OF ISSUE	2022年 2月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4610-1744-77617)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5988-0061			
◇NTT西日本ご利用分			
4,686	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料	合 算
	-1,290	光はじめ割	合 算
	100	発行手数料	合 算
	50	収納手数料	合 算
	426	消費税等相当額 (合計)	
◇合計	4,686	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2021年7月利用料分から2022年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

〒650-0011
兵庫県神戸市中央区
下山手通 5-10-1
兵庫県庁3号館3階
兵庫県議会公明党・県民会議議員団
伊藤 勝正 様



GMOとくとくBB

PHONE 0570-045-109 FAX 03-5456-2556
URL <http://gmobb.jp/support/>
E-Mail info@gmobb.jp



1 / 1

15406



6776771

請求書発行日 2022年02月01日
請求年月 2022年02月

ご利用料金請求書

平素は、格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記請求明細をご確認ください。

【お客様番号】 9465353 【請求書番号】 052202012604098	今回請求額 1,166円	お支払期日 2022年02月25日
調整額 ***** 繰越金額 ***** ご利用金額 1,060円 消費税額 106円	振込先銀行 振込先支店 口座番号 口座名義 ジーエムオーインターネット (

ご利用内容の内訳

請求明細	数量	単価	金額
とくとくセット2022年02月利用分	1	0	0
フレッツ光ファミリー・準 接続サービス2022年02月利用分	1	836	836
請求書発行手数料	1	330	330

※銀行振込みの際の手数料につきましては、お客様でご負担をお願いいたします。
※お振込みの控え（受領証）をもって領収書に替えさせていただきます。
※お支払期限を過ぎたご入金の場合、サービスを停止いたします。また再開まで7営業日ほどかかる場合がございます。
※過去ご利用月のご請求につきましては、前月末日までにお支払い確認が取れていない状況となっております。お支払期日をご確認のうえお支払をお願いいたします。本請求書と行き違いで、すでにお支払いいただいておりますらお詫び申し上げます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年)月分

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
11	4--2-21 振替	共通案分率 50% 25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		複合機パフォーマンス チャージ料
		案分率 $\frac{4}{7}10,594 \times 50\%$ $= 75,297$
		* 共通案分率を適用
		* 請求書参照

2/21

請求書



株式会社

神戸支店

〒651-0086 神戸市中央区磯上通6丁目1番23号

Phone:078-265-2301 Fax:078-265-2302

取引銀行

〒 650-0011

神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

御中

16800000

毎度格別のお引立て預かりありがとうございます。

下記の明細の通り御請求申し上げます。

(自動引落)

担当者	検収

■請求締切日 2022/ 1/31 ■お支払予定日 2022/ 2/20 ■当月お買上高合計 10,594

前回請求額	ご入金額	繰越金額	当月お買上高		合計請求額	当月の請求額
			税抜御買上額	消費税		
14,180	14,180	0	9,631	963	10,594	¥ 10,594

【*】は税込/【軽】は軽減税率

年月日 問合番号	商品・規格	数量	単価	お買上高 消費税	お支払高	摘要
2022/ 1/ 7 0000430670	パフォーマンスチャージ料 MPC4001カケヨ 619839 伝票単位消費税 【伝票計】	1	9,631 (10%)	9,631 963 10,594		
2022/ 1/20 0000141143	自動引落-リコーリース20日 【伝票計】 《総合計》	税抜合計	消費税	合計	14,180	
		9,631	963	10,594		
	税率内訳(10.00%)	9,631	963	10,594		
	以下余白					

累計		¥10,594	¥14,180	
----	--	---------	---------	--

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年2月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
12	4--2--7 振込	*22,000 W21 カ) センソウコ
2/7		

案分率	共通案分率	50%
		25%
	それ以外の案分	100%
	案分の説明	ZENRIN GIS セクション 1月分 ¥22,000×50% ¥11,000
	*	共通案分率を適用
	*	請求書参照

請求書

No. J2110003213-4

2022年1月31日

様

兵庫県議会公明党・県民会議

お客様コードNO. 78362372700

〒650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1

県庁3号館

TEL : 0783623727

株式会社 ゼンリン

神戸営業所

〒651-0087

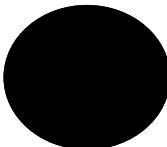
兵庫県神戸市中央区御幸通4-2-20

三宮中央ビル1F

TEL 078-252-3223

FAX 078-252-1633

所長 三好 信治



下記のとおりご請求申し上げます。

お支払い方法	集金・振込
お支払い予定日	2022年 2月 28日

注文書番号

納品書番号

納品日付

J2110003213-4

検収日付

振込先銀行

口座名義 株式会社ゼンリン 神戸営業所

お振込みの際の手数料はご負担願います。

合計金額

¥22,000- (消費税等込み)

商 品 名	種 別	単 価	数 量	金 額
GIS Application Data Online		10,000	1	10,000
ペーシマップ TOWNII (配信) 兵庫県		10,000	1	10,000
* * 小 計 * *				20,000

御買上金額	消費税等	御買上合計金額	御入金額	御請求額
20,000	2,000	22,000	0	22,000

【備考】

1月分

本伝票に記載されましたお客様の個人情報は、アフターサービス、各種キャンペーンのご案内のために利用させていただきます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年2月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

Table with 2 columns: 整理番号 (13, 2/4) and 用途項目 (リース料 (シュレッター) 2月分). Includes calculation: ￥5,400 x 50% = ￥2,700.

口座振替請求明細書

発行日 2022年 1月 20日

拝啓、毎々格別のお引き立てにあざかり厚くお礼申し上げます。
今月分のご請求金額は下記の通りとなっております。
ご査収の上、宜しくご手配いただきますようお願い申し上げます。

リコーリース株式会社

Table with 2 columns: 引き落とし日 (2022年 2月 4日), ご請求金額 (5,400円), 請求書番号 (202201-4-010546)

口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。

- (お願い)
1. 上記ご請求金額を指定口座より引き落しさせていただきます。
2. 引き落としの前日(金融機関営業日)までにご入金いただきますようお願い申し上げます。
3. 既にお支払済みまたはお取引内容に変更のある場合はご了承ください。

請求明細書

Main table with columns: 契約番号, 設置品名, 数量, 種類, 請求金額, 消費税率, 請求期間, 当回数. Includes contract details for A071400200.

続きは裏面をご確認下さい。

区分 L:リース C:クレジット R:レンタル P:パーソナルクレジット K:割賦 X:その他S
種類 01:リース料金等 03:保守料金 04:合意解約金 05:物件代金 06:弁済金 07:その他

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年3月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目															
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費															
1	4--3--7 振替	*4,400 SMBC(カキイカ)														
		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>産経新聞 R4.2月分 74,400-</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	産経新聞 R4.2月分 74,400-						
共通案分率	50%															
	25%															
それ以外の案分	100%															
案分の説明	産経新聞 R4.2月分 74,400-															
<p style="text-align: center;">産経新聞 領 収 証</p> <p>2022年02月分 下山手通5-17 兵庫県庁3号館 兵庫県議会 公明党県民会議議員団 様</p> <p style="text-align: right;">No. 1-213-0007-000</p>																
<table border="1"> <tr> <td>品 名</td> <td>部</td> <td>金 額</td> <td rowspan="2">お知らせ 領収日 2022年 3 月 7 日</td> </tr> <tr> <td>産経新聞セット※</td> <td>1</td> <td>4,400</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>¥ 4,400</td> <td rowspan="2">新聞配達アルバイト募集中。 朝刊のみ、夕刊のみでも可。 毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。 8%対象 ¥4,400 (消費税 ¥325)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※は軽減税率対象品目</td> <td>(内消費税等¥325)</td> </tr> </table>			品 名	部	金 額	お知らせ 領収日 2022年 3 月 7 日	産経新聞セット※	1	4,400	合 計		¥ 4,400	新聞配達アルバイト募集中。 朝刊のみ、夕刊のみでも可。 毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。 8%対象 ¥4,400 (消費税 ¥325)	※は軽減税率対象品目		(内消費税等¥325)
品 名	部	金 額	お知らせ 領収日 2022年 3 月 7 日													
産経新聞セット※	1	4,400														
合 計		¥ 4,400	新聞配達アルバイト募集中。 朝刊のみ、夕刊のみでも可。 毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。 8%対象 ¥4,400 (消費税 ¥325)													
※は軽減税率対象品目		(内消費税等¥325)														
<p>産経新聞三宮専売所 〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-14-10 TEL: 078-392-1017</p> <p style="text-align: right;">産経新聞 領 収 印 販 売 所</p>																

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年3月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目							
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費	事務所費・事務費・人件費						
2	4--3-23 振替	*4,300 SMBC(シブヅ)						
		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td> 毎日新聞 R4.3月分 ￥4,300- </td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%
共通案分率	50%							
	25%							
それ以外の案分	100%							
案分の説明	毎日新聞 R4.3月分 ￥4,300-							

読者 70-001-0141-000 No. 01-003 領 収 証 2022年 3月度

公明党・県民会議議員団 様

銘 柄	部数	金 額	領 収 金 額
毎日新聞 ※	1	4,300	4,300 円

上記金額正に領収いたしました。

内消費税 ￥319

毎日新聞 領収印

8%対象 4,300 (内消費税 ¥ 319) ※は軽減税率の対象
 10%対象 0 (内消費税 ¥ 0) であることを示します。

毎日新聞 神戸販売
 神戸市中央区元町通5丁目3-1
 TEL: 078-341-5553

毎度ご愛読ありがとうございます。各種金融機関での自動引落クレジットもご利用になれます。

3/23

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年3月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目												
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費												
3	4--3-28 振替	*9,300 シアタダイ(SMFS)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">共通案分率</td> <td style="width:50%;">50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td style="border: 2px solid black;">100%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">朝日新聞 日本経済新聞 R4.3月分 ¥9,300-</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		朝日新聞 日本経済新聞 R4.3月分 ¥9,300-	
共通案分率	50%												
	25%												
それ以外の案分	100%												
案分の説明													
朝日新聞 日本経済新聞 R4.3月分 ¥9,300-													

080-0302 050	2022 年 3 月分	領収証
下山手通5-10-1県庁3号館(2-5)		
兵庫県議会 公明党・県民会議議員団 様		

銘 柄	部数	金 額	合 計
朝 日 新 聞	※ 1	4400	9,300 円 <small>(内消費税 689円)</small>
日本経済新聞	※ 1	4900	

金額には消費税を含みます。
上記金額正に領収した。

No.1022397

8%対象 9,300円 (内消費税 689円)
10%対象 0円 (内消費税 0円)
※は軽減税率の対象であることを示します。

朝日新聞兵庫販売株式会社 神戸三宮店

中央区中山手通4-18-27 TEL: 078-251-0223
FAX: 078-241-4586

毎度ご愛読ありがとうございます。お支払には便利な金融機関での自動引落もご利用になれます。

3/28

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年3月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
4	共通案分率	50%
		25%
	それ以外の案分	100%
	案分の説明	
	読売新聞	
	R4.3月分	
	¥4,400	
	4-3-28 振替	*4,400 シブシティ(SMFS)

Y[◎] 領 収 書

区 011 市 0062 支店番号 01599

お名前 議会公明党 県民会議議員団 様

下山路4-17-3

兵庫県庁3号館 3F

4年 3月分 振替

品 種	部 数	金 額
1 読売新聞 セット ※	1	4,400
2		
3		
合 計		4,400 円

◇左記の通り領収しました

領収日 年 月 日

※軽減税率 10%対象 0円消費税 0円
8%対象 4,400円消費税 325円

3/28

読売センター東神戸 TEL078-341-4169
神戸市中央区北長狭通8-2-12



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年3月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目															
5	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費															
	4--3-28 振替 *4,400 SMBC(コウベシブ)	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2">神戸新聞</td> </tr> <tr> <td colspan="2">R4.3月分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">¥4,400</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		神戸新聞		R4.3月分		¥4,400	
共通案分率	50%															
	25%															
それ以外の案分	100%															
案分の説明																
神戸新聞																
R4.3月分																
¥4,400																

領 収 証

2022年03月分 No. 5- 13-0133-000

下山手通4丁目
県庁3号館 3F

兵庫県議会公明党・県民会議議員団 様


銘 柄	部	金 額
神戸新聞セト※	1	4,400
合 計		¥ 4,400

お知らせ 領収日 4年3月28日

2022年3月～元町店は移転しました。
今後とも宜しくお願い致します。
毎度ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,400(消費税 ¥326)

株式会社神戸新聞神戸中央販売
〒651-0055
神戸市中央区熊内橋通4丁目3-10
TEL: 078-331-0218 FAX: 078-222-6405



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年3月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <u>事務費</u> 人件費	
6	4--3-28:振替	*17,951 SMBC(アスク)
		共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		アスク10・2月分
		来客用お茶代
		¥8,807×25%
		=¥2,201
		* 共通案分率と適用
		* 請求書参照

3/28

アスクルご請求書

2022年02月28日締切分

650-0011 郵便区内特別
 兵庫県神戸市中央区
 下山手通5-10-1
 県庁3号館3階



お問い合わせ番号 20706592

兵庫県議会公明党

様

B1 135287# 00001/00001 20706592 U AB



00205189 C11-U1

アスクル担当販売店

株式会社明光堂
 アスクル事業部
 兵庫県神戸市兵庫区
 塚本通5-2-3



645915 002

TEL: 078-576-6288

担当: アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

TEL: 078-362-3727

FAX: 078-371-1883

ご購入いただきましてありがとうございます。
 記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額 **17,951円**

うち消費税等 (1,485円)

お支払い日 ▶ 2022年 03月 28日
 お支払い方法 ▶ 自動引落

金融機関
 支店
 お引落 口座
 ヒヨウコ*ケンギ*カゴウメイトウ*ケンミンカイギ*カンソ

対象期間	2022/02/01 ~ 2022/02/28
当月お買い上げ金額	19,565円
当月返品金額	0円
当月値引金額	-1,614円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

上記ご指定の口座よりお引落しさせていただきます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/グリーン
02/08 81370176 162-1287 【コーヒー粉】オリジナルブレンド まろやか 1袋(1kg) 820-2110 コーヒーフィルター 102 2~4杯用 1袋(100枚入)	1 1	1,162 155	○ 1,162 ○ 155	控室・受付様ご発注分	軽 8.0 * 10.0
02/09 81632394 405-3058 沖データ (OKI) 純正トナー TC-C4AK2 ブラック 927-8549 プリンター用トナーカートリッジ15%OFFクーポン	1 1	10,758 -1,614	△ 10,758 △ -1,614	控室・受付様ご発注分	10.0 10.0
02/22 83970439 P23-2174 メロディアン コーヒーフレッシュ (セレニータ) 脂肪分1/2 X72-9905 伊藤園 香り豊かなお茶 緑茶 265ml ラベルレス 1セツ 881-076 【水出し可】伊藤園 おーいお茶 さらさら緑茶 1袋(40g)	1 1 1	253 3,758 486	○ 253 ○ 3,758 ○ 486	控室・受付様ご発注分	軽 8.0 * 軽 8.0 * 軽 8.0
02/28 84875175 P23-2174 メロディアン コーヒーフレッシュ (セレニータ) 脂肪分1/2 J53-8477 LOHACO Water (ロハコウォーター) 410ml 1セ	1 1	253 2,740	○ 253 ○ 2,740	控室・受付様ご発注分	軽 8.0 * 軽 8.0 *

○ 飲料物代
 1,162
 155
 253
 3,758
 486
 253
 2,740
 8,807

△ 事務用品
 10,758
 -1,614
 9,144

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年3月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
ク	4--3-28:振替	*17,951 SMBC(アスク)
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		アスク10月分
		事務用品代
		¥9,144×50%
		=¥4,572
		*共通案分率を適用
		*請求書参照
3/28		請求書の原本は No.3-6に添付 しております

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年3月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

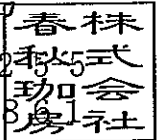
整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費	事務費 人件費
8	4--3-10 振込 4--3-10 振替	共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		来客用コーヒー
		案分率 ¥3,189 × 25%
		¥797-
	*3,024 W21 加計月 277	※ 共通案分率を適用
	*165 振込手数料	※ 請求書参照

3/10

請 求 書

〒 650-0011
 神戸市中央区下山手通
 5-10-1

株式会社 春秋珈琲



兵庫県議会公明党県民会議議員団 御中

〒652-0815 神戸市兵庫区三川口町2-5-5
 TEL 078-578-8886
 FAX 078-578-8886

振込銀行

カ) シュンジュウコウボウ

縮 日	御得意先コード	御請求先コード	担 当 者	請 求 書 No.	頁
2022年02月25日	003024	003024	000003	00039607	1

前回御請求額	今回御入金額	御 繰 越 額	今回御買上額	今回消費税	税込御買上額	今回御請求額
6,048	6,048	0	2,800	224	3,024	3,024


月 日	伝 票 No.	商 品 名	単 位	数 量	単 価	金 額
01/31	00062778	入金 振込				△6048
02/24	00145383	HOTコーヒー(DX)	※ Kg	1.00	2,800	2800
		8.00 % 対象	※ (税抜)	2,800	消費税	224
		※は軽減税率対象品目				

上記の通り御請求申し上げます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年 3 月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目				
9	<p data-bbox="247 358 1412 398">調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費</p> <table border="1" data-bbox="1133 398 1412 481"><tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td></td><td>25%</td></tr></table> <p data-bbox="1133 481 1412 515">それ以外の案分 100%</p> <p data-bbox="1133 526 1412 560">案分の説明</p> <p data-bbox="1133 582 1412 828">インターネット代 2月分 ¥4,796 × 50% = ¥2,398</p> <p data-bbox="1101 660 1133 750">案分率</p> <p data-bbox="1101 851 1412 907">※共通案分率を適用</p> <p data-bbox="1101 940 1412 996">※請求書参照</p> <div data-bbox="518 817 917 1646"><p>通常払込料金 振替払込請求書兼 受領証(金融機関控) </p><p>加入者名 [REDACTED]</p><p>加入者名 NTTファイナンス株式会社</p><p>金額 4,686 円</p><p>お客様番号 4610-1744-77617</p><p>2022年 3月ご請求分 3月31日</p><p>【住所等非表示払込書】</p><p>兵庫県議会公明党・県民会議議員 団 谷井 勲 様</p><p>金融機関用取納連絡先 [REDACTED]</p><p>TEL 0120-04-03-28 874-569 [REDACTED]</p><p>現金払 郵便局</p><p>料金 110円</p></div> <p data-bbox="502 1120 526 1400">※切り取らないでお出しください。</p> <p data-bbox="534 1624 917 1657">この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)</p>	共通案分率	50%		25%
共通案分率	50%				
	25%				

3/28

請求書 (西日本ご利用分)

650-0011
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

兵庫県庁3号館 3階
兵庫県議会公明党・県民会議議員
団 谷井 様



022032101041782234

郵便区内特別



06122

Webでのお問い合わせ先



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2022年 3月18日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【速付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M20021111004 06122 06057.00 J
61 000010 0 22030301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5988-0061 4610-1744-77617	2022年 3月ご請求分	4,686円	2022年 3月31日(木)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 4,686円
(合計) 4,686円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

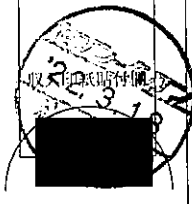
フレッツ光の割引サービス (光もともと割、Web光もともと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。
* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和4年3月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
10	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
	<p>GMO インターネット株式会社</p> <p>払込受領証 (お客様控え)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(カ)請求書発行日 2022年03月01日</p> <p>請求書番号 052203012604098</p> <p>お客様番号 9465353</p> <p>請求年月 2022年03月</p> <p>ご利用金額 ¥1,050</p> <p>消費税額 ¥106</p> <p>今回請求額 ¥1,156</p> </div> <p>受領印</p>  <p>代行会社ウエルネット(株)</p>	<p>共通案分率 50% 25%</p> <p>それ以外の案分 100%</p> <p>案分の説明</p> <p>GMOインターネット 利用料 3月分</p> <p>案分率 ¥1,156 × 50% = ¥583-</p> <p>※ 共通案分率を適用</p> <p>※ 請求書参照</p>
3/18		

〒650-0011
兵庫県神戸市中央区
下山手通 5-10-1
兵庫県庁3号館3階
兵庫県議会公明党・県民会議議員団
伊藤 勝正 様



GMOとくとくBB

PHONE 0570-045-109 FAX 03-5456-2556
URL <http://gmobb.jp/support/>
E-Mail info@gmobb.jp



1 / 1

14647



請求書発行日 2022年03月01日
請求年月 2022年03月

ご利用料金請求書

平素は、格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記請求明細をご確認ください。

【お客様番号】 9465353 【請求書番号】 052203012604098	今回請求額 1,166円	お支払期日 2022年03月25日
	調整額 ***** 繰越金額 ***** ご利用金額 1,060円 消費税額 106円	振込先銀行 振込先支店 口座番号 口座名義 ジーエムオーインターネット(

ご利用内容の内訳

請求明細	数量	単価	金額
とくとくセット2022年03月利用分	1	0	0
フレッツ光ファミリー・準 接続サービス2022年03月利用分	1	836	836
請求書発行手数料	1	330	330

※銀行振込みの際の手数料につきましては、お客様でご負担をお願いいたします。
※お振込みの控え（受領証）をもって領収書に替えさせていただきます。
※お支払期限を過ぎたご入金の場合、サービスを停止いたします。また再開まで7営業日ほどかかる場合がございます。
※過去ご利用月のご請求につきましては、前月末日までにお支払い確認が取れていない状況となっております。お支払期日をご確認のうえお支払をお願いいたします。本請求書と行き違いで、すでにお支払いいただいておりますらお詫び申し上げます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年3月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	用途項目															
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費															
11 3/4	4--3--4 振替	*5,400 リコリース (カ)														
		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>リース料 (シレッダー)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>75,400 × 50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>= 72,700 -</td> </tr> <tr> <td colspan="2">* 共通案分率と適用</td> </tr> <tr> <td colspan="2">* 請求書参照</td> </tr> </table>	共通案分率	50%	それ以外の案分	100%	案分の説明	リース料 (シレッダー)		75,400 × 50%		= 72,700 -	* 共通案分率と適用		* 請求書参照	
共通案分率	50%															
それ以外の案分	100%															
案分の説明	リース料 (シレッダー)															
	75,400 × 50%															
	= 72,700 -															
* 共通案分率と適用																
* 請求書参照																

口座振替請求明細書

発行日 2022年 2月 21日

拝啓、毎々格別のお引き立てにあずかり厚くお礼申し上げます。
今月分のご請求金額は下記の通りとなっております。
ご査収の上、宜しくご手配いただきますようお願い申し上げます。

リコーリース株



引き落とし日	2022年 3月 4日
ご請求金額	5,400円
請求書番号	202202-4-010481

【自動引落し口座】

口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。

(お願い)

- 上記ご請求金額を指定口座より引き落としさせていただきます。
- 引き落としの前日(金融機関営業日)までにご入金いただきますようお願い申し上げます。
- 既にお支払済みまたはお取引内容に変更のある場合はご了承ください。

請求明細書

契約番号	設置先名	数量	区分	種類	請求金額	消費税額	請求期間	当回数	総回数
A071400200	兵庫県議会 公明党・県民会議議員団	1		L01	5000		22.3.1	32	
-000	明光商会 シレッダー MSV-F31C				400	8	22.3.31	60	

区分 L:リース C:クレジット R:レンタル P:パーソナルクレジット K:割賦 X:その他S
種類 01:リース料金等 03:保守料金 04:合意解約金 05:物件代金 06:弁済金 07:その他

続きは裏面をご確認ください。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年3月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
12	4-3-10 振込	*22,000 W21 カ) セ"リカ コ
3/10		

共通案分率	50%
	25%
それ以外の案分	100%
案分の説明	ZENRIN GISセクション 利用料 2月分 ¥22,000×50% =¥11,000-
※	共通案分率を適用
※	請求書参照

請求書

No. J2110003213-5

2022年2月28日

兵庫県議会公明党・県民会議

様

お客様コードNO. 78362372700

〒650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1

県庁3号館

TEL : 0783623727

株式会社ゼンリン

神戸営業所

〒651-0087

兵庫県神戸市中央区御幸通4-2-20

三宮中央ビル1F

TEL 078-252-3223

FAX 078-252-1633

所長 三好 信治

下記のとおりご請求申し上げます。

お支払い方法	集金・振込
お支払い予定日	2022年3月31日

振込先銀行

口座名義 株式会社ゼンリン 神戸営業所

お振込みの際の手数料はご負担願います。

注文書番号

納品書番号

納品日付

J2110003213-5

検収日付

合計金額

¥22,000- (消費税等込み)

商品名	種別	単価	数量	金額
GIS Application Data Online		10,000	1	10,000
ペースマップ TOWNII (配信) 兵庫県		10,000	1	10,000
* * 小 計 * *				20,000

御買上金額	消費税等	御買上合計金額	御入金額	御請求額
20,000	2,000	22,000	0	22,000

【備考】

2月分

本伝票に記載されましたお客様の個人情報は、アフターサービス、各種キャンペーンのご案内のために利用させていただきます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年3月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・(事務費)・人件費	
13	4--3-22:振替 *29,638 RL)0ツコウヨウカイ	共通案分率 50% 25%
		それ以外の案分 100% 案分の説明 複合機パフォーマンス チャージ料 案分率 ¥29,638×50% =¥14,819 ※共通案分率を適用 ※請求書参照
3/22		

請求書



株式会社

〒651-0086 神戸市中央区磯上通6丁目1番23号
 Phone:078-265-2301 Fax:078-265-2302
 取引銀行

〒 650-0011
 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

御中

16800000

毎度格別のお引立て預かりありがとうございます。
 下記の明細の通り御請求申し上げます。

(自動引落)

担当者	検収

■請求締切日 2022/ 2/28 ■お支払予定日 2022/ 3/20 ■当月お買上高合計 29,638

前回請求額	ご入金額	繰越金額	当月お買上高		合計請求額	当月ご請求額
			税抜御買上額	消費税		
10,594	10,594	0	26,944	2,694	29,638	¥ 29,638

【*】は税込/【軽】は軽減税率

年月日 問合せ番号	商品・規格	数量	単価	お買上高 消費税	お支払高	摘要
2022/ 2/ 7 0000441660	パフォーマンスチャージ料 MPC4001カケヨ 619839 伝票単位消費税	1	26,944 (10%)	26,944 2,694		
	【伝票計】			29,638		
2022/ 2/21 0000145338	自動引落-リコーリース20日				10,594	
	【伝票計】					
	《総合計》	税抜合計	消費税	合計		
		26,944	2,694	29,638		
	税率内訳 (10.00%)	26,944	2,694	29,638		
	以下余白					

累計		¥29,638	¥10,594
----	--	---------	---------

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年3月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
14	4--3-28 振込 *41,800 W21 カ) ロツコウシヨウ	共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		備品購入費
		PJ用スクリーン
		¥41,800-
		案分率

3/28

請 求 書

(1 / 1)

お得意先コード
16771000

兵庫県議会 公明党・県民会議 議員団

(10) お問い合わせ番号 0000461271

御中

伝票日付 2022年 3月 18日

毎度ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

担当者

商品コード	品名・規格	数量	単価	金額	お客様注文No.
100146 PRS-Y100K	サンワサプライ 100インチスクリーン CDM732	1 台	38,000	38,000	



10%対象額	38,000	10%消費税	3,800	小計	38,000
8%軽減対象額		8%軽減消費税		消費税合計	3,800
8%経過対象額		8%経過消費税		合計金額	41,800

取引銀行

[*]は税込/「軽」は軽減税率

納 品 書

(1 / 1)

お得意先コード
16771000

兵庫県議会 公明党・県民会議 議員団

(10) お問い合わせ番号 0000461271

御中

伝票日付 2022年 3月 18日

毎度ありがとうございます。下記の通り納品致しました。

[*]は税込/「軽」は軽減税率

担当者

商品コード	品名・規格	数量	単価	金額	お客様注文No.
100146 PRS-Y100K	サンワサプライ 100インチスクリーン CDM732	1 台	38,000	38,000	



10%対象額	38,000	10%消費税	3,800	小計	38,000
8%軽減対象額		8%軽減消費税		消費税合計	3,800
8%経過対象額		8%経過消費税		合計金額	41,800

取引銀行

[*]は税込/「軽」は軽減税率

御見積書

兵庫県議会 公明党・県民会議 議員団 御中

見積No. GQ210726001-04

発行日 2022年3月15日

下記の通り御見積申し上げます。

件名	PJ用スクリーン(サンワサプライ)
納期	別途お打ち合わせ
引渡場所	貴社ご指定場所
支払条件	別途ご相談
有効期限	発行日より1ヶ月



取締役支店長 江熊 修三

神戸支店

〒651-0086 神戸市中央区磯上通6丁目1番23号

TEL: 078-265-2301(代) FAX: 078-265-2302

営業担当



合計金額(税込)	¥41,800
----------	---------

品名	型番	数量	単位	単価	金額	備考
サンワサプライ 100インチスクリーン	PRS-Y100K	1	台	38,000	38,000	
小計						38,000
消費税(10%)						3,800
合計金額						41,800

備考

※押印レスにつき下記記載いたします。

発行責任者

(連絡先TEL 078-265-2301/メールアドレス

担当者氏名

(連絡先TEL 078-265-2301/メールアドレス

備品台帳

年	月	日	整理 区分	会計 帳簿 番号	摘 要 ※品名、型番、使用目的等を記載	単価 (税込)	異動高				現在高			
							取得		廃棄		使用	保管	計	
							数量	価格	数量	価格			数量	価格
4	3	28	購入	3月No 14	PJ用スクリーン	41,800 円	1				1		1	41,800 円
					R3年度 計	41,800 円	1				1		1	41,800 円

※年度ごとに集計し、政務活動費収支報告書とともに議長へ提出してください。

※備品は購入単価(税込)が1件3万円以上の物品とします。

※購入単価(税込)は上限10万円(ただし、パソコンは上限15万円)。購入単価を超える備品購入に政務活動費は充当できません。

※購入総額は、1年度に上限30万円。購入総額30万円を超える備品購入に政務活動費は充当できません。

※保管場所を明らかにし、現物確認ができる状態としてください。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年3月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
15	4--3-28 振込 *100,800 W21 カ) ヒヨウシ	共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 (100%)
		案分の説明
		兵庫ジャーナル
		購読料
		R4.1月~3月分
		(12号分)
		¥100,800-
		案分率

3/28

請 求 書

2022年3月24日

兵庫県議会公明党・県民会議議員団 様

株式会社兵庫ジャーナル
代表取締役 後藤 信三
〒650-0011
神戸市中央区下山手通4丁目3番3号
ファインコート下山手6F
TEL078-333-7560 FAX078-333-7563

毎度ありがとうございます。下記のとおりご請求申し上げます。

商 品 名	数量	単位	単価	金 額
兵庫ジャーナル購読料 R4年1月~3月分 (1ヶ月1部2,800円)	12	部		100,800
			10%税込	総額(税込) ¥100,800

お振込先:

名 義: (株)兵庫ジャーナル社

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年3月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

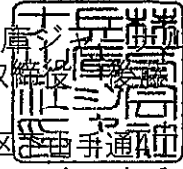
整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
16	4--3-28 振込 *330,000 W21 カ) ヒョウシ	共通案分率 50% 25%
		それ以外の案分 100% 案分の説明 委託内容は 全て政務活動にか かわるものである (別途請求書 政務調査内容 参照) ¥330,000-
3/28	HP掲載用資料作成等 (政務調査業務委託費用) R4.1月～3月分 (株)兵庫ジャーナル社	

請求書

2022年3月24日

兵庫県議会公明党・県民会議 様

株式会社兵庫ジャーナル社
代表取締役 富田 隆
〒650-0011
神戸市中央区西通町目6-13
ファインコート下山手6F
TEL078-333-7560 FAX078-333-7563



毎度ありがとうございます。下記のとおりご請求申し上げます。

商品名	数量	単位	単価	金額	消費税額
政務調査業務(R4年1月~3月分)	3	ヶ月		300,000	30,000
	合計	税抜 300,000	税額 30,000	総額	¥330,000

お振込先: [Redacted]

名 義: (株)兵庫ジャーナル社

県議会公明党・県民会議 政務調査業務内容(令和4年1月～3月)

月	日	業務内容	提出先
1	6	政務調査会の取材	
	7	〃	
	11	〃	
	28	政務調査会の原稿と写真を提出	(株)東弘様
	31	研修会(講師:善教将大・関西学院大学法学部教授)の取材	
2	2	研修会(講師:善教将大・関西学院大学法学部教授)の原稿と写真を提出	(株)東弘様
	16	第357回定例県議会質疑(越田県議)の取材	
	22	第357回定例県議会代表質問(伊藤県議)の取材	
	24	第357回定例県議会一般質問(竹尾県議)の取材	
	25	第357回定例県議会一般質問(坪井県議)の取材	
	28	第357回定例県議会一般質問(松田県議)の取材	
3	10	第357回定例県議会質疑(越田県議)の原稿と写真を提出	(株)東弘様
	〃	第357回定例県議会代表質問(伊藤県議)の原稿と写真を提出	〃
	〃	第357回定例県議会一般質問(竹尾県議)の原稿と写真を提出	〃
	〃	第357回定例県議会一般質問(坪井県議)の原稿と写真を提出	〃
	〃	第357回定例県議会一般質問(松田県議)の原稿と写真を提出	〃

令和4年3月31日 (株)兵庫ジャーナル社

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年3月分)

(会派名 公明党・県議会議員団)

整理 番号	使 途 項 目																								
17	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																								
	共通案分率	50% 25%																							
3/14	それ以外の案分	100%																							
	案分の説明 会派政務活動費 補助員業務委託料 12月・1月分 ￥298,760-																								
	<p>ご利用明細</p> <p>本日はご来店いただきありがとうございます。 ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。 裏面のご案内もあわせてごらんください。</p> <p>☆☆お振込☆☆ SMBC</p> <table border="1"> <tr> <td>お振込金額</td> <td>¥298,320</td> </tr> <tr> <td>振込手数料</td> <td>¥440</td> </tr> </table> <p>お受取人は [REDACTED]</p> <p>ナカタ ツクキ 様</p> <p>お振込人は ヒヨウコ ケンキ カイコウメイノウ ケンミンカイ キ 様</p> <p>お取扱日 4. 3. 14 電信振込</p>		お振込金額	¥298,320	振込手数料	¥440																			
お振込金額	¥298,320																								
振込手数料	¥440																								
	<table border="1"> <tr> <th>取扱店</th> <th>機番</th> <th>年 月 日</th> <th>時 刻</th> </tr> <tr> <td>[REDACTED]</td> <td>371</td> <td>4. 3. 14</td> <td>15:00</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align:right">3337</td> </tr> <tr> <th>銀行番号</th> <th>店番号</th> <th colspan="2">口座番号等</th> </tr> <tr> <td>[REDACTED]</td> <td>[REDACTED]</td> <td colspan="2">[REDACTED]</td> </tr> </table>	取扱店	機番	年 月 日	時 刻	[REDACTED]	371	4. 3. 14	15:00	3337				銀行番号	店番号	口座番号等		[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]		<table border="1"> <tr> <td>印 紙 税 申 告 納</td> </tr> <tr> <td>付 に つ き 認 可</td> </tr> <tr> <td>税 務 署 承 認 済</td> </tr> </table>	印 紙 税 申 告 納	付 に つ き 認 可	税 務 署 承 認 済
取扱店	機番	年 月 日	時 刻																						
[REDACTED]	371	4. 3. 14	15:00																						
3337																									
銀行番号	店番号	口座番号等																							
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]																							
印 紙 税 申 告 納																									
付 に つ き 認 可																									
税 務 署 承 認 済																									
	三井住友銀行																								

作業完了報告書

2022/1/31

兵庫県議会公明党・県民会議 御中

R-evolution

〒675-0031
加古川市加古川町北在家2268

TEL:079-453-6035
FAX:079-453-6035

下記の業務内容を作業致しました。

件名	政務活動費補助員業務 12月分
納品日	2022/1/31
作業内容	<p>■政務活動費補助員業務 <月次業務></p> <ul style="list-style-type: none">・議員への提出期限連絡・内容チェック・議員の会計帳簿、月別支出報告書の作成・会派の会計帳簿、月別支出報告書の作成・修正作業・事務局との連絡

作業完了報告書

2022/2/28

兵庫県議会公明党・県民会議 御中

R-evolution



〒675-0031
加古川市加古川町北在家2268

TEL:079-453-6035
FAX:079-453-6035

下記の業務内容を作業致しました。

件名	政務活動費補助員業務 1月分
納品日	2022/2/28
作業内容	■政務活動費補助員業務 <月次業務> <ul style="list-style-type: none">・議員への提出期限連絡・内容チェック・議員の会計帳簿、月別支出報告書の作成・会派の会計帳簿、月別支出報告書の作成・修正作業・事務局との連絡

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年3月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・ <u>広報広聴費</u> ・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
18	4--3-10 振込	*121,000 W21 カ) トウウ
3/10		

共通案分率	50%
	25%
それ以外の案分	100%
案分の説明	ホームページ 保守管理料 2月分 ¥121,000-

請求書

〒650-0011
 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
 兵庫県庁 公明党控室

兵庫県議会 公明党・県民会議議員団 御中

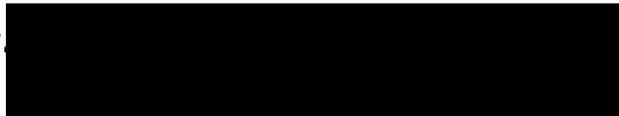
TOKO株式会社 東弘 関西支社
 〒543-0001 大阪市天王寺区上本町6-6-26
 上六光陽ビル8F
 Tel 06-6776-5201 Fax 06-6776-5205



検印			締日	日付	請求番号
			末日	2022/02/28	SK000036143

下記の通りご請求申し上げます。

◎お振込みは右記銀行口座へお願い致します
 口座名義：株式会社 東弘
 カナ名義：カ)トウコウ



今回売上額	消費税額	今回ご請求額
¥110,000	¥11,000	¥121,000

年月日	品名 / 詳細	数量	単価	売上金額	消費税額	税込金額
2022/02/01~2022/02/28	更新・管理・保守費 ホームページ管理費	1	110000	110,000	(10%) 11,000	121,000

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年) 3 月分
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・ <u>広報広聴費</u> ・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
19	4--3-31 振込	*121,000 W21 カ) トウウ
3/31		

案分率	共通案分率	50%
		25%
	それ以外の案分	100%
	案分の説明	小-α10-ジ 保守管理料 3月分 ¥121,000

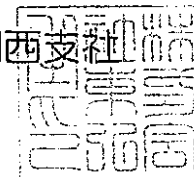
請求書

TOKO株式会社 東弘 関西支社

〒543-0001 大阪市天王寺区上本町6-6-26

上六光陽ビル8F

Tel 06-6776-5201 Fax 06-6776-5205



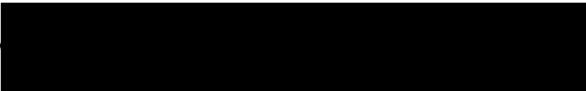
〒650-0011
兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県庁 公明党控室

兵庫県議会 公明党・県民会議議員団 御中

検印			締日	日付	請求番号
			末日	2022/03/31	SK000037476

下記の通りご請求申し上げます。

◎お振込みは右記銀行口座へお願い致します。



口座名義：株式会社 東弘
カナ名義：カ)トウコウ

今回売上額	消費税額	今回ご請求額
¥110,000	¥11,000	¥121,000

年月日	品名 / 詳細	数量	単価	売上金額	消費税額	税込金額
2022/03/01~2022/03/31	更新・管理・保守費 ホームページ管理費	1	110000	110,000	(10%) 11,000	121,000

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年 3 月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
20	4--3-31 振込	*8,400 W21 29I#3P9"Jホ
3/31		

共通案分率	50%
	25%
それ以外の案分	100%
案分の説明	全国農業新聞 購読料 (R3.4月～ R4.3月) ¥8,400-

案分率

請求書

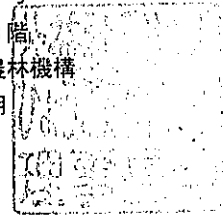
〒 650-0011
兵庫県神戸市中央区
下山手通 5-10-1

兵庫県公明党・県会議議員団
000-0-022 281000469

様

令和 年 月 日
伝票No. S2203112800160

〒 650-0011
兵庫県神戸市中央区
下山手通 4丁目 15番 3号
兵庫県農業共済会館内 3階
公益社団法人ひょうご農林機構
理事長 新岡 史朗



全国農業新聞購読料 未納額分及び 令和03年04月 ~ 令和04年03月 分購読料を
下記の通り御請求申し上げます。

請求総額 金 8,400 円也

未納額(円)	当期請求額(円)	請求総額(円)
0	8,400	8,400

(当期購読料請求額明細)

品名	年月	部数	単価	金額	備考
全国農業新聞購読料	R03年04月	1	700	700	
	R03年05月	1	700	700	
	R03年06月	1	700	700	
	R03年07月	1	700	700	
	R03年08月	1	700	700	
	R03年09月	1	700	700	
	R03年10月	1	700	700	
	R03年11月	1	700	700	
	R03年12月	1	700	700	
	R04年01月	1	700	700	
	R04年02月	1	700	700	
	R04年03月	1	700	700	

備考

振込先

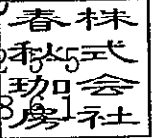
公益社団法人ひょうご農林機構

公益社団法人ひょうご農林機構

請 求 書

〒 650-0011
 神戸市中央区下山手通
 5-10-1

株式会社 春秋珈房



〒652-0815 神戸市兵庫区三川口町2-5-5
 TEL 078-578-8885
 FAX 078-578-8886

兵庫県議会公明党県民会議議員団 様

振込銀行

カ) シュンジュウコウボウ

締 日	御得意先コード	御請求先コード	担 当 者	請 求 書 No.	頁
2022年03月25日	003024	003024	000003	00039694	1

前回御請求額	今回御入金額	御 繰 越 額	今回御買上額	今回消費税	税込御買上額	今回御請求額
3,024	3,024	0	2,800	224	3,024	3,024


月 日	伝 票 No.	商 品 名	単 位	数 量	単 価	金 額
03/03	00145475	HOTコート (DX) ※	Kg	1.00	2,800	2800
03/11	00062978	入金 振込				△3024
		8.00 % 対象 ※ (税抜)		2,800	消費税	224
		※は軽減税率対象品目				

上記の通り御請求申し上げます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和4年〆月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理番号	使途項目																																																												
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																																																												
22	<h2 style="text-align: center;">領収書</h2> <p style="text-align: right;">様</p> <table border="0"><tr><td>[別納引受]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>第一種定形外(規格内)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>@210</td><td>2通</td><td>¥420</td></tr><tr><td colspan="2">小計</td><td>¥420</td></tr><tr><td>第一種定形外(規格内)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>@140</td><td>10通</td><td>¥1,400</td></tr><tr><td colspan="2">小計</td><td>¥1,400</td></tr><tr><td>第一種定形外(規格内)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>@120</td><td>35通</td><td>¥4,200</td></tr><tr><td colspan="2">小計</td><td>¥4,200</td></tr><tr><td>郵便物引受合計通数</td><td>47通</td><td></td></tr><tr><td>課税計(10%)</td><td>¥6,020</td><td></td></tr><tr><td>(内消費税等)</td><td>¥547</td><td></td></tr><tr><td>非課税計</td><td>¥0</td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td>¥6,020</td><td></td></tr><tr><td>お預り金額</td><td>¥10,000</td><td></td></tr><tr><td>おつり</td><td>¥3,980</td><td></td></tr></table>  <p>〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 取扱日時：2022年3月30日 15:45 発行No. 220330A2216 端N96箱01 連絡先：兵庫県庁内郵便局 TEL:078-371-1770</p>	[別納引受]			第一種定形外(規格内)			@210	2通	¥420	小計		¥420	第一種定形外(規格内)			@140	10通	¥1,400	小計		¥1,400	第一種定形外(規格内)			@120	35通	¥4,200	小計		¥4,200	郵便物引受合計通数	47通		課税計(10%)	¥6,020		(内消費税等)	¥547		非課税計	¥0		合計	¥6,020		お預り金額	¥10,000		おつり	¥3,980		<table border="1"><tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td></td><td>25%</td></tr><tr><td>それ以外の案分</td><td>100%</td></tr><tr><td>案分の説明</td><td>地域政策要望会 回答書を送付 (淡路・西播磨・ 但馬・丹波地域) 郵送料 ¥6,020-</td></tr></table> <p>案分率</p>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	地域政策要望会 回答書を送付 (淡路・西播磨・ 但馬・丹波地域) 郵送料 ¥6,020-
		[別納引受]																																																											
第一種定形外(規格内)																																																													
@210	2通	¥420																																																											
小計		¥420																																																											
第一種定形外(規格内)																																																													
@140	10通	¥1,400																																																											
小計		¥1,400																																																											
第一種定形外(規格内)																																																													
@120	35通	¥4,200																																																											
小計		¥4,200																																																											
郵便物引受合計通数	47通																																																												
課税計(10%)	¥6,020																																																												
(内消費税等)	¥547																																																												
非課税計	¥0																																																												
合計	¥6,020																																																												
お預り金額	¥10,000																																																												
おつり	¥3,980																																																												
共通案分率	50%																																																												
	25%																																																												
それ以外の案分	100%																																																												
案分の説明	地域政策要望会 回答書を送付 (淡路・西播磨・ 但馬・丹波地域) 郵送料 ¥6,020-																																																												
3/30		<p>地域ごとに回答内容に 相違あり、送付枚数が 違うため、郵送料金が違う。</p> <p>本領収書は 兵庫県議会 公明党・県民会議議員団のものである</p>																																																											

678-8585
相生市旭1丁目1番3号

相生市長
谷口 芳紀 様

678-8585
相生市旭1丁目1番3号

相生市議会議員
渡邊 慎治 様

678-8585
相生市旭1丁目1番3号

相生市議会議員
後田 正信 様

678-1292
赤穂郡上郡町大持 278 番地

上郡町長
梅田 修作 様

678-1292
赤穂郡上郡町大持 278 番地

上郡町議会議員
田淵 千洋 様

671-2593
宍粟市山崎町中広瀬 133-6

宍粟市議会議員
八木 雄治 様

678-0292
赤穂市加里屋 81 番地

赤穂市長
牟禮 正稔 様

678-0292
赤穂市加里屋 81 番地

赤穂市議会議員
前川 弘文 様

678-0292
赤穂市加里屋 81 番地

赤穂市議会議員
南條 千鶴子 様

679-5380
佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1

佐用町長
庵邊 典章 様

671-2593
宍粟市山崎町中広瀬 133-6

宍粟市長
福元 晶三 様

671-2593
宍粟市山崎町中広瀬 133-6

宍粟市議会議員
西本 諭 様

679-4192
たつの市龍野町富永 1005 番地 1

たつの市長
山本 実 様

679-4192
たつの市龍野町富永 1005 番地 1

たつの市議会議員
名村 嘉洋 様

679-4192
たつの市龍野町富永 1005 番地 1

たつの市議会議員
畑山 剛一 様

〒668-0025
豊岡市幸町 7-11

但馬県民局長
登日 幸治 様

〒669-6592
美方郡香美町香住区香住 870-1

香美町長
浜上 勇人 様

671-1592
揖保郡太子町鶴 280 番地 1

太子町議会議員
井村 淳子 様

671-1592
揖保郡太子町鶴 280 番地 1

太子町議会議員
中島 貞次 様

678-1205
赤穂郡上郡町光都 2-25

西播磨県民局長
渡瀬 康英 様

671-1592
揖保郡太子町鶴 280 番地 1

太子町長
服部 千秋 様

〒667-8651
養父市八鹿町八鹿 1675

養父市長
広瀬 栄 様

〒668-8666
豊岡市中央町 2 番 4 号

豊岡市長
関貫 久二郎 様

送付先(47+所)

〒669-6592
美方郡香美町香住区香住 870-1

香美町議会議員
西谷 高弘 様

〒667-8651
養父市八鹿町八鹿 1675

養父市議会議員
川瀬 稔 様

〒669-5292
朝来市和田山町東谷 213 番地 1

朝来市議会議員
上田 幸広 様

〒668-8666
豊岡市中央町 2 番 4 号

豊岡市議会議員
竹中 理 様

〒669-3309
丹波市柏原町柏原 688

丹波県民局長
今井 良広 様

〒669-3692
丹波市氷上町成松字甲賀 1

丹波市長
林 時彦 様

〒668-8666
豊岡市中央町 2 番 4 号

豊岡市議会議員
芦田 竹彦 様

〒669-5292
朝来市和田山町東谷 213 番地 1

朝来市長
藤岡 勇 様

〒669-6792
美方郡新温泉町浜坂 2673-1

新温泉町長
西村 銀三 様

〒669-6792
美方郡新温泉町浜坂 2673-1

新温泉町議会議員
竹内 敬一郎 様

〒669-2397
丹波篠山市北新町 41

丹波篠山市長
酒井 隆明 様

〒669-3692
丹波市氷上町成松字甲賀 1

丹波市議会議員
須原 弥生 様

〒656-0492
南あわじ市市善光寺 22 番地 1

南あわじ市長
守本 憲弘 様

〒656-2292
淡路市生穂新島 8 番地

淡路市長
門 康彦 様

〒656-8686
洲本市本町三丁目 4 番 10 号

洲本市長
竹内 通弘 様

〒656-0492
南あわじ市市善光寺 22 番地 1

南あわじ市議会議員
熊田 司 様

〒656-0021
洲本市塩屋 2-4-5

淡路県民局長
亀井 浩之 様

〒669-2397
丹波篠山市北新町 41

丹波篠山市議会議員
園田 依子 様

〒656-2292
淡路市生穂新島 8 番地

淡路市議会議員
土井 晴夫 様

〒656-2292
淡路市生穂新島 8 番地

淡路市議会議員
西村 秀一 様

〒656-8686
洲本市本町三丁目 4 番 10 号

洲本市議会議員
先田 正一 様

〒656-8686
洲本市本町三丁目 4 番 10 号

洲本市議会議員
狩野 揮史 様

〒669-2397
丹波篠山市北新町 41

丹波篠山市議会議員
隅田 雅春 様

〒669-3692
丹波市氷上町成松字甲賀 1

丹波市議会議員
藤原 悟 様

令和4年3月30日

関係市町長様

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

政務調査会長 島山 清史

政策要望に対する取組状況について

平素は、兵庫県議会公明党・県民会議の活動につきまして、ご理解・ご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

また、昨年、オンラインによる政策要望会を開催いたしましたところ、ご多用にもかかわらずご出席を賜り、貴重なご意見を頂戴しましたことに重ねてお礼申し上げます。

各市町からいただきました要望事項につきましては、新年度の県予算編成に向けた知事への重要政策提言・申入れをはじめ、本会議や各常任委員会、さらには予算特別委員会での質問等、様々な場面において、我が会派として、県当局に対して強く求めてきたところです。

本日、県議会において令和4年度当初予算が可決・成立しました。その結果、要望が実現したもの、前向きな検討がなされているもの、今後引き続き取り組む必要があるもの等、項目ごとに差異はございますが、現時点の状況につきまして、取り急ぎご報告いたします。

最後に、皆様からのご要望は、いずれも大変重要な地域課題であり、今回実現しなかった項目も含め、我が会派として今後もしっかりと取り組んでいく所存ですので、よろしくお願ひ申し上げます。

令和4年3月30日

関係市町議会公明党議員 様

兵庫県議会公明党・県民会議議員団
政務調査会長 島山 清史

市町からの政策要望に対する取組状況について

平素は、我が県議団の活動に対し多大なご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

昨年はオンラインによる政策要望会を開催しましたところ、ご多用にもかかわらずご出席を賜るとともに、貴重なご意見を頂戴しましたことに重ねてお礼申し上げます。

本日、県議会において令和4年度当初予算が可決・成立し、各市町からいただいたご要望に係る現時点の状況を、別添のとおり市町長宛て送付しておりますので、ご参考までにお送りいたします。

今回の要望は、いずれも大変重要な地域課題であり、実現しなかった項目については今後も継続して要望を行っていくなど、我が県議団としてしっかりと取り組んでいく所存です。

今後とも、公明党・県民会議議員団の活動について、ご支援・ご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(送付物参考)

令和3年度 西播磨地域 政策要望会 要望事項

【佐用町】

- 1 道路基盤の整備推進について
- 2 千種川水系治水対策事業の推進について
- 3 「ひょうご地域創生交付金」と「県版地域おこし協力隊（地域再生協働員）」にか
かかる県制度の継続および予算額等の維持について

令和3年度 地域政策要望会
市町要望事項に関する県の対応状況

市町名	佐用町	
要望項目	No. 771	1. 道路基盤の整備推進について
対 応 状 況		
<p>■一般国道373号の早期整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道373号の上石井地区は、線形不良区間を解消するため、社会基盤整備プログラムで前期(R1~R5)着手箇所として位置づけており、R3年度補正を活用し、事業着手する予定である。 今後、町と協力しながら進めていきたい。 ・ 家内地区については、歩道整備を令和3年5月に完了している。 ・ 久崎地区については、双観橋の耐震補強工事が令和3年6月に完了している。残区間についても、早期完了に向け歩道整備を進めていく。 ・ 大船~峠については、既設歩道からスクールバス停留所の区間において歩道整備を令和2年度に完了している。 <p>■各県道の整備推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上福原佐用線 山田地区については、道路拡幅工事が、今年度10月に完了した。 南中山地区については、隣接する山田地区が事業中であるため、社会基盤整備プログラムで後期(R6~R10)着手として位置付けており、今後事業着手時期について、町と協力しながら検討する。 ・ 上三河平福線 平福地区については、今年度に事業着手し、詳細設計を行っている。事業の円滑な進捗を図るにあたり、地元調整等について、町の協力をお願いしたい。 ・ 千種新宮線 明尾橋(志文)付近の冠水対策については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を活用し、平成30年度から道路嵩上げ工事に着手し、今年度完了予定である。 真宗地区については、現在、拡幅改良に併せて法面防災工事を行っており、来年度完了に向けて工事を推進する。 ・ 若桜下三河線 河崎地区の歩道未設置箇所については、令和元年度から法面防災工事にあわせて歩道拡幅工事を実施し、昨年度に完了した。 		
作成課	県土整備部土木局道路街路課、道路保全課	

令和3年度 地域政策要望会
市町要望事項に関する県の対応状況

市町名	佐用町	
要望項目	No. 772	千種川水系治水対策事業の推進について
対 応 状 況		
<p>■千種川（佐用町）の河川整備等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 激甚化・頻発化する豪雨災害を踏まえ策定した「河川対策アクションプログラム(令和2～10年度)」に基づき、①河川改修等の推進、②既存ダムの有効活用、③中上流部対策、④超過洪水に備えた堤防強化、⑤堆積土砂撤去の事前防災対策を加速化し、重点的に推進する。 <p>■土砂災害対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県では、現在「第4次山地防災・土砂災害対策計画（R3～R7）」に基づき土砂災害対策に取り組んでおり、土砂災害特別警戒区域（R区域）に指定された谷出口周辺やがけ直下に人家がある箇所、土砂災害警戒区域（Y区域）に要配慮者利用施設や緊急輸送道路がある等緊急性の高い箇所を優先して整備を推進している。 ・ 土砂災害対策を着実に進めるため、貴町におかれても、地元調整等の協力をお願いする。 		
作成課	県土整備部土木局河川整備課、砂防課	

令和3年度 地域政策要望会
市町要望事項に関する県の対応状況

市町名	佐用町	
要望項目	No. 773	「ひょうご地域創生交付金」と「県版地域おこし協力隊（地域再生協働員）」にかかる県制度の継続および予算額等の維持について

対 応 状 況

【ひょうご地域創生交付金について】

ひょうご地域創生交付金については、地域創生に資する新たな地財措置が講じられたほか、国の交付金活用に向けた企画立案支援の運用改善が充実してきており、市町における国交付金活用の余地が大きいことから、事業を廃止する。県では引き続き、市町の国交付金申請をサポートしていく。

なお、令和4年度については経過措置として予算規模を1/2に縮減して実施する。

【県版地域おこし協力隊（地域再生協働員）について】

- ・地域の課題やニーズに応じた多様な人材の発掘に一定の成果を上げたため、令和4年度の新規採用は行わず、今後は、集落元気度調査の結果と市町の集落対策方針等を踏まえながら、県の広域的な役割として、これまで発掘された人材が市町域を超えて活躍できる仕組みを検討する。また、一般社団法人「兵庫県地域おこし協力隊ネットワーク」等と連携し、国の地域おこし協力隊、集落支援員など、国制度の活用を支援していく。
- ・なお、現在着任している隊員については、活動に支障が生じないように、各隊員の任期が通算3年間を超えない期間、措置を継続する。

1 制度概要

(1) 国制度との比較

	県版地域おこし協力隊 (地域再生協働員)	国版地域おこし協力隊
受入対象市町	5集落以上の小規模集落を有する22市町	条件不利地域（過疎、振興山村、離島）を有する等17市町
採用対象人材	集落近隣に在住の県・市町職員OB、地域おこし協力隊OB、NPO職員等（集落の事情に詳しい比較的身近な外部人材）	都市地域（三大都市圏等）から条件不利地域へ住民票を移動し、生活の拠点を移す者（都会の外部人材）
予算措置	地方創生交付金活用	特別交付税措置

(2) 負担スキーム

- ・上限額 280万円/人（国庫1/2、市町負担金1/4）
- ・対象経費 活動経費（報償費、旅費等）

作成課	企画県民部地域創生局地域創生担当 企画県民部地域創生局地域振興担当
-----	--------------------------------------

令和3年度 西播磨地域 政策要望会 要望事項

【宍粟市】

- 1 アウトドアを核とした宍粟市北部地域活性化への支援について
- 2 県民緑税事業に係る県主体での事業実施について
- 3 基盤整備事業の推進について
- 4 水道料金の高料金対策に係る地方財政措置の拡充及び要件の緩和について

令和3年度 地域政策要望会
市町要望事項に関する県の対応状況

市町名	宍粟市	
要望項目	No. 741	アウトドアを核とした宍粟市北部地域活性化への支援について
対 応 状 況		
<p>宍粟市多自然地域活性化委員会にはひょうご観光本部もオブザーバーとして参画している。サイクリング、カヌー、登山など宍粟市の豊かな自然を活用した体験型コンテンツの開発などを地域と一体となって進めていくとともに、観光の観点から交流人口の増加・地域活性化に資する助言等を引き続き行っていく。</p> <p>また、観光庁補助金を活用し、県内各地の観光協会・民間事業者等から地域資源を活かした体験コンテンツを募集し、ひょうご観光本部とともに磨き上げを行う「ひょうご地域資源を活かした体験型コンテンツ造成・流通促進事業」を実施する。</p> <p>実施内容：①ひょうご観光本部とツーリズムプロデューサーによる現地指導 ②モニターツアーの実施 ③販売に向けた商談用観光素材集の作成</p> <p>体験コンテンツの開発にあたって必要となる受入環境整備に対して支援するとともに、旅行会社を活用した商品化・販売促進や体験型コンテンツの誘客促進を行う。</p> <p>補助率 <重点コンテンツ>2/3 上限1,000千円 <一般コンテンツ>1/2 上限 500千円</p> <p>さらに、兵庫県公式観光サイト「HyoGO!ナビ」におけるクチコミ情報や動画等により、観光スポットの魅力を紹介し、独自の観光ルートづくりを進めていく。</p>		
作成課	産業労働部 観光局 観光推進課	

令和3年度 地域政策要望会
市町要望事項に関する県の対応状況

市町名	宍粟市	
要望項目	No. 741	アウトドアを核とした宍粟市北部地域活性化への支援について
対 応 状 況		
<p>これまで、宍粟市北部地域の活性化策について、宍粟市と意見交換を進めてきており、今年5月に「宍粟市アウトドアフィールド基本構想」の策定に向けて設立された「宍粟市多自然地域活性化実行委員会」に県も参画している。</p> <p>今後も引き続き、委員会活動へ参画するとともに、事業実施段階では、国の地方創生推進交付金の活用に向けたサポートなどを通じて、当該取組を支援していく。</p>		
作成課	企画県民部地域創生局地域創生担当	

令和3年度 地域政策要望会
市町要望事項に関する県の対応状況

市町名	宍粟市	
要望項目	No. 742	県民緑税事業に係る県主体での事業実施について
対 応 状 況		
<p>県民緑税事業のうち、「緊急防災林整備（溪流対策）」、「里山防災林整備」及び「野生動物共生林整備」は、積算・発注・施工管理に専門的な森林整備知識と技術を要するため、県が事業主体となって取り組む。</p> <p>一方、森林組合等が設計から積算・施工管理が可能な「緊急防災林整備（斜面对策）」、「針葉樹林と広葉樹林の混交整備」等については、事業地や森林所有者に最も近い行政主体である市町が、優先度を踏まえた効果的な事業地の選定や地元調整、進捗管理等を一貫して行った方が円滑に進められることから、市町には事業主体として事業を担っていただくようお願いしているところである。</p> <p>しかし、令和元年度より森林環境譲与税を財源とする新たな森林管理が始まり、市町による独自施策が展開されつつあることから、県と市町の役割を整理し、令和4年度中に執行方法の見直しを行うこととしたい。</p>		
作成課	農政環境部農林水産局林務課 農政環境部農林水産局豊かな森づくり課	

令和3年度 地域政策要望会
市町要望事項に関する県の対応状況

市町名	宍粟市	
要望項目	No. 743	基盤整備事業の推進について
対 応 状 況		
<p>■国道 429 号拡幅改良（宍粟市一宮町上岸田～百千家満間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 429 号については、宍粟市一宮町三方町～百千家満間 L=1, 500m を国道 429 号（繁盛^{はんせい}拡幅）として平成 30 年度に事業着手し、現在、用地買収、道路改良工事を実施しており、引き続き事業を推進していく。 事業の円滑な推進を図るにあたり、地元調整等について、市の協力をお願いしたい。 ・ 宍粟市一宮町上岸田～百千家満間については、社会基盤整備プログラムで事業調整箇所（同一路線における先行事業の進捗を踏まえ着手時期を見極める箇所）に位置づけている。事業中区間の進捗状況を見極めながら事業着手を検討する。 <p>■国道 429 号の志引峠のトンネル化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 志引峠については、現道が未改良であることから、社会基盤整備プログラムで事業調整箇所（周辺環境の変化や、周辺の地域づくりの進展状況など社会経済情勢の動向を見極め事業化を検討する箇所）に位置づけている。周辺状況や交通状況を踏まえれば、現時点では事業化が困難であり、長期的な検討課題と考えている。 <p>■県道養父宍粟線の未改良区間の拡幅改良（宍粟市一宮町安積～福野間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該区間のうち、生栖工区については、全体 1, 300m のうち、L=1, 100m が完了している。今後、残り区間の早期整備を推進する。 ・ 福中工区については、福住橋区間を除き、L=460m が完了している。福住橋区間は、橋梁整備を進め、早期完了に向け事業推進する。 ・ 安積工区 L=600m は、昨年度に事業着手し現在、詳細設計を行っており、今年度は、用地買収を進める。 ・ 事業の円滑な推進を図るにあたり、地元調整等について、引き続き市の協力をお願いしたい。 <p>■県道加美宍粟線のバイパスの推進（宍粟市一宮町能倉～東河内(福田)間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 能倉バイパスについては、平成 30 年度に L=850m が完了し、残る L=1, 350m の区間については、令和元年度から事業着手し、現在、用地買収を進めている。 ・ 事業の円滑な推進を図るにあたり、地元調整等について、引き続き市の協力をお願いしたい。 		

■ 県道森添三方線の高見橋の橋梁架替（宍粟市一宮町森添～三方町間）

- ・ 高見橋の橋梁架替については、当面の間、事業化の予定はない。
- ・ なお、老朽化対策については、平成 29 年度に実施した橋梁点検において早期に補修が必要な損傷は見られていない。来年度に点検を実施予定であり、点検結果を踏まえて今後の老朽化対策について検討する。

■ 県道宍粟香寺線のバイパスの推進（宍粟市山崎町宇原）

- ・ 当バイパスのうち、一部区間については、平成 30 年度に戸原子ども園の開園に合わせ、市の協力を得て 1 車線で暫定供用している。完成形に向けた整備は社会基盤整備プログラムでは後期 (R6～R10) 着手に位置付けており、今後、市と協力しながら事業着手時期について検討する。

■ 県道一宮生野線の待避所の設置（宍粟市一宮町福知～神河町（砥峰高原）間）

- ・ R2 年度補正予算を活用し、一部区間について待避所設置を行っている。

■ 県道田井中広瀬線のバイパスの推進（宍粟市山崎町中広瀬）

- ・ 社会基盤整備プログラムの事業調整箇所（執行環境が整った段階で事業化を進める箇所）に位置付けている。当バイパスの整備は、国土交通省が実施する国道 29 号の整備と合わせて検討する必要があるため、国土交通省の動向や市の都市計画変更手続き等を踏まえ、今後、事業化を検討していく。

■ 県道宍粟下徳久線の歩道整備の推進（宍粟市山崎町山田）

当該区間は、社会基盤整備プログラムの前期（2019～2023）着手予定箇所に位置づけられている。起点側の国土交通省が管理する国道 29 号の交差点部の改良や周辺の道路整備などを含め、国・県・市の 3 者で協議しながら事業着手に向けた準備を進めていく。

■ 県道宍粟新宮線の交差点整備の推進（宍粟市山崎町下広瀬）

当該交差点は、国土交通省が管理する国道 29 号との交差点であることから、今後、も必要性や整備内容などについて、国、県、市の 3 者による協議を継続し、検討を進めていく。

■ 県道宍粟新宮線のトンネル化（宍粟市山崎町下比地～たつの市新宮町香山（平見地区）間）

- ・ 現道は 2 車線が確保されており、交通混雑も発生していないことから、現時点で事業化の予定はなく、長期的な課題と考えている。

■ 県道塩田三日月線の現道拡幅（宍粟市山崎町塩田～佐用町（三日月地域）間）

- ・ R2 年度補正予算を活用し、一部区間について物件調査を行う。